金 融 庁 の 1 年

（平成 29 事務年度版）

平成 30 年 12 月

金　　融　　庁

本冊子の記載内容について

１．　本冊子は、原則として平成 29 年７月１日から 30 年６月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。

２．　証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)、本冊子には記載していません。

本編・目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営
　第１章　金融庁の組織
　　第１節　金融庁の組織
　　　Ⅰ　概要 ……２
　　　Ⅱ　特命担当大臣 ……２
　　　Ⅲ　所掌事務 ……２
　　第２節　金融庁の組織再編 ……２
　　第３節　平成30年度の体制整備 ……３

　第２章　金融庁の行政運営
　　第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表 ……５
　　第２節　財務局との連携 ……６
　　第３節　人事改革等
　　　Ⅰ　組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革 ……７
　　　Ⅱ　服務規律の確保 ……９
　　　Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付 ……９
　　第４節　研究
　　　Ⅰ　金融庁における研究 ……11
　　　Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施 ……11
　　　Ⅲ　産・官・学の連携強化 ……12
　　第５節　研修
　　　Ⅰ　金融庁における研修 ……13
　　　Ⅱ　研修の実績 ……13
　　第６節　金融行政におけるＩＴの活用
　　　Ⅰ　概要 ……15
　　　Ⅱ　取組実績 ……15
　　第７節　報道・広報
　　　Ⅰ　報道対応 ……18
　　　Ⅱ　広報活動 ……18
　　第８節　情報公開等
　　　Ⅰ　開示請求の動向 ……19
　　　Ⅱ　文書管理等の状況 ……20
　　第９節　金融機関等との意見交換 ……22
　　第10節　パブリック・コメント手続の実績 ……22
　　第11節　金融行政アドバイザリー制度
　　　Ⅰ　制度の概要 ……23
　　　Ⅱ　平成29事務年度における取組み ……23
　　第12節　金融行政モニター制度
　　　Ⅰ　制度の概要 ……24

Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応　……24
第13節　金融サービス利用者相談室
Ⅰ　概要　……25
Ⅱ　相談等の受付状況　……25
第14節　政策評価への取組み　……27
第15節　金融庁業務継続計画の策定　……30
第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み……31

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
Ⅰ　経緯　……35
Ⅱ　概要　……35
第２節　店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催
Ⅰ　経緯　……38
Ⅱ　概要　……38
第３節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
Ⅰ　開示諸制度の整備　……39
Ⅱ　開示諸制度の運用　……40
Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等　……41
Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み　……42
Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み　……44
Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督　……44
Ⅶ　公認会計士の魅力向上に向けた取組み　……45
Ⅷ　ＩＦＩＡＲを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献　‥46
第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等
Ⅰ　取引所外取引に関する検討　……47
Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き　……47
Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き　……48
Ⅳ　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催　……48

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
Ⅰ　経緯　……49
Ⅱ　概要　……49
第２節　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第10号）
Ⅰ　経緯・概要　……51
Ⅱ　その他　……51
第３節　ＩＴの進展等への対応

Ⅰ　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク　……52
Ⅱ　ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブ　……52
Ⅲ　「決済高度化官民推進会議」の開催　……52
Ⅳ　金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について　……54
Ⅴ　フィンテックに係る国際的なネットワークの強化　……55
Ⅵ　「仮想通貨交換業等に関する研究会」の開催　……56
第４節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要　……58
Ⅱ　預保納付金事業について　……58
Ⅲ　預保納付金事業の見直しについて　……59
第５節　休眠預金等活用法について
Ⅰ　経緯　……60
Ⅱ　概要　……60

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
Ⅰ　金融審議会の構成　……61
Ⅱ　平成29事務年度の開催実績　……61
第２節　自動車損害賠償責任保険審議会
Ⅰ　設置　……62
Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織　……62
Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況　……62
第３節　企業会計審議会
Ⅰ　企業会計審議会の構成　……63
Ⅱ　平成29事務年度の審議状況　……63
第４節　金融トラブル連絡調整協議会
Ⅰ　経緯　……64
Ⅱ　議論の状況　……64

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第１節　政府の新しい経済政策パッケージにおける金融庁の取組み
Ⅰ　経緯等　……65
Ⅱ　金融庁関連の施策　……65
第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み
Ⅰ　「未来投資戦略2018」（平成30年６月15日閣議決定）　……67
Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年６月15日閣議決定）　・69
Ⅲ　「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」
（平成29年12月22日閣議決定）　……70
Ⅳ　「世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」
（平成30年６月15日閣議決定）　……71
第３節　金融に関する税制　……72
第４節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み　……74
Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応　……76
第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について
Ⅰ　コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み　……77
Ⅱ　改訂版スチュワードシップ・コードへの対応について　……77
Ⅲ　コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について　……78
第６節　東日本大震災への対応
Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策　……80
Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況　……81
第７節　平成28年熊本地震への対応　……82
第８節　消費者行政に関する取組み
Ⅰ　経緯等　……83
Ⅱ　工程表の作成等　……83
Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策　……83
第９節　障害者施策への対応
Ⅰ　概要　……85
Ⅱ　対応要領の周知及びアンケート調査等の実施　……85
第10節　金融経済教育の取組み
Ⅰ　経緯・概要　……86
Ⅱ　金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況　……86
第11節　家計の安定的な資産形成に関する取組み
Ⅰ　顧客本位の業務運営に関する原則　……89
Ⅱ　つみたてＮＩＳＡの普及・利用促進について　……89
Ⅲ　高齢社会における金融サービスのあり方　……91
第12節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み　……92
第13節　明治150年関連施策
Ⅰ　概要　……95
Ⅱ　金融庁の施策　……95

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り　……96

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第１節　検査・監督のあり方の見直し
Ⅰ　平成29事務年度の取組み　……98
Ⅱ　今後の取組み　……98
第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング
Ⅰ　経緯等　……100
Ⅱ　金融行政方針に基づく29事務年度のモニタリング　……100
第３節　業態横断的な金融モニタリング
Ⅰ　マクロプルーデンス　……102

Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング　……102
第４節　早期是正措置・社外流出制限措置について
Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用　……105
Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用　……107
第５節　金融上の行政処分について
Ⅰ　行政処分の趣旨　……109
Ⅱ　行政処分の業態別発動状況　……109
第６節　反社会的勢力への対応について
Ⅰ　経緯　……110
Ⅱ　これまでの対応　……110
第７節　指定紛争解決機関　……112

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き
第１節　監督指針等
Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等　……113
Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針等　……114
第２節　預金取扱等金融機関の概況
Ⅰ　主要行等の平成29年度決算概況　……115
Ⅱ　地域銀行の平成29年度決算概況　……115
Ⅲ　再編等の状況　……115
Ⅳ　不良債権処理等の推移　……116
Ⅴ　預金保険料率の変更　……118
第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング
Ⅰ　３メガバンクグループに対する金融モニタリング　……119
Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング　……119
Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング　……119
Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング　……120
第４節　自己資本比率規制等
Ⅰ　自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要　……123
Ⅱ　関連告示等の整備　……123
Ⅲ　要承認手法の承認実績（29事務年度）　……124
第５節　資本増強制度の運用状況
Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法　……124
Ⅱ　金融機能強化法　……125
第６節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み
Ⅰ　金融仲介の改善に向けた検討会議　……127
Ⅱ　企業アンケート調査　……127
Ⅲ　金融仲介の取組みの「見える化」の促進　……128
Ⅳ　経営者保証に関するガイドラインの活用促進　……128
Ⅴ　金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム　……129
Ⅵ　認定支援機関による経営支援　……129
Ⅶ　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等の積極的な活用　……130

Ⅷ　金融円滑化に向けた取組み　……130
第７節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
Ⅰ　被害及び補償の状況　……132
Ⅱ　金融機関における対応状況　……132
第８節　振り込め詐欺等への対応
Ⅰ　金融庁における取組状況　……133
Ⅱ　金融機関における取組状況　……133
第９節　銀行カードローンへの対応　……134

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針　……135
第２節　信託会社等の新規参入　……135
第３節　信託会社等に対する金融モニタリング　……135
第４節　類似商号への対応　……136

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第１節　保険会社向けの総合的な監督指針　……137
第２節　保険会社の概況
Ⅰ　平成30年３月期決算状況　……138
Ⅱ　再編等の状況　……138
第３節　保険会社に対する金融モニタリング　……140
第４節　保険会社に係る財務基準等　……141
第５節　保険商品審査態勢について　……141
第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き　……142
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き　……143

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針　……144
第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング　……145
第３節　第一種金融商品取引業
Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況　……146
Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分　……148
Ⅲ　投資者保護基金について　……148
第４節　第二種金融商品取引業
Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況　……149
Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分　……149
第５節　投資助言・代理業
Ⅰ　投資助言・代理業者の概況　……149
Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分　……149
第６節　投資運用業
Ⅰ　投資運用業者の推移　……150
Ⅱ　投資法人の推移　……150

Ⅲ　運用資産の推移 ……150
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者
Ⅰ　登録金融機関の概況 ……151
Ⅱ　取引所取引許可業者の概況 ……151
Ⅲ　金融商品仲介業者の概況 ……151
Ⅳ　高速取引行為者の概況 ……151
第８節　信用格付業者
Ⅰ　信用格付業者の概況 ……152
Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人 ……152
第９節　適格機関投資家等特例業務届出者
Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況 ……153
Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について ……153
第10節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について ……153
第11節　認定投資者保護団体 ……154
第12節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について
Ⅰ　相談件数の状況等 ……155
Ⅱ　対応 ……155

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第１節　事務ガイドライン第三分冊 ……156
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　貸金業者の概況 ……156
Ⅱ　貸金業者に対する金融モニタリング ……156
Ⅲ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況 ……157
Ⅳ　貸金業務取扱主任者の登録状況 ……157
Ⅴ　登録講習機関の講習実施状況 ……157
Ⅵ　指定信用情報機関の概況 ……157
第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き
Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況 ……158
Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング ……158
Ⅲ　前払式支払手段の払戻手続 ……158
Ⅳ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続 ……159
Ⅴ　資金移動業者の概況 ……159
Ⅵ　資金移動業者に対する金融モニタリング ……160
Ⅶ　仮想通貨交換業者の概況 ……160
Ⅷ　仮想通貨交換業者に対する金融モニタリング ……160
第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き
Ⅰ　ＳＰＣ等の概況 ……161
Ⅱ　資産の流動化の状況 ……161
第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き ……162
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き ……163

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き　……164
第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き　……165
第９節　電子決済等代行業者の監督をめぐる動き　……166
第10節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング
Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング　……167
Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング　……167

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）
Ⅰ　本制度導入の経緯　……168
Ⅱ　回答実績　……168
Ⅲ　利用上の留意点　……168

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続
Ⅰ　本照会手続導入の経緯　……169
Ⅱ　回答実績　……169
Ⅲ　利用上の留意点　……169

第16章　疑わしい取引の届出制度
Ⅰ　疑わしい取引の届出制度　……170
Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況　……170

第17章　課徴金納付命令
Ⅰ　課徴金制度について　……171
Ⅱ　課徴金納付命令等の状況　……172

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第１節　検査モニター制度　……174
第２節　意見申出制度　……174
第３節　金融モニタリング情報の収集について
Ⅰ　概要　……175
Ⅱ　情報の収集状況　……175

第４部　国際関係の動き
第19章　概括
第１節　金融規制改革を含む国際的な議論への貢献　……176
第２節　国際的な当局間のネットワーク・協力の強化
Ⅰ　米欧　……178
Ⅱ　中国　……178
Ⅲ　アジア新興国等に対する技術協力　……179

第20章　金融に関する国際的な議論
第１節　G20

Ⅰ　沿革 ……182
Ⅱ　主な議論 ……182
第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）
Ⅰ　沿革 ……185
Ⅱ　組織 ……185
Ⅲ　主な議論 ……186
第３節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）
Ⅰ　沿革 ……190
Ⅱ　組織 ……190
Ⅲ　主な議論 ……191
第４節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）
Ⅰ　沿革 ……196
Ⅱ　組織 ……197
Ⅲ　主な議論 ……198
第５節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕
Ⅰ　沿革 ……202
Ⅱ　主な議論 ……202
第６節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）
Ⅰ　沿革 ……205
Ⅱ　組織 ……205
Ⅲ　主な議論 ……206
第７節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）
Ⅰ　沿革 ……208
Ⅱ　主な議論 ……209
第８節　その他の主体
Ⅰ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ） ……210
Ⅱ　国際通貨基金（ＩＭＦ） ……211
Ⅲ　金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ） ……212

第21章　当局間の連携・協力等
第１節　経済連携協定
Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11） ……215
Ⅱ　日ＥＵ・ＥＰＡ ……215
Ⅲ　その他経済連携協定（ＥＰＡ）交渉等 ……215
Ⅳ　世界貿易機関（ＷＴＯ）による貿易政策検討制度（ＴＰＲＢ）審査 ……216
第２節　アジア地域ファンドパスポート（ＡＲＦＰ） ……217
第３節　当局間協議
Ⅰ　欧州委員会（ＥＣ） ……218
Ⅱ　英国 ……218
Ⅲ　スイス ……218
Ⅳ　日中韓 ……219

Ⅴ　中国 ……219
Ⅵ　インド ……219
Ⅶ　台湾 ……219
Ⅷ　ＵＡＥ ……220
第４節　金融技術協力
Ⅰ　概要 ……221
Ⅱ　活動実績 ……221
第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）
Ⅰ　概要 ……222
Ⅱ　活動実績 ……222

第22章　その他の課題
第１節　新たな課題に関する国際的な動き
Ⅰ　サイバーセキュリティ ……224
Ⅱ　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ） ……225
Ⅲ　金融包摂 ……226
第２節　米国トランプ政権の金融規制改革 ……227
第３節　英国のＥＵ離脱（Ｂｒｅｘｉｔ） ……227

資料編・目次

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織

資料１－１－１　金融庁の組織（平成29年度）　……229

資料１－１－２　金融担当大臣(内閣府設置法抜粋)　……230

資料１－１－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成29年７月）……231

第２節　金融庁の組織再編

資料１－２－１　金融庁の組織再編について　……232

資料１－２－２　金融庁の組織（平成30年度）　……233

資料１－２－３　金融庁の各局等の所掌事務（平成30年７月）　……234

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表

資料２－１－１　平成28事務年度　金融レポート 主なポイント　……235

資料２－１－２　平成29事務年度　金融行政方針 概要　……248

第３節　人事改革等

資料２－３－１　金融庁の改革について　……263

資料２－３－２　当面の人事基本方針　……269

資料２－３－３　当面のガバナンス基本方針　……277

資料２－３－４　金融庁の改革について（概要）　……279

第４節　研究

資料２－４－１　金融研究センター研究官・特別研究員一覧　……285

資料２－４－２　平成29事務年度に公表したディスカッションペーパー　……286

資料２－４－３　フィンテック・サミット2017（プログラム）　……287

資料２－４－４　平成29事務年度　金曜ランチョン　……288

第５節　研修

資料２－５－１　平成29年度金融庁研修体系図　……292

資料２－５－２　平成29事務年度研修実施状況　……293

第７節　報道・広報

資料２－７－１　金融庁ウェブサイトのトピックスについて　……296

資料２－７－２　平成29事務年度政府広報実績　……297

第10節　パブリック・コメント手続の実績

資料２－10－１　意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧　……299

第12節　金融行政モニター制度

資料２－12－１　金融行政モニターについて　……301

資料２－12－２　「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について　……303

第13節　金融サービス利用者相談室

資料２－13－１　相談室パンフレット　……312
資料２－13－２　金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表（平成29年４月１日～30年３月31日）　……314
第14節　政策評価への取組み
資料２－14－１　実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）　……316
資料２－14－２　金融庁における政策評価への取組み　……317
資料２－14－３　平成29年度の金融庁の取組み　……319
第15節　金融庁業務継続計画の策定
資料２－15－１　金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）＜概要＞　……324

第２部　金融に関する制度の企画及び立案
第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成29年法律第37号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
資料３－１－１　平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について　……330
第２節　店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催
資料３－２－１　店頭ＦＸ取引の市場規模……332
資料３－２－２　「店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告書の概要　……333
第３節　企業情報開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み
資料３－３－１　「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿　……334
資料３－３－２　金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループ報告（概要）（平成30年６月28日）　……335
資料３－３－３　金融審議会　ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要（平成28年４月18日）　……336
資料３－３－４　日本におけるＩＦＲＳ適用状況　……337
資料３－３－５　会計監査の信頼性確保に向けて「会計監査の在り方に関する懇談会」提言　……338
資料３－３－６　監査法人の組織的な運営に関する原則《監査法人のガバナンス・コード》　……339
資料３－３－７　監査法人のガバナンス・コードのポイント……352
資料３－３－８　監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次調査報告）　……353
資料３－３－９　監査法人のローテーション制度に関する第一次調査報告のポイント　……375
資料３－３－10　監査報告書の透明化　……376
資料３－３－11　監査基準の改訂に関する意見書　……377
資料３－３－12　ＩＦＩＡＲ組織構成及び加盟国　……394
資料３－３－13　日本ＩＦＩＡＲネットワーク　……395
資料３－３－14　日本ＩＦＩＡＲネットワーク　会員　……396

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第１節　銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備
資料４－１－１　銀行法等の一部を改正する法律の概要 ……397
第２節　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第10号）
資料４－２－１　「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の概要 ……399
第３節　ＩＴの進展等への対応
資料４－３－１　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスクの活動状況 ……400
資料４－３－２　ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブの開設 ……401
資料４－３－３　決済高度化官民推進会議について ……402
資料４－３－４　オンラインで完結する本人確認について ……403
資料４－３－５　銀行代理業に係る規制緩和等に係る内閣府令改正について ……404
資料４－３－６　フィンテック・サミット2017の開催 ……405
資料４－３－７　国際的な研究機関等と連携したブロックチェーン国際共同研究 ……406
資料４－３－８　フィンテックに係る協力枠組みの構築 ……407
資料４－３－９　仮想通貨交換業等に関する研究会 ……408
第４節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料４－４－１　振り込め詐欺救済法の制度概要 ……409
資料４－４－２　「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」報告書の概要 ……410
第５節　休眠預金等活用法について
資料４－５－１　民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の概要 ……411

第５章　審議会等の活動状況
第１節　金融審議会
資料５－１－１　金融審議会の構成 ……412
資料５－１－２　金融審議会委員名簿 ……413
資料５－１－３　諮問事項 ……414
資料５－１－４　「金融制度スタディ・グループ」メンバー名簿 ……415
資料５－１－５　金融制度スタディ・グループ中間整理の概要 ……416
第２節　自動車損害賠償責任保険審議会
資料５－２－１　自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿 ……417
資料５－２－２　第138回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について ……418
第３節　企業会計審議会
資料５－３－１　企業会計審議会の組織 ……419
第４節　金融トラブル連絡調整協議会

資料５－４－１　金融トラブル連絡調整協議会委員名簿　……420
資料５－４－２　第54回 金融トラブル連絡調整協議会　……421
資料５－４－３　第55回 金融トラブル連絡調整協議会　……424

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み
第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み
資料６－２－１　「未来投資戦略2018」における金融庁関連の主要施策　……427
第３節　金融に関する税制
資料６－３－１　平成30年度税制改正について
－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－　……429
第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について
資料６－５－１　コーポレートガバナンス改革の進捗状況　……446
資料６－５－２　スチュワードシップ・コードの受入れ状況　……447
資料６－５－３　新しい経済政策パッケージ（抜粋）　……448
資料６－５－４　コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の
対話ガイドラインの策定について　……449
資料６－５－５　改訂コーポレートガバナンス・コード　……454
資料６－５－６　投資家と企業の対話ガイドライン　……478
資料６－５－７　コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の
対話ガイドライン」の策定　……483

第６節　東日本大震災への対応
資料６－６－１　二重債務問題への対応方針　……485
資料６－６－２　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
（平成23年７月15日策定）の概要　……486
資料６－６－３　個人債務者の私的整理に関するガイドライン／
手続の流れ（概要）　……489
資料６－６－４　個人版私的整理ガイドライン運営委員会について　……490
資料６－６－５　個人債務者の私的整理に関するガイドライン　……491
資料６－６－６　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用の見直しについて（平成23年10月26日）　……502
資料６－６－７　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用の見直しについて（平成24年１月25日）　……503
資料６－６－８　「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」
の運用における決定事項～震災後に購入した
不動産の取扱いについて～（平成24年12月19日）　……504

第７節　平成28年熊本地震への対応
資料６－７－１　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
（概要）　……505
資料６－７－２　自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン　…506
資料６－７－３　「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
の債務整理成立までの流れ　……518

第８節　消費者行政に関する取組み
資料６－８－１　消費者基本計画工程表（抄）　……519
第10節　金融経済教育の取組み
資料６－10－１　大学における連携講義について　……528
資料６－10－２　各種ガイドブック　……530
資料６－10－３　若年者への消費者教育の推進に関する
アクションプログラム　……534
資料６－10－４　2017年度金融知識普及功績者一覧　……538
資料６－10－５　金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況　……542
第11節　家計の安定的な資産形成に関する取組み
資料６－11－１　投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI
について　……544
資料６－11－２　投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI
の定義　……547
資料６－11－３　投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI
を用いた分析　……548
資料６－11－４　「職場つみたてＮＩＳＡ」の概要　……551
資料６－11－５　「職場つみたてＮＩＳＡ」の展開　……552
資料６－11－６　投資教材の作成・提供　……553
資料６－11－７　つみたてＮＩＳＡ　Ｍｅｅｔｕｐの開催状況　……554
資料６－11－８　つみたてＮＩＳＡキャラクター　……555
資料６－11－９　「高齢社会における金融サービスのあり方」
（中間的なとりまとめ）について　……556

第12節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み
資料６－12－１　金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の概要　……573
資料６－12－２　金融ＩＳＡＣへの加盟状況　……574
第13節　明治150年関連施策
資料６－13－１　「明治150年」関連シンポジウム　……575
資料６－13－２　明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査　……577
資料６－13－３　明治150年関連施策金融庁ウェブサイト特設ページ　……580

第３部　金融検査・監督等
第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き
第４節　早期是正措置・社外流出制限措置について
資料８－４－１　早期是正措置の概念図　……582
資料８－４－２　「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」　……583
第５節　金融上の行政処分について
資料８－５－１　金融上の行政処分について　……584
資料８－５－２　行政処分の件数（平成14年４月～平成29事務年度）　……588

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第２節　預金取扱等金融機関の概況
資料９－２－１　主要行等の平成30年３月期決算の概要 ……589
資料９－２－２　地域銀行の平成30年３月期決算の概要 ……590
資料９－２－３　地銀の再編等の状況① ……591
資料９－２－４　地銀の再編等の状況② ……592
資料９－２－５　地銀の再編等の状況③ ……593
資料９－２－６　地銀の再編等の状況④ ……594
資料９－２－７　リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、
自己査定の違い ……595
資料９－２－８　リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係 ……596
資料９－２－９　自己査定における債権分類基準 ……597
資料９－２－10　平成29年３月期における金融再生法開示債権の状況等
（ポイント） ……598
資料９－２－11　金融再生法開示債権等の推移 ……600
資料９－２－12　全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因 ……603
資料９－２－13　金融再生法開示債権の保全状況の推移 ……604
資料９－２－14　担保不動産の評価額（処分可能見込額）と
売却実績額の推移 ……607
資料９－２－15　不良債権処分損等の推移(全国銀行) ……608
資料９－２－16　リスク管理債権額等の推移 ……611
資料９－２－17　自己査定による債務者区分の推移 ……614
資料９－２－18　金融再生プログラム ……615
資料９－２－19　不良債権比率の推移（主要行） ……616
第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング
資料９－３－１　平成29事務年度における金融モニタリングの実施状況
（業態別・地域別） ……617
資料９－３－２　平成29事務年度地域銀行モニタリング結果とりまとめ
（主なポイント） ……618
資料９－３－３　地域銀行有価証券運用モニタリング中間とりまとめ
（主なポイント） ……623
第４節　自己資本比率規制等への対応
資料９－４－１　バーゼル３の全体像 ……628
資料９－４－２　自己資本比率規制（第３の柱）及び金利リスクのモニタリング
手法等の見直しに係る告示等の一部改正（案）……632
資料９－４－３　流動性カバレッジ比率規制（第１の柱）に関する
告示の一部改正（案） ……635
資料９－４－４　自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに
報酬に関する告示等の一部改正（案）……637
資料９－４－５　自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する
告示の一部改正（案）……640
資料９－４－６　金融システムの安定に資する総損失吸収力（ＴＬＡＣ）に係る
枠組み整備の方針について……644
資料９－４－７　自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先

（平成29事務年度）　……655
第５節　資本増強制度の運用状況
資料９－５―１　経営健全化計画履行状況報告（平成29年12月）　……656
資料９－５－２　経営健全化計画履行状況報告（平成30年６月）　……660
資料９－５－３　金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要　……664
資料９－５－４　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関（平成29年３月期）　……665
資料９－５－５　（本則）経営強化計画の履行状況（平成29年３月期）の概要　……666
資料９－５－６　協同組織金融機能強化方針（平成29年３月期）の実施状況の概要　……670
資料９－５－７　金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関（平成29年３月期）　……671
資料９－５－８　（震災特例・地銀）経営強化計画の履行状況（平成29年３月期）の概要　……672
資料９－５－９　（震災特例・信金）経営強化計画の履行状況（平成29年３月期）の概要　……673
資料９－５－10　（震災特例・信組）経営強化計画の履行状況（平成29年３月期）の概要　……674
資料９－５－11　金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関（平成29年９月期）　……675
資料９－５－12　（本則）経営強化計画の履行状況（平成29年９月期）の概要　……676
資料９－５－13　協同組織金融機能強化方針（平成29年９月期）の実施状況の概要　……680
資料９－５－14　金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関（平成29年９月期）　……681
資料９－５－15　（震災特例・地銀）経営強化計画の履行状況（平成29年９月期）の概要　……682
資料９－５－16　（震災特例・信金）経営強化計画の履行状況（平成29年９月期）の概要　……683
資料９－５－17　（震災特例・信組）経営強化計画の履行状況（平成29年９月期）の概要　……684
資料９－５－18　新たな「経営強化計画」の概要（平成29年９月公表）　……685
第６節　金融仲介機能の質の改善に向けた取組み
資料９－６－１　企業アンケート調査結果　……687
資料９－６－２　金融仲介機能のベンチマーク　……690
資料９－６－３　民間金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績　……692
資料９－６－４　「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について　……693
資料９－６－５「経営者保証に関するガイドライン」等の実態調査結果　……694

資料９－６－６　年末における中小企業・小規模業者に対する
金融の円滑化について　……704
資料９－６－７　日銀短観Ｄ．Ｉ．の推移　……708
資料９－６－８　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表　……709
資料９－６－９　不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達　……710
資料９－６－10　金融機関における貸付条件の変更等の状況　……711
第７節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応
資料９－７－１　偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し
（被害発生状況・補償状況）　……712
資料９－７－２　偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況　……718
第９節　銀行カードローンへの対応
資料９－９－１　銀行カードローン検査　中間取りまとめ　主なポイント　‥721
資料９－９－２　カードローンホットラインの開設について　……726

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　信託会社等の新規参入
資料10－２－１　信託会社等の新規参入状況　……727

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き
第２節　保険会社の概況
資料11－２－１　生命保険会社の平成30年３月期決算の概要　……728
資料11－２－２　損害保険会社の平成30年３月期決算の概要　……729
資料11－２－３　生命保険会社一覧表　……730
資料11－２－４　損害保険会社一覧表　……731
資料11－２－５　保険持株会社一覧表　……732
資料11－２－６　生命保険会社の推移　……733
資料11－２－７　損害保険会社の推移　……734

第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－６－１　少額短期保険業者登録一覧　……735
第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き
資料11－７－１　認可特定保険業者一覧　……738

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き
第３節　第一種金融商品取引業
資料12－３－１　金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移　‥‥739
資料12－３－２　国内証券会社の平成29年度決算概況　……740
資料12－３－３　株式市況と証券会社の損益の推移　……741
資料12－３－４　投資者保護基金の概要　……742
第４節　第二種金融商品取引業
資料12－４－１　金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移　‥‥743
第５節　投資助言・代理業
資料12－５－１　金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移　……744

第６節　投資運用業
資料12－６－１　金融商品取引業者（投資運用業）数の推移 ……745
資料12－６－２　投資法人の新規上場について ……746
資料12－６－３　投資信託の純資産総額の推移 ……747
第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者
資料12－７－１　登録金融機関数の推移、金融商品仲介業者数の推移 ……748
第８節　信用格付業者
資料12－８－１　信用格付業者登録一覧 ……749
第９節　適格機関投資家等特例業務届出者
資料12－９－１　適格機関投資家等特例業務届出者数の推移 ……750
第10節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について
資料12－10－１　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について ……751

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き
第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き
資料13－２－１　貸金業務取扱主任者資格試験実施状況 ……753
第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き
資料13－６－１　確定拠出年金運営管理機関登録数の推移 ……754

第16章　疑わしい取引の届出制度
資料16－１　疑わしい取引の届出制度の概念図 ……755

第17章　課徴金納付命令
資料17－１　調査から課徴金納付命令までの流れ ……756
課徴金制度に係る手続等の流れ ……757
資料17－２　課徴金納付命令の実績 ……758

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策
第２節　意見申出制度
資料18－２－１　意見申出実績 ……761
第３節　金融モニタリング情報の収集について
資料18－３－１　金融モニタリング情報収集窓口 ……762

巻末資料１　最近の主な金融関連立法 ……763
巻末資料２　この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
（平成29事務年度） ……764
金融庁の所在地等 ……769

本　編

第１部　金融庁の組織及び行政運営

第１章　金融庁の組織

第１節　金融庁の組織（資料１－１－１～３参照）

Ⅰ　概要

金融庁は、平成 12 年７月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13 年１月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第 53 条第２項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の３局のほか、同法第 54 条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、29 年度末現在、全体で一般職 1,575 名及び特別職５名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員２名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員１名）の体制となっている。

Ⅱ　特命担当大臣

内閣府設置法第 11 条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ　所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第２節　金融庁の組織再編（資料１－２－１～３参照）

金融庁が発足した当時に課題であった不良債権問題等は現在では収束し、金融行政が抱える課題も、金融仲介機能の一層の発揮やつみたてＮＩＳＡ等による長期・積立・分散投資の定着による家計の安定的な資産形成の促進、更には、ＩＴ技術の革新等に対応する制度設計などへと変化してきた。こうした新しい課題に的確に対応していく観点から、平成 30 年７月 17 日に組織再編を行った。

具体的には、総務企画局及び検査局を廃止する一方、総合政策局及び企画市場局を新設し、監督局と併せて３局体制とした。

総合政策局においては、金融行政全体を俯瞰し、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、プルーデンスやＩＴ、リスク管理等の専門分野別機能を強化する。また、企画市場局においては、市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。更に、監督局においては、金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、業態ごとのオンサイトモニタリング（検査）とオフサイトモニタリング（監督）を一体化する。

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更はない。

＜組織再編後の体制＞

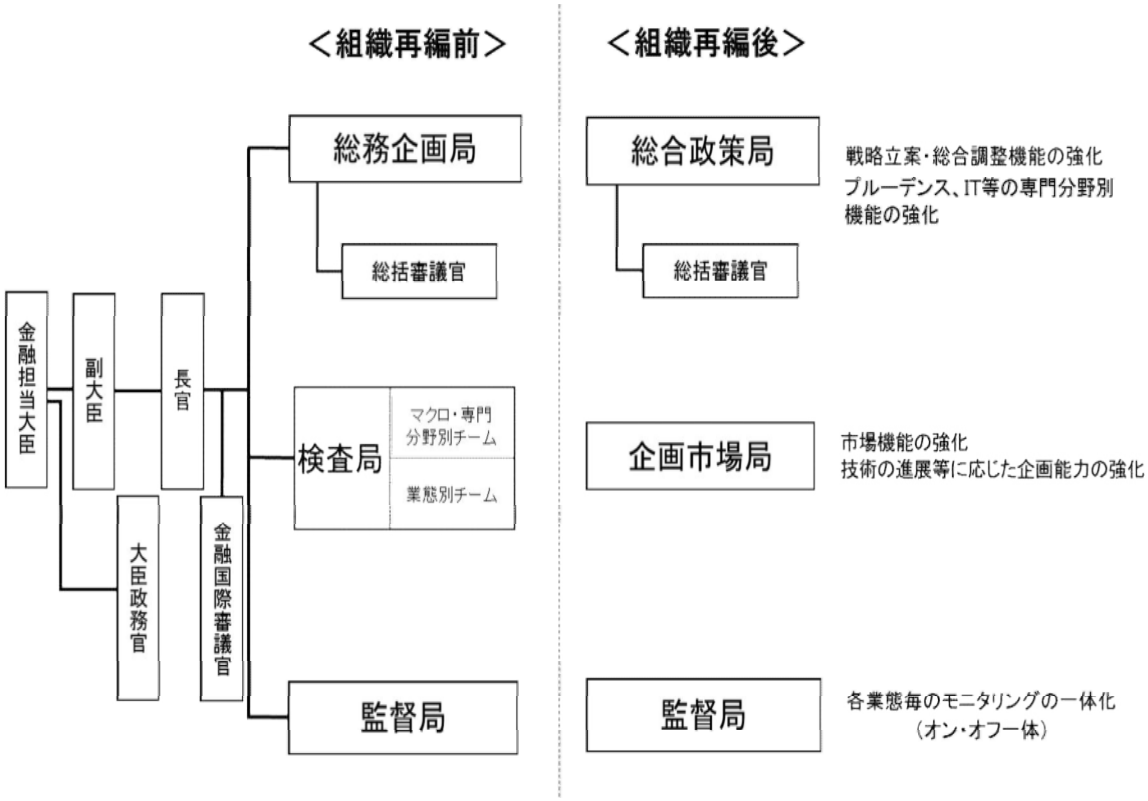

第３節　平成 30 年度の体制整備（資料１－２－２～３参照）

現下の政策課題に的確に対応すべく、20 人の増員を行い、13 人の定員合理化減等により、７人の純増となった。また、政策立案参事官及び参事官（フィンテック担当）の設置等の体制整備を行うこととした。

○　金融行政の戦略立案機能の強化〔４人〕
　　－証拠に基づく政策立案（ＥＢＰＭ）の推進等

○　金融行政の専門性の向上〔２人〕
　　－マネー・ローンダリングなど業態横断的な課題への対応強化

○　フィンテック対応・企画能力の強化と市場機能の向上〔５人〕

○　実効的な監督・監視体制の整備〔６人〕
　　－電子決済等代行業者・高速取引行為者などへの対応強化

○　その他〔３人〕

【定員の推移】

定員の推移	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
増　員 (A)	25	22	19	18	20
定員合理化減等 (B)	▲16	▲12	▲14	▲14	▲13
純　増 (A-B)	9	10	５	４	7
年度末定員	1,556	1,566	1,571	1,575	1,582

第２章　金融庁の行政運営

第１節　「金融行政方針」・「金融レポート」の策定・公表（資料２－１－１、２－１－２参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（平成25事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、26事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、27事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を目指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表している。各事務年度、これに基づく行政を実施するとともに、PDCAサイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価し、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させている。

そのため、29事務年度においては、「平成28事務年度 金融行政方針」の進捗状況や実績等の評価について、29年10月に「平成28事務年度 金融レポート」として公表するとともに、これを踏まえ、29年11月に「平成29事務年度 金融行政方針」を公表した。

「平成29事務年度 金融行政方針」において、金融庁は、引き続き、

① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮、
② 利用者保護/利用者利便、
③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すことが金融行政の目標である旨を明確にしている。

また、29事務年度には、外部からの意見や批判等を金融行政に継続的かつ的確に反映させるため、政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、各種有識者会議を活用した。

第２節　財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換を行っている。

１．財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年４回（29 事務年度は８、10、２、４月）、定例的に開催している。会議には、近畿財務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

２．理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年２回（29 事務年度は 11、３月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

３．地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

29 事務年度（29 年 10～12 月に実施）は、地域金融機関と「金融行政方針」等についてフリーディスカッションを行ったほか、中小企業に対して、金融仲介の改善に向けた取組み等の説明を行った。

第３節　人事改革等

Ⅰ　組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革

金融を取りまく内外の環境が急激に変化を続ける中で、金融行政の目的を実現し、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革する組織に改革していく必要がある。

そのために不可欠な組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革について、以下の取組みを進め、金融庁内のみならず、外部有識者等とも議論を重ねた上で、改革の基本的な考え方と全体像を「金融庁の改革について」、組織文化（カルチャー）の改革を「当面の人事基本方針」、ガバナンスの改革を「当面のガバナンス基本方針」として取りまとめ、平成 30 年７月４日に公表した。（資料２－３－１～４参照）

１．真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

全ての職員が、「国民のため、国益のために働く」という基本原理を共有するため、職員が持つべき心構えである「金融庁職員のあり方」を改訂し、360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

２．新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

内外の環境変化に対応していくためには、中長期的・大局的な観点から適切な課題（アジェンダ）を設定し、それを実現する力のある、課題設定型のリーダーを育成する必要がある。そのため、管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

３．金融行政の質の向上を可能とする多様で専門性の高い組織

多様化・複雑化する行政課題に的確に対応していくためには、金融行政を支える職員一人ひとりが資質を向上できるよう、中長期的な視点に立ち、計画的に人材育成を進めていく必要がある。こうした観点から、以下の各項目について、職員の資質向上に向けた取組みを行った。

（１）各専門分野における人材育成

金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、それぞれの専門分野ごとに求められる人材育成のあり方について議論を開始した。

また、高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。

【出向の状況】　（単位：人）

	29年３月１日現在	30年３月１日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	28
民間企業等	15	17
地方自治体	５	５
大学教授	２	２
計	46	52

（新規派遣先）監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）事務局、バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）事務局、草津市

そのほか、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成するため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

【大学院への留学等の状況】　（単位：人）

	28年度	29年度
国内大学院（会計、ＩＴ、金融等）	11	9
海外大学・大学院（法科、ＭＢＡ等）	18	22
計	29	31

（２）外部専門家の採用・登用等

外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用・登用した。

【外部専門家の登用状況】　（単位：人）

	29年３月１日現在	30年３月１日現在
弁　護　士	33	34
公認会計士	67	71
不動産鑑定士	５	４
アクチュアリー	８	８
研　究　者	１	１
情報処理技術者	36	33
金融実務経験者	218	207
計	368	358

４．ワークライフバランスを実現する職場環境

金融庁全体で超過勤務縮減の数値目標を設定し、業務の効率化等を通じた超過勤務の縮減を推進するとともに、リフレッシュ休暇取得の促進やテレワークの実施拡大等を通じ、斬新な発想が湧き出るためのワークライフバランスの実現に向けて取り組んだ。

Ⅱ　服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

（１）非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（29 年 12 月、30 年６月）。

（２）課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施した（29 年 11 月）。

（３）全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した（全 15 回）。

（29 事務年度における懲戒処分等の件数）

懲戒処分	矯正措置
１件	１件

Ⅲ　法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、29 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは０件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、29 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは８件である。

〇法令等遵守調査室のメンバー（30 年６月１日現在）

室長　田中　豊　　（総務企画局参事）
　　飯田　龍太　　（監督局保険課）
　　岩井　宏樹　　（監督局証券課）
　　大澤　貴史　　（検査局総務課）

小宮　俊　　（監督局総務課）
昆野　明子　　（検査局総務課）
鈴木　俊裕　　（総務企画局市場課）
高橋　良輔　　（検査局総務課）
中馬　慎子　　（審判官）
渡部　孝彦　　（総務企画局企業開示課）
顧問　久保利　英明　（総務企画局参事）

第４節　研究

Ⅰ　金融庁における研究

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成13年７月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22年９月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター（以下「センター」という。）、英語名Financial Research Center(通称：ＦＳＡ Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ　金融行政の参考となる調査研究の実施

センターでは、庁内各部局の要望に基づいた調査・研究・分析を行っている。30年６月末現在における研究プロジェクト及びそれらに従事する研究官・特別研究員については、資料２－４－１参照。

29事務年度におけるセンターでの主な調査・研究・分析には、「金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察」、「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方」等がある。

前者においては、銀行経営における事業性評価の位置付け、または狙いによってどのようなビジネスモデルが存在するかを明らかにすると共に、各ビジネスモデルの定量的・定性的な効果を分析した。また、事業性評価の取組みを実現するための必要条件の把握を通じ、事業性評価の要諦、及び水平展開の可能性について検証がなされた。

後者においては、家計部門における投資資産の積み増しを妨げている原因を探るため、投資意識調査、金融リテラシー調査、金融機関のフィデューシャリー・デューティー実践度等に関する包括的な調査を行った。また、普段金融機関から受けているサービスの特徴に加え、金融リテラシーが高い層、金融機関を信頼できる専門家であると認識している層、金融機関に高い満足度を持っている層について、それぞれの要因分析等を行った。分析結果より、金融機関が顧客のニーズを丁寧に聞いてそれに見合った商品を提案すること、銘柄分散、時間分散、定期的な資産運用診断等、中身の濃い提案の時間を設けることが、顧客のリテラシー向上、投資商品の購入開始、あるいは積み増しを促進する上で重要であることが示された。

29事務年度の調査研究の成果は、計７本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「ＤＰ」という。）にまとめられ、ウェブサイト上で公表した。なお、

各ＤＰの公表に先立ち、庁内関係者の出席を得て、研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催することで、庁内へのフィードバックを行った。29 事務年度に公表されたＤＰについては、資料２－４－２参照。

Ⅲ　産・官・学の連携強化

１．シンポジウムの開催（資料２－４－３参照）

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等をテーマに、シンポジウム等を開催している。

29 事務年度は、29 年９月に、日本経済新聞社、Fintech 協会との共催により、国際シンポジウム「フィンテック・サミット 2017」を開催した。本シンポジウムでは、日本、アジア、欧米等の有識者や当局者等を招聘し、オープン・イノベーション、ブロックチェーン、規制当局の役割、金融技術の新領域（銀行・保険・証券分野）、アジア地域でのフィンテックに関する取組み等について活発な議論が行われた。

２．研究会等の開催

主に中堅・若手研究者が金融に関する最先端の研究内容を発表し、また庁内の中堅・若手職員が金融行政の実務を説明し、その両者の議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的とする「金融経済学勉強会」を、大学等研究機関に所属する研究者及び庁内職員の参加を得て開催している。29 事務年度は合計 14 回開催した。

３．昼休み勉強会（金曜ランチョン）の開催（資料２－４－４参照）

様々な分野において専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマにした勉強会を開催している。29 事務年度は合計 37 回開催した。

第５節　研修

Ⅰ　金融庁における研修

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ　研修の実績

１．概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の３区分で構成される。

なお、一部の研修については、財務（支）局等の職員も受講することから、財務省との共同研修を開催している。

２．平成 29 年度の研修方針及び研修計画（資料２－５－１参照）

29 年度の研修についても、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に資する研修の充実を図ることを基本的な方針とし、研修計画を策定した。

３．29 事務年度の研修実施状況（資料２－５－２参照）

（１）概況

29 事務年度については、研修効果を高めるために、研修内容等の見直しを行い、また、30 事務年度以降の研修に業務上のニーズを一層反映させるために研修内容等の検証を行いつつ、計 84 コースの研修を実施した。また、金融行政を担う財務（支）局等職員に対して、モニタリング業務を行うために必要となる知識習得やモニタリング力向上等に資する研修等について研修動画及び資料等の一層の共有を図った。

（２）研修区分ごとの研修実施状況

ア．一般研修

金融の一層のグローバル化に対応するため、実践的な語学力の維持・向上等を目的とした「英語研修」、「中国語研修」及び「仏語研修」を実施したほか、金融行政及び最新の金融・経済情勢等に関する知識を深め、組織全体のスキルの底上げを図るため、全職員を対象にした金融行政必修研修を実施し、マクロ経済の動向、最近の金融情勢、FinTech の最新動向や今後の展開、金融機関に対する影響や課題等について解説した。また、管理職員のマネジメント能力向上を目的とした「管理者向けマネジメント研修」においては座学よりも実践的

なグループワークを中心とする内容へ変更したほか、客観的・俯瞰的な組織視点獲得のために異業種交流セミナーを新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する実務研修については、モニタリング課程の「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」を実施した。また、ファイナンスにかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「ファイナンス研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、職員のグローバルな観点でのスキル向上を目的とした「国際人材育成研修」及び「米国証券アナリスト（CFA）コース」、公認内部監査人資格の取得を目的とした「通信研修（公認内部監査人コース）」などを実施した。

（３）「モニタリング基礎」、「モニタリング実務研修」

「モニタリング基礎研修」、「モニタリング実務研修」等においては、以下、ア.～ウ.のように、研修効果や業務上のニーズに対応するための研修を新たに実施又は拡充を図った。

ア. 実際のモニタリング事例に基づくワークショップ、ケーススタディ、グループワークなど、より実践的な研修を実施した。

イ. 金融機関の業務、中小企業の事業やニーズ等の理解を目的としたグループワーク、パネルディスカッション及び実地研修等を拡充した。

ウ. 銀行業務等や中小企業診断士の通信研修を新たに実施した。

また、以下、エ.～カ.のように、継続（フォローアップ）研修の導入、研修機会の拡充、未受講者への対応の強化といった取組みを強化した。

エ. 従前実施していた夏期、冬期の研修のほか、財務（支）局等職員の研修機会の拡充に考慮し地方財務（支）局で秋期、春期の研修を実施した。

オ. 研修機会拡充の観点から、Skype を活用した研修を新たに実施した。

カ. 未受講者への対応として研修資料、講義録共有によるアーカイブ化の取組みを強化した。

第６節　金融行政におけるＩＴの活用

Ⅰ　概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成29年５月、「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「ＩＴ宣言・官民データ計画」という）が閣議決定されている。金融庁においても、情報化統括責任者（ＣＩＯ：Chief Information Officer)、情報化副統括責任者（副ＣＩＯ）及び専門的な知識を有するＣＩＯ補佐官等を構成員とする金融庁ＰＭＯ(Portfolio Management Office)の統括のもと、以下の取組みを行っている。

①　金融庁におけるＩＴ戦略（中長期計画）の策定
②　情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
③　セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成
④　情報セキュリティ対策の推進

Ⅱ　取組実績

１．金融庁におけるＩＴ戦略（中長期計画）の策定

ＩＴ宣言・官民データ計画等に基づき、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すため、平成30年１月に「デジタル・ガバメント実行計画」が、ｅガバメント閣僚会議において決定されたところ。

金融庁においても、ＩＴガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現していくため、ＩＴ戦略として「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を30年６月に策定した。本計画における重点項目として、以下を掲げている。

①　ＩＴガバナンスの強化
②　利用者中心の行政サービスの実現
③　効率的・効果的な行政運営の実現（業務基盤の整備）
④　変化に強いモニタリング等システムの構築（官民連携基盤の整備）
⑤　新たな情報技術変化への対応

なお、本計画の実施に当たっては、ＣＩＯ及び副ＣＩＯがリーダーシップを発揮し、当庁全体の合意形成を図りつつ、限られた財源・人員等のリソースを最大限有効に活用することで、全体最適化を図りながら、戦略的に取り組んでいくこととしている。

２．情報システム調達の適正化及びコスト削減の取組み

（１）情報システム調達の適正化

情報システムの調達に当たっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、ＣＩＯ、副ＣＩＯ、各局総務課長及びＣＩＯ補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

① システムの仕様が使途・目的に照らして適切なものとなっているか、

② 調達予定価格が過去のＳＥ単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

（２）コスト削減への取組み

「政府情報システム改革ロードマップ」に基づき、金融庁においても、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行に取り組んでいる。

また、一定条件の調達案件については、情報システム投資計画書を策定のうえ、投資による効果を明らかにし、予算執行過程における適切な目標管理に取り組んでいる。

３．情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年８月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシーを定め、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、29 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

（１）教育・訓練

ア．情報セキュリティに関する対処能力の向上等

ＮＩＳＣ（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加し、セキュリティインシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁ＣＳＩＲＴ（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

イ．庁内の職員を対象とした研修等

庁内の職員を対象として、以下の研修等を実施した。

① 全職員を対象とした、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修や、金融庁情報セキュリティポリシーおよび規則、実施手順の運用の徹底を図る

ための自己点検

② 幹部職員を対象とした情報セキュリティ研修

③ 職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか確認するための不審メール訓練

（２）技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や、昨今のサイバー攻撃の高度化、巧妙化を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の導入を実施した。

（３）情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、ＮＩＳＣが実施するマネジメント監査及びペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

４．セキュリティ・ＩＴ人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・ＩＴ人材育成総合強化方針」が 28 年３月に策定された。同方針に基づき、当庁においても同年８月に「金融庁セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を策定し、29 年８月に改訂を行っている。

29 年度においては、改訂後の計画に基づき次の取組みを進めた。

① 体制の整備

② 有為な人材の確保

③ セキュリティ・ＩＴ人材育成支援プログラム

④ 一般職員の情報リテラシーの向上

⑤ 適切な処遇の確保

第７節　報道・広報

Ⅰ　報道対応

１．報道発表及び記者会見等の実施

毎週２回の閣議後に実施している大臣記者会見（91 回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（41 回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：447 件）。

Ⅱ　広報活動

１．金融庁ウェブサイト等による広報の充実（資料２－７－１参照）

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（ＨＰのトップページ上段）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

平成 29 事務年度は、30 年１月より開始されたつみたてＮＩＳＡについて、制度のさらなる普及・定着のため、ＮＩＳＡ特設ウェブサイトにて、情報の拡充を行ったほか、政府広報の活用、マスコミからの取材対応を積極的に行った。

また、金融リテラシー向上のための取組みの１つとして、国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材をＮＩＳＡ特設ウェブサイトに掲載した。マネー・ロンダリング・テロ資金供与対策に関して、特設サイト「金融機関窓口などでの取引時の情報提供にご協力ください」を設け、金融機関の利用者に向けて協力要請を行った。

このほか、29 年９月、30 年２月及び５月には、政務三役が地域に赴き、重要政策について説明し、現場の方々と意見交換する「車座ふるさとトーク」を実施した。

２．海外に対する情報発信の強化

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週１回発行するとともに、海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

３．政府広報の活用（資料２－７－２参照）

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、資料２－７－２のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

第８節　情報公開等

Ⅰ　開示請求の動向

１．行政文書の開示

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号、13 年４月１日施行）に基づく、平成 29 年度の開示請求の受付件数は 187 件となっている。

（２）主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

① 行政処分等に関する文書
② 金融機関等所管する法人に関する文書
③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（29 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
金融庁	46	177	14	68	82	12	2	27
証券取引等監視委員会	9	9	0	11	11	6	0	0
公認会計士・監査審査会	26	1	0	26	26	1	0	0
合　計	81	187	14	105	119	19	2	57

（注１）本表は、29 年４月から 30 年３月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）30 年度における６月末までの開示請求の受付件数は 38 件である。

（３）不服申立等

29 年度における不服申立受理件数は 21 件、前年度繰越分と併せて 24 件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、29 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は 18 件であり、うち 14 件は同年度中に裁決・決定を行っている。

２．行政機関の保有する個人情報の開示

（１）開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号、17 年４月１日施行）に基づく、29 年度の開示請求の受付件数は 1,080 件となっている。

（２）主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案

② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（29 年度）

部　局	前年度繰越	開示請求の受付	開示決定等				請求の取下げ	翌年度繰越
			開示決定			不開示決定		
			全面開示	一部開示	小計			
金融庁	133	47	8	19	27	16	0	111
証券取引等監視委員会	0	1	0	1	1	0	0	0
公認会計士・監査審査会	24	1,032	1,025	0	1,025	0	20	11
合　計	157	1,080	981	20	1,053	16	20	122

（注１）本表は、29 年４月から 30 年３月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注２）30 年度における６月末の開示請求の受付件数は 51 件である。

（３）不服申立等

28 年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は12 件となっており、うち４件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

29 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は５件であり、うち４件は同年度中に裁決・決定を行っている。

Ⅱ　文書管理等の状況

１．内部管理体制

（１）研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、情報管理研修を実施（合計 10 回）。

（２）自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、29 年 10 月～11 月に自主点検を実施。
また、自主点検後、29 年 12 月～30 年２月にかけて監査を実施。

２．文書管理の状況

（１）概要

金融庁においては、１．内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、29 事務年度（29 年７月～30 年６月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が 13 件発生した（メール誤送信、行政文書の紛失など）。

ただし、誤送信は相手方にメール削除を依頼し、また、行政文書の紛失についても、外部に漏えいした可能性は極めて低く、いずれも２次被害は確認されていない。

（２）再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

① メールの外部送信の手順マニュアルを始めとしたルールの職員への周知徹底

② 廃棄手続きや行政文書ファイルの保管場所の確認等を徹底。

第９節　金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（平成 29 年１月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（平成 29 年７月～30 年６月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10 回	11 回	11 回	４回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
４回	３回	５回	５回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
２回	７回	２回	１回
金融先物取引業者	信託	外資系事業者団体	貸金業者
１回	４回	１回	２回
監査法人			
１回			

第 10 節　パブリック・コメント手続の実績（資料２－10－１参照）

行政手続法において、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低 30 日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続（いわゆるパブリック・コメント手続）が義務付けられている。

当庁においては、29 年７月から 30 年６月末までの１年間に、行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続 25 件のほか、任意の意見公募手続４件、計 29 件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第11節　金融行政アドバイザリー制度

Ⅰ　制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うことにより、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に５名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

（参考１）金融行政アドバイザリーの委嘱状況（平成30年６月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局５名（うち１局は４名）、合計54名。内訳は次のとおり。

① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）：14名
② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等：17名
③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等：６名
④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等：17名

（参考２）金融行政アドバイザリーの選定基準

① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
② 財務（支）局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ　平成29事務年度における取組み

29年７月～30年６月、財務（支）局において、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

また、一部の財務（支）局については地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節　金融行政モニター制度

Ⅰ　制度の概要（資料２－12－１参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判などを伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、平成28年１月29日より運用を開始した。

また、引き続き、金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的反映させることにより、よりよい金融行政の遂行を目指している。

Ⅱ　提出された意見等に対する金融庁の対応（資料２－12－２参照）

１．金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、29事務年度には60件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」 においては、29 事務年度には 1,080 件のご意見等が寄せられた。

２．金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

第13節　金融サービス利用者相談室

Ⅰ　概要（資料２－13－１参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

１．金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。

２．「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。

３．金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。

４．相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。

５．相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

Ⅱ　相談等の受付状況（資料２－13－２参照）

平成29年４月１日から30年３月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

１．総受付件数は37,033件となっている。１日当たりの平均受付件数は152件となっており、28年度（144件）に比べて、やや増加している。そのうち、事前相談の受付件数は516件となっている。

２．分野別では、預金・融資等が9,599件（26%）、保険商品等が7,591件（20%）、投資商品等が9,033件（24%）、貸金等が2,568件（７%）、仮想通貨等が5,928件（16%）、金融行政一般・その他が2,314件（６%）となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が73件（14%）、保険商品等が23

件（４％）、投資商品等が 268 件（52%）、貸金等が 36 件（７％）、仮想通貨等が 99 件（19%）、金融行政一般・その他が 17 件（３％）となっている。

３．各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

（１）預金・融資等に関する相談等の受付件数は、28 年度（11,042 件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが 2,802 件(29%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが 2,560 件 (27%) 等となっている。

（２）保険商品等に関する相談等の受付件数は、28 年度（9,215 件）に比べて、減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが 3,060 件（40%）、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが 1,436 件 (19%) 等となっている。

（３）投資商品等に関する相談等の受付件数は、28 年度（9,750 件）に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが 3,715 件 (41%)、個別取引・契約の結果に関するものが 2,316 件（26%）等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は 562 件あり、そのうち 367 件が何らかの被害があったものである。

（４）貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが 1,189 件（46%）、個別取引・契約の結果に関するものが 350 件（14%）等となっている。

（５）仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが 2,799 件(47%)、行政に対する要望等に関するものが 1,433 件(24%)等となっている。

※　28 年度は、仮想通貨等に関する相談等の受付件数は、貸金等に関する相談等に含めていた。

４．寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

（参考）「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

29 年４月１日～６月 30 日・・・29 年８月２日公表（第 48 回）

29 年７月１日～９月 30 日・・・29 年 11 月 27 日公表（第 49 回）

29 年 10 月１日～12 月 31 日・・・30 年２月 16 日公表（第 50 回）

30 年１月１日～３月 31 日・・・30 年５月 11 日公表（第 51 回）

第14節　政策評価への取組み（資料２－14－１～３参照）

金融庁においては、平成14年４月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：５ヵ年）

② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：４月～翌年３月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、29年４月から34年３月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、24年度までは、３～５月頃に新年度の実施計画を定め、８月頃に前年度の評価を実施していたが、ＰＤＣＡサイクルを有効に機能させるため、25年度からは、５～６月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、25年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、25年度実績評価から、従来３段階の区分で評価していたものを、各府省共通の５段階区分で評価を実施することとした。

（参考１）　「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

○ 平成29年度からの５年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の３つを「基本政策」として定めることとした。

・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
・「利用者の保護と利用者利便の向上」
・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

（注）金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の３つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、
・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
・「利用者保護と利用者利便の両立」
・「市場の公正性・透明性と活力の両立」
の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

○　また、上記の３つの「基本政策」のほかに、
・３つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応
（「ＩＴ技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等）
を「横断的施策」とするほか、
・３つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

（参考２）　評価の実施状況

年度	実績評価	事前事業評価	事後事業評価	総合評価	規制の政策評価（ＲＩＡ）	租税特別措置等に係る政策評価
14 年度	26 件 (13 年度計画に掲げた政策)	―	―	―		
15 年度	27 件 (14 年度計画に掲げた政策)	６件	―	―		
16 年度	36 件 (15 年度計画に掲げた政策)	５件	―	―		
17 年度	43 件 (16 年度計画に掲げた政策)	７件	―	１件		
18 年度	28 件 (17 年度計画に掲げた政策)	４件	５件	―		
19 年度	26 件 (18 年度計画に掲げた政策)	３件	３件	―	11 件	
20 年度	25 件 (19 年度計画に掲げた政策)	１件	６件	１件	23 件	

21 年度	24 件 (20 年度計画に掲げた政策)	１件	４件	―	25 件	
22 年度	24 件 (21 年度計画に掲げた政策)	―	３件	―	19 件	７件
23 年度	24 件 (22 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	15 件	７件
24 年度	24 件 (23 年度計画に掲げた政策)	１件	２件	―	６件	９件
25 年度	20 件 (24 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	31 件	９件
26 年度	20 件 (25 年度計画に掲げた政策)	―	―	―	６件	８件
27 年度	20 件 (26 年度計画に掲げた政策)	―	２件	―	20 件	10 件
28 年度	20 件 (27 年度計画に掲げた政策)	―	１件	―	13 件	５件
29 年度	20 件 (28 年度計画に掲げた政策)	―	―	―	６件	２件

（備考）

〇実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。（例：金融機関の健全性確保）

〇事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。（例：金融庁業務支援統合システムの開発）

〇総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。（例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」）

〇規制の政策評価（ＲＩＡ：Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価が実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。

〇租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年５月より評価の実施が義務化された。

第15節　金融庁業務継続計画の策定

１．金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年９月策定、22年１月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年６月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（資料２－15－１参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年８月に策定している。

２．災害等発生時に備えた訓練

（１）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（２）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を行った。

第16節　英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」（平成25年６月14日閣議決定）、「『日本再興戦略』改訂2014」（26年６月24日閣議決定）、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」（25年12月13日公表）、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）」（26年６月12日公表）において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、26年４月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

（１）ＦＳＡ Weekly Review

26年４月22日より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次でＦＳＡ Weekly Reviewとして公表。また、定期的に公表される事案については、日英同時公表を行っている。

（２）英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応（ワンストップ窓口）

26年４月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

29事務年度においては、計742件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が322件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が164件、その他の照会が256件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

（３）法令やガイドライン等の主要な公表物の英語版の作成・公表

29事務年度において、以下の法令や各種ガイドラインのほか、金融レポート及び金融行政方針の概要、並びに金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）、「投資家と企業の対話ガイドライン」、企業会計審議会監査部会の監査基準改訂（公開草案）の要約の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表するとともに、内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。

また、金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）の英語版をもとに内外に意見を募集し、英文でのコメントも多数受け付けた。さらに、英語版をもとに海外当局との意見交換も行ったところ、類似の取組みの経験の共有などがあった。

このほか、行政の透明性・効率性の確保等の観点を踏まえ、「『金融行政の再点検』に係る具体的な取組み状況等について」を29年７月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年11月に行った。また、「『金融行政の再点検』に係る

具体的な取組みの進捗状況等について」を 30 年５月に公表しており、同取組みに係る英語版の公表を同年６月に行った。

【英語版を作成した主な法令】

・金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
・信託会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
・信託兼営金融機関営業保証金規則（平成二十一年内閣府・法務省令第一号による改正まで反映）
・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百九十七号による改正まで反映）
・銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
・保険業法第百三十二条第二項に規定する区分等を定める命令（平成二十六年内閣府・財務省令第二号による改正まで反映）
・保険業法第二百七十二条の二十五第二項に規定する区分等を定める命令（平成十八年内閣府・財務省令第六号による改正まで反映）
・外国保険会社等供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
・免許特定法人供託金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
・保険仲立人保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
・保険会社等営業保証金規則（平成二十年内閣府・法務省令第二号による改正まで反映）
・少額短期保険業者供託金規則（平成二十七年内閣府・法務省令第三号による改正まで反映）
・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映）
・株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
・特定金融指標算出者に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第九号による改

正まで反映）
・投資信託及び投資法人に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
・投資法人及び投資法人に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
・投資法人及び投資法人に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
・資産の流動化に関する法律施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成二十六年法律第四十四号による改正まで反映）
・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成二十二年政令第百九十六号による改正まで反映）
・金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行規則（平成二十二年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第六十七号による改正まで反映）
・金融商品取引業等に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第七号による改正まで反映）
・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成一九年法律第七四号による改正まで反映）
・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）

また、「日本再興戦略 2016」（28 年６月２日閣議決定）において、東京国際金融センター推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、29 年４月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進している。その際、東京都が 29 年４月に開設した金融法令以外の手続きに関する相談窓口（「金融ワンストップ支援サービス」）とも相互に連携し、一体的に取組みを進めている。

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、29 事務年度は、３社の海外資産運用業者の業登録を完了した。このうち１社は、英国の大手資産運用業者の日本法人で

あり、２社は、我が国を離れ海外を拠点に事業を行ってきた日本人ファンドマネージャーが運営する資産運用業者である。このように、一旦海外に流出した日本人ファンドマネージャーの日本回帰を目指した動きも見られつつある。

　このほか、東京都が公表した、海外資産運用業者が我が国においてビジネスを展開する際の必要な手続き等を分かりやすく解説した英語解説書の監修も行った（29年９月公表）。

第２部　金融に関する制度の企画及び立案

第３章　金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第１節　金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

Ⅰ　経緯

情報通信技術の進展等、我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制（フェア・ディスクロージャー・ルール）の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）」が 29 年５月 17 日に成立し、同月 24 日に公布された。

これを受け、関係政令・内閣府令等を同年 12 月 27 日に公布し（30 年４月１日施行）、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインを 30 年２月６日に公表した。（資料３－１－１参照）

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

１．政令の改正の概要

（１）株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等

ア．高速取引行為の対象となる有価証券の売買等又はその委託に準ずる行為として、有価証券の売買等に係る運用行為等を規定した。

イ．高速取引行為者の最低資本金額を 1,000 万円、最低純財産額を零とした。

（２）フェア・ディスクロージャー・ルール

ルールの対象となる上場会社等の範囲を、金融商品取引所に上場する株券、投資証券及び社債券等の発行者とした。

（３）その他

ＥＴＦ（上場投資信託）市場の流動性の向上を図る観点から、清算機関が行う金融商品債務引受業の対象取引にＥＴＦの設定・交換を追加した。

２．　内閣府令の改正等の概要

（１）株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等

ア. 高速取引行為となる方法を、発注に係るサーバが金融商品取引所・ＰＴＳ（私設取引システム）の売買突合システムの設置場所と同一・隣接・近接する場所に所在し、かつ、他の注文との競合を防ぐ仕組みが講じられているものとした。

イ. 業務方法書の記載事項として取引戦略の類型等、コンプライアンス責任者・業務管理責任者等を規定するなど、高速取引行為者の登録に関する規定を整備した。

ウ. 業務管理体制の整備として社内規則の整備及び電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置等を規定したほか、注文・取引記録の作成・保存方法、当局への報告・届出事項等、高速取引行為者の業務及び経理並びに監督に関する規定を整備した。

エ. 証券会社等における受託禁止の対象となる無登録で高速取引行為を行う者からの受託に準ずる行為として、電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者からの受託等を規定した。

（２）金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

認可を前提に金融商品取引所本体での実施を可能とするグループ内の共通・重複業務として、システム開発・提供業務を規定した。

（３）フェア・ディスクロージャー・ルール

ア. ルールの対象となる情報受領者の範囲として、金融商品取引業者及び登録金融機関等並びにＩＲ業務に関して情報伝達を受ける株主及び機関投資家等を規定した。

イ. 公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表方法として、ＥＤＩＮＥＴ等のほか、自社ホームページを規定した。

（４）その他

ア. ＥＴＦ市場の流動性の向上を図る観点から、空売り規制の適用除外の対象

に、金融商品取引所からＥＴＦのマーケット・メイカーとして指定を受けた高速取引行為者がＥＴＦの円滑な流通を確保するために行う空売りを追加した。

イ．国債の決済期間短縮化（Ｔ＋１化）に伴い導入が予定されている銘柄後決め方式の取引に対応するため、有価証券等清算取次ぎに係る銘柄等の特定方法を追加した。

ウ．投資法人の監督役員に係る欠格事由とされる資産運用会社の親会社等の使用人につき、重要な使用人に限定するなどの緩和を行った。

３．フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインの概要

ルールの対象となる重要情報の管理について、それぞれの上場会社等の状況に応じた管理をすることが考えられることなどを明確化した。

第２節　店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催

Ⅰ　経緯

店頭外国為替証拠金取引（店頭FX取引）市場については、近年その年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大しており、店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システミックリスクにつながる可能性がある等の問題意識の下、平成30年２月、「店頭ＦＸ業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」（有識者検討会）を設置した。（資料３－２－１参照）

Ⅱ　概要

有識者検討会では、個人投資家を含め幅広い利用者を対象とした意見募集も行いながら、６回にわたり検討が行われ、平成30年６月13日に以下の対応策を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。（資料３－２－２参照）

- ストレステストを通じた自己資本の拡充
- 取引データの報告制度の充実
- 未カバーポジションの情報開示　等

第３節　企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

Ⅰ　開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

１．金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書の公表

平成 29 年 11 月、金融担当大臣より「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」を行うよう諮問がなされ、金融審議会の下にディスクロージャーワーキング・グループが設置された。当該ワーキング・グループにおいては、投資家の投資判断に必要な企業情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示及び提供のあり方について幅広い検討が行われ、30 年６月、報告書が公表された。（資料３－３－１～２参照）

当該報告書においては、

① 財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報の充実

② 企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供

③ 情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と情報の適時な提供

等が提言されている。

また、同報告書では、こうした開示の充実に向け、開示内容について具体的に定める内閣府令の改正に加え、プリンシプルベースのガイダンスの策定、開示のベストプラクティスの収集・公表等の取組みについても提言されている。

２．金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルール（注）の導入を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）」が 29 年５月に成立・公布されたことを受け、関係政令・内閣府令の整備を行い、同年 12 月 27 日に公布した（30 年４月１日施行）。また、当該ルールについて、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面における同ルールの適用関係等についての考え方を示した「金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項について（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）」を公表した（30 年２月６日公表、同年４月１日適用）。

（注）公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

３．企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備

28 年４月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（資料３－３－３参照）の提言等を踏まえ、以下の取組みを行った。

（１）開示内容の共通化・合理化及び非財務情報の開示の充実

有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化、新株予約権等の記載の合理化、株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し、非財務情報の開示の充実等を内容とする内閣府令等の改正を行った(30 年１月 26 日公布・施行)。

（２）有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化・一体化に向けた取組み

法務省とともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化をより容易にするための対応をとりまとめ、公表した（29 年 12 月)。これを踏まえ、内閣府令改正等を行ったほか、記載内容の共通化等に係る相談窓口の設置を行った（30 年３月)。

４．株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

株式による報酬など、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするため内閣府令を改正し、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした（29 年７月 14 日公布・施行)。

Ⅱ　開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

１．有価証券報告書等の審査

（１）有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①会計基準等の改正があった特定の事項(繰延税金資産の回収可能性、企業結合及び事業分離等）に着目し対象企業を抽出して行う審査、②適時開示や報道等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、30 年３月期以降の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について」を公表した（30 年３月)。

（２）その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

２．課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

29 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	３件

３．無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

Ⅲ　ＥＤＩＮＥＴ（電子開示システム）の開発状況等

ＥＤＩＮＥＴについては、ＸＢＲＬ（注）データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたＸＢＲＬの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。29 事務年度の状況は次のとおりである。

（注）ＸＢＲＬ（eXtensible Business Reporting Language）：財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

１．ＥＤＩＮＥＴの稼働状況

ＥＤＩＮＥＴは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

２．ＸＢＲＬのタクソノミ（注）の詳細タグ付け範囲の拡大

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをＸＢＲＬタクソノミに付加する開発を実施した。

（注）タクソノミ：ＸＢＲＬにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称（「売上高」など。）などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

３．法人番号併記対応

政府方針である法人番号の利活用の推進を踏まえ、ＥＤＩＮＥＴに提出された開示書類を閲覧したときの画面に法人番号を表示するシステム開発を実施した。

４．ＥＤＩＮＥＴのオープンＡＰＩによる開示情報の提供に向けた取組み

ＥＤＩＮＥＴの一層の利便性向上のため、オープンＡＰＩ（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を利用し、ＥＤＩＮＥＴから利用者が開示情報をデータ形式でより効率的に取得可能な仕組みの開発に着手している。

Ⅳ　会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための、資本市場における重要なインフラであることを踏まえ、我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

１．会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

（１）国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、ＩＦＲＳ任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、30 年６月末時点で 197 社、全上場企業の時価総額の 32.1%まで増加した。（資料３－３－４参照）

こうした動きを更に後押しするべく、29 年に引き続き、ＩＦＲＳへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを 30 年３月に開催した（主催：会計教育研修機構）。また、銀行業のＩＦＲＳ適用を促すため、銀行グループがＩＦＲＳを任意適用した場合に、銀行法における連結ベースの開示・報告・各種規制についてもＩＦＲＳで対応できるよう、29 年 11 月に銀行法施行規則等を改正した。

（２）ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化（注１）

国際的な会計基準の質の向上に貢献するとともに、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映する観点から、企業会計基準委員会（ＡＳＢＪ）において、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純

利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で、関係者が連携して意見発信等を行った。

こうした取組みを通じ、30 年３月に国際会計基準審議会（ＩＡＳＢ）が公表した「概念フレームワーク」の改訂版においては、その他の包括利益に計上した項目について、原則として、純損益にリサイクリングされることが明記された（注２）。

（注１）「２．国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

（注２）ただし、例えば「リサイクルすべき期間・金額が明確でない場合」については、例外的にリサイクリングしないこととされている。

（３）日本基準の高品質化

ＡＳＢＪにおいて、30 年３月に収益認識基準を策定・公表した。また、30 年１月に金融商品会計基準の見直しについての意見募集の実施に向けた検討を開始したほか、30 年３月には公正価値測定に関する会計基準の開発に着手した。

（４）国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」（注）の登録者等を対象に、ＩＡＳＢ 理事等を招聘して国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム（30 年３月）等を開催したほか、登録者同士の横のネットワーク作りに役立てるための定例会を開催する、新たな取組みも開始した。

（注）ＩＦＲＳに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、ＩＦＲＳ等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、29 年４月に構築。

２．国際的な会計基準設定プロセスへの関与

ＩＦＲＳは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるＩＦＲＳ財団により策定されており、本財団はＩＡＳＢ、ＩＦＲＳ財団評議員会等で構成されている。ＩＡＳＢは、ＩＦＲＳを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14 名の構成メンバーのうち１名が日本人となっている。一方、ＩＦＲＳ財団評議員会は、ＩＡＳＢの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22 名の構成メンバーのうち２名が日本人となっている。さらに、ＩＡＳＢと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム（ＡＳＡＦ）には、当初より日本からＡＳＢＪがメンバーとして参加しており、ＡＳＢＪは、ＡＳＡＦ会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、ＩＦＲＳ財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるＩＦＲＳ財団モニタリング・ボード（ＭＢ）が設置されて

おり、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

Ⅴ　会計監査の信頼性確保に向けた取組み

１．会計監査の質の向上

近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われたことを受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において検討が行われ、28 年３月、

- 監査法人のマネジメントの強化
- 監査法人の独立性の確保等、「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- 会計監査に関する情報提供の充実

等に向けた幅広い取組みが提言された。（資料３－３－５参照）

同提言を踏まえ、29 年３月の「監査法人のガバナンス・コード」の策定（資料３－３－６～７参照）、同年７月の「監査法人のローテーション制度に関する調査報告（第一次報告）」の公表（資料３－３－８～９参照）等が行われてきた。

会計監査に関する情報提供の充実の観点から、平成 29 事務年度は、企業会計審議会において監査報告書の透明化についての検討を行い、30 年７月に、監査報告書に、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行った（33 年３月決算にかかる財務諸表の監査から適用。早期適用可）。

具体的な改訂内容については、監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」を決定し、監査報告書に当該区分を設けて、①「監査上の主要な検討事項」の内容、②監査人が、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由、③監査における監査人の対応を記載することとなる。

（資料３－３－10～11 参照）

２．国際監査基準（ＩＳＡ）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、ＩＯＳＣＯ、監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）を通じて、国際監査・保証基準審議会（ＩＡＡＳＢ）の基準設定プロセスに参画している。

Ⅵ　公認会計士・監査法人等に対する監督

１．公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

29 事務年度においては、重大な虚偽が認められた企業の財務書類について相当の注意を怠り重大な虚偽がないものとして証明した１監査法人に対して、新規業務にかかる業務停止命令及び業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
29 年９月	アスカ監査法人	新規業務停止３月 業務改善命令	過失による虚偽証明
	公認会計士１名	業務停止３月	
	公認会計士１名	業務停止１月	
29 年 11 月	公認会計士１名	業務停止２月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	26 年 ６月末	27 年 ６月末	28 年 ６月末	29 年 ６月末	30 年 ６月末
公認会計士の登録数(人)	26,267	27,351	28,343	29,458	30,365
監査法人の数(法人)	220	218	217	223	230

Ⅶ　公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21 年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融４団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

29 事務年度は、引き続き、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講

演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

Ⅷ　ＩＦＩＡＲを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（ＩＦＩＡＲ）は 52 カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加し、監査品質向上に向けた議論に貢献している。ＩＦＩＡＲは 29 年４月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている（資料３－３－12 参照）。

30 年４月のＩＦＩＡＲ年次総会では、我が国も代表理事国の一つとして策定に関与した初の中期戦略計画（30 年から 3 年間）が承認された。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本ＩＦＩＡＲネットワーク」第２回総会を 30 年 5 月に開催し、ＩＦＩＡＲ年次総会について報告を行った（資料３－３－13～14 参照）。

第４節　その他金融・資本市場等に関する各種施策等

Ⅰ　取引所外取引に関する検討

金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書（平成 28 年 12 月公表）を踏まえ、ＰＴＳの信用取引の議論を行うため、市場関係者により設置された「ＰＴＳ信用取引検討会」において、30 年６月１日に報告書が取りまとめられた。

また、日本証券業協会の「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」で取引所外売買における売買停止の運用見直しの検討が行われ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の改正が行われた（30 年７月１日施行）。

Ⅱ　金融商品取引所をめぐる動き

１．株式の高速取引行為を行う者の登録制等の導入を受けた対応について

平成 29 年金商法改正により、株式の高速取引行為に係る登録制が導入されたほか、金融商品取引所による高速取引行為を行う者に関する調査等が規定された。これを受けて、東京証券取引所等（※）では、高速取引行為者の取引実態を把握するうえで必要な措置等を講じるための規則改正（高速取引行為に係る注文に関して取引戦略の明示（フラギング）、高速取引行為に係る取引状況を把握するため、取引参加者経由で高速取引行為を行う者の商号・名称等と仮想サーバとの紐付け（マッピング）等）を行った（30 年４月１日施行）。

※　東京証券取引所、大阪取引所、日本取引所グループ自主規制法人、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所

２．ＥＴＦのマーケットメイク制度導入に係る規則改正について

国民の安定的な資産形成に対する重要性が高まっていることを背景に、東京証券取引所は、少額分散投資に資する商品の一つである、ＥＴＦの流動性を向上させるため、マーケットメイク制度を導入するための規則改正を行った（30 年７月２日施行）。

３．フレックス・オプション取引の導入について

大阪取引所は、非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入等を踏まえ、上場オプション取引市場の活性化及び金融システムの安定性確保の観点から、オプションの立会外取引の対象として、各オプション取引に係る権利行使日及び権利行使価格を取引参加者の申請に基づき柔軟に設定可能とする、フレックス・オプション取引を導入した（30 年６月 25 日施行）。

Ⅲ　証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

１．店頭デリバティブ取引に係る規制の同等性評価

店頭デリバティブ取引については、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進めており、同等性を認める対象として従来の米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）、カナダ金融機関監督庁（ＯＳＦＩ）に加えて、オーストラリア健全性規制庁（ＡＰＲＡ）、香港金融管理局（ＨＫＭＡ）、シンガポール金融管理局（ＭＡＳ）の証拠金規制を追加する告示を公布した（29 年８月 25 日公布、９月１日適用）。

２．国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22 年６月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30 年５月１日に国債の決済期間の短縮化（Ｔ＋１）が実施された。

株式等についても、市場関係者において、決済期間の短縮化（Ｔ＋２）の検討が進められており、31 年７月 16 日を実施予定日とすることが決定された。

金融庁は、こうした検討に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する（30 年６月 29 日）ことなどにより、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅳ　「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、行政当局等の四国地域の資本市場をめぐる関係者が一堂に会し、地域への成長マネー供給に係る現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、30 年６月 15 日に高松で開催した。

第４章　預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第１節　銀行法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 49 号）の施行に伴う関係政令・内閣府令等の整備

Ⅰ　経緯

情報通信技術の急速な進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境が変化する中で、利用者保護を確保しつつ、金融機関と金融関連ＩＴ 企業等との適切な連携・協働（オープン・イノベーション）を推進する環境を整備する必要がある。

このような状況を踏まえ、①電子決済等代行業者に登録制を導入し、利用者に関する情報の安全管理や、電子決済等代行業を営むに際しての金融機関との契約締結等を求めること、②金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約の締結に係る基準の作成・公表等を求めること等を内容とする「銀行法等の一部を改正する法律」が、平成 29 年５月 26 日に成立し、同年６月２日に公布された。（資料４－１－１）

これを受け、関係政令及び内閣府令等の整備を行った（30 年５月 30 日公布、同年６月１日施行）。

（参考）金融機関によるオープン API 導入状況について

同法に基づき、30 年６月 29 日までに各金融機関が公表した「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」等によれば、全邦銀 137 行のうち、インターネットバンキングを提供していない９行を除く 128 行がオープン API を導入する旨を表明している。さらに、その 128 行のうち 121 行は、32 年６月までの導入を表明している。

Ⅱ　概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

１．電子決済等代行業に係る制度整備

（１）電子決済等代行業者の登録制導入とルール整備

法改正により、預金者の委託を受けて、銀行等に接続して、銀行等に対する決済指図の伝達や銀行等から口座情報の取得等を業として行う業者（電子決済等代行業者）に対して登録制を導入するとともに、利用者保護のための体制整備等を求める規定等を整備した。

これに伴い、関係府令を改正し、

・　利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして電子決済等代行業に該当しない行為

・　財産的基礎の水準（純資産額が負の値でないこと）

・　利用者に提供する情報の内容（電子決済等代行業者の業務を銀行が営むものではないことの説明、手数料や中途解約時の取扱い等契約内容に係る情報提供、為替取引の結果の通知等）
・　電子決済等代行業を健全かつ適切に運営するための体制整備義務の内容(情報の安全管理措置、委託業務の的確な遂行を確保するための措置等）
・　銀行等との間の契約に定めなければならない事項、契約の公表方法
等を規定した。

（２）銀行等におけるオープン・イノベーションの推進に係る措置の整備

法改正により、銀行等に、電子決済等代行業者との接続に係る基準を策定し、公表することを求めることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、
・　基準の公表方法
・　基準に含まれる事項（情報の安全管理措置、法令遵守体制）
等を規定した。

２．銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

法改正により、銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には当該変更届出を不要とすることとした。

これに伴い、関係府令を改正し、増改築等のやむを得ない理由による営業所の所在地の位置変更で、元の位置に戻ることが明らかな場合を届出不要な場合として規定した。

第２節　保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 10 号）

Ⅰ　経緯・概要

平成 17 年改正前の保険業法において、「保険業」は「不特定の者を相手方」とする保険の引受けと定義されており、「特定の者を相手方」とする保険の引受けを行う共済は、保険業法上の「保険業」に該当せず保険業法の適用がなかった。

このような状況の中で、「根拠法のない共済」については、保険契約者保護のための規制や制度が存在せず、契約者保護等の観点から問題とされていた。そのため、17 年保険業法改正において、「特定の者を相手方」として保険の引受けを行う事業についても原則として保険業法の規定を適用させるとともに、一定の事業規模の範囲内で少額短期の保険のみの引受けを行う事業者について、新たな規制の枠組み（＝少額短期保険制度）を創設した。その際に、従前から共済事業を行っていた者で少額短期保険業者となった者については、激変緩和のため、25 年３月末までの間、引受可能な保険金額の上限に経過措置を設けたが、その後、当該経過措置を 24 年保険業法改正により延長し、30 年３月末に期限が到来することとなっていた。

こうした中、当該経過措置の取扱いについて検討するため、「少額短期保険業者の経過措置に関する有識者会議」を設置し、29 年９月に報告書が取りまとめられた。同報告書の内容等も踏まえ、経過措置を５年間延長し 35 年３月末までとする「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」を 29 年 11 月に国会に提出した（30 年３月 30 日に成立、同年３月 31 日に公布）。

また、同法案の成立を受けて、経過措置期間における引受可能な保険金額の上限について、新規契約に関し一律本則の２倍に縮小する等の「保険業法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令」を含む関係政府令が同年３月 31 日に公布された（資料４－２－１参照）。

Ⅱ　その他

１．施行期日

この法律は、30 年４月１日から施行された。

第３節　ＩＴの進展等への対応

Ⅰ　ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク

１．経緯

平成 27 年９月に公表した「平成 27 事務年度 金融行政方針」において、金融庁としては、フィンテックの動きに速やかに対応し、将来の金融ビジネスにおける優位性を確保するため、民間部門と協働しつつ、フィンテックの動向を出来る限り先取りして把握していくこととしている。

これを受け、27 年 12 月、フィンテックに関する一元的な相談・情報交換窓口として「ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク」を金融庁に設置し、ＩＴ技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促している。

２．概要

「ＦｉｎＴｅｃｈサポートデスク」においては、事業者からの相談に応じて、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネスや事業者のニーズ把握を進めている。

29 事務年度においては、計 380 件の問い合わせが寄せられている。月平均では 31 件の問い合わせが寄せられており、そのうちの多く（８割強）は事業計画に基づいた、法令解釈に係る具体的な相談が占めている。相談内容としては、仮想通貨等の資金決済関連が多いが、それ以外の相談も増加傾向にあり、引き続きフィンテックに関する関心の高さが窺われる。

こうした法令解釈に係る相談（319 件）のうち、既に対応が終了した案件（226 件）については、平均して５営業日以内で対応する等、迅速な支援を継続し、フィンテック企業等による事業の後押しを行っている。（資料４－３－１参照）

Ⅱ　ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブ

１．経緯・背景等

フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、29 年９月、フィンテック企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、「ＦｉｎＴｅｃｈ実証実験ハブ」を設置した。（資料４－３－２参照）

29 事務年度においては、４件の実証実験について支援決定・公表を行った。

２．支援決定案件の概要（29 事務年度）

（１）ブロックチェーン技術を用いて本人確認手続を共同で行うシステムの構築

ブロックチェーン技術を用いて、顧客の本人確認手続を金融機関共同で実

施するシステム（本枠組みに参加する金融機関のいずれかで本人確認済みの顧客については、他の参加金融機関との間で新規取引を行おうとする際には、再度の本人確認を不要とする仕組み）の構築を検討する実証実験。

（２）顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器について

顔認証技術を用いて本人確認を行い、キャッシュカードを即時発行する機器の正式導入に向け、顔認証技術を用いた本人確認の事務フローを確認するとともに、銀行事務の効率化や顧客の利便性を検証する実証実験。

（３）人工知能を用いた金融機関のコンプラ業務の効率化

現状、金融機関では営業員が作成した金融商品販売時の応接記録や顧客から寄せられる様々な声（意見・申し出）の記録が数多く作成・蓄積されており、それらの記録におけるコンプライアンス違反のチェック及び顧客からの苦情等の抽出に係る確認業務を行っている。そうした記録一つ一つに対し、人工知能（ＡＩ）がスコアリングし確認の優先順位付けを行うことで、確認業務を効率化・高度化することが可能かを検証する実証実験。

（４）サブＳＩＭを用いた本人認証の実施

利用者が所有するスマートフォンのＳＩＭカード（Subscriber Identity Module、加入者識別モジュール。ＩＣカードの一種。）に、新たなサブＳＩＭを貼り付け、当該サブＳＩＭに電子証明書を搭載することで、ＳＩＭカードを本人認証や金融取引の電子署名として利用できるプラットフォームを提供し、当該プラットフォームにおける取引の安全性や利便性の向上等について検証する実証実験。

Ⅲ　「決済高度化官民推進会議」の開催

１．経緯・背景等

決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ＩＴイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要である。

27 年 12 月に、金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関する幅広いメンバーが官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、28 年６月３日に「決済高度化官民推進会議」（座長:森下哲朗 上智大学

法科大学院教授）が設置された。（資料４－３－３参照）

２．議論の状況

〇第４回（29 年 12 月 20 日開催）

アクションプランの進捗状況及び第３回で銀行界より新たに示された手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

・全国銀行協会： 決済高度化に向けた全銀協の取組状況
・中小企業庁：共通ＥＤＩに関する中小企業庁の取組状況
・財務省：外為報告の合理化の対応状況
・金融情報システムセンター（ＦＩＳＣ）：情報セキュリティに関する取組状況

〇第５回（30 年６月 11 日開催）

アクションプランの進捗状況及び手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化について、各説明者より報告が行われ、討議が実施された。

・全国銀行協会：決済高度化に向けた全銀協の取組状況
・中小企業庁：商流ＥＤＩと金融ＥＤＩの連携に関する中小企業庁の取組状況
・財務省：外為報告の合理化の取組状況
・ＦＩＳＣ：情報セキュリティに関する取組状況
・金融庁：オンラインで完結する本人確認の実現に向けた検討状況

Ⅳ　金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について

１．背景

ＩＴ・オンライン化を通じた事業の合理化や新たなサービス提供が進む中、こうした金融を取り巻く環境の変化に対応できていない規制が存在するとの指摘等を踏まえ、金融庁では、29 事務年度においては以下のような制度の見直しを行った。

２．取組実績

（１）オンラインで完結する本人確認方法

金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、非対面での本人確認の方法として、「顧客から身分証(写し)の送付を受け、顧客宅に転送不要郵便を送付する方法」等を規定しているが、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、フィンテックビジネスに支障をきたしているとの指摘があった。

こうした指摘を踏まえ、29 年６月より「ＦｉｎＴｅｃｈ時代のオンライン取引研究会」において、オンラインで完結する本人確認の方法について議論・検討を実施した。この検討結果を踏まえ、警察庁に対して、新たな確認

方法の追加を要望し、調整を行った。その結果、30 年６月、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の顔の画像の送信を受ける方法等の追加等を内容とする犯罪収益移転防止法施行規則改正に係るパブリックコメントが実施された。（資料４－３－４参照）

（２）銀行代理業及び銀行等の店舗制度等に係る規制緩和等

銀行代理業制度について、増改築等による営業所の一時的な移転の場合の届出義務を緩和したほか、参入要件のうち、銀行代理業に係る法令等遵守のための統括部署に係る要件を緩和するとともに、営業所への配置が義務付けられている実務経験者に係る形式的な業務経験年数要件の撤廃等の規制緩和を行った（資料４－３－５参照）。

さらに、電子決済等代行業制度の創設等を踏まえ、電子決済等代行業と銀行代理業との関係等を明確化するため、「銀行法等に関する留意事項について（銀行法等ガイドライン）」を策定した。

また、銀行等において、金融環境の変化に対応した店舗戦略や業務運営に関する改革が進められていることを踏まえ、関係者から寄せられた規制緩和要望への対応を検討し、主に以下の２点を内容とする「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」を公表し、パブリックコメント手続を行った。

① 銀行等の店舗の休日について、従来、当座預金業務を営む店舗の休日は、土曜、日曜、祝日と 12 月 31 日から１月３日までと法令で統一的に定められていたが、より弾力的な店舗運営を可能とするため、関係府令を改正し、顧客利便を著しく損なわないことを条件に金融庁長官の承認を受けた日も休日にできることとする。

② 複数の銀行による共同店舗の運営について、店舗共同化のメリットを十分に享受することができるよう、例えば、顧客説明を十分に行っていれば、必ずしも遮断壁などの物理的な障壁によって各銀行店舗を仕切る必要はないといった運営基準等を監督指針の改正により明確化することとする。

Ⅴ　フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

１．背景

フィンテックの進展に伴い金融サービス分野において構造的変化が起こりつつある中、こうした変化に適切に対応するためには、国内外の多様な分野の専門家等の知見を活用して、フィンテックに係る動向を先取的に把握し、フォワードルッキングな対応を図っていくことが求められている。

特に、フィンテックの進展はグローバルに展開しているため、海外当局や研究者等との連携を図っていく必要があるため、フィンテックに関する国際的なネットワークの強化に向けた取組みを実施した。

２．取組み実績

（１）フィンテック・サミットの開催

29 年９月、４日間にわたって、フィンテックをテーマにしたグローバルイベント「フィンサム・ウィーク 2017」を開催し、その中で、2016 年に引き続き、各国のフィンテック関係者が参加する「フィンテック・サミット 2017」を東京で開催した。フィンサム・ウィーク期間中のイベント全体には、のべおよそ１万人が参加した。（資料４－３－６参照）

（２）ブロックチェーン技術に関する国際共同研究

29 年７月より行っているブロックチェーン技術を用いた金融取引に関する調査研究の内容も踏まえつつ、国内外の金融当局及び中央銀行や国内外の学会関係者等のメンバーからなる「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を 30 年３月に東京で開催した。（資料４－３－７参照）

（３）フィンテック推進協力枠組み

海外当局との間でフィンテック推進に向けた協力体制を更に強化するため、29 年９月にアブダビ・グローバル・マーケット金融サービス規制庁、30 年４月にスイス金融市場監督機構との間で、フィンテック推進協力枠組みに係る書簡交換を行った。

この結果、それまで既に書簡交換を行っていた金融当局（英国金融行為規制機構、シンガポール金融管理局、オーストラリア証券投資委員会））と併せて、５つの金融当局との間で協力枠組みの構築を行ったこととなる。（資料４－３－８参照）

Ⅵ　「仮想通貨交換業等に関する研究会」の開催

１．経緯・背景等

仮想通貨（暗号資産）に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、29 年４月より、仮想通貨（暗号資産）と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨（暗号資産）の価格が乱高下し、仮想通貨（暗号資産）が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨（暗号資産）の取引や仮想通貨（暗号資産）による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、30 年４月より議論を開始した。（資料４－３－９参照）

２．議論の状況

○第１回（30 年４月 10 日開催）

仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨（暗号資産）の取引や ICO（Initial Coin Offering）の状況等について議論

○第２回（30 年４月 27 日開催）

仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨（暗号資産）等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等について議論

○第３回（30 年５月 22 日開催）

仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨（暗号資産）やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘等について議論

○第４回（30 年６月 15 日開催）

仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング

第４節　振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

Ⅰ　振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座（犯罪利用口座）に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成 20 年６月に施行されている。

同法に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」（いわゆる財産犯）において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の２段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている（以下「預保納付金」という。）。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人（口座名義人）を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保（保管）することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保（保管）されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。（資料４－４－１参照）

Ⅱ　預保納付金事業について

預保納付金の具体的使途については、22 年 10 月以降、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームにおいて議論がなされた。その結果、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成」の両事業に活用することとされた（内閣府・財務省令で規定）。

預保納付金事業は、公募を通じて選定された公益財団法人日本財団を事業の担い手として 25 年度より開始されている。

（参考）事業の概要（後述の通り、28 年より事業内容の見直しがなされている）

①　奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした無利子貸与、返済期間は 30 年以内）

- 大学生：月額８万円、大学院生：月額 10 万円
- 高校生：月額５万円（私立）、３万円（国公立）
- 入学時に一時金を貸与（大学生は 30 万円）

②　団体助成事業

犯罪被害者等を支援する団体を対象に、当該団体の財政基盤を支える仕組み

を作る事業や犯罪被害者等への支援拡充のための資機材を整備する事業等について、助成を行っている。

Ⅲ　預保納付金事業の見直しについて

１．預保納付金事業の見直し

預保納付金事業について、政府の第３次犯罪被害者等基本計画（計画期間：28～32 年度）の策定に向けた議論を通じて、その見直しを求める意見が寄せられてきた。27 年 11 月に、金融庁、内閣府、財務省の政務で構成されるプロジェクトチームを設置し、議論が行われ、28 年３月に報告書が取りまとめられた。同報告書で示された見直しの主な内容は、以下のとおり。（資料４－４－２参照）

① 奨学金事業（高校生から大学院生等を対象とした給付）

貸与制から給付制に移行する。

- 大学生：月額５万円、大学院生：月額５万円
- 高校生：月額 2.5 万円（私立）、1.7 万円（国公立）
- 入学時に一時金を支給（大学生は 30 万円）

② 団体助成事業

団体助成事業において、原則として人件費は対象となっていなかったところ、犯罪被害者等支援団体への定着が見込まれる人材について、相談員としての要件を満たすまでの必要な育成費（雇用経費）を助成対象に追加。

２．新事業の開始等

事業内容の変更に伴い、担い手の再選定を公募により実施。28 年 10 月に公益財団法人日本財団を担い手に選定の上、28 年 12 月から新事業を開始している。

第５節　休眠預金等活用法について

Ⅰ　経緯

現状、金融機関においては、長期（10 年）にわたって入出金等の異動がない預金（休眠預金）が毎年 1,200 億円程度発生しており、金融機関は、休眠預金を利益として計上するが、預金者から請求があれば払戻しを行っている（毎年 500 億円程度が返還）。

休眠預金を民間の公益活動に活用するとの観点から、平成 28 年５月に「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）案」（議員立法）が国会に提出され、同年 12 月に成立、平成 30 年１月より全面施行された。

Ⅱ　概要

１．法律の概要（資料４－５－１参照）

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から 10 年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

２．平成 29 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第 48 条において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、各種の広報活動に取り組んだ。

具体的には、法の趣旨や移管された休眠預金等についても預金者等が返還請求を行えること等について国民に周知を図るため、広報ポスターを作成し金融機関等に配布した。また、金融庁ホームページにおいてウェブサイトを新たに開設し、預貯金者の方などのための Q&A 等を掲載したほか、政府広報として新聞広告の掲示等を行った。

第５章　審議会等の活動状況

第１節　金融審議会

Ⅰ　金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され（金融庁設置法第６条、第７条）、傘下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会が設置されている。（資料５－１－１～２参照）

Ⅱ　平成 29 事務年度の開催実績

１．総会・金融分科会合同会合

（１）第 39 回総会・第 27 回金融分科会合同会合（29 年 11 月 16 日開催）

審議会に対して、「情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討」及び「企業情報の開示・提供のあり方に関する検討」に関する諮問が行われ、「金融制度スタディ・グループ」及び「ディスクロージャーワーキング・グループ」が設置された。（資料５－１－３参照）

また、29 年 11 月に公表された「金融行政方針」について事務局より説明がなされた。

２．ワーキング・グループ等

（１）金融制度スタディ・グループ

29 年 11 月以降、９回にわたり、同一の機能・リスクには同一のルールを適用するとの考え方の下、現在、基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものにすることについて審議を重ね、30 年６月 19 日、「中間整理」がとりまとめられた。（資料５－１－４～５参照）

（２）ディスクロージャーワーキング・グループ

29 年 12 月以降、８回にわたり、投資家の投資判断に必要な情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示・提供のあり方について審議を重ね、30 年６月 28 日、報告書がとりまとめられた。（資料３－３－１～２参照）

第２節　自動車損害賠償責任保険審議会

Ⅰ　設置

自動車損害賠償責任保険審議会（以下、「自賠審」という。）は、自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」という。）第 31 条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣（金融庁長官）の諮問に応じて調査審議を行っている。

（注）諮問事項

① 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）を含む損害保険事業の免許
② 自賠責保険にかかる普通保険約款等の変更認可又は変更命令
③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令　等

Ⅱ　自動車損害賠償責任保険審議会の組織（資料５－２－１参照）

自賠審は委員 13 人をもって組織され、委員は、学識経験のある者（７名）、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者（３名）、保険業に関し深い知識及び経験を有する者（３名）から内閣総理大臣によって任命される。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命される。

会長は委員のうちから互選により決定される。平成 30 年１月に会長は交代し、現会長は藤田友敬氏（東京大学大学院法学政治学研究科教授）である。

Ⅲ　自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況（資料５－２－２参照）

30 年１月 24 日に、第 138 回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果を踏まえた料率改定の必要性等について審議が行われた。

第 138 回自動車損害賠償責任保険審議会においては、損害保険料率算出機構から 29 年度料率検証結果が行われ、この報告では、29 年度の損害率（注）は 104.5%、30 年度では 104.0%となっており、29 年４月の基準料率改定を行った際に予定していた損害率 105.9%と比較すると、29 年度で▲1.3%、30 年度で▲1.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

そのほか、第 138 回自賠審においては、自動車安全特別会計、民間保険会社、ＪＡ共済それぞれにおける 29 年度の自賠責保険運用益の使途について報告がなされた。

（注）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

第３節　企業会計審議会

Ⅰ　企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：平松一夫　関西学院大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（資料５－３－１参照）

Ⅱ　平成 29 事務年度の審議状況

１．企業会計審議会

29 年９月８日、30 年７月５日に企業会計審議会が開催され、それぞれ会計・監査をめぐる動向について審議が行われた。

29 年９月８日開催の企業会計審議会においては、会計基準の品質向上に向けた取組みについて、ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進、ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

会計監査に対する信頼性向上に向けた取組みについては、「監査報告書の透明化」について、同年６月に公表した関係者間での意見交換のとりまとめ内容及び諸外国の導入状況の説明が行われ、審議が行われた。審議の結果、会計監査の透明性を向上させていくことが必要とされ、監査部会において、今後、審議を行うこととされた。

30 年７月５日開催の企業会計審議会においては、監査部会において審議が行われていた「監査報告書の透明化」について、監査部会における審議の状況及び改訂監査基準案の内容について説明を踏まえ、監査基準の改訂に関する意見書がとりまとめられた。

会計基準の品質向上に向けた取組みについては、ＩＦＲＳの任意適用企業の拡大促進、ＩＦＲＳに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成について関係者から報告が行われた。

２．監査部会（部会長：伊豫田隆俊　甲南大学共通教育センター教授）

29 年 10 月以降、５回にわたり「監査報告書の透明化」について審議を行い、30 年５月に監査基準の改訂の公開草案を公表した。

第４節　金融トラブル連絡調整協議会

Ⅰ　経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授）は、金融審議会答申（平成 12 年６月）を踏まえ、同答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度を改善するため、消費者団体、業界団体・自主規制機関及び関係行政機関等の担当者が参画する協議会として同年９月に設置されたものである。（資料５－４－１参照）

（参考）早期に実施すべきとされた項目は、以下のとおり。

① 個別紛争処理における機関間連携の強化
② 苦情・紛争処理手続の透明化
③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
④ 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善

Ⅱ　議論の状況

12 年９月７日の第１回会合以降、これまで 55 回の協議会を開催してきた。

１．第 54 回金融トラブル連絡調整協議会

30 年１月 11 日、第 54 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29 年度上半期）及び「高齢者・障害者事案への対応」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－４－２参照）

２．第 55 回金融トラブル連絡調整協議会

30 年６月 27 日、第 55 回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（29 年度）及び「迅速かつ誠実な苦情処理手続に向けた指定紛争解決機関の役割」等について報告・意見交換等を行った。（資料５－４－３参照）

第６章　政府全体の施策における金融庁の取組み

第１節　政府の新しい経済政策パッケージにおける金融庁の取組み

Ⅰ　経緯等

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月８日閣議決定）は、我が国の経済の成長軌道を確かなものとし、持続的な成長を成し遂げるため、2020 年に向けて、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうべく、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として策定された。

Ⅱ　金融庁関連の施策

「新しい経済政策パッケージ」の「生産性革命」部分においては、金融分野の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

○　中小企業等を支援する機関の機能強化

－ 金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価融資や生産性向上に向けた経営支援（経営者保証ガイドライン等の活用を含む）に十分に取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す。

・ 金融機関の発揮状況を表す客観的な指標群（ＫＰＩ）の来年夏までの策定・公表

・ 地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）・日本人材機構による人材・ノウハウ支援

・ 適切な役割分担の下での公的・民間金融の連携・協力の推進

・ 金融機関とＲＥＶＩＣ等の協働によるエクイティ資金の供給などの施策の強化。

・ 将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮のため、地域金融機関に対する検査・監督の強化

・ 金融機関の競争の在り方等について早期に検討を開始

○　コーポレート・ガバナンス改革

－ 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018 年６月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。

・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果断な経営判断

・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用

・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、ＣＥＯの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外

取締役による実効的な監督・助言

・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解

・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

○ 第４次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

③金融・商取引分野

- 金融商取引関連法制について、イノベーションの促進と利用者保護のバランスをとりつつ、現在の業態別の法体系を機能別・横断的なものにするための検討に、2017 年度中に各省庁連携して着手する。
- 利用者利便の向上や企業の成長力強化、キャッシュレス社会の実現に向けて、FinTech の活用を促進するための方策についても検討を進める。

（参考：「新しい経済政策パッケージについて」の構成）

第１章 はじめに

第２章 人づくり革命

１．幼児教育の無償化

２．待機児童の解消

３．高等教育の無償化

４．私立高等学校の授業料の実質無償化

５．介護人材の処遇改善

６．これらの施策を実現するための安定財源

７．財政健全化との関連

８．来年夏に向けての検討継続事項

９．規制制度改革等

第３章 生産性革命

１．中小企業・小規模事業者等の生産性革命

・中小企業・小規模事業者の投資促進と賃上げの環境の整備

・事業承継の集中支援 等

２．企業の収益性向上・投資促進による生産性革命

・賃上げ及び設備・人材投資の加速

・コーポレート・ガバナンス改革 等

３．Society 5.0の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

・規制の「サンドボックス」の制度化

・第４次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革

・イノベーション促進基盤の抜本的強化

・Society 5.0のインフラ整備 等

第４章 現下の追加的財政需要への対応

第２節　政府の成長戦略等における金融庁の取組み

Ⅰ　「未来投資戦略 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）

１．経緯

政府は昨年末、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪とする「新しい経済政策パッケージ」（29 年 12 月８日閣議決定）を策定し、2020 年までの３年間を生産性革命・集中投資期間とし、大胆な税制、予算、規制改革などあらゆる施策を総動員することとした。

更に、その後の半年間の検討を踏まえて各種の施策の着実な実施を図りつつ、これまでの成長戦略のスコープとタイムフレームを広げて、第４次産業革命の技術革新を存分に取り込み、「Society5.0」を本格的に実現すべく、これまでの取組の再構築、新たな仕組みの導入を目的として、「未来投資戦略 2018」が策定された（30 年６月 15 日閣議決定）。

２．金融庁関連の施策（資料６－２－１参照）

「未来投資戦略 2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている。

（１）FinTech の推進等

○　ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進

・　ＩＴ技術を活用して、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組（RegTech）として、ブロックチェーン技術等を用いて金融機関が共同で本人確認手続を行うためのインフラ構築に向けた検討

○　金・商流連携等に向けたインフラの整備

・　企業の財務・決済プロセスの高度化

（全銀ＥＤＩシステムの稼働・送金電文の全面的ＸＭＬ化、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化等）

○　イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

・　業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制に見直すことに関して、法整備に向けた基本的な考え方につき、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す

（２）投資促進、コーポレートガバナンス改革等

○　コーポレートガバナンス改革

・　コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討

○　情報開示及び会計・監査の質の向上

・　企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来

年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施

・　国際会計基準（ＩＦＲＳ）の任意適用企業の拡大の促進、会計監査に関する情報提供の充実に向けた取組の検討

○　活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

・　「顧客本位の業務運営」の確立と定着

－　金融機関間で比較可能な共通ＫＰＩの公表等を通じた、金融機関の取組みの「見える化」の促進

・　家計の安定的な資産形成の促進

－　官民における「職場つみたてＮＩＳＡ」の導入の促進

・　高齢社会における金融サービスのあり方の検討

－　金融機関による、老後の資産の有効活用に適した商品等の提供、高齢者が安心して資産を有効活用できる環境整備

（３）中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

○　金融仲介機能の適切な発揮

・　金融機関が、担保・保証に過度に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す

○　人材・ノウハウ支援の強化

・　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）や日本人材機構による人材・ノウハウ支援を通じた地域金融機関の企業支援能力の強化

○　競争の在り方の検討

・　地域における人口減少等による需要減少等、経済・社会構造が大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る

（参考：「未来投資戦略 2018」の構成）

第１　基本的視座と重点施策

第２　具体的施策

Ⅰ　「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等

［２］経済活動の「糧」が変わる

２．FinTech／キャシュレス社会の実現

３．中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

Ⅱ　経済構造革新への基盤づくり

［２］大胆な規制・制度改革

１．サンドボックス制度の活用と縦割り規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

２．投資促進・コーポレートガバナンス

Ⅱ　「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）

１．経緯

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（30 年６月 15 日閣議決定）が取りまとめられた（骨太の方針）。

２．金融庁関連の施策

「経済財政運営と改革の基本方針 2018」においては、金融庁関連の主な施策として、以下の施策が盛り込まれている

（１）「経済活動の糧」関連プロジェクト

・　現行の金融・商取引関連法制の機能別・横断的な法制への見直し、ブロックチェーン技術、タイムスタンプ等を用いて簡易かつ高セキュリティな本人確認手続を可能とする仕組みの構築、簡易かつ高セキュリティな決済の仕組みを確保しつつ、二次元コード（ＱＲコード等）のフォーマットに係るルール整備等を図るなどFinTech・キャッシュレス化を推進する。

（２）大胆な規制・制度改革

・　地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが変化していることを踏まえ、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、2018 年度中に結論を得る。

（３）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

・　経営支援を強化するため、金融機関による担保・保証に依存しない融資の促進を通じて金融仲介機能を一層発揮させるとともに、商工会・商工会議所・よろず支援拠点などの支援機関による支援内容の充実などに取り組む。

（参考：「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の構成）

第１章 現下の日本経済

第２章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

２．生産性革命の実現と拡大

（１）「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」

③ 「経済活動の糧」関連プロジェクト

（４）経済構造革新への基盤づくり

② 大胆な規制・制度改革

６．地方創生の推進

（２）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

第３章 「経済・財政一体改革」の推進

第４章 当面の経済財政運営と 2019 年度予算編成に向けた考え方

Ⅲ　「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）

１．経緯

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、26 年 12 月に、2015 年度を初年度とする今後５か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度、必要な見直しを行っている。今年度においては、29 年 12 月に「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017 改訂版）」（29 年 12 月 22 日閣議決定）が策定された。また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」（30 年６月 15 日閣議決定）が策定された。

２．金融庁関連の施策

「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2017 改訂版）」における金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

- サービス産業の生産性向上
- ローカルベンチマーク等の整備
- リスク性資金の充実に向けた環境整備
- 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等
- 円滑な事業整理のための支援
- 地域の未来につながる地域未来牽引事業の促進
- 地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等

（参考：「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017 改訂版）」の構成）

Ⅰ．基本的な考え方
Ⅱ．政策の企画・実行に当たっての基本方針
Ⅲ．今後の施策の方向
　３．政策パッケージ
　　（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
　　（ア）生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組み
　　Ｃ 地域のしごとの高度化（ローカルサービスの生産性向上）
　　Ｄ 地域企業の経営体制の改善・人材確保等
　　Ｇ 地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組
　　（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
　　（ア）まちづくり・地域連携
　　Ａ地方都市における「稼げるまちづくり」の推進等
Ⅳ．地方創生に向けた多様な支援 －「地方創生版・三本の矢」－

Ⅳ　「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 30 年６月 15 日閣議決定）

１．経緯

「世界最先端デジタル国家」の創造に向け、政府自らが徹底的にデジタル化に取り組む行政サービスのデジタル改革を起点として、各種施策・改革を実行・促進し、ＩＴを最大限活用した簡素で効率的な社会システムを構築することを目指して、昨年５月に策定された「世界最先端ＩＴ国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（29 年５月 30 日閣議決定）の全部を変更し、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が策定された（30 年６月 15 日閣議決定）。

２．金融庁関連の施策

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の「施策集」における、金融庁関連の主な施策は以下のとおり。

（１）金融分野におけるデータの利活用の推進

・　引き続き金融分野におけるデータ利活用に関する実態を踏まえた上で、預金者等の信頼・安全の確保に留意しつつ、適切なデータの利活用の方策について検討を促す。

（２）住宅ローン契約等におけるマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

・　引き続き銀行等において、公的個人認証を用いて容易にオンラインで本人確認手続を行うことができる環境を整備するためにアクセス手段を多様化する取組を進めるなど、公的個人認証を用いた本人確認の導入・拡大に向けた対応を逐次促進。

（３）銀行システムのＡＰＩ（外部接続口）の公開の促進（オープンＡＰＩ の導入）

・　今後は、平成 32 年６月までにオープンＡＰＩを導入した銀行数が 80 行程度以上を目標に、モニタリング等により、各金融機関における上記施策の着実な取組の実施を促進。

（４）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融ＥＤＩにおける商流情報活用の促進

・　今後は、より多くの企業にＸＭＬ電文が利用されるよう企業向けの周知広報を行い、金融ＥＤＩと商流ＥＤＩの連携を推進するとともに、平成 32 年度までのＸＭＬ電文への全面的移行に向けての取組を着実に実施。

第３節　金融に関する税制

平成 30 年度税制改正要望にあたり、

- 家計の安定的な資産形成の実現
- 金融のグローバル化への対応
- その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成 30 年度税制改正大綱（29 年 12 月 22 日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（資料６－３－１参照）。主要な項目は以下のとおり。

１．ＮＩＳＡの利便性向上

ＮＩＳＡについては、更なる普及・促進を図る観点から、以下の措置が講じられた。

- ＮＩＳＡ（一般ＮＩＳＡ、つみたてＮＩＳＡ）の口座開設申込時に、即日で口座を開設し、同日に買付けることを可能とする。具体的には、税務署での二重口座確認前に、ＮＩＳＡ口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡することとし、仮に二重口座であった場合には、金融機関は、ＮＩＳＡ口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。
- 非課税期間が終了したＮＩＳＡ口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管されることとする（別途の届出により、一般口座に移管することも可能。）。

２．公募投資信託等の内外二重課税の調整

公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、更に国内で源泉所得税が課されていた。このような内外での二重課税が生じないよう、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする措置が講じられた。

３．金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）

28 年に一部の金融商品間の損益通算が認められたところ、デリバティブ取引や預貯金については損益通算が認められていなかったため、29 年に引き続き、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化を要望。投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、平成 30 年度与党税制改正大綱においては、以下の内容が盛り込まれ、今後の検討課題とされた。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

４．外国子会社合算税制（ＣＦＣ税制）の抜本的見直し

平成 29 年度税制改正においてＣＦＣ税制について抜本的見直しが行われたが、外国金融持株会社が、外国政府の出資規制により傘下の子会社株式を 50%超保有できない場合や、保険会社が英国ロイズ市場等において活動する場合等、海外の様々なビジネスの実態を踏まえ、ＣＦＣ税制の合算対象とならないよう所要の措置が講じられた。

５．　店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の延長

諸外国との税制上のイコールフッティングを図り、国内金融機関等がクロスボーダーの店頭デリバティブ取引を円滑に行えるよう、店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限が、３年（2021 年３月 31 日まで）延長された。

６．相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し

外国高度専門人材を日本に呼び込む観点から、一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする措置が講じられた。

第４節　規制・制度改革等に関する取組み

Ⅰ　規制・制度改革に関する取組み

１．概要

平成29事務年度においても、「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会・５つのＷＧ等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、例年同様、これを踏まえた政府の方針である「規制改革実施計画」が取りまとめられ、閣議決定された（30年６月15日）。

なお、この間、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で、25年３月より開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、当該提案の是非についても随時検討を行っている。

２．29年までに閣議決定された「規制改革実施計画」や規制改革ホットラインに寄せられた提案を踏まえた金融庁の本事務年度における主な対応

（１）「規制改革実施計画」（25年６月14日、26年６月24日、27年６月30日、28年６月２日、29年６月９日の閣議決定）に盛り込まれた規制の見直し

- 外国口座管理機関に係る申請手続を行う者の負担軽減を含む利便性向上の観点から、29年６月30日付で金融庁ウェブサイトに手続案内や参考様式等（英語版を含む）を掲載し、受入れ可能な書類の明確化等を図るとともに、各指定国内上位機関に個別周知を行った。
- 銀行及び銀行持株会社がＩＦＲＳ（International Financial Reporting Standards）等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもＩＦＲＳ等で対応できるよう、所要の改正を定める銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第49号）を制定（29年11月10日公布・施行）。
- 自己資本比率の開示規制について、主要項目以外の項目に係る銀行単体での開示を緩和する、「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第７号）等の一部改正告示を29年12月11日公布（30年３月31日施行）。
- 金融機関が設置する保育所における当該金融機関グループ企業の役職員以外の子供の受入れについての法令解釈を、各業界団体を通じて、金融機関に対して周知。

（２）「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- 金融機関が所有する事業用不動産の賃貸等及び金融機関子会社による不動

産のリース業務に係る監督指針の改正（29 年９月 28 日）。

「規制改革ホットライン」に寄せられた提案の内、以下の事項について関係政府令の見直しを行い、30 年６月にパブリックコメント手続を開始した。

- 当座預金業務を営む金融機関等の店舗における休日承認の解禁
- 銀行代理業者等が所属銀行等のディスクロージャー誌を縦覧に供する手続きの簡素化
- 銀行代理業者等と所属銀行等に課せられた書面交付義務の緩和
- 金融機関等が金融商品を扱う特定窓口の設置義務の廃止等
- 金融機関等の共同店舗について、遮断壁や間仕切りを設けずとも、顧客情報保護のために必要な措置を講じれば良いことなどを明確化
- 金融機関等がディスクロージャー誌の縦覧を開始した際の届出義務を廃止
- 信用金庫及び信用組合による資金の貸付先について、転入予定者への資金供給を容易化
- 信託契約代理業に係る登録申請書及び変更届出書の簡素化

３．30 年６月 15 日に閣議決定された「規制改革実施計画」における金融庁関連の施策

政府としては、引き続き、規制改革推進会議において行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、「規制改革推進に関する第２次答申」（29 年 11 月 29 日）、「規制改革に関する第３次答申」を踏まえて、「行政手続コストの削減」、「農林」、「水産」、「雇用・保育」、「医療・介護」、及び「投資等」及び「その他の重要課題」の重点分野から構成される「規制改革実施計画」が閣議決定された（30 年６月 15 日）。

なお、「規制改革実施計画」に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

金融庁所管の主な施策として盛り込まれているものは下記のとおり。

６．投資等分野

（10）金融・資金調達に関する規制改革

- 譲渡制限特約が付された債権の金融機関による譲受け・担保取得等に関する取組
- クラウドファンディングに係る規制改革

（12）その他民間事業者等の要望に応える規制改革

- 金融商品取引業者等による広告等における法定記載事項の緩和
- 貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関する規制緩和
- 認定経営革新等支援機関における行政手続の簡素化

４．行政手続コスト削減に向けた基本計画の見直し

29 年６月に策定・公表された「行政手続コスト削減に向けた基本計画」について、29 事務年度の規制改革推進会議行政手続部会における、行政手続コストの削減に向けた議論等を踏まえ、当該基本計画の改定が実施された。

金融庁においても、基本計画を改定するとともに、32 年までに 20%以上の行政手続コスト削減を達成するための、主要手続におけるコスト削減の効果見通しを示した。

Ⅱ　産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

１．本制度の概要

産業競争力強化法（26 年１月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「企業実証特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「企業実証特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

２．本制度の実績

29 事務年度においては、金融庁が事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望はいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

第５節　コーポレートガバナンスの実効性の向上について

Ⅰ　コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

１．スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの策定

金融庁においては、成長戦略の一環として、

① 平成 26 年２月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、

② 27 年６月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が設置され、29 年５月には、同会議の公表した「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」と題する意見書を受け、スチュワードシップ・コードを改訂した。

２．コーポレートガバナンス改革の進捗状況

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。（資料６－５－１参照）

① 独立社外取締役を２名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において９割を超える。

② 政策保有株式について、金融機関と事業法人ともに保有が減少しつつあるものの、事業法人における減少は緩やかなものに留まっている。

③ 個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家が大きく増加している。

Ⅱ　改訂版スチュワードシップ・コードへの対応について

１．改訂の概要

機関投資家と企業の建設的な対話を促す観点から、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化するとともに、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を促すため、スチュワードシップ・コードを改訂。

２．改訂版コードへの対応

30 年６月末時点で、受入れ機関の約９割（229 機関のうち 202 機関）が改訂内容に対応した公表項目の更新を行った他、30 年に入り新たに５つの企業年金が受入れを表明する等、機関投資家による対応が進んでいる（資料６－５－２参照）。

具体的には、以下のような取組みが見られる。

（1）アセットオーナーによるスチュワードシップ活動

改訂版スチュワードシップ・コードでは、アセットオーナーに対し、

① アセットオーナーによる実効的なスチュワードシップ活動

② アセットオーナーがスチュワードシップ活動に関して運用機関に求める事項や原則の明示

③ 運用機関に対する実効的なモニタリング

といった取組みが求められているところ、公的年金等において、それぞれに対応する形でスチュワードシップ活動の方針の見直しが行われた。

（2）利益相反の管理

利益相反を回避する方策として、過半数を社外取締役とする第三者委員会を設置し、議決権の行使結果を監督するとしている例が多く見られるほか、法人営業部門から運用部門への人事異動制限等を設けている例も見られる。

（3）個別の議決権行使結果の公表

ほぼ全ての国内大手運用機関を含む 70 を超える機関が公表を実施しており、一部機関においては賛否の理由も公表している。また、アセットオーナーの多くが、運用受託機関に対して個別の議決権行使結果の公表を要請する旨を明示している。

Ⅲ　コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

1．経緯

コーポレートガバナンス改革には一定の進捗が見られる一方で、多くの企業において、コーポレートガバナンス・コードへの形式的な対応が進んではいるものの、実質的には、なお経営陣による果断な経営判断が行われていないのではないか等の様々な課題が指摘されている。投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものに留まっており、企業に「気づき」をもたらす例は限られているとの指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議において、政府の「新しい経済政策パッケージ」（29 年 12 月８日閣議決定）に沿って、対話の際に重点的に議論することが期待される事項をとりまとめたガイドラインを策定するとともに、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行うことが提言され、30 年６月に「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定とコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われた（資料６－５－３～６参照）。

2．改訂版コーポレートガバナンス・コードおよび対話ガイドラインのポイント

改訂版コーポレートガバナンス・コードと対話ガイドラインのポイントは以下のとおり（資料６－５－７参照）。

- 企業が自社の資本コストを的確に把握し、事業ポートフォリオの見直し等の果断な経営判断を行うこと
- 企業が設備投資・研究開発投資・人材投資等への経営資源の配分を戦略的・計画的に行い、手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針を策定・運用すること
- CEO の選解任について、独立した指名委員会の活用等を含め、客観性・適時

性・透明性ある手続きを確立すること

- 取締役会の構成に関し、取締役会が全体としてその役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を十分備えるとともに、ジェンダーや国際性等の多様性を確保すること
- 政策保有株式について、企業が政策保有に関する方針を明確化し、保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証を行うとともに、自社の株式を政策保有株式として保有している会社から当該株式の売却等の意向が示された場合には、売却等を妨げないこと
- 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮の観点から、母体企業が企業年金に対して、運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置する等の取組みを行うこと
- 企業がいわゆる「ESG 要素」も含め、非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきであること

第６節　東日本大震災への対応

Ⅰ　二重債務問題に係る金融庁関連の施策

１．個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（平成 23 年６月 17 日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年７月 15 日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（資料６－６－１～５参照）同年８月１日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、同月 22 日よりガイドラインの適用が開始された。同年 10 月 26 日、24 年１月 25 日、同年 12 月 19 日には、同委員会によりガイドラインの運用の改善が図られている。（資料６－６－６～８参照）

29 事務年度においても、引き続き、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、新聞広告、テレビＣＭ等）、住宅再建ワンストップ相談会の開催など、より効果的な周知広報となるよう、様々な施策を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（30 年６月 30 日時点）

・個別の相談件数：5,880 件
・債務整理に向けて準備中：４件
・成立件数：1,369 件

２．東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

さらに、29 年 11 月 10 日に公表した「平成 29 事務年度金融行政方針」においても、金融機関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

加えて、30 年２月に、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法が改正され、

機構の被災事業者に対する支援決定期間が平成 33 年３月 31 日まで延長されたことを受けて、金融機関に対し、同機構の積極的な活用を検討することや、被災事業者の事業再生計画の遂行について、主体的かつ継続的に支援を行うことを要請した。

（参考）　（30 年６月 30 日時点）

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設　立	23 年 11 月 11 日	23 年 12 月 27 日	23 年 12 月 28 日	23 年 11 月 30 日	24 年３月 28 日
買取決定	110 先	142 先	49 先	20 先	16 先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設　立	24 年２月 22 日
支援決定	737 先

Ⅱ　金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の平成 29 年３月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年９月４日に、同年９月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 30 年３月 30 日に報告内容を公表した。

第７節　平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、金融庁は、平成28年４月15日に、熊本県内の関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講じるよう要請した。また、被災地の復興を進めていく観点から、29事務年度においても、引き続き、以下のような対応を行い、被災者や被災企業の支援を行っている。

- 自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下この節において「ガイドライン」という。）（注）の運用支援として、被災者がガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等の補助を実施するとともに、ガイドラインの周知広報を実施
- 28年７月に、REVICと地域金融機関等が連携して設立した、被災事業者の復旧・復興支援等を目的とした「熊本地震事業再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用の促進を通じて、震災からの復旧・復興支援を実施

金融庁としては、引き続き、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（28年４月より適用開始）。（資料６－７－１～３参照）

（参考）１．ガイドラインの運用状況（30年６月30日時点）

・登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：774件
　うち、手続き中の件数：200件
　　うち、特定調停の申立てに至っている件数：10件
・債務整理成立件数：254件

２．REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況（30年６月30日時点）

・熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：９件
・九州広域復興支援ファンドの実行件数：７件

第８節　消費者行政に関する取組み

Ⅰ　経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成 27 年３月 24 日、27 年度から 31 年度までの５年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された。

消費者基本計画には、５年間で取り組むべき施策として、①消費者の安全の確保、②表示の充実と信頼の確保、③適正な取引の実現、④消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成、⑤消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備、⑥国や地方の消費者行政の体制整備が挙げられている。

Ⅱ　工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。

工程表においては、各府省庁等の間で連携が必要な施策についてのそれらの関係を明確にするとともに、効果把握のための指標として、本計画に示したＫＰＩ（重要業績評価指標）を可能な限り施策ごとに更に具体化することとされている。

また、本計画を実効性のあるものとするために、本計画に基づく施策の実施状況について、十分な検証・評価・監視を行うこととされている。具体的には、各施策の 29 年度の実施状況について、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、30 年６月 12 日、「平成 29 年度消費者政策の実施の状況（消費者白書）」として公表された。また、消費者政策会議（閣僚級会議）において、消費者委員会の意見を聴取した上で、30 年７月 22 日、工程表が改定された。

Ⅲ　消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。（資料６－８－１参照）

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

３　適正な取引の実現

⑵　商品・サービスに応じた取引の適正化

③　詐欺的な事案に対する対応

④　投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

⑤　金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に

関する制度の見直し
⑥　不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
⑦　サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
⑧　仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応
⑷　詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
①　特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
④　偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
４　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成
⑵　消費者教育の推進
①　消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
⑥　学校における消費者教育の推進
⑦　地域における消費者教育の推進
⑪　金融経済教育の推進
５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備
⑴　被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
⑤　金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度の円滑な運営
⑧　「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の救済支援等
⑨　多重債務問題改善プログラムの実施
⑬　成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催
６　国や地方の消費者行政の体制整備
⑴　国の組織体制の充実・強化
⑧　消費者からの情報・相談の受付体制の充実

第９節　障害者施策への対応

Ⅰ　概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、平成 27 年２月 24 日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（28 年４月１日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（28 年４月１日施行）

Ⅱ　対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（28 年４月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取り組み状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組み状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第10節　金融経済教育の取組み

Ⅰ　経緯・概要

金融経済教育については、以下の報告書や提言等において、その重要性が述べられており、金融庁としても様々な機会を活用しながら金融経済教育を推進している。

特に、平成29事務年度において、国民に適切な金融経済教育を推進することが国連が定めた持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の達成にも資するものであることから、金融経済教育の推進が政府の「拡大版ＳＤＧｓアクションプラン2018」に盛り込まれた。

・金融経済教育研究会報告書（25年４月30日、金融庁）
・金融・資本市場活性化に向けての提言
（25年12月13日、金融庁・財務省）
・金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項（提言）
（26年６月12日、金融庁・財務省）
・消費者基本計画（27年３月24日、閣議決定）
・日本再興戦略2016（28年６月２日、閣議決定）
・未来投資戦略2017（29年６月９日、閣議決定）
・拡大版ＳＤＧｓアクションプラン2018
（30年６月15日　持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合決定）

Ⅱ　具体的な取組状況

（１）金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、25年６月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、26年６月に策定した（27年６月に改訂）。

29事務年度においては、第10回（29年12月４日開催）、第11回（30年６月８日開催）の推進会議において、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材の整備等について議論を行った。

（２）大学における金融経済教育

大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、26年４月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施（資料６－10－１参照）。

27年度：５大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、県立広島大学、神戸国際大学）

28 年度：８大学で実施

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、神戸国際大学、東北学院大学）

29 年度：10 大学で実施

（前期：東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学）

（後期：武蔵野大学、金沢星稜大学、東北学院大学、椙山女学園大学、大学コンソーシアム大阪）

30 年度：11 大学で実施

（前期：青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京経済大学）

（後期（予定）：明星大学、武蔵野大学、椙山女学園大学、大学コンソーシアム大阪、専修大学、学習院大学）

（３）小・中・高の各学校段階における出張授業の試行実施

中学及び高校の学習指導要領の改訂を含め、学校における金融経済教育がますます重要になっていることから、国立大学附属の小学校、中学校及び高校（福島大学附属小学校、福島大学附属中学校及び大阪教育大学附属高等学校平野校舎）において、資産形成等を内容とする金融経済教育の出張授業を試行的に実施した。

（４）ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害や未公開株取引等に関するトラブルについて金融庁としても被害防止に向けて様々な手段を用いて取り組んでいる。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」及び、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」を全国の高校・大学・地方公共団体等へ配布するなど、様々な手段で注意喚起を行っている。

また、家計の安定的な資産形成を促進するため、ＮＩＳＡ推進・連絡協議会とともに、初心者向けの実践的な投資教材として「つみたてＮＩＳＡ早わかりガイドブック」を作成したほか、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。（資料６－10－２参照）

（５）金融経済教育に関するシンポジウムの開催

地域住民を対象に、つみたてＮＩＳＡの活用等を通じた安定的な資産形成に

ついて理解を深めることを目的とした「安定的な資産形成について考えるシンポジウム」を、仙台市、さいたま市、名古屋市、大阪市、広島市の計５箇所で開催した。

（６）成年年齢の引下げを契機とした取組み

30 年６月、成年年齢の引下げ等を内容とする民法の改正法案が国会で成立したが、これに先立ち、30 年２月に、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の４省庁が「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定した。同プログラムには、高等学校における消費者教育の推進として、消費者教育教材の開発・高度化や金融実務経験者の学校教育現場での活用等が盛り込まれている。（資料６－10－３参照）

（７）金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している（29 年度　17 件）。（資料６－10－４参照）

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

（８）後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした（29 事務年度　後援 22 件、共催１件）。（資料６－10－５参照）

（９）外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー（４分野・15 項目）」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、26 年５月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談（予防的なガイド）」を開設し、29 事務年度は 569 件の相談を受け付けた。

第11節　家計の安定的な資産形成に関する取組み

Ⅰ　顧客本位の業務運営に関する原則

１．経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、平成29年３月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」）」を策定・公表した。

併せて、「『原則』の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

２．顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

（１）原則採択金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針やＫＰＩを策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、30年６月末現在で1,426社（ＫＰＩを策定・公表している金融事業者は347社）となっている。また、公表の際には、各金融事業者の販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されていると考えられるＫＰＩを好事例として紹介し、金融事業者による取組みを促した。

（参考）当庁が好事例として挙げた主なＫＰＩ（30年６月時点）

投資信託の運用損益別顧客比率、投資信託の販売額上位商品、その販売額/構成比、投資信託における長期・積立・分散投資の状況　等

（２）投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩの公表

長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」することは、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益であると考えられることから、自主的なＫＰＩの好事例やモニタリング結果を踏まえ、30年６月、投資信託の販売会社における比較可能な共通ＫＰＩを公表した（資料６－11－１～３）。

（参考）比較可能な共通ＫＰＩ（30年６月時点）

①運用損益別顧客比率

②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン

③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン

Ⅱ　つみたてＮＩＳＡの普及・利用促進について

家計の安定的な資産形成を進める上で、長期・積立・分散投資の定着を促してい

くことは重要である。この観点から、30 年１月から導入されたつみたてＮＩＳＡの普及・利用促進を図るため、下記の取組みを行った。

１．職場つみたてＮＩＳＡの導入・普及

少子高齢化の進展等を踏まえ、バランスの取れたポートフォリオによる安定的な資産形成を進めていくことの重要性が高まっているが、現役世代にとって、「きっかけがない」、「方法がわからない」、「時間が無い」等の理由から、投資を通じて資産形成に取り組むことは必ずしも容易ではないことが指摘されている。

こうした層に対して資産形成を促すためには、投資を開始するきっかけを職場など身近な場で得られるような環境を整えることが望ましい。そこで、29 年 10 月、各府省・地方自治体、更には民間企業における普及も視野に、まずは金融庁において「職場つみたてＮＩＳＡ」を導入する旨を公表した。これは、つみたてＮＩＳＡやその取扱金融機関に関する情報提供や、職場での投資教育を行うことによって、職員の安定的な資産形成を支援する取組みである。（資料６－11－４参照）

さらに、同年 12 月には、各府省・地方自治体・民間企業が、「職場つみたてＮＩＳＡ」を導入する際の参考となるよう、金融庁の職場つみたてＮＩＳＡ取扱規程、運営要領等を公表した。

金融庁における職場つみたてＮＩＳＡの導入を契機に、内閣人事局からは、29 年 11 月に、各府省に対して同様の取組みを促す文書が発出された。高齢社会大綱（平成 30 年２月 16 日閣議決定）においては、「地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたて ＮＩＳＡ 等を広く活用するよう、職場つみたてＮＩＳＡ等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める」とされた。現在、既に厚生労働省や財務省など一部の省庁において、「職場つみたてＮＩＳＡ」に関する取組みが開始されている状況にある。

また、東京都など、一部の地方自治体でも、職員向けのセミナーを開催する等の取組みが進められている。こうした状況を受け、30 年６月には、金融庁及びｉＤｅＣｏを所管する厚生労働省からの依頼を受け、同様の取組みが他の地方自治体にも広がるよう、総務省から全国の地方自治体に通知が行われた（資料６－11－５参照）。

これに加えて、「職場つみたてＮＩＳＡ」が全国の地方自治体や企業にも普及するよう、各財務局での企業等向け説明会の開催（30 年３月～６月に全 11 ヶ所）等を通じて働きかけを行った。

２．投資教育

29 年９月、つみたてＮＩＳＡの導入に当たって、ＮＩＳＡ推進・連絡協議会とともに、初心者向け投資教材「つみたてＮＩＳＡ早わかりガイドブック」を作成し、金融機関をはじめとする民間企業、ファイナンシャルプランナー等の個人に配布した。また、30 年４月には、国民の安定的な資産形成を促進することを目的

として、ＮＩＳＡ推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」を制作した。（資料６－11－６参照）

３．新たな情報発信チャネルの活用

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてＮＩＳＡ Ｍｅｅｔｕｐ）を全国で実施（東京で８回、地方で 14 回）。この中には、都道府県の銀行協会や日本証券業協会と連携して開催したものもあり、官民の連携を通じて、個人投資家の裾野拡大に資する取組みを行っている。（資料６－11－７参照）

若年世代の投資未経験者層が投資に関心を持つきっかけになるよう、つみたてＮＩＳＡキャラクター「つみたてワニーサ」を、デザインを一般公募し作成。金融庁ホームページでの情報発信に加え、「つみたてワニーサ」の金融庁公式ツイッターアカウントによる情報発信も行っている。（資料６－11－８参照）

Ⅲ　高齢社会における金融サービスのあり方

１．背景

我が国の高齢化率は世界で最も高い水準となっており、更に高齢化率が上昇していくことが見込まれる中で、退職世代等が老後に不安なく豊かな消費生活を送ることができる環境を整えていくことが重要である。

２．実績

学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等へヒアリングを行いながら、高齢化が進行する現状や退職世代等が抱える課題について整理した「高齢社会における金融サービスのあり方」を中間的にとりまとめ、30 年７月３日に公表した。（資料６－11－９参照）

長寿化の進展、これに伴う退職世代等の保有する金融資産割合の増加、資産構成の現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み、資産寿命の延伸をはじめとする様々な課題への対応することが必要となるが、高齢社会における金融サービスのあり方を検討するにあたっては、退職世代等の多様性やかつて標準的と考えられてきたモデルが空洞化している現状を踏まえて行うことが重要となってくる。

当該とりまとめでは、上記の課題や指摘事項への対応として、

① 就労・積立・運用の継続による所得形成、
② 資産の有効活用・取崩し、
③ 長生きへの備え、資産承継、
④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備、

の４つの視点から更に検討を進めることとしている。

第 12 節　金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」（平成 27 年７月２日公表）に基づき、官民が一体となって金融機関のサイバーセキュリティ向上のための取組みを推進しているところ。

29 事務年度は、主に以下について重点的に取り組んだ。

１．サイバーセキュリティ対策に係る実態把握

27 年の「取組方針」公表以降、地域金融機関を中心に、証券会社、保険会社等の幅広い業態にわたる 200 先を超える金融機関に対しサイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施してきた（注）。

29 事務年度においては、信用金庫・信用組合及び中小証券会社等に対して実態把握を行うとともに、業界全体の底上げを図るために、協同組織中央機関・協同センター等との対話を実施した。

実態把握の結果、特に中小金融機関では、依然として、①サイバーセキュリティ対策の基礎となるサイバーセキュリティに着眼したリスク評価が不十分であり、自組織のどこにサイバーセキュリティに係るリスクがあるか特定できていない、②インシデント発生時のコンティンジェンシープランも未整備の状況にあることが判明した。このように、基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備により、業界全体の底上げを図っていくことが大きな課題となっている。

このため、信用金庫・信用組合業態については、29 事務年度に、金融庁も後押しし、信用金庫・信用組合のそれぞれの協同組織中央機関・業界団体が連携のうえ、リスク評価の手引書やコンティンジェンシープランのひな型を策定し、傘下金融機関に還元した。

（注）28 事務年度までに、地方銀行、第二地方銀行については、全行の実態把握を実施済。

２．サイバーセキュリティ対策に係る建設的な対話

大手金融機関については、我が国金融システムの中核を担う３メガグループを中心に、これまで定期的な対話を通じて、継続的に議論を重ねてきた。こうした中、３メガバンクでは、サイバーセキュリティ対応能力をもう一段引上げるため、より高度な評価手法として「脅威ベースのペネトレーションテスト」（注）の活用を進める等、一層の高度化に向けて相応の進展がみられたところである。

また、29 事務年度には、金融庁において海外大手金融機関の取組みについて現地でのヒアリングを含め調査・分析を行い、３メガバンクとの間で海外の先進的な取組みを踏まえた対策の必要性について認識の共有を図り、更なる高度化に向けた対応を促した。

（注）金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。

３．金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（DeltaWall Ⅱ）の実施について

金融庁では、特に中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、28年に続き29年10月に「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」（DeltaWall）（注）を実施した。本演習には、101 金融機関が参加し、演習に向けた準備、演習への参加及び演習結果のフィードバックを通じて、インシデント対応能力の向上を図った。また、演習結果については、演習に参加していない金融機関の取組みに活用してもらうために、共通する傾向や課題等についてとりまとめ、業界全体に還元した。（資料６－12－１参照）

一部の金融機関では、迅速かつ的確にインシデントに対応するための工夫を行う良好事例が認められたものの、総じてシナリオで提示された攻撃への対応に目が行きがちであり、シナリオで掲示された攻撃の裏で別の攻撃を受ける可能性を考慮した監視強化の実施等、インシデント発生時におけるより広い視野での対応に課題が認められた。

（注）DeltaWall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の３つの視点（Delta）＋防御（Wall）。

４．情報共有の取組み

金融機関の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の取組みである「自助」、金融庁等の当局の支援である「公助」だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が非常に有効となる。

「共助」態勢の確立に向けて、一般社団法人 金融ISAC（以下、「金融ISAC」という。）等の情報共有機関を活用した情報共有や取組みの高度化（脆弱性情報の迅速な把握・防御技術の導入等）の意義について、金融機関に対して周知してきた結果、金融ISAC への加盟が着実に進捗してきている（30年６月１日時点で正会員355社）。（資料６－12－２参照）

一方で、一部の業態（信用金庫・信用組合、中小証券会社）では加盟が停滞しており、引き続き、「共助」の有効性について浸透を図り、金融業界の共助態勢の確立に努めていく必要がある。

５．国際的なサイバーセキュリティ強化の取組み

サイバー攻撃は、容易に国境を跨ぎ、その影響は金融システム全体に波及するおそれがあり、国際的にもサイバーセキュリティの確保は重要課題となっており、我が国も国際的な議論に参加・貢献してきている。

こうした中、Ｇ７財務大臣・中央銀行総裁会議では、2015 年に「Ｇ７サイバーエキスパートグループ」（注）を設置し、サイバーセキュリティに関する議論を重

ねてきた。2017 年 10 月には、国際的なサイバーセキュリティ対策の評価に関する基本原則を示した「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関するＧ７の基礎的要素」を策定・公表した。

（注）Ｇ７各国の財務省、中央銀行、金融監督当局が参加。

第13節　明治150年関連施策

Ⅰ　概要

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年の年に当たることから、明治以降の歩みを次世代に遺すことや、明治の精神に学び日本の強みを再認識するため、各府省庁・地方公共団体・民間団体が「明治150年」に向けた関連施策を推進することとされた（28年12月 内閣官房「明治150年」関連施策各府省庁連絡会議決定）。

Ⅱ　金融庁の施策

１．「明治150年」関連シンポジウムの開催（資料６－13－１参照）

江戸時代の金融制度の変遷も踏まえ、明治時代の金融制度の確立に向けた歩みとその果たした役割を概観すること等を目的として、30年９月６日に「明治150年」関連シンポジウムを開催することを公表した。

２．明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査（資料６－13－２参照）

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物３名（外山脩造、矢野恒太、アレキサンダー・アラン・シャンド）の活躍について、その活躍を改めて評価するため、委託調査を実施した。

３．金融庁ウェブサイト等を使った広報の実施（資料６－13－３参照）

- 金融庁ウェブサイトに「明治150年関連施策　特設ページ」を開設し、上記１．及び２．の施策を紹介するとともに、業界団体の取組を紹介した（30年４月20日）。
- 上記２．の人物調査の結果を基にパネルを作成し、金融庁２階広報スペースに展示した（30年５月～10月）。

第７章　銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成 13 年法律第 131 号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有を Tier１以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成 14 年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18 年９月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。機構は、29 年６月 30 日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後凍結していた売却を再開。29 年度は、立会内取引において、296 億円を処分。

また、20 年９月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（21 年３月９日公布、同年３月 10 日施行）

18 年９月末までとされていた機構による株式買取期限を 24 年３月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「２兆円」から「20 兆円」に拡大した（20 年度第２次補正予算で手当て、21 年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（21 年７月３日公布、同年７月６日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ＥＴＦ、Ｊ－ＲＥＩＴ及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（24 年３月 31 日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、29 年３月末まで５年間延長した。

④ 買取期限の延長（28 年 12 月２日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取

期限を、34 年３月末まで５年間延長した。

これらの措置を受け、29 事務年度（29 年７月～30 年６月末）において、機構は、573 億円（買取再開後の累計 13,748 億円）の株式等の買取りを行っている。

第３部　金融検査・監督等

第８章　業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第１節　検査・監督のあり方の見直し

Ⅰ　平成 29 事務年度の取組み

「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）（案）」を 29 年 12 月に公表し、30 年２月まで意見募集を行った。52 の個人及び団体より 282 件の意見が寄せられ、下記の対話会での意見も踏まえ、必要な追記・修正を行い、同年６月に改訂後の検査・監督基本方針を公表した。

意見募集期間中に、全国 11 の財務（支）局単位で、全ての預金取扱金融機関（銀行・信金・信組・労金）、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し（のべ 60 回開催）、検査・監督基本方針の現場への浸透・課題の洗出しを行った。対話会で得られた意見は、30 年３月に取りまとめて公表した。

また、金融機関と当局が共有すべきプリンシプルとして、健全性政策に関する考え方と進め方を整理した「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）（案）」を 30 年６月に公表し、意見募集を行った。

Ⅱ 今後の取組み

検査・監督基本方針に基づき、検査・監督については、これまで実践してきたオン・オフ一体の継続的なモニタリングや優先課題の重点的なモニタリングといった手法を実施していく。また、対話については、分析したデータに基づきより客観的な議論を行うことで、双方がお互いに「気づき」を得るよう、また、議論を尽くして双方が同じ視点を共有できるよう留意しながら行っていく。

検査・監督基本方針に沿って、チェックリスト方式からプリンシプル・ベースの検査・監督への移行を定着させるにあたり、金融機関に対してモニタリングの方向性を明らかにする必要のある分野については、分野別の「考え方と進め方」や、その時々の重要な課題に対する今後の課題や着眼点等、特定の分野に関する具体的な基準等、様々な形で個別の分野における検査・監督の方針を整理し、公表していく。これらの方針について、財務局を含む現場への浸透を図るとともに、金融機関との対話の材料として、実際の検査・監督に活用していく。さらに、金融機関との対話を通じて問題意識を共有しつつ、対話で得られた好事例を取りまとめ、公表することにより、金融機関の自律的取組みを促していく。

特に、金融機関の貸出の分類・償却・引当については、より的確に借り手の実情等の情報を把握し、それに基づく引当を可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」において議論・整理していく。

また、検査・監督におけるモニタリングの質・深度や当局の対応の適切性を確保するため、検査・監督のあり方については、今後も不断に見直しを行っていく。その際、検査・監督の個別の対応にかかる内部検証、検査・監督の品質にかかる外部評価の実施を通じた品質管理を徹底し、継続的に必要な改善を図っていく。また、品質管理を含む一連の検査・監督のプロセス（リスクの特定、金融機関との対話、品質管理・ＰＤＣＡ等）を整理し、実践していく。

第２節　金融行政方針に基づく金融モニタリング

Ⅰ　経緯等

金融庁では、検査・監督両局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。平成29事務年度は、28事務年度に引き続き、検査局・監督局に加えて企画部門や国際部門等を含めた金融庁全体の方針として、「平成29事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

Ⅱ　金融行政方針に基づく29事務年度のモニタリング

第１部第２章第１節で記載した通り、金融行政方針では、

① 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮
② 利用者保護/利用者利便
③ 市場の公正性・透明性/市場の活力

のそれぞれを両立させることを通じ、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指し、金融行政を行うこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の質の向上や金融システムの安定性維持といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の重点施策を実施した。

１．預金取扱金融機関

（１）３メガバンクグループ

○ グローバルに活動する３メガバンクグループについて、世界経済・市場環境の変化への対応や金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮に向けた深度ある対話を行った（詳細は第９章第３節 「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

（２）地域金融機関

○ ビジネスモデルの持続可能性等に課題が認められる地域金融機関の課題解決や地域金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向けた深度ある対話を行った（詳細は第９章第３節 「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

２．保険会社

○ 保険会社が社会・技術の変化に伴う新たな商品・サービスの可能性に対応し、成功事例を作っていくことは、持続可能なビジネスモデルの構築にもつながっていくものであり、新たな商品・サービスの開発に関しては、金融庁としても前向きに対応を行った。

○ 生命保険会社は運用会社としての役割も重要であることから、リスク管理と一体となった資産運用の高度化等の取組みについて対話を行った。併せて、「スチュワードシップ

責任」を適切に果たすよう促した。

○　大手保険会社を中心として海外進出が増加していることを踏まえ、買収後の海外拠点は実効的に管理されているか等について、確認を実施。

○　金融機関代理店や一般の代理店を通じた販売活動が適切になされているかについて対話を実施。

3．金融商品取引業者等

○　大手証券会社については、リスク管理の機能発揮状況や国内における「顧客本位の業務運営」の実践・定着状況、それらを支えるガバナンスについて深度ある対話を行う等、モニタリングを実施。海外においては、各業務の収益性の向上と中長期的な強みを確保していく観点から、グループ全体として、ビジネスの選択と集中を進めているが、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化に向けた取組状況についてモニタリングを実施。

○　大手証券会社以外の証券会社全般については、規模・業務形態等における多様性を背景に、収益・顧客基盤の強化に向けた取組みは、進捗度合い・内容ともに様々であるが、顧客利益を十分考慮したビジネスモデルを確立していくことが重要であるため、そうした観点からモニタリングを実施。

第３節　業態横断的な金融モニタリング

Ⅰ　マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、両者間の相互作用を分析することが重要である。

金融システムの安定性の観点から、世界経済・金融市場動向や金融機関を含む市場参加者の動向等について精緻かつリアルタイムに把握し、金融システムの潜在的リスクをフォワードルッキングに分析した。その上で、当該分析結果を基に、オンサイト・オフサイトのモニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化を促進する等、金融システムの安定性強化に向けた取組みを行った。

Ⅱ　金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

１．フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定以降、多くの金融機関が同原則を採択して取組方針を策定した。金融機関において真に顧客本位の業務運営が行われ、取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。しかし、多くの金融機関は、必ずしも顧客本位でなく収益を優先して需要を掘り起こすプッシュ型のビジネスモデルとなっているとの指摘もある。これを踏まえ、金融機関が掲げている顧客本位の取組方針とその実践及び営業現場への浸透状況について、銀行の営業店におけるヒアリングも含め、実態の検証を行った。

２．コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

近年、デジタライゼーションの進化による競争環境の変化（例えば、ＩＴプラットフォーム企業等の非金融企業グループ傘下で金融サービスが提供される等）やマクロ要因による経営環境の変化等により、同一の根本原因に起因するコンプライアンス・リスクが業態横断的に生じる可能性がある。また、利用者保護や市場の公正・透明等の観点から不適切な行為が行われ、金融機関の経営の健全性に影響を及ぼし得るような事例も見られる。このため、金融行としては、金融機関のビジネスモデルを踏まえて、リスクとなり得る情報を幅広く察知・分析した上、将来の蓋然性も見据えたリスクの程度を評価する必要がある。

３．内部監査の高度化

金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築することにより、業務の適切性や財務の健全性を確保し、金融システムの安定に寄与していくためには、ガバナンスが有効に機能していることが重要である。そのためには、内部監査部門が、リスクベースかつフォワードルッキングな観点から、組織活動の有効性等についての客観的・独立的な保証、アドバイス、見識を提供することにより、組織体の価値を高め保全するという内部監査の使命を適切に果たすことが必要であり、内部監査を高

度化していくことが求められている。

こうした観点から、大手金融機関等との間で、定期的に複数回の意見交換を実施し、内部監査の高度化に向け認識の共有を図った。一方、地域金融機関における個別モニタリングの結果、経営への規律付けの観点からの監査を実施していない等、一部に内部監査の高度化に向けた課題が認められた。

4. 投資用不動産向け融資

アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした投資用不動産向け融資については、以下のように、顧客保護等の観点から問題のある事例が確認されている。

① 金融機関及び悪質な持込不動産業者の双方が関与した、入居率や賃料、顧客の財産や収入の状況等についての改ざん

② 借り手にとって経済合理性のないその他の融資商品・預金・保険商品等の抱き合わせ販売

また、融資対象の不動産について相対的に高額の価格設定がなされ、顧客がその収入や財産状況に比して過大な債務を負うケースや、賃料を保証する不動産業者の経営状況が悪化することにより顧客への賃料保証が行えず、顧客が返済不能となるケース、その結果金融機関において損失が発生するといった信用リスク管理上の問題が確認されている。

これを踏まえ、シェアハウス融資に関する問題が発生した金融機関に対して、立入検査を開始し、実態把握に努めている。

5. マネー・ローンダリング

地政学的リスクや国際社会におけるテロの脅威等が高まっており、また、平成31年には第4次ＦＡＴＦ対日相互審査も控えるなど、マネロン・テロ資金供与対策（以下、「AML／ＣＦＴ」という。）の態勢整備が急務となる中、30年2月、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を公表し、実効的なAML／ＣＦＴの基本的な考え方について明らかにした上で、金融機関等に対し、ガイドラインの記載とのギャップを分析し、当該ギャップを解消するための具体的な行動計画を策定・実施するよう要請した。さらに、３メガバンクグループにおいては他金融グループに比して、より堅牢な態勢をグループ・グローバルベースで構築することが求められることから、同年５月には３メガバンクグループ向けベンチマークを発出し、同様のギャップ分析と行動計画の策定を求めた。

ガイドラインの趣旨等に基づき、同年３月には金融機関等に対し、各社の取引実態及びAML／ＣＦＴの実施状況等に係る定量・定性情報について報告（取引等実態報告）を求めた。また、同月、全ての預金取扱金融機関と資金移動業者に対し、特に送金取引に係る窓口業務及び管理態勢の基本的な確認事項等（緊急チェックシート）を取りまとめ、その検証等の状況について報告をするよう求めた。

各金融機関等に対しては、実質的なリスクに着目する観点から、上記報告で求めた情報やモニタリングにおける定量・定性情報を集約し、各業態及び個別金融機関のリスクの所在とその統制状況の分析（リスクアセスメント）を行った上で、AML／ＣＦＴの高度化に向けた取組みを促した。また、上記施策の内容が、経営陣を含む金融機関等の様々な階層において理解・浸透されることが重要であるとの認識に基づき、業界団体や中央機関等と連携して、金融機関等の経営陣との直接面談、業界団体設置の専門部会等における実務担当者向け解説、財務局主催の地域金融機関等向けセ

ミナーでの講演等、様々な場面で、ＡＭＬ／ＣＦＴの必要性とあり方について働きかけを行う取組み（アウトリーチ）を実施した。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」（30年９月26日公表）を参照。

第４節　早期是正措置・社外流出制限措置について

Ⅰ　早期是正措置の概要及び運用

１．早期是正措置の趣旨（資料８－４－１参照）

平成 10 年４月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、

② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、

③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

２．発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令（銀行法第 26 条第１項等）の１形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（同条第２項等）。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本（資本金、法定準備金、剰余金等）等の自己資本を分子として、また、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

$$\text{（注）自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額（資本金等）}}{\text{リスクアセット額}}$$

３．措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第１から第３までの３段階であったが、10 年 10 月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は４段階となっている。

また、同年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際統一基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己

資本比率に基づくこととなった。

さらに、14年12月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を３年から１年へ短縮するなどの厳格化を行った。

24年８月の省令等の改正で、国際統一基準行に対して25年３月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制（バーゼル３）を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等Tier１比率」及び「Tier１比率」を追加した（同年３月31日施行）。

	自己資本比率		措　置　の　内　容
	国際統一基準行	国内基準行	
第１区分	【普通株式等Tier1比率】 ：4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 ：６%未満３%以上 【総自己資本比率】 ：８%未満４%以上	４%未満 ２%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行
第２区分	【普通株式等Tier1比率】 ：2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 ：３%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 ：４%未満２%以上	２%未満 １%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第２区分の２	【普通株式等Tier1比率】 ：1.13%未満０%以上 【Tier1比率】 ：1.5%未満０%以上 【総自己資本比率】 ：２%未満０%以上	１%未満 ０%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第３区分	【普通株式等Tier1比率】 ：０%未満 【Tier1比率】 ：０%未満 【総自己資本比率】 ：０%未満	０%未満	業務の全部又は一部の停止

（注）普通株式等Tier1比率及びTier1比率については25年３月31日より段階的に適用し、27年３月31日より完全実施。

４．発動実績

29事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※　早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14件
信用金庫	23件
労働金庫	0件
信用組合	69件
系統金融機関	3件
保険会社	1件

（注）労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

Ⅱ　社外流出制限措置の概要及び運用

1．社外流出制限措置の趣旨（資料８－４－２参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファーの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファー比率」が一定の水準を下回った場合、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである。

2．発動基準

社外流出制限措置は、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている（銀行法第26条第２項等）。

社外流出制限措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的に統一的なルールとして認められた「資本バッファー比率」という基準を用いることとしている。

この資本バッファー比率は、資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額（普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の総額から最低所要自己資本比率を充足するのに必要な普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額を除いた額）を分子として、リスクアセット（金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額）を分母として算出される。

（注）資本バッファー比率＝$\dfrac{\text{資本バッファーに係る普通株式等Ｔｉｅｒ１資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$

3．措置区分

社外流出制限措置の措置区分は、資本バッファー比率の状況に応じて４段階定められている。

<table>
<tr><td rowspan="2">資本バッファーの充実の状況に係る区分</td><td rowspan="2">資本バッファー比率</td><td colspan="2">措置の内容</td></tr>
<tr><td>社外流出制限割合</td><td></td></tr>
<tr><td>資本バッファー第１区分</td><td>2.5%未満</td><td>40%</td><td rowspan="4">社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファー比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第２区分</td><td>1.875%未満</td><td>60%</td></tr>
<tr><td>資本バッファー第３区分</td><td>1.25%未満</td><td>80%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本バッファー第４区分</td><td>0.625%未満</td><td>100%</td></tr>
<tr><td colspan="3">※早期是正措置における第１区分～第３区分に該当する場合、同時に資本バッファー第４区分にも該当する。
この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む１つの命令を発出することが想定される。</td></tr>
</table>

（注１）上記の数値は、資本保全バッファー2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンター・シクリカル・バッファーおよびG－ＳＩＢｓ/Ｄ－ＳＩＢｓバッファーは含んでいない。

（注２）28 年３月 31 日より段階的に適用し、31 年３月 31 日より完全実施。

４．発動実績

29 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

※　導入以降、発動実績はなし。

第５節　金融上の行政処分について

Ⅰ　行政処分の趣旨（資料８－５－１参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注１）を行っているところである。

平成19年３月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年４月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ　行政処分の業態別発動状況（資料８－５－２参照）

29事務年度における行政処分の業態別発動件数（注２）は、以下の通り。

① 銀行等	:	０件	【０件】（注３）
② 協同組織金融機関	:	１件	【０件】
③ 政府系金融機関	:	１件	【０件】
④ 金融商品取引業者等	:	53件	【18件】
⑤ 保険会社等	:	１件	【０件】
⑥ 貸金業者	:	０件	【０件】
⑦ 特定目的会社	:	０件	【０件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	０件	【０件】
⑨ 資金移動業者	:	０件	【０件】
⑩ 仮想通貨交換業者	:	27件	【６件】

（注１）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注２）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む。）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言･代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む。）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く。）、保険仲立人）、である。

（注３）【　】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

第６節　反社会的勢力への対応について

Ⅰ　経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画－「世界一安全な国、日本」の復活を目指して－」（平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18 年７月 21 日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20 年 12 月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、25 年 12 月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ　これまでの対応

１．暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18 年６月 20 日、第７回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年７月 21 日、関係省庁の申し合わせにより設置された（19 年７月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

２．企業活動からの暴力団排除

（１）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。19 年６月 19 日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年７月３日、第９回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（２）金融庁では、19 年７月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、20 年３月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。25 年 12 月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、26 年６月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（３）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、

反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：20 年 11 月、普通預金規定等：21 年９月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23 年６月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22 年４月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始したほか、25 年 11 月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。また、29 年３月、反社会的勢力との関係遮断等の取組みのさらなる強化に向け、関係省庁等との連携の推進や本人確認を一層強化・徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の強化について」を決定・公表した。その後、30 年１月に、預金保険機構を介して警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースへの接続を開始し、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

（４）金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21 年３月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22 年５月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年４月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年５月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、25 年１月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年２月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

（５）生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、23 年６月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、24 年１月に公表した。また、25 年 11 月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年４月、７月に策定・公表した。また、同年 11 月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第７節　指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ＡＤＲ制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ＡＤＲ制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「金融行政方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（平成25年８月２日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

30年６月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

（30年６月30日現在）

指定日 （業務開始日）	機関名	業務の種別
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人全国銀行協会	・　銀行業務 ・　農林中央金庫業務
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人信託協会	・　手続対象信託業務 ・　特定兼営業務
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人生命保険協会	・　生命保険業務 ・　外国生命保険業務
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人日本損害保険協会	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人保険オンブズマン	・　損害保険業務 ・　外国損害保険業務 ・　特定損害保険業務 ・　保険仲立人保険募集
22．９．15 （22．10．１）	一般社団法人日本少額短期保険協会	・　少額短期保険業務
22．９．15 （22．10．１）	日本貸金業協会	・　貸金業務
23．２．15 （23．４．１）	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	・　特定第一種金融商品取引業務

第９章　預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第１節　監督指針等

Ⅰ　主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、平成17年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）金融機関の所有不動産の有効活用等に係る改正（29年９月28日）

業界団体からの規制緩和要望等を踏まえ、銀行による事業用不動産の賃貸等や銀行子会社による不動産のリース業務に係る改正を行ったもの（29年９月28日より適用）。

（２）「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正（29年11月10日）

銀行グループがIFRS等を任意適用した場合に、銀行法における開示等各種規制についてもIFRS等で対応できるようにする観点から、「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの（29年11月10日より適用）。

（３）「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正に係る改正（29年12月11日）

「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

（４）金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（29年12月11日）

28年４月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、第３の柱に関する告示及び監督指針について所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

（５）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年２月６日）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年２月６日より適用）。

（６）「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正（30年３月14日）

「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

（7）取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正（30年3月30日）

銀行及びその子会社等における取引先企業に対する人材紹介業務の取扱いが可能であることを明確化するため、改正を行ったもの（30年3月30日より適用）。

（8）「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正（30年5月30日）

銀行代理業等に係る規制緩和の観点から、「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの。（30年6月1日より適用）。

Ⅱ　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、16年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度の改正内容は、上記のⅠ　主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容に同じ。

第２節　預金取扱等金融機関の概況

Ⅰ　主要行等の平成29年度決算概況（資料９－２－１参照）

主要行等の29年度決算の概況（グループ連結ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．当期純利益は、低金利環境の継続により連結業務純益が減少したものの、株式関係損益が増加したことや、与信関係費用が大幅に改善したことなどにより、前期に比べ1,713億円増加の２兆7,853億円となった。
２．不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.7兆円減少の2.2兆円、不良債権比率は前期に比べ0.21%ポイント低下の0.66%となった。
３．国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ1.34%ポイント上昇の17.63%、Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ1.57%ポイント上昇の15.12%、普通株式等Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ1.21%ポイント上昇の12.94%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.62%ポイント低下の11.26%となった。

Ⅱ　地域銀行の平成29年度決算概況（資料９－２－２参照）

地域銀行の29年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

１．当期純利益は、株式等関係損益が増加したものの、貸出金利回りの低下等により資金利益が減少したことや債券等関係損益が減少したことなどにより、前期に比べ 37 億円減少の9,965億円となった。
２．不良債権額（金融再生法開示債権）は、前期に比べ0.3兆円減少の4.5兆円、不良債権比率は前期に比べ0.19%ポイント低下の1.71%となった。
３．国際統一基準行の総自己資本比率は前期に比べ0.07%ポイント上昇の14.01%、Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%、普通株式等Ｔｉｅｒ１比率は前期に比べ0.27%ポイント上昇の13.61%となった。
国内基準行の自己資本比率は、前期に比べ0.16%ポイント低下の9.70%となった。

Ⅲ　再編等の状況

１．主要行等の再編等
29年７月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。
三菱UFJ信託銀行、しんきん信託銀行
（内容）29年９月19日に三菱UFJ信託銀行によるしんきん信託銀行の吸収合併

２．地域銀行の再編等（資料９－２－３～６参照）

29 年７月以降に行われた地域銀行における統合・再編は、以下のとおりである。

① 近畿大阪銀行、関西アーバン銀行、みなと銀行

（内容）29 年 11 月 14 日に持株会社関西みらいフィナンシャルグループを設立、同年 12 月に近畿大阪銀行を子会社化、30 年４月１日に関西アーバン銀行及びみなと銀行を子会社化し、経営統合完了。

② 三重銀行、第三銀行

（内容）30 年４月２日に両行の完全親会社となる持株会社三十三フィナンシャルグループの設立による経営統合。

③ 東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京

（内容）30 年５月１日に東京ＴＹフィナンシャルグループ傘下の３行が合併し、きらぼし銀行が発足。なお、同日付で東京ＴＹフィナンシャルグループは東京きらぼしフィナンシャルグループへと商号を変更。

３．外国銀行の参入

29 年７月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。（30 年６月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56 行）。

	免許付与日	営業開始日
ユーロクリア・バンク・エスアー・エヌヴェー（ベルギー）日本支店	29 年 11 月 17 日	29 年 12 月 11 日

４．外国銀行の退出

29 年７月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

Ⅳ 不良債権処理等の推移

１．不良債権の概念（資料９－２－７～９参照）

（１）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の４つの区分に分けて開示するものである（主要行については 11 年３月期より、地域銀行については 11 年９月期より、協同組織金融機関については 12 年３月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の３つを「金融再生法開示債権」と

呼んでいる。

（2）リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、３ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）と同様の基準に基づくものであり、10年３月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年３月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

２．金融再生法開示債権等の現状（資料９－２－10～17参照）

（1）金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

（単位：％、兆円）	14年3月期	28年3月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期
不良債権比率	8.4	1.5	1.3	1.2	1.1
総与信	512.1	569.7	585.8	590.7	595.3
金融再生法開示債権	43.2	8.4	7.7	7.0	6.7
破産更生債権	7.4	1.3	1.2	1.2	1.1
危険債権	19.3	5.2	4.5	4.2	4.0
要管理債権	16.5	1.9	2.0	1.7	1.6
正常債権	468.9	561.3	578.1	583.7	588.6

（2）リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

（単位：兆円）

23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期
11.3	11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6

３．不良債権問題への取組み（資料９－２－18～19参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年４月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「２年・３年ルール」「５割・８割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注１）さらに、14 年 10 月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を 16 年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約２年半の間、強力に推進してきた結果、17 年３月期には主要行の不良債権比率は 2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

（注２）なお、17 年 10 月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「２年・３年ルール」、「５割・８割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

Ⅴ　預金保険料率の変更

30 年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率 0.034%を前提として、決済用預金 0.046%、一般預金等 0.033%、に変更する認可申請がなされ、30 年３月 30 日、預金保険法に基づき、これを認可した。

（注）預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」（「預金保険料率に関する検討会」報告書（27 年１月 30 日公表））を踏まえ、33 年度末に責任準備金が５兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、30 年度の預金保険料率を「0.034%」（▲0.003%引下げ）とした。

第３節　預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

Ⅰ　３メガバンクグループに対する金融モニタリング

平成29事務年度の３メガバンクグループに対するモニタリングについては、世界経済・市場環境の変化への対応を促すため、①海外業務が拡大し、世界経済・金融市場環境の変化から受ける影響が大きくなっていることを踏まえ、ストレステストの活用を含めた機動的なリスク管理の実施、②外貨調達コストが上昇する中、より安定的な外貨調達の実現や外貨流動性管理の高度化、③低金利環境化で拡大したハイブリッドファイナンスや不動産業向け貸出等にかかる規律ある審査や期中管理の実施、④ストレス時においても金融仲介機能を十分発揮できるよう、各グループによる政策保有株式の縮減に向けた迅速な対応、等について深度ある対話を行った。

また、金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮を促すため、①資本効率を重視した業務の選択と集中を適切に実行できるガバナンスの構築、②持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の観点からの態勢整備、③IT 技術の進化やイノベーションの進展を見据えた大胆かつタイムリーな対応、④グローバルな業務展開や業務の専門化・高度化が進む中での情報収集・分析能力の強化や組織改革と人材確保、等について深度ある対話を行った。

Ⅱ　地域銀行に対する金融モニタリング

29 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた対応を促すため、ビジネスモデルの持続可能性等に課題を抱える地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営課題を特定した上で、経営陣や社外取締役と深度ある対話を行った。モニタリングの結果を30年７月に公表した（資料９－３－２参照）。

また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組の実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、25 事務年度からモニタリングを実施しており、29 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

低金利環境の継続による貸出利鞘の悪化等を背景に拡大している有価証券運用については、リスクテイクが経営体力・リスクコントロール能力対比で高いと見られる地域銀行に対し、検査を含むモニタリングを実施し、経営陣や社外取締役と有価証券運用へのリスクガバナンスについても対話を行った。モニタリングの結果を30年７月に公表した（資料９－３－３参照）。

検査局・監督局・財務局が緊密に連携しつつ、継続的な情報収集と分析、定期的なヒアリングでの実態確認といったプロファイリング作業を中心として、オフサイト・モニタリングを実施した。

Ⅲ　外国銀行に対する金融モニタリング

外国銀行在日拠点においては、低金利環境下の本邦金融機関や事業法人の運用ニーズに対応した商品の提供や、これに伴う外貨流動性の供給が中核のビジネスとなっている。また、本店でのリストラや業務の選択が進展するなか、過去に撤退したビジネスを再開する動きも見られた。また管理面では、従来からのオフショアリングや、大手行においては銀行・証券の一体運営が推進された。

こうした中、29 事務年度のモニタリングについては、監督カレッジ等への参加、本部・本店・地域本部幹部との面談などにより、グループ戦略や業務運営状況、およびグループの在日拠点へのガバナンス状況について注視するとともに、銀証一体でのモニタリングを継続し、業務運営や収益構造、リスク管理の状況等を定期的な面談や、年次の実態把握アンケートを通じ確認。また、AML/CFT 態勢やリスク管理の枠組みに関するテーマヒアリングを行い各行のリスク特性を踏まえたリスクプロファイリングを行い、深度あるモニタリングを実施した。

Ⅳ　協同組織金融機関に対する金融モニタリング

１．信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

29 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

（１）信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務　（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、61 金庫に対して検査を実施した。

（２）信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が検査を実施）している。

29 事務年度は、35 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記Ⅰ～Ⅳ１．のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて（平成30 事務年度）」(30 年９月 26 日公表）を参照。

２．労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となってお

り、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、１の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

29 事務年度は、３金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

地区 / 種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

３．信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

29 事務年度は、５連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会２連合会、信用漁業協同組合連合会３連合会）に対して検査を実施した。

４．農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

22 年６月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、23 年５月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の３者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

29 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状

況等を踏まえつつ、17 組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類＼地 区	都道府県の区域を超える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 （注２）	都道府県知事 （注２）
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事（ 注２）	都道府県知事 （注２）

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

第４節　自己資本比率規制等

Ⅰ　自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（資料９－４－１参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第 1 の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第２の柱）、「市場規律の活用」（第３の柱）という３つの柱から構成される。

我が国では、銀行法 14 条の２に基づき、自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等（国際統一基準）に対し、平成 25 年３月期から、バーゼル３ベースの自己資本比率規制（規制上の最低水準）の段階的な適用が開始された（33 年３月期までの経過措置が設けられている）。

海外営業拠点を有しない銀行・信金等（国内基準）に対する新しい基準（新国内基準）では、我が国の実情を十分踏まえるとともに、金融機関の健全性を確保しつつ、金融仲介機能が発揮されることを念頭に置き、①従来の最低自己資本比率（４%）を維持しつつ、②自己資本の質の向上（自己資本の中心は普通株式・内部留保）を図る一方、③地域経済への影響（導入に際し、原則 10 年間の経過措置を導入）や業態の特性も勘案（協同組織金融機関については、発行した優先出資についても自己資本として算入）している（26 年３月期から適用開始）。

Ⅱ　関連告示等の整備

１．自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（資料９－４－２参照）

27 年１月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の改訂」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29 年６月にパブリックコメントを実施し、29 年 12 月に改正を行った（30 年３月期より適用開始）。

２．銀行勘定の金利リスクに係る第３の柱に関する告示等の一部改正（資料９－４－２参照）

28 年４月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、告示及び監督指針について、29 年６月にパブリックコメントを実施し、29 年 12 月に改正を行った。

- 告示及び第３の柱に係る監督指針は、国際統一基準について 30 年３月期より適用開始。
- モニタリングに係る監督指針は、30 年３月期より適用開始（国内基準は 31 年３月期より適用開始予定）。

３．流動性カバレッジ比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（資料９－

４－３参照）

29 年６月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「バーゼルⅢの流動性カバレッジ比率（2013 年１月）へのよくある質問（ＦＡＱ）」を踏まえ、国際統一基準に係る告示について、29 年 11 月にパブリックコメントを実施し、30 年３月に改正を行った（31 年３月期より適用開始予定。ただし、30 年３月期より任意適用開始）。

４．自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示等の一部改正（資料９－４－４参照）

29 年３月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の統合及び強化－第２フェーズ」を踏まえ、国際統一基準に係る告示及び監督指針について、29 年 12 月にパブリックコメントを実施し、30 年３月に改正を行った（30 年３月期より適用開始）。

５．自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示等の一部改正（資料９－４－５参照）

26 年にバーゼル銀行監督委員会より公表された「カウンターパーティ信用リスクエクスポージャーの計測に係る標準的手法」及び「銀行の清算機関向けエクスポージャーに対する資本賦課」等を踏まえ、告示について 29 年 12 月にパブリックコメントを実施し、30 年３月に改正を行った（30 年３月期より適用開始）。

６．ＴＬＡＣ規制（資料９－４－６参照）

金融安定理事会は、19 年に始まった世界的な金融危機時に顕在化した「大きすぎて潰せない（Too big to fail）」問題に対処し、納税者の負担を回避しつつ、秩序ある破綻処理を可能とするため、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ-ＳＩＢｓ）に対して、予め十分な総損失吸収力（ＴＬＡＣ）の確保を求める規制を導入することとした。これを踏まえ、28 年４月にＴＬＡＣに係る枠組み整備の方針を公表し、国内外での議論の進展を踏まえ、30 年４月にその改訂版を公表した。ＴＬＡＣ規制については、31 年より段階的な適用を開始する予定である。

Ⅲ　要承認手法の承認実績（29 事務年度）（資料９－４－７参照）

・信用リスク

（基礎的内部格付手法）…１持株会社及び１行

・オペレーショナル・リスク

（粗利益配分手法）…１持株会社及び２行

第５節　資本増強制度の運用状況

Ⅰ　旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

１．資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成29年９月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月22日に、30年３月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年６月29日に、報告内容を公表した。（資料９－５－１～２参照）

２．経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が、平成30年３月22日に公表された。

３．公的資金の返済状況

29事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、28事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額（約12.3兆円）に対して、30年６月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている（金額はいずれも額面ベース）。なお、すでに返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益（キャピタルゲイン）が発生している。

Ⅱ　金融機能強化法

１．資本参加の決定

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき、以下の金融機関に対して国の資本参加を決定し、公表した。（資料９－５－３参照）

29年12月実施：全国信用協同組合連合会（100億円）

２．資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、地域における金融仲介機能の積極的な発揮をはじめとした持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みや公的資金の返済原資の蓄積の進捗状況等に応じたメリハリのあるモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、平成29年３月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年９月４日に、同年９月期（27金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については30年３月30日に報告内容を公表した。（資料９－５－４～17参照）

３．経営強化計画等の公表

金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った、福邦銀行、南日本銀行、釧路信用組合及び滋賀県信用組合の新たな経営強化計画等については、29年９月４日に公表した。（資料９－５－18参照）

４．公的資金の返済状況

29事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行った東和銀行から30

年５月11日に、公的資金の一部（200億円）の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,893.4億円）に対して、30年６月末時点で残額は4,888.4億円となっている。

第６節　金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

Ⅰ　金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を 27 年 12 月 18 日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

平成 29 事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

① 第 10 回（29 年 12 月 11 日開催）
・地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮に関する課題について

② 第 11 回（30 年１月 26 日開催）
・地域金融における競争のあり方について

③ 第 12 回（30 年３月 14 日開催）
・地域金融の課題と競争のあり方について

④ 第 13 回（30 年３月 30 日開催）
・地域金融の課題と競争のあり方について

⑤ 第 14 回（30 年６月 22 日開催）
・地域金融行政における平成 29 事務年度の取組み状況について

Ⅱ　企業アンケート調査

金融庁では、顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、27 事務年度より、地域銀行をメインバンクとする中小・小規模企業を中心に、アンケート調査への協力を依頼している。29 事務年度においても、28 事務年度までに明らかにした金融機関の取組みに関する評価の改善状況を確認する等の観点から、約３万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、8,546 社から回答を得た（回答率約３割、地域銀行１行あたりの平均回答社数 114 社）。

【参考】29 事務年度アンケート調査結果の概要（資料９－６－１参照）

① 課題把握・事業内容等の理解
ⅰ）昨年と比べて、顧客企業の「経営上の課題や悩み」を「良く聞いてくれるようになった」とする企業の割合が全体で４割、経営上の課題の分析結果を「良く伝えてくれるようになった」とする企業の割合が全体で３割弱を占めている。

ⅱ）昨年と比べて、融資を受ける際に「担保・保証を求められることがなくなった又は少なくなった」とする企業の割合が全体で約３割を占めている。

② サービス提供の効果と取引の拡大

ⅰ）金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去１年以内に、「売上又は利益等が改善した」とする企業は約６割。特に債務者区分が下位になるほど高い効果が見られる。

ⅱ）こうした金融機関の貢献に対し「新規融資を申し込んだ」とする企業が全体で約４割、「事業や経営に関する悩みや課題を相談するようになった」とする企業が要注意先以下で３割強。

③ 金融機関の情報開示

ⅰ）金融機関との取引変更に当たって顧客企業が知りたいと考える情報については「担保・保証のない融資の推進姿勢」「中小企業向けの融資への積極的取組み」「事業に対する理解の推進」がいずれも約５割。

ⅱ）このうち特に「担保・保証のない融資の推進姿勢」に関する情報については「見えない」又は「入手できない」とする企業が約４割と最も多くなっている。

Ⅲ 金融仲介の取組みの「見える化」の促進

金融仲介機能のベンチマーク（28 年９月公表）は、全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能な共通ベンチマーク（共通１～５） と、各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる選択ベンチマーク（選択１～50） から構成され、主として地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況について、自己評価への活用を促すものである。

このうち、共通ベンチマークについては、金融機関が顧客企業の事業内容をよく理解しているか（共通５）、ライフステージに応じた支援を行っているか（共通２～４）、 その結果、顧客企業の経営改善等に寄与しているか（共通１）という、顧客企業の生産性向上に向けた取組みに関する一連のプロセスを端的に示す構成となっており、30 年３月期において地域銀行の約９割が開示している。（資料９－６－２参照）

29 事務年度においては、良質な金融サービスの提供に向けた金融機関間の競争の実施を促すため、金融仲介（企業の価値向上支援等）の取組状況を客観的に「見える化」できる統一された定義に基づく比較可能な共通の指標群（ＫＰＩ）について策定に向けた検討を行った。

Ⅳ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲

の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

① 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表(29年12月、30年６月)。(資料９－６－３参照)

② ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集について、取組事例を追加した改訂版を公表（29年12月）(資料９－６－４参照)

③ ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのＱ＆Ａの一部を改定（30年２月）

④ 「経営者保証に関するガイドライン」の周知・活用状況等を踏まえ、金融機関との対話を行う旨を「平成29事務年度金融行政方針」に明記（29年11月）するとともに、ガイドラインの更なる活用に向けた課題を抽出し、効果的な対応策を検討する観点からガイドラインの活用状況に係る実態調査を行った上で、金融機関と対話を実施。さらに、その調査結果を公表（30年６月）(資料９－６－５参照)

⑤ ガイドラインの活用を積極的に進めている金融機関の組織的な取組みを収集し、金融レポートで公表（29年10月）するとともに、業界団体との意見交換会において共有（29年７月～30年５月）

⑥ 関係機関と連携して、事業者向けにガイドラインの広報チラシを作成し、金融機関等を通じて事業者に広く配布（30年２月）

⑦ 年末・年度末に行っている金融業界団体との意見交換会の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（29年11月、30年２月）(資料９－６－６参照)

⑧ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、26年10月の業務開始以降、30年６月末までに、76件の支援を実施

Ⅴ 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「地域企業の価値向上・地域活性化のためのアドバイスとファイナンス」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（30年３月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者(地元企業経営者等)によるパネルディスカッションを通じて、地域金融機関における組織的・継続的な地域企業への支援に向けた取組みを促した。

Ⅵ 認定支援機関による経営支援

24 年８月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

認定支援機関の認定後の経営支援能力を維持・確保する観点から「中小企業等経営強化法」を改正し、認定支援機関の認定期間に５年の有効期間を設け、期間満了後に改めて業務遂行能力を確認する更新制度が導入された（30 年７月９日施行）。なお、30 年６月 30 日現在で、29,188 件の認定支援機関（うち金融機関 492 件）を認定している。

Ⅶ　地域経済活性化支援機構（ＲＥＶＩＣ）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、ＲＥＶＩＣ及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

Ⅷ　金融の円滑化に向けた取組み

１．中小企業金融の現状

（１）資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断Ｄ．Ｉ．」（Ｄ．Ｉ．＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、30 年６月期では+13（対前年同月比+２）となっている。（資料９－６－７参照）

（２）融資残高等

30 年６月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみてみると、中小企業向けが対前年同月比 3.9%の増加、中堅・大企業向けが同 2.0%の増加となっている。（資料９－６－８参照）

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き、ＡＢＬ等を推進している。（資料９－６－９参照）

中小企業等の業況は、一部業種に足踏みが見られるものの、持ち直しの動きを示している。

２．対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

（１）中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア．中小企業等へのヒアリング

29 年 10 月から 12 月にかけて、金融庁幹部職員が全国各地を訪問し、企業経営者等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

イ．貸付条件の変更等の実施状況

29年４月から30年３月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業社向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件を除き、９割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等の取組みは着実に行われている。（資料９－６－10参照）

ウ．「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

（２）金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア．金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、29 年 11 月 20 日及び 30 年２月 26 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

イ．文書による要請

29 年 11 月 20 日及び 30 年２月 26 日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

第７節　偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

Ⅰ　被害及び補償の状況（資料９－７－１参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年３月（18年12月末時点）より公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は383件、28年度は303件、29年度は340件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、98.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。

② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、27年度は2,919件、28年度は3,887件、29年度は9,968件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、57.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。

③ 盗難通帳による被害発生件数は、27年度は88件、28年度は57件、29年度は52件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、55.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、27年度は1,563件、28年度は763件、29年度は359件となっている。29年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、78.8%（件数ベース）を金融機関が補償している。

Ⅱ　金融機関における対応状況（資料９－７－２参照）

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、18年２月（17年12月末時点）から、各年度に一度公表している。29年度は、各預金取扱金融機関の29年３月末時点でのＡＴＭ及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（29年８月31日に概要を公表）。

また、インターネットバンキングにおける被害件数は、近年減少傾向にあるもののいまだ多数の被害が発生していることを踏まえ、業界団体を通じて、有効なセキュリティ対策の継続的な取組みを促すとともに、被害が多かった預金取扱金融機関等に対しては、個別にヒアリングを実施するなどして、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

このほか、盗難キャッシュカードによる被害が急増していることから、最近の手口等を盛り込んだ注意喚起文を金融庁ウェブサイトに掲載し、業界団体を通じて注意喚起を行った。

第８節　振り込め詐欺等への対応

Ⅰ　金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、27年度は695件、28年度は492件、29年度は541件であり、調査を開始した15年９月以降30年３月末までの累計は44,127件となっている。

なお、振り込め詐欺の手口は年々変化しているほか、全銀システムの稼働時間の拡大により、振り込め詐欺等の特殊詐欺や不正送金被害が新たに平日夜間・休日にも発生するおそれもある。これを踏まえ、業界団体を通じて、金融犯罪の防止の観点から、不正利用防止のためのモニタリングの実施や有効なセキュリティ対策等の取組みを促した。

Ⅱ　金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、27年度は353件、28年度は236件、29年度は264件、強制解約等をしたのは、27年度は218件、28年度は208件、29年度は142件であり、調査を開始した15年９月以降30年３月末までの累計は、利用停止が24,009件、強制解約等が15,649件となっている。

第９節　銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかとの批判の声があり、全国銀行協会では平成 29 年３月に「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、銀行業界において自主的な業務運営の適正化に向けた取組みが進められているところ、金融庁においても、各銀行が、多重債務の発生抑制の趣旨や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか、詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化を徹底し、業務運営の適正化をスピード感を持って推進していくために、29 事務年度において、以下の取組みを実施した。

① 29 年９月以降、残高の多い先を中心とした 12 行に検査を実施し、その検証結果を 30 年１月 26 日に「中間とりまとめ」として公表した。（資料９－９－１）

② また、29 年９月１日に「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集を行うこととした。（資料９－９－２）

③ さらに、30 年３月には、検査の中間とりまとめの結果も踏まえ、検査立入先以外の銀行カードローンを取り扱っている全ての銀行に対して、調査票を発出し、検査で確認した項目に係る全国銀行協会の申し合わせ前後の取組状況を中心に、業務運営の詳細な実態把握を実施した。

第10章　信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。29事務年度においては、以下のとおり本監督指針の改正を行っている。

１.「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年２月６日）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年２月６日より適用）。

第２節　信託会社等の新規参入（資料10－２－１参照）

平成16年12月30日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、30年６月30日現在、運用型信託会社８社、管理型信託会社16社及び特定信託業者13社（32件）、自己信託会社２社、信託契約代理店300社（注）が参入している。29年７月１日から30年６月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）

運用型信託会社の免許は１社、管理型信託会社の登録は３社、廃業等による免許取消し及び登録抹消は行っていない。

② 自己信託会社（登録制）及び特定信託業者（届出制）

自己信託会社の登録は１社、廃業等による登録抹消等は行っていない。特定信託業者の届出は３社（10件）となっている。

③ 信託契約代理店（登録制）

信託契約代理業の登録は76社、廃業等による登録抹消は２社となっている。

（注）信託契約代理店300社のうち130社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

第３節　信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29 事務年度は、２社に対して検査を実施した。

第４節　類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第 14 条第２項）、違反者には 30 万円以下の罰金が課せられる（信託業法第 97 条第３号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。

② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

第11章　保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第１節　保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成17年８月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29 事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

（１）「保険子会社のオペレーティング・リース業務」に係る改正（29年９月28日）

保険子会社の業務として、地方の公共施設等の整備・運営における、不動産オペレーティング・リースの解禁に係る改正を行ったもの（29年９月28日より適用）

（２）「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年２月６日）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所要の改正を行ったもの（30年２月６日より適用）。

第２節　保険会社の概況

Ⅰ　平成 30 年３月期決算状況

１．生命保険会社（資料 11－２－１参照）

（１）損益の状況

生命保険会社の本業における基礎的な収益を示す基礎利益をみると、外債の積み増しなどにより利息及び配当金等収入が増加したことなどから、３兆 5,833 億円（前年度は３兆 3,896 億円）と 1,937 億円増加した。

当期純利益（純剰余）は、追加責任準備金の積立てなどにより臨時損益が前年度に比べ減益となったものの、基礎利益が増加したことなどから、１兆 5,843 億円（前年度は１兆 3,947 億円）と 1,896 億円増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均 967.5%（前年度比＋2.7%ポイント））。

２．損害保険会社（資料 11－２－２参照）

（１）損益の状況

国内外で発生した自然災害（北米ハリケーンや国内台風等）の損害の影響等により、経常利益は、8,457 億円（前年度は 8,919 億円）と 461 億円減少したものの、特別利益が前年度に比べ増加したことなどから、当期純利益は、6,919 億円（前年度は 6,538 億円）と 381 億円増加した。

（２）ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、その他有価証券評価差額金が増加したことなどから、前年度末と比較して上昇した（全社平均 760.0%（前年度比＋17.7%ポイント））。

Ⅱ　再編等の状況（資料 11－２－３～７参照）

１．概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において業務提携・統合・合併等の動きがみられる。

なお、30 年６月末現在における会社数は、生命保険会社 40 社、外国生命保険会社１社、損害保険会社 30 社、外国損害保険会社 21 社、免許特定法人１社、保険持株会社 13 社である。

２．主要会社の再編等

（１）29 年７月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
・AIU 損害保険株式会社 ・富士火災海上保険株式会社	・AIG 損害保険株式会社	30 年 1 月 1 日

※合併保険会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（２）29 年７月以降、以下のような日本法人の現地法人化が行われた。

旧保険会社名	新保険会社名	移行日
カーディフ・アシュアランス・ヴィ	カーディフ生命保険株式会社	30 年 4 月 1 日
カーディフ・アシュアランス・ リスク・ディヴェール	カーディフ損害保険株式会社	30 年 4 月 1 日
アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス	アフラック生命保険株式会社	30 年 4 月 2 日

３．新規参入について

（１）29 年 7 月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
スティームシップ・ミューチュアル・アンダー ライティング・アソシエーション・リミテッド	29 年 12 月 1 日	外国損害保険業

（２）29 年７月以降、以下のとおり保険持株会社の認可が行われた。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アフラック・ホールディングス・エルエルシー	29 年 12 月 1 日	保険持株会社
楽天インシュアランスホールディングス株式 会社	30 年 6 月 29 日	保険持株会社

第３節　保険会社に対する金融モニタリング

平成 29 事務年度の保険会社に対するモニタリングについては、長寿化に伴う退職後の生活資金確保が国民共通の課題となる中、顧客が自らのリスク許容度やライフプランに応じ、様々な金融商品から適切に選択できる環境整備の重要性が高まっていることから、資産形成を主たる目的とする貯蓄性保険の商品固有の特性・リスクについて分析を行った。

さらに、金融機関代理店において、投資信託等と並び販売されている貯蓄性保険、特に現在販売額が増加傾向にある外貨建保険について、各保険会社の顧客本位の業務運営方針に基づく業務実態のモニタリングを実施した。

加えて、乗合代理店における比較推奨に偏りが生じないよう、代理店に支払う代理店手数料（募集手数料及びインセンティブ報酬）を、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしているかについて、対話を実施した。

また、地球温暖化に伴う気候変動等により、水害等の自然災害の頻発化、激甚化が懸念される中で、損害保険会社における自然災害リスク・再保険管理の手法についてヒアリングを行った。

さらに、国内において低金利環境が継続している中での生命保険会社の資産運用の高度化等の取組みについて対話を行った。併せて、大手生命保険会社におけるスチュワードシップ活動の取組みについて、「スチュワードシップ責任」を適切に果たすよう促した。

加えて、我が国の生産年齢人口の減少等による国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタライゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、経営環境の変化に対応した、新たな商品・サービスの開発に関して、金融庁としても前向きに対応を行った。

また、近年、大手保険会社を中心に海外進出が増加していることを踏まえ、各社の海外事業の中長期的な事業戦略の策定状況や、海外拠点管理の実効性等について実態把握を行った。

（注）上記のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成 30 事務年度）」（30 年９月 26 日公表）を参照。

第４節　保険会社に係る財務基準等

標準生命表の改定

生命保険会社の経験死亡率及び国民死亡率の改善状況等を踏まえ、公益社団法人日本アクチュアリー会が作成した標準生命表の改定案について検証を行い、平成 29 年８月、告示の改正を行った。なお、改定された標準生命表は、30 年４月１日以降に締結する保険契約から適用されている。

第５節　保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡素で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査に当たっては、保険会社等との間で双方向の協議を十分に行ったほか、保険会社の商品部長との意見交換（平成 29 年９月、30 年５月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（30 年２月）を行った。また、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」の策定（30 年２月、６月）及び業界周知を行い、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図った。

第６節　少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料 11－６－１参照）

少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 38 号）が 18 年４月１日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から 12 年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、29 年度決算の集計をみると、契約件数、収入保険料、当期純利益のいずれも増加している。

「少額短期保険業者向けの監督指針」については、18 年４月１日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29 事務年度においても、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30 年２月６日）を行った。

少額短期保険業者に対する検査・監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されている。同事務年度においては、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。

なお、オンサイトモニタリングについては、少額短期保険業者７業者に対し実施した。

また、同事務年度においては、株式会社メモリード・ライフとＮＰ少額短期保険株式会社の合併を認可（存続会社は株式会社メモリード・ライフ）、新規に９業者を登録したことから、30年６月末現在の業者数は、98業者となった。

少額短期保険業者数推移

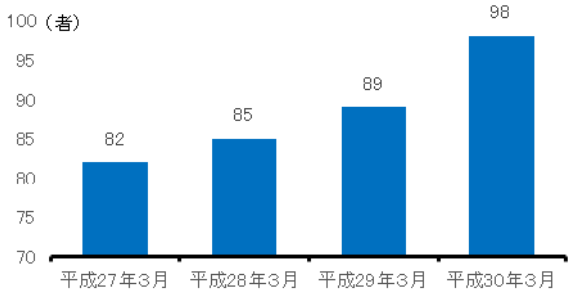

平成 30 年 3 月期 決算概要

	30 年３月期	29 年３月期	増減（比）
契約件数	9,854 千件	8,680 千件	+13.5%
収入保険料	924 億円	815 億円	+13.4%
当期純利益	30 億円	25 億円	+20.8%

第７節　認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（資料 11－７－１参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 38 号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで 20 年３月 31 日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、20 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 51 号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、23 年５月 13 日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、25 年 11 月に申請期限を迎え、財務局所管業者は７法人となった。29 事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

第12章　金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第１節　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、平成19年９月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、29事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

１．積立投資に特化した少額投資非課税制度（つみたてＮＩＳＡ）の導入に係る改正（29年９月29日）

30年１月よりつみたてＮＩＳＡが導入されることに伴い、監督上の留意点について、記載内容を整理し、明らかにする等の改正を行ったもの（29年10月１日より適用）。

２．開示要件（第３の柱）の改訂に係る改正（29年12月11日）

27年１月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の改訂」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

３．金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（29年12月11日）

28年４月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「銀行勘定の金利リスク（IRRBB）」に係る最終合意や最近の金利環境等を踏まえ、現在早期警戒制度の下で行っている金利リスクに係るモニタリング等について見直す観点から、所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

４．報酬体系の開示に係る改正（29年３月14日）

29年３月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第３の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（30年３月31日より適用）。

５．株式等の高速取引を行う者（高速取引行為者）に対する登録制の導入に伴う金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針の制定等（29年12月27日）

30年４月１日施行の改正金融商品取引法により、新たに高速取引行為者に対する登録制が導入された。これに伴い、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針を制定するとともに、無登録で高速取引行為を行う者である場合や高速取引行為者において電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることが確認できない場合に、証券会社等が取引を受託することがないよう取引開始時等の確認について例示するほか、所要の改正を行ったもの（30年４月１日より適用）。

６．「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正（30年２月６日）

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う所用の改正を行ったもの（30年２月６日より適用）。

第２節　金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第３節　第一種金融商品取引業

Ⅰ　第一種金融商品取引業者の概況

１．第一種金融商品取引業者の数の推移（資料12－３－１参照）

（１）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成29年７月以降、10社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者３社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、30年６月末現在における第一種金融商品取引業者数は295社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第１項第１号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、267社となっている。

①　新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	登録の状況	登録年月日
トレードウェブ・ジャパン株式会社	○	新規登録	29年７月３日
ＤＡＮベンチャーキャピタル株式会社※	○	新規登録	29年７月31日
エメラダ株式会社※	○	新規登録	29年９月26日
九州ＦＧ証券株式会社	○	新規登録	29年11月29日
株式会社スマートプラス	○	新規登録	29年12月26日
ＳＢＩプライム証券株式会社	○	新規登録	30年３月６日
レオンテック証券株式会社	○	新規登録	30年３月26日
キャンターフィッツジェラルド証券株式会社	○	新規登録	30年３月28日
ＨＳＢＣ投信株式会社	○	変更登録	30年４月27日
ＡＮＺ証券株式会社	○	新規登録	30年５月23日

※第一種少額電子募集取扱業者。

②　金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの）又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券関連業	廃止等の状況	廃止等年月日
ＳＭＢＣフレンド証券株式会社	○	合併消滅	30年１月１日
飯塚中川証券株式会社	○	廃止	30年１月９日

株式会社アルフィックス	―	廃止	30年5月31日

（2）特別金融商品取引業者

30年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券㈱	クレディ・スイス証券㈱
ゴールドマン・サックス証券㈱	ＪＰモルガン証券㈱
シティグループ証券㈱	大和証券㈱
ドイツ証券㈱	日本相互証券㈱
野村證券㈱	バークレイズ証券㈱
ＢＮＰパリバ証券㈱	三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券㈱
みずほ証券㈱	モルガン・スタンレーMUFG証券㈱
メリルリンチ日本証券㈱	ＵＢＳ証券㈱
㈱ＳＢＩ証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービシズ㈱
ナティクシス日本証券㈱	ソシエテ・ジェネラル証券㈱
楽天証券㈱	

（3）指定親会社

30年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス㈱及び㈱大和証券グループ本社の2社となっている。

2．国内証券会社の29年度決算概要（資料12－3－2～3参照）

国内証券会社249社の29年度決算（単体）は、国内外の株式市場が総じて堅調に推移し、株式売買委託手数料収入が増加したことなどから、前年同期比で、地域証券会社を中心に約7割の会社が増収・増益となった。

営業収益は、前年同期比1,580億円増の4兆767億円（同4%増）、販売費・一般管理費は、同820億円増の2兆8,848億円（同3%増）、経常損益は、同172億円増の7,527億円（同2%増）、当期損益は、特別損益の影響（前年度は特定会社においてグループ内再編に伴う多額の特別利益の計上があった）により、同920億円減の5,241億円（同15%減）となった。

なお、投資信託関連手数料をみると、投資信託代行手数料（信託報酬）は、前年同期比226億円増の2,535億円（同9%増）、投資信託販売手数料は、同384億円増の3,119億円（同14%増）となった。

Ⅱ　第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

29 年７月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、４社（４件）に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

① 登録の取消及び業務改善命令　０件
② 業務停止命令及び業務改善命令　１件
③ 業務改善命令　３件
④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令　０件
⑤ 資産の国内保有命令　０件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「作為的相場形成となる取引の受託」、「公表前のアナリスト・レポートに記載される情報を用いて勧誘する行為」、「個人情報漏えい」等となっている。

Ⅲ　投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正（10 年 12 月１日施行）において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社（金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者）に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14 年７月１日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（30 年６月末時点 263 社、同年３月末時点基金規模約 578 億円）。（資料 12－３－４参照）

第４節　第二種金融商品取引業

Ⅰ　第二種金融商品取引業者の概況（資料12－４－１参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成30年６月末現在における第二種金融商品取引業者は1,176社となっている。

Ⅱ　第二種金融商品取引業者に対する行政処分

29 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、５社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが４件（うち１件は業務改善命令を含む。）、業務改善命令が１件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為」等となっている。

第５節　投資助言・代理業

Ⅰ　投資助言・代理業者の概況（資料 12－５－１参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

平成 30 年６月末時点では、投資助言・代理業者数は 985 社となっている。

Ⅱ　投資助言・代理業者に対する行政処分

29 年７月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、３社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが１件、一部業務停止命令が１件（いずれも業務改善命令を含む。）、業務改善命令が１件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「有価証券の売買について、作為的に値付けをすることとなる取引を行うことを内容とした助言をする行為」等となっている。

第６節　投資運用業

Ⅰ　投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の４類型に分類される。

平成30年６月末現在の投資運用業者数は371社（投資信託委託業者105社、投資法人資産運用業者91社、投資一任業者287社、自己運用業者37社）となっている。（資料12－６－１参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

Ⅱ　投資法人の推移

30年６月末現在の登録投資法人は98社（不動産系92社、インフラ系５社、証券系１社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるＪ－ＲＥＩＴ）59社の運用資産残高の合計は、30年５月末で17兆8962億円（前年比6.5%増）となっている。

29年７月以降、４件のＩＰＯを伴う新規上場があった。（資料12－６－２参照）

Ⅲ　運用資産の推移

29年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は30年６月末で公募投信111兆7,263億円（前年比10.2%増）（株式投信99兆1,469億円（同12.6%増）、公社債投信12兆5,793億円（同5.9%減））、私募投信85兆9,867億円（同11.9%増）（株式投信82兆2,910億円（同13.2%増）、公社債投信３兆6,957億円（同12.2%減））となっている。（資料12－６－３参照）

投資一任契約の資産残高については、30年３月末で257兆1,893億円（同15.8%増、一般社団法人日本投資顧問業協会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、4,414億円となっている（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

第７節　登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

Ⅰ　登録金融機関の概況

平成30年６月末現在における登録金融機関数は、1,037社となっている。（資料12－７－１参照）

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、29年７月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ　取引所取引許可業者の概況

30年６月末現在における取引所取引許可業者数は、１社となっている。

なお、29年７月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

Ⅲ　金融商品仲介業者の概況

30年６月末現在における金融商品仲介業者数は、864業者となっている。（資料12－７－１参照）

なお、29年７月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

Ⅳ　高速取引行為者の概況

30年６月末現在における高速取引行為者数は、６者となっている。

なお、高速取引行為に係る登録制が導入された同年４月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

第８節　信用格付業者

Ⅰ　信用格付業者の概況（資料 12－８－１参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

平成 30 年６月末現在における信用格付業者は７社となっている。

Ⅱ　信用格付業者の特定関係法人

30 年６月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43 法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（30 年６月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

第９節　適格機関投資家等特例業務届出者

Ⅰ　適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が１名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

平成30年３月末現在、これらの届出業者は2,235者（業務廃止命令発出先570者を除く）である。（資料12－９－１参照）

Ⅱ　適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

29年７月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、26件の行政処分（うち業務廃止命令11件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

第10節　集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第２条第２項第５号、６号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額２兆7,773億円、運用額24兆8,554億円となっている。（29年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。資料12－10－１参照）

第11節　認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の７の規定に基づき、平成30年６月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

（30年６月30日現在）

認定日	団体名	所在地
22年１月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター	東京都中央区日本橋茅場町２－１－１

第12節　詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

Ⅰ　相談件数の状況等

平成29事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は567件と、前事務年度（861件）と比して減少している。相談件数567件のうち半数以上が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約45%、20代から40代が約43%となっており、年代別の相談件数に大きな違いは認められなかった。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を商品別で見ると、FX取引に関するものが131件と多く認められ、例えば、海外の無登録FX業者から勧誘を受けたなどの相談が寄せられている。次に未公開株に係る相談や、集団投資スキーム（ファンド）に係る相談が多く寄せられている。

また、無登録業者が関与する内容のものが多く、その中には金融庁の職員を装った投資勧誘等も発生している。

Ⅱ　対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起

② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応

③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章　その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第１節　事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、仮想通貨交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第２節　貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　貸金業者の概況

平成22年６月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。

また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、19年11月７日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、29事務年度においては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年２月６日）に伴う改正を行った。

前述の貸金業法の改正から10年が経過し、貸金業者の登録業者数は、11,832業者（19年３月末時点）から1,770業者（30年３月末時点）に、貸付金残高も43兆6,727億円（19年３月末時点）から22兆2,298億円（29年３月末時点）に、それぞれ大幅に減少しているが、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのＩＴ技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイディアを持った新規参入業者の動きもみられる。

（貸金業者の登録業者数の推移）

	28年３月末	29年３月末	30年３月末
財務（支）局長登録	292	285	285
都道府県知事登録	1,634	1,580	1,485
合計	1,926	1,865	1,770

Ⅱ　貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29事務年度は、27業者に対して検査を実施した。

Ⅲ　貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（資料13－２－１参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21年６月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも１回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第１項）、29事務年度においては、29年11月19日に実施した。

Ⅳ　貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、21年10月５日より登録申請の受付を開始している。

なお、30年５月末現在、28,424人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ　登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22年９月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、23年１月から登録講習を実施している。

同講習は毎年１回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第１号）、29事務年度は、計25回実施している。

Ⅵ　指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第３段階施行（21年６月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、30年６月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年３月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目23番７号
	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田東松下町41－１

第３節　前払式支払手段発行者・資金移動業者・仮想通貨交換業者の検査・監督をめぐる動き

Ⅰ　前払式支払手段発行者の概況

平成22年４月１日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・ＩＣ型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	28年３月末	29年３月末	30年３月末
自家型発行者	828	880	935
第三者型発行者	1,002	997	974
合計	1,830	1,877	1,909

Ⅱ　前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29事務年度は、62業者に対して検査を実施した。

Ⅲ　前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　５　前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60日よりも可能な限り長い払

戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から30年６月末までに1,319件実施されている。

Ⅳ　前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（３月末と９月末）における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の２分の１以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（２年10月１日）から30年６月末までに51件実施されている。

（28事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
宇治田(株)	近畿財務局	28事務年度

（29事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
実績なし		

Ⅴ　資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（21年１月14日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引（少額の取引）については、政令において100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　14　資金移動業者関係」については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年２月６日）に伴う改正を行った。

30年６月末現在の資金移動業者数は60業者となっている。

Ⅵ　資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、29事務年度は、３業者に対して検査を実施した。

Ⅶ　仮想通貨交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、仮想通貨に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、平成27年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、仮想通貨と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立（平成28年６月公布、29年４月１日施行）。

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年２月６日）に伴い、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　16　仮想通貨交換業者関係」の改正を行った。

30年６月末現在の仮想通貨交換業者数は16業者となっている。

Ⅷ　仮想通貨交換業者に対する金融モニタリング

仮想通貨交換業者に対しては、資金決済法に基づき、金融庁及び財務局が立入検査を実施しており、29事務年度は、仮想通貨交換業者における仮想通貨流出事案を踏まえ、みなし仮想通貨交換業者14業者及び仮想通貨交換業者７業者に対し、順次立入検査を実施している。また、その結果等に基づき、12社に対して行政処分を行っており、その内訳は業務停止命令（業務改善命令を含む。）が５社、業務改善命令が12社、登録拒否が１社となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は「取引時確認の未実施」、「利用者から預かった金銭の流用」、等となっている。

第４節　ＳＰＣ等の監督をめぐる動き

Ⅰ　ＳＰＣ等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（平成９年６月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年６月に成立し、同年９月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「ＳＰＣ」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年５月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。18年５月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。23年５月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（ＳＰＣの登録・届出件数）

	28年３月末	29年３月末	30年３月末	30年６月末
新法ＳＰＣ	722社	696社	728社	732社
旧法ＳＰＣ	１社	－	－	－

（注１）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。
（注２）新法ＳＰＣとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたＳＰＣをいい、旧法ＳＰＣとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ　資産の流動化の状況

（億円）

	27年９月末	28年９月末	29年９月末
資産対応証券の発行残高等	82,195	79,301	82,394
(1) 新法ＳＰＣ	82,135	79,240	82,333
(2) 旧法ＳＰＣ	61	61	61
① 不動産	34,117	31,513	32,362
② 不動産の信託受益権	34,119	35,363	37,977
③ 指名金銭債権	7,237	6,353	5,833
④ 指名金銭債権の信託受益権	3,412	2,656	2,015
⑤ その他	3,310	3,416	4,207

（注１）毎年９月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
（注２）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第５節　不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成３年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

25 年 12 月には、倒産隔離が図られたＳＰＣスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

29 年 12 月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　７　不動産特定共同事業関係」については、改正法の施行に伴う所要の改正を行った（29 年 12 月１日より適用）。

また、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成 30 年２月６日）に伴う改正を行った。

不動産特定共同事業者の数は、30 年６月 30 日現在 110 社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が 54 社、国土交通大臣許可業者が１社、都道府県知事許可業者が 55 社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は５社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は 30 年６月 30 日現在 65 件である。なお、小規模不動産特定共同事業者の数は、30 年６月 30 日現在３社であり、全て都道府県知事登録業者である。

第６節　確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年６月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、30年６月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は216法人となっている。（資料13－６－１参照）

第７節　電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年６月20日に成立し、20年12月１日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

29年４月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（27年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係」については、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定（平成30年２月６日）に伴う改正を行った。

電子債権記録機関は、30年６月末現在５社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	21年６月24日
ＳＭＢＣ電子債権記録株式会社	22年６月30日
みずほ電子債権記録株式会社	22年９月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	25年１月25日
Tranzax電子債権株式会社	28年７月７日

第８節　金融コングロマリットの監督をめぐる動き

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（有価証券関連業に限る。）又は投資運用業を行う者）のうち、２以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう。

平成30年３月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、140 グループ存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

第９節　電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」において、オープンイノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度整備について審議・検討が行われ、平成28年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、電子決済等代行業者に対する登録制を導入し、「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」が第193回国会で成立（平成29年６月２日公布、30年６月１日施行）。

30年６月末現在、みなし電子決済等代行業者や、新たに電子決済等代行業を営もうとする事業者から、登録に係る相談等を受け付けて審査を行っている。

第10節　その他の金融機関等に対する金融モニタリング

Ⅰ　信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

29事務年度は、３協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

区域 / 種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

（注１）主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

（注２）都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（30年３月末現在）。

Ⅱ　政策金融機関等に対する金融モニタリング（資料９－３－１参照）

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、15事務年度から検査を実施している。27年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

29事務年度は、１機関に対して検査を実施した。

第14章　法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

Ⅰ　本制度導入の経緯

政府は、平成13年３月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、ＩＴ・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、13年７月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

金融庁では、29事務年度において、対象となる照会に対して２件の回答を行っており、制度導入からの回答の累計は63件となっている。

Ⅲ　利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章　一般的な法令解釈に係る書面照会手続

Ⅰ　本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、平成17年３月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年４月１日より運用を開始した。

本手続きは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則２ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

Ⅱ　回答実績

制度導入からの累計は６件（29事務年度における照会は０件）。

Ⅲ　利用上の留意点

１．ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

２．回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章　疑わしい取引の届出制度

Ⅰ　疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（資料16－１参照）

Ⅱ　疑わしい取引の届出に関する概況

１．届出の状況

平成29年１月から12月までの１年間に、金融機関等から384,331件（前年比3,068件減）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成29年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

２．研修会の開催

警察庁との共催により、29年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

３．疑わしい取引の届出等の徹底の要請

ＦＡＴＦ声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第17章　課徴金納付命令

Ⅰ　課徴金制度について

1．経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年４月（公認会計士法については20年４月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

（注）制度の対象とする違反行為

（１）金融商品取引法

① 不公正取引
（インサイダー取引、相場操縦（仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等）、風説の流布・偽計）

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

（２）公認会計士法

ア．公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ．監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年４月１日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2．課徴金納付命令までの手続（資料17－１参照）

（1）金融商品取引法

① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。

② これを受け、金融庁長官（内閣総理大臣から委任。以下同じ。）は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

（2）公認会計士法

① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。

② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況（資料17－２参照）

1．課徴金納付命令の実績

29事務年度においては、不公正取引事件28件及び開示書類の虚偽記載等事件３件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

（1）金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17事務年度～ 24事務年度	170件	80件	250件
25事務年度	40件	８件	48件
26事務年度	40件	８件	48件
27事務年度	32件	６件	38件
28事務年度	47件	４件	51件
29事務年度	28件	３件	31件

（2）公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27事務年度	０件	１件	１件

2．審判期日等の実績

（1）日東電工(株)株式に係る相場操縦（平成26(判)33）

27年 1月16日　開始決定
28年 5月26日　第１回審判期日
28年 8月 5日　第２回審判期日
28年10月27日　第３回審判期日
29年 7月28日　第４回審判期日
29年10月18日　第５回審判期日
30年 1月11日　第６回審判期日
30年 3月16日　第７回審判期日
30年 6月11日　課徴金納付命令

（２）㈱T&C メディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集（平成28(判)47）
29年 3月24日　開始決定
30年 1月18日　審判期日
30年 4月23日　課徴金納付命令

㈱注）これまでに審判期日が開催され、29 事務年度中に審判手続（審判期日）が終結したもの。

第18章　金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第１節　検査モニター制度

立入検査中又は立入検査終了後に、金融庁や財務（支）局等（沖縄総合事務局を含む）の幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、経営陣から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、適正な検査の確保に努めてきたところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務（支）局等の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としてきた。

平成29事務年度においては、オンサイト検査モニター106件、オフサイト検査モニター137件実施し、モニター結果については、項目全体として、「妥当」と「概ね妥当」を合わせた回答の割合が98.5%となっている。

なお、検査モニター制度については、オン・オフ一体となったモニタリングの品質管理という観点からは必ずしも十分な機能を果たすものではないため、平成30年６月30日をもって廃止した。

第２節　意見申出制度（資料18－２－１参照）

本制度は、検査官と被検査金融機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、平成12年１月から実施されている。

なお、29事務年度においては、１機関からの意見申出があった。

第３節　金融モニタリング情報の収集について

Ⅰ　概要（資料18－３－１参照）

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」　を設置し、預金取扱等金融機関の預金・融資取引や投資信託・保険商品等の販売時の顧客説明、保険会社等の募集手続きや保険金等支払をはじめ、利用者からの苦情対応、顧客情報管理、法令遵守等のリスク管理態勢、経営管理等に関する情報を広く収集している。

Ⅱ　情報の収集状況

１．収集件数

平成 29 事務年度の総収集件数は 385 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 195 件（50.6%）、保険会社等に関する情報が 156 件（40.5%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が 34 件（8.8%）であった。

なお、28 事務年度の総収集件数は 390 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 192 件、保険会社等に関する情報が 185 件であった。

２．業態別の主な情報

（１）　預金取扱等金融機関

① 預金取引については、口座開設時や相続手続き時の金融機関の対応

② 融資取引については、融資実行時の条件や条件変更時の顧客への説明、各種手数料の徴求

③ リスク性商品の販売については、高齢者への説明

など、利用者からの情報をはじめ、経営管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

（２）　保険会社等

① 生命保険募集人や損害保険代理店の不適正募集

② 保険契約解約申出時の不適切対応

③ 保険金や給付金の支払い事務

など、利用者からの情報をはじめ、経営管理や顧客情報管理に関する関係者からの通報が寄せられた。

（３）　仮想通貨交換業者

システム障害や業者への照会時の対応について、利用者から情報が寄せられた。

第４部　国際関係の動き

第19章　概括

第１節　金融規制改革を含む国際的な議論への貢献

世界金融危機から10年を経て、危機再発防止のための国際的な金融規制改革のほとんどの項目は最終化された。一方で、各国による規制実施の齟齬や重複が市場の分断をもたらすリスクも懸念されており、合意された規制を各国が協調して整合性のある形で実施に移すことが重要な課題となっている。

また、前回危機を踏まえた対応とは別に、デジタライゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題が生じつつあり、金融面での国際的な取組みも強く求められている。

これまで公開の場で積極的に対外発信し[1]、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立、新たな規制を際限なく策定し続ける状況の終結、規制の影響評価の必要性等を訴えてきており、こうした考え方は国際的な共通認識となってきた。その結果、バーゼルⅢ（銀行の自己資本比率規制等に関する国際的枠組み）、保険会社の国際資本基準（ＩＣＳ）、金融安定理事会（ＦＳＢ）における規制の影響評価の取組み等の具体的な内容にその成果が現れつつある。

また、経済・金融システムの持続可能性に関する様々な課題について、各国と経験や知見を共有し、このような世界共通の課題の解決に向けて国際的な議論を深めた[2]。

[1] 金融庁長官の英文講演について2017事務年度の主なものは、2017年11月「Creating economic opportunities and shared value in society」（於 米日カウンシル年次総会）、2018年２月「Toward a Virtuous Cycle of Finance and Economy」（於 日本証券サミット）。

[2] 仮想通貨（暗号資産）を含むフィンテック、コーポレート・ガバナンス、利用者保護、保険等について東京で国際会議を開催し、金融庁の施策にも裨益する経験や知見の共有を行った 。

国際的な金融規制の議論における金融庁の取組みと成果

課題	取組み	成果
①残された規制改革項目の速やかな最終化	○バーゼルⅢやＩＣＳに関して、早期に適切な形での最終化に向けて議論に積極的に参画。	○バーゼルⅢを最終化（2017 年 12 月）。我が国の主張も反映され、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつリスク感応度の確保にも配慮したバランスの取れたものとなった。 ○ＩＣＳは 2019 年までの基準策定に向け、規制の意図せざる影響を考慮する機会を設けるべきとの金融庁の主張等も反映され、基準策定後５年間をモニタリング期間とすることで合意（2017 年 11 月）。また、金融庁の貢献が評価され、金融庁職員２名が関係会議の議長に選任された。
②規制の複合的な効果と副作用についての検証	○G20 やＦＳＢ等において総合的な規制の影響評価の必要性を提起。	○ＦＳＢにおいて具体的な規制の影響評価の取組みを開始。インフラ金融に対する規制の影響評価について 2018 年中に結果をG20 に報告し、中小企業金融に対する規制の影響評価について 2019 年中に成果物がG20 に報告される予定。
③各国独自の取組みが市場の分断をもたらすリスクへの取組み	○欧米等での規制改革等に関して、二国間協議での議論や意見発出を通じて海外当局と連携。	○米国とは日米経済対話（2017 年 10 月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有。 ○米欧当局はこの両立の考え方や各国の意見も踏まえながら、規制の見直し案等を検討・公表[3]。

[3] 米国では、金融規制を検証した財務省による一連の報告書「経済的な機会を作る金融システム」（2017 年以降）、金融システムの安定と経済成長の両立という視点を取り入れた商品先物取引委員会（CFTC）委員長等によるホワイトペーパー「スワップ規制 2.0」（2018 年４月）を公表。また、米国規制のボルカールールについて我が国も意見を提出（2017 年９月）しており、米当局で見直し中。欧州では、外国銀行への中間親会社設立規制案に関し、我が国等の意見を踏まえながら、規制対象となる金融機関を判定する際の閾値の適切な設定方法等を検討中。

第２節　国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

金融機関のグローバルな活動に伴うリスクや機会に対応する観点から、先進国や新興国等を含め幅広い国際的な当局間のネットワーク・協力を深めていくことが重要である。

Ⅰ　米欧

日米経済対話（2017年10月）において、金融システムの安定と経済の持続的成長の両立が重要という大きな方向性を共有した[4]。

また、日ＥＵハイレベル協議（2017年10月）で、英国のＥＵ離脱（ブレグジット）に本邦金融機関が円滑に対応できるよう働きかけるとともに、二国間での協力を強化する方法について議論し、日ＥＵ・ＥＰＡ（2017年12月交渉妥結）に金融規制・監督協力の枠組みを盛り込んだ。

Ⅱ　中国

この１年間で日中金融協力は大幅に前進した。第一に、中国財政部と監査監督上の協力に関する書簡を交換（2017年12月）し、これにより邦銀による初のパンダ債発行が実現した。第二に、日中首脳会談(2018年５月)で、我が国への2,000億元（約3.4兆円）のＲＱＦＩＩ（人民元適格外国機関投資家）枠の付与、本邦金融機関への債券業務ライセンスの早期付与、日系証券会社等による中国市場参入の早期実現等を合意した。第三に、中国金融当局との間で銀行監督者会合を開始するとともに、市場監視やマクロプルーデンス分野における協力関係を強化した[5]。

監査監督上の協力に関する中国財政部との書簡交換

[4] 金融規制に関して「安全性及び健全性に係る高い水準を維持し、金融システムに関する国民への説明責任を確保しつつ、規制によるコスト及び負担を削減するよう調整されるべき」という認識を共有。

[5] 2017年10月、金融庁は中国銀監会と第１回監督者会合を開催。2018年６月、監視委は中国証監会と連携し、中国在住の個人投資家の相場操縦にかかる課徴金納付命令を勧告。

Ⅲ　アジア新興国等に対する技術協力

アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添いながら個別にセミナーを実施する等、金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ[6]。

例えば、ミャンマーに関しては既存の保険・証券分野の当局間覚書に加え、2018年１月にミャンマー中央銀行との間で銀行分野の金融協力に関する覚書を締結し、より包括的な金融分野の技術協力の推進に向けて取り組んだ。また、黎明期であるミャンマーの資本・保険市場について課題を洗い出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本・保険市場に関する支援計画を手交し、官民挙げた支援を進めた。

ミャンマー資本市場活性化支援計画の手交

ミャンマー保険セクター支援計画の手交

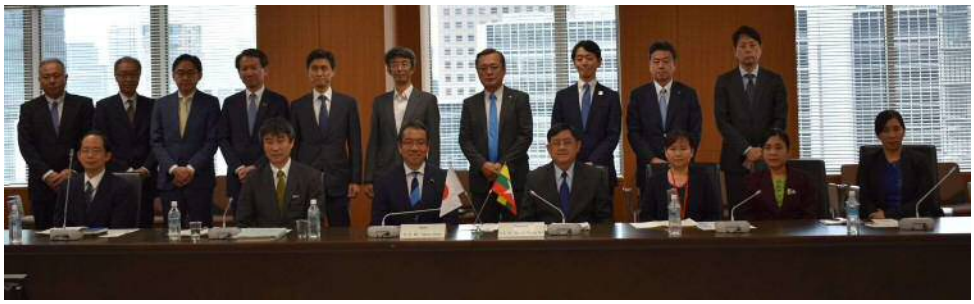

また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として、金融連携センター[7]の運営も行っている。金融連携センターでは、新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心分野に応じた研修プログラムを提供しており、既に100名超の受入実績がある。

---

[6] ベトナムの金融当局向けに、我が国の企業開示制度や保険・証券監督等にかかる当局向け講義を実施（2017年８月～2018年４月に計５回）。また、インドネシア財務省主催の保険契約者保護セミナーに金融庁職員が講師として参加（2017年11月）。さらに、タイ中央銀行とは既存の金融協力に関する書簡交換（2014年５月）に加え、銀行監督協力にかかる書簡交換についても実施（2018年６月）。

[7] GLOPAC及び前身のAFPAC。

2017年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を提供し、好評であった。

また、過去に受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、業務への活用等のプログラムの意義に関する卒業生による現役生への講義、我が国開催の国際会議での卒業生による講演等の取組みを実施し、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した。このような卒業生とのネットワーク強化の取組みは海外でも行っており、卒業生の多いモンゴルとタイで開催した卒業生との同窓会ではプログラムの成果の活用状況をフォローアップするとともに、卒業生同士のネットワーク強化にも寄与した。

第 20 章　金融に関する国際的な議論

2008 年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008 年 11 月に第１回G20 首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20 やＦＳＢをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み

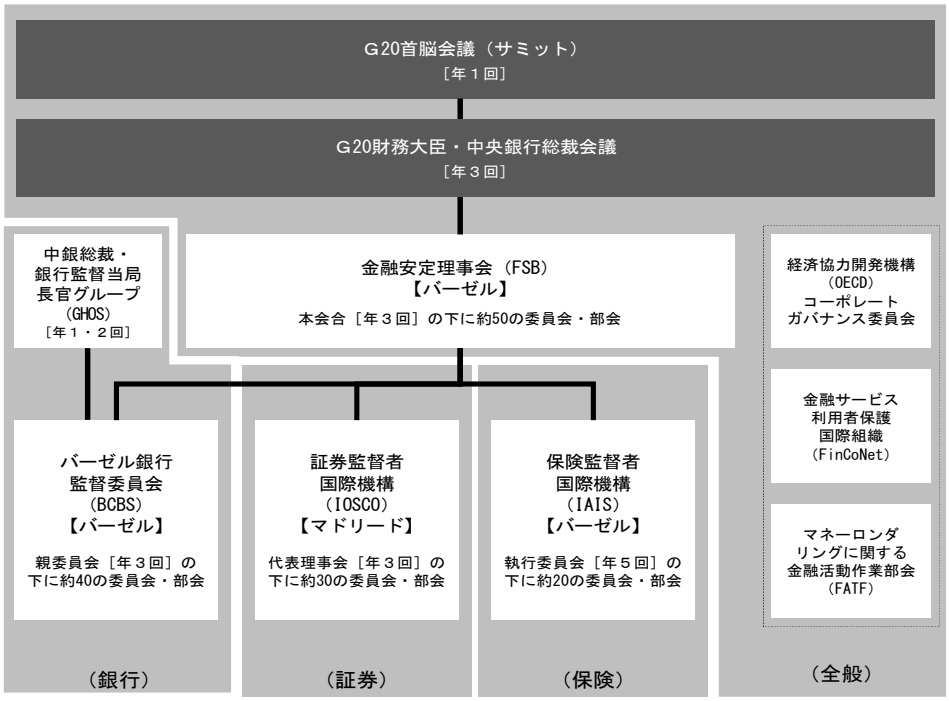

G20･金融安定理事会（FSB）･バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア				アルゼンチン	○	○	○	サウジアラビア	○	○	○
日本	⑦	○	○	欧州				南アフリカ	○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体			
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	－
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○	
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○	
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○	
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
香港		○	○	オランダ		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○	
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関			
米州				ベルギー			○	国際決済銀行（BIS）		○	
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行（ECB）		○	○
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金（IMF）		○	
ブラジル	○	○	○	欧州委員会（EC）	○	○		世界銀行（WB）		○	
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ				経済協力開発機構（OECD）		○	

（※１）G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはＧ７メンバー。
（※２）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか 100 以上のメンバーが参加。

第１節　G20

Ⅰ　沿革

2008 年９月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、Ｇ７を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年 11 月に第１回G20 首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20 は、国際経済協力に関する「第１のフォーラム」として定例化されている。近年では、年１回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されており、幅広い政策課題について議論が行われているが、金融規制関係は引き続き主要議題の１つとされている。

Ⅱ　主な議論

2017 年７月にハンブルグ（ドイツ）で開催されたG20 サミットにおいては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

① 合意された国際基準に基づく、開かれた、強靭な金融システムは、持続可能な成長を支えるためにきわめて重要である。
② 合意されたG20 金融セクター改革の課題の最終化と、適時、完全かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。
③ 銀行セクターにおける資本賦課の全体水準を更に大きく引き上げることなくバーゼルⅢの枠組みを最終化に取り組む。
④ 金融規制改革の影響を評価するためのＦＳＢの作業と、実施後の影響の評価のための構造的な枠組みを支持する。

また、2018 年３月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制・暗号資産に関して主に以下の事項が合意された。

① 金融規制
- 金融システムは引き続き開かれ、強靭で、成長を支えるものでなくてはならない。
- 金融危機後の規制改革の主要な要素の完了となるバーゼルⅢの最終化を歓迎する。
- 規制の実施や規制の影響評価への取組みに引き続きコミットする。

② 暗号資産
- 暗号資産の基礎となる技術を含む技術革新が、金融システムの効率性と包摂性及びより広く経済を改善する可能性を有していることを認識する。
- 暗号資産は、消費者及び投資家保護、市場の健全性、脱税、マネロン・テロ資金供与等に関する問題を提起しており、ある時点で金融安定に影響を与える可能性がある。
- 国際的な基準設定主体がそれぞれのマンデートに従って、暗号資産及びそのリ

スクの監視を続け、多国間での必要な対応について評価することを要請する。

- その中でも特にマネロン・テロ資金対策として、ＦＡＴＦ 基準の内容を暗号資産に適用することにコミットするとともに、ＦＡＴＦに対し、同基準の見直しに期待し、世界各国に実施を推進することを要請する。

参考：Ｇ７

Ⅰ　沿革

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの７ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として 1986 年に設立が合意された。同年９月に第１回Ｇ７首脳会合（サミット）が開催され、近年は年１回の首脳会合（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

Ⅱ　主な議論

2018 年６月にウィスラー（カナダ）で開催されたＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議における、暗号資産・サイバーセキュリティに関する議長総括は以下の通り。

［議長総括］

○　暗号資産のリスクと潜在的利益のバランス

大臣・総裁は、暗号資産について議論した。関連する技術が金融セクターをより効率的にする可能性がある一方、暗号資産は、不正取引の実行に使われる可能性があり、投資家保護や市場の公正性の問題を提起しうる。大臣・総裁は、グローバルに相互連結した金融システムの中で、規制行動が効果的であることを確保するために、国際協調が必要であると合意した。

○　金融セクターのサイバーリスクへの対処

大臣・総裁は、金融セクターの大規模なサイバー事案の「発生後」を想定したシナリオに参加した。金融セクターが高度に、グローバルに相互連結する中、大規模なサイバー事案には、国際的に協調した対応が必要となる。大臣・総裁は、そのような事案やそれに関連する影響が、グローバル金融システムにどのように波及するかを特定するために、そのシナリオを通じて議論を行い、Ｇ７のサイバーエキスパートグループが潜在的に協調を要する可能性のある課題への対処を支援しうる分野を強調した。

2017年５月にバーリ（イタリア）で開催されたＧ７財務大臣・中央銀行総裁会議においては、金融規制に関して主に以下の事項が合意された。

① 代理業者も含めた資金移動業者の監督と監視を引き続き改善。

② Ｇ７サイバー専門家グループに対し、サイバーセキュリティの効果的な評価のための基礎的な要素を策定するよう指示。

③ サイバー攻撃が我々の経済に対して増大する脅威を与えており、経済全体にわたる適切な政策対応が必要。

第２節　金融安定理事会（ＦＳＢ）

Ⅰ　沿革

1997 年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999 年２月のＧ７における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（ＦＳＦ：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、ＦＳＦのメンバーをG20 メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009 年に金融安定理事会（ＦＳＢ: Financial Stability Board）が設立された。

ＦＳＢの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

Ⅱ　組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Ｐｌｅｎａｒｙ）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（ＳＣ: Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ１～３の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。

金融安定理事会（FSB）の組織

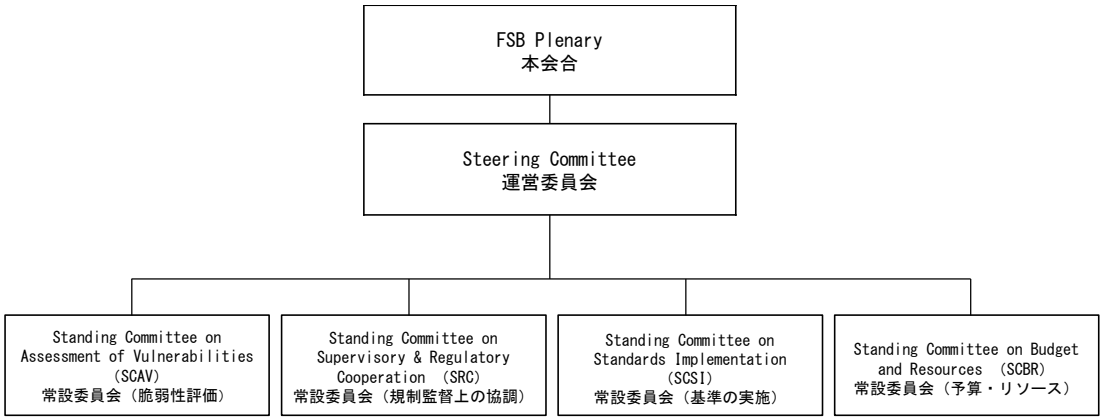

また、ＦＳＢは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥ＣＩＳ諸国、の６つの地域諮問グループ（ＲＣＧ）を設置している。

ＦＳＢは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有している。2013 年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ　主な議論

１．金融規制改革の影響評価

ＦＳＢは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015 年以降、毎年、G20 サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2017 年７月のG20 サミットに向け、第３次年次報告書を公表。

加えて、ＦＳＢでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照するべき基準点を提示するため、2017 年７月に「G20 金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定・公表。本枠組みに沿って、店頭デリバティブの清算集中を促すインセンティブへの影響評価を開始。また、金融規制改革の金融仲介機能に対する影響評価も開始し、2018 年のG20 サミットまでにインフラ金融への影響の分析が取りまとめられ、日本が議長を務める 2019 年のG20 サミットまでに中小企業金融への影響について、実質的に最終的な報告が行われる予定。

２．金融機関の実効的な破綻処理

ＦＳＢでは、傘下の破綻処理運営グループ（ＲｅＳＧ: Resolution Steering Group）において、2011 年 11 月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、ＲｅＳＧ傘下のクロスボーダー危機管理グループ（ＣＢＣＭ: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017 年７月に内部ＴＬＡＣ要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018 年６月、ベイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やＦＭＩについても、ＲｅＳＧの傘下部会であるｉＣＢＣＭやｆｍｉＣＢＣＭにおいて、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

３．金利指標改革

ＬＩＢＯＲ等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013 年７月にＩＯＳＣＯより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20 の要請を受け、2014 年７月にＦＳＢ報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、ＴＩＢＯＲ・ＬＩＢＯＲ・ＥＵＲＩＢＯＲの３指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で

指標の算出が行われるようにするための改革（ＩＢＯＲｓ改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、ＴＩＢＯＲについては、全銀協ＴＩＢＯＲ運営機関が、2014 年 12 月以降３回の市中協議を経て、2017 年２月、改革案を最終化し、同年７月 24 日、改革を実施した。同改革においては、ＴＩＢＯＲの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016 年 12 月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールＯ／Ｎ物レート（ＴＯＮＡ）が特定された。また、2018 年４月、ＴＯＮＡの利用拡大に向けて、同勉強会により、ＴＯＮＡを原資産とする日本円ＯＩＳ（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

また、特定のＩＢＯＲが恒久的に停止した場合においても、契約の頑健性が維持されるよう、ＩＢＯＲの代替となる指標への移行のための手法（フォールバック）の検討が、市場参加者を中心に進められている。

海外においては、ＬＩＢＯＲについて、2021 年末以降の存続が保証されないことを前提に、リスク・フリー・レートへの移行を促進する動きが見られる。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

４．ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、ＦＳＢ等においてその対応について議論が実施されている。G20 との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（ＷＧＧＦ）、報酬に係るワーキング・グループ（ＣＭＣＧ）、ＩＯＳＣＯによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、ＦＳＢによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

ＷＧＧＦでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、2016 年～2017 年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を公表（2017 年５月）した後、企業文化等の３テーマに論点を絞って作業を進め、2018 年４月に企業及び監督向けツール集を公表した。

ＣＭＣＧでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきたが、2018 年３月に、2009 年に公表した「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準」を補足するガイダンスを公表。更に、2018 年５月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを整合的にするための提言集

を策定し、パブリックコメントに付している。

５．レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、ＦＳＢは、2013 年８月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014 年 10 月、2015 年 11 月に政策提言を公表。これらの提言は、2017 年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を 2015 年 11 月に公表。各国において 2017 年末までの実施が求められている。

６．気候変動が金融に与える影響

2015 年９月に開催されたＦＳＢ主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、ＦＳＢのイニシアチブにより、同年 12 月ＴＣＦＤ（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。ＴＣＦＤは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。2017 年７月のサミットに向けて、最終報告書が公表された。

７．ＦＳＢピアレビュー

ＦＳＢの基準の実施に関する常設委（ＳＣＳＩ）では、毎年テーマを選定し、全ＦＳＢメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2017 年から 2018 年にかけては、破綻処理計画に関するピアレビューを実施されており、2018 年中のレビュー完了を見込んでいる。

８．コルレス銀行業務からの撤退の問題について

ＡＭＬ／ＣＦＴ対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

ＦＳＢは、2015 年のG20 サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るＦＳＢのアクションプランの実施に向け、2016 年２月にコルレス銀行調整グループ（ＣＢＣＧ: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＦＡＴＦ等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化

等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。ＣＢＣＧのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年７月のG20 サミットに向けて進捗報告書が公表された。その後、2017 年７月に、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置された。

第３節　バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ）

Ⅰ　沿革

バーゼル銀行監督委員会（ＢＣＢＳ: Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974 年に、G10 の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975 年２月に第１回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（ＢＩＳ）本部において原則年３回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2011 年７月からスウェーデン中央銀行のイングベス議長が務めている。

Ⅱ　組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、ＥＵ、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の 28 の国・地域の 45 の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内に事務局を有しているが、ＢＩＳとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（ＰＤＧ: Policy Development Group）、監督・基準実施部会（ＳＩＧ: Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（ＡＥＧ：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（ＭＰＧ：Macroprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（ＧＨＯＳ：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の規約（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織

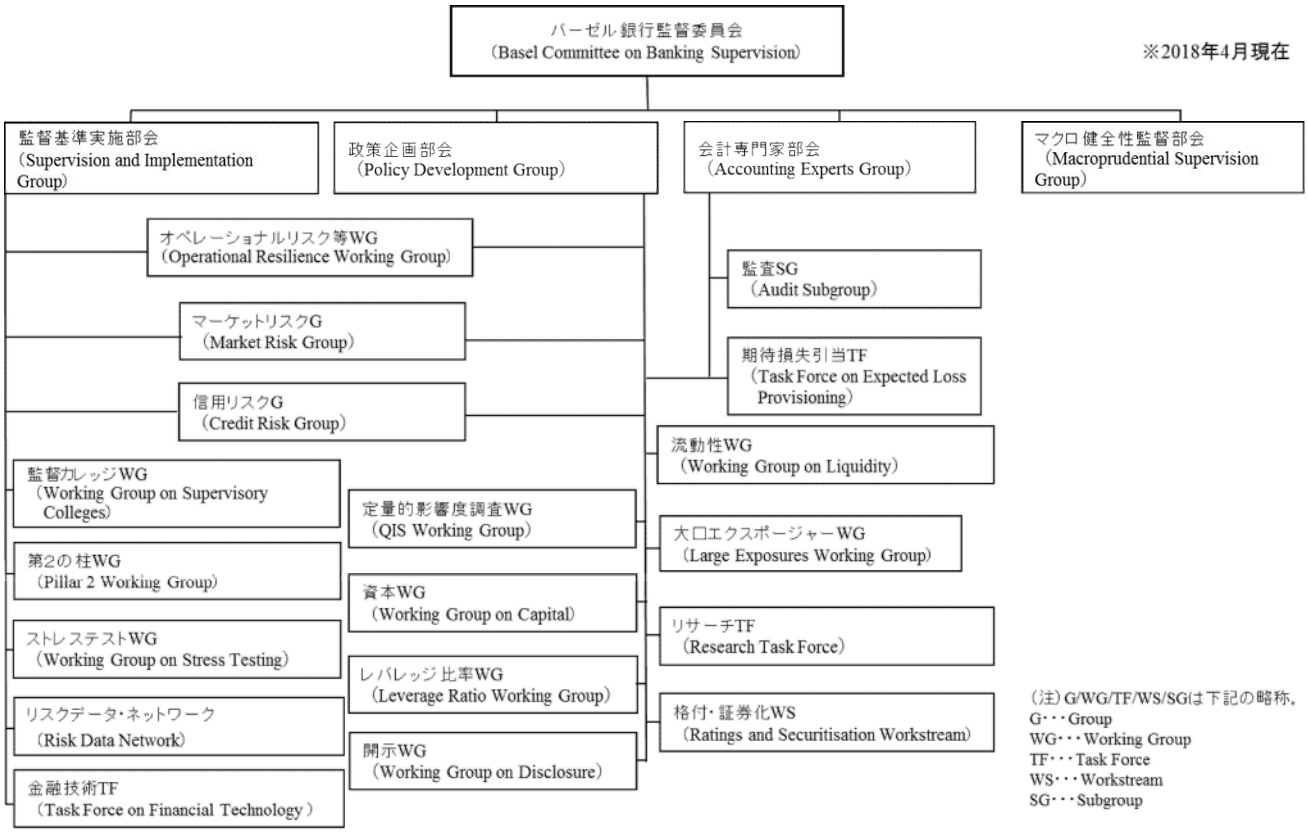

Ⅲ　主な議論

2008 年９月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010 年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013 年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017 年 12 月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。最終化された規制の主な内容は以下のとおり。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

１．信用リスクの見直し

（１）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

（２）内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20 の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ（インプット）に対する下限（フロア）を修正する等の見直しを行った。

２．信用評価調整（ＣＶＡ）リスクの計測手法の見直し

2010 年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整（ＣＶＡ:credit valuation adjustment）の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、ＣＶＡリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた２つの計測手法および１つの簡便法が用意された。

３．オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法（ＡＭＡ）及び従来の標準的手法である基礎的手法（ＢＩＡ）・粗利益配分手法（ＴＳＡ）に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法（ＳＭＡ）に一本化した。

４．資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア（72.5%）を設定した。新たなフロアは、2022 年から 2027 年の５年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を 25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている（2027 年に終了）。

５．レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている(開示は2015年１月から開始)。

バーゼルⅢの最終化に際して、Ｇ－ＳＩＢｓに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

なお、2018年３月、2016年に最終化されたマーケットリスク規制の一部見直しを行う修正案に係る市中協議文書が公表された。

（上記以外の主要項目）

６．ソブリンリスクの取扱い

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Ｔｉｅｒ１）の25%（Ｇ－ＳＩＢｓ間取引は15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015年１月のＧＨＯＳ会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual)」検討を進めることとされていたところ、2017年12月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイディア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

７．システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたＦＳＢ報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（Ｇ－ＳＩＦＩｓ：Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（Ｇ－ＳＩＢｓ：Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011 年 11 月に規則文書が公表された（2013 年７月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、ＦＳＢからＧ－ＳＩＢｓのリストが毎年公表され、本リストに基づいたＧ－ＳＩＢｓに対する追加的資本上乗せが適用されている（資本上乗せは 2016 年から段階的に実施されており、2019 年から完全実施される予定）。

Ｇ－ＳＩＢｓの選定手法は、国際的な銀行システムや銀行のビジネスモデルの構造的な変化を踏まえて、３年ごとに見直すこととされており、2017 年３月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018 年７月に最終化された。見直しのポイントは以下のとおり。

① Ｇ－ＳＩＢ選定の計算対象として、銀行グループの保険子会社に係る計数を算入するよう、取扱いを統一

② セカンダリー市場における銀行の活動を把握する指標として、新たに証券トレーディング指標を追加

③ 対外与信・対外負債指標において、デリバティブ取引に関するデータを算入し、対外負債指標については、単体ベースから連結ベースに変更

④ Ｇ－ＳＩＢ選定に用いられた数値が開示された数値と異なる場合は、速やかに次の四半期開示において訂正することを義務付け

⑤ Ｇ－ＳＩＢサーチャージについて、新たにバケット水準を割り込んだ銀行について、公表の翌年より低い水準を適用するよう取扱いを明確化

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（ＥＭＥＡＰ: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991 年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの 11 か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996 年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ＩＴの各分野の実務家会合が定期的に開催されており、銀行監督部会（ＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳ）には金融庁も参加している。また、2012 年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（ＥＭＥＡＰ－ＧＨＯＳ）も年１回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるＥＭＥＡＰ－ＷＧＢＳは年２回開催されており、現在、２年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。

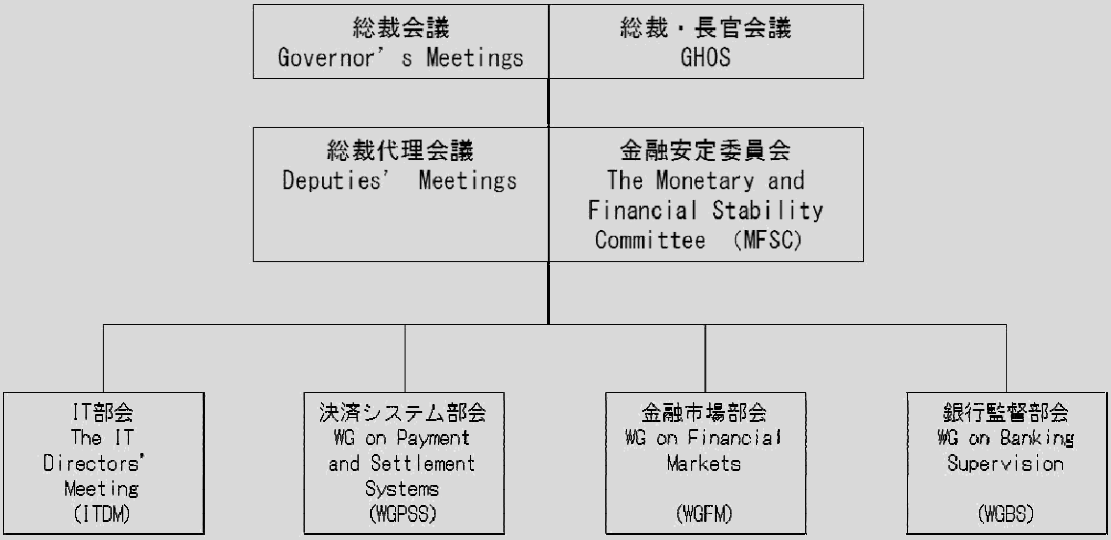

第４節　証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ）

Ⅰ　沿革

証券監督者国際機構（ＩＯＳＣＯ：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて218機関（2018年６月現在）となっている。ＩＯＳＣＯの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてＩＯＳＣＯに加盟した。現在は、金融庁が、2000年７月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

ＩＯＳＣＯは毎年１回年次総会を開催しており、2016年５月にリマ、2017年５月にモンテゴベイ（ジャマイカ）、2018年５月にブダペスト（ハンガリー）で開催された。次回は、2019年にシドニー（オーストラリア）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

ＩＯＳＣＯは、以下の３つを目的としている。

① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと

② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと

③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

ＩＯＳＣＯは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたＩＯＳＣＯ多国間情報交換枠組み（以下「ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ」という。）については、2010年６月の代表委員会決議により、2013年１月までにすべてのメンバーがＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年２月にＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名）。

Ⅱ　組織

証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

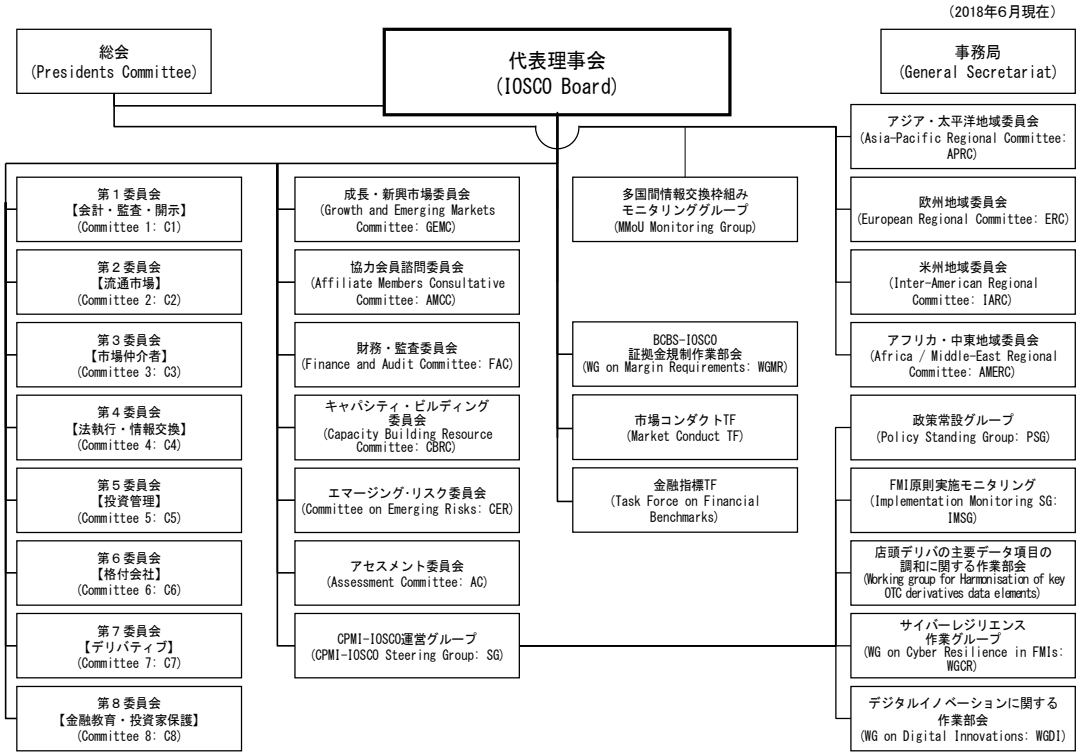

１．総会（Presidents Committee）

総会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年１回、年次総会時に開催される。

２．代表理事会（IOSCO Board）

代表理事会は、2012 年５月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、ＩＯＳＣＯのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む 34 当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）のオルダーＣＥＯである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（ＦＳＭＡ）のセルベー委員長と、成長・新興市場委員会（ＧＥＭＣ）委員長であるマレーシア証券委員会（ＳＣ）シン委員長の２名が務めている。いずれの任期も、2020 年の総会までとされている。

３．地域委員会（Regional Committee）

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の４つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会（ＡＰＲＣ：Asia Pacific Regional Committee）に属しており、同委員会は、年２回開催されている。ＡＰＲＣは 30 当局から構成されており、2018 年５月より、当庁の水口審議官が前議長（氷見野金融国際審議官）を引き継ぐ形で議長に就任した（任期２年）。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

Ⅲ　主な議論

１．概要

ＩＯＳＣＯは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善（ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵの推進）に取り組んでおり、G20 サミットのマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、ＩＯＳＣＯメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

２．会計・監査・開示に関する委員会（Committee １）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（ＩＦＲＳ）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ＩＳＡ）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。

３．流通市場に関する委員会（Committee ２）

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2018 年３月には、「過度の市場変動を管理し取引秩序を維持するために取引施設が活用するメカニズム」と題する市中協議文書、同年４月には、「社債流通市場の報告制度と透明性」と題する最終報告書を公表した。

４．市場仲介者に関する委員会（Committee ３）

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2018 年２月には、「リテール投資家向けＯＴＣ レバレッジ商品に係る報告書」と題する市中協議文書及び「株式による資金調達過程における利益相反に関するガイダンス」と題する市中協議文書を公表した。

５．法執行・情報交換に関する委員会（Committee ４）

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee ４と同時に開催されるＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵ及び強化されたＭＭｏＵ（Enhanced ＭＭＯＵ：ＥＭＭｏＵ）の審査グループ（ＳＧ）において、ＭＭｏＵ及びＥＭＭｏＵ署名申請当局の審査を行っている。

６．投資管理に関する委員会（Committee ５）

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2017 年 11 月には、「投資ファンドの終了に関するグッドプラクティス」、2018 年２月には、「集団投資スキームの流動性リスク管理に関する提言」及び「オープンエンド型ファンドの流動性とリスク管理に関するグッドプラクティスおよび考慮点」と題する最終報告書を公表した。

７．格付会社に関する委員会（Committee ６）

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2017 年 10 月には、「その他格付関連商品」と題する最終報告書を公表した。

８．デリバティブ市場に関する委員会（Committee ７）

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017 年 10 月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

９．金融教育及び投資家保護に関する委員会（Committee ８）

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013 年６月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るＩＯＳＣＯの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017 年 10 月、同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され、そのオープニングセレモニーが東京で開催された。また、2018 年４月には、同委員会の東京会合を当庁が主催した。

10. エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）

エマージング・リスク委員会（ＣＥＲ）は、エマージング・リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステミック・リスクの発見や監視等を行うための手法等について検討している。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はＩＯＳＣＯにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。2017 年 11 月には、「マネー・マーケット・ファンド規制のピアレビューのアップデート」、「証券化におけるインセンティブ・アラインメント提言導入のピアレビューのアップデート」及び「証券市場に関するG20／ＦＳＢによる提言の実施状況報告書」を公表した。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（ＣＳＲＣ）（1997 年）、シンガポール通貨監督庁（ＭＡＳ）（2001 年）、米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）（2002 年）、オーストラリア証券投資委員会（ＡＳＩＣ）（2004 年）、香港証券先物委員会（ＳＦＣ）（2005 年）並びにニュージーランド証券委員会（2006 年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006 年１月には米国証券取引委員会（ＳＥＣ）及び米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ＥＳＭＡ）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011 年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015 年）、欧州の証券監督当局 29 当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013 年）、米国商品先物取引委員会（ＣＦＴＣ）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014 年）をそれぞれ

行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006 年５月、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名するための申請を行い、ＩＯＳＣＯによる審査を経て、2008 年２月に署名当局となった。2018 年６月末現在、118 の証券当局がＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012 年以降、ＩＯＳＣＯ・ＭＭｏＵを強化するための改訂が議論され、2017 年３月にＥＭＭｏＵが策定された。2018 年６月末現在、７の証券当局がＥＭＭｏＵに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

なお、ＭＭｏＵに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題･懸念等について定期的な協議を行うＭＭｏＵモニタリング･グループの議長を、2018 年５月から当庁の水口審議官が務めている。

14. ＩＣＯに関するＩＯＳＣＯメンバー間の情報共有枠組み

ＩＯＳＣＯは､2018 年１月に｢ＩＯＳＣＯ代表理事会表明:ＩＣＯｓ(Initial Coin Offerings) に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、ＩＯＳＣＯは「ＩＣＯ協議ネットワーク」を設立して、各ＩＯＳＣＯ加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。また、同年５月代表理事会において、ＩＯＳＣＯメンバーサイト上で情報共有を行う枠組みの設置が提案され、現在、検討が進行中。

第５節　決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

Ⅰ　沿革

2009 年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

① 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ＥＴＰ）を通じた取引、②中央清算機関（ＣＣＰ）を通じた決済
② 店頭デリバティブ契約の取引情報蓄積機関（ＴＲ）への報告

また、2011 年のカンヌ・サミットにおいては、ＢＣＢＳ－ＩＯＳＣＯに対して、2012 年６月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、ＩＯＳＣＯ等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州による規制の域外適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。

また、ＦＳＢ ＳＲＣ／ＲｅＳＧ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯは、2015 年４月のＧ20 財務大臣・中央銀行総裁会合にＣＣＰに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、ＣＣＰの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。さらに、デリバティブの中央清算促進のインセンティブに対して、金融危機後の各種規制改革がもたらす影響を評価するため、ＦＳＢ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯの下で Derivatives Assessment Team が組成され、2017-2018 年にかけて作業を行っている。当該作業の結果は、2018 年のＧ20 サミットに提出される。

Ⅱ　主な議論

１．決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯ）

Ｇ20 の提言を踏まえ、ＩＯＳＣＯとＢＩＳの決済・市場インフラ委員会（ＣＰＭＩ：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014 年９月に支払･決済システム委員会（ＣＰＳＳ：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012 年４月にこれらを１つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（ＦＭＩ原則）を公表した。その後ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯは、ＦＭＩ原則の実施状況のモニタリングやＦＭＩに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

（１）政策常設グループ（ＰＳＧ）

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。2017 年６～７月に、ＣＣＰの強靭性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する追加ガイダンス、2018 年４月に当局によるＣＣＰのストレステストの枠組みが公表された。

（２）実施モニタリング・グループ（ＩＭＳＧ）

ＦＭＩ原則の各国実施を促進するため、ＦＭＩ原則 28 法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2018 年５月には、世界のＣＣＰリスク管理に関する評価報告書を公表している。

（３）店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ（ＨＧ）

2014 年９月、ＦＳＢより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関（ＴＲ）へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①ＵＴＩ（固有取引識別子）及びＵＰＩ（固有商品識別子）の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯは当該作業部会を 2014 年 11 月に立ち上げ、⑴ＵＴＩ、⑵ＵＰＩについて技術ガイダンスの策定作業及び⑶その他重要データ項目（ＣＤＥ：Critical Data Elements）について技術ガイダンスとガバナンス（実施を効果的に行うための体制や役割等）の策定作業を進めてきた。

これまでに、ＵＴＩ・ＵＰＩ・ＣＤＥの技術ガイダンスに関する作業が終了し、それらの最終文書が各々2017 年２月、同年９月、2018 年４月に公表された。現在はＣＤＥのガバナンスに関する議論が進行中である。

２．ＦＳＢ店頭デリバティブ作業グループ（ＯＤＷＧ）

2009 年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプログレスレポートを公表している。

直近では第 12 次報告書を 2017 年６月に公表。同報告書では、規制改革は全体として、各国において進捗しており、特に、第 11 次報告書からは、証拠金規制の導入が、11 法域から 14 法域へと拡大（2017 年６月末時点）し、その他の分野においても、緩慢なペースではあるが、改革が進行中としている。

３．ＦＳＢ固有取引識別子･固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（ＧＵＵＧ）

当該作業グループ（ＧＵＵＧ）は、ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯで検討されたＵＴＩ・Ｕ

ＰＩ技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして 2016 年３月にＦＳＢの傘下へ設置された。2017 年 10 月にＵＴＩガバナンスの最終文書が公表され、現在はＵＰＩガバナンスに関する作業を行っている。

４．ＢＣＢＳ－ＩＯＳＣＯ 証拠金規制作業部会（WGMR）

ＣＣＰで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、ＣＣＰへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてＣＣＰの利用を促進するという観点から、ＢＣＢＳとＩＯＳＣＯが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで 2012 年７月（第１次）及び 2013 年２月（第２次）の２度にわたり市中協議文書を公表し、2013 年９月に最終報告書を公表、2015 年３月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

５．その他

（１）清算集中に係る相互依存性分析グループ（ＳＧＣＣＩ）

ＦＳＢ ＳＲＣ、ＦＳＢ ＲｅＳＧ、ＢＣＢＳ、ＣＰＭＩ、ＩＯＳＣＯが策定したＣＣＰに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。世界 26 の主要ＣＣＰからデータを収集し、ＣＣＰと清算参加者等との間の相互依存性について分析を行い、2017 年 7 月に第１回報告書を公表した。現在、第２回の相互依存性分析作業を継続している。

（２）取引主体識別子（ＬＥＩ）

ＬＥＩとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011 年の G20 カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013 年１月、当局からなる規制監視委員会（ＲＯＣ）が発足。2014 年６月には中央業務機関（ＣＯＵ）を運営する組織としてグローバルＬＥＩ財団が設立され（グローバルＬＥＩ財団の設立者はＦＳＢ、設立準拠法はスイス法）、その後は、ＬＥＩの利用拡大の検討、符番されたＬＥＩの更新、ＬＥＩ参照データ項目の検討など実務的な議論が進展している。

第６節　保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ）

Ⅰ　沿革

保険監督者国際機構（ＩＡＩＳ: International Association of Insurance Supervisors）は、1994 年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約 200 機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998 年よりメンバーとして参加している。

ＩＡＩＳは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（ＢＩＳ）内にある。

Ⅱ　組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織

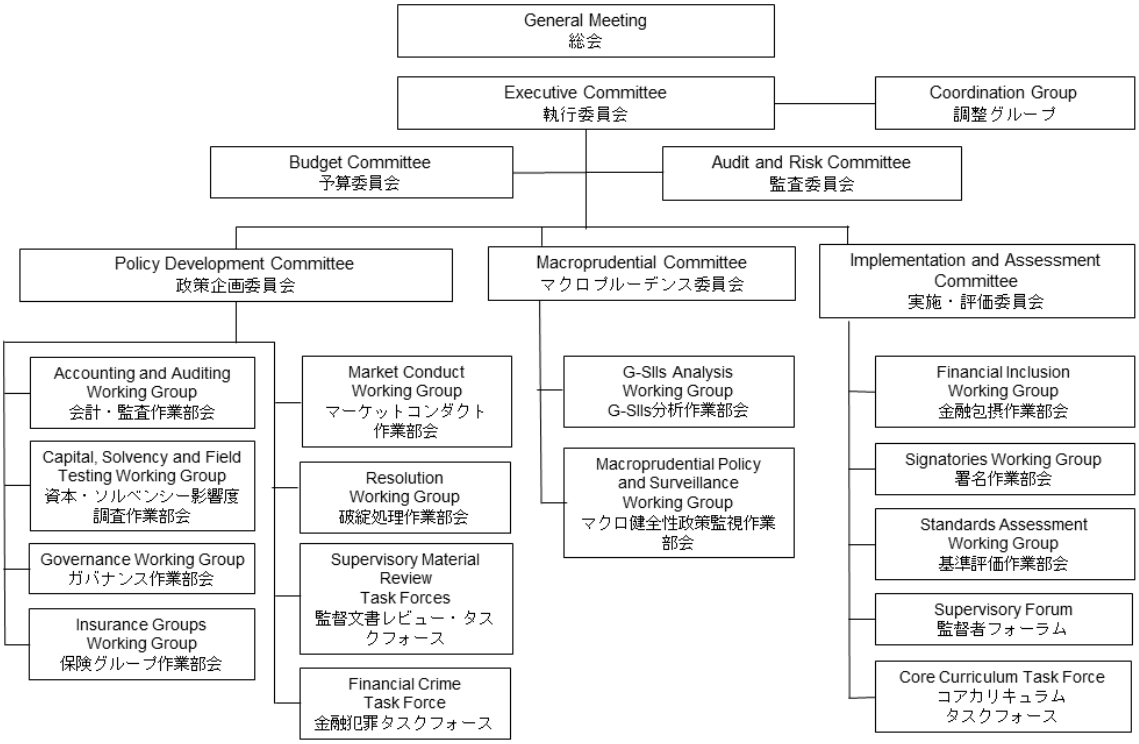

１．総会

ＩＡＩＳの全てのメンバーで構成されており、毎年１回、年次総会が開催される。

２．執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 24 の国・地域（北米：５、西欧：

５、アジア：５、オセアニア：１、ラテンアメリカ：２、アフリカ南部：１、北アフリカ・中東：２、中東欧：１、オフショア：２）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（ＰＲＡ）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（ＮＡＩＣ）のマクピーク会長、中国銀行保険監督管理委員会のチェン副主席の３名が務めている。

３．政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、国際資本規制検討、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

４．マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ：Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

５．その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

Ⅲ　主な議論

１．システミック・リスクへの対応

ＦＳＢ及びＩＡＩＳは、2013 年７月にグローバルなシステム上重要な保険会社（Ｇ－ＳＩＩｓ）の選定手法及び政策措置を公表し、保険会社９社をＧ－ＳＩＩｓに選定した。それ以降、毎年 11 月に更新リストが公表されていたが、2017 年は更新されず、2016 年のリストが引き続き適用されている。（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。選定手法は３年に１度見直されており、次回の見直しは 2019 年に行われる。

また、従来の機関別のシステミック・リスク評価手法（ＥＢＡ：Entity-Based Approach）を補完または代替しうるものとして、保険会社の「活動」に着目したシステミック・リスク評価手法（ＡＢＡ：Activity-Based Approach）の検討が開始されている。2017 年 12 月には、中間市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」が公表された。

２．ＩＡＩＧｓの監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ）の検討

ＩＡＩＳでは、金融危機を踏まえた対応として、2010 年より「国際的に活動する保険グループ（ＩＡＩＧｓ）」の監督のための共通枠組み（ＣｏｍＦｒａｍｅ：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）を検討している(※)。

ＣｏｍＦｒａｍｅは、並行して改訂作業が行われている、全保険会社向けの要件である保険基本原則（ＩＣＰ：Insurance Core Principles）に統合された上で、2019 年の年次総会で承認される見込み。

（※）ＩＡＩＧｓを判断するベンチマークとして、「３以上の管轄区域において保険料収入があるかつ海外保険料収入 10%以上を前提に、総資産 500 億ドル以上、または、保険料収入 100 億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。

３．ＩＡＩＧｓに適用される「国際資本基準」（ＩＣＳ）の検討

ＣｏｍＦｒａｍｅのうち資本基準については、ＩＡＩＳは 2013 年 12 月より、ＩＡＩＧｓに適用する国際資本基準（ＩＣＳ：Insurance Capital Standard）の検討を開始した。これまで２回の市中協議（2014 年、2016 年）と３回の影響度調査（フィールドテスト、2015 年、2016 年、2017 年）を実施しており、2017 年７月にはＩＣＳ Version 1.0（拡大フィールドテストのための国際資本基準）を公表した。同年 11 月には、2019 年に策定される、監督に用いる基準としてのＩＣＳ Version2.0 について、策定後５年間をモニタリング期間とすることに合意した。

第７節　金融活動作業部会（ＦＡＴＦ）

Ⅰ　沿革

金融活動作業部会（ＦＡＴＦ：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989 年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのＯＥＣＤ内に置かれている。2001 年の米国同時多発テロ事件以降は、Ｇ７財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

ＦＡＴＦのメンバーはＯＥＣＤ加盟国を中心に現在 35 か国・２地域機関。ＦＡＴＦは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。現在は 2012 年４月のＦＡＴＦ大臣会合での承認により、2020 年までの活動期間延長が決定されている。

ＦＡＴＦの主な役割は、以下のとおりである。

① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（ＦＡＴＦ勧告）の策定及び見直し
② ＦＡＴＦメンバー間におけるＦＡＴＦ勧告の遵守状況の監視及び相互審査
③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
④ ＦＡＴＦ非メンバー国・地域におけるＦＡＴＦ勧告遵守の慫慂
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するＦＡＴＦ全体会合は通常年３回（２月、６月、10 月）開催され、ＦＡＴＦ勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

ＦＡＴＦは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるＦＡＴＦ勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40 の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「９の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第４次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40 の勧告」が 2012 年２月のＦＡＴＦ全体会合において採択・公表された。

当該新「40 の勧告」に基づき、2014 年より、メンバー国・地域に対する第４次相互審査が順次実施されている。日本に対する相互審査は 2019 年から開始され、2020 年６月のＦＡＴＦ全体会合で審査結果が採択される予定である。

第３次相互審査と異なり、第４次相互審査においては、新「40 の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する 11 項目の有効性（Effectiveness）についても審査されることとなる。

現在、金融庁内の体制を整え、民間金融機関等における取組みを促すなど、第４次相互審査への対応を進めているところである。

Ⅱ　主な議論

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与がクロスボーダーで実行される中、対策の実効性向上のためには官民問わず不審な取引等の情報共有が必要不可欠との観点から、これを促進すべく、関連するＦＡＴＦ勧告等を改定し、金融グループ内のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に必要な範囲で、不審な取引に関する情報の共有が求められることを明確化するとともに、民間セクターにおける情報共有に関するガイダンスを策定、公表した。

また、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても各国の経験を踏まえて議論を実施している。2018 年３月に公表されたG20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明において、ＦＡＴＦに対し、ＦＡＴＦ勧告等の基準の見直しを期待し、世界各国に実施を推進するよう要請することが盛り込まれており、今後、ＦＡＴＦにおいてさらなる議論が進められる見込みである。

第８節　その他の主体

Ⅰ　経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）

１．沿革

ＯＥＣＤ加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016 年 11 月より、同委員会の議長を神田眞人 財務省主計局次長 兼 金融庁総務企画局（2018 年６月現在、組織再編後は総合政策局）が務めている。

２．主な議論

ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則（1999 年制定、2004 年、2015 年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、ＦＳＢが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の１つに位置付けられる。

本原則は、ＯＥＣＤのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、ＯＥＣＤ非加盟国の参加も得ながら、2013 年秋より、約 10 年ぶりとなるＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015 年 11 月のG20 サミットに提出され、「G20／ＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。

② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。

③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006 年策定）も、2017 年３月に改訂・公表された。また、ＯＥＣＤによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国として 2017 年 11 月のＯＥＣＤコーポレート・ガバナンス委員会において報告を行った。

また、2017 年 10 月に、ＯＥＣＤによるアジア地域非加盟国を対象としたアウトリーチ活動の一環として、ＯＥＣＤアジア・コーポレートガバナンス・ラウンドテーブル東京会合を開催し、アジアを中心に、欧、米、中東等も含む世界各国の規制

当局、証券取引所、学界、実業界等からのべ249名の参加があり、近年のコーポレート・ガバナンスの進展、アジア株式市場と成長企業による金融アクセス、証券取引所の役割の進化等のテーマを扱い、特にアジア地域におけるコーポレート・ガバナンスの分野での議論を主導した。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

ＯＥＣＤの保険・私的年金委員会（ＩＰＰＣ）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、2016年以降毎年開催している会合。第１回会合は東京（2016年４月）、第２回会合はタイ・バンコク（2017年９月）で開催された。第３回会合（2018年４月）は東京で開催され（当庁、ＯＥＣＤ、アジア開発銀行研究所（ＡＤＢＩ）による共催）、人口動態、技術革新、気候変動といった保険市場を取り巻く課題や、退職貯蓄の改善について議論が行われた。

Ⅱ　国際通貨基金（ＩＭＦ）

１．金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ）

金融部門評価プログラム（ＦＳＡＰ：Financial Sector Assessment Program）は、ＩＭＦが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第３回対日審査が行われ、報告書はＩＭＦ理事会の議論を経て2017年７月に公表された。なお、日本の第１回ＦＳＡＰ報告書は2003年、第２回は2012年に公表されている。

（※１）2010年９月、ＩＭＦ理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきＦＳＡＰを５年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※２）前回のＦＳＡＰ報告書は、「2003年の前回ＦＳＡＰ以降、金融システムの強化に向け重要な進展（具体例：資本状況の改善、不良債権比率の低下）。他方、多額の国債残高や経済の低成長といった要因が、中期的には金融の安定性への試練になり得る」と指摘。

（※３）2017年ＩＭＦ・対日４条協議コンクルーディングステートメントの概要（金融関連）

（主な内容）

問題意識

金融機関は、低成長と低金利、及びその根底にある少子高齢化から来る逆風に直面。多くの金融機関及び生命保険会社は、国内での投資・与信が伸び悩み、収益確保のためにリスクを十分に理解していない海外証券投資・不動産投資といった新たな分野の業務を拡大している。こうした金融機関の直面する新たな課題に対応するためには金融監督の更なる深化・進展が必要。

主な提言

① 金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化
- リスク・ベースの健全性監督の体制整備
- 銀行・保険業界におけるコーポレート・ガバナンスの強化
- 各銀行のリスク特性をより反映した資本水準を銀行に求めること
- 保険業界に経済価値に基づいた健全性の評価制度を導入していくための取組みを進めること

② マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響について金融機関と深度ある対話を行うこと、及び金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合に迅速な対応を行うこと
- 金融機関における手数料サービス等への移行の検討の推奨
- 地域金融機関の統合の有効性の指摘

③ 危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化

２．ＩＭＦ・金融庁・日本銀行共催 ＦｉｎＴｅｃｈ（フィンテック）コンファレンス

2018 年4月IMF（国際通貨基金）、金融庁および日本銀行の共催により、ＦｉｎＴｅｃｈ（フィンテック）コンファレンスを開催した。当コンファレンスでは、アジアを中心とした各国当局やフィンテックに関心を持つ金融機関等が参加し、フィンテック分野におけるアジア各国の先駆的な動向やフィンテックを活用した金融の深化（金融包摂など）に焦点を当て、さらにフィンテックがもたらすリスクや規制上の課題について、議論された。

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（ＦｉｎＣｏＮｅｔ）

１．沿革

ＦｉｎＣｏＮｅｔは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003 年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など 24 ヵ国のメンバーの他、オブザーバーとし

て６機関（ＩＡＩＳ、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、ＯＥＣＤ、ＯＧＡＰ、世銀）等が加盟。議長は、Lucie Tedesco 氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はＯＥＣＤが務める。

ＦｉｎＣｏＮｅｔの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

ＦｉｎＣｏＮｅｔの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、ＦｉｎＣｏＮｅｔ加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論。）を、１年に１回、メンバー国持ち回りで開催している（2017 年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論.）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

２．主な議論

現在、各議題に応じて、６つの常設委員会（ＳＣ：Standing Committee）が設置されており、当庁はＳＣ３、ＳＣ４及びＳＣ６のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第１常設委員会（ＳＣ１）監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」をメンバーズサイト上に構築。今後、コンテンツをアップデート予定。
第２常設委員会（ＳＣ２）短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデイローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を 2017 年 11 月に公表した。
第３常設委員会（ＳＣ３）モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対処。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を 2018 年１月に公表した。
第４常設委員会（ＳＣ４）フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	ＩＴ技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況について報告書を作成中。
第５常設委員会（ＳＣ５）金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018 年３月に初会合を開催。今後、金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、議論を予定。
第６常設委員会（ＳＣ６）顧客本意の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	2018 年３月に初会合を開催。今後、金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、議論を予定。

第21章　当局間の連携・協力等

第１節　経済連携協定

経済連携協定（ＥＰＡ: Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（ＷＴＯ:World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
（発効済）	
シンガポール	2001年１月交渉開始／2002年１月署名／2002年11月発効 2006年６月再交渉開始／2007年９月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年９月署名／2005年４月発効 2008年９月再交渉開始／2012年４月発効
マレーシア	2004年１月交渉開始／2005年12月署名／2006年７月発効
チリ	2006年２月交渉開始／2006年９月大筋合意／2007年３月署名／2007年９月発効
タイ	2004年２月交渉開始／2005年２月大筋合意／2007年４月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年７月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年８月署名／2008年７月発効
ブルネイ	2006年６月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年６月署名／2008年７月発効
ＡＳＥＡＮ（包括）	2005年４月交渉開始／2007年８月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部を発効
フィリピン	2004年２月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年９月署名／2008年12月発効
スイス	2007年５月交渉開始／2008年９月大筋合意／2009年２月署名／2009年９月発効
ベトナム	2007年１月交渉開始／2008年９月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年１月交渉開始／2010年９月大筋合意／2011年2月署名／2011年８月発効
ペルー	2009年５月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年５月署名／2012年３月発効
オーストラリア	2007年４月交渉開始／2014年４月大筋合意／2014年７月署名／2015年１月発効
モンゴル	2012年６月交渉開始／2014年７月大筋合意／2015年２月署名／2016年６月発効
（交渉中）	
ＡＳＥＡＮ（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意
環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ/ＴＰＰ11）協定	TPP:2010年３月交渉開始（日本は2013年７月の交渉から参加）／2016年２月署名 TPP11:2017年11月大筋合意／2018年３月署名
コロンビア	2012年７月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年３月交渉開始
ＥＵ	2013年４月交渉開始／2017年７月大枠合意／2017年12月交渉妥結／2018年７月署名
東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ）	2013年５月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（ＴｉＳＡ）	2013年６月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
（交渉中断）	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（ＧＣＣ）	2006年９月交渉開始／2009年３月以降交渉中断

Ⅰ　環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＴＰＰ11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。金融サービスについても１章が割かれている。2010 年３月に交渉開始。日本（2013 年７月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの 12 か国が参加し 2016 年２月に署名。

2017 年１月、米国がＴＰＰを離脱する大統領令に署名し、ＴＰＰから離脱。これを受け米国を除く 11 か国は、協定の早期発効に向けて同年５月にベトナム（ハノイ）においてＴＰＰ閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明では、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を同年 11 月のＡＰＥＣ首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。本声明を踏まえ、同年 11 月にベトナム（ダナン）で開催されたＴＰＰ閣僚会合において、11 カ国によるＴＰＰ（ＴＰＰ11）が大筋合意に至り、2018 年３月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定の発効には署名国の内６カ国が国内手続きを終えていることが必要であり、日本では 196 回通常国会において同協定が承認され、関連法案も成立した。

Ⅱ　日ＥＵ・ＥＰＡ

ＴＰＰ/ＴＰＰ11 同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013 年３月交渉開始。2017 年 12 月に首脳間において交渉妥結を確認、2018 年７月に署名された。日本及びＥＵにおいてＥＰＡの早期発効に向けた国内手続きが進められている。

Ⅲ　その他経済連携協定（ＥＰＡ）交渉等

現在、８つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

１．サービスの貿易に関する新たな協定（ＴｉＳＡ：Trade in Services Agreement）

1995 年のＷＴＯの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（ＧＡＴＳ：General Agreement on Trade in Services」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は 23）カ国・地域が 2013 年６月に交渉開始。

２．東アジア地域包括的経済連携（ＲＣＥＰ: Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013 年５月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ＡＳＥＡＮ10 ヶ国、中国、

韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

３．日中韓ＦＴＡ

2013 年３月に交渉開始。

４．日トルコＥＰＡ

2014 年 12 月に交渉開始。

５．日カナダＥＰＡ

2012 年 11 月に交渉開始。

６．日コロンビアＥＰＡ

2012 年７月に交渉開始。

７．日ＡＳＥＡＮ　ＥＰＡ（ＡＪＣＥＰ:ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership）

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、サービス交渉については、2015 年 11 月に交渉を終了している。

Ⅳ　世界貿易機関（ＷＴＯ）による貿易政策検討制度（ＴＰＲＢ）審査

ＷＴＯ加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。２年に１度対日審査が行われており、直近は 2017 年３月に対面会合が行われた。

第２節　アジア地域ファンド・パスポート（ＡＲＦＰ）

ＡＲＦＰ（Asia Region Funds Passport）は、ＡＰＥＣ加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010 年以降、ＡＲＦＰのルールの検討が行われてきたところ、2016 年４月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの４カ国が、同年６月、タイが、ＡＲＦＰの協力覚書（ＭＯＣ）に署名を行い、ＭＯＣが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017 年 12 月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。

2016 年６月に設置された、ＡＲＦＰの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2017 事務年度においては、2017 年 10 月にバンコク、2018 年４月にシドニーにおいて合同委員会対面会合を行った。この間、2018 年２月にタイが国内制度整備を完了。豪も 2018 年９月の制度整備完了が見込まれている。

第３節　当局間協議

金融庁は、2017 事務年度においては、ＥＣ、英国等多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、中国財政部との間で監査監督上の協力に関する書簡交換、ミャンマー中銀との間で銀行分野における金融協力に関する覚書締結、タイ中央銀行（ＢＯＴ）との間で監督協力に係る書簡交換を実施した。

Ⅰ　欧州委員会（ＥＣ）

欧州委員会（ＥＣ）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（ＦＩＳＭＡ）と金融庁との間で、1985 年以来、１～２年に１回程度のペースで日ＥＵハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・ＥＵが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年 10 月３日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2016 年１月 20 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

Ⅱ　英国

経済・金融に係る幅広いテーマについて意見交換を行うため、英当局と財務省・金融庁との間で日英財務協議を設置。2018 年１月に第１回を東京にて開催。今後、１～２年に１回程度のペースで開催予定。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018 年１月 24 日	東京	金融国際審議官	英財務省国際ＥＵ局長、金融サービス局長

Ⅲ　スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で２年に１回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年８月 10 日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長
2015 年 12 月１日	ベルン	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長

Ⅳ　日中韓

2005 年３月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組として、第１回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催。また、第３回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合（個室幹部級）を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年 11 月 30 日 ～12 月１日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長
2016 年８月 19 日	煙台市	総務企画局審議官	中国：銀監会副主席 韓国：金融委員会副委員長

Ⅴ　中国

中国経済の急速な発展に伴う日中間の金融協力・連携の重要性の高まりを踏まえ、日中金融当局間での監督者会合を設置。2017 年 10 月、北京で第１回会合を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年 10 月 20 日	北京	総務企画局参事官	銀行監督管理委員会国際部主任

Ⅵ　インド

2014 年 11 月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016 年１月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年９月６日	デリー	総務企画局参事官	インド財務省経済局長
2016 年９月 15 日	東京	総務企画局参事官	インド財務省経済局長

Ⅶ　台湾

2014 年 11 月、台湾金融監督管理委員会（ＦＳＣ）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年 11 月 17 日	台北	総務企画局審議官	銀行局長
2016 年 11 月 10 日	東京	総務企画局審議官	銀行局長

Ⅷ　ＵＡＥ

日・ＵＡＥ両国の金融・資本市場、インフラ投資、財政健全化への対応等、幅広いテーマについて、官民協働で意見交換・情報共有を実施する目的のもと、2014 年６月に引続き、2018 年３月に第２回日・ＵＡＥ財務金融協力セミナーを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018 年３月 26 日	東京	内閣府副大臣	UAE 中央銀行総裁
2014 年６月 12 日	アブダビ	総務企画局参事官	UAE 中央銀行総裁

第４節　金融技術協力

Ⅰ　概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

Ⅱ　活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の７か国 14 当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2017 事務年度においては、例えば以下のような国を対象とし、対象国のニーズに応じた技術支援を実施。

① ミャンマーでは、健全かつ公正な資本市場の育成を目的にミャンマー計画財務省に長期専門家を継続派遣し、2017 年８月には、保険市場の健全かつ公正な育成を目的として、新たに長期専門家を派遣。2018 年１月には、ミャンマー資本市場に関する課題の洗出し、一層の活性化を促すため、ミャンマー計画財務省に資本市場活性化支援計画を手交したほか、同年６月には、ミャンマー保険セクターの健全な発展を目的として、ミャンマー保険セクター支援計画を同省に手交。

② ベトナムでは、各金融当局向けに、日本の企業開示制度や保険・証券監督等に係る講義を実施。

③ インドネシアでは、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。フィンテックや保険契約者保護等先方より関心が示された複数の分野における知見共有のためのセミナーを実施。

④ タイでは、財務省・中央銀行及び保険委員会とトップ会談を行い、両国の金融・財政情勢について意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第５節　グローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ）

Ⅰ　概要

2014 年４月に設置したアジア金融連携センター（ＡＦＰＡＣ: Asian Financial Partnership Center）を、2016 年４月にグローバル金融連携センター（ＧＬＯＰＡＣ: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。ＧＬＯＰＡＣでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

Ⅱ　活動実績

2014 年７月以降、27 の国・地域 (※) の金融当局者を招聘し、計 106 名の研究員・インターン生がＡＦＰＡＣ及びＧＬＯＰＡＣのプログラムを修了した（2018 年６月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね２～３ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、ＧＬＯＰＡＣの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、５つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

① 卒業生を日本に再招聘し、現役生や当庁職員との意見交換の実施
② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
④ ＧＬＯＰＡＣが発行するニュースレターの送付
⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

（※）アルゼンチン、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ラオス、ＵＡＥ。

	受入期間	人数	出身国（人数）
第１期	2014 年７月 29 日 ～11 月 28 日	３	ベトナム（１）モンゴル（２）
第２期	2014 年 10 月 21 日 ～2015 年２月６日	６	タイ（２）ベトナム（１）モンゴル（１）ミャンマー（１）タイ（１）
第３期	2015 年３月３日 ～５月 29 日	７	カンボジア（１）ベトナム（１）ベトナム（２）モンゴル（２）タイ（１）
第４期	2015 年７月 28 日 ～10 月９日	８	カンボジア（１）インド（１）ラオス（１）スリランカ（１）タイ（１） ベトナム（１）モンゴル（２）
第５期	2015 年 10 月 14 日 ～2016 年１月 15 日	６	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム各（１）モンゴル（２）
第６期	2016 年２月 29 日 ～５月 31 日	９	タイ（２）カンボジア（１）ベトナム（１）モンゴル（２）ドバイ（１） フィリピン（１）マレーシア（１）
第７期	2016 年７月 26 日 ～９月 30 日	８	イラン（１）カンボジア（１）タイ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１） インド（１）ペルー（１）モンゴル（１）
第８期	2016 年 10 月 13 日 ～2017 年１月 13 日	６	ベトナム（１）ブラジル（１）メキシコ（１）、インドネシア（２）ミ ャンマー（１）
第９期	2017 年２月 22 日～ ５月 19 日	９	インド（１）エジプト（１）カザフスタン（１）カンボジア（１）タイ （１）タンザニア（１）ベトナム（１）ボツワナ（１）ラオス（１）
第 10 期	2018 年７月 25 日～ ９月 29 日	11	アルゼンチン（１）イラン（１）インド（１）インドネシア（１）タイ （１）チリ（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）ラオ ス（１）UAE（１）
第 11 期	2018 年 10 月 11 日～ 12 月 20 日	８	インドネシア（１）ウズベキスタン（１）タイ（１）トルコ（１）フィ リピン（１）ボツワナ（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
第 12 期	2018 年４月４日～６ 月 22 日	９	インド（１）インドネシア（１）カザフスタン（１）カンボジア（１） タイ（１）ネパール（１）ベトナム（１）ミャンマー（１）モンゴル（１）
インターン（数週間） 国内大学院に留学中の者		13	ウガンダ（１）ウズベキスタン（１）カンボジア（１）タイ（６）フィ リピン（２）ブラジル（１）ベトナム（１）
短期研修（数日間）		３	ベトナム（３）

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

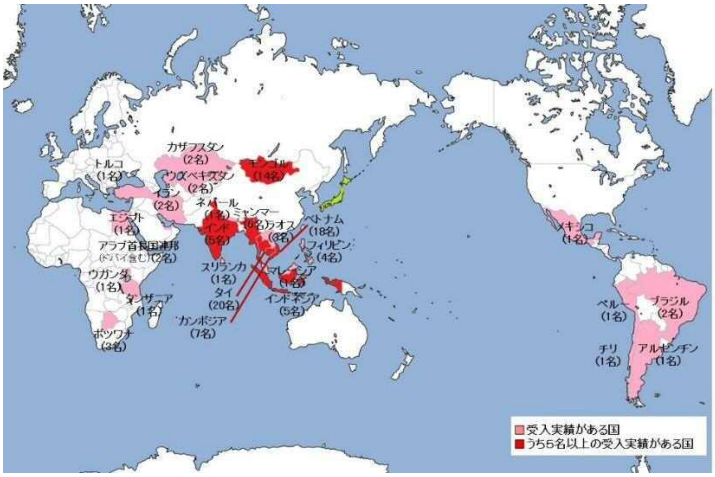

金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数の推移

第22章　その他の課題

第１節　新たな課題に関する国際的な動き

Ⅰ　サイバーセキュリティ

１．Ｇ７

Ｇ７は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年６月にＧ７サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、Ｇ７各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を策定し、公表した。翌年2017年10月には、「基礎的な要素」に示されたプラクティスの適切な実施・評価を行うという点に焦点をあてた「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関する基礎的要素」を策定し、公表。

現在、エキスパートグループでは、サードパーティリスク（金融機関の顧客等第三者との関係で生じるサイバーリスク）、他の分野（エネルギー・通信）との協調などについての議論が行われている。

２．Ｇ２０

ドイツ議長下において、サイバーセキュリティの重要性に鑑み、2017年３月のＧ２０財務大臣・中央銀行総裁会合において、ＦＳＢに対し、2017年10月までに、公表されている既存のサイバーセキュリティ関連法令や監督上の取組み等のストックテイクを行うことを要求。

ＦＳＢは、ストックテイク作業（各国に対するサーベイ）として、ＦＳＢメンバー25カ国、９つの国際機関及びＧ７サイバーエキスパートグループから、金融市場インフラ、取引所、銀行、保険、ブローカーディーラー、資産運用会社及び年金基金等に関するサイバーセキュリティ関連の規制・監督上の取組みの公表情報を収集し、ストックテイク報告書としてまとめ、Ｇ２０へ提出した後、2017年10月13日に公表した。

アルゼンチン議長下では、ＦＳＢにおいて、当局間の情報共有等を目的に、サイバーセキュリティ用語集とユースケースを取り纏め、2018年７月２日市中協議文書を公表した。

３．ＩＯＳＣＯ

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年４月に「証券市場におけるサイバ

ーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマンデートとする、組織の設置が提言された。かかる提言を踏まえ、2017 年 10 月のＩＯＳＣＯ代表理事会において、新たにサイバーリスクに係る検討を行うタスクフォースの設置が決議された。

４．ＣＰＭＩ－ＩＯＳＣＯ

2014 年、ＣＰＭＩとＩＯＳＣＯは、清算機関等の金融市場インフラ（ＦＭＩ）に対するサイバー強靭性のガイダンスを策定することを主なマンデートとするサイバーセキュリティに関する作業部会（ＷＧＣＲ）を設置し、2016 年６月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むＦＭＩ原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理項目等を示している。現在、ＷＧＣＲは、本ガイダンスの普及・啓蒙とＦＭＩにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたグッドプラクティスの共有に関する取組みを行っている。

Ⅱ　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。

2017 年末、金融とSDGsとの関係や、SDGs推進に向けて金融庁が果たすべき役割を検討するため、庁内に部局横断的な「SDGs取組戦略ＰＴ」を設置した。2018 年初めより、有識者やSDGs/ＥＳＧに積極的な取組みを行う事業会社・金融機関等にヒアリングを実施した。

SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として対応を促すことも必要である。金融庁としては、SDGsを推進する上で、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。

ＰＴでは、こうした考え方や、金融庁がこれまで取り組んできた施策をSDGsという新たな視点から整理し、政府のSDGs推進本部幹事会や、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省ＥＳＧ金融懇談会等の場で説明・公表し、SDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、ＴＣＦＤによる提言の普及・浸透に向け、我が国

企業の取組みを促しており、庁内で説明会を主催したり企業向けの講演を行ったりする等、様々な機会を通じて積極的に働きかけてきた。

このほか、サステナブルファイナンスにかかる中央銀行・金融監督当局間の国際的なネットワークの構築が進みつつある中、2018 年５月に持続可能な保険フォーラム（Sustainable Insurance Forum)、2018 年６月に気候変動リスクにかかる金融監督上の対応を検討する国際ネットワーク（ＮＧＦＳ：Network for Greening the Financial System）のメンバーに加わり、積極的に議論に参画した。

Ⅲ　金融包摂

2009 年のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20 金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20 金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010 年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（ＧＰＦＩ：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014 年には金融包摂のための行動計画（ＦＩＡＰ：Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、３年毎に改訂)、2017 年には、強制移住者、デジタル金融、持続可能な開発目標といった新たなテーマを盛り込み改訂された。2018 年２月、及び７月にG20 議長国であるアルゼンチンが開催したＧＰＦＩ会合においては、翌年のG20 議長国である日本は、同会合の共同議長として積極的に議論に参画した。

第２節　米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を３つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連）。2017 年８月、同報告書（銀行関連）に基づき、米国通貨監督庁（ＯＣＣ）が「ボルカールール」について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で域外適用の撤廃、更なる規制の緩和・明確化等を要望するレターを同年９月に発出した。

また、日米両国間に存在する強固な経済的な絆の深化に向けた取組みとして、2017 年４月、日米経済対話が立ち上げられた。同年 10 月に第２回日米経済対話が実施され、共同プレス・リリースにおいて、金融規制の在り方に関して日米で認識が共有されたことが盛り込まれた。

第３節　英国のＥＵ離脱（Ｂｒｅｘｉｔ）

英国・ＥＵ間の離脱交渉は、移行措置等について一定の進捗が見られたものの、依然として先行きが不透明な状況が続いている。日本政府は、「英国のＥＵ離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉えて英国・欧州当局に働きかけを行った。

資料編

資料１－１－１

金融庁の組織（平成29年度）

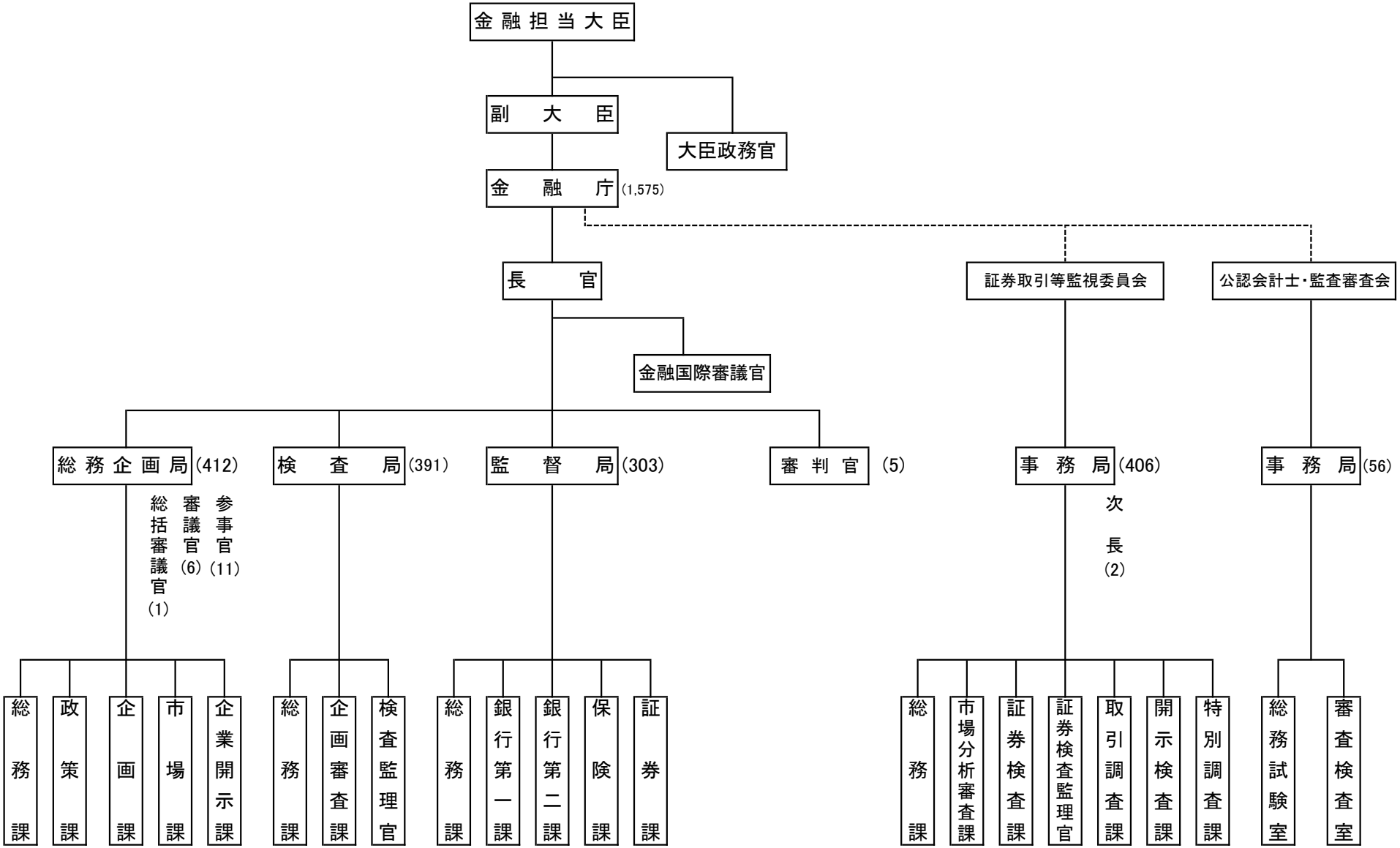

※ 数字は、平成29年度末定員。
※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士監査・審査会事務局長は充て職。

資料１－１－２

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

（特命担当大臣）

第九条　内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

２　特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条　第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（所掌事務）

第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五　（略）

二十六　金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十　（略）

２　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

３　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二　（略）

六十　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二　（略）

資料1－1－3

金融庁の各局等の所掌事務（平成29年7月）

部局	課室等	所掌事務
総務企画局		金融庁の総合的な調整、金融制度に関する企画・立案
	総務課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案　等
	国際連携・協力室	国際的な経済連携・協力に関する事務　等
	政策課	総合調整、金融庁の基本的・総合的な政策の策定、税制に関する調整、国会、法令審査、政策評価、広報、情報公開、財務局との連絡調整、行政訴訟　等
	金融サービス利用者相談室	金融サービス利用者からの相談等への対応
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進　等
	資産運用支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案　等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上に必要な制度等の企画・立案　等
	企画課	金融制度の企画・立案の総括、基本的・共通的事項の企画・立案　等
	調査室	経済金融情勢に関する調査　等
	信用機構企画室	預金保険制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険制度に関する企画・立案　等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案　等
	企業開示課	企業内容等に係る開示制度及び公認会計士制度の企画・立案、企業会計基準及び監査基準の設定　等
検査局		民間金融機関等の検査
	総務課	検査局の総括、金融検査の実施　等
	リスク管理検査室	リスク管理に係る重要な金融検査の実施　等
	情報・分析室	金融検査の実施に必要な情報の収集及び分析
	企画審査課	金融検査の方針・実施計画の作成、金融検査の基準の策定、検査報告書の審査、金融検査の結果の通知　等
	検査監理官	重要な金融検査の実施　等
監督局		民間金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括　等
	監督調査室	監督上の調査　等
	国際監督室	国際的な監督事務に関する企画・立案　等
	協同組織金融室	信金、信組、労金、農水系統金融機関等の監督　等
	信用機構対応室	預金保険法の運用、金融危機対応　等
	金融会社室	ノンバンクの監督　等
	銀行第一課	主要行、新たな形態の銀行、外国銀行支店、信託会社等の監督　等
	銀行第二課	地銀、第二地銀の監督　等
	保険課	保険会社等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	損害保険会社、少額短期保険業者の監督　等
	証券課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資運用業者、投資助言・代理業者等の監督　等
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査　等
	総務課	事務局の総合調整　等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	日常的な市場監視、情報の収集・分析　等
	証券検査課	金融商品取引業者等の検査に係る検査方針・実施計画の策定、証券検査の実施、検査結果に対する審査　等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施　等
	取引調査課	不公正事案の調査　等
	開示検査課	開示事案の検査　等
	特別調査課	犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

資料１－２－１

平成30年7月10日

金　融　庁

金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

＜組織再編の内容＞

○ 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。
（総務企画局、検査局の廃止）

○ 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。
（総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設）

○ 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。
（企画市場局の新設）

○ 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。（監督局）

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

（別紙） 組織再編後の金融庁の組織

（以上）

資料１－２－２

金融庁の組織（平成30年度）

組織再編後

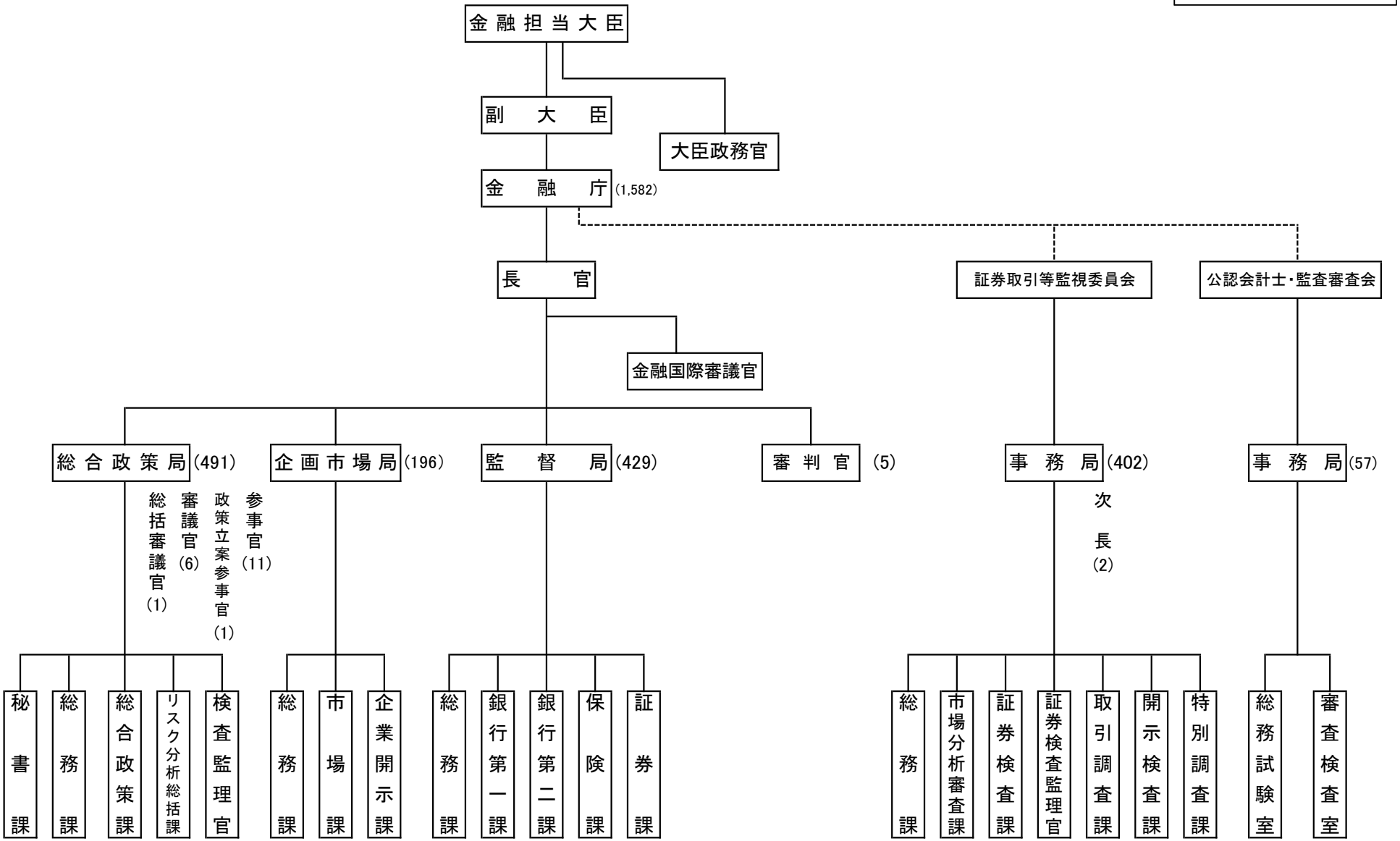

※ 数字は、平成30年度末定員。
※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

資料１－２－３

金融庁の各局等の所掌事務(平成30年７月)

部局	課室等	所 掌 事 務
総合政策局		総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
	秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営　等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生　等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理　等
	総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務　等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案　等
	総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究　等
	資産形成支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案　等
	金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供　等
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進　等
	リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査　等
	情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
	リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
	検査監理官	重要な検査の実施　等
企画市場局		国内金融に関する制度の企画・立案　等
	総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案　等
	フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案　等
	信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案　等
	保険企画室	保険に関する制度の企画・立案　等
	調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査　等
	市 場 課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案　等
	企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分　等
監 督 局		金融機関等の監督
	総 務 課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括　等
	監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査　等
	国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進　等
	金融会社室	貸金業を営む者、仮想通貨交換業者等の監督　等
	信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
	銀行第一課	銀行業を営む者等の監督　等
	銀行第二課	銀行業を営む者（一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等）の監督　等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進　等
	協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督　等
	保 険 課	保険業を行う者等の監督　等
	損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者（損害保険会社、少額短期保険業者等）の監督　等
	証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
	資産運用室	投資助言・代理業者、投資運用業者、適格機関投資家等特例業者等の監督　等
審 判 官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会　事務局		市場分析審査、証券検査、不公正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査　等
	総務課	事務局の総合調整　等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査　等
	証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め　等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施　等
	取引調査課	金融商品取引法に基づく不公正事案の調査　等
	開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査　等
	特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会　事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査　等
	総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施　等
	審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

平成28事務年度　金融レポート

主なポイント

平成29年10月

金融庁

Ⅰ．金融システムの健全性確保と金融仲介機能の発揮

世界経済・金融市場動向

- 民間非金融部門に対する与信の伸びは経済成長を上回るペースで拡大
- 金融規制強化等により、先進国の銀行セクターの規模は縮小する一方、ノンバンクの規模は拡大
- 多くのリスク性資産の価格が上昇を続けており、また、金融市場のボラティリティは歴史的にも低い水準
- 世界経済は回復基調だが、今後の金利状況の変化等が経済・市場に与える影響について注視する必要

GDPと民間非金融部門与信の関係

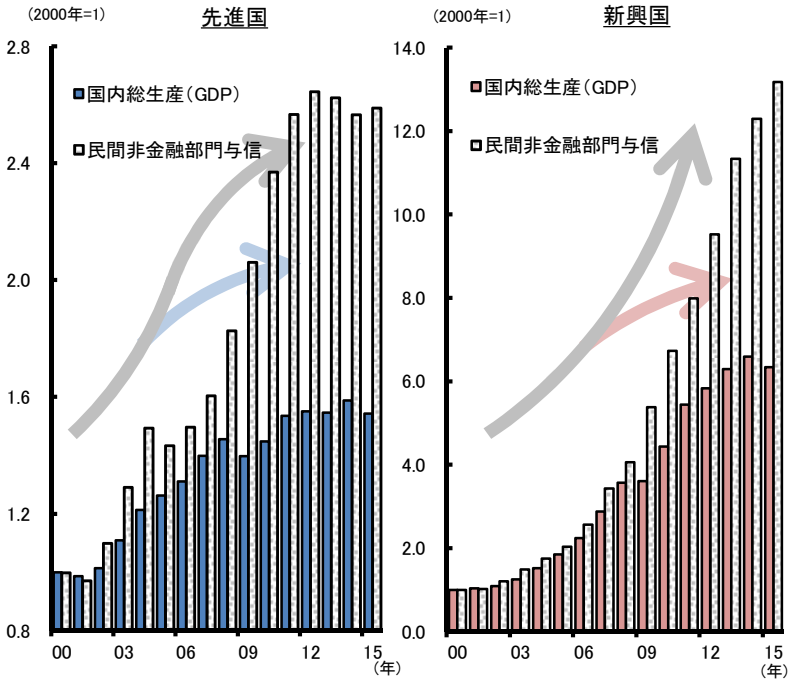

(注1)先進国は、日、米、英、ドイツ、フランス。新興国は、ブラジル、ロシア、中国、インド。
(注2)GDPは、各国の名目GDPをドル建換算し、合計したもの。
(資料)国際連合、BISより、金融庁作成。

先進国の銀行セクターとノンバンクの資産規模

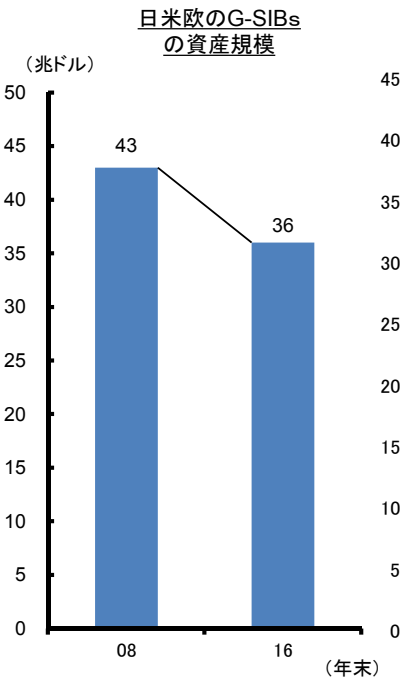

(注)日本は、年度末の計数。
日本以外の国は、その年の12月末の計数。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

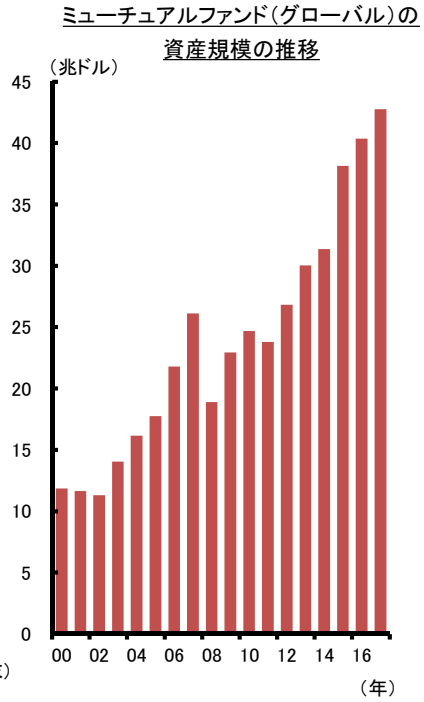

(注)2015年にデータ定義変更。
(資料)Investment Company Institutionより、
金融庁作成。

ハイイールド債価格の推移

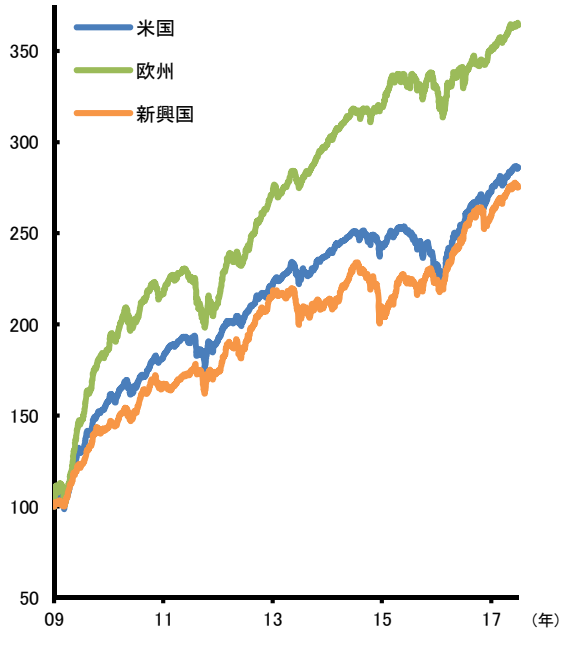

(注1) Bloomberg算出のハイイールド債インデックス。
(注2)2009年1月を100として指数化。
(資料)Bloombergより、金融庁作成。

我が国の預金取扱金融機関の現状

- 預金取扱金融機関の不良債権比率は、歴史的にも国際的にも低い水準
- 収益の主体である国内資金利益は、貸出利鞘の縮小から減少が継続。持続可能なビジネスモデルの構築が課題
- 円金利リスク量は、地域金融機関で拡大傾向。自己資本対比で地域銀行は主要行等の約3倍、信用金庫・信用組合は約4倍
- 世界的な経済・市場の動向に不確実性がある中、金利リスク等の適切な管理が重要

不良債権比率の推移

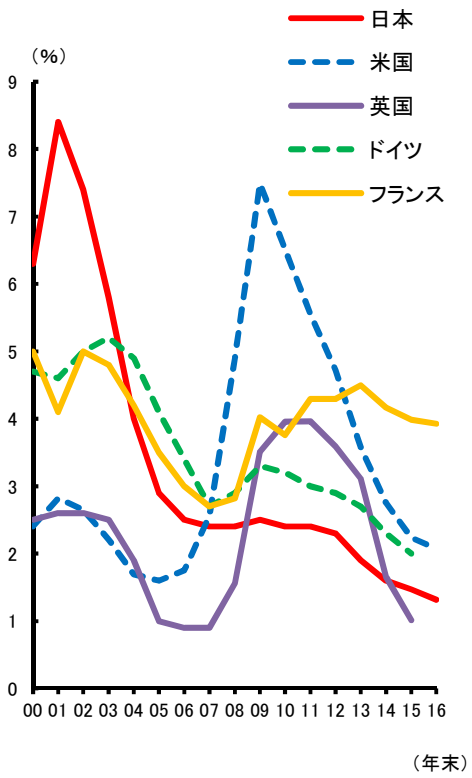

（注）日本は、年度末の計数。
　　日本以外の国は、その年の12月末の計数。
（資料）CEICより、金融庁作成。

資金利益（株式除く）の増減要因

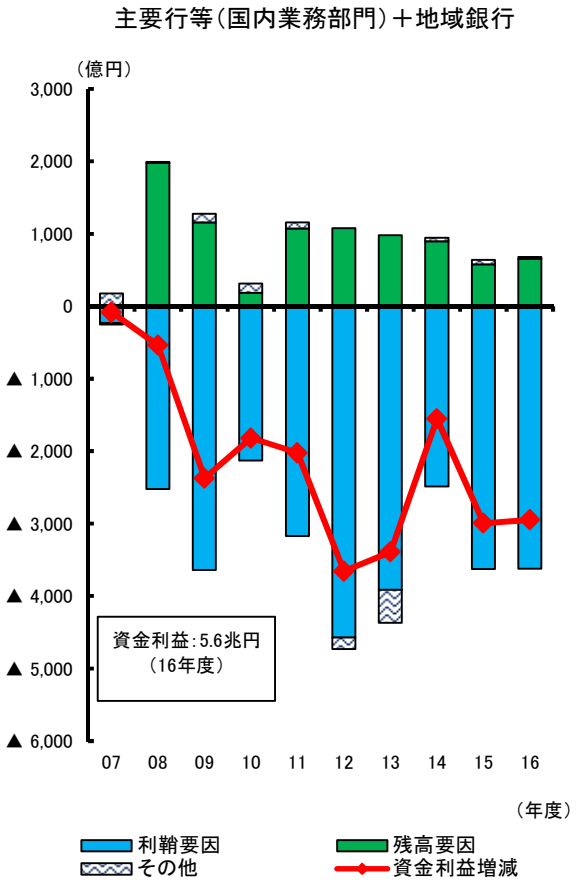

（資料）金融庁

円金利リスク量の推移

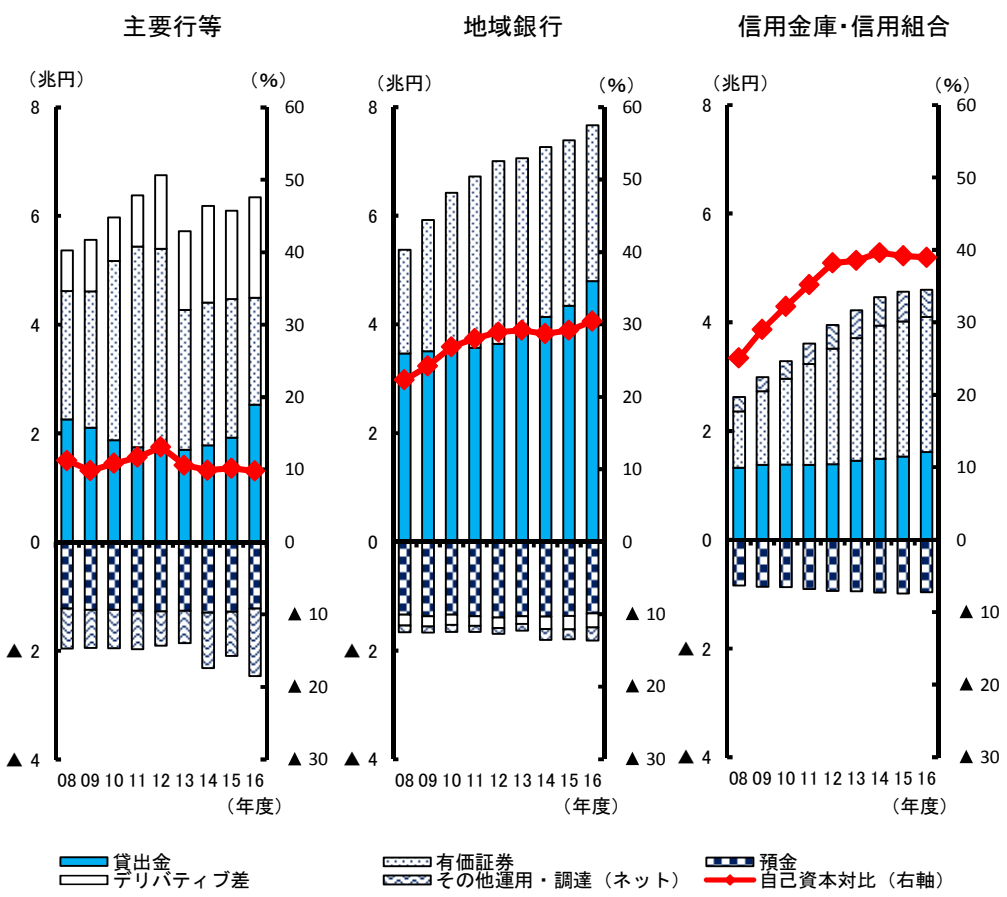

（注）円金利リスク量は、金利がパラレルシフトで1%ポイント上昇した場合の現在価値の変化。
（資料）金融庁

3メガバンクグループ

- 3メガバンクグループの自己資本・収益は安定的に推移しているが、海外業務の急拡大に伴い、世界経済・市場環境の変化に対する機動的な資産管理や安定的な外貨調達の確保が課題。国内においても、低金利環境の継続を前提とした貸出が拡大しており、規律ある審査や期中管理が必要
- グループ連携ビジネス（銀行、信託、証券等）の拡大により、利益相反管理や優越的地位の濫用防止の重要性が増加。持株会社の適切な関与の下、顧客本位の業務運営が浸透することが重要
- テクノロジーの進化等金融を取り巻く環境への対応を遅れることなく実行できる質の高いガバナンスの構築が重要
- 政策保有株式の保有比率は、依然として欧米と比べ高い。株価変動リスクの軽減が引き続き重要な課題

3メガバンクの海外貸出金と海外収益比率の推移

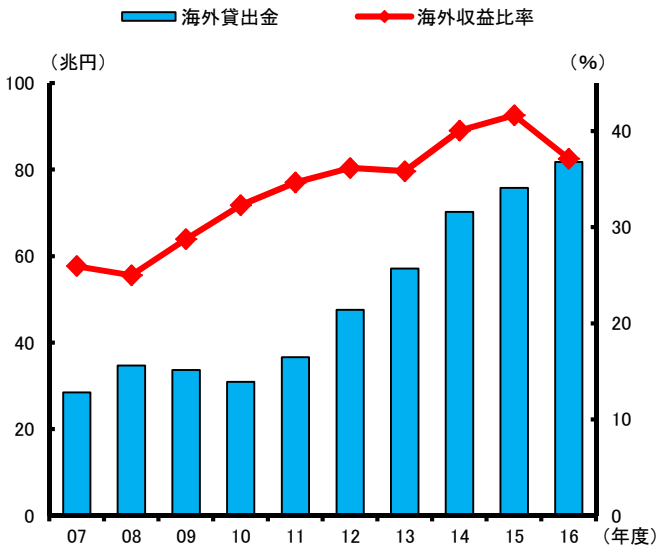

（注）海外貸出金は、国際業務部門の貸出金（平残）。
　　海外収益比率は、業務粗利益全体に占める国際業務部門の割合。
（資料）各社公表資料に基づき、金融庁作成。

ドル調達コストの推移

（注）ドル調達コストは、短期（3ヶ月）の為替スワップによる円投ドル転コスト。
（資料）Bloombergより、金融庁作成。

3メガバンクグループと欧米主要銀行の株式保有比率の比較

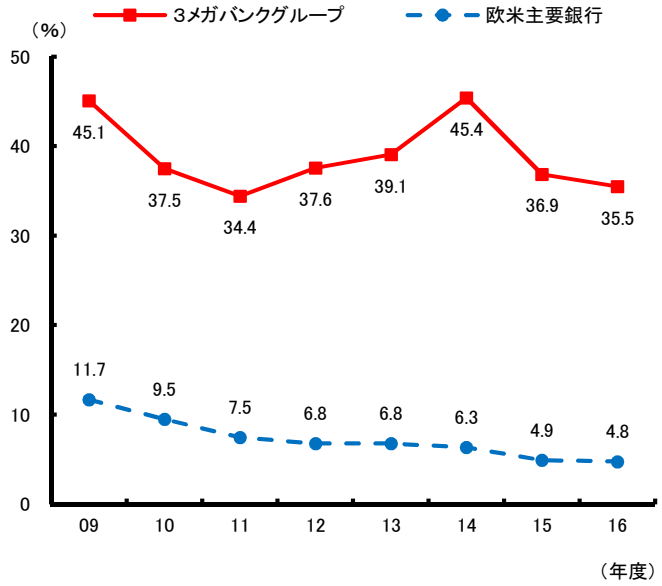

（注）株式保有比率：株式保有残高（時価）÷ Tier1（各期末時点）。
　　上記欧米主要銀行は、G-SIBsから、中国の4行と3メガバンクグループを除いた23行。
（資料）各社公表資料等に基づき、金融庁作成。

地域金融機関（1/2）

- 現状、地域銀行のバランスシートの健全性に問題はないが、貸出利鞘の縮小により、本業利益（貸出・手数料ビジネス）がマイナスとなる銀行が年々増加
- ハイリスクな有価証券運用、不動産融資（アパート・マンションローンを含む）の拡大等により、足下の利益を確保する動き
- ビジネスモデルの持続可能性に懸念のある地域金融機関が増える一方、経営改革に取り組む先も徐々に増加

顧客向けサービス業務の利益率とその増減幅（2016年３月～2017年３月）

2017年３月期の本業利益は、ほとんどの地域銀行で減少しており、過半数の銀行でマイナス

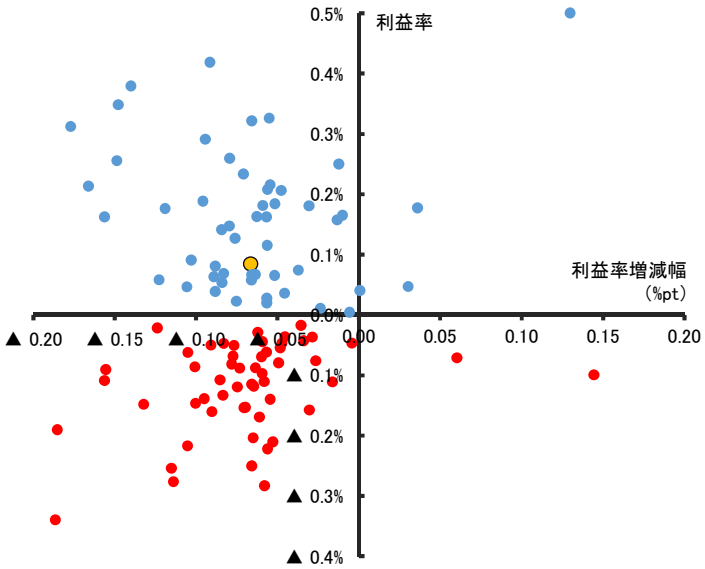

（注1）● は地域銀行106行の平均値
（注2）顧客向けサービス業務の利益率
＝（貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費）／ 預金（平残）
（資料）金融庁

金利リスク量と有価証券運用依存度の状況（2017年３月）

本業利益がマイナスとなっている地域銀行の多くは有価証券運用への依存を高め、金利リスク量も増加

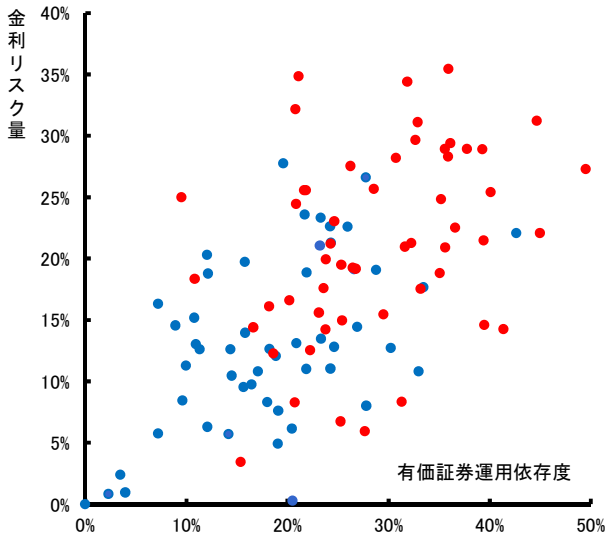

赤点：顧客向けサービス業務の利益率（2017年３月）がマイナスの銀行
青点：顧客向けサービス業務の利益率（2017年３月）がプラスの銀行
（注）有価証券運用依存度＝有価証券利息配当金／（業務粗利益－債券5勘定尻）
金利リスク量＝（円債・外債100BPV）／自己資本
（資料）金融庁

法人向け貸出増加額（前年比）の業種別内訳の推移

法人向け貸出残高の増加分の多くは、不動産業やアパート・マンション向け融資

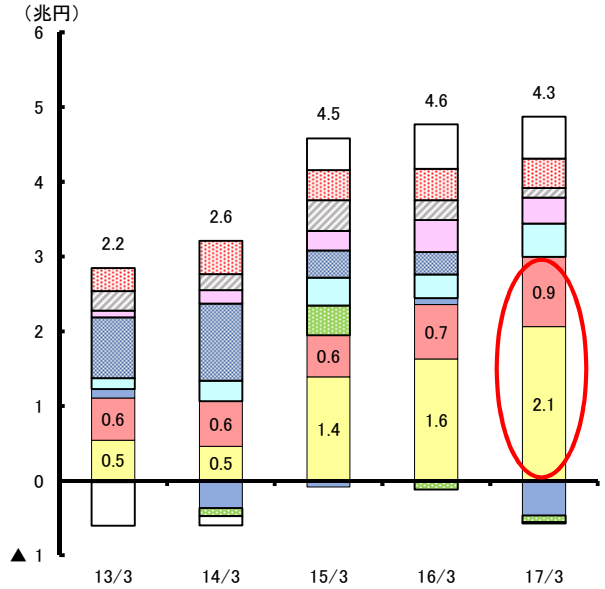

（資料）金融庁

地域金融機関（2/2）

■ 企業アンケート調査（回答数8,901社）によれば、

- ➢ 銀行は総じて、格付けが低い企業への取組みが不十分
  - ✓ 銀行による企業への訪問は、債務者区分が下位になるほど減少
  - ✓ 担保・保証がないと融資に応じてくれないとする企業は、全体の4割（要注意先以下で5割強、正常先上位でも2割強）
  - ✓ 過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち特段支援を受けていない先は、全体の約3割（要注意先以下で約4割）
- ➢ 貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行は、経営上の課題や悩みの把握、提供するサービスの効果の双方において、利回り低下幅の大きい銀行よりも顧客企業から比較的高い評価を得ている
- ➢ 政府系金融機関との取引を選択した理由のトップは、借入れ条件の良さ

メインバンクによる取組みの評価

項目	全回答	正常先上位	正常先下位	要注意先以下
「メインバンクの訪問があまりない、全く訪問がない」割合	18%	9%	16%	**29%**
「メインバンクが担保・保証がないと融資に応じてくれない」割合	**40%**	**23%**	39%	**54%**
過去1年以内に資金繰りに困った企業のうち「メインバンクから特段支援を受けていない」割合	**31%**	18%	26%	**37%**

（資料）金融庁

政府系金融機関との取引を選択した理由

理由	回答率
1．民間金融機関も支援してくれたが、政府系金融機関の方が借入れ条件が良かったから	**59%**
2．借入先の多様化を図りたいから	42%
3．政府系金融機関の方が民間金融機関よりも職員の専門性が高いと感じたから	9%

理由	回答率
4．民間金融機関に勧められたから	8%
5．民間金融機関では支援してくれなかったから	**7%**
6．政府系金融機関の方が民間金融機関よりも営業熱心だったから	7%

（資料）金融庁

貸出金利回りの低下幅が緩やかな銀行30行の特徴（2013年3月～2017年3月）

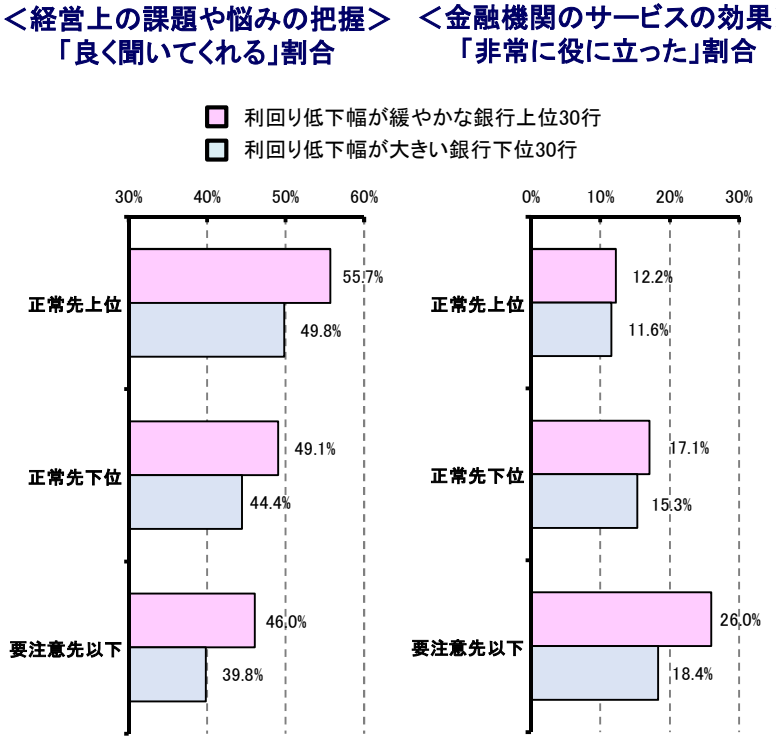

（資料）金融庁

アパート・マンションローンと銀行カードローンの増加

- アパート・マンションローン（個人による貸家業向け貸出）は、借り手の相続税対策等を目的に、特に地域銀行で増加傾向。築年数の経過とともにアパート収支のみで返済資金を賄えない借り手が増える傾向。金融機関は、金利上昇や空室・賃料低下等のリスクを適切に評価し、借り手に分かりやすく伝える必要
- 銀行カードローンについては、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判。現在、各銀行において、全国銀行協会の「申し合わせ」を踏まえた対応を行っているが、金融庁は、貸金業法における多重債務発生抑制の趣旨等を踏まえ、業務運営の適正化をスピード感を持って推進する。このため、検査を通じて業務運営の詳細な実態把握を行うとともに、「カードローンホットライン」を開設し、利用者から直接情報収集する

不動産業向け貸出金増加額（前年同期比）の内訳の推移

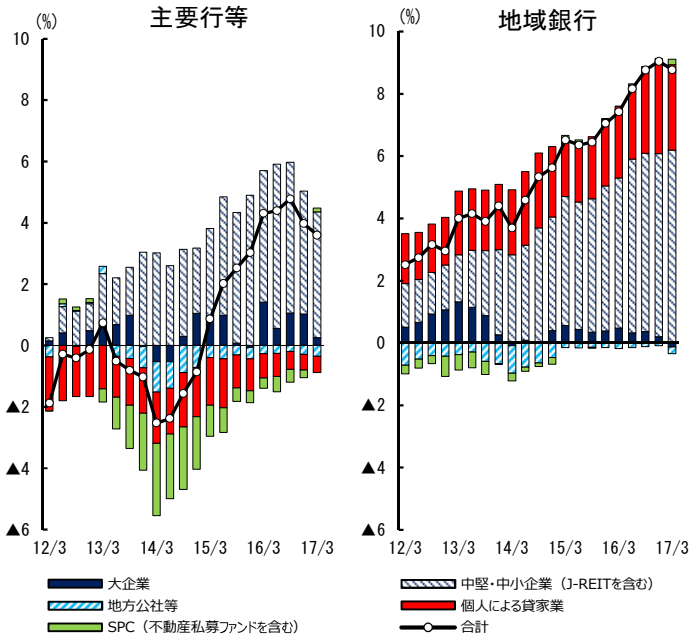

（資料）日本銀行より、金融庁作成。

アパート・マンションローンの経過年数と空室率

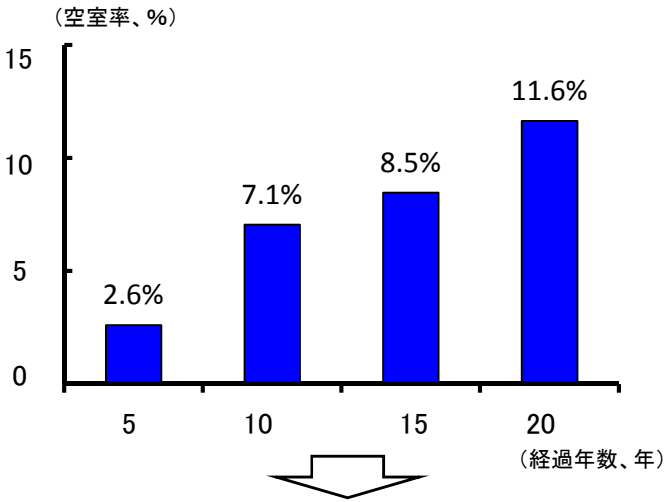

築年数の経過とともに、アパート収支の赤字が増える傾向

（注）地域銀行のアパート・マンションローンのサンプル調査。
（資料）金融庁

銀行カードローン等貸付残高の推移

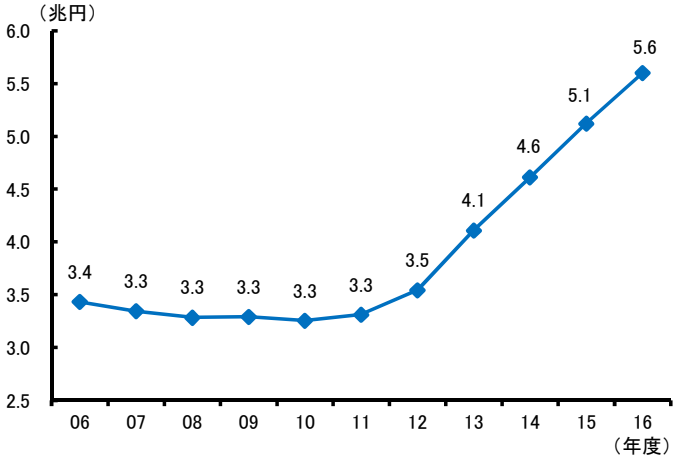

（注）「カードローン等」は、カードローン（当座貸越方式）、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。
（資料）日本銀行より、金融庁作成。

Ⅱ．活力ある資本市場と安定的な資産形成の実現、市場の公正性・透明性の確保

顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（1/2）

■ 我が国の家計金融資産の伸びは、米国に比べはるかに低い（過去20年間の増加率は、我が国の1.54倍に対し米国は3.32倍）

✓ 米国と我が国では、家計金融資産の構成比に大きな差（米国は金融資産の46.2%が株式・投資信託、我が国は51.7%が現預金）

✓ 米国家計もかつては今の我が国の家計と同程度しか株式・投資信託を保有していなかったが、401(k)やIRAの普及が資産の分散を後押し　（注）401(k)は企業型確定拠出年金、IRAは個人向け確定拠出年金

■ 我が国においても、家計の安定的な資産形成に向け、長期・積立・分散投資の普及・定着を促していく必要

家計金融資産の日米比較

		日本	米国
残高	2016年（A）	1,815兆円	8,821兆円
	1995年（B）	1,182兆円	2,343兆円
	増加率（A/B）	1.54倍	3.32倍
運用リターンによる残高の増加率（1995年比）		1.20倍	2.45倍
現預金の割合		51.7%	13.7%
株・投資信託の割合（うち年金・保険等を通じた間接保有分）		18.6%（3.7%）	46.2%（16.1%）
家計所得のうちの勤労所得と財産所得の比（2015年）		8：1	3：1

（注1）特に記載のない部分につき、数値は2016年末時点。
（注2）右の為替レートを使用（1995年末 1ドル=102.9円、2016年末 1ドル=116.9円）。
（注3）米国の残高増加率は、ドル建の数値で算出。
（注4）勤労所得は賃金・俸給（個人事業主が受け取る報酬は含まない）。
財産所得は金融資産による所得（利子・配当・その他の投資所得）＋不動産賃貸料（金融資産や不動産の譲渡益・含み益は含まない）。
（資料）日本銀行、FRB、Bureau of Economic Analysis、内閣府より、金融庁作成。

米国家計金融資産の株式・投資信託の保有割合の推移

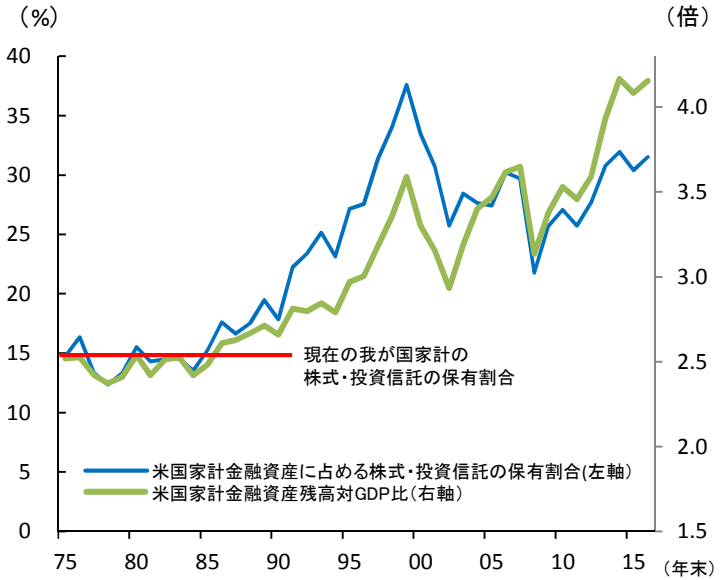

（注）株式・投資信託の保有割合は、年金・保険等による間接保有分を除いた直接保有分の割合。
（資料）FRB、Bureau of Economic Analysisより、金融庁作成。

我が国の企業型DCと米国401(k)の資産配分の比較

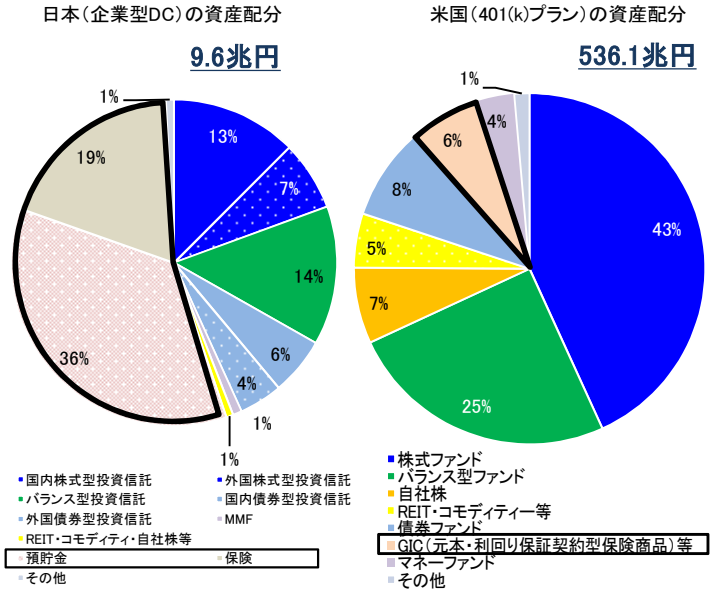

（注1）□は元本確保型商品。
（注2）日本の資産配分の割合及び運用資産額は2016年3月末の数値。
（注3）米国の資産配分の割合は2014年末の数値、
運用資産額は2015年末の数値（1ドル＝120.6円にて換算）。
（資料）ICI/EBRI database、運営管理機関連絡協議会等より、金融庁作成。

顧客本位の業務運営の確立・定着等を通じた家計の安定的な資産形成（2/2）

■ 我が国の投資信託の販売実態等を見ると、引き続き以下の傾向が見られる

①米国と比べ、リスクに見合うリターンをあげていない投資信託が多い

②パフォーマンスの良いアクティブ運用投資信託が少ない

③テーマ型投資信託が多い（売買のタイミングを適切に見極めることは困難）　④回転売買が多い

⑤高い販売手数料や信託報酬の投資信託が多い　⑥販売会社と系列の運用会社の間の結びつきが強い

■ 顧客本位の業務運営に真剣に取り組む金融機関が見られるほか、つみたてNISAの対象商品として、手数料が低く長期の資産形成を指向する投資信託が増えるなど、新たな動きも見られる

日米の投資信託の純資産総額上位100銘柄（設定後5年超）のリスク・リターン分布

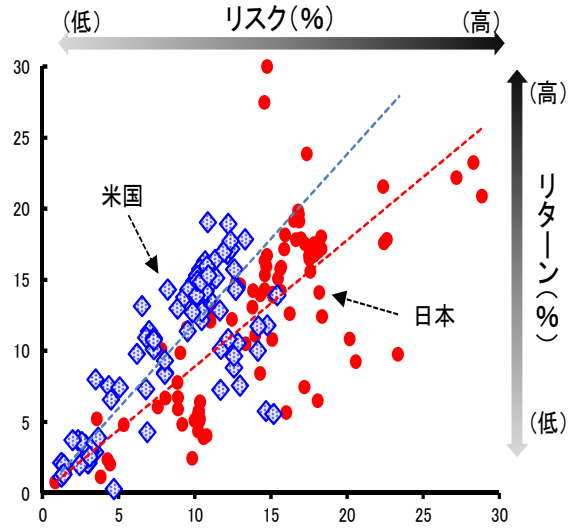

（注1）日米とも、2017年5月末の純資産総額上位100銘柄（設定後5年超）。
（注2）日本は、ETF、DC専用、ラップ・SMA専用を除く公募株式投資信託。
　　米国は、ETF、DC専用、MMFを除く公募投資信託。
（注3）リスクは、5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）。
　　リターンは、5年間のトータルリターン（年率換算）。
（注4）図の点線は近似曲線。
（資料）Bloombergより、金融庁作成。

アクティブ運用投資信託の信託報酬とリターン

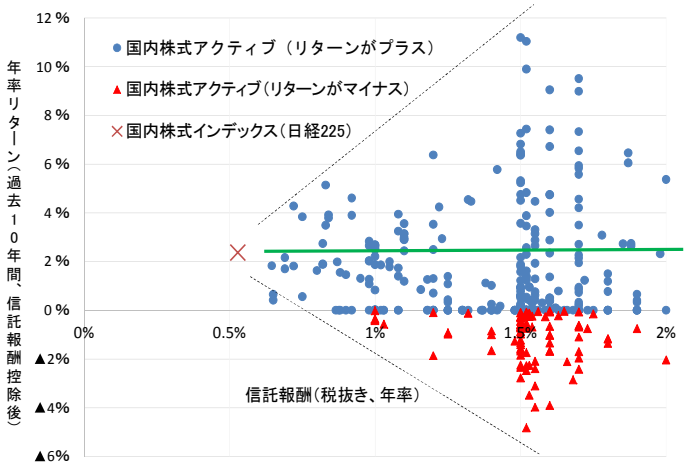

国内株式アクティブ運用投資信託全体のうち、
71%が日経225参照インデックス運用投資信託のリターンを下回る。

（注1）10年以上存続している国内株式へ投資するアクティブ運用投資信託（DC専用を除く281本）について調査。
（注2）信託報酬には、ファンドオブファンズの場合、投資先ファンドの信託報酬を含む。
（注3）緑線は、国内株式インデックス（日経225）の年率リターンを示す。
（資料）QUICK、Bloomberg（2016年11月末時点）より、金融庁作成。

投資信託販売額に占める株式投資信託の割合と日経平均株価の推移

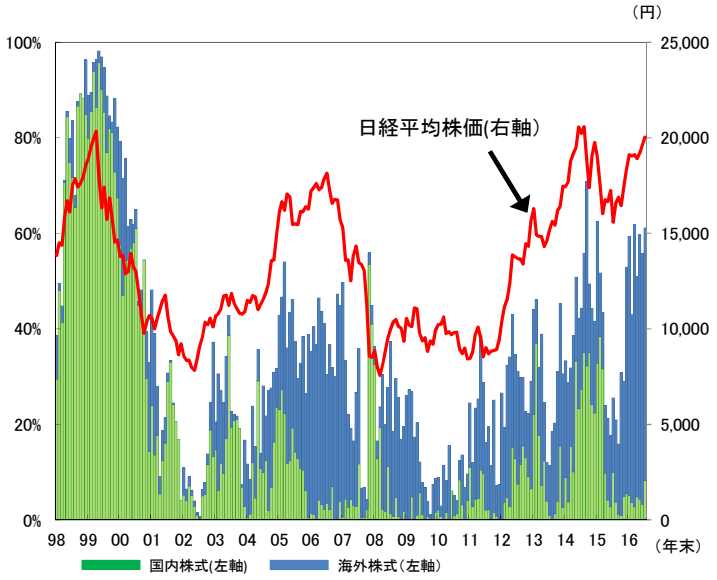

（注）資金純増上位50ファンドが対象（期間：1998年12月から2017年6月まで）。
（資料）投資信託協会等より、金融庁作成。

機関投資家による投資先企業との建設的な対話の促進とそれを通じた企業価値の向上

- スチュワードシップ・コードの改訂を受け、国内大手の機関投資家には、個別の投資先企業ごとに議決権行使結果を公表するなどの動き
- 今後、企業が、内部留保を溜め込むのではなく、資本コストを意識して果断に経営判断を行っていけるよう、機関投資家と経営者との建設的な対話を通じ、資本効率向上に向けた経営戦略の策定や、CEO・取締役会の資質向上などを促していく必要

金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

- 我が国の証券市場における不公正取引（インサイダー取引、相場操縦等）、上場企業による開示の問題は、従来よりも増加
- 金融取引のグローバル化、IT技術の進展等に伴い市場構造が変化する中、市場環境のマクロ的視点での分析等によるフォワードルッキングな市場監視や根本原因の究明・指摘等に注力していくとともに、市場監視システムの高度化と調査・検査手法の見直しを進めていく必要

企業の情報開示、会計基準、会計監査の質の向上

- 国民の安定的な資産形成や証券市場の活性化を実現していくためには、投資判断に必要な情報が、十分かつ適時・公平に、分かりやすく開示される必要。このため、フェア・ディスクロージャー・ルールを導入するとともに、上場企業の情報開示のあり方についての検討に着手
- 同時に、財務諸表が企業活動を適正に反映するよう、会計基準の質の向上や、監査法人のガバナンス・コードの策定など適正な会計監査の確保に向けた取組みを実施

Ⅲ. その他の金融行政の重点施策　　1. IT技術の進展等への対応

フィンテックへの対応

■ フィンテックの進展等により、金融ビジネスがBtoC型からCtoB型のビジネスモデルに移行する可能性がある中、利用者保護等を確保しつつ、金融サービスのイノベーションを促し、利用者利便等の向上につなげるための環境整備を図る必要

■ フィンテックの進展に対応して、以下の取組みを実施

- ✓ 銀行法を改正し、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーションを推進するための環境を整備
- ✓ IT分野の技術革新の実用化等を促進するため、フィンテック企業に対する支援体制を整備
- ✓ 企業の財務・決済プロセスの効率化をはじめとする決済高度化を推進
- ✓ 海外当局との間におけるフィンテックに係る協力枠組みの構築等の国際的なネットワークを強化

サイバーセキュリティの強化

■ 幅広い業態の実態把握を行うとともに、金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習をはじめて実施

- ✓ これらの結果は、業界全体にも還元し、インシデント対応能力の向上を促進

株式等の取引の高速化への対応

■ 高速取引を行う者に対して登録制を導入し、体制整備・リスク管理、当局への情報提供などの枠組みを整備

- ✓ 今後、その円滑な実施を通じ、高速取引の実態等の把握に努め、市場の公正性・透明性・安定性の確保を図る必要

2. 国際的な課題への対応

金融規制・監督のあり方についての国際的な提言

- 経済の持続的成長と金融システムの安定の両立や規制の影響評価の必要性等について問題提起
  規制の影響評価については国際的な取組みが開始
- 「国際的な議論の重点を規制から監督に移すべき」「金融仲介の質の向上につながる監督のあり方を模索すべき」等の問題提起を続けている

IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

- 2017年４月、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が事務局を東京に開設し、IFIAR総会を開催
- 2016年12月、事務局支援や、国内の監査品質に関する意識向上を通じたグローバルな監査品質向上を目的とする日本IFIARネットワーク(注)を設立
  (注)国内における監査のステークホルダーにより構成
- 本件はグローバルな金融行政の課題への積極的な関与のモデルケース

国際的なネットワーク・協力の強化

- 海外当局とフィンテックに関する連携強化や監督上の協力促進について合意
- 「グローバル金融連携センター(GLOPAC)」で新興国当局職員(25の国・地域から累計88名)を受け入れ、研修プログラムを提供。過去に受け入れた職員とのネットワークを維持・強化

IFIAR事務局開設とIFIAR年次総会（2017年4月　東京）

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

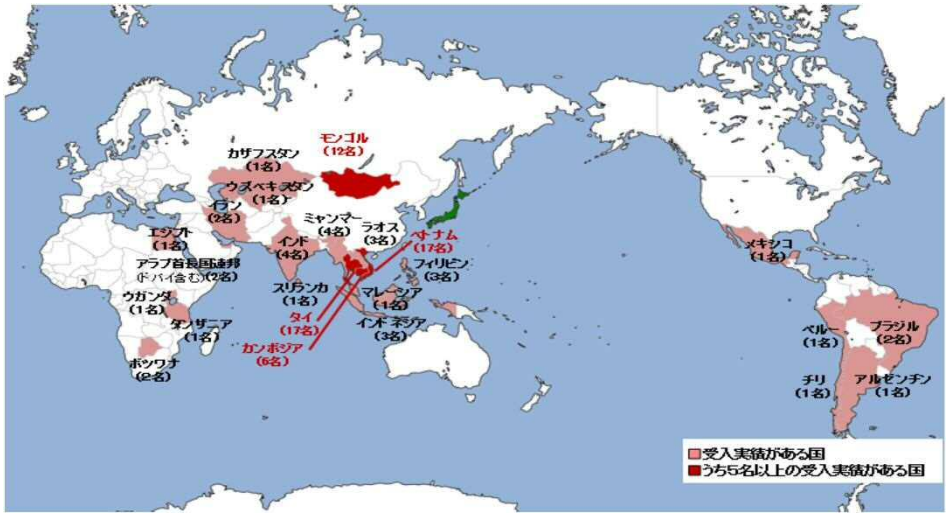

Ⅳ. 金融当局・金融行政運営の変革

検査・監督のあり方の見直し

■ 金融モニタリング有識者会議が2017年３月に報告書「検査・監督改革の方向と課題」を公表。形式より実質を重視した新しい検査・監督の方向や、それを実現するための具体的な課題について提言

■ 今後、報告書を踏まえ、新しい検査・監督の考え方や進め方等について整理していくとともに、幅広い関係者との議論・対話を進め、具体的な施策を検討していく

金融庁のガバナンスの改善

■ 金融庁自体を環境変化に応じて不断に自己改革していくことのできる組織にしていくため、以下の施策を実施

（1） 外部の意見が継続的かつ的確に金融行政に反映される意思決定

✓ 中立的な外部専門家を通じて金融行政への意見等を伺う枠組み（金融行政モニター制度）の活用、外部有識者の積極的な活用（各種有識者会議を開催）等を推進

（2） 人材育成等の人事政策の見直し

✓ 各職階に求められる能力やポストに必要とされるスキルの明確化に向けた検討を開始

（3） 組織の見直し

✓ ①金融行政の戦略立案機能の強化、②金融行政の専門性の向上、③市場行政を含めた企画能力とフィンテック対応の強化、④各業態毎の検査（オン）・監督（オフ）の一体化、の4つの観点から組織を見直し

平成29事務年度　金融行政方針

概要

平成29年11月

金融庁

Ⅰ．金融行政運営の基本方針

金融庁は、平成27事務年度より、金融行政が何を目指し、いかなる方針で行政を行っていくかについて「金融行政方針」として明確化し公表。その進捗や実績を年次で評価し、現状分析や問題提起とあわせ「金融レポート」として公表

➡ 翌事務年度の「金融行政方針」に反映　～PDCAの実施～

■ 金融庁では、金融行政の目標を下記の通り明確化

企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による**国民の厚生の増大**

金融システムの安定／金融仲介機能の発揮
利用者保護／利用者利便
市場の公正性・透明性／市場の活力
} それぞれ**両立**

■ こうした目標が、単なる標語ではなく、**職員が常にこれを意識**して業務運営に携わるよう、下記の金融庁・金融行政の改革を実施

- ✓ 組織文化（カルチャー）の変革
- ✓ ガバナンスの改革
- ✓ 組織の見直し
- ✓ 検査・監督のあり方の見直し　等

Ⅱ．金融当局・金融行政運営の改革（1）

1．金融庁の改革

組織文化（カルチャー）の変革

職員が真に「国民のため、国益のために働く」組織への変革

- **人事評価**の見直し
  （国益のためにチャレンジし、行動しているかを評価基準に 等）
- **リーダー**の育成
  （年功序列に囚われない能力主義の任用）
- 職員の**専門性**向上／外部専門人材の登用
- 金融庁で働く**充実感**の向上

ガバナンスの改革

外部からの意見や批判等が的確に反映される開かれたガバナンス

- **政策評価有識者会議**による政策評価の充実と**各種有識者会議**の積極的活用
- 業務改善等の専門家による、金融行政に対する**外部評価**を実施
- 様々なチャネルから**外部の意見や批判が入る**仕組みの整備
- 情報発信の充実などによる**行政の透明性**向上

組織の見直し

金融行政が直面する課題に的確に対応

- 金融行政の**戦略立案**機能・**総合調整**機能の強化
- 市場行政を含めた**企画能力とフィンテック対応**の強化
- 各業態毎の**検査**（オンサイトモニタリング）と**監督**（オフサイトモニタリング）**の一体化**

Ⅱ．金融当局・金融行政運営の改革（2）

2．検査・監督のあり方の見直し

➢ 金融行政の視野を、「形式・過去・部分」から**「実質・未来・全体」へと広げた新しい検査・監督**を実現する

形式から実質へ

最低基準（ミニマム・スタンダード）が形式的に守られているか

↓

実質的に良質な金融サービスが提供できているか（ベスト・プラクティス）

過去から未来へ

過去の一時点の健全性の確認

↓

将来に向けた健全性が確保されているか

部分から全体へ

特定の個別問題への対応に集中

↓

真に重要な問題を特定し、対応

➢ そのため、以下の点を含む**「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」を策定**

✓ チェックリストによる機械的確認（ルールベースの検査・監督）から、**ルールとプリンシプルのバランスを重視**し、金融行政の目標に遡り重要な問題を議論

✓ 金融機関が顧客にとって優れたサービスの提供を競い合い、**ベスト・プラクティスを追求**するよう促す

✓ 顧客が金融機関を主体的に選択できるよう、**金融機関の取組みの「見える化」**を進める

✓ 金融機関の経営の健全性が将来においても確保されるよう、**「動的な監督」**に取り組む

✓ 「悪しき裁量行政」に陥らないよう、**外部からの提言・批判が反映される仕組み**を整備

3．その他

➢ 法令等に基づく申請等に関して、財務局も含めて、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を一層進める

Ⅲ．金融上の課題の包括的検討

■ **各種行政施策の評価を行う**とともに、金融を巡る環境の変化に伴い、**新たな課題に遅れず対応**する必要

- 国全体として**最適な資金フロー**（資金供給者と資金需要者のニーズの最適なマッチング）**が実現**しているか、どうすれば**より良い均衡**が実現するのかといった観点から、**課題の分析と政策手段の提示**を行っていく
- 各種有識者会議における議論や、外部の専門家・研究者の知見を活用しながら、**金融の全体像**について**包括的**（holistic）かつ**将来の変化も見据えて**（forward-looking）検証

金融と経済の好循環のイメージ

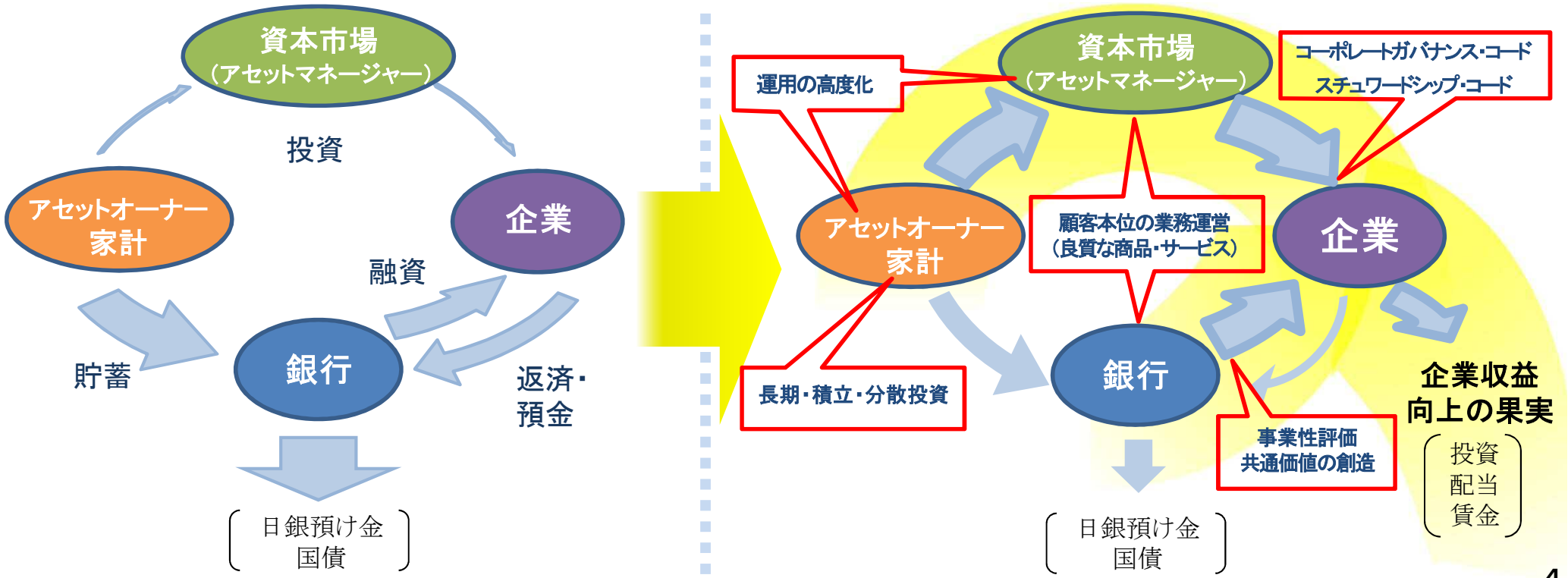

Ⅳ. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備（1）

1. 家計の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

（1）「顧客本位の業務運営」の確立と定着

2017年３月
「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表

- 「原則」の定着に向け、金融機関の取組みの「見える化」を促進
  - ✓金融機関間で**比較可能なKPI等**の公表
    （**長期的にリスク・手数料等に見合ったリターン**を提供しているかなど）
  - ✓金融機関へのモニタリング
    －把握した結果について、**全体の傾向**や**取組事例**等をとりまとめ公表
    －金融機関が掲げる顧客本位の**取組方針**が、多数の営業担当者を擁して需要を掘り起こす「プッシュ型」といわれる営業体制下で実現可能か、分析・検証

（2）長期・積立・分散投資の推進

2018年１月
つみたてNISAの開始

- 官公庁や民間企業への横展開を視野に、**金融庁**において**職場つみたてNISA**を導入
- 職場つみたてNISAの導入と連携した**投資教育**の推進
- **新たな情報発信チャネル**の活用 （個人ブロガー等との意見交換、ネットメディアへの情報発信）

（3）退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討

退職世代等が家計金融資産の６割を保有

- 退職世代等の様々な状況を踏まえ、**金融資産の運用・取崩し**をどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのか検討

Ⅳ. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備（2）

2. ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

2014年２月
「スチュワードシップ・コード」の策定
（2017年５月改訂）

2015年６月
「コーポレートガバナンス・コード」の策定

- ガバナンス改革は進展

  一方、**資本コストを意識**した**果断な経営判断**が行われず、**現預金が内部留保とともに増加**している企業も多いとの指摘

  ⇒ **機関投資家と企業の対話**を通じ、中長期的な企業価値の増大に向けた経営が進むよう、**対話の際のガイダンス**を策定

  ⇒ **アセットオーナーの専門性の向上**に向けた方策を検討

3. 市場監視機能の強化

- 市場構造の急速な変化
- 新しい商品・取引が出現
- 市場におけるフィンテック等の進展

- 金融市場等の情報を適時に収集するほか、マクロ的な視点に基づく分析を行うなど、**フォワードルッキングな市場監視を実施**し、問題の再発防止・早期発見
- 市場監視の空白を作らぬよう、市場で起こっていることを**常に注意深く把握し、的確に対応**
- 行政処分勧告等だけでなく、問題の全体像を把握の上、**根本原因を究明・指摘**することにより再発を防止
- AIによるデータ分析などITを活用した**新しい市場監視システムの導入を検討**

Ⅴ．金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（1）

地域金融機関

（1） 持続可能なビジネスモデルの構築

- ビジネスモデルの持続可能性等に**深刻な課題を抱えている地域金融機関に対し検査を実施**し、課題解決に向けた**早急な対応を促す**
- 金融仲介（企業の価値向上支援等）の発揮状況を表す**客観的な指標群（KPI）を選定・公表**し、金融機関の取組みの**「見える化」**を図る
- 金融機関による企業支援を促進するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）及び日本人材機構による**人材・ノウハウ支援を強化**。また、金融機関の**業務範囲規制の緩和**を検討
- **公的**金融と**民間**金融の競合等の実態を調査し、**望ましい関係**のあり方を関係者と議論
- 将来にわたって健全性と金融仲介機能を両立させる**競争のあり方**、金融機能の維持や退出に関する現行の**制度・監督の改善余地**について、有識者と検討

（2） 経済・市場環境の変化への対応

- 低金利環境の継続、金利上昇のいずれの場合でも**健全性を維持**できるよう、**証券運用**をはじめとする**リスク管理の高度化**等に向けた対話を継続

（3） 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮

- 金融機関の中には、**希望的な観測に頼った経営**を行っている先や、ビジネスモデルの持続可能性に大きな懸念があるにも関わらず必要な改革を行わず、**社外取締役・株主等外部からの牽制機能も働いていない**先が存在。このため、各金融機関のガバナンスの実態を把握し、改善に向けた対話を実施

Ⅴ．金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（2）

3メガバンクグループ

- 海外業務が拡大し、世界経済・市場環境の変化から受ける影響が増大
- IT技術の進展等により、従来の競争上の力の源泉が負のレガシーアセット化するような大きな環境変化に直面する中、遅れずに適切な対応をとることができる、質の高いガバナンスの構築が重要

（1） 世界経済・市場環境の変化への対応

- **ストレステストの活用**を含め、経済・市場環境の変化に対する**機動的なリスク管理**
- より**安定的な外貨調達**の実現や**外貨流動性管理の高度化**
- 低金利環境下で拡大した**ハイブリッドファイナンス**や**不動産業向け貸出**等に対する規律ある審査や期中管理
- **政策保有株式の削減等**、**株価変動リスクの適切なコントロール**に向けた迅速な対応

（2） 金融ビジネスの環境変化に対応したガバナンスの発揮

- 資本効率を重視した**業務の選択と集中**を適切に実行できるガバナンスの構築
- グループ連携ビジネスの拡大に対応するための**利益相反管理**や**優越的地位の濫用防止**等の態勢整備など、持株会社の適切な関与の下での顧客本位の業務運営の確保
- **IT技術の進化やイノベーションの進展**を見据えた大胆かつタイムリーな対応
- グローバルな業務展開、業務の専門化・高度化が進む中、**情報収集・分析能力強化**や**組織改革と人材確保**

Ⅴ．金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（3）

保険会社

- 伝統的な国内保険市場の縮小が予想される中、長寿化やIT技術の進展等の環境変化に適切に対応する必要

- 経営上の重要な課題をテーマに、**持続可能なビジネスモデルの構築や事業戦略**について対話
- 新たなリスクが出現する中で、これに応える**新たな商品・サービスの開発**に関し、前向きに対応
- **資産運用・リスク管理の高度化**に向けた対話、**「スチュワードシップ責任」**を適切に果たすよう促す
- ガバナンスが有効に機能していない保険会社に対して、深度ある対話を実施するとともに、大手保険会社等の**経営戦略における海外事業戦略の位置づけ**等をモニタリング

証券会社

- 市況等に左右されにくい**安定的な収益・財務基盤の構築**、IT化に伴う**顧客ニーズの変化**等、証券会社を取り巻く**経営環境の変化への適切な対応**が課題（顧客利益を十分考慮しない、既存の営業体制を前提にしたビジネスモデルには、限界がある可能性）

- **顧客本位の持続可能なビジネスモデル構築**に向けての取組みについてモニタリング

Ⅴ．金融仲介機能の十分な発揮と健全な金融システムの確保（4）

国際的な金融規制に関する対応及び当局間のネットワーク・協力の強化

（1）国際的な金融規制に対する対応

- 世界金融危機後の国際的な金融規制改革に関し、経済成長と金融システムの安定の両立を目指す考え方に立って、**バーゼルⅢの早期の適切な最終化**や**規制改革の影響評価等**に取り組む
- 我が国では世界に先駆けて高齢化が進展する中、金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築が課題であり、今後、多くの国々が同様の課題に直面。**各国と経験や知見を共有し合い、課題の解決**に貢献

（2） 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- **英国のEU離脱**に対し日本の金融機関が円滑に対応できるよう、英国・欧州当局に働きかけ
- **アジア新興国等に対する技術支援**に関し、相手国のニーズに寄り添いながら、金融制度整備や金融当局の能力向上支援に一層取り組む。グローバル金融連携センターを通じ、当局間ネットワーク・協力を強化

Ⅵ. IT技術の進展等への対応（1）

1. 業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討

金融システムを取り巻く環境の変化

- ITの進展等により、金融サービスの**アンバンドリング・リバンドリング**の動きが拡大
- ファンド等の主体による**シャドー・バンキング**が拡大
- 金融機関の**ビジネスモデルの再構築**を阻害しないような制度整備が必要
- さらに、将来的には、**デジタル通貨の出現等**が金融システムを大きく変革させる可能性

現行法制の特徴と課題

① **類似のサービス**でも、業態によって**ルールが異なる**
② 金融に関する**統一的な基本的概念・ルールが存在しない**
③ 各業法に**環境の変化に対応していない規制**が存在する可能性

検討の方向性

① **同一の機能・リスク**には**同一のルール**を適用
② 金融に関する**基本的概念・ルールを横断化**
③ 環境の変化に対応すべく**規制を横断的に見直し**
➡ 金融審議会において検討に着手

2. フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- 企業の財務・決済プロセス全体のIT処理化を通じ、利用者利便や生産性の向上を実現
- 金融機関とフィンテック企業によるイノベーションを促進する環境を整備
- フィンテックに係る国際的ネットワークを強化

Ⅵ. IT技術の進展等への対応（2）

3. サイバーセキュリティ

- サイバーセキュリティのリスクは一層高まっており、サイバーセキュリティの確保は金融システム全体に関わる喫緊の課題
- **サイバーセキュリティ演習への参加の拡充**などによる中小金融機関の対策の底上げ
- 大規模金融機関については、対応能力の更なる向上に向けて、より高度な評価手法の活用を促す

4. 仮想通貨

- 仮想通貨市場では、仮想通貨の分岐、価格の乱高下等の変化
- **イノベーション促進と利用者保護等のバランス**に留意しつつ、交換業者における業務運営体制の整備状況等を検証（システムリスク管理等）
- 仮想通貨市場の動向の実態把握
- ICO（Initial Coin Offering）に関する実態把握及び利用者保護の観点からの注意喚起等

Ⅶ. 顧客の信頼・安心感の確保

- **金融機関のコンプライアンス**は、企業価値やレピュテーションの維持・向上に資するとの観点を踏まえ、リスク管理の一環として、意見交換を通じ、当局の行政手法のあり方について検討
- **銀行カードローン**について、多重債務の発生防止や利用者保護等の観点を踏まえた適切な業務運営を行っているか詳細な実態把握を進めつつ、業務運営の適正化をスピード感を持って推進
- ギャンブル等依存症対策が**多重債務対策**にもつながるよう、多重債務相談窓口と専門機関との連携体制の構築等を図る
- **少額短期保険業者**について、保険金額の引受けの上限金額に関する経過措置の期限到来を踏まえ、対応を検討
- **障がい者や高齢者**が、安全で利便性の高いサービスが利用できるような態勢の整備等を促す
- インターネット等を利用した非対面取引の不正送金、振り込め詐欺、海外発行カードの不正利用等への対応を通じた**利用者保護の取組み**の促進
- 3メガバンクによる**海外発行カード対応ATM**の整備の促進　　等

Ⅷ. その他の重点施策

- 震災等自然災害への対応
- 東京国際金融センター構想の推進
- 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上
- 外国為替取引における決済リスク削減
- 業務の継続態勢の整備

平成 30 年 7 月 4 日
金融庁

金融庁の改革について

―国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へ―

１．改革の基本的な考え方

金融は、実体経済をはるかに凌ぐ勢いで拡大している。また、ブロックチェーンに見られるように様々なテクノロジーが加速的に進展し、金融のあり方も、そこから生み出される便益や脅威も、急速に変化している。

巨大化し、急速に変化していく金融を適切に制御し、経済の発展につなげていくことが極めて重要な課題になっている。2008 年のリーマン・ショックは世界経済に甚大な影響をもたらしたが、まさに金融を適切に制御できなかったことに原因がある。

金融システムを守り、金融がその機能を十分に発揮することによって、企業や経済が成長し、国民の資産形成を実現していくことが、金融行政の目標である。

金融庁が、今後、国民の期待と信頼に応えていくためには、金融庁自身を、常に課題を先取りし的確な政策を立案・実行していけるよう、不断に自己変革できる組織にしていく必要がある。同じような仕事を毎年、定型的に繰り返していることに安住する組織では、金融行政の任務を全うできない。

金融庁は、発足以来、様々な面から組織の変革に努めてきた。例えば、人材面では、現在の金融庁は、かつての大蔵省の金融部局と全く異なる姿になっている。これまでに積極的に民間出身者を登用した結果、現在は職員の約 1/4 が民間出身になっている。また、女性や理系出身者等多様なバックグラウンドを有する人材も積極的に採用してきた。新規採用に占める女性の比率は平成 23 年以降継続して 1/3 以上となっている。

しかしながら、急激に変化する金融の中で金融行政の質をさらにレベルアップしていくためには、金融庁自身の改革を一層進めていく必要がある。

改革すべき中心課題は、「ガバナンス」と「組織文化」であると考える。

組織を継続的に変革していくためには、ガバナンスを効かせることが重要である。そのためには、外の意見や批判が入りやすく、それを真剣に受け止め、

改めるべきはしっかりと改められる体制である必要がある。身内だけで、お互いが傷つかないように遠慮した議論しかできない組織は、現実から目を背け、重要な判断を先送りする結果、時代遅れな対応を繰り返し、いずれ存在意義を失ってしまう。

また、組織を実際に動かしているのは、そこで実際に働く職員である。単にガバナンスを効かせるための仕組みを作るだけでは不十分であり、そこで働く職員が、「国のために貢献したい」、「成長して自分の価値を高めたい」と常に意識し、行動できるようになって始めて、質の高い行政を実現することができる。そのためには、人事評価や任用のあり方を含めた、組織文化の改革が不可欠である。加えて、同じようなバックグラウンドをもって、同じような発想しかできない人間ばかりからなる組織からは、新しい発想や新しい取組みは生まれない。多様な人材が集まってこそ、これまでは問題と思っていなかったことを問題であると気づくことができる。人材面でも外との交流をもっと太くしていくことが改革の重要な鍵になる。

しかしながら、どれほど組織が変革していかなければならないとしても、そこで働く職員が、国家公務員として決して忘れてはならない基本が存在する。それは、個別の利益を追求するのでなく、また、組織や職員の自己の利益のためでなく、「国民のため、国益のため」に仕事をしていくということである。どれほど外の世界と交流を太くしても、この基本を踏み外した行動は厳しく指弾されるべきである。この基本をおろそかにさせない心棒の通った組織にする必要がある。

金融庁は、以上の基本的な考え方に立って、以下の具体的な改革を進める。

２．金融庁のガバナンス改革

⑴　金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画

霞ヶ関の中だけで考えていては、決して良い施策は出てこない。金融行政の執行面において、金融行政をとりまく環境変化に対し、フォワードルッキングに問題を認識し、誤ることなく必要な施策を講じていくためには、外部有識者の知見が行政運営に絶えず反映されることが重要である。

このため、今事務年度より、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政上の重要課題について、検討プロセスに立案段階から参画してもらえるよう、政策評価有識者会議の運営を改め、常設化されたアドバイザリー・ボード的な役割を持たせている。そのうえで、コーポレートガバナンス等の個別

の重要施策について、各種有識者会議等を更に活用し、外部有識者の意見が継続的に行政に反映される枠組みを確保する。

⑵　行政運営の質を高めるための外部の目線の導入

金融行政に対し、検査・監督される立場の金融機関等が率直に意見や批判、要望を述べることは容易ではない。行政運営の質を高めていくためには、外部の第三者によって、行政運営がチェックされ、提起された批判を真剣に受け止め、改善につなげていく必要がある。内部だけで議論していては、自己・現状肯定的な対応にとどまるおそれがある。

このため、金融機関等が外部の有識者を通じて率直に意見や批判、要望を言える金融行政モニター制度等の一層の充実を図る。

また、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を毎年実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。

さらに、検査・監督の個別の対応についても、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。

⑶　建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

沈黙していても対話は始まらない。外部からの意見や批判が入る前提として、行政の透明性が高く、金融行政の考え方等が、国民に広く分かりやすく公開されていることが必要である。

このため、金融行政の考え方や各種課題に関する分析等を、ネガティブな情報を含め幅広く、かつ積極的に公表し、行政のアカウンタビリティを高めていく。

３．組織文化の改革

⑴　真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

国家公務員としてもっとも重要なことは、「国民のため、国益のために働く」ことである。幹部をはじめとする職員一人ひとりが、日々の政策の意思決定において、常に「国民のため、国益のため」に何が最善かを判断の座標とし、自分に問いかけ、正しいと思ったことはたとえ困難であっても実行しなければならない。そして、この基本的な行動原理を職員が常に意識し、実際の行動として確実に定着させるためには、人事評価も見直し、職員の行動を変えていく必要がある。

このため、「国民のため、国益のために行動する」「困難な課題や都合の

悪い現実から逃げない」といった金融庁職員が持つべき心構えを 360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

今後は、「国民のため、国益のため」に正論を唱え、困難な課題であっても積極的・主体的に取り組み、実行する職員が正当に評価されるよう、上司による人事評価のみならず、部下職員等による評価、過去の評価履歴等も含めた総合的な人事情報に基づく多面的な評価を行っていく。

⑵　新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

内外の急激な金融の変化に的確に対応していくためには、変化を先取りして課題を設定し、変革を実現できるリーダーの存在が不可欠である。しかしながら、優秀な課長補佐が優秀な課長、局長に必ずしもなるとは限らない。

このため、「大局的な構想力」「実行力」「組織の顔としての人格」といった局長・管理職クラスに求められる能力（コンピテンシー）を明確化し、360 度評価研修や人事評価の評価項目に反映した。

また、幹部クラスについては、外部機関による多面的評価を試行的に導入しており、今後も継続して実施する。加えて今後は、政策評価有識者会議の議論に継続的に参画している外部有識者による評価も参考とする。

さらに、将来のリーダー候補が、こうした能力を身に付けられるよう、より困難な体験や修羅場をくぐらせることにより、計画的に人材を育成していく。その結果、リーダーとして必要な能力を備えた者については、年次や採用区分にかかわらず、登用を進める。

⑶　金融行政の質の向上を可能とする多様で専門性の高い組織

金融における専門性の高度化に遅れをとらないようにするためには、組織としてそれぞれの分野に求められる専門性のレベルを高めていく必要がある。そのためには、金融庁は、多様なバックグラウンドを有する職員がそれぞれの専門性や資質を国民のため、国益のために発揮・向上できる組織となる必要がある。

このため、採用面においては、金融行政の目標の実現に意欲を持ち、多様なバックグラウンドや経験を有する人材がいつでも出入りできるよう、採用形態を多様化し、必要な人材確保を一層進めていく。加えて、優れた外部専門人材を非常勤の参与等として採用し、組織としての専門性を高めていくとともに、こうした人材と共に業務を遂行することを通じて、当庁職員の専門性の向上をはかる。

また、任用面においては、職員が「金融行政のプロフェッショナル」として自らの人材価値を高められるよう、中長期的な視点に立ち、専門分野ごとに人事ローテーションの長期化も含め計画的な人材育成を行う。さら

に、組織の外に身を置くことで、自ら考えて行動し、困難を乗り越える経験は有用であり、そのような経験を若手職員が積めるよう、民間等の外部、特に中小企業や途上国への出向を積極的に拡大する。

⑷　職員一人ひとりと向き合う人材政策

金融庁で働く職員が組織の中だけではなく、組織の外でも通用する考え方や資質を身に付けることによって、「組織の論理」に囚われることなく、国益や国民に貢献する質の高い金融行政が実現できる。

したがって、金融庁で働く職員は、一人ひとりがプロフェッショナルとして自立した存在になることが重要であり、職員が自らのキャリア形成に主体的に取り組む必要がある。

このため、若手職員のキャリア形成のための面談を開始しているが、人事当局はこれまで以上に職員一人ひとりとの継続的な対話を通じて、多様な職員の人材価値の向上、プロフェッショナルとしての成長を支援する存在に変わらなければならない。

また、全ての職員が、年齢等にかかわらず、意欲ある限り業務に貢献できるよう、常に専門性やスキルを主体的にアップデートする意識づけを図るとともに、継続的な研修等の機会を提供する。

⑸　ワークライフバランスを実現する職場環境

多様なバックグラウンドや価値観を持つ職員が、その能力を存分に発揮することを可能にするためには、どれだけ長く働いたか（インプット）ではなく、どれだけ成果を挙げたか（アウトプット）を重視し、できるだけ柔軟な働き方を認めていく必要がある。このことは、生産性を向上させるとともに、斬新な発想や活発な議論が湧き出る職場環境を構築するために不可欠である。

無定量・無際限に長時間労働を続けても、決して仕事の質（生産性）は向上しない。時にはリフレッシュのためにまとまった休暇を取得してこそ、次も良い仕事につなげることができる。また、「人生 100 年時代」を見据えれば、仕事以外の時間を自己研鑽や仕事と離れた交流に費やすことにより、組織から自立した「個」を確立し、人生をより豊かに過ごすことができる。

このため、人事評価も成果主義を重視したものに見直したところであり、加えて、業務のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や IT の活用による効率化により、メリハリのある、働きやすい職場環境・執務環境を構築する。

⑹　人事改革を定着・深化させる仕組みの構築

課題の変化に的確に対応していくために、絶えず見直していく必要があるという点では、人事改革もその例外ではない。

このため、職員の満足度調査を外部機関に委託して定期的に実施し、それぞれの取組みの不十分な点を改め、更なる改善につなげることにより、上記の諸施策の実効性を高め、改革を定着させる仕組みを構築する。

４．改革が目指す金融庁の将来像

私たちは、これらの改革を実現し、新しい金融庁の姿を目指していく。

① 金融庁は、「国民のため、国益のため」に、自らの能力や資質を活かして貢献したいという者であれば、経歴や在籍期間にかかわらず、活躍できる組織となる。

② そのためには、能力主義を徹底し、そこで働く多様な職員の一人ひとりが、それぞれの行政分野において、組織の内外で通用する人材価値を高め、プロフェッショナルとして自立した組織となる。

③ 結果として、金融庁は、終身雇用、年功序列といった旧来の慣行に囚われずに、組織の内外の往来がより柔軟な開かれた組織となる。

改革は一朝一夕に実現する容易なものではないが、「金融庁で働く一人ひとりの職員が、絶えず国益への貢献を意識して行動することで、質の高い金融行政を実現し、国民の期待と信頼に応えられるようになる」こと、その結果として、「金融庁が、そこで働く一人ひとりの職員にとって、仕事の大小にかかわらず、国家公務員としてのやりがいを感じ、働いてよかったと思える職場になる」ことを目指して、着実に一つ一つの取組みを実施していく。

（以上）

平成 30 年 7 月 4 日
金融庁

当面の人事基本方針

「金融庁の改革について」（平成 30 年 7 月 4 日公表）に示された組織文化（カルチャー）の改革の基本的な考え方に基づき、今後、具体的な人事政策上の取組みを以下のとおり進めていく。

１．人事評価

「国民」「国益」を常に意識した行動の定着を図る観点から、人事評価を以下のとおり見直す。また、公正な人事を実現するため、上司による人事評価のみならず、部下職員による評価、過去の評価履歴等も含めた総合的な人事情報に基づく多面的な評価を行う。

⑴ 「国民」「国益」を意識した行動の定着を図るための人事評価の見直し

- 「国民のため、国益のために働く」等、職員が持つべき心構えを示した「金融庁職員のあり方」を改訂し、周知・公表する。〔別添１参照〕
- 「金融庁職員のあり方」に基づく行動の定着を図るため、「国民のため、国益のために働く」、「困難な課題や都合の悪い現実から逃げない」といった内容を人事評価（能力評価）の項目に反映する。

⑵ 公正な人事を実現するための総合的な人事情報の活用

- 人事評価に加え、職員との面談記録、360 度評価研修等及びこれらの過去の履歴等、総合的な人事情報を把握・蓄積して多面的な評価を行い、これを人事配置や育成に活用する。

２．人事配置

人事異動において、金融行政方針等に掲げた優先課題を踏まえた、適材適所の公正な人事配置を行うため、能力・実績主義の徹底、人材育成･専門性向上の観点から、特に以下の点を重視した人事配置を行う。

⑴ 能力主義に基づく任用の徹底

- 管理職以上の職階については、採用区分や年次にとらわれることなく、当該職階に求められる能力（コンピテンシー（後述））の充足度合いに基づき任用を行う。

・ 検査・監督のあり方の見直しに伴い、求められる職務内容及び職務に必要となるスキルや能力を明確化した上で、当該スキルや能力を有すると認められる適任者に担わせる。
・ 優れた能力を有する係長級一般職職員の課長補佐への早期昇任については、「頑張り、成果を出した人」が正当に評価されるよう、現場での実際の働きぶりを重視した登用を徹底する。

⑵ 人材育成・専門性向上の観点からの人事配置の見直し
・ 職員本人の意向と能力、評価を考慮しつつ、長期在任が専門性向上に資するポストについては、人事ローテーションの長期化を実施する。

３．リーダーの育成

金融をとりまく変化を先取りして適切に課題を設定し、それを実行する力のあるリーダーを育成していく観点から、以下の取組みを通じ、計画的な人材育成を行う。

⑴ リーダーに求められる能力（コンピテンシー）の明確化
・ 局長、課室長クラスに求められる「大局的な構想力」「政策を実現させる力」「組織の顔としての人格」等の能力（コンピテンシー）を明確化し、周知・公表する。〔別添２参照〕
・ コンピテンシーを踏まえ、「局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじず、大局的・中長期的な視点から政策や行政を検討しているか。」、「自身が担当する政策について、障害があっても乗り越え、必ず自分自身で実現するという思いを持って結果にコミットしているか。」、「庁内外の関係者からの信認、尊敬を得られているか。」といった内容を 360 度評価研修の評価項目に反映する。

⑵ リーダーに対する多面的な評価の実施
・ 幹部クラスを対象に試行的に導入している外部機関による多面的評価について今後も継続して実施する。また、今後は、政策評価有識者会議の議論に継続的に参加している外部有識者による評価も参考にする。
・ 管理職のマネジメント力向上のために行っている 360 度評価研修について、課室長クラスに加え、人事評価者となる課長補佐クラスまで対象を拡大する。

⑶ 将来のリーダー候補の計画的な育成
・ 採用区分や年次にとらわれることなく、将来のリーダー候補には、必ず

しも専門分野にとどまることなく困難な業務を経験させ、国内外の金融・経済・社会全般に関する幅広い視野やマネジメント力といった、より上位のリーダーとしての能力を計画的に身に付けさせるための人事配置（出向を含む）を実施する。

４．組織としての専門性向上

金融行政当局に求められる高い専門性を確保するため、以下のような取組みを通じ、職員の専門的な能力・資質の向上を図る。

⑴ 専門分野における計画的な人材育成策の検討

- それぞれの専門分野において、中長期的な行政課題に的確に対応していくために必要となる人材を計画的に育成するため、人材育成に責任を持つ担当者を明確化する。担当者は、若手・中堅職員のうちに身に付けておくべき業務遂行上必要なスキルや能力を明確化した上で、当該スキルや能力を身に付けるための人材育成プランを策定する。（人事ローテーションの長期化、必要となるスキルや能力を身に付けるための研修の企画等）

⑵ 最先端の知見を有する外部人材との協働

- 最先端の知見が求められる専門分野については、優れた外部専門人材を非常勤の参与等として採用し、組織としての専門性を高めていくとともに、こうした人材と共に業務を遂行することを通じて、当庁職員の専門性の向上を図る。

５．採用・出向等

組織としての専門性向上や人材の多様性確保の観点から、金融庁が求める人材像を明確化し、それに見合った優れた人材を確保・育成するため、以下のとおり採用・出向等を見直す。

⑴ 採用の強化

- 金融庁内の人材ポートフォリオを踏まえ、組織として必要な専門性を的確に採り入れるため、外部人材の採用時において、当該ポストに求められる能力・スキルや職務経験等（ジョブ・ディスクリプション）を明確化し、効果的な採用を行う。
- 多様な能力やバックグラウンドを有する人材からなる組織としていくため、中長期的な視点に立った採用方針を策定する。

⑵ 出向・人事交流のあり方の見直し

・ 金融行政の課題の変化に伴い、出向や人事交流を行うべき先や、派遣・受入の人材ニーズも変化することから、出向や人事交流が双方の組織にとって有益なものとなるよう、出向・交流先や人員を柔軟かつ不断に見直していく。
・ 組織の外に身を置くことで、自ら考えて行動し、困難を乗り越える経験を若手職員が積めるよう、民間等の外部、特に中小企業や途上国の政府機関等への出向を積極的に拡大する。

６．人材育成等

これまでのような年次や採用区分毎の人事管理に依存することなく、職員一人ひとりと向き合う人材政策を行うという観点から、以下のとおり、人材育成等の実効性を高めるための方策を講じる。

⑴ 若手職員のキャリア形成支援

① 新卒採用の若手職員が自らのキャリアプランをイメージしやすいよう、人事ローテーションの基本的な考え方等を内容とする、専門性向上のための育成方針を明確化し、職員に提示する。
② 昨事務年度から若手職員を対象に実施しているキャリア面談についても、上記の育成方針を踏まえ、職員の考えを十分に聴き取った上で、将来のキャリアプランについて継続的な対話を行う。

⑵ 全ての職員に対する継続的な成長支援

・ 全ての職員が、年齢等にかかわらず、意欲ある限り業務に貢献できるよう、常に専門性やスキルを主体的にアップデートする意識付けを図るとともに、継続的な研修等の機会を提供する。

⑶ 上司等の人材育成に関する意識改革及びそのための環境整備

・ 人事評価における人材育成やマネジメント力に係る評価ウェイトを引き上げ、人材育成が上司の責務であることを明確化する。

⑷ 人材育成の一環としての研修の見直し

・ 金融行政の課題の変化や、部署・階層に応じて、業務遂行において求められる専門性や能力は異なることから、研修がその趣旨や目的に照らして職員の能力向上に十分に資するものとなっているか、メニューや実施方法を柔軟かつ不断に見直していく。

７．働き方改革・職場環境の整備

ワークライフバランスを実現する観点から、以下のとおり、成果主義に基づく評価を徹底するとともに、さらなる業務の効率化を進め、働きやすい職場環境を構築する。

⑴ 成果主義の重視

・ 成果主義に基づく評価を徹底するため、「限られた業務時間と人員を前提に、成果主義を意識し、業務の優先順位を見極め、効率的かつスピード感をもって業務を遂行しているか」、「業務の配分にあたり、業務の目的と達成すべき成果水準を部下に明示し、理解させているか」といった内容を人事評価や 360 度評価研修の評価項目に反映する。

⑵ 効率的で柔軟な働き方を可能とする環境整備

・ 若手職員を対象としたタウンミーティングで業務改善についての要望・提案を聴き取り、できるものから実行に移していく。また、職員の公募プロジェクトを立ち上げ、業務効率化や子育てと両立しながら働きやすい環境作りについて検討する。

８．人事改革を定着・深化させるためのＰＤＣＡサイクルの構築

人事改革を定着・深化させるため、それぞれの取組みにまずは着手した上で、その実効性を検証し、金融庁の目指す姿に照らして不十分な点を改め改善につなげるプロセスを以下のとおり構築する。

⑴ 人事改革の進捗状況の定期的な公表

・ 人事改革に関する個別の取組みの進捗状況について、定期的に検証し、その結果を公表する。

⑵ 人事改革に関する職員との対話の強化

・ 職員を対象としたタウンミーティングの開催等により、人事改革に関するオープンな議論を喚起し、改革を定着・深化させる。

⑶ 職員の満足度調査の定期的な実施

・ 人事改革の取組みに関する職員の満足度調査（スタッフ・サーベイ）を外部機関に委託して定期的に実施する。

⑷ 人事改革の取組みの定期的な見直し

・ 上記のプロセスを通じて、個別の取組みの不十分な点を改め、更なる改善につなげるとともに、外部有識者の意見等も反映し、定期的な見直しを行うことにより、人事改革を定着・深化させる。

（以上）

（別添１）

金融庁職員のあり方

金融庁職員は、国民からの負託を受けて行政を行っていることを常に意識し、国民のため、国益のために働く。

１．国民のため、国益のために働く

―省益を追わず、国益を追う。

政府内外の主体と、信頼を確保しつつ密接に連携し、所管・担当のみに縛られない広い視野を備える。

―「虫の目」と「鳥の目」を持つ。

常に、金融サービスを利用する一人ひとりの国民や企業の目線で考える。あわせて、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んじず、大局的・中長期的な視点から政策や行政を検討する。

―事実に基づき、真因を突き止める。

先入観や憶測を排し、客観的な事実と論理的な分析によって、本質的な課題及び根本的原因を究明する。

―公僕（パブリックサーバント）であることを常に意識する。

常に公の利益のために働いているという自覚と矜持を強く持ち、自己規律を高める。権限は国民への貢献のためにあるものという慎みを持ち、常に謙虚さを忘れない。

２．「国益」を担うことができる「個」の確立を図る

―自己を省みて、日々、進化していく。改めるべき点は、改める。

自らの仕事の進め方や部下を始め周囲との関係を、手軽・身近なところから常に見直すとともに、先例や過去の経緯に囚われず、時宜に合わない政策や業務を積極的に改革する。無駄な作業・枝葉末節への拘りを避け、自分と部下を大事な課題に集中させる。

―他の世界と交わりながら自分を高め、プロフェッショナルとしての力量と誇りを持つ。

異なるバックグラウンド・異なる国の人々と交わり積極的に自分を磨く。１年後・５年後・１０年後の「あるべき行政」、「目指すべき自己」を意識し、そのために必要な専門性や人格を磨く。

―国益にかなうと考えた場合には、自ら進んで発言する。

最終的な指示・決定に従うことは当然であるが、上司の顔色ばかりうかがわず、自分の頭で考え、意見を具申する。上司は部下に闊達な発言・提案をさせる責務があることを心得、風通しの良い職場環境を作る。

３．「個」の力を引き出し育てる組織文化（カルチャー）を作る

―都合の悪い現実から目を背けず、問題を先送りしない。

悪い情報や困難な課題ほど共有する価値があり、悪い情報等を聞くことを厭わない上司・悪い情報等をためらわず報告する部下になる。

―前向きな失敗は、良しとする。

困難な課題にも積極的・主体的に取り組むことを良しとする。例え所期の成果が得られなかった場合でも、失敗から学び改善につなげられれば、積極的に評価する。

―良い仕事は良い職場環境から。

ワークライフバランスの実現を通じて生産性を高め、斬新な発想や活発な議論が湧き出る職場環境を構築する。また、チームの一員であることを常に意識し、メンバーの多様性を尊重するとともに、周囲への感謝を忘れない。

局長クラス・課室長クラスのコンピテンシー

（別添2）

※以下の職位に昇進する者が有していることが求められる能力要件

	value	局長クラス	課室長クラス
職員の資質	professional －識見、インテグリティ等	**大局的な決断、構想を可能とする豊かな見識及びネットワーク** －組織の長ならではの、国内外でトップクラスの識見及びネットワークを有し、物事を動かす。	**現場の責任者として、議論や交渉を担うに足る豊かな見識** －自ら政策判断や内外との交渉の最前線に立つ。また、議論や交渉を任せられると思える交渉力、人間力を有する。 ×部下からの「振り付け」がないと動けない。 －部下からの情報を待つだけでなく、自ら率先して必要な情報収集を行う。またそのために必要なネットワークを開拓する。 ×部下から上がってきたペーパーを直してばかりで、部下の仕事に付加価値を付けられない。
		金融庁の顔としての人格 －金融庁の顔としてふさわしい人格・行動を備え、「金融庁職員のあり方」を誰よりも実践している。 －部下を始め内外の関係者に対してオープンマインドに接する。	**現場の責任者としての人格** －内外の関係者からの信認、尊敬を得られている。 －部下を始め内外の関係者に対してオープンマインドに接する。
	agenda setting －大局的な構想力	**中長期的・大局的な視点から政策や行政のあるべき姿を検討し、課題を設定する力** －「鳥の目」と「虫の目」を持ち、経済・社会にとっての課題をフォワードルッキングに捉え、その課題を克服するための全体戦略を構想する。	**施策の実現に向け、中長期的・大局的な観点からあるべき姿や進め方を構想する力** －先々で起こり得ることを想定しながら段取りを組める。 ×何も考えずに「脊髄反射」的に行動し、部下を混乱させる。
職員の行動	proactive challenge	**最終判断を下す決断力** －的確にリスクを見極めた上で適時に必要な決断を行い、結果に対し責任を持つ胆力を有する。 －国民の視点に立って、変革を恐れず、改革のリーダーシップをとる。	**課の責任者としての、適時・的確な判断力** －先例や上司の顔色ばかりに囚われず、建設的・革新的な決定や提案を行う。 ×「できない理由」や消極的な権限争いに終始する。 －困難な課題や都合の悪い現実から逃げずに、「自分ごと」として課題に取り組む。 ×リスクを取らずに人に押しつける。上手くいかなかったら人のせいにする。
	action	**ステークホルダーを動かし、政策を実現させる力** －実現すべき政策について、信念を持って関係者を説得し、政策を実現させる。	**ステークホルダーを動かし、政策を実現させる力** －実現すべき政策について、障害があっても粘り強く関係者を説得し、政策を実現させる。 ×政策立案にしか関心がなく、実行のプロセスを軽視する。
組織運営	for the team －リーダーシップ、マネジメント等	**自らのビジョンを示し、部下を巻き込み動かす力** －明確なビジョンを示し、組織を率いる。 －部下に任せるものは任せ、部下と本質的な事柄を議論する時間を確保する。	**部下が成長できる職場環境作り** －自由闊達な雰囲気と結果を求める厳しさ、緊張感を両立させる。 ×部下を育てることと、甘やかし・パワハラとの区別がつかない。 －成長の機会を与える。具体的なアドバイスを行い、能力を引き出す。 ×頭ごなしに叱りつけ、相談や悪い情報を上げられない雰囲気を作る。 ×仕事を自分で抱え込み、部下の成長を促さない。 **生産性の高い効率的な業務運営** －物事の優先順位をつけ、明確な指示のもと、効率的かつスピード感を持って仕事を進める。 ×「あいまい発注」「趣味的な発注」「無駄詰め」により部下の作業を増やす。 －超過勤務削減のための具体的なアクションを率先する。 ×成果にかかわらず残業時間の長さをほめる。声かけのみで具体的な行動を起こさない。

平成 30 年 7 月 4 日
金融庁

当面のガバナンス基本方針

「金融庁の改革について」（平成 30 年 7 月 4 日公表）に示された金融庁のガバナンス改革の基本的な考え方に基づき、今後、具体的なガバナンス面での取組みを以下のとおり進めていく。

なお、以下に掲げた各種の取り組みが、年を経るごとに形骸化や自己目的化しないよう不断の見直しを行う。

１．金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画

金融行政が、金融をとりまく環境変化に遅れることなく適切に対応していくため、以下に取り組む。

⑴ 政策評価有識者会議の活用

・ 金融・資本市場や金融行政に通暁した有識者から構成される政策評価有識者会議において、政策評価法[1]に基づく政策評価にとどまらず、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政のあり方や、金融行政として取り組むべき重要な課題等についての議論を定期的に行い、会議での議論を金融行政に反映していく。

⑵ 個別の政策課題における各種有識者会議の活用

・ 地域金融、検査・監督のあり方、コーポレートガバナンス、企業会計等の、個別の主要政策課題については、それぞれの有識者会議を継続して活用し、外部からの意見を個々の施策に反映させていく。

２．行政運営の質を高めるための外部の目線の導入

外部の第三者による監視を通じ、行政運営の質の劣化を防ぐため、以下に取り組む。その際、当庁に対し、監督される立場の金融機関等が率直かつ不安なく批判や要望を述べることができるような環境整備に継続的に取り組む。

⑴ 金融行政モニター制度等の活用

・ 中立的な第三者である外部専門家からなる「金融行政モニター受付窓口」を通じて、金融行政に関する意見等を受け付け、寄せられた建設的な意

[1] 行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）

見等を金融行政に反映させていく。
・ その他、利用者相談室、公益通報窓口、各種サポートデスク等を通じて得られた建設的な意見等についても、金融行政に反映させていく。

⑵ 専門家による外部評価の実施
・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家が、金融機関及び金融庁の職員等へのヒアリングを通じて金融行政の評価を行い、その結果を、検査・監督等の金融行政の質の向上につなげる。

⑶ 検査・監督の個別の対応の外部検証
・ 検査・監督の主な個別の対応について、品質管理及び将来に向けた改善につなげる観点から、外部の専門家の視点を入れた検証を毎年実施する。

３．建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信

以上のように、外部からの意見や批判が入る前提として、金融行政の考え方等が広く分かりやすく公開されていることが必要である。金融行政の考え方や各種課題に関する分析等を、ネガティブな情報を含め幅広く、かつ積極的に公表し、行政のアカウンタビリティを高めていく観点から以下に取り組む。

・ 金融行政の目指す方向性を明確化する「金融行政方針」及びその進捗等を評価する「金融レポート」を毎年公表する。
・ 金融機関等に対する検査・監督に関する基本的な考え方と今後の方針を明確化した「検査・監督基本方針」を公表済。健全性政策、コンプライアンス等の個別分野の「考え方と進め方」、その時々の重要な課題に関するモニタリング結果、検査・監督の着眼点等についても、金融行政の透明性を高めるため積極的に公表する。
・ 個別の政策課題に対する金融庁としての考え方をタイムリーに明らかにすべく、業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点や、幹部による講演・スピーチ等について公表しているが、これを継続する。

（以上）

資料２－３－４

金融庁の改革について

国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織へ

（概要）

平成30年7月

金融庁改革の基本的な考え方

- 金融の急激な変化に遅れをとることなく、金融行政に対する国民の信頼や期待に応えていくためには、**「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」**という金融行政の目標の実現に向け、複雑化・多様化する行政課題に的確に対応していく必要。
- そのためには、**金融庁を常に課題を先取りし、不断に自己変革する組織に改革**することで、**将来にわたって金融行政の質を継続的に向上**させる必要。
- これまでも民間出身者の積極的な登用（職員の1/4が民間出身）等、多様性のある組織への変革を進めてきたが、更なる改革の推進のためには、金融行政の執行面における**ガバナンスと組織文化の改革が不可欠**。

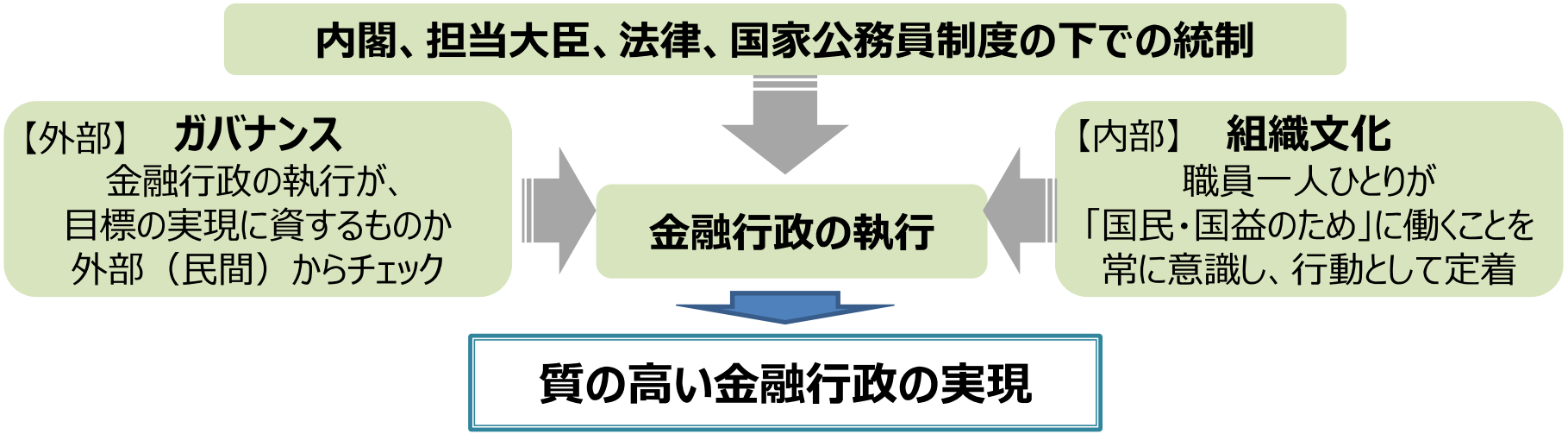

金融庁のガバナンス改革

■ 金融行政の執行面において、環境変化に遅れることなく、的確に問題を認識し、必要な施策を講じていくためには、**民間の最先端の知見が行政運営に絶えず反映**されることが重要。

■ また、行政運営の質を高めていくためには、**外部の専門家・有識者からの意見、批判等を受け止め、改善につなげる「開かれた体制」**が必要。

外部の意見を継続的かつ的確に金融行政に反映する仕組み

- **金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画**
  - ✓ 金融全体を俯瞰した観点から、金融行政上の重要課題について立案段階から有識者の意見を反映していくための政策評価有識者会議の活用（アドバイザリー・ボード的な役割）
  - ✓ 個別の政策課題における各種有識者会議の活用（例：地域金融、コーポレートガバナンス等）
- **行政運営の質を高めるための外部の目線の導入**
  - ✓ 金融機関等が外部有識者を通じて意見や批判、要望を言える金融行政モニター制度等の一層の充実
  - ✓ 専門家による金融行政に対する外部評価の定期的な実施
  - ✓ 検査・監督の品質管理・改善のための外部の専門家による検証の定期的な実施
- **関係者との建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信**
  - ✓ 金融行政の考え方や各種課題に関する分析の公表（例：金融行政方針）

金融庁の組織文化の改革 (1/2)

■ 質の高い金融行政を実現するためには、**金融庁で働く職員が「国のために貢献したい」、「成長して自分の価値を高めたい」と常に意識し、行動する必要**

■ そのためには、以下の取組みを通じ、**組織文化の改革が不可欠**

- 職員一人ひとりに「国益」を基本とした行動を常に意識し、定着させるとともに、
- 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーを計画的に育成する。
- あわせて、質の高い金融行政を可能とする多様で専門性の高い組織を作るとともに、
- 職員一人ひとりがプロフェッショナルとして自立し、組織でなく国益のために行動できるよう、人材政策を強化する。
- また、多様な人材が能力を発揮できるよう、効率的で柔軟な働き方を認め、ワークライフバランスを実現する。
- これらの人事改革を定着させ、常に深化させていく仕組みを構築する。

真に国民のため、国益のために働くという行動の定着

✓ 金融庁職員が持つべき心構え（国民のため、国益のために働く　等）をまとめ、周知したほか、これらを人事評価項目に反映し、「国益」のためにチャレンジし、改革する職員を育成、登用

新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ

✓ 局長等に必要とされる能力（大局的な構想力、政策の実現力、外部(民間、海外等)とのネットワーク　等）を明確化

✓ 幹部クラスの外部機関による多面的評価の導入、管理職クラスの360度評価（研修）の実施

✓ 将来のリーダー候補の計画的な育成（例：困難な体験や修羅場経験）

⇒ **採用区分、年次に囚われない能力主義の任用を徹底**

金融庁の組織文化の改革 (2/2)

質の高い金融行政を可能とする多様で専門性の高い組織

- ✓ 多様なバックグラウンドや経験を有する人材を確保するための採用の多様化（新卒/中途）

  〔参考〕金融庁職員の1/4は民間出身

  金融庁の新卒採用における女性比率：40%超（平成27年度以降）（政府目標は30%以上）
- ✓ 最先端の知見を有する優れた専門人材の活用（参与等として約40名採用）
- ✓ 中長期的な視点に立ち、専門分野ごとに「金融行政のプロフェッショナル」を育成（人事ローテーションの長期化　等）
- ✓ 民間等庁外への出向経験の拡大（例：中小企業や途上国の政府機関等へ派遣）

職員一人ひとりと向き合う人材政策

- ✓ 若手職員のキャリア形成のための面談等、継続的な対話を通じた人材価値向上・成長支援
- ✓ 全ての職員が年齢等にかかわらず常に専門性を主体的にアップデートする意識付けと継続的な研修機会の提供

ワークライフバランスを実現する職場環境

- ✓ 成果主義を重視した人事評価
- ✓ 超過勤務時間の削減　（対前年比▲16%（29年2月～30年1月））と業務のスリム化

人事改革を定着・深化させる仕組みの構築

- ✓ 職員の満足度調査を外部機関に委託して定期的に実施し、不断に取組みを見直し、更なる改善につなげる仕組みを構築することにより、改革を定着

改革が目指す金融庁の将来像

改革後の金融庁

- 「国民のため、国益のため」に、自らの能力や資質を活かして貢献したいという者であれば、経歴や在籍期間にかかわらず活躍できる組織
- 能力主義を徹底し、多様な職員の一人ひとりが、組織の内外で通用する人材価値を高め、プロフェッショナルとして自立した組織
- 終身雇用、年功序列といった旧来の慣行に囚われず、組織の内外の往来がより柔軟な開かれた組織

目指す姿

- 金融庁で働く一人ひとりの職員が、絶えず国益への貢献を意識して行動することで、質の高い金融行政を実現し、国民の期待と信頼に応えていく
- （その結果）金融庁が、一人ひとりの職員にとって、仕事の大小にかかわらず、国家公務員としてのやりがいを感じ、働いてよかったと思える職場になる

資料２－４－１

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

（平成 30 年 6 月末現在）

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名・所属
研究官 （常勤）	高頻度取引（HFT）の戦略分析	大山　篤之
	市場リスク計測手法についての考察	鈴木　利光
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策向上に向けた諸問題の調査・研究	佐々木 稔
特別研究員 （委嘱）	市場の公正性・透明性を確保するために解決すべきFinTech等先進的IT技術の制度的・技術的諸問題の考察	鮫島　洋一 PwCあらた有限責任監査法人 システム・プロセス・アシュアランス部マネージャー
	金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察	金澤　一広 ボストン　コンサルティング　グループ プロジェクトマネージャー
	顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方	松本　大輔 ルートエフパートナーズ株式会社 代表取締役
		前川　知英 ルートエフ・データム株式会社 マネージャー

資料２－４－２

平成29事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
29年7月	室町　幸雄	与信集中リスク管理の高度化に向けた研究
29年7月	砂川　武貴	予防的な金融政策（lean-against-the-wind policy）にかかる最近の議論のサーベイ
29年10月	花田　隆仁	サイバー攻撃の脅威動向に関する公開情報からの情報収集・分析（OSINT）について
29年12月	磯部　昌吾	自己資本規制におけるマーケット・リスク計測
30年2月	宋　明子	昨今の経済環境等の変化に対応した不適正会計の早期発見に関する調査・研究
30年3月	北見　良嗣 首藤　優	国際的な動向を踏まえた金融サービス利用者保護に係る現状調査 ―仮想通貨を巡る規制及び中銀デジタル通貨の発行可能性に係る各国比較―
30年6月	平賀　一希 真鍋　雅史	地域経済と貸出行動 －日本における地方部の県（X県）を事例にした経済変数と 個別金融機関要因の定量的評価－

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

資料２－４－３

金融庁
Financial Services Agency

フィンテック・サミット 2017（プログラム）

－ 共通価値の創造 －

日時： 平成 29 年 9 月 21 日（木）
場所： 東京丸の内 丸ビルホール
主催： 金融庁

時間	プログラム	登壇者
9:10 −9:20	開会挨拶	村井英樹 内閣府大臣政務官
9:25 −10:25	オープン・イノベーション （金融機関と FinTech 企業の協働）	Michael Harte Barclays グループイノベーション長 Matt Hancock 英デジタル担当国務大臣 丸山弘毅 FinTech 協会代表理事 亀澤宏規 MUFG 執行役常務・グループ CIO 兼グループ CDTO （モデレーター）森下哲朗 上智大学法学部教授
10:30 −11:30	ブロックチェーン （変革への助走）	Carl Wegner R3 アジア部門ヘッドディレクター 松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員 佐藤康博 みずほ FG グループ CEO 山岡浩巳 日銀・決済機構局長 （モデレーター）Martin Arnold Financial Times 銀行部門担当エディター
9:50 −10:35	ブロックチェーン時代の夜明け	松尾真一郎 MIT メディア・ラボ研究員 リカルド・コレイア R3 APAC Products and Lab 代表 ダイアナ・ビッグス Proof of Purpose CEO、UCL ブロックチェーン技術研究所 産業連携統括部長 村林聡 MUFG 専務執行役員 (モデレーター)山岡浩巳日本銀行決済機構局局長
14:00 −14:15	セレモニー	越智隆雄 内閣府副大臣
14:20 −15:20	規制・当局の役割 （金融当局によるイノベーションの加速）	David Geale 英 FCA 政策担当ディレクター 【ビデオレター出演】 Sopnendu Mohanty 星 MAS CFO Cathie Armour 豪 ASIC コミッショナー Richard Teng アブダビ FSRA・CEO 松尾元信 金融庁総務企画局参事官 （モデレーター）翁百合 日本総合研究所副理事長
15:25 −16:25	金融技術の新領域	Dirk Jaensch BearingPoint 社 金融サービスパートナー 谷崎勝教 ㈱三井住友フィナンシャルグループ 取締役執行役専務 グループ CIO 浦川伸一 SOMPO ホールディングス株式会社 グループ CIO 常務執行役員 山藤敦史 日本取引所グループ新規事業推進室・フィンテックラボ室長 (モデレーター) 滝田洋一 日本経済新聞編集委員
16:30 −17:30	アジアの Fintech フロンティア	Sukarela Batunanggar インドネシア金融庁副理事 Sundara Iyer Ganesh Kumar インド準備銀行理事 河合祐子 日本銀行フィンテックセンター長 Buncha Manoonkunchai タイ中央銀行金融技術部門上級課長 （モデレーター)井上俊剛 金融庁総務企画局信用制度参事官
17:30 −17:40	閉会挨拶	麻生太郎 副総理兼金融担当大臣

資料２－４－４

平成 29 事務年度　金曜ランチョン

開催日	講 師	テーマ
平成 29 年 7 月 4 日	James R. Cummings （マッコーリー大学応用金融・保険数理学部上級講師）	"Do the Basel III Capital reforms reduce the implicit subsidy of systemically important banks? Australian evidence"
7 月 28 日	安念　宣子 （PayPal Pte. Ltd. ディレクター・リーガルカウンセル，ガバメントリレーションズ）	「Financial Inclusion による FinTech 課題の解決」
8 月 25 日	福島　良治 （みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社取締役（金融工学第一部第二部・投資技術開発部統括））	「デリバティブ取引の「法務」と「ファイナンス」に関する主要テーマの紹介　－２つの著書から－」
9 月 25 日	Ni Lar Win, Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Financial Institutions Supervision in Myanmar”
	Behzad Lamei, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Iranian Banking system structure and a need for reform”
9 月 26 日	Evelin Graciela Santoni, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Argentina and Japan Supervisory framework: Lessons learned and next steps”
	Patricio Antonio Pino Urrutia, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Chile-Japan Banking System, Supervision Methodology and Others: Learnings and Comparisons”
	Chanidapa Srithongdee, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Thailand and Japanese Banking Supervision”
9 月 27 日	Sompadith Volachit, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Experience and Lesson form GLOPAC Program”
	Renno Andhito, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Integrated Supervision for Financial Conglomerates”
	Vu Phuong Nguyen, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Financial System Stability: Japan and Vietnam's Implementation”
9 月 28 日	Sharma Mukesh Kumar, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Handling of Non-Performing Assets: Experience of India and Japan”
	Surmaajav Ganbayar, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative analysis of supervisory activities in the sphere of credit information centers (Mongolia and Japan)”
10 月 13 日	佐藤 雅之 （金融庁総務企画局政策課総括課長補佐）	「地域金融機関と行政との関わり －地方創生の現場から－」
10 月 27 日	マイケル・ニューマン （アナロジカ株式会社代表取締役社長）	「日本の株式市場とコーポレートガバナンス・コードに対する海外投資家からの評価について考える」
11 月 1 日	Torsten Ehlers （Economist, Monetary and Economic Department, Bank for International Settlements）	“Frictions in Money Markets and Global Banks' Business Models -Evidence from the Japan Repo Premium -”

開催日	講 師	テーマ
11 月 10 日	松尾　豊 （東京大学大学院工学系研究科特任准教授）	「人工知能は人間を超えるか -ディープラーニングの先にあるもの-」
11 月 24 日	山岡　浩巳 （日本銀行決済機構局長）	「金融イノベーション・フィンテックの下での新たなレギュレーション像 -中央銀行の視点から-」
12 月 6 日	Paul A. Leder （Director, Office of International Affairs, U.S. SEC）	“Key Issues on the U.S. SEC’s International Agenda”
12 月 11 日	Gankhuyang Shonkhor, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“The role of insurance inspector”
	Jasur A. Kholmirzaev, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of solvency regimes”
12 月 12 日	De Mo Win Myint, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of two countries activities in insurance sector”
	Dilek Sakallioglu, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Turkish Insurance Market and Japanese Insurance Market-Information on Corporate Governance Gained in GLOAPC Training”
12 月 18 日	Brahma Setyowibowo, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of a Resolution Regime in Insurance Sector between Japan and Indonesia”
	Ms. Veronica Namate, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Key Learnings from the Glopac Program and Proposals for Botswana”
12 月 19 日	Ubonwan Saengtrong, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on Supervisory System focusing on Off-site Monitoring and On-Site Inspection”
	Niño Jerald M. Cruz, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Current and Future Regulations for Insurance Brokers in the Philippines”
12 月 20 日	李　智慧 （野村総合研究所金融 IT コンサルティング部 兼 グローバル産業・経営研究室）	「中国の FinTech 産業の最新動向」
平成 30 年 1 月 12 日	ピョートル・フェリークス・グジバチ （プロノイア・グループ株式会社代表取締役）	「AI に負けない働き方」
1 月 26 日	小立 敬 （野村資本市場研究所主任研究員）	「マクロプルーデンス政策に関する国際的な動向―実行段階に入った EU、慎重姿勢の米国―」
2 月 9 日	岩田 太地 （NEC FinTech 事業開発室長）	「本格化するデジタル化社会へ向けて」
2 月 16 日	田中 正明 （PwC インターナショナル シニア・グローバル・アドバイザー、金融庁参与）	「海外買収銀行経営よもやま話」
3 月 2 日	八田　進二 （青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授）	「不正を抑止、摘発するために社外役員等は何をすべきか？」

開催日	講 師	テーマ
3 月 16 日	水瀬 ケンイチ （「お金は寝かせて増やしなさい」（フォレスト出版)著者、インデックス投資ブロガー））	「実録 ～インデックス投資を 15 年実践してみて～」
3 月 23 日	星 岳雄 （スタンフォード大学アジア太平洋研究所日本プログラムディレクター、ビジネス・スクール教授）	「The Great Disconnect: The Decoupling of Wage and Price Inflation in Japan」
4 月 6 日	山藤 敦史 （株式会社日本取引所グループ 総合企画部新規事業推進室フィンテック・ラボ室長）	「証券分野でのフィンテック活用の可能性」
4 月 20 日	池尾 和人 （立正大学経済学部教授）	「「物価水準の財政理論」と日本経済」
5 月 11 日	武田 晴夫 氏 （株式会社日立製作所理事技師長、日本工学アカデミーSDGs プロジェクトリーダー、金融 SDGs 研究会副代表） 小林 孝明 氏 （株式会社野村総合研究所金融デジタル企画一部上級研究員、日本リアルオプション学会理事副会長、金融 SDGs 研究会理事事務局長）	「金融を取り巻く SDGs の国際動向 ～SDGs 金融指標の国際原則形成に関与する必要性～」
5 月 25 日	田村 正之 （日本経済新聞社編集委員（マネー報道担当）兼紙面解説委員）	「人生１００年時代の投資と資産形成」
6 月 8 日	神田 秀樹 （学習院大学大学院法務研究科教授）	「研究者からみた金融法制 -金融セクターと産業セクター-」
6 月 13 日	Pawandeep, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA	“Comparison of Securities markets of Japan and India -My Views, My Learnings-”
	Kalymgazinov Maksat, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Time capsule: past, present and the future”
6 月 14 日	Giri Ambika Prasad, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Securities Market Regulation / Supervision in Nepal-Japan and Knowledge obtained from GLOPAC Program”
	Tsedendamba Jamsranjav, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison of Securities Market in Japan and Mongolia”
6 月 15 日	Nean Bony, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Securities Market in Japan and Cambodia”
6 月 19 日	Kyi Kyi Khin Swe, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Opportunity and Challenges of Myanmar Securities Market”
	Krongpark Sukarat, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparative study on conflict of interest arising from financial conglomerate in IPO process”
6 月 20 日	Vu Hai Son, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Vietnam Securities Market, looking forward from international good practices”

開催日	講 師	テーマ
6 月 20 日	Nova Efendi, Visiting Fellow, GLOPAC, FSA	“Comparison study regarding market surveillance in Indonesia and Japan”
6 月 22 日	昆野 明子 （金融庁検査局総務課課長補佐 兼 総務企画局政策課課長補佐）	「検察庁の９年　金融庁の２年」
6 月 29 日	James R. Cummings （マッコーリー大学応用金融・保険数理学部上級講師）	“Impact of the Basel III capital reforms on bank funding costs: Australian evidence”

（注）公表可能なもののみ本表に掲載している。

資料２－５－１

平 成 ２９ 年 度　 金 融 庁 研 修 体 系 図

一　般　研　修

金融庁職員として必要な基本的・一般的知識、ヒューマンスキル及び服務・規律等を付与することを主な目的として実施する研修

金融行政必修課程

- 金融行政研修
- グローバル経済研修
- ＦｉｎＴｅｃｈ研修

共 通 課 程

- 情報管理・文書管理研修
- 公務員倫理研修
- 障がい者理解研修
- 特定秘密保護研修
- メンタルヘルス研修
- 転入職員研修
- 子育て支援研修
- ワークライフバランス研修
- 教養講話

階 層 別 課 程

- 新規採用職員研修
- 役職別研修
  - 中堅係員コース
  - 新任係長コース
  - 新任課長補佐コース
- 幹部候補育成課程職員向け研修
- 管理職員向けマネジメント研修
- 個室幹部向けトップセミナー
- チームビルディング研修
- 異業種交流セミナー

語 学 課 程

- 英語研修
  - 個別指導コース
  - グループコース
  - 通学コース
  - リーディングコース
  - ビギナーコース
  - 新規採用職員コース
- 中国語研修
- 仏語研修

Ｉ Ｔ 課 程

- IT・サイバーセキュリティ研修
- ITパスポート研修
- 情報セキュリティマネジメント
- Ｅｘｃｅｌ（データ集計・マクロ活用）研修

通 信 課 程

- 通信研修
  - 証券アナリスト（1次レベル）
  - 米国証券アナリスト（CFA）コース
  - 公認内部監査コース
  - 証券外務員（Ⅰ種・Ⅱ種）コー
  - ファイナンシャル・プランニング（1級・2級）コース
  - 国際人材育成（ＦＳＩ　Ｃｏｎｎｅｃｔ）コース
  - TOEIC（初級・中級）コース
  - ロジカル思考力コース
  - 問題発見・解決力コース
  - 質問力コース

その他一般課程

- 総務系統事務研修
- 国会業務等基本動作研修
- メディア対応研修
- 教育官研修
- メンター研修
- 法律系研修
  - 民法コース
  - 会社法コース
  - 金融商品取引法コース
  - 銀行法コース
- 日本金融史研修
- 業務支援統合システム操作研修

専　門　研　修

金融庁の業務に特有な専門的知識、職員のレベルに応じた技能の習得及び向上を主な目的として実施する研修

企 画 課 程

- 企画系統研修

【基礎】
- 開示審査基礎研修

【実務】
- 開示審査実務研修

モニタリング課程

【基礎】
- モニタリング基礎研修
- リスク管理基礎研修

【実務】
- モニタリング実務研修
- リスク管理実務研修
- 通信研修
  - 銀行業務コース
  - 中小企業診断士コース

監 視 課 程

【基礎】
- 市場監視基礎（共通）研修
- 犯則調査基礎研修
- 取引審査基礎研修
- 取引調査基礎研修
- 開示検査基礎研修
- 国際取引等調査基礎研修

【実務】
- 市場監視総合研修
- 市場監視実務（共通）研修
- 犯則調査実務研修
- 取引審査実務研修
- 取引調査実務研修
- 開示検査実務研修
- 国際取引等調査実務研修

公認会計士等検査課程

- 公認会計士等検査事務研修

その他専門課程

【基礎】
- デリバティブ研修（初級）
- ファイナンス研修（初級）
- 財務諸表・経営分析研修
- 市場指標の見方・市場取引の仕組み研修
- 市場動向・分析研修

【実務】
- デリバティブ研修（中級・上級）
- ファイナンス研修（中級・上級）
- 企業会計実務研修
- 国際財務報告基準（IFRS）研修
- 先端金融商品研修
- 保険数理研修
  - 生保コース
  - 損保コース

資料２－５－２

平成29事務年度（平成29年７月～30年６月）研修実施状況

（H30.６.30現在）

区分		研修名（コース名）		目　　的	実　施　月
一般研修	必修課程 金融行政	金融行政研修		金融行政の理念・究極的な目標、金融行政方針及び金融レポートの背景・内容等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	７月・８月
		グローバル経済研修		マクロ経済の動向や最近の金融情勢等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	７月・８月
		FinTech研修		FinTechの最新動向や今後の展開、金融機関に対する影響や課題等について、金融行政を担う職員が理解すべき基本的事項の理解	７月・８月
	共通課程	情報管理・文書管理研修		金融庁における情報セキュリティ管理、行政文書管理、個人情報管理に関する基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・１月
		公務員倫理研修		公務員倫理、服務規律、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等に関する基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・１月
		障がい者理解研修		金融庁における障がいを理由とする差別の解消の推進、窓口等における障がい者に対する合理的配慮に関する理解	７月・８月・９月 10月・１月
		特定秘密保護研修		特定秘密保護法制、金融庁特定秘密保護規程、特定秘密を取り扱う者等の責務等に関する基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・１月
		メンタルヘルス研修		メンタルヘルスの現状、職場におけるハラスメントの防止等に関する基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・１月
		転入職員研修		「金融庁職員のあり方」、金融庁の組織・基本実務等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・４月
		子育て支援研修		仕事と育児の両立をイメージしたワークライフバランスの充実、同じ立場の職員の存在を認識し、横の繋がりを図る	７月
		教養講話		職員の自己変革に関する気付きの機会の提供、「金融庁職員のあり方」に適った組織風土の醸成、組織の活性化	１月
	階層別研修	新規採用職員研修（総合職）		社会人、国家公務員としての基礎知識や、金融庁職員として必要となる金融行政に関する法令及び基本的な知識・技能の習得	４月
		新規採用職員研修（一般職）			４月～５月
		役職別研修	新任係長コース	係長相当職に必要な業務遂行能力（コミュニケーションスキル、プレゼンテーションスキル、コーチングスキル等）の養成	９月・10月
			新任課長補佐コース	課長補佐相当職に必要な業務遂行能力（ネゴシエーションスキル、マネジメントスキル、プレゼンテーションスキル等）の養成	９月
		幹部候補育成課程職員向け研修		将来幹部として職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識・スキルの習得	12月
		管理職員向けマネジメント研修		管理職員のマネジメント能力の向上、管理者意識の涵養、気付きの機会の提供	１月・２月
		個室幹部向けトップセミナー		トップマネジメント層として、特に認識すべき事項（マネジメントの在り方、情報管理、倫理に関するハイレベルな事項等）の理解	１月
		異業種交流セミナー		外部との交流を通じて、多様な組織・意見に触れることによる、成長への気づきの場、庁外の人的・知的ネットワークの構築	11月・12月・１月 ５月・６月
	語学研修	英語研修	個別指導コース	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な英語に関する語学力の維持・向上を図る	９月期・１月期・４月期 （各期３か月間）
			グループコース	グループ形式によるレッスンにより、日常の英会話（初級レベル）・応用的なビジネス英会話（中・上級レベル）能力の維持・向上を図る	９月期・１月期・４月期 （各期３か月）
			通学コース	通学かつ、グループ形式によるレッスンにより、日常の英会話（初級レベル）・基礎・応用的なビジネス英会話（中・上級レベル）能力の維持・向上を図る	９月期・１月期・４月期 （各期３か月）
			リーディングコース	金融分野に関する英文を理解するための読解力向上を図る	９月期・１月期・４月期 （各期３か月）
			ビギナーコース	英語に関する日常的な学習方法を習得し、英語に関する語学力の向上を図る	１月期（３か月間）
			新規採用職員コース	新規採用職員の英語継続学習の契機、金融国際化に対応するため、職員の英語力強化を図る（グループ形式によるレッスン）	９月期（３か月間）
			単発開催	わかりやすい英語と丁寧な英語のバランスやその重要性について、基礎編・実践編に分けて実施し、英語に関する語学力の向上を図る	６月
		中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上を図る	９月期・１月期・４月期 （各期３か月）
		仏語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な仏語に関する語学力の維持・向上を図る	９月期（３か月間）

平成29事務年度（平成29年７月～30年６月）研修実施状況

（H30．６．30現在）

区分		研修名（コース名）		目　　的	実　施　月
一般研修	ＩＴ課程	IT・サイバーセキュリティ研修		職員のITリテラシー向上、IT・サイバーセキュリティ等に関する基本的事項の理解	７月・８月・９月 10月・１月
		ITパスポート研修		金融庁の情報システムに関する基本的知識、ITパスポート資格レベルに相当するIT基礎知識の習得	９月・10月
		情報セキュリティマネジメント研修		情報セキュリティマネジメント試験レベル相当の知識の付与	12月～３月
	通信課程	証券アナリスト （１次レベル）コース		証券アナリスト１次レベル相当の知識の付与	９月～３月
		米国証券アナリスト （CFA）コース		CFA（Chartered Financial Analyst）レベル１相当の知識の付与	２月～３月
		公認内部監査コース		公認内部監査人（CIA）試験レベル相当の知識の付与	９月～３月
		証券外務員 （Ⅰ種・Ⅱ種）コース		証券外務員Ⅰ種・Ⅱ種レベル相当の知識の付与	９月～３月
		ﾌｧｲﾅﾝｼｬﾙ・ﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ （１級・２級）コース		ファイナンシャルプランニング（FP）１級・２級レベル相当の知識の付与	９月～３月
		国際人材育成 （FSI　Connect）コース		国際金融規制の動向や国際金融の最新情報等に関する知識の習得	９月～３月
		TOEIC （初級・中級）コース		TOEIC（初級・中級）レベルの英語力の維持・向上を図る	９月～２月
		ロジカル思考力コース		問題の本質を捉えるための論理的思考力の向上を図る	９月～10月・11月～12月
		問題発見・解決力コース		問題を的確に捉え、実効性ある解決策を導き出すためのプロセスやスキルの向上を図る	９月～10月・11月～12月
		質問力コース		相手方の情報を正確に捉え、的確に質問する技術を身に付けることで、質の高い業務遂行能力を図る	９月～10月・11月～12月
	その他一般課程	総務系統事務研修		総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理の手続きに関する知識の付与	８月
		国会業務等基本動作研修		想定問答や幹部説明資料の作成、案件の進め方等、金融庁業務の基本動作及び国会業務の基本的・実践的な知識の付与	９月
		メディア対応研修		メディア対応における基本動作、記者会見やインタビューに関する技術習得	９月
		教育官研修		新規採用職員研修（一般職）の研修生を指導・育成を担当する教育官の養成	２月
		メンター研修		H30年度にメンターとなる職員に対し、メンターとしての必要な知識・スキルの付与	５月
		法律系研修	民法コース	民法（特に債権）に関する基礎及び専門的な知識の付与	３月
			会社法コース	会社法に関する基礎及び専門的な知識の付与	９月・10月
			金融商品取引法コース	金融商品取引法に関する基礎及び専門的な知識の付与	１月・２月
			銀行法コース	銀行法に関する基礎及び専門的な知識の付与	10月・11月
		日本金融史研修		日本における金融の歴史的な流れを理解することにより、金融に関する幅広い教養の習得	３月
		業務支援統合システム操作研修		業務支援統合システム（３局システム）の利用に関する基本的操作知識の付与	８月
専門研修	企画課程	企画系統研修		企画部門の業務内容や企画部局における諸課題等、企画部門行政に関する基本的事項の理解	８月
		基礎	開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識（企業会計、開示制度、有報等の審査、会計士監査、内部統制等）の付与	７月～８月
		実務	開示審査実務研修	企業内容開示審査業務に関する専門的な知識（コーポレートファイナンス、開示制度の現状、ディスクロージャー事案、有報等の審査事例、IFRS等）の付与	10月

平成29事務年度（平成29年７月～30年６月）研修実施状況

（H30.６.30現在）

区分		研修名（コース名）			目　　的	実　施　月
専門研修	モニタリング課程	基礎	モニタリング基礎研修		モニタリング業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識の付与	７月
			リスク管理基礎研修		モニタリング業務を遂行するうえで必要なリスク管理に関する基礎的な知識の付与	８月
		実務	モニタリング実務研修		モニタリング業務を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキルの付与	７月・８月・10月 11月・１月・３月
			リスク管理実務研修		モニタリング業務を遂行するうえで必要なリスク管理に関する専門的な知識及び実践的なスキルの付与	７月
		通信研修	銀行業務コース		銀行業務に関する基礎的な知識の付与	８月～３月
			中小企業診断士コース		中小企業診断士（１次試験）相当の知識の付与	８月～３月
	監視課程	基礎	市場監視基礎(共通)研修		市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等）の付与	７月
			犯則調査基礎研修		犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（犯則調査業務概要、刑法、刑事訴訟法、証券会社・銀行調査等）の付与	７月
			取引審査基礎研修		取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引・偽計、相場操縦、審査手法、審査レポートの書き方等）の付与	７月
			取引調査基礎研修		取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的知識（内部者取引・偽計、証券会社・銀行調査、調査事例等）の付与	７月
			開示検査基礎研修		有価証券報告書等検査に関して必要な基礎的知識（開示検査業務概要、質問調書、検査報告書、検査事案分析等）の付与	７月
			国際取引等調査基礎研修		国際取引等調査に関して必要な基礎的知識（相場操縦に関する調査、MOUの概要等）の付与	８月
		実務	市場監視総合研修		市場監視業務に関する総合的な知識（IT動向を踏まえた市場監視の課題や今後の取組み等）の付与	１月
			市場監視実務(共通)研修		市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的知識（FinTechの現状と課題、マクロ的監査アプローチ、監査のあり方等）の付与	７月
			犯則調査実務研修		犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（犯則調査の留意点、刑事訴訟法（証拠法・捜査）等）の付与	８月・１月
			取引審査実務研修		取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（規制、取引審査の着眼点、取引審査事例研究）等の付与	１月
			取引調査実務研修		取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的知識（金融商品取引法解説、相場操縦、調査実践）等の付与	８月・１月
			開示検査実務研修		有価証券報告書等検査に関して必要な専門的知識（IFRS・日本基準の相違点、開示検査手法・事例研究等）の付与	８月・12月
			国際取引等調査実務研修		国際取引等調査に関して必要な専門的知識（国際審査の現状と課題、調査手法、調査における留意事項等）の付与	１月
	公認会計士等	公認会計士等検査事務研修			公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識（検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等）の付与	７月
	その他専門課程	基礎	ファイナンス研修（初級）		金融行政における基本的かつ重要分野であるファイナンスに関する基本的知識（金利と債権の基本、確率・統計の基本等）の付与	８月
			財務諸表・経営分析研修		財務諸表・経営分析に関する基本的な知識（財務諸表の見方、経営分析の基礎・ケーススタディ等）の付与	５月・６月
			市場指標の見方・市場取引の仕組み研修		各種市場におけるマーケット指標の仕組み、金利・株式取引・債券取引・外国為替取引の仕組みに関する基本的な知識の付与	10月・11月
			市場動向・分析研修		日本・諸外国における市場（株式、証券化商品、派生証券、投資信託、公社債市場）動向及びその分析手法に関する基礎的な知識の付与	11月・12月
		実務	企業会計実務研修		会計制度に関する専門的な知識（税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等）の付与	２月
			国際財務報告基準（IFRS）研修		国際財務報告基準（IFRS）に関する専門的な知識（IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等）の付与	11月
			先端金融商品研修		先端金融商品に係る知識（仕組債、証券化商品、ストラクチャード・クレジット商品、投資信託の仕組み及びリスク等）の付与	10月～12月
			保険数理	生保コース	保険数理に関する知識（生保：利息計算、純保険料・営業保険料の考え方、責任準備金の考え方等、損保：料率算定、積立保険の数理の考え方、再保険等）の付与	11月
				損保コース		12月

資料２－７－１

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段)】

１．金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）(案)に対するパブリックコメントの結果等について公表しました。
２．証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について公表しました。
３．投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について公表しました。
４．「つみたて NISA に関する説明会」～職場つみたて NISA の活用～
５．近畿財務局が「平成 30 年大阪府北部を震源とする地震にかかる災害に対する金融上の措置について」を要請しました。
６．「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案)」について公表しました。
７．「投資家と企業の対話ガイドライン」の確定について公表しました。
８．電子決済等代行業を営むみなさまへ
９．金融庁　明治 150 年関連施策　特設ページ
10. 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について公表しました。
11. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
12. 仮想通貨に関する情報を掲載しました。
13. 顧客本位の業務運営に関する原則
14. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版スチュワードシップ・コード」の改訂
15. 講演等
16. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
17. 国会提出法案等
18. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
19. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP)に係る申請手続きについて公表しました。
20. FinTech サポートデスクの設置
21. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR 事務局開設
22. 『仮想通貨』に関する新しい制度
23. 「金融仲介機能のベンチマーク」について

（注）平成 30 年６月 29 日時点

資料２－７－２

平成29事務年度政府広報実績(H29.7.1～H30.6.30)

	媒　体（広報実施時期）		テーマ
テレビ	定時番組	霞が関からお知らせします　2017 （BS日テレ　日曜日　21：54～22：00）	「仮想通貨」って何？～可能性と注意点～ ※8月13日放送
	定時番組	霞が関からお知らせします　2018 （BS日テレ　日曜日　特別編成20：54～21：00）	NISA～貯蓄から資産形成へ！ ※1月7日放送
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加のWeekly Japan！！」	知っておこう！　仮想通貨と新しい制度 ※8/12・13放送
新聞	突き出し	全国69紙（中央4紙、ブロック3紙、地方62紙　平成29年9月18日～9月23日）	NISA口座におけるマイナンバー告知の周知
	突き出し	全国71紙（中央4紙、ブロック3紙、地方63紙、日経新聞　平成30年4月16日～4月22日）	休眠預金等の活用
	突き出し	全国71紙（中央4紙、ブロック3紙、地方63紙、日経新聞　平成30年6月4日～6月10日）	マネロン・テロ資金供与防止の強化
	記事下	全国70紙　全5段モノクロ（平成30年3月17日、3月18日）	仮想通貨を利用する際の注意点
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.56(H29.8発行)	仮想通貨について
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.57(H29.9発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.58(H29.11発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol.59(H30.1発行)	休眠預金等の活用について 金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
インターネット	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年7月31日から8月6日）	NISA口座におけるマイナンバー告知
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年8月7日から平成29年8月13日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年8月21日から平成29年8月27日）	プリペイドカード詐欺に注意
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年8月28日から9月3日）	（仮想通貨交換業に関する法制度（改正資金決済法等）の施行
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年9月18日から平成29年9月24日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成29年12月11日から平成29年12月17日）	休眠預金等の活用について
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成30年1月1日から平成30年1月7日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成30年4月9日から平成30年4月15日）	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	スマホ版ヤフーバナー広告	Yahoo!Japan（平成30年5月28日から平成30年6月3日）	マネロン・テロ資金供与防止の強化
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成29年8月14日から平成29年8月20日）	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
	インターネット テキスト広告	YOMIURI ONLINE（平成30年5月4日から平成30年5月10日）	振り込め詐欺救済法について
	インターネット テキスト広告	産経デジタル（平成29年9月11日から平成29年9月17日）	NISAについて

	インターネット テキスト広告	Trend Match（平成29年9月11日から平成29年9月17日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	インターネット テキスト広告	朝日新聞デジタル（平成29年9月18日から平成29年9月24日）	NISAについて
	インターネット テキスト広告	産経デジタル（平成29年9月18日から平成29年9月24日）	NISA口座におけるマイナンバー告知
	インターネット テキスト広告	毎日新聞　（平成29年10月2日から平成29年10月8日）	NISAについて
	インターネット テキスト広告	Trend Match（平成30年1月1日から平成30年1月7日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	モバイル携帯端末サイト広告	News Cafe（平成29年8月14日から平成29年8月20日）	ジュニアNISA制度創設（平成28年4月～）
	モバイル携帯端末サイト広告	News Cafe（平成29年9月4日から平成29年9月10日）	NISA口座におけるマイナンバー告知
	モバイル携帯端末サイト広告	News Cafe（平成29年12月25日から平成29年12月31日）	休眠預金等の活用について
	モバイル携帯端末サイト広告	News Cafe（平成30年1月1日から平成30年1月7日）	つみたてNISA制度創設のお知らせについて
	政府インターネットテレビ	（平成29年8月31日掲載）	使っていますか？お得な「NISA」
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？　借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ　個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？　最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載（平成30年4月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ　ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を　気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ　ご利用ください。「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年1月から掲載	資産づくりの第一歩に、 投資優遇制度「NISA（ニーサ）」があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年1月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり 「つみたてNISA（ニーサ）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成30年5月から掲載	「仮想通貨」を利用する前に知ってほしいこと。 平成29年4月から、「仮想通貨交換業（仮想通貨交換サービス）」 に関する新しい制度が開始されました

資料２－10－１

意見提出手続き（パブリック・コメント手続き）実施一覧

平成29事務年度（平成29年７月～30年６月）　　（金融庁ウェブサイトより抜粋）

公表日	案件名	締切日
H30.6.29	流動性比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表について	H30.7.30
H30.6.29	「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」（案）の意見募集について	H30.7.30
H30.6.18	自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）の公表について	H30.7.19
H30.6.8	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第３の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正（案）の公表について	H30.7.9
H30.6.1	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	H30.7.1
H30.6.1	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」の公表について	H30.7.1
H30.5.14	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	H30.6.12
H30.5.11	「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）の公表について	H30.6.9
H30.5.8	「監査基準の改訂について（公開草案）」の公表について	H30.6.6
H30.4.13	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	H30.5.12
H30.3.26	投資家と企業の対話ガイドライン（案）の公表について	H30.4.29
H30.3.9	「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」の公表について	H30.4.9
H30.3.5	「公認会計士等登録規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について	H30.4.4
H30.2.2	「投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」について	H30.3.5
H30.1.31	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正（案）について	H30.3.1
H30.1.23	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	H30.2.22
H29.12.22	「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）」等の公表について	H30.1.22
H29.12.15	自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示等の一部改正（案）について	H30.1.15
H29.12.15	「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（案）への意見募集（２月14日まで）について	H30.2.14
H29.12.8	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン（案）」及び「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について	H30.1.12
H29.11.28	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」の公表について	H29.12.12
H29.11.24	「流動性カバレッジ比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について	H29.12.24
H29.11.6	「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件」の改正案の公表について	H29.12.5
H29.10.24	平成29年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	H29.11.22

公表日	案件名	締切日
H29.10.24	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正案の公表について	H29.11.22
H29.10.13	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	H29.11.11
H29.8.22	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について	H29.9.22
H29.8.18	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について	H29.9.17
H29.8.9	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正（案）の公表について	H29.9.7

金融行政モニターについて

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください!!

金融庁においては、外部の皆様からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しております。

目的

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家（以下、6名）が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

また、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「**金融行政ご意見受付窓口**」も設置いたします。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

（敬称略）

井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）
翁　百合	㈱日本総合研究所　理事長
神田　秀樹	学習院大学法務研究科教授
永沢　裕美子	フォスター・フォーラム（良質な金融商品を育てる会）事務局長
米山　高生	東京経済大学経営学部教授
和仁　亮裕	弁護士（伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー）

窓口のご案内

このような方々からのご意見等をお待ちしております。

金融行政にご意見等をお持ちの方 ／ 事業会社 ／ 学識経験者 シンクタンク ／ 金融機関及びその職員

ご意見等の提出

金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政ご意見受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html

ご意見等提出方法：電話、FAX、ウェブサイト、郵送

電話番号：0570-052100（ナビダイヤル）
（IP電話は、03-3501-2100）

FAX番号：03-3506-6699

ウェブサイト：上記URL参照

郵送先：
〒100-8967　東京都千代田区霞ヶ関3-2-1
金融庁金融サービス利用者相談室
「金融行政ご意見受付窓口」

金融行政モニター委員に対し、直接ご意見等の提出を望む場合

金融行政モニター受付窓口

URL: http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html

ご意見等提出方法：電子メール

電子メールアドレス：
kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※　英語でのご意見等も受け付けております。

金融行政モニター

金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等の取扱い等

- 金融行政モニター委員宛にいただいたご意見等については、金融庁職員が関与することなく、金融行政モニター委員に直接届けられ、ご意見等の提出者の同意がない限り、金融庁職員が閲覧することはございません。（いただいたご意見等については、金融行政モニター委員及びその補佐を行うために特別に任用されたスタッフ以外には伝達しない等、金融庁の規則を定め、厳正かつ適切な守秘義務を課しております。また、匿名の場合であってもご意見等を提出していただくことができます。）
- いただいたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされた後、今後のよりよい金融行政の遂行のため活用させていただきます。
- 金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、いただいたご意見等のうち、主な意見等の概要を定期的に公表いたします。なお、公表にあたっては、ご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表といたします。

金融行政モニターの流れ

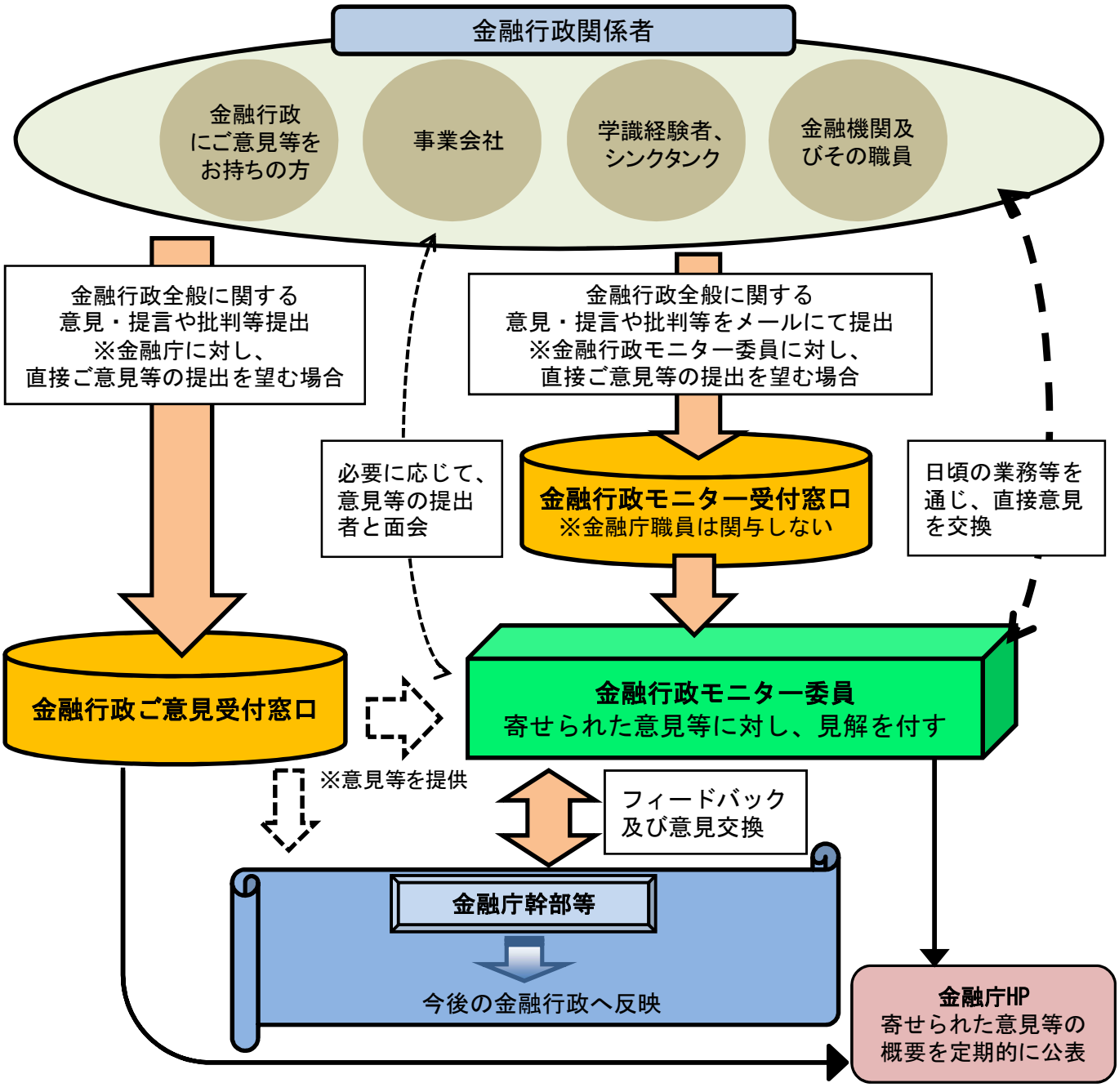

お問い合わせ先　金融庁総務企画局政策課
金融サービス利用者相談室
Tel 0570-052100（ナビダイヤル）（IP電話は、03-3501-2100）
Fax 03-3506-6699

資料２－12－２

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年７月 31 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

１．金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年１月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 29 年１月から３月までの３か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

（注）このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、平成 29 年１月１日から３月 31 日までの間に 130 件となっています。

２．金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○　平成 29 年１月１日から同年３月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】
７件

【主なご意見等】
（別紙）をご覧ください。

※　公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課政策評価企画係
・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

（別紙）【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	証券会社が、零細顧客の利益を犠牲にして、証券会社自身や大口顧客の利益を確保するために行動していると思われる経験をした（注）。 投資信託に関しては、未だに証券会社によって高額な手数料設定や回転売買の推奨が行われている。 家計の安定的な資産形成のために投資が有効だとするのであれば、行政は、証券会社が目先の利益を重視するのではなく顧客本位の業務運営をするよう、的確な対応をとることが急務である。 （注）具体的には、外国通貨建て債券の償還金が、ＭＲＦに入れてもらう契約にもかかわらず預り金となっていた際に、証券会社は自らの誤りを詫びるでもなく、不満なら他の証券会社へ移ればよいとの態度を示した。また、外国の国債が暴落した際、当該債券の売却を勧めてきたので、逆に買いたいと注文しても（売り推奨しているくらいなので買えないはずがないのに）「買えなかった」と言われるなどの対応をされたとしている。	国民の安定的な資産形成を図るためには、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営に努めることが重要との観点から、昨年、金融審議会市場ワーキング・グループにおいて審議が行われました。12 月にまとめられた金融審議会市場ワーキング・グループ報告を踏まえ、金融庁として、本年 3 月 30 日に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定し、公表したところです。 「原則」では、金融事業者は顧客の最善の利益を図るべきとするとともに、重要な情報を分かりやすく提供すべき、顧客にふさわしいサービスを提供すべき、などとしています。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えています。 また、金融庁としても、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしており、ご指摘の点についても参考とさせていただきます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2	1．平成 26 年の保険業法改正に際しては、「保険商品の販売時に所属保険会社から保険代理店に対し支払われる手数料の高いものを優先的に販売しているのではないか」という懸念から推奨販売に係る規制が導入されたと記憶している。しかし、現状、保険代理店の使用人である各募集人が、推奨する保険商品の設計時にその商品の手数料を確認できるようになっており、このこと自体が問題ではないか。また、体制整備として、今までのようなフルコミッション（完全歩合制）ではなく雇用を求められているのであれば、本来募集人が手数料を確認する理由も極めて無いに等しいのではないか。	1．平成 28 年 5 月に施行された改正保険業法においては、複数の保険会社の保険商品を比較推奨販売する保険代理店(乗合代理店)に対しては、このような販売形態における保険募集の適切性を確保する観点から、 ① 顧客の意向に沿った比較可能な商品の概要を明示すること、 ② 特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨する理由を説明すること、 などを求める比較推奨販売に係る規制が導入されました。 ご意見にある事例のとおり、保険代理店において、顧客に提示する保険商品の設計書等を作成するにあたって、各保険募集人は保険会社から提供されるシステムを利用することが一般的であり、この場合、各保険募集人が見る画面や設計書(保険代理店控え)等に手数料が表示される場合があります。ご意見は、このような場合、各保険募集人が顧客の意向に沿わず、手数料の多寡に応じて保険商品を推奨することを懸念しているものと考えます。 保険会社からシステムを介して提供される手数料に関する情報については、保険代理店における収益管理等に活用される一方で、その情報が、保険代理店において各保険募集人にも提供された場合には、例えば、保険募集人の給与が販売成績に連動するもの(＝歩合給)であると、一般的に、ご意見にあるような事象が懸念されるものと考えられます。他方、保険募集人の給与が販売成績に連動しないもの(＝固定給)であると、一般的に、ご意見にあるような事象を招く懸念は少ないものと考えられます。 このように同じ情報であっても、それぞれの利用目的や利用者、利用状況などに応じて、その情報の性質も異なるものであることから、システムを提供する保険会社や当該情報を利用する保険代理店においては、改正保険業法に基づく対応を行ううえで、その利用状況等を踏まえ適切に運用する必要があると考えます。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
2		金融庁としましては、乗合代理店に支払われる手数料の多寡に応じて、比較推奨のプロセスが歪められていないかなど、比較推奨販売に係る規制の実効性を検査・監督を通じて検証しており、引き続き適切な対応を求めてまいります。 また、金融庁が本年3月30日に策定・公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」において、「手数料等の明確化（原則４）」や「重要な情報の分かりやすい提供（原則５）」を定めています。具体的には、原則４として「金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるように情報提供すべきである。」、原則５として「金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則４に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるように分かりやすく提供すべきである。」としており、その他、利益相反の適切な管理（原則３）や従業員に対する適切な動機づけの枠組み等（原則７）などを盛り込んでおります。 今後、金融事業者が「原則」を踏まえた実質的な取組みを行っていくことが重要と考えており、金融庁としては、各金融事業者に対するモニタリング等を通じて「原則」の定着に努めていくこととしております。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
２	２.弊社はこの度の法改正による体制整備の肝の一つとして、使用人を適切に管理監督するためには雇用が前提と捉え、これに対応すべく準備を進めてきた。保険代理店が使用人に対して支払う報酬は、契約件数等実績に応じた報酬（コミッション）も含めて社会保険料の対象となるが、今年になり、報酬全体を最低賃金の部分とコミッションの部分とで2段にして最低賃金の部分にだけ社会保険料を掛けて法人としての固定費を抑える、という対応が横行していると様々なところから聞く。しかも、ある保険会社の担当者がそのように指導していると聞く。これが事実であれば、日本は正直者が馬鹿を見る社会になり下がってしまうため、そのようなことにならないように、公正な法整備の浸透を切に希望する。	２．保険業法(第294条の3)においては、保険募集の適切性を確保するため、保険募集人(保険代理店)に対して体制整備義務を課しています。 また、保険代理店において保険募集に従事する役員又は使用人については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(Ⅱ－4－2－1(3)①ｴ.)において、 ① 保険代理店から保険募集に関し、適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う者であること ② 使用人については、①に加えて、保険代理店の事務所に勤務し、かつ、保険代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者であること などの要件を満たすべきことを規定しています。 この場合、保険代理店の使用人は、必ずしも正社員であることが求められるものではありませんが、これらの要件及び労働関係法規を遵守した者である必要があります。 （平成26年3月18日 「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正に対するパブリックコメントの結果等についてNo.7に係る回答を参照） また、ご意見にある社会保険料の適用等に関しましては、厚生労働省の所管事項ではございますが、金融庁としましても、ご意見にあるような報酬体系に係る社会保険料の適用実態等を踏まえ、厚生労働省との連名で、「厚生年金保険法等に基づく届出の適正化の徹底について」（平成29年3月28日付）の文書を保険業界関係団体に発出し、ご意見にあるような報酬（保険代理店が使用人に対して支払う報酬）は、賃金、給与、手当などの名称を問わず労働の対価として受けるすべてのものを指すことについて、保険会社及び保険代理店への周知・徹底を図っております。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
3	公募等に先立って行われる発行会社と投資家との間の取得勧誘又は売付け勧誘等に該当しないミーティングの範囲について、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とを区別する取扱いをしてもらいたい。 有価証券届出書提出の１ヶ月以上前に行われる情報発信に関し、企業内容等ガイドライン2-12③によりセーフハーバー規定が導入されたと理解しているが、上場会社による公募の場合と非上場会社による公募の場合とが区別されていないことによって、非上場会社によるIPOの場合にも、公募前の会議に参加できる投資家候補（証券会社を含む）の数、回数等が限定され（2回から3回まで）、秘密保持契約を締結することが必要となったりしている。非上場会社の公募の場合には、公募に関する情報が株価に影響を与えるケースはまれであり、不公正取引が行われる可能性は低い。 英国では、Market Abuse Rules11条において、公募前のマーケットサウンディングが認められており、日本においても同様の制度が構築されれば、上場を目指す企業にとって効率的なシステムとなるし、東京資本市場の活性化、信用強化に資するのではないか？	金融商品取引法第４条では、有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘等（勧誘）は、発行者が有価証券届出書（届出書）を提出した後でなければ行うことができないとされています。このように届出書の提出前の勧誘が禁止されている趣旨は、勧誘による販売圧力によって、投資者が不確実または不十分な情報に基づく投資判断を強いられる事態の防止にあるとされています。 これに関連する企業内容等開示ガイドライン2－12③においては、届出書提出の１ヶ月以上前に行われる情報発信について、 ⑴ 有価証券の募集・売出しに言及がなく、 ⑵ 届出書提出日以前１ヶ月以内に再度発信されないための合理的な措置がとられている場合には、 情報発信が行われてから届出書の提出までに一定の期間があり、当該情報発信により生じた特定の有価証券に対する投資者の関心は沈静化し、その関心が再び高まるおそれも低いと考えられることから勧誘には当たらないと整理されています。 上場会社による公募（PO）や非上場会社による公募（IPO）に先立ち、企業、証券会社が具体的にどのような情報発信を行うかは、上述の法令・ガイドラインを踏まえつつ、企業、証券会社がそれぞれの事情に即して判断すべきものと考えられますが、PO、IPOいずれの場合においても、同ガイドライン2－12③は、（指摘されているような）公募前の会議に参加できる投資家候補の数や会議の回数や秘密保持契約の締結を、勧誘に当たらないための要件として設けているものではありません。

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年３月 16 日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況及び金融庁の対応について

１．金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成 28 年１月 29 日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成 29 年４月から 12 月までに寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

（注）このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口に寄せられた意見等は、平成 29 年４月１日から 12 月 31 日までの間に 775 件となっています。

２．金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○　平成 29 年４月１日から同年 12 月 31 日までに寄せられたご意見等

【受付件数】
42 件

【主なご意見等】
（別紙）をご覧ください。

※　公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総務企画局政策課
・金融行政ご意見受付窓口に関するお問合わせ
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

（別紙）【主なご意見等】

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	より良い金融行政の運営のための人材育成の手法として、これまで以上に金融庁のプロパー職員を財務局に出向させて現場でのモニタリング業務等を経験させるなど、金融庁と財務局の積極的な人事交流を行うことを検討してもらいたい。	○金融庁と財務局の人事交流については、従前より職員の専門性と資質向上に向けて、 ・金融庁職員が財務局に出向し、財務局での金融行政を経験するとともに、地域経済の実態等の見聞を広める、 ・財務局職員が金融庁に出向し、財務局での金融行政を担う上での専門性を向上させる、 といった考え方に基づき、双方向において計画的かつ積極的に実行してきたところです。 ○金融庁職員の財務局への派遣状況（平成20年度から平成29年度）については、若手職員は３名から16名と、また、財務局の幹部ポストへ派遣している管理職職員等は15名から20名と、それぞれの階層において計画的かつ着実に交流人数を増やしているところです。 ○また、財務局職員の金融庁への受入状況については、若手職員を中心に毎年50名程度の交流を行っているほか、将来、財務局の幹部に登用し得る職員も毎年度７名程度受け入れており、財務局に復帰した際は、金融庁での経験・成果が発揮できる部署への配置をお願いしているところです。 ○今後も、金融庁と財務局の積極的な人事交流や情報共有を進めることにより、金融庁・財務局が一体として金融行政の質の向上を図っていきたいと考えています。

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
２	商工中金の不正融資が問題となったが、商工中金と同様の公的な制度融資の一つである「経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）」を実施している日本政策金融公庫も、恣意的に要件に合致させる等して民間金融機関より有利な条件での融資を実施している可能性がある。 本来、中小企業を支援するための融資制度が、融資実績を作り上げるための手法として用いられている点が大いに問題である。 商工中金のみならず、政府系金融機関全体についても幅広く改革を行っていただきたい。	公的金融は、民業補完を旨としつつ、民間金融と連携・協力して地域経済の発展を下支えする等の役割を担っています。 なお、各地域には、生産性が低く、経営改善、事業再生や事業承継等を必要としている中小企業等が多数存在する中、政府系金融機関は、地域金融機関との信頼関係に基づき連携・協業しながら、こうした企業の支援に重点的に取り組むことが重要であると考えています。 こうした観点から、金融庁としては、日本政策金融公庫も含め公的金融と民間金融の競合等の実態を調査するとともに、政府系金融機関、民間金融機関、関係省庁と意見交換を行い、地域金融・中小企業金融の分野における公的金融と民間金融の連携・協力を含む望ましい関係のあり方について議論を行ってまいります。

金融庁

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください！

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する
「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する４つのサービス

ご意見・ご要望・情報提供の受付

- 金融行政に関するご意見・ご要望や貸し渋り・貸し剥がし、口座の不正利用等の各種情報提供を承ります。

ご質問・ご相談への対応

- 専門の相談員が、皆様のご質問・ご相談に電話にてお答えします。
- ウェブサイト・ファックス・郵送でいただいたご質問等にも、相談室からお電話をお返しします。

頂いたご意見の金融行政への活用

- 頂いたご意見は金融庁内で共有し、今後の金融行政に活用致します。

金融サービス利用者の皆様への情報提供

- 相談等の受付実績、よくあるご相談についてのＱ＆Ａ等を、３ヶ月ごとに金融庁ウェブサイトで公表します。

－ ご留意事項 －

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。

裏面もご覧下さい

相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日１０：００～１７：００
- 電話番号：０５７０－０１６８１１（ナビダイヤル）
  IP電話からは ０３－５２５１－６８１１

（注）お電話は、応対内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

- 受付の流れ：

➢上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

① 預金・融資等に関するご相談
② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
④ 貸金等に関するご相談
⑤ 仮想通貨等に関するご相談
⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

➢相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見･相談･情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問･ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の１０:００～１７:００の間に、お電話をお返し致します。

（注１）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注２）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
  (https://www.fsa.go.jp/opinion/)

ファックス等での受付

- ファックス番号：０３－３５０６－６６９９
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
  〒100-8967　東京都千代田区霞が関3－2－1　中央合同庁舎第７号館
  金融庁 金融サービス利用者相談室 宛

資料２－13－２

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
（平成29年４月１日～30年３月31日）

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

29年４月１日～６月30日・・・29年８月２日公表（第48回）

29年７月１日～９月30日・・・29年11月27日公表（第49回）

29年10月１日～12月31日・・・ 30年２月16日公表（第50回）

30年１月１日～３月31日・・・30年５月11日公表（第51回）

１．類型別受付件数

（単位：件）

区　　分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
質　問　・　相　談	6,652	6,691	6,946	8,406	28,695
意　見　・　要　望	1,046	1,092	1,636	2,159	5,933
情　報　提　供	506	316	401	482	1,705
そ　の　他	85	74	72	469	700
合　計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

２．受付方法別件数

（単位：件）

区　　分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
電　話	6,773	6,741	7,069	8,951	29,534
ウ　ェ　ブ　サ　イ　ト	883	765	1,103	1,607	4,358
フ　ァ　ッ　ク　ス	198	126	130	136	590
手　紙	270	244	277	262	1,053
そ　の　他	165	297	476	560	1,498
合　計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

３．分野別受付件数

（単位：件）

区　　分	29/4～6	29/7～9	29/10～12	30/1～3	29年度合計
預　金　・　融　資　等	2,366	2,284	2,514	2,435	9,599
保険商品・保険制度等	1,975	1,985	1,873	1,758	7,591
投資商品・証券市場制度等	2,218	2,138	2,466	2,211	9,033
貸　金　等	720	625	576	647	2,568
仮　想　通　貨　等	543	685	1,141	3,559	5,928
金融行政一般・その他	467	456	485	906	2,314
合　計	8,289	8,173	9,055	11,516	37,033

４．分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

（単位：件、％）

区　　分	預金		融資		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	892	37.7	788	33.3	686	29.0	2,366	100.0
７月　～　９月	937	41.0	786	34.4	561	24.6	2,284	100.0
10月　～　12月	797	31.7	751	29.9	966	38.4	2,514	100.0
１月　～　３月	797	32.7	783	32.2	855	35.1	2,435	100.0
29 年 度 合 計	3,423	35.7	3,108	32.4	3,068	32.0	9,599	100.0

○保険商品等

（単位：件、％）

区　　分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	526	26.6	898	45.5	551	27.9	1,975	100.0
７月　～　９月	510	25.7	902	45.4	573	28.9	1,985	100.0
10月　～　12月	518	27.7	838	44.7	517	27.6	1,873	100.0
１月　～　３月	474	27.0	780	44.4	504	28.7	1,758	100.0
29 年 度 合 計	2,028	26.7	3,418	45.0	2,145	28.3	7,591	100.0

○投資商品等

（単位：件、％）

区　　分	証券会社（第一種業）		その他		合　計	
	件　数	比　率	件　数	比　率	件　数	比　率
４月　～　６月	494	22.3	1,724	77.7	2,218	100.0
７月　～　９月	569	26.6	1,569	73.4	2,138	100.0
10月　～　12月	527	21.4	1,939	78.6	2,466	100.0
１月　～　３月	537	24.3	1,674	75.7	2,211	100.0
29 年 度 合 計	2,127	23.5	6,906	76.5	9,033	100.0

○貸金等

（単位：件）

区　　分	件　数
４月　～　６月	720
７月　～　９月	625
10月　～　12月	576
１月　～　３月	647
29 年 度 合 計	2,568

○仮想通貨等

（単位：件）

区　分	件　数
４月　～　６月	543
７月　～　９月	685
10月　～　12月	1,141
１月　～　３月	3,559
29年度合計	5,928

○金融行政一般・その他

（単位：件）

区　分	件　数
４月　～　６月	467
７月　～　９月	456
10月　～　12月	485
１月　～　３月	906
29年度合計	2,314

資料２－14－１

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成２９～３３年度）

基本政策	施策	平成29年度の主な事務事業
Ⅰ 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	１　マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	① マクロプルーデンスの取組 ② 効果的な金融モニタリング（監督・検査）の実施
	２　健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	① 国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルールの整備等 ② 円滑な破綻処理のための態勢整備
	３　金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融仲介の質の向上に向けた実態把握・金融機関との対話等 ② ビジネスモデルの持続可能性の確保に向けた取組の促進
Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上	１　利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融機関等による顧客本位の業務運営の確立と定着 ② 家計における長期・積立・分散投資の促進 ③ 退職世代等に対する金融サービスのあり方の検討 ④ アクセシビリティの向上（利用者の利便を向上させるための取組） ⑤ 金融リテラシー（知識・判断力）の向上のための環境整備
	２　利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	① 金融サービスを安心して享受できるための金融機関における態勢整備等 ② 利用者保護のための制度・環境整備
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	１　金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	① 内外環境を踏まえた情報力の強化 ② 迅速かつ効率的な検査・調査の実施 ③ 深度ある分析の実施と市場規律強化に向けた取組 ④ 市場監視におけるITの活用（RegTech） ⑤ 国内外の自主規制機関等との連携
	２　企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	① 企業による情報開示の質の向上に向けた取組の実施 ② 金融商品取引法上のディスクロージャーの適正性の確保 ③ ＥＤＩＮＥＴの整備 ④ 我が国において使用される会計基準の品質向上 ⑤ 適正な会計監査の確保のための態勢・環境整備に向けた取組の実施 ⑥ 公認会計士・監査法人等に対する適切な検査・監督 ⑦ 優秀な会計人材確保に向けた取組の推進
	３　市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	① コーポレートガバナンス改革の深化に向けた取組 ② 東京国際金融センター構想の推進 ③ 市場の機能強化に向けた環境整備 ④ 市場インフラの安定性等確保に向けた監督の実施 ⑤ 金融指標の信頼性・透明性の維持・向上

（横断的施策）

１　IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	① ＩＴ技術の進展等への対応 ② 金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組 ③ 仮想通貨 ④ 取引の高速化への対応
２　業務継続体制の確立と災害への対応	① 災害等発生時における金融行政の継続性確保 ② 金融機関の業務継続体制の検証 ③ 災害への対応
３　その他の横断的施策	① 金融規制・監督のあり方についての国際的な提言 ② 国際的なネットワーク・協力の強化 ③ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応 ④ 規制・制度改革等の推進 ⑤ 事前確認制度の適切な運用 ⑥ 金融行政におけるＩＴの活用

（金融庁の行政運営・組織の改革）

１　金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	① 金融庁自体を環境変化に遅れることなく不断に自己改革する組織に変革（ガバナンスの改善） ② 金融行政に関する広報の充実 ③ 学術的成果の金融行政への導入 ④ 総合政策機能の強化
２　検査・監督の見直し	① 検査・監督手法の見直し
３　金融行政を担う人材育成等	① 金融庁の組織文化（カルチャー）の変革

資料２－14－２

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
26 年５月		・「第 23 回政策評価に関する有識者会議」開催（26 年５月 30 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（26 年６月国会報告）	・「平成 24 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（26 年６月 13 日）
７月		・「平成 26 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：26 年４月～27 年３月末）策定（26 年７月１日公表）
８月		・政策評価（平成 25 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（26 年８月 29 日）
27 年３月	・「政策評価に関する基本方針」の一部変更（27 年３月閣議決定）	
４月	・「政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（27 年４月政策評価各府省連絡会議了承）	
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（27 年６月国会報告）	・「平成 25 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（27 年６月 12 日） ・「第 24 回政策評価に関する有識者会議」開催（27 年６月 29 日）
８月		・政策評価（平成 26 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（27 年８月 31 日公表） ・「平成 27 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：27 年４月～28 年３月末）策定（27 年８月 31 日公表）
28 年５月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（28 年５月国会報告）	・「平成 26 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（28 年５月 20 日）
６月		・「第 25 回政策評価に関する有識者会議」開催（28 年６月８日）

８月		・「平成 28 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：28 年４月～29 年３月末）策定（28 年８月 12 日公表） ・政策評価（平成 27 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（28 年８月 31 日公表）
29 年６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（29 年６月国会報告）	・「平成 27 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（29 年６月 23 日） ・「第 26 回政策評価に関する有識者会議」開催（29 年６月 26 日）

	政府全体の動き	金融庁の動き
７月	・「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」の一部変更（29 年７月政策評価各府省連絡会議了承）	
８月		・「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：29 年４月～34 年３月末）策定（29 年８月１日公表） ・政策評価（平成 28 年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（29 年８月 31 日公表）
12 月		・「平成 29 年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：29 年４月～30 年３月末）策定（29 年 12 月 15 日公表） ・「政策評価に関する有識者会議運営要領」策定（29 年 12 月 15 日公表）
30 年１月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年１月 31 日）
５月		・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年５月 21 日）
６月	・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（30 年６月国会報告）	・「平成 28 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（30 年６月 13 日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（30 年６月 22 日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

資料２ - 14 - ３

平成 29 年度の金融庁の取組み

１. 総 論

金融庁では、①金融システムの安定／金融仲介機能の発揮、②利用者保護／利用者利便、③市場の公正性・透明性／市場の活力のそれぞれの両立を通じて、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大させることを目標としている。

平成 29 年度も、この目標の実現に向けて、「金融庁の行政運営・組織の改革」、「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」、「国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備」、「IT 技術の進展等への対応」等、各般の事務事業に精力的に取り組んだ。

多くの事務事業において、本年度の目標を果たしたが、中長期的な目標の実現に向けては、本年度の取組みを踏まえ、それぞれにさらに取り組むべき課題が明らかになっている。こうした政策評価によるPDCAサイクルを通じて、次年度以降の金融行政に取り込んでいく。

２. 金融庁の行政運営・組織の改革

上述した金融庁の目標が、単なる標語ではなく、職員が常にこれを意識して業務運営に携わるような行動基準としての定着を図っていくことを目指し、今年度も金融庁の行政運営・組織の改革に取り組んだ。

（1） 組織文化（カルチャー）の変革

- ✓ 金融庁職員に、「国民」・「国益」を基本とした行動を定着させるため、職員が持つべき心構え（金融庁職員のあり方）や、管理職以上の職階に求められる能力（コンピテンシー）を定め、人事評価や 360 度評価研修の評価項目にも反映させた。
- ✓ また、新たな行政課題への的確な対応を可能とするためのリーダーの育成、組織としての多様性と専門性の向上、ワークライフバランスの推進といった観点から、様々な人事政策上の課題について、庁内外で幅広く意見を伺いながら、具体的な施策の検討を進めている。
- ➢ 組織文化（カルチャー）の変革は今年度より取組みを始めたところであり、また、職員が真に「国民、国益のために働く」組織への変革は一朝一夕に進むものではないことから、今後、諸施策を順次実施に移していくとともに、不断に改善・見直しを行うことにより、変革を定着させていく。

（2） 金融庁のガバナンスの改革と総合政策機能の強化

- ✓ 外部からの意見や批判等が金融行政に継続的かつ的確に反映されるよう、開かれたガバナンスの更なる充実に向けて、例えば以下の取組みを行った。
  - ・ 政策評価有識者会議について、政策評価法に基づく政策評価だけでなく、金融行政上、重要な課題等について定期的な議論を行うよう運営を改めたほか、引き続き、各種有識者会議を活用。
  - ・ 業務改善とガバナンスに通暁した専門家による、金融機関及び金融庁職員等へのヒアリング等を通じた金融行政に対する外部評価を実施。

- ✓ さらに、本年夏の組織再編に向けて、全庁的な金融行政の戦略立案や総合調整を行う機能を強化する等の観点から、組織や業務の在り方について見直しを進めた。
- ➢ 上記の枠組みをはじめとするガバナンスの改革は、今般、体系立てた取組みとして着手したところ。ただし、改革は緒についたばかりであり、外部からの意見や批判等を的確に反映させ、金融行政の質の向上につなげていくサイクルを、次年度以降も、失速させることなく着実に定着させる取組みを進めるとともに、枠組みについても PDCA を回し不断に見直しを行っていく。

（3） 検査・監督のあり方の見直し

- ✓ 金融機関の検査・監督のあり方については、これまでも様々な見直しを行ってきたところ、その一つひとつの取組みの基本にある考え方と今後の方針とを整理するため、「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」を意見募集手続に付した。その際、英語版をもとに内外に意見を募集し英文でのコメントも多数受け付けると共に、海外当局との意見交換も行った。
- ✓ 意見募集期間中、直接、意見を聴取するため、全国で、全ての預金取扱金融機関、これらの監査法人及び財務局職員との対話会を実施し（のべ 60 回開催）、主な意見を公表した（30 年3月）。
- ➢ 個別の分野の「考え方と進め方」については、重要度の高いものから金融機関と丁寧に対話を重ねたうえで作成・公表していく。また、その時々の検査・監督上の重要な課題、着眼点等についても適時取りまとめ、公表していく。さらに、新しい検査・監督を定着させ、検査・監督の品質の向上を図るため、組織として品質管理する仕組みの強化や、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組んでいく。

3. 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮

金融機関においては、低金利環境の長期化、人口減少及び高齢化の進展、IT 技術の進化等、構造的な環境変化に遅れずに適切な対応がとれるよう、質の高いガバナンスの構築が重要となっている。

こうした中、将来にわたって経営の健全性を維持しながら、地域で金融仲介機能を継続的に発揮し、付加価値の高いサービスを提供することで、安定した顧客基盤と収益を確保する「共通価値の創造」の重要性がより一層増している。そこで、今年度は、特に以下の取組みを行った。

（1） 地域金融機関における将来にわたる経営の健全性の確保

- ✓ 構造的な環境変化に対し、適切な対応が講じられていないことにより、将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関に対しては、検査を通じて経営課題を特定した上で、経営陣等と深度ある対話を行い、課題解決に向けた早急な対応を促した。

- ➢ 検査を実施した地域金融機関については、検査を通じて把握された経営課題の解決に向けた対応を継続的にフォローアップしていく。
- ➢ 他に将来的な健全性に深刻な課題を抱えている地域金融機関がないかモニタリングを行い、こうした先が確認された場合には、必要に応じ、検査も活用しながら、深度ある対話を通じて、課題解決に向けた対応を促進させる。
- ➢ 上記の方向性で現行の早期警戒制度の改善を図る。
- ➢ また、低金利が長期間継続しているが、現在の金利環境が変化した際に、金融システムにいかなる影響が生じるか等についても、分析・検証していく。

（2） 金融仲介機能の十分な発揮に向けた対応

- ✓ 地域金融機関には、地域企業の生産性向上等を後押しし、それを通じて、地域経済の活性化に貢献していく役割が期待される。こうした観点から、金融仲介の十分な発揮に向け「金融仲介機能のベンチマーク」等を活用した金融機関との深度ある対話や、各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる比較可能な共通の指標群（KPI）の策定に向けた検討、金融機関によるREVIC及び日本人材支援機構の人材・ノウハウ支援の活用を促すこと等に取り組んだ。
- ✓ さらに、将来にわたって金融機関の健全性と金融仲介機能の発揮を両立させ、地域経済や地域の企業・住民の立場から最適な競争のあり方について「金融仲介の改善に向けた検討会議」で議論し、平成30年4月、報告書を公表した。
- ➢ これまでも地域金融機関における金融仲介の発揮に向けた取組みは進められてきているが、その十分な発揮の実現は容易ではなく、引き続き、金融機関との対話等を通じて、金融仲介の組織的・継続的な取組みを促していく。

4. 国民の安定的な資産形成に資する金融・資本市場の整備

金融庁は、年金資産を含む家計の安定的な資産形成及び投資家と企業との対話による企業価値の持続的向上等を通じ、我が国全体の資金の流れを最適化させることを目指し、金融・資本市場の質の向上に取り組んでおり、今年度は、特に以下の取組みを行った。

（1） 国民の安定的な資産形成の推進と顧客本位の業務運営

- ✓ 金融機関の取組みの「見える化」を促進する観点から、「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択事業者のリストを公表したほか、金融機関間で比較可能な共通 KPI の策定に向けて、金融機関の取組状況のモニタリングを行った。
- ✓ NISA制度の利便性向上を図るため、口座開設申込時に即日で買付けを可能とする税制改正を実現。また、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるよう、金融庁が率先して職場つみたて NISA を導入（地方自治体や企業も導入するよう、働きかけを継続予定）したほか、個人ブロガー等との意見交換会など、新たなチャネルを通じた情報発信を進めた。
- ✓ 有識者ヒアリング等を通じた退職世代等を取り巻く状況の整理・分析も踏まえ、退職世代等に対する金融サービスのあり方を検討した。

- 営業現場まで顧客本位の業務運営が浸透しているかや、比較可能な共通 KPI の設定・公表状況をモニタリングし、引き続き顧客本位の業務運営の確立と定着を促す。
- つみたてNISAの普及・利用促進を図るため、地方自治体や企業に対して職場つみたてNISAの導入を促す取組み等を進めていく。

（2）ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

- ✓ コーポレートガバナンス改革については、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の提言を踏まえ、果断な経営判断や企業年金のアセットオーナーとしての専門性向上等を盛り込んだコーポレートガバナンス・コードの改訂と、機関投資家と企業との対話で重点的に議論することが期待される事項をまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を、平成 30 年 6 月に行った。
- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討していく。

5. IT 技術の進展等への対応

IT 技術の進展等の環境変化に対しては、今年度は、特に以下の取組みを行った。

（1）業態別の法体系から機能別・横断的な法体系の見直しの検討

- ✓ IT 技術の進展等による金融システムを取り巻く環境の変化を踏まえ、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」を設置し、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する等の考え方の下、業態別の法体系から機能別・横断的な法体系への見直しの検討に着手しており、平成 30 年 6 月に中間整理として公表した。
- IT 技術の進展等に伴う、金融を取り巻く環境の変化に対応するため、制度面の課題について更なる検討を行っていく。

（2）フィンテックを我が国の経済・金融の発展につなげていくための方策

- ✓ 金融機関とフィンテック企業の連携や、フィンテック企業によるイノベーションを促す環境の整備を目指し、所要の政府令の整備を含めたオープン API の促進に向けた取組を進めた。これにより、平成 30 年 3 月現在、インターネットバンキングを提供している全銀行（130 行）がオープン API の導入を表明している。
- 金融機関による多様で利便性の高い金融サービスの提供を実現するため、金融機関と電子決済等代行業者の連携・協働が円滑に進むよう、引き続き必要な環境整備に取り組んでいく。

（3）サイバーセキュリティ

- ✓ 金融業界全体のサイバーセキュリティレベルの底上げを図るため、2回目となる金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習を実施したほか、サイバーセキュリティ対策の改善に進展が見られない金融機関に対しては、オンサイトでの確認を実施した。

- ✓ さらに、大手金融機関に対しては、脅威ベースのペネトレーションテストを慫慂したほか、海外大手行とのギャップ分析を行い、結果をフィードバックすることで対策強化を促した。
- ➢ 過去2回の演習を通じて一定の知見が蓄積したことから、業務特性を反映した業態毎のシナリオとする等、より効果的な演習を実施するほか、実態把握を継続的に実施することや、改善に進展が見られない金融機関に対してはオンサイトも活用し的確に対応していく。加えて、大手金融機関に対しては海外大手行の先進的な取組みとのギャップを埋めるため、高度化を促していく。

（4）仮想通貨（暗号資産）

- ✓ 仮想通貨交換業者については、平成 29 年 8 月に仮想通貨モニタリングチームを設置し、登録審査を行い、濃淡をつけたモニタリングを実施するとともに、利用者保護のため複数回にわたる注意喚起を実施した。また、顧客からの預かり資産が外部流出した事案を踏まえ、業者に対して立入検査等を実施した結果問題が判明した業者に対し、業務改善命令等を通じて態勢整備を促した。
- ✓ また、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置し、平成 30 年 4 月より議論を開始した。
- ➢ 利用者保護等の観点から、仮想通貨（暗号資産）を取り巻く環境やビジネスの変化に応じた登録及びモニタリングを強化するとともに、「仮想通貨交換業等に関する研究会」において制度的な対応について幅広い観点から議論を行う等、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題に適切に対応していく。

資料２－15－１

金融庁業務継続計画

（首都直下地震対応編）

＜ 概　要 ＞

金　融　庁

「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- **首都直下地震対策特別措置法**（H25.12施行）
- **首都直下地震緊急対策推進基本計画**（H26.3策定）
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- **政府業務継続計画**（H26.3策定）

金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）

（H20.6策定）

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し（H23.12）。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定（H26.7）。より実践的な記載とする観点から改定（H27.12）。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- **想定災害**：
  - 「都心南部直下地震」（M7.3、東京23区の最大震度6強）
- **周辺環境想定**：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等

非常時優先業務

➢災害対策本部の設置・運営

•災害対策本部の設置・運営に関する庶務

•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理

•外部関係者（政府災害対策本部、財務省、日本銀行等）との連絡・調整

•職員の参集・配置に関する総合調整

•災害対応に係る文書の記録・保存

•国会及び取材への対応

➢金融市場等における状況の確認

➢金融機関における状況の確認

➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信

➢金融機関に対する被災者支援の要請

➢被災者等からの相談受付

➢EDINETの管理・運用

➢公認会計士試験の実施に係る業務（期間を限定する非常時優先業務）

管理事務

➢行政資源の被災状況の確認

•職員の安否確認

•本庁舎の設備等の被災状況の確認

➢庁内情報システムの管理等

•庁内情報システムの障害への対応

•金融庁行政情報化LANシステムの運用

＜金融庁と関係機関との概念図＞

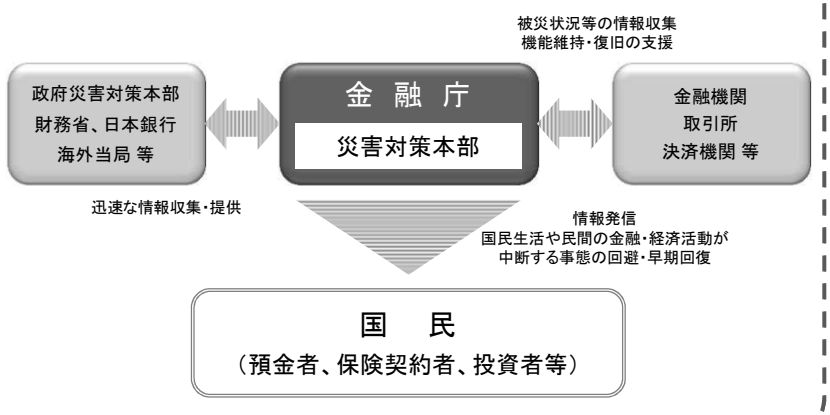

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員	災害発生時の対応
① 災害対策本部構成員 • 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定	• 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施
② 非常時参集者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 必要人員と同数以上の職員を指定	• 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集 • 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
③ 第一参集予備者 • 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定 • 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定	• とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事
④ 第二参集予備者 • 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする	• 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機 • 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始 • 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁　舎	• 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。 • 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。
備　蓄	• 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。 • 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。
通　信	• 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。 • 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。
行政情報システム	• 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。 • EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。
広　報	• 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。 • ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、平成 29 年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 22 日（水）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、40 の個人及び団体より延べ 308 件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な改正の内容については、別紙１～別紙５を御参照ください。

（注）金融商品取引法第 27 条の 36 の規定に関する留意事項（フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン）並びにフェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン案にお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、後日公表させていただきます。

２．本件の政令・内閣府令等の公布

本件の政令は、平成 29 年 12 月 22 日（金）に閣議決定されており、内閣府令等と併せて、本日公布されております。

３．施行日

金融商品取引法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 37 号）の施行日は、「公布の日（平成 29 年５月 24 日）から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており、具体的には、平成 30 年４月１日です。（当該施行日を定める政令は、平成 29 年 12 月 22 日（金）に閣議決定されており、本日公布されております。）

本件の政令・内閣府令等についても、平成 30 年４月１日から施行されることとなります。

○　本件で公表する政令

政令	具体的な内容
金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令	別紙１（PDF：398KB）

○　本件で公表する内閣府令

内閣府令	具体的な内容
金融商品取引法第二章の六の規定による重要情報の公表に関する内閣府令	別紙２－１（PDF：232KB）

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令	別紙２－２（PDF：2,055KB）

○　本件で公表する共管命令

共管命令	具体的な内容
郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令	別紙３－１（PDF：79KB）
中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令	別紙３－２（PDF：82KB）
経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令	別紙３－３（PDF：66KB）
労働金庫法施行規則の一部を改正する命令	別紙３－４（PDF：64KB）
農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令	別紙３－５（PDF：241KB）

○　本件で公表する告示

告示	具体的な内容
高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件	別紙４－１（PDF：29KB）
金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件の一部を改正する件	別紙４－２（PDF：73KB）
金融商品取引業に付随する業務に関する金銭又は有価証券が顧客資産となるものを指定する件の一部を改正する件	別紙４－３（PDF：75KB）

○　本件で公表する監督指針

監督指針	具体的な内容
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	別紙５－１（PDF：448KB）
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針	別紙５－２（PDF：3,228KB）

なお、本件のうち一部の政令・内閣府令等については、行政手続法第 39 条第４項第８号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

お問い合わせ先

金融庁　Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙１、２－２、３、４）について…総務企画局市場課市場機能強化室（内線 3943、2622）

（別紙２－１）について…総務企画局企業開示課（内線 3802、3849）

（別紙５）について…監督局証券課（内線 3892）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、お問い合わせの内容に応じて、上記のお問い合わせ先のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

資料３－２－１

店頭FX取引の市場規模

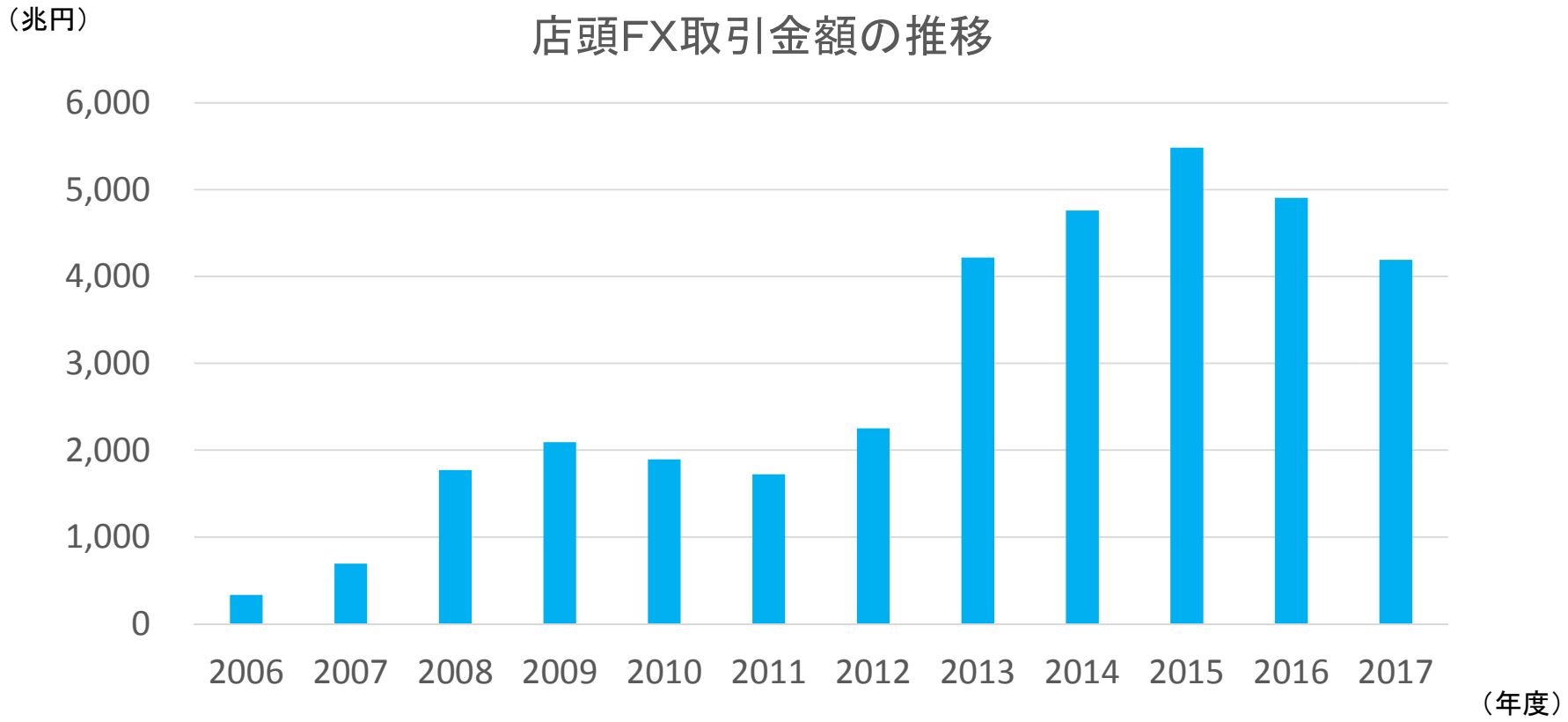

（出所）金融先物取引業協会の公表データより金融庁作成

資料３－２－２

「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」報告書の概要（平成30年6月13日）

問　題　意　識

- 店頭FX取引市場については、リーマン・ショック以降の国際的な金融規制の対象ではないものの、年間取引規模が近年5,000兆円程度まで拡大
- 店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システミックリスクに繋がる可能性

店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応策

◆ 自己資本・ストレステストの拡充

○ ストレステストの厳格化等

- 顧客未収金及びカバー取引先破綻リスクについて、一日終了時点の建玉残高に基づく算出から日中最大の建玉残高を勘案した算出に変更
- 顧客未収金について、控除する証拠金を実預託証拠金から契約上必要な証拠金に変更
- カバー取引先破綻リスクについて、G-SIFIsのリスクも適正に勘案
- 実施頻度を年１回から毎日に増加　等

○ ストレステストの結果への対応

- 自己資本が十分でない業者について、当局が自己資本の積増し又は証拠金率の引上げ（レバレッジ倍率の引下げ）等を通じたリスク量の削減を求める

◆ 取引データの報告制度

- 不公正取引の防止や決済リスク管理の強化を図るため、日々の取引データについて、金融先物取引業協会及び当局に報告

◆ その他の施策

- ロスカット取引に係る監視間隔の短縮
- 未カバーポジションの情報開示　等

※　全般的な証拠金率の引上げ（レバレッジ倍率の引下げ）について、自己資本・ストレステストの拡充の効果を評価した上で、必要な場合、再度検討

資料３－３－１

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

平成 30 年６月 28 日現在

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メ ン バ ー	青　克美	株式会社東京証券取引所執行役員
	井口　譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
	石原　秀威	新日鐵住金株式会社執行役員財務部長
	上柳　敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）
	太田　洋	弁護士（西村あさひ法律事務所）
	小畑　良晴	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	貝増　眞	公益社団法人日本証券アナリスト協会理事 兼教育第１企画部長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島　千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	清原　健	弁護士（清原国際法律事務所）
	熊谷　五郎	みずほ証券株式会社市場情報戦略部上級研究員
	黒沼　悦郎	早稲田大学法学学術院教授
	小林　建司	三菱商事株式会社総務部長
	小林　昭広	大和証券株式会社専務取締役
	三瓶　裕喜	フィデリティ投信株式会社ヘッド オブ エンゲージメント
	高濱　滋	日本公認会計士協会副会長
	中熊　靖和	野村アセットマネジメント株式会社企業調査部部長
	永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	中野　貴之	法政大学キャリアデザイン学部教授
	水口　啓子	株式会社日本格付研究所審議役兼チーフアナリスト
	柳澤　祐介	東京海上アセットマネジメント株式会社運用本部部長 兼責任投資グループリーダー
	和里田　聰	松井証券株式会社常務取締役
オブザーバー	竹林　俊憲	法務省大臣官房参事官
	堀田　秀之	財務省大臣官房信用機構課長
	松本　加代	経済産業省経済産業政策局企業会計室長

（敬称略・五十音順）

資料３－３－２　金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（概要）

報告の内容

Ⅰ　「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。
（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

Ⅱ　建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。
（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

Ⅲ　情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。
（例えば、監査人の継続監査期間など）

Ⅳ　その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

今後の取組み

①　プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

②　開示のベストプラクティスの収集・公表

③　開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間　等

資料３－３－３

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

（平成28年4月18日公表）

制度開示に係る自由度の向上と対話に資する情報の充実による、効果的・効率的で適時な開示 → **企業と株主・投資者との建設的な対話の促進** → **企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上**

○ 制度開示（決算短信、事業報告等、有価証券報告書）**の開示内容の整理・共通化・合理化**

開示内容の自由度を高め、例えば、事業報告等と有価証券報告書の開示内容の共通化や、欧米に見られるような両者の一体的な書類としての開示などをより容易に

○ 非財務情報の開示の充実

有価証券報告書の経営方針・経営成績等の分析等の記載を充実。任意開示も活用し、対話に資する情報の開示を促進

① 決算短信
- 監査・四半期レビューが不要であることの明確化
- 速報性に着目し記載内容を削減
- 記載を要請する事項をサマリー情報、業績概要、連結財務諸表等に限定

② 事業報告等
- 経団連ひな形に即している必要はない旨を明確化し、有価証券報告書との記載の共通化や一体化を容易に

③ 有価証券報告書
- 事業報告との共通化（大株主の状況の計算における自己株式の取扱い）
- 記載の重複排除のための開示内容の合理化（新株予約権等）
- 経営方針等や経営者による経営成績等の分析等の記載を充実

○ より適切な株主総会日程の設定を容易とするための見直し

開示の日程、手続に係る自由度を高め、株主総会までに十分な期間を置いて情報が開示されるなど、対話に資する情報のより適時な開示を促進

① 株主総会日程の後ろ倒しを容易にする開示の見直し
- 大株主の状況の開示に関し、大株主判定の基準日設定を柔軟化

② 事業報告等の電子化の推進
- 議決権行使率への影響等に留意しつつ、個別の同意なしに電子化できる書類の範囲を拡大

○フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に向けた検討の実施　等

日本におけるIFRS適用状況

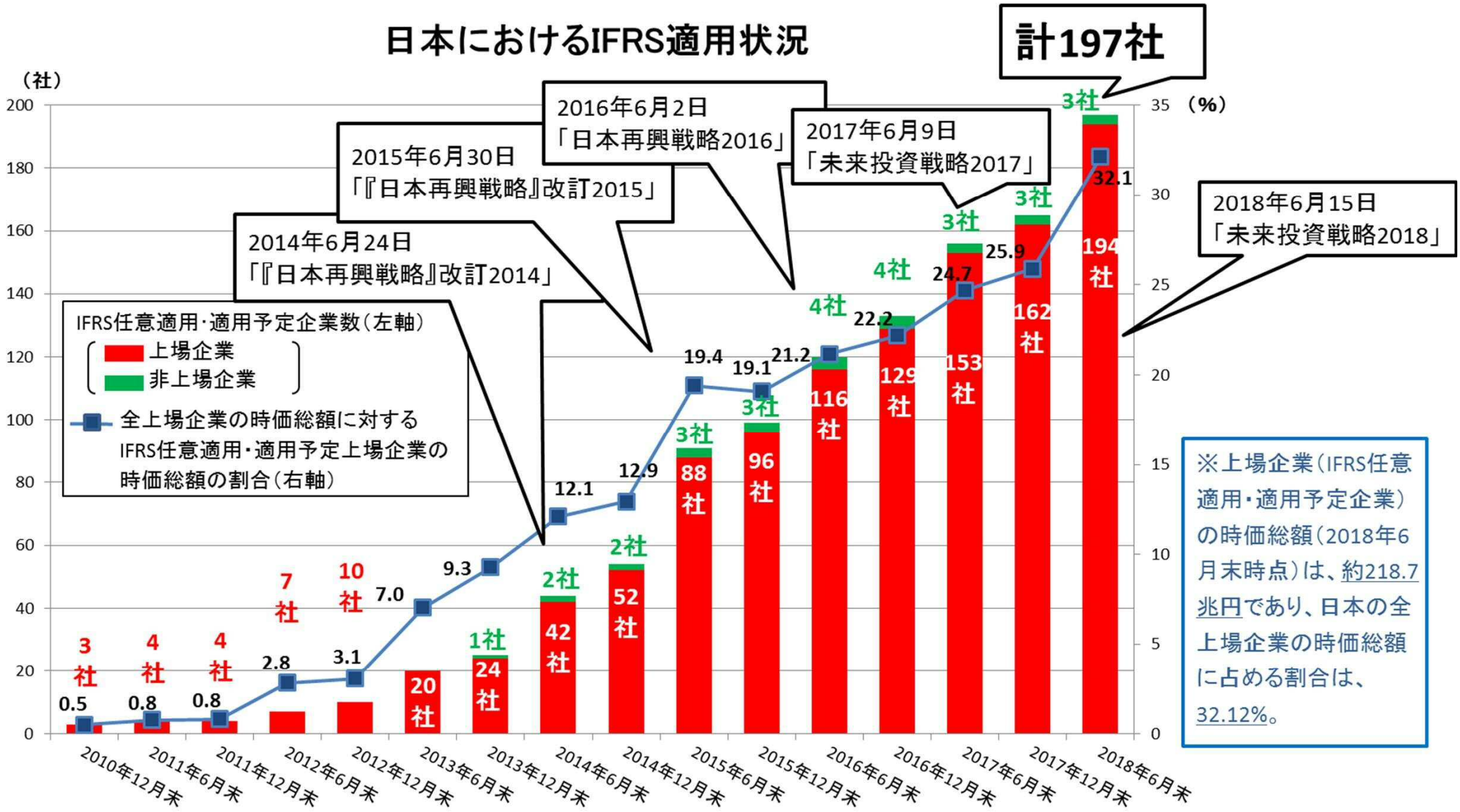

※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準（IFRS）の任意適用を開始。

資料３－３－５

会計監査の信頼性確保に向けて

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
  （監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示）
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
  （コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等）

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
  （有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実）
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
  （監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等）

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
  （監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等）
- 不正リスクに着眼した監査の実施
  （監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底）

4.「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
  （監査法人のローテーション制度についての調査の実施）
- 当局の検査・監督態勢の強化
  （公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等）
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
  （品質管理レビュー等の見直し等）

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
  （監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の 独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等）
- 実効的な内部統制の確保
  （内部統制報告制度の運用と実効性の検証）
- 監査におけるITの活用（協会において検討を継続）
- その他（試験制度・実務補習等の在り方の検討）

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立

⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則
≪監査法人のガバナンス・コード≫

監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会

平成 29 年３月 31 日

「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の策定について

会計監査は資本市場を支える重要なインフラであり、今後の会計監査の在り方について幅広く検討するため、平成27年10月、「会計監査の在り方に関する懇談会」が設置された。

平成28年3月にその提言が取りまとめられたが、そこでは、大手上場企業等の監査を担う監査法人の組織的な運営に関する原則を規定した「監査法人のガバナンス・コード」の策定が提言された。

これを受け、平成28年7月、本検討会が設置され、5回に亘る審議を経て、同年12月、パブリックコメント案を策定・公表し、広く意見を求めた。本検討会では、寄せられた意見も参考にしつつ、今般、「監査法人の組織的な運営に関する原則」を取りまとめることとしたものである。

本原則は、組織としての監査の品質の確保に向けた5つの原則と、それを適切に履行するための指針から成っており、

- 監査法人がその公益的な役割を果たすため、トップがリーダーシップを発揮すること、
- 監査法人が、会計監査に対する社会の期待に応え、実効的な組織運営を行うため、経営陣の役割を明確化すること、
- 監査法人が、監督・評価機能を強化し、そこにおいて外部の第三者の知見を十分に活用すること、
- 監査法人の業務運営において、法人内外との積極的な意見交換や議論を行うとともに、構成員の職業的専門家としての能力が適切に発揮されるような人材育成や人事管理・評価を行うこと、
- さらに、これらの取組みについて、分かりやすい外部への説明と積極的な意見交換を行うこと、

などを規定している。

本原則は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の姿を念頭に策定されているが、それ以外の監査法人において自発的に適用されることも妨げるものではない。その上で、大手監査法人をはじめとする各監査法人が、本原則をいかに実践し、実効的な組織運営を実現するかについては、それぞれの特性等を踏まえた自律的な対応が求められるところであり、本原則の適用については、コンプライ・オア・エクスプレイン（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明する）の手法によることが想定されている。

各監査法人においては、会計監査を巡る状況の変化や、会計監査に対する社会の期待を踏まえ、それぞれの発意により、実効的な組織運営の実現のための改革が強力に進められていくことを期待したい。

【監査法人が果たすべき役割】

原則1　監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

考え方

資本市場の信頼性を確保し、企業の成長に向けた資金が円滑に供給されるためには、企業による適正な財務情報の開示が不可欠である。また、企業が経営戦略を策定し、持続的な成長・中長期的な企業価値の向上を目指す上でも、自らの財務情報を的確に把握し、市場の参加者等と共有することが必要である。

会計監査は、このような企業による財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、その適正・円滑な経済活動を支え、日本経済の持続的な成長につなげていく前提となる極めて重要なインフラである。

公認会計士法上、公認会計士とともに監査法人も、組織として、企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を担っている。資本市場の重要なインフラである会計監査の品質を持続的に向上させるため、監査法人の社員が公認会計士法に基づく業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップがリーダーシップを発揮し、法人の構成員の士気を高め、その能力を十分に発揮させることが重要である。また、その際には、被監査会社から報酬を得て行うとの会計監査の構造に起因して、法人の構成員による職業的懐疑心の発揮が十分に行われないということにならないよう留意すべきである。

指針

1－1.　監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

1－2.　監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

1－3.　監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

１－４．　監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

１－５．　監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方を明らかにすべきである。

【組織体制】

原則２　監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

考え方

監査法人制度は、5 人以上の公認会計士で組織するパートナー制度を基本としているが、大規模な監査法人においては、社員の数が数百人、法人の構成員が数千人の規模となるものが存在するようになっており、監査の品質の確保の観点から、監査法人において、経営陣によるマネジメントが規模の拡大や組織運営の複雑化に的確に対応することが求められている。

このため、監査法人においては、法人の組織的な運営に関する機能を実効的に果たすことができる経営機関を設け、法人の組織的な運営を確保することが重要である。

指針

２－１．　監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。

２－２．　監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与

- 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備

- 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

- 監査に関する業務の効率化及び企業においても IT 化が進展することを踏まえた深度ある監査を実現するためのITの有効活用の検討･整備

２－３．　監査法人は、経営機関の構成員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、経営機関として、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機関の構成員を選任すべきである。

原則３　監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

考え方

監査法人において、組織的な運営を確保するため、経営機関の機能の強化に併せ、その実効性について監督・評価し、それを通じて、実効性の発揮を支援する機能を確保することが重要である。

さらに、監査法人が、組織的な運営を確保し、資本市場において公益的な役割を果たすために、監督・評価機関において、例えば、企業における組織的な運営の経験や資本市場の参加者としての視点などを有する、外部の第三者の知見を活用すべきである。

指針

３－１．　監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。

３－２．　監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、監督・評価機関の構成員に、独立性を有する第三者を選任し、その知見を活用すべきである。

３－３．　監査法人は、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- 経営機関の構成員の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

３－４．　監査法人は、監督・評価機関がその機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

【業務運営】

原則４　監査法人は、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

考え方

監査法人において、会計監査の品質を持続的に向上させるためには、経営機関が経営機能を発揮するとともに、経営機関の考え方を監査の現場まで浸透させる必要があり、そのための体制を整備する必要がある。

また、経営機関の考え方を、法人の構成員が受け止め、業務に反映するようにするためには、大局的かつ計画的な人材育成や人事管理・評価が極めて重要であり、これが十分に機能しなければ、監査品質の向上に向けた取組みは実効を伴わないものとなる。

さらに、経営機関から監査の現場への情報の流れだけではなく、監査の現場から経営機関等への情報の円滑な流れを確保することも重要である。

こうした取組みにより、法人の構成員の間で、より自由闊達な議論が行われ、縦割りに陥らない開放的な組織文化・風土が醸成されることが期待される。

指針

４－１．　監査法人は、経営機関が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

４－２．　監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

４－３．　監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

・　法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること

・ 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること

・ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること

４－４. 監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

４－５. 監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

【透明性の確保】

原則５　監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

考え方

会計監査の品質を持続的に向上させていくためには、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が、監査法人における会計監査の品質の向上に向けた考え方や取組みなどを適切に評価して監査法人を選択し、それが監査法人において、監査品質の向上へのインセンティブの強化や監査報酬の向上につながるといった好循環を生むことが重要である。このため、監査法人は、資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みに関する情報開示を充実すべきであり、それは資本市場の参加者等との意見交換の有効な手段となると考えられる。

また、監査法人内においても、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性について評価を行い、資本市場の参加者等との意見交換と合わせ、その結果を更なる改善に結びつけるべきである。

指針

５－１．　監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書、例えば「透明性報告書」といった形で、わかりやすく説明すべきである。

５－２．　監査法人は、併せて以下の項目について説明すべきである。

- 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢

- 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針

- 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方

- 経営機関の構成や役割

・ 監督・評価機関の構成や役割。監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の選任理由、役割及び貢献

・ 監督・評価機関を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

５－３. 監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員に選任された独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

５－４. 監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

５－５. 監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）のポイント

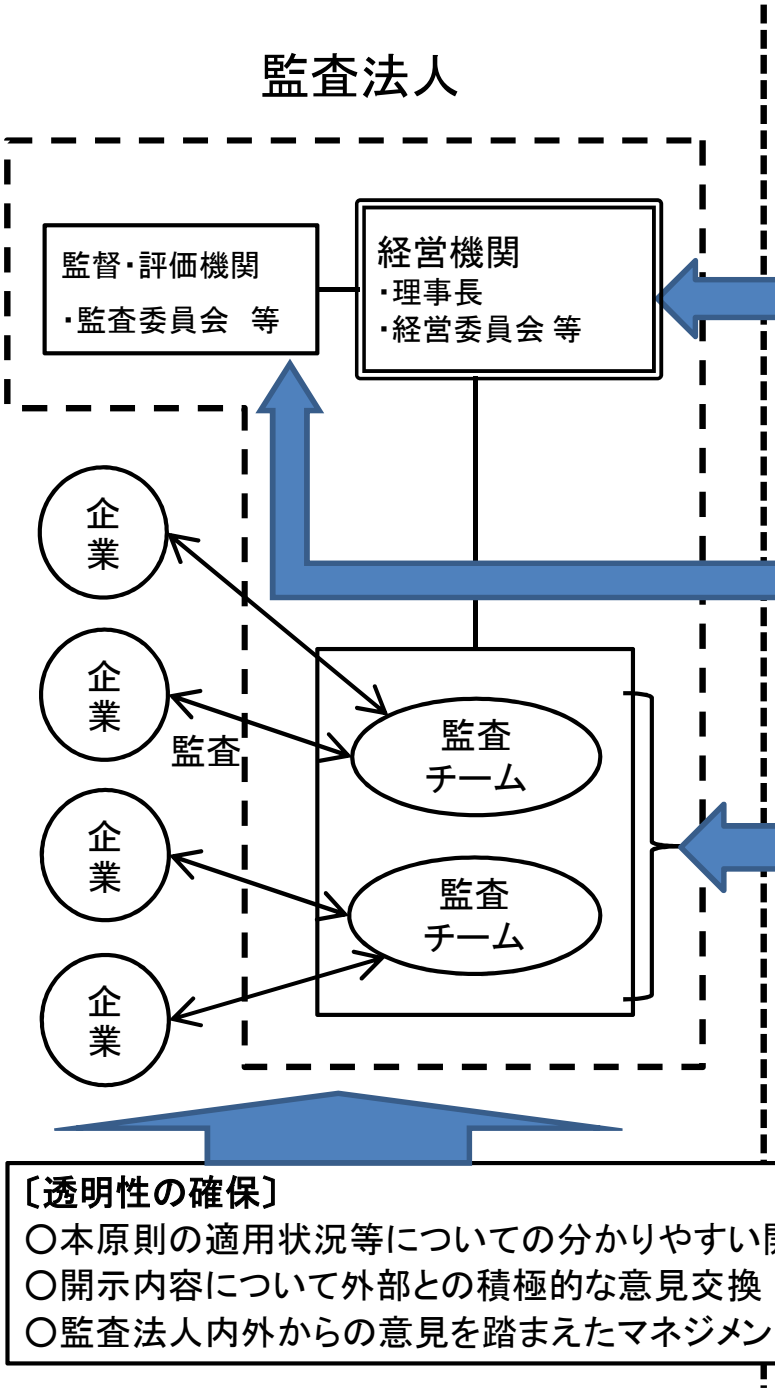

〔監査法人が果たすべき役割〕
○ 監査法人の公益的な役割を確認
○ 会計監査の品質を、組織として向上
○ 開放的な組織文化・風土の醸成

〔組織体制（経営機能）〕
○ 経営陣の役割の明確化
○ 経営陣にマネジメント能力を備えた人物の選任

〔組織体制（監督・評価機能）〕
○ 独立性を有する第三者の活用

〔業務運営〕
○ 経営陣と監査チームとの間の円滑な情報共有
○ 人材育成・人事管理に係る方針の策定
・職業的懐疑心の発揮に向けた動機付け
○ 監査チームと被監査会社との深度ある意見交換

〔透明性の確保〕
○本原則の適用状況等についての分かりやすい開示
○開示内容について外部との積極的な意見交換
○監査法人内外からの意見を踏まえたマネジメントの改善（PDCAの実行）

資料　３－３－８

監査法人のローテーション制度に関する調査報告

（第一次報告）

平成 29 年７月 20 日

金　　融　　庁

目次

I. 本調査の経緯・目的 2
II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯 4
１．パートナーローテーション制度の導入 4
２．監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化（金融審議会公認会計士制度部会（2006 年）） 4
III. 金融審議会公認会計士制度部会（2006 年）以降の進展・状況変化 6
１．東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係 6
(1)　監査法人等に対する行政処分の概要 6
(2)　東芝の監査契約と監査チームの状況 6
(3)　東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な原因・要因とその具体的な影響 8
２．企業と監査法人の監査契約の固定化（契約の長期化） 10
３．欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入 12
IV. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度 14
１．監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応 14
(1)　会計監査に係る制度改正の概要 14
(2)　監査法人の強制ローテーション制度 14
(3)　監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正 15
(4)　欧州各国における制度対応 15
２．監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き 18
(1)　イギリス 18
(2)　フランス 20
(3)　ドイツ 22
(4)　オランダ 23
（参考）欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる状況 26
(1)　アメリカ 26
(2)　インド 27
(3)　南アフリカ 28
V. まとめ 30
【資料１】パートナーローテーション制度 33
【資料２】強制入札制度 35
【資料３】共同監査 37
【資料４】監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ 39
【資料５】各国における上場企業の監査市場の状況 40

Ⅰ. 本調査の経緯・目的

近時の不正会計事案などを契機として、我が国の会計監査の信頼性が問われている。その信頼性を確保するためには、監査法人の独立性を確保し、職業的懐疑心の発揮を促すことが重要である。

監査法人の独立性を確保する手段として、企業が監査契約を締結する監査法人[1]を一定期間毎に強制的に交代させる制度（以下、「監査法人の強制ローテーション制度」という。）を導入することについては、2006 年に金融審議会公認会計士制度部会において議論が行われた。同年 12 月に取りまとめられた同部会報告「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、当時における判断として、監査法人の強制ローテーション制度の導入には一定の利点があるとしつつも「慎重な対応が求められ」、パートナーローテーション制度[2]に関して、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する業務執行社員等に係る制度を強化すべきであるとされた。

2006 年から 10 年余が経過しているがその間も我が国においては、不正会計事案が発生し、パートナーローテーション制度は、同制度の導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、その目的・効果を必ずしも達成していない状況にあるとも言える。またこの間、諸外国では、金融危機等を受けて監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論され、欧州においては、2014 年に制定された法定監査規則において監査法人の強制ローテーション制度の導入が決定され、2016 年より適用が開始されるといった変化が起きている。

こうした状況を踏まえ、2016 年３月に公表された「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言」では、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、諸外国の最近の動向も踏まえつつ、期待される効果、導入に伴う留意点や、制度の実効性を確保するための方策等について、金融庁において、深度ある調査・分析がなされるべきであるとされた。

本調査報告は、同提言を受け、監査法人の強制ローテーション制度に関する諸外国の制度対応やその背景を調査・分析するとともに、諸外国において同制度を導入する際に制度の実効性を確保するためにどのような方策がとられているか等について取りまとめたものである。なお、本調査報告は 2006 年から現在までの諸外国における制度の変化や監査市場の動向に関する調査を中心とした第一次報告であり、今後、国内関係者からのヒアリング等を含めさらに調査を進めていく必要がある。

なお、本調査にあたり、会計監査の在り方に関する懇談会のメンバーである、引頭麻実大和総研専務理事、初川浩司公認会計士、八田進二青山学院大学大学院教授（肩書は 2016 年 12 月時点）には、海外調査に参加いただくなどのご協力をいただいた。また、本調査報告のとりまとめにあたり、紺野卓日本大学准教授には、助言をいただくなどのご協力をいただいた。

[1] 本調査報告においては、（個人の）監査事務所を含め、広く「監査法人」と記述している。
[2] パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業の会計監査に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である【資料１】。

II. 我が国におけるパートナーローテーション制度及び監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論の経緯

１．パートナーローテーション制度の導入

我が国においては、1997 年の金融機関等の破綻を契機にした会計監査の在り方に対する厳しい批判を背景に、会計監査の適切性を確保するためには監査法人の被監査企業からの独立性を強化する必要があるとの観点から、日本公認会計士協会の自主規制として、1998 年４月よりパートナーローテーション制度が導入された。その際、継続的に同じ被監査企業の会計監査に業務執行社員として従事することができる最長継続任期は、「例えば、概ね 10 年」とされた。その後、2002 年４月からは、最長継続任期を７年、最短インターバルを２年とするよう強化された。

2003 年の公認会計士法の改正により、パートナーローテーション制度は法定化され、上場会社を含む一定の大会社等の会計監査に係る業務執行社員について、最長継続任期を７年、最短インターバルを２年とすることが義務付けられた。

２．監査法人の強制ローテーション制度導入をめぐる議論とパートナーローテーション制度の強化（金融審議会公認会計士制度部会（2006 年））

その後、カネボウの不正会計事案[3]などを契機として、2006 年の金融審議会公認会計士制度部会において、業務執行社員や監査法人のローテーション制度の在り方について再度議論がなされた。

同年 12 月に同部会が取りまとめた報告書である「公認会計士・監査法人制度の充実・強化について」においては、監査法人の強制ローテーション制度の導入について、

> 監査人の独立性確保を徹底するとの観点から意義があるとの指摘がある一方で、ⅰ）監査人の知識・経験の蓄積の中断、ⅱ）監査人、被監査企業に生じる交代に伴うコスト、ⅲ）被監査企業の活動の国際化や監査業務における国際的な業務提携の進展等の中での国際的な整合性の確保、ⅳ）大規模監査法人の数が限定されている中での交代の実務上の困難さ、等の観点からその問題点が指摘されるところであり、少なくとも現状においてこれを導入することについては、慎重な対応が求められる。

とされた。

[3] 2006 年、金融庁は、カネボウの会計監査を担当していた中央青山監査法人（当時）及び担当公認会計士に対し、有価証券報告書の財務書類に虚偽の記載があったにもかかわらず、故意に虚偽のないものとして証明したことにより行政処分を行った。処分された公認会計士は、いずれも長年カネボウの会計監査を担当しており、こうした企業との「馴れ合い」が不正の土壌と指摘された。

また、同部会の議論では、大規模監査法人において上場会社の会計監査を担当する筆頭業務執行社員等に関しては、最長継続任期を５年、最短インターバルを５年とすることが適当とされ、2007 年の公認会計士法の改正により法定化された。

III. 金融審議会公認会計士制度部会（2006 年）以降の進展・状況変化

１．東芝事案とパートナーローテーション制度等との関係

2006 年の金融審議会公認会計士制度部会での議論から 10 年余が経過しているが、その間も、我が国においては会計監査の信頼性が問われる不正会計事案が発生している。2015 年に東芝に対し、金融庁が有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令を発出した事案（以下、「東芝事案」という。）においては、同社の会計監査を行っていた新日本有限責任監査法人（以下、「新日本監査法人」という。）に対しても、相当の注意を怠って重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、金融庁が行政処分を行った。

東芝事案において、会計監査を実施した新日本監査法人では、パートナーローテーション制度を含め、被監査企業からの独立性の確保に関する法令などは遵守されていた。しかしながら、パートナーローテーション制度は結果として、期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、有効に機能していなかったと考えられる。

以下、東芝事案において、パートナーローテーション制度が有効に機能しなかった状況について検証・分析する。

(1) 監査法人等に対する行政処分の概要

2015 年 12 月 22 日、金融庁は、東芝の会計監査を行っていた新日本監査法人及び同社の会計監査を担当していた公認会計士について、同社の 2010 年３月期、2012 年３月期及び 2013 年３月期における財務書類の会計監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したとして、同監査法人に対しては新規業務停止３月及び業務改善命令を、担当公認会計士７名に対しては１月～６月の業務停止を命じた。なお、同監査法人に対しては、併せて、約 21 億円の課徴金納付を命じた。

(2) 東芝の監査契約と監査チームの状況

東芝は、証券取引法監査が導入された 1951 年から会計監査を受けている。新日本監査法人は、同監査法人の前身の監査法人時期を含めると約 47 年間、個人事務所の時期を含めると約 63 年間にわたり、継続して同社の会計監査を受嘱し、実施していた。

ただし、同監査法人では、同社の会計監査において、2003 年の公認会計士法、及び 2007 年の改正法の規定どおりに、筆頭業務執行社員については最長継続任期を５年、その他の業務執行社員については７年とするパートナーローテーションを実施しており、2015 年の行政処分の対象となった業務執行社員７名のうち１名は以前に東芝及び東芝グループの会計監査を経験していない者が就任していた。

また、過去 11 年（2004 年３月期から 2014 年３月期）の同社の有価証券報告書に係る会計監査に従事した業務執行社員は下記表１（【表１】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移）の通りである。このうち、最も長期間、同社の会計監査に従事していた者は「D」の業務執行社員であるが、同者は業務執行社員を法定年数務めた後、２年の最短インターバルを経て筆頭業務執行社員に就任しており、法令には準拠していた。

【表１】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移

提出年月日	開示書類	筆頭業務執行社員	業務執行社員		
2004 年 6 月 25 日	第 165 期有価証券報告書 (2003 年４月１日～2004 年３月 31 日)	A	D	E	-
2005 年 6 月 24 日	第 166 期有価証券報告書 (2004 年４月１日～2005 年３月 31 日)	A	D	F	J
2006 年 6 月 27 日	第 167 期有価証券報告書 (2005 年４月１日～2006 年３月 31 日)	B	D	F	K
2007 年 6 月 25 日	第 168 期有価証券報告書 (2006 年４月１日～2007 年３月 31 日)	C	D	F	K
2008 年 6 月 25 日	第 169 期有価証券報告書 (2007 年４月１日～2008 年３月 31 日)	C	D	F	K
2009 年 6 月 24 日	第 170 期有価証券報告書 (2008 年４月１日～2009 年３月 31 日)	C	D	G	K
2010 年 6 月 23 日	第 171 期有価証券報告書 (2009 年４月１日～2010 年３月 31 日)	C	G	I	K
2011 年 6 月 23 日	第 172 期有価証券報告書 (2010 年４月１日～2011 年３月 31 日)	C	G	I	L
2012 年 6 月 22 日	第 173 期有価証券報告書 (2011 年４月１日～2012 年３月 31 日)	D	H	I	L
2013 年 6 月 25 日	第 174 期有価証券報告書 (2012 年４月１日～2013 年３月 31 日)	D	H	I	L
2014 年 6 月 25 日	第 175 期有価証券報告書 (2013 年４月１日～2014 年３月 31 日)	D	H	I	L

出典：有価証券報告書より金融庁作成。

注：太線で囲まれた期間の財務書類に係る監査が行政処分の対象。

(3) 東芝事案において、「新たな視点での会計監査」が有効に機能しなかったと考えられる主な原因・要因とその具体的な影響

① 東芝のガバナンスへの過信

東芝は、これまで日本企業の中でもいち早く委員会設置会社に移行するなど優良なガバナンスを備えた企業のフロントランナーであると言われ、また、長期間にわたり大きな会計不正も発覚していなかった。このため、新日本監査法人の同社担当の監査チームは、同社のガバナンスを過信していた。同監査法人は、同社担当の監査チームには、同社の行う事業に精通した公認会計士や、同社が適用している米国会計基準に精通した公認会計士を配置してきた。しかしながら、同監査法人が約 47 年間にわたって同社の監査を担当している中で、同社担当の監査チームのメンバー構成が、長期間にわたり同社や同社の子会社の監査を担当した者が中心となっていることなどにより、同社担当の監査チームにおいて同社のガバナンスへの過信が生じ、同社側から説明を受けたり、資料の提出を受けたりした際に、批判的な観点からの検証手続が十分に行われないことが多くなり、会計監査において、さらに一歩、深掘りしようという姿勢に欠けることにつながったと考えられる[4]。

② 監査手続の前例踏襲や過去の監査従事者の判断への過信

東芝事案においては、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスとなるなどの異常値を認識していたにもかかわらず、そのリスクについて監査チーム内での情報共有が不十分であった。また、監査チーム内において不正の兆候を把握した場合の上位者への報告義務を課すなどの適切な指示、指導及び監督が業務執行社員によって十分に行われていなかった[5]。

このように監査チーム内において適切な対応がなされなかったのは、上記①で述べたように、同社担当の監査チームが同社のガバナンスを過信していたことに加え、

- 東芝のリスクやリスクを踏まえて行うべき監査手法や手続について、これまでの監査手法や手続を信頼するあまり、同監査法人内の同社担当の監査チームにおいて適時の見直しが行われていなかったこと、
- 会計監査を行う時点において、東芝の行う事業が、過去の監査チームが同社から聴取を行った時点と同じ状況にあるものと思い込み、新たな視点での説明や証拠を求めることなく監査手続を行い、会計監査に新たな視点を加えることが難しくなっていたこと[6]、

などに起因するものと考えられる。

[4] 2015 年 12 月 22 日　金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」３．（１）柱書き参照。
[5] 同上３．（１）ア参照。
[6] 同上３．（１）（２）参照。

③ 東芝に対する会計監査に及ぼした具体的な影響

①、②に掲げた原因・要因により、新日本監査法人が行った東芝の個別事業の会計監査において、以下のように監査手続が十分に実施されなかった。

同社はパソコン事業を営む社内カンパニーにおいて、外部製造委託会社に主要部品を有償で供給して、パソコンの製造を委託し、完成品たるパソコンを買取る取引（以下、「部品供給取引」という。）を行っていた。

2009 年３月期第２四半期以降、同社はパソコン事業において、部品供給取引を利用し、毎四半期末に正常な生産に必要な数量を超えた部品を、一定価格を上乗せした価格で外部製造委託会社へ販売し、未収入金として計上するとともに、上乗せした価格と同額の製造原価を減額した形にすることによって、不正に多額の利益を計上していた。この結果、パソコン事業の製造損益は四半期末月に利益が拡大し、翌月には悪化する状況が繰り返される中で、時期を追うごとに製造損益の振れ幅は拡大し、2012 年３月期には、四半期末月の製造原価が非常に低い水準に、さらに、2013 年３月期には、四半期末月の製造原価がマイナスとなる異常値となっていた[7]。

こうした状況下における同監査法人の監査において、2010 年３月期に、監査チームは毎四半期末月の製造原価の減額を認識し、同社からは「部品メーカーからの多額のキャッシュバックがあった」との本来の理由とは異なる説明を受けていた。しかしながら、その際に部品メーカーとのキャッシュバックの合意に関する証憑等を入手せず、同社からの説明を監査調書に記載するのみで、同社側の説明や提出資料に対し、批判的な観点からの検証は十分に実施されなかった。四半期末月の製造原価が非常に低い水準となっていた 2012 年３月期においても、従前と監査手法は変わらなかった。さらに、2013 年３月期においても、製造原価がマイナスとなる異常値が認識されたにもかかわらず、監査チームにおいては批判的な観点からの検証は十分に行われなかった[8]。2010 年３月期と、2012 年３月期及び 2013 年３月期では、業務執行社員４名のうち、筆頭業務執行社員を含む３名が交代していた[9]にもかかわらず、交代後の業務執行社員も、会計監査に新たな視点を加えることができず、監査手法の新たな見直しにはつながらなかった。

さらに、2010 年３月期時点に比較して、2013 年３月期では、検出された異常値の度合いが大きくなっていたが、監査チームのメンバーにおいては、過去に問題が無いと判断したことで、改めて異常が発見された際の検証がおろそかになり、監査チーム内での情報共有も不十分であった。また、このように、監査チームのメンバーが、パソコン事業において製造原価がマイナスと

[7] 2015 年 12 月 22 日　金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」３．（１）ア参照。
[8] 同上３．（１）ア参照。
[9] 【表１】東芝提出の有価証券報告書に係る業務執行社員の推移を参照。

なっていることを示す資料等を同社から入手していたにもかかわらず、業務執行社員らは、異常が認識されれば監査チーム内の下位者から報告があるものと思い込み、下位者に対して異常を認識した場合の報告義務を課す等の適切な指示や指導を行わなかった[10]。

このように、異常値の評価、証憑等の入手手続、監査チーム内の情報共有などを行う際、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから、監査チームは不正を見抜くための有効な監査手続を実施することができなかった[11]。

以上の通り、東芝事案については、公認会計士法の規定どおりにパートナーローテーション制度が実施されていたが、本事案の発生原因を分析すると、パートナーローテーション制度は期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として、制度導入時に期待した効果を十分に発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

２．企業と監査法人の監査契約の固定化（契約の長期化）

東芝事案では、約 47 年間の長期にわたり同じ監査法人との監査契約が継続していたが、青山学院大学大学院 町田祥弘教授の研究[12]によると、我が国において、上場企業がどれくらいの期間、同じ監査法人と継続して契約しているのかという監査契約の固定化状況は【表２】の通りとなっている。

2010 年度における上場企業 3,630 社のうち、2000 年度に上場していた企業は 2,450 社、1990 年度は 1,079 社、1980 年度は 784 社である。そのうち、各年度において 2010 年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた上場企業の数（比率）は、2000 年度が 1,500 社（61%）、1990 年度が 615 社（57%）、1980 年度が 490 社（63%）と高い水準となっている。特に上場の歴史が長い企業において長期間同じ監査法人と監査契約を結んでいる傾向が見られる。

[10] 2015 年 12 月 22 日　金融庁「監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について」３．（１）ア参照。
[11] 同上３．（１）柱書き及び３．（１）ア参照。
[12] 町田祥弘「監査規制をめぐる新たな動向と課題 -監査事務所の強制的交代の問題を中心として-」『会計監査ジャーナル』No. 725（2015. 12）、86 頁。

【表２】監査市場における監査契約の固定化状況

年度	2010 年度における上場企業が存在していた数（社）	2010 年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）	2010 年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）
2000	2,450 社	1,500 社（61%）	950 社（39%）
1990	1,079 社	615 社（57%）	464 社（43%）
1980	784 社	490 社（63%）	294 社（37%）

【表３】は 2016 年度 TOPIX 上位 100 社の企業を対象に、この 10 年間に監査法人が交代した企業の割合を示している。2016 年度の TOPIX 上位 100 社のうち、2007 年度にも存在していた企業 96 社を対象に調査したところ、監査法人が交代した企業は５社（５%）であり、91 社（95%）は同じ監査法人を利用している。このことは、この 10 年間に監査契約の固定化の状況には変化が無かったことを示しており、我が国の大企業については監査法人との契約期間は一層長期化しつつあると言える。

【表３】直近 10 年間に監査法人が交代した企業の割合

年度	2016 年度における TOPIX100 社が存在していた数（社）（a）	（a）のうち、2016 年度と同じ監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）	（a）のうち、2016 年度と異なる監査法人が会計監査を行っていた数（社）、比率（%）
2007	96 社	91 社　（95%）	５社　（５%）

欧州においても監査契約の固定化が進んできたことが指摘されている。【表４】にある通り、イギリスの監査市場（2010 年）では、FTSE100（時価総額上位 100 社）の 67%、FTSE250 の 52%が 10 年間同じ監査法人から会計監査を受けていた。また、FTSE100 の 31%、FTSE250 の 20%は 20 年間同じ監査法人から会計監査を受けている。このようにイギリスにおいても監査契約の固定化が見られるが、10 年間同じ監査法人を利用している企業の割合を日英で比較すると、イギリスの FTSE100 企業では 67%であるのに対し、TOPIX 上位 100 社では 95%であり、イギリスに比べて我が国の方が、監査法人における監査契約の固定化が顕著であると考えられる。

【表４】イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況[13]

	10 年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率（%）	20 年間同じ監査法人から 会計監査を受けている比率（%）
FTSE100	67%	31%
FTSE250	52%	20%

３．欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

欧州では、金融危機の深刻化を受け、「企業の財務的健全性の正確さを保証する監査は、金融監督やコーポレートガバナンスとともに、金融の安定に貢献する鍵となる」との認識のもと[14]、2010 年以降、会計監査制度の改革が進められた。

まず、2010 年、欧州委員会が公表した「監査に関する政策：危機からの教訓」と題するグリーンペーパー（政府の提出する政策の提案書）（以下、「グリーンペーパー」という。）に基づく、パブリックコンサルテーションが実施された。グリーンペーパーでは、金融危機に至る過程で銀行の会計監査が適切に機能していたかとの問題意識から、監査法人の在り方等をめぐり、監査法人の強制ローテーション制度を含め、以下のような事項を議論・調査することが提言された。

- 監査人の役割：利害関係者とのコミュニケーション、無限定適正意見以外の意見の在り方、監査報告書における潜在的なリスク等の有益な情報の提供（監査報告書の透明化）
- 監査法人のガバナンスと独立性：監査法人の強制ローテーション制度、非監査サービスの提供に係る規制の強化
- 監査法人への監督：監査監督当局と監査法人の対話の強化、グローバル監査ネットワークの監督
- 監査市場の寡占：共同監査、監査法人の強制ローテーション制度、強制入札制度

2010 年のグリーンペーパーに続き、翌 2011 年、欧州委員会により、制度改革による影響がメリット・デメリットに分類される形で評価された。その後、2014 年には以下の指令改正等が行われ、2016 年６月に適用が開始された。

- 「法定監査指令」の改正（Directive 2014/56/EU。Directive 2006/43/EC を改正。以下、「新 EU 法定監査指令」という。）
- 「PIE（Public Interest Entity：社会的影響度の高い事業体[15]）に関する法定監査規則」の制定（Regulation (EU) No.537/2014。以下、「新 EU 法定監査規則」という。）

新 EU 法定監査指令及び新 EU 法定監査規則（以下、両者を合わせて「新 EU 法定監査規制」という。）により、PIE の会計監査について監査法人の強制ローテーション制度を含む監査法人の強固な独立性を確保するための新たな諸制度が導入された。

【表５】欧州における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる議論の変遷

年	月	出来事
2008 年	９月	世界的な金融危機の深刻化
2010 年	10 月	欧州委員会によるグリーンペーパーの公表（～12 月 パブリックコンサルテーションを実施）
2011 年	11 月	欧州委員会による、新 EU 法定監査規制に関する提案の欧州議会及び欧州連合理事会への提出
2013 年		欧州議会、欧州連合理事会による審議 三者対話（欧州委員会、欧州議会及び欧州連合理事会の代表間での非公式な調整）を並行的に実施
2014 年	４月	欧州議会による、最終修正案の可決
		欧州連合理事会による、最終修正案の可決
	５月	EU 官報公布
	６月	新 EU 法定監査規制の効力発生（EU 官報公布の 20 日後）
2016 年	６月	新 EU 法定監査規則の施行 新 EU 法定監査指令に基づく EU 加盟国の国内立法化期限

[13] 町田祥弘、前掲稿、85 頁。
[14] European Commission [EC], “Green Paper Audit Policy : Lessons from the Crisis,” p.3, 2010.
[15] 新 EU 法定監査指令は、PIE を以下のように定義している。
(i)譲渡可能証券が EU 加盟各国いずれかの市場で取引されることが認められており、当該加盟国の法律に準拠している組織、(ii)金融機関、(iii)保険会社、(iv)各加盟国によって PIE として定義された組織

Ⅳ. 欧州における監査法人の強制ローテーション制度

１．監査法人の強制ローテーション制度の導入及び欧州各国における制度対応

(1) 会計監査に係る制度改正の概要

欧州委員会は、新 EU 法定監査規制の主なポイントは以下の３項目の実現であり、会計監査の品質向上の基礎となる監査法人の独立性及び職業的懐疑心の強化は、監査法人の強制ローテーション制度の導入を含む一連の施策が全て実施されることによって初めて達成できるとしている。

(a) 会計監査人の社会的責任の明確化
- 監査品質の向上（より詳細で情報量の多い監査報告書）
- 透明性の強化（監査法人の透明性報告書）
- 説明責任の強化（被監査企業における監査委員会機能の強化）

(b) 強固な独立性の仕組み
- PIE の会計監査への監査法人の強制ローテーション制度の導入
- 被監査 PIE に対する非監査業務提供の禁止
- PIE から受取る非監査業務収入の上限の設定

(c) EU 監査市場の活性化及び監視体制の確保
- 会計監査の単一市場化（国際監査基準の適用）
- 監査法人の選択肢の拡大（寡占監査市場からの脱却）
- 監査法人への監視強化（EU 共通の監視機関の設立）

(2) 監査法人の強制ローテーション制度

監査法人の強制ローテーション制度については新 EU 法定監査規則第 17 条に以下の通り規定されている。

(a) PIE の会計監査人を任命する場合、初回の任期については、原則として、最短任期を１年（更新可能）とし、最長継続任期を 10 年（更新されている場合は、更新前の期間と合算）とする（第１項）。ただし、加盟国は、１年より長い最短任期、又は 10 年より短い最長継続任期を設定することができる。（第２項）

(b) 最長継続任期経過後、会計監査人は、同一ネットワークに属するメンバーファームを含め、当該 PIE に対して４年間会計監査を実施してはならない。（第３項）

(c) 加盟国は、以下の場合において、最長継続任期の延長を可能とすることができる。（第４項）
- 最長継続任期経過後、公開入札が行われた場合（20 年まで延長可能）
- 共同監査を実施し、共同監査報告書が提出された場合（24 年まで延長可能）

(d) （公開入札による 20 年までの延長、共同監査による 24 年までの延長について）監査委員会の推薦に基づき、経営機関又は監督機関が、当初の最長継続任期の延長を株主総会に提案し、これが承認された場合、最長継続任期の延長が可能となる。（第５項）

(e) 例外的に、PIE が規制当局に最長継続任期の延長を依頼し、これが許可された場合、（公開入札による 20 年までの延長、共同監査による 24 年までの延長について、延長後の最長継続任期を超えて、更に）２年を上限として会計監査人の再任が可能となる。（第６項）

(3) 監査法人の強制ローテーション制度に関連するその他の制度改正

新 EU 法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の導入と併せて、企業の監査委員会に対して、監査法人候補の選定に責任を持つことや、経営陣及び株主並びに監督当局に必要に応じ監査法人候補の選定理由を説明することによりその選定過程を透明にすることを求めている。オランダ当局によると、監査委員会が監査法人候補の選定に説明責任を持つことにより、監査法人の強制ローテーション制度においてより高い品質の会計監査を行う監査法人が選択される効果を見込んでいるとのことである。

(4) 欧州各国における制度対応

今回の新 EU 法定監査規制はいずれも 2014 年６月 16 日に効力を発生し、翌 17 日に施行された。国内立法化を求められる EU 指令（EU Directive）と異なり EU 規則（EU Regulation）は EU 加盟国において直接適用されるが、監査法人の強制ローテーション制度に関する新 EU 法定監査規則については解釈・選択が求められるものが少なくなく、また、柔軟な経過措置や例外規定も講じられていることから、各国において、新 EU 法定監査指令の実施と併せ、監査法人の強制ローテーション制度に関する新 EU 法定監査規則の制度の詳細を規定した国内法が整備されている。

① イギリス

イギリスでは、BIS（Department for Business, Innovation and Skills：ビジネス・イノベーション・技術省）が作成した法律案を基に 2016 年６月に会社法が改正され、今回の EU 規制が立法化された。制度の内容は、新 EU 法定監査規則の内容とほぼ同様であり、2015 年１月より FTSE350 企業に対し 10 年ごとの強制入札が義務付けられていることから、これらの

企業の最長継続任期は 20 年となっている。

【表６】イギリスにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2010 年１月	FRC（Financial Reporting Council：イギリス財務報告評議会）が監査法人ガバナンス・コード（Audit Firm Governance Code）を公表
2012 年９月	コーポレートガバナンス・コード（UK Corporate Governance Code）が改訂され、FTSE350 企業における 10 年毎の外部監査契約入札を規定
2015 年９月	FRC による、倫理基準、監査基準、コーポレートガバナンス・コード、監査委員会ガイダンスの改訂のコンサルテーション
2015 年 10 月	BIS による法案策定のためのテクニカルコンサルテーション
2016 年６月	法律制定

② フランス

フランスでは、2016 年３月に監査法人の強制ローテーション制度が立法化された。フランスでは、従来から法律により連結財務諸表の作成が要求されている企業は共同監査が義務付けられている。新 EU 法定監査規則では、共同監査の場合には共同監査人間の牽制が働くことを理由に 24 年の最長継続任期が認められており、フランスの国内法においても、同様に共同監査の場合の監査法人の最長継続任期を 24 年としている。なお、共同監査を義務付けられていない企業について、単独の監査法人が会計監査を行う場合の監査法人の最長継続任期は 10 年（公開入札を行ったときは更に６年延長可能）とされている。

【表７】フランスにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012 年７月	H３C（Haut Counseil du commissariat aux comptes：フランス会計監査役高等評議会）が EU 法定監査規制に関する提案を報告
2015 年～	公認会計士、規制当局（監査等）、司法省、財務省ら関係者による協議
2015 年 12 月～2016 年２月	司法省がフランス商法の関連条文改正のための草案作成
2016 年３月	法律制定

③ ドイツ

ドイツでは 2015 年 12 月に監査法人の強制ローテーション制度を含む会計監査に関する国内法（AReG, Abschlussprüfungsreformgesetz）の法案が公表され、2016 年３月中旬に連邦議会で採択、５月に制定された。ドイツでは、銀行と保険会社については入札による延長を認めないことと

されている。

【表８】ドイツにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2015 年３月	BMJV（Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz：独連邦司法消費者保護省）による法案作成
2015 年３月	BMJV による関係者への意見招集
2016 年５月	法律制定

④ オランダ

オランダでは、新 EU 法定監査規則に先行して、2012 年 12 月に監査法人の強制ローテーション制度が制定された。最長継続任期は８年、最短インターバルは２年等、新 EU 法定監査規則（最長継続任期 10 年、最短インターバル４年）と異なる内容であったため、2015 年 10 月、新 EU 法定監査規則と整合させる目的で国内法の修正が行われた。新 EU 法定監査規則では、監査法人の強制ローテーション制度の適用について経過措置が認められているが、オランダにおいては、既に十分な準備期間が確保されていたとして、当該経過措置を適用せず、2016 年６月から直ちに適用された。

【表９】オランダにおける新 EU 法定監査規制に関連する諸制度整備の動向

年月	出来事
2012 年２月	財務省が公認会計士法の改正法案を作成
2012 年 12 月	法律制定
2015 年 10 月	新 EU 法定監査規制との整合性を図るため、国内法を修正

２．監査法人の強制ローテーション制度導入後の具体的な動き

監査法人の強制ローテーション制度の導入後、欧州各国において、どのような動きが見られるのかについて、2016 年９月より関係当局等への訪問によるヒアリング等の調査を行い、把握した情報は以下の通りである。グリーンペーパーについて行われたパブリックコンサルテーションをはじめとする一連の議論では、監査法人の強制ローテーション制度に関して、

- そもそも企業にとって監査法人の選択肢が限られている状況では新たな監査法人を選定することが難しい
- ローテーションによって、被監査企業に関する専門知識と経験が継承されないことから、新しく交代した監査法人において特に初年度及び翌年度の会計監査の実効性が失われる可能性がある
- 監査法人が受嘱をめぐって競争することに伴い監査報酬が減少する可能性がある

といった留意点が挙げられていた。このため、ヒアリングにおいてはこれらの留意点がどのように認識され、どのような対応がなされているかについても質問を行った。

(1) イギリス

① イギリスの監査市場の概況

イギリスでは、FTSE350 企業の会計監査のうち 98%が、被監査企業数シェア上位６つの監査法人により行われており、多い順に PwC（27%）、KPMG（26%）、Deloitte（25%）、EY（17%）となっている。また、前述の通り FTSE100 企業のうち、10 年間同じ監査法人の会計監査を受けている企業の比率は 67%、20 年間同じ監査法人である比率は 31%となっている[16]。

【表 10】イギリスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア（%）
PwC	27%
KPMG	26%
Deloitte	25%
EY	17%
BDO	２%
Grant Thornton	１%

出典：“FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.

注：対象は FTSE350 企業。

[16] 出典・詳細は、【表４】イギリスの監査市場における監査契約の固定化状況を参照。

② 関係当局からのヒアリング等

i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 2,300 社[17]であり、当局によれば、これらの PIE に対する会計監査を行う監査法人の数は、40～50 法人程度と見られている。

イギリスでは2015年よりFTSE350企業に対して強制入札制度が適用されたことを契機に、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立った、企業による自発的な監査法人の交代が起きているとのことであった。新 EU 法定監査規則では公開入札を行った場合は監査法人の最長継続任期が 10 年から 20 年に延長されることもあり、強制入札制度は監査法人の強制ローテーション制度の円滑な導入に貢献していると見られている。

なお、現在の自発的な監査法人の交代は多くの場合 Big４[18]から別の Big４へという形で行われており、Big４から中小監査法人への変更は極めて少ないと見られている。

また、新 EU 法定監査規則においては、監査法人の独立性の観点から、被監査 PIE に対する非監査業務提供が禁止されている。このため、特に金融機関について、監査法人の強制ローテーション制度と非監査業務との同時提供禁止ルールとを両立させつつ交代先の監査法人を選定することは、その業務の特殊性や規模等から念入りな準備が必要となる可能性があると見られている。したがって、監査法人の変更に当たっては、数年単位、場合によっては５年計画といった長期的な計画の下で、非監査業務と監査業務の関係を整理する必要があるとの指摘もある。

ii) 監査品質への影響

監査法人の交代にあたり、監査法人の引継ぎの手続は、交代後数年の会計監査、特に初年度監査を行うために非常に重要であり、2016 年６月に公認会計士団体より指針が改正されている。また、強制入札制度の導入後は監査法人の交代が増加しており、監査法人それぞれが様々な企業で前任・後任という立場になるため、相互に協力し合う意識が向上していると指摘されている。

iii) 監査報酬への影響

監査法人の強制ローテーション制度の導入に伴う競争により監査報酬が減少するのではないか、との懸念について、実際には、監査法人の交代が行われても、一般的に報酬は下がっておらず、むしろ増加しているとの意見もあ

[17] Federation of European Accountants [FEE], “Definition of Public Interest Entities(PIEs) in Europe,” p.8, October 2014.

[18] 世界的に展開する４つの大規模会計事務所（Deloitte、EY、KPMG、PwC）及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。

る[19]。その理由の一つとして、監査法人の選任に当たって、監査委員会が詳細に検討を行っていることが監査報酬が合理的な水準に落ち着くことに寄与していると考えられるとのことである[20]。また、企業によっては、会計監査の品質に対する取組みや監査手続についてのプレゼンテーションを監査法人から受けた上で監査法人を決定し、その後報酬について協議しているケースもあるとのことである。

iv) その他（FRC による検査結果の活用）

イギリスの会計監査改革においては、強制入札制度、監査法人の強制ローテーション制度及び監督当局による監査法人の検査がうまく組み合わされて実施されることにより、適切な効果がもたらされると捉えられている。また、2014 年９月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、監査委員会によりその責任において監査法人が選択されるようになり、その一環として、監査法人の品質に関する評価についても真剣に議論が行われるようになっていることも、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に影響しているとのことである。

同国の監査監督当局である FRC による監査法人の検査は、法人全体の品質管理だけではなく個別の会計監査業務についても対象とされており、個別監査業務の検査結果については、監査法人にだけでなく、対象企業の監査委員会の議長にも FRC から直接伝達されている。検査結果は入札時の参考とされ、企業がより適切な監査法人を選べるようになることに貢献しているとのことである。

(2) フランス

① フランスの監査市場の概況

フランスにおいては、主要株価指数である CAC 40 を構成している企業を含む PIE の大部分が、Big４と同国に基盤を有する Mazars を合わせた Big５による会計監査を受けている。同国では共同監査が義務付けられており、連結財務諸表の作成が義務付けられる企業には２つ以上の監査法人で会計監査が行われている。このことから、中小規模の監査法人も Big５と共同監査を行うことで PIE の会計監査に携わっている。

[19] “FTSE250 auditors survey,” Accountancy, p.20-21, June 2016.

[20] イギリスにおいては Extended auditor’s reports が採用され、監査人が設定した重要性の金額等が記載されており、当局は重要性の金額を踏まえて監査報酬の水準をモニタリングすることが可能であるとの指摘がある。

【表 11】フランスにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア（%）
EY	32%
Deloitte	23%
PwC	21%
KPMG	14%
Mazars	10%

出典：“CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.

注：対象は CAC 40 企業。シェアが 100%を超えているのは、データの取得時点が異なるため。

② 関係当局からのヒアリング等

i) 制度導入後の状況

フランスでは、監査法人の任期が平均 24～25 年程度とみられており、新 EU 法定監査規則における共同監査を実施した場合の監査法人の強制ローテーション制度の最長継続任期 24 年に近い数値となっているため、制度導入による監査法人交代の混乱といった影響はほぼないと考えられている。

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 2,533 社[21]であり、PIE を監査する監査法人の数は、200 法人程度と見られている。共同監査が義務付けられているため、他の欧州諸国よりも PIE を監査する監査法人の数が多い。ただし、200 法人のうち約 170 法人は PIE を１社のみ監査している中小規模の監査法人である。昨今、会計監査については規制の強化が進み、PIE を監査する監査法人の責任が増大しており、今後は監査法人の合併あるいは撤退により、PIE を監査する監査法人の数は減少していくと予想されている。こうした中、共同監査は中小規模の監査法人が PIE の監査業務の経験を積む機会を提供し、監査法人の育成に資すると考えられている。

監査法人の選択肢が限られている状況では、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施は難しいのではないかとの懸念については、共同監査は複数の監査法人の組み合わせによる人員確保を可能とし、中小監査法人を育成することにより監査市場の寡占状態の改善を図ることができるため、監査法人の強制ローテーション制度の円滑な実施に資すると考えられている。

ii) 監査品質への影響

欧州委員会のパブリックコンサルテーションで議論された監査法人の強制ローテーション制度による知識・経験の中断の懸念については、共同監査では、共同監査人が交互に交代し、知識や経験の不足を補うことができることから、円滑な交代が可能であるとされている。

[21] 脚注 17 に掲げる文献の７頁。

iii) 監査報酬への影響

当局によれば、監査法人の強制ローテーション制度導入後、間もないため、監査報酬への影響はまだ明らかになっていないとのことである。なお、新 EU 法定監査規制の導入前は、企業の経営陣が監査法人を選定しており、経営の立場から監査報酬の低さを重視して選定される傾向にあったが、監査委員会が監査法人を選定する責任を有することとなったため、今後は、監査報酬だけでなく、会計監査の品質、保有するシステムやチームの編成が適切かなども総合的に勘案して監査法人が選定されると目されている。

iv) その他（監査委員会の機能強化）

今般の欧州の会計監査改革では、監査法人の強制ローテーション制度の導入だけでなく、監査委員会の機能と責任も強化されている。改革は監査法人に対するものだけではなく、企業のコーポレートガバナンス強化と一体となり、会計監査のステークホルダー全体の機能強化による会計監査の質の向上に向けた取組みが進められている。

(3) ドイツ

① ドイツの監査市場の概況

ドイツにおいては、上場企業監査のうち、94%の会計監査を被監査企業数シェア上位５つの監査法人が占めており、上位から PwC（28%）、KPMG（27%）、EY（24%）、Deloitte（11%）、BDO（４%）となっている。なお、同国の上場金融サービス業の監査の大宗は KPMG が行っている。

【表 12】ドイツにおける監査市場の状況

	上場企業数シェア（%）
PwC	28%
KPMG	27%
EY	24%
Deloitte	11%
BDO	４%

出典：DAX160 企業のアニュアルレポート（2014）。

注：対象は DAX160 企業。

② 関係当局からのヒアリング等

i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,600 社[22]であり、制度導入の影響を受ける監査法人の数は 80 から 90 法人程度と目されている。以前は百数十の監査法人が PIE に対する会計監査を行っていたが、グローバル化、IFRS 監査に要求される知識の高度化、会計監査への規制の強化等により、PIE の会計監査に要求されるレベルが高くなってきていることから、PIE に対する監査法人の数は減少傾向にある。

Big４は上場企業監査の 90%を占めており、非監査業務の同時提供禁止ルールを守りつつ新規の監査先として検討すべき企業を識別するため、現在監査を受嘱していない企業も含め、各企業における監査法人の利用状況をデータベース化し、監査業務・非監査業務の調整を開始している。

ii) 監査報酬への影響

制度が開始されて間もないため、制度の導入が監査報酬・監査時間や競争状況に与える影響は現時点では把握できていない。しかし、新 EU 法定監査規則における 20 年の最長継続任期の適用を受けるためには、厳格な入札プロセスを経て監査法人を選定することが必要となるとともに、監査委員会は監査法人の選定基準を明確化することが求められている。このため、監査委員会は監査時間や報酬も含め適切な選定を行うと目されている。実際、監査委員会は将来のローテーションに向けて、監査法人との情報交換を開始しつつある。

監査委員会が監査法人の選定を担うにあたり、more detailed and informative audit report、いわゆる詳細かつ情報量の多い監査報告書[23]はそれぞれの監査法人が企業のどういったリスクに着目し会計監査を行っているかをより詳細に記載することから、監査委員会の監督機能強化に貢献するとともに、監査委員会が監査法人の会計監査の品質などを評価する上でも重要な情報となるとされている。

(4) オランダ

① オランダの監査市場の概況

オランダでは PIE 監査のうち、87%の会計監査を被監査企業数シェア上位４つの監査法人が占めており、上位から KPMG（29%）、EY（25%）、PwC（20%）、Deloitte（13%）となっている。

[22] 脚注 17 に掲げる文献の７頁。

[23]「会計監査の在り方に関する懇談会」提言では「監査報告書の透明化」と呼ばれている。

【表 13】オランダにおける監査市場の状況

	上場企業等数シェア（%）
KPMG	29%
EY	25%
PwC	20%
Deloitte	13%

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017.（データの時点は 2016）

注：対象は PIE。

② 関係当局からのヒアリング等

i) 制度導入後の状況

監査法人の強制ローテーション制度の対象となる PIE は 1,200 社[24]であり、オランダでは制度導入の影響を受ける監査法人の数は９法人程度と目されている。

同国では、2000 年代に主要な上場企業において不正会計問題が発生したことなどから、会計監査制度の改革が積極的に行われており、2012 年に強制入札制度が国内立法化され、これまで移行期間中であったが、新 EU 法定監査規則の制定を受け、EU の規制に統一することとなった。この２年間で、先行して監査法人を交代することで最適な監査法人を選ぶことができるとの理由から、多くの PIE が監査法人を自発的に交代させている。監査監督当局は、既に実施されている筆頭業務執行社員の定期的な交代に加えて、監査法人を交代させる二重のローテーション制度が働くことにより、監査法人の独立性や新たな視点の確保が機能することを企図している。

非監査業務の同時提供の禁止[25]などにより、交代できる監査法人の数は極めて限定されるのではないかとの懸念が示されていたが、企業側及び監査法人側の双方において監査法人交代の準備が進んでおり、問題はないものと見られている。

また、同国では、特に大規模な金融機関等、業種に特別な監査能力が求められる場合、後任の監査法人におけるリソースの確保のため、グローバルネットワークからイギリスの公認会計士など必要な能力を持った人材を呼ぶことで対応が可能と考えられている。

ii) 監査品質への影響

オランダの公認会計士協会は、監査法人の強制ローテーション制度の影響を受ける９つの大手監査法人を対象に、監査人交代時の引継ぎ【参考資料４】を強化するための手続を定めたガイダンスを策定・公表した。当該ガイダンスでは、書類の移送や個別監査手続の方法などについて、守秘義務を踏まえつつ、監査法人同士の対応方法等を定めている。

iii) その他（監査委員会の機能強化等）

同国では、監査委員会が適切な監査法人を選ぶための情報をより充実させるため、監査法人の作成する透明性報告書の内容の充実や、監査監督当局が監査法人に検査を行った際の検査結果の企業に対するフィードバックの方式に係る法令改正が行われた。具体的には、これまでの検査結果報告書は個別監査業務の検査内容を含まない一般的なレポート(general report)であったが、2014 年の検査からは、個社名・個人名は伏せながら個別監査業務の検査内容を含む検査結果報告書を企業に提供することが可能となった。

[24] 脚注 17 に掲げる文献の７頁。
[25] 新 EU 法定監査規則第５条。

（参考）欧州以外の諸外国における監査法人の強制ローテーション制度をめぐる状況

（1） アメリカ

2002 年のアメリカ企業改革法制定から約９年後の 2011 年８月、PCAOB（Public Company Accounting Oversight Board：公開会社会計監督委員会） は監査人の独立性と監査法人のローテーションに関するコンセプトリリース（Concept Release on Auditor Independence and Audit Firm Rotation）を公表した[26]。

同コンセプトリリースでは、監査法人の強制ローテーション制度の導入によって、監査法人と被監査企業の関係が根本的に変革され、監査法人の機能が大幅に強化される可能性があるとして、監査法人の独立性と監査法人の強制ローテーション制度についてのコメントが募集された。また、2012 年３月にはコンセプトリリースに関する公開ラウンドテーブルが開催され、関係各界の有識者から幅広く意見を聴取するため、投資家、財務諸表作成者、学者、公認会計士及び規制当局などが参加した。

その後、2013 年７月に公開企業による監査法人の強制ローテーション制度の導入を禁止する法案が下院を通過したが、上院では審議されずに失効した[27]。それ以降、アメリカにおいて、監査法人の強制ローテーション制度導入に向けた検討プロジェクトは行われていない。

このように、同国においては、現在、監査法人の強制ローテーション制度の導入は議題として取り上げられていないが、監査法人の独立性確保は重要な課題の１つとされている。

PCAOB が現在取り組んでいる会計監査に関する基準設定等の議題としては、会計上の見積り、公正価値評価など、会計監査において特に職業的懐疑心の発揮が重要となる領域に関するものが増加しており、そのためにも独立性は重要な課題であるとされている。最近基準化されたものには、会計監査の透明化を促進するもの（業務執行社員の氏名の開示、重要な他の監査人（重要な子会社を担当している親会社監査人以外の監査人等）の情報の開示等）などがあり、情報開示は監査人の独立性を評価する上で有用であるとのことであった。

また、監査法人を監視する責任を有する監査委員会が適切に会計監査の品質を評価し監査法人を選任できるようにするため、AQI（Audit Quality Indicators：監査品質の指標）の導入について現在検討が行われている。AQI を実施しその内容を会計監査のステークホルダーに開示することは監査法人の独立性の確保や会計監査の品質向上を図ることにつながると考えられている。なお、PCAOB は 2017 年６月に、監査報告書の一項目として監査法人の長期間の関与（Audit firm tenure）について記載することを含む監査基準の改訂案を公表した。

以上のとおり、PCAOB において、監査法人の独立性の確保は、引き続き、重要な課題と認識されている。

なお、前述の公開ラウンドテーブルにおいては、監査法人の強制ローテーション制度を導入するとした場合に留意すべき事項への対応策についての議論も行われ、例えば以下のような意見が聞かれたとのことである[28]。

- ローテーション期間を十分に長く設定する（10 年またはそれ以上）
- ローテーションの対象となる業種を限定する
- 監査リスクが高い場合にのみローテーションを実施する
- 検査結果に問題があった場合にのみローテーションを実施する
- 特殊事情がある場合、ローテーションの時期を延期する
- 非監査業務を行っている場合、調整するための期間を十分に確保する
- ローテーションが一斉に行われないような配慮を行う
- 初年度監査や監査人の引継ぎに関する基準を策定する
- 交代初年度においては、前任監査人との共同監査を行う
- PCAOB が初年度監査の検査を行う

（2） インド

インドでは 2013 年８月に「2013 年新会社法（Companies Act, 2013）」が公布され、1956 年に制定された旧会社法が全面的に見直された。この中で、公開企業における独立取締役の選任義務や監査委員会の設置義務等の企業のガバナンス強化と合わせて、従来 ICAI（The Institute of Chartered Accountants of India： インド勅許会計士協会）による倫理規則で定められていた監査人のローテーション制度が法的に義務付けられた。

同制度では同国の公開企業[29]は、監査法人を 10 年（個人の場合は５年）で交代させることが求められる。監査法人交代に伴う最短インターバルは５年

[26] PCAOB, “Release No. 2011-006 CONCEPT RELEASE ON AUDITOR INDEPENDENCE AND AUDIT FIRM ROTATION,” August 2011.

[27] The Library of Congress, H.R.1564 - Audit Integrity and Job Protection Act, https://www.congress.gov/bill/113th-congress/house-bill/1564/text

[28] 同ラウンドテーブルについては、PCAOB, “Transcript: Public Meeting on Auditor Independence and Audit Firm Rotation,” 2012 参照。

[29] 監査人の強制ローテーション制度の対象となる公開企業は以下の通り（日本円換算額は 2017 年３月末時点の為替レートによる）。
a) 上場会社
b) 払込資本金が１億ルピー（約１億７千万円）以上の公開会社
c) 払込資本金が２億ルピー（約３億４千万円）以上の非公開会社
d) 借入・社債等が５億ルピー（約８億６千万円）以上の公開会社・非公開会社

である。監査法人の交代にあたり、同一ネットワークの監査法人への交代は認められず、また、前会計年度に業務執行社員をしていた者が別の監査法人に移動する場合、その監査法人への交代についても５年間の最短インターバルが適用される。

なお、新会社法は 2014 年４月１日より施行されているが、同年３月 31 日に公布された施行令において、監査法人の強制ローテーション制度の導入に際しての経過措置（例えば、旧会社法の下で既に 10 年同一の監査法人を利用している場合は最長継続任期は 13 年となる）が設けられている。

2016 年４月から６月にかけて同国の Grand Thornton 及び Prime Database 社が実施したサンプル調査[30]では、

- 78%の企業が、監査法人の強制ローテーション制度は財務報告の改善につながる独立性の促進のために正しい方向の取組みであると認識
- 企業の間で監査法人の強制ローテーション制度の理解が進んでいる一方で、82%の企業は、監査人の交代の決定または決定のための明確な計画ができていないと回答

といった結果となっている。

(3) 南アフリカ

南アフリカの監査監督当局である IRBA（Independent Regulatory Board for Auditors：監査人規制独立委員会）は、2016 年 10 月 25 日、監査法人の強制ローテーション制度に関する提案を行うとともに、同日から同年 12 月 24 日までパブリックコメントを行い、2017 年６月２日に監査法人の強制ローテーションに関する指針（Rule on Mandatory Audit Firm Rotation）を公示した。同指針では、上場会社及びその他の PIE の会計監査を行う監査法人の最長継続任期を 10 年、最短インターバルを５年としている。当該ローテーション制度は、2023 年４月１日以降の会計年度より適用される。なお、共同監査のケースにおいて、両方の監査法人の最長継続任期がいずれも 10 年以上になる場合、一方の監査法人が交代することとし、もう一方の監査法人は最長継続任期を２年延長することができると規定している。

IRBA は監査法人の強制ローテーション制度を導入した背景として、欧州において監査法人の強制ローテーション制度が導入されたこと、IRBA の監査法人への検査の主な指摘事項に独立性に関するものがあったことを挙げるとともに、監査市場の寡占や、上場企業監査を行う業務執行社員のうちブラックアフリカン割合が３%に満たないこと等に言及している[31]。

[30] Grant Thornton, “The Future of Audit in India – A series by Grand Thornton Part I – Mandatory Firm Rotation – Is India Inc. ready? – A survey,” p.8-14, 2016. 調査は監査法人の強制ローテーション制度の対象企業である National Stock Exchange 上場企業 1,480 社中、303 社から得られた回答を分析している。

[31] IRBA, “The IRBA announces measures to strengthen auditor independence and enhance investor protection,” August 2016.

【表 14】南アフリカにおける監査市場の状況

	上場企業の時価総額シェア（%）	上場企業数シェア（%）
PwC	48%	21%
Deloitte	22%	18%
EY	14%	11%
KPMG	12%	17%
Grant Thornton	４%	14%
Mazars	１%	６%

出典：IFIAR, “Member Profiles,” 2017.（データの時点は不明）

※　その他の事例として、韓国では、2003 年 12 月に株式会社の外部監査人に関する法律（Act on External Audit of Stock Companies）が採択され 2006 年１月以降に開始される会計年度から、一監査法人が連続して６年を超えて同じ被監査企業に対して会計監査を行うことが禁じられた。

韓国政府は 1997 年の金融危機以降、会計制度の改革を検討していたが、アメリカでエンロン事件を契機に監査法人の強制ローテーション制度の導入が検討されていたことが、韓国における制度導入に影響を与えたとされる。

その後、アメリカにおいて監査法人の強制ローテーション制度が最終的に導入に至らなかったこと等を理由として、2009 年２月に同制度は廃止された。

V. まとめ

カネボウなどの不正会計事案を受けた監査法人の独立性強化策として、2006 年に金融審議会からパートナーローテーションの制度強化が打ち出され[32]、それが実施されて 10 年余が経過した。

１．パートナーローテーション制度の有効性の検証

この間、我が国では依然として重大な不正会計事案が発生している。特に、東芝事案では、同一監査法人（前身の監査法人を含む。）が約 47 年間、個人事務所の時期を含めると約 63 年間にわたり同社の会計監査を実施しており、同社のガバナンスへの過信や、監査手続の前例踏襲、過去の監査従事者の判断への過信などから職業的懐疑心を鈍らせることとなり、結果として、監査チームは不正を見抜くために有効な会計監査を実施することができなかった。

東芝事案においては、制度強化後のパートナーローテーションが実施されていたが、事案の発生原因・要因を踏まえると、パートナーローテーションは制度導入時に期待された「新たな視点での会計監査」という観点からは、結果として十分にその効果を発揮するものとしては機能しなかったと考えられる。

２．企業と監査法人の監査契約の固定化

また、TOPIX 上位 100 社のうち、この 10 年間に監査法人が交代したのは５社に留まるなど、この 10 年の間に同一監査法人との監査契約はさらに固定化しており、監査法人の自発的な交代は進んでいない状況である。これらの点は、あまりにも長期間にわたり同一監査法人の会計監査を継続している企業の場合、株主や他のステークホルダーの理解が得られるかということも含め、独立性の確保の観点から検討すべき論点であると考えられる。

３．欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入

一方、欧州では、この 10 年間の変化として、監査法人の独立性の強化や、企業の監査に新任の監査人による「新たな視点」を入れるため、原則として同一監査法人の最長継続任期を 10 年[33]とする監査法人の強制ローテーション制度が 2016 年より導入された。

欧州における、監査法人の強制ローテーション制度導入の際の議論では、同制度は監査法人の強固な独立性を強化し、会計監査の品質向上につながるとされる一方で、監査法人の交代により、監査法人に一時的な知識・経験の不足が生じることや、監査市場が寡占化していることで他の監査法人を選任することが困難であるといった留意点が指摘されたところである。監査法人の強制ローテーション制度の導入後、

[32] 金融審議会公認会計士制度部会「公認会計士・監査法人制度の充実強化について」（2006.12）。

[33] 最長継続任期は、公開入札が行われた場合は 20 年まで、共同監査を実施した場合は 24 年まで延長することが可能。

上記の留意点への対応を含め、欧州各国の動きについて、欧州各国の関係当局等へのヒアリング等の調査を行ったところ、監査法人の交代が会計監査の品質に与える影響等については、欧州の監査法人の強制ローテーション制度は導入後間がなく、その見極めにはなお時間が必要であるとのことであった。また、欧州では、各国ごとに同制度の導入に至る経緯や各国における監査市場の状況などが異なっているが、上記の留意点への対応として、それぞれに工夫をしているとのことであった。例えば、イギリスにおいては監査法人の強制入札制度の導入、フランスでは共同監査の義務付け、さらに、欧州各国では監査法人間の引継ぎルールの整備といった対応をすることにより、これまでのところ、混乱なく監査法人の強制ローテーション制度が実施されつつあるとの見方が示された。

現在、各国の上場企業監査の市場は総じて寡占化の傾向にあり、イギリス、フランス、ドイツ、オランダの Big４のシェアは９割以上であり、我が国においても上場企業全体の４分の３の監査を Big４が行っている。こうした中、監査法人の強制ローテーション制度導入のメリットの一つとして、上場企業監査を行うことができる監査法人が Big４以外にも増え、寡占解消につながることが考えられるのではないかとの見方もある。今回の調査において、監査法人の強制ローテーション制度の導入が監査市場の寡占解消に影響を及ぼすかについて、欧州各国の当局からは、寡占解消につながるか分からないとする見方と、寡占解消を促す影響があるとの見方の両方があった。

また、監査法人の強制ローテーション制度による監査報酬への影響について、欧州各国の当局からは、監査報酬の多寡のみをもって交代後の監査法人を選ぶことにはならず、監査報酬への影響は少ないとの見方があった。また、この点に関しては、企業の監査人を選任する監査委員会が、監査法人の選任にあたって、監査報酬のみではなく、監査法人に求められる独立性と専門性を有しているかについて検証することが重要であるとの見方が示された。

今回の調査報告は、会計監査の信頼性の確保のために監査法人の独立性の確保を徹底する方策の有効な選択肢の一つとして、監査法人の強制ローテーション制度について調査したものであり、主として、ここ 10 年の我が国における国内の会計監査をめぐる状況や、欧州における監査法人の強制ローテーション制度の導入の状況等について調査を行い、実態の把握を行ったものである。我が国においても、10 年前に監査法人の強制ローテーション制度の導入が議論された際には、上記の留意点と同様の懸念が指摘されたところである。しかし、現在の欧州の状況を踏まえれば、我が国において、依然としてこのような懸念が妥当するのか、その懸念に対応するために工夫する余地があるのか、我が国の監査制度や監査市場の状況を精査しつつ、改めて検討することが重要であると考えられる。今後は、欧州における監査法人の強制ローテーション制度導入の効果等を注視するとともに、我が国において、監査法人、企業、機関投資家、関係団体、有識者など会計監査関係者からのヒアリング

等の調査を行い、監査法人の強制ローテーション制度の導入に関する論点についての分析・検討を進めていくことが考えられる。

【資料１】パートナーローテーション制度

パートナーローテーション制度とは、業務執行社員（パートナー）が継続的に同じ被監査企業に従事できる期間に上限を設け、これを強制的に交代させる制度である。一般的には、一定のインターバルを置けば当該業務執行社員が再度同じ被監査企業に対して会計監査を行うことは可能とされている。

大企業に対する会計監査の場合、複数の業務執行社員が任に当たることが多いが、その場合、パートナーローテーション制度の対象を会計監査の責任者であり監査報告書に署名する筆頭業務執行社員（Lead audit partner/Key audit partner）に限定する場合と、会計監査の審査を行う審査担当社員や主担当ではない業務執行社員も対象に含める場合とがある。

１．アメリカにおけるパートナーローテーション制度

エンロン事件後 2002 年に成立した企業改革法（Sarbanes-Oxley Act Section 203, 208）等により、筆頭業務執行社員及び審査担当社員には最長継続任期５年、最短インターバル５年、その他の業務執行社員は、最長継続任期７年、最短インターバル２年のパートナーローテーション制度が義務付けられた。

２．国際倫理基準におけるパートナーローテーション制度

IFAC（International Federation of Accountants：国際会計士連盟）は、2001 年に「職業会計士の倫理規程」（国際倫理基準）を改訂し、業務執行社員について最長継続任期７年、最短インターバル２年のパートナーローテーションを求めることとした。

その後、金融危機を受け、2012 年以降、IESBA[34]（International Ethics Standards Board for Accountants :国際職業会計士倫理基準審議会）において、PIE に対する会計監査におけるパートナーローテーション制度の強化について検討が行われた。

具体的には、現行規程について、PIE である被監査企業に対して、主要な業務執行社員が連続する 16 年のうち 14 年間関与する可能性があることについて、多数の利害関係者から懸念が示された。検討の結果、2016 年 12 月改定案が基本合意され、筆頭業務執行社員及び審査担当社員の最短インターバルの延長（筆頭業務執行社員は２年を５年、審査担当社員は２年を３年）並びにインターバル中の監査チームや被監査企業との協議の禁止などの業務制限が規定された。

なお、IESBA は、監査法人の強制ローテーション制度について、欧州やその他の同制度を導入した各国の状況や同制度の効果を注視していくこととしている。

３．欧州におけるパートナーローテーション制度

米国のパートナーローテーション制度導入やイタリアのパルマラット等の不

[34] IFAC 内組織で職業会計士の倫理基準を策定している機関。

正会計事案の発生を受け、2006 年に EU 法定監査指令が改正されパートナーローテーション制度が義務付けられた。現在では、新 EU 法定監査規則第 17 条第７項において筆頭業務執行社員（Key audit partner）に対するローテーション制度が定められており、最長継続任期７年、最短インターバル３年とされている。

なお、新 EU 法定監査指令の定義（第２条第 16 項）によれば筆頭業務執行社員とは以下のいずれかに該当する者を指す。

- 監査法人を代表して会計監査を行う主たる責任者として、特定の会計監査に従事する監査法人により指定を受けた社員
- グループ会社に対する会計監査を行うにあたり、グループ会社に対する会計監査を行う主たる責任者として監査法人により指定された社員、及び重要な子会社において主たる責任者として指定された社員
- 監査報告書に署名する社員

【資料２】強制入札制度

１．制度の概要

強制入札制度とは、企業が監査人を選定する際に、公開の入札を義務付ける制度であり、多くの場合、「一定期間中に一度は必ず入札を行うこと」といった「期間」が定められている。

イギリスでは、2014 年に CMA（Competition & Markets Authority：競争・市場庁）が規則（The Statutory Audit Services for Large Companies Market Investigation（ Mandatory Use of Competitive Tender Processes and Audit Committee Responsibilities） Order 2014）を定め、FTSE 350 企業は、少なくとも 10 年毎に監査契約を入札にかける義務を負うこととされている。

２．期待される効果や留意点

強制入札制度の導入については、入札のプロセスにおいて、企業、監査委員会、株主の間のガバナンスが働くことにより、より高い品質の会計監査を提供する監査法人に交代する可能性が高まる効果が期待されている。

また、企業にとっては入札の際の監査法人の提案を通じて、これまで企業自身では気付かなかった事業上のリスクや会計上のリスクについて、新たな視点からの気付きがもたらされるとの効果が期待される。一方、強制入札制度については、監査法人の強制ローテーション制度とは異なり、監査法人が交代しない結果となる場合があり、新たな視点が確実に得られるわけではない。

監査法人にとっては、新しい企業から受嘱できる可能性が広がる効果が期待される一方、制度導入に伴って必要となる入札の準備コストを、全体として入札価格に反映させられない場合、監査法人側の負担増となる。

また、強制入札制度導入により価格競争となるため監査報酬は減少するとの指摘も存在するが、監査委員会が、価格を開示しない状態で選定を行う方式で入札するなど、監査品質を重視した選定を行う結果、報酬が減少しない場合も少なくないと指摘されている。

３．イギリスにおける制度導入後の状況

イギリスでは FTSE350 企業を対象に強制入札制度が義務付けられた結果、既に多くの企業が自主的に監査法人の交代の実施ないし交代の決定を行っており（対象企業のうち交代実施済の企業と交代を決定した企業はそれぞれ 30 社程度）、強制入札制度は有効に機能するとともに、監査法人の強制ローテーション制度の採用をよりスムーズにしていると受け止められている。また、欧州における監査法人のローテーション期間は 10 年であるが、入札を行うことにより 20 年まで延長可能となるため、入札を行う企業は今後 FTSE350 企業だけでなく、PIE 全体に広がることが予想されている。

制度導入後、これまで同国では監査法人の交代に伴う報酬低下の傾向は見られ

ていない。これは、監査委員会の役割強化に伴い、牽制機能が働いていることも一因とみられている。

2017年２月、FRCは強制入札に関するベストプラクティス（Audit Tenders Notes on Best Practice）を公表した[35]。当該文書では、強制入札制度導入後に監査法人を交代した企業は、監査法人の交代により「新たな視点」が得られることが利点になっているとしている。また、強制入札のベストプラクティスとして、より監査品質を重視した監査法人の選定が行われるよう、(i)監査委員会が監査法人選定のプロセスや選定基準を明確化して、投資家等に対し開示しておくこと、(ii)報酬について、企業の経営者ではなく監査委員会によって交渉が進められるべきであること、(iii)監査法人の交代に伴う引継ぎ等について留意すべきこと、などが記述されている。なお、報酬については、現状、入札に伴う値下げ圧力は見られていないとしている。その上で、投資家は監査報酬が他社と比べて低いことを気にするとの投資家代表の意見を引用しつつ、監査委員会に対し、入札のプロセスでの監査報酬の在り方について、主要な投資家の考えを求めるべきであるとしている。

[35] FRC, “Audit Tenders - Notes on Best Practice,” February 2017.

【資料３】共同監査

１．制度の概要

共同監査とは、複数の監査法人が共同して１つの企業等の会計監査を行うことを指す。

フランスでは、共同監査が制度として一定の場合に義務化されている。同国における共同監査の歴史は古く、制度の導入は 1966 年に遡る。フランス商法が主たる根拠法で、連結財務諸表の作成が法により要求される企業において最低２つ以上の監査人により会計監査を行うことが規定されている（フランス商法 L823-2）。共同監査において会計監査業務は分割されるが、責任は分割されず、双方の監査人が会計監査全体の責任を負うとされている。また、共同監査における各々の監査人の役割分担は、職業行動基準により規定されており（フランス商法 L823-15）、2007 年の新基準によれば、共同監査の監査人は作業計画や監査手続の共有に合意し、定量的・定性的な合意に則って業務負荷を調整すること、更には監査実施中に適宜業務の再配分を行うことが求められている。

なお、共同監査の運用実態としては、会計監査の担当領域を監査人の間で必ずしも機械的に半分に分ける必要はなく、例えば、高リスク領域は当該領域に経験・スキルが十分に備わっている監査法人が行うといった分担がなされている。また、監査法人の強制ローテーション制度の運用との関係では、共同監査にあたる複数の監査法人は、通常、円滑な引継ぎのために交代時期をずらすことが一般的とされている。

２．期待される効果や留意点

共同監査に期待される効果として、会計監査に新たな視点を持ち込めること、相互チェックによる客観性の向上、大手以外の監査市場への参入機会の増加が挙げられる。共同監査においては、それぞれの監査法人の担当領域について相互にレビューが行われることから、それぞれの監査調書を閲覧し、内容を点検することになる。また、中小監査法人にとっては、共同監査の場合、単独監査に比して、より大規模な企業の会計監査の受嘱を可能とすることから、中小監査法人を育成するための手段になるとの見方が存在する。監査法人の強制ローテーション制度は知識・経験の蓄積が中断する可能性があるとの懸念についても、共同監査においては監査法人が互いのローテーション時期をずらすことにより、当該懸念を緩和している。また、共同監査により複数の監査法人を選定している企業は、一方の監査法人が存続しなくなった場合においても監査人を突然失うリスクを回避することができる。

一方、留意点として、複数の監査法人を選定する手間を要すること[36]、監査法

[36] 共同監査においては、監査法人の選定に時間を要することも多く、新 EU 法定監査規則において共同監査のローテーション期間の延長が 24 年まで（原則は 10 年）認められることとなった理由の一つと指摘されている。

人間の調整・情報共有等のためにコミュニケーションコストが発生すること、単独の監査法人を採用する場合よりも監査報酬が高くなる可能性が挙げられる。

３．我が国における共同監査

我が国において、共同監査は、例えば企業が合併した際に、合併後の企業の会計監査を、合併前のそれぞれの企業の会計監査を担当していた監査法人等が共同で行う場合などについて行われている。

共同監査において表明した監査意見については、共同で責任を負うこととなるため、共同監査を行う監査法人等の間で、相互の品質管理体制の確認や共同監査に関する方針や手続、業務分担等を定めることが監査の基準[37]で求められている。

我が国において上場会社に対する共同監査の近時の状況は【表 15】に記載する通りである。2002 年度頃は、広範に行われ、2006 年度にカネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止になったことに伴い急増したが、その翌年度に大幅に減少し、2014 年度は 10 社強にとどまっている。また、共同監査の態様をみると（監査法人ではなく）個人公認会計士同士での共同監査となっている。

この背景としては、従来は大規模上場企業の会計監査については、一監査法人単独での受嘱は困難であるとして複数の監査法人による共同監査が行われていたが、大手監査法人の規模の拡大が進んだことに伴い、一監査法人単独での受嘱が可能になってきたことなどによるものと考えられる。

【表 15】上場会社の会計監査における共同監査数　（単位：社）

	合計	法人・法人	法人・個人	個人・個人
2002 年度	186	48	37	101
2004 年度	164	43	31	90
2005 年度	186	85	26	75
2006 年度（注２、注３）	309	166	78	65
2008 年度	63	8	8	47
2010 年度	32	2	2	28
2012 年度	14	3	1	10
2014 年度	13	1	1	11

出典：日本公認会計士協会「有価証券報告書提出会社関係資料」『会計・監査ジャーナル』。

注１：共同監査を責任者の態様ごとに分類したものであり、例えば、「法人・個人」は監査法人と個人公認会計士による共同監査を示す。

注２：2006 年７月１日 カネボウを監査していた中央青山監査法人が業務停止。

注３：2007 年７月 31 日 カネボウを監査していた中央青山監査法人の後継監査法人が解散。

[37] 企業会計審議会「監査に関する品質管理基準」、日本公認会計士協会「品質管理基準委員会報告書第１号　監査事務所における品質管理」。

【資料４】監査人の交代に伴う監査法人間の引継ぎ

同一企業の監査人の交代について、「従前の会計監査で積み重ねられてきた知識や経験が失われるリスクがある」と指摘されていることを踏まえると、前任の監査法人と後任の監査法人との間での確実かつ十分な引継ぎが行われることは極めて重要である。

この点、欧州では、監査人が交代する際の被監査企業の情報の引継ぎと監査法人の守秘義務との関係の整理等の実務上の要請により、監査法人の強制ローテーション制度導入に先立ち、引継ぎについての法改正やガイダンス策定等が行われている。例えば、フランスにおいては、従来監査基準で引継ぎの実施が定められていたが、実効性強化の観点から法律により定められることとなった。また、オランダにおいては、公認会計士協会により会計監査人交代時の円滑な引継ぎのためのガイダンスが策定された。

【資料５】各国における上場企業の監査市場の状況

各国において、企業の国際化や大規模化等が進む中で、特に上場企業を監査する監査法人は寡占化が進んでいる。

【表 16】各国における上場企業の会計監査の寡占化の状況

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
上場被監査企業等数に占める Big４の割合	74%	99%	95%	90%	90%
上場被監査企業等数に占める Big６の割合	81%	100%	98%	―	―

出典：日　本 日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICK より金融庁作成（2017. 3）。
アメリカ “Auditor Market Share of the S&P 500,” Audit Analytics, February 2017.
イギリス “FEATURE Audit fees survey,” Financial Director, p.26, March 2015.
ドイツ DAX160 企業のアニュアルレポート（2014）。
フランス “CACoCAC 2015 Etude sur les CAC du CAC 40 en 2014,” Day One, September 2015.
注１：日本取引所グループ「上場会社数・上場株式数」（2017. 3）及び世界銀行（The World Bank）“Listed domestic companies, total”（2016）によると、各国の上場企業数は、日本 3, 558 社、アメリカ 4, 331 社、イギリス 1, 858 社、ドイツ 531 社、フランス 485 社。
注２：フランスは共同監査による受嘱を含む。

【表 16】の通り、我が国では上場企業の 80%以上が、他の諸外国では上場企業の 95%以上が Big６[38]の会計監査を受けている。

特にアメリカでは、上場企業の 99%が Big４の会計監査を受けており、上場企業の会計監査の寡占状態が顕著である。

我が国においては、上場企業の Big４による監査占有率がアメリカやイギリスほど高くないが、約７割強の上場企業が Big４の会計監査を受けており、他の諸外国同様、上場企業の会計監査の寡占化がみられる。

フランスでは Big４に加え、フランス国内に主要な基盤を有する Mazars が Big４に次ぐ規模を占めている。Mazars については、フランスにおける共同監査制度（前述【資料３】）に対応して成長してきたとの指摘がある[39]。

[38] 「Big６」とは、世界的に展開する６つの大規模会計事務所（Big４及びそれに準ずる規模の BDO、Grant Thornton）及び各国に所在するこれらの会計事務所のネットワーク法人をいう。
[39] 例えば、フランスに本社を置く多国籍企業が共同監査先を選定する場合、Big４との間では既に非監査業務契約を締結していることも多いことから、独立性確保の観点から Mazars を選定することが多いとの指摘がある。

【表 17】各国における業務執行社員＋職員数（上位６つの監査法人）（単位：人）

	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス	
1	新日本（EY）	6, 055	Deloitte	70, 603	PwC	19, 741	KPMG	9, 533	Deloitte	9, 400
2	トーマツ（Deloitte）	5, 968	PwC	49, 000	EY	19, 424	PwC	9, 417	KPMG	8, 200
3	あずさ（KPMG）	5, 337	EY	39, 400	Deloitte	15, 768	EY	8, 075	EY	6, 256
4	あらた（PwC）	2, 040	KPMG	30, 903	KPMG	12, 764	Deloitte	5, 346	PwC	5, 000
5	太陽（Grant Thornton）	381	Grant Thornton	7, 906	Grant Thornton	4, 461	Moore Stephens International	1, 985	Mazars	2, 679
6	東陽（BDO）	210	RSM	7, 731	BDO	3, 696	Nexia International	1, 921	Kreston International	1, 727

出典：日　本 2015 年度に各監査法人が提出した業務及び財産の状況に関する説明書類。
アメリカ “The 2016 AccountingToday Top 100 Firms,” AccountingToday, 2016.
イギリス “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.31, December 2015/January 2016.
ドイツ “Country survey,” International Accounting Bulletin, P.13, June 2015.
フランス “Rankings,” International Accounting Bulletin, P.20, October 2015. 他。
注：日本以外については、日本では監査法人とは別法人であるグループ会社において営まれているアドバイザリー業務、税務等の事業に係る人員が含まれていることに留意が必要。

【図】我が国における上場企業の会計監査に占める上位４つの監査法人の割合（時価総額ベース）

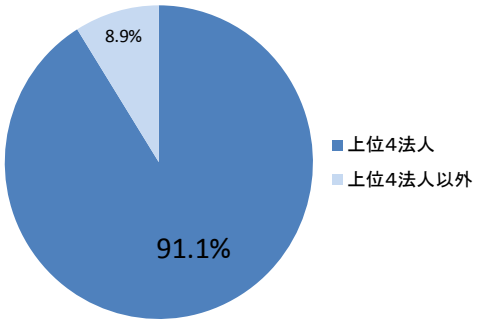

出典：日本取引所グループ「適時開示情報閲覧サービス」、QUICK より金融庁作成（2017. 3）。

【表 18】上場企業の監査法人の交代と監査報酬の動向（2015 年１月～12 月）

		交代後	
		Big４	Big４以外
交代前	Big４	増加　３社（15%） 据え置き　４社（20%） **減少　13 社（65%）**	増加　１社（5.5%） 据え置き　１社（5.5%） **減少　16 社（89%）**
	Big４以外	**増加　９社（53%）** 据え置き　３社（18%） 減少　５社（29%）	増加　９社（23%） **据え置き　21 社（54%）** 減少　９社（23%）

出典：総合企業情報データベース eol（2015.12）。

日本国内の上場企業における 2015 年１月から 12 月の間の監査法人の交代（全体で 94 件）と監査報酬の変化について、いわゆる Big４と Big４以外とのグループに区別してみたところ、【表 18】の通りとなっている。これをみると、

- Big４から Big４以外への交代のケースでは、監査報酬が減少している企業が多く（18 社のうち 16 社（89%））、
- Big４以外から Big４への交代のケースでは、監査報酬が増加している企業が多く（17 社のうち９社（53%））、

全体として、Big４の監査報酬の水準が Big４以外に比して高くなっていることが窺われる。

また、Big４以外のグループ内での交代のケースでは、監査報酬の増減数が拮抗している（増加：９社、減少９社、据え置き 21 社）一方、Big４内での交代のケースでは、監査報酬が減少する企業が多い。

この背景としては、Big４の間での価格競争の激しさがあるとも考えられるが、監査報酬については、個々の企業のリスクに応じた監査時間の変動、企業の業況などの変動要因もあることから、変動のうちのどの程度が競争上の理由に帰するかについては幅をもってみる必要があると考えられる。

監査法人のローテーション制度に関する第一次調査報告

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言（2016年３月）

○「監査法人のローテーション（注）を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

（注）企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じうることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度（注）の強化がなされた。

（注）監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- 過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- 企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年６月より実施。

（規則の概要）
同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年（当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、４年間以上のインターバルが必要）。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

○ 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

監査報告書の透明化

- 現在の監査報告書は、財務諸表が適正と認められるか否かの表明（監査意見）以外の監査人の見解の記載は限定的。
- 海外では、監査報告書において、監査人が着目した虚偽表示リスクなどを記載する制度の導入が進んでいる。

⇒「会計監査の在り方に関する懇談会」において、我が国でも検討を進めるべきとされたことを踏まえ企業会計審議会において審議を行い、監査基準を改訂。
2021年３月期決算より適用開始
（2020年３月期決算より早期適用可）。

＜海外の状況＞

- 英国：金融危機等を受け導入（2012年より適用）。
- EU：金融危機等を受けた一連の法定監査改革案（ローテーション制度等を含む）の一施策として、EU加盟国において導入（2016年より適用）。
- 米国：公開会社会計監督委員会（PCAOB）において新たな監査基準を公表し、証券取引委員会（SEC）による承認済（2019年６月より段階的に適用）。

【参考】改訂後の監査報告書のイメージ

独立監査人の監査報告書

〇〇株式会社
取締役会　御中

〇〇監査法人
指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士〇〇 印

監査意見　（略）

意見の根拠　（略）

監査上の主要な検討事項

【例1】 固定資産の減損

【例2】 のれんの評価

監査人及び監査役及び監査役会の責任　（略）

監査人の責任　（略）

利害関係　（略）

以　上

資料３－３－11

監査基準の改訂に関する意見書

平成３０年７月５日
企業会計審議会

企　業　会　計　審　議　会　委　員　名　簿

（平成 30 年 7 月 5 日現在）

	氏　　名	現　　職
会　　長	平松　一夫	関西学院大学名誉教授
委　　員	伊豫田　隆俊	甲南大学共通教育センター教授
	岡田　譲治	三井物産㈱常勤監査役
	釜　　和明	㈶財務会計基準機構理事長 ㈱IHI 相談役
	川村　雄介	㈱大和総研副理事長
	住田　清芽	日本公認会計士協会常務理事
	関根　愛子	日本公認会計士協会会長
	徳賀　芳弘	京都大学副学長・教授
	中川　順子	野村アセットマネジメント㈱執行役専務
	野崎　邦夫	住友化学㈱取締役専務執行役員
	八田　進二	大原大学院大学会計研究科教授
	挽　　文子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	水口　啓子	㈱日本格付研究所審議役チーフアナリスト
	弥永　真生	筑波大学ビジネスサイエンス系教授

〔50音順、敬称略〕

企業会計審議会　監査部会委員等名簿

（平成30年7月5日現在）

	氏　名	現　職
部会長	伊豫田 隆俊	甲南大学共通教育センター教授
委員	岡田　譲治	三井物産㈱常勤監査役
	住田　清芽	日本公認会計士協会常務理事
	関根　愛子	日本公認会計士協会会長
	八田　進二	大原大学院大学会計研究科教授
	水口　啓子	㈱日本格付研究所審議役チーフアナリスト
	弥永　真生	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
臨時委員	井口　譲二	ﾆｯｾｲｱｾｯﾄﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ㈱ﾁｰﾌ・ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ・ｶﾞﾊﾞﾅﾝｽ・ｵﾌｨｻｰ 上席運用部長（投資調査）
	今給黎 真一	㈱日立製作所財務統括本部担当本部長
	大瀧　晃栄	SMBC日興証券㈱株式調査部 シニアアナリスト
	荻原　紀男	㈱豆蔵ホールディングス代表取締役会長
	小畑　良晴	㈳日本経済団体連合会経済基盤本部長
	紙谷　孝雄	公認会計士
	熊谷　五郎	みずほ証券㈱市場情報戦略部上級研究員
	永田　雅仁	㈳日本監査役協会専務理事
	中西　和幸	弁護士
	初川　浩司	公認会計士
	林　隆敏	関西学院大学教授
	林田　晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長
	町田　祥弘	青山学院大学大学院教授
	松本　祥尚	関西大学大学院教授
	吉見　宏	北海道大学大学院教授
幹事	竹林　俊憲	法務省大臣官房参事官

〔50音順、敬称略〕

監査基準の改訂について

平成30年7月5日
企業会計審議会

一　経　緯

公認会計士（監査法人を含む。）による財務諸表の監査は、財務諸表の信頼性を担保するための制度であり、その規範となる監査基準は、財務諸表の作成規範である会計基準とともに、適正なディスクロージャーを確保するための資本市場の重要なインフラストラクチャーである。こうした観点から、当審議会では、監査をめぐる内外の動向を踏まえ、これまでも必要に応じて監査基準の改訂を行ってきている。

しかしながら、近時、我が国では、不正会計事案などを契機として監査の信頼性が改めて問われている状況にあり、その信頼性を確保するための取組みの一つとして、財務諸表利用者に対する監査に関する情報提供を充実させる必要性が指摘されている。

我が国を含め、国際的に採用されてきた従来の監査報告書は、記載文言を標準化して監査人の意見を簡潔明瞭に記載する、いわゆる短文式の監査報告書であった。これに対しては、かねてより、監査意見に至る監査のプロセスに関する情報が十分に提供されず、監査の内容が見えにくいとの指摘がされてきた。

こうした中、主に世界的な金融危機を契機に、監査の信頼性を確保するための取組みの一つとして、監査意見を簡潔明瞭に記載する枠組みは基本的に維持しつつ、監査プロセスの透明性を向上させることを目的に、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）を監査報告書に記載する監査基準の改訂が国際的に行われてきている。

当審議会は、こうした国際的な動向を踏まえつつ、我が国の監査プロセスの透明性を向上させる観点から、監査報告書において「監査上の主要な検討事項」の記載を求める監査基準の改訂について審議を行い、平成30年5月、監査部会において公開草案を公表し、広く各界の意見を求め、寄せられた意見を参考としつつ、公開草案の内容を一部修正して、これを「監査基準の改訂に関する意見書」として公表することとした。

監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり、これにより、

- 財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること
- 財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること
- 監査人と監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）の間のコミュニケーションや、監査人と経営者の間の議論を更に充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した

様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながること

等の効果が期待される。

このような効果が発揮されるためには、監査人、監査役等、経営者といった各関係者において、今回の改訂の趣旨を十分に理解の上、実施された監査の内容に関する情報が財務諸表利用者に適切に伝わるよう運用を図っていくことが重要である。

二　主な改訂点とその考え方

1　「監査上の主要な検討事項」について

(1)　監査報告書における位置付け

我が国では監査基準設定当初より、監査報告書は、監査の結果として、財務諸表に対する監査人の意見を表明する手段であるとともに、監査人が自己の意見に関する責任を正式に認める手段であることから、その内容を簡潔明瞭に記載して報告する、いわゆる短文式の監査報告書が採用されている。監査報告書における「監査上の主要な検討事項」の記載は、財務諸表利用者に対し、監査人が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならないことを明確にした。

(2)　「監査上の主要な検討事項」の決定

監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、

- 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
- 見積りの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度
- 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響

等について考慮した上で特に注意を払った事項を決定し、当該決定を行った事項の中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」として決定することとなる。

監査人は、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定段階から監査の過程を通じて監査役等と協議を行うなど、適切な連携を図ることが求められており、「監査上の主要な検討事項」は、そのような協議を行った事項の中から絞り込みが行われ、決定されるものである。

(3)　「監査上の主要な検討事項」の記載

監査人は、「監査上の主要な検討事項」であると決定した事項について、監査

報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、

・　「監査上の主要な検討事項」の内容
・　監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由
・　監査における監査人の対応

を記載することとなる。

「監査上の主要な検討事項」の記載を有意義なものとするためには、監査人は財務諸表の監査の過程を通じて監査役等と適切な連携を図った上で、監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎として、当該財務諸表の監査に固有の情報を記載することが重要である。また、財務諸表利用者にとって有用なものとなるように、監査人は、過度に専門的な用語の使用を控えて分かりやすく記載するよう留意する必要がある。

(4)　監査意見が無限定適正意見以外の場合の取扱い

財務諸表に重要な虚偽の表示があること、又は重要な監査手続を実施できなかったこと等により無限定適正意見を表明することができない場合には、監査人はその理由、影響等について、区分を設けて記載しなければならないとされている。

不適正意見の場合には、重要かつ広範な事項について虚偽の表示があることから、通常、当該意見に至った理由が最も重要な事項であると想定されるが、当該理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載するときには、意見の根拠の区分に記載すべき内容と明確に区別しなければならない。限定付適正意見の場合に、当該意見に至った理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載するときも同様である。

なお、意見不表明の場合において、その根拠となった理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載することは、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができていないにもかかわらず、当該事項について部分的に保証しているかのような印象を与える可能性がある。このため、意見不表明の場合には、「監査上の主要な検討事項」は記載しないことが適当である。

(5)　「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係

企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。したがって、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切である。この際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待される。

監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当する。

監査人は、「監査上の主要な検討事項」の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、「監査上の主要な検討事項」として記載することが適切である。財務諸表利用者に対して、監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するものと推定されることから、「監査上の主要な検討事項」と決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であると考えられる。

もっとも、「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査の内容に関する情報を提供するものであることから、監査人はその記載に当たり、企業に関する未公表の情報を不適切に提供することとならないよう留意する必要がある。「監査上の主要な検討事項」の記載に関する経営者及び監査役等との協議は、監査人が、当該事項の記載の結果生じる可能性がある不利益の重要性に関する経営者の見解を理解するために役立つと考えられる。

2　報告基準に関わるその他の改訂事項について

国際的な監査基準では、「監査上の主要な検討事項」の記載以外にも、監査報告書の記載内容の明瞭化や充実を図ることを目的とした改訂が行われている。

当審議会は、我が国においても、財務諸表利用者の監査及び財務諸表への理解を深めるとともに、国際的な監査基準との整合性を確保する観点から、これらの点についても監査基準の改訂を行うこととした。

なお、中間監査基準及び四半期レビュー基準についても、今後、同様の観点からの改訂を検討することが必要である。

(1)　監査報告書の記載区分等

現行の我が国の監査基準では、監査報告書には、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を区分した上で記載することが求められている。

この点に関して、以下の通り改訂を行うこととする。

- 監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設ける
- 経営者の責任を経営者及び監査役等の責任に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載する

(2)　継続企業の前提に関する事項

現行の我が国の監査基準では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、監査人は、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に注記されていることを確かめた上で、当該事項について監査報告書に追記することが求められている。

この点について、継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応についてより明確にするため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合に監査人が監査報告書に記載する要件は変更することなく、独立した区分を設けて継続企業の前提に関する事項を記載することとした。あわせて、経営者は継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任を有し、監査人はその検討を行う責任を有することを、経営者の責任、監査人の責任に関する記載内容にそれぞれ追加することとした。

また、経営者は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合、その旨及びその内容を有価証券報告書の「事業等のリスク」に、経営者による対応策を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載することとされている。監査人は、監査の過程で継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無及びその内容を確かめることとされている。この点に関し、監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、経営者による開示について検討することとなる。

三　実施時期等

1　改訂監査基準中、「監査上の主要な検討事項」については、平成 33 年３月決算に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することを妨げない。

2　改訂監査基準中、報告基準に関わるその他の改訂事項については、平成 32 年３月決算に係る財務諸表の監査から適用する。

3　改訂監査基準の実施に当たり、関係法令において、「監査上の主要な検討事項」の適用範囲その他の基準の改訂に伴う所要の整備を行うことが適当である。

4　改訂監査基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

監 査 基 準

第一　監査の目的

1　財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。

財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる。

2　財務諸表が特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される場合等には、当該財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているかどうかについて、意見として表明することがある。

第二　一般基準

1　監査人は、職業的専門家として、その専門能力の向上と実務経験等から得られる知識の蓄積に常に努めなければならない。

2　監査人は、監査を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。

3　監査人は、職業的専門家としての正当な注意を払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。

4　監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいは資産の流用の隠蔽を目的とした重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。

5　監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。

6　監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理（以下「品質管理」という。）の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。

7　監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。

8　監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

第三　実施基準

一　基本原則

1　監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない。

2　監査人は、監査の実施において、内部統制を含む、企業及び企業環境を理解し、これらに内在する事業上のリスク等が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性を考慮しなければならない。

3　監査人は、自己の意見を形成するに足る基礎を得るために、経営者が提示する財務諸表項目に対して、実在性、網羅性、権利と義務の帰属、評価の妥当性、期間配分の適切性及び表示の妥当性等の監査要点を設定し、これらに適合した十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

4　監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するに当たっては、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価し、リスクに対応した監査手続を、原則として試査に基づき実施しなければならない。

5　監査人は、職業的専門家としての懐疑心をもって、不正及び誤謬により財務諸表に重要な虚偽の表示がもたらされる可能性に関して評価を行い、その結果を監査計画に反映し、これに基づき監査を実施しなければならない。

6　監査人は、監査計画の策定及びこれに基づく監査の実施において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に基づき経営者が財務諸表を作成することが適切であるか否かを検討しなければならない。

7　監査人は、監査の各段階において、監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下「監査役等」という。）と協議する等適切な連携を図らなければならない。

8　監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表の監査に当たっては、当該会計の基準が受入可能かどうかについて検討しなければならない。

二　監査計画の策定

1　監査人は、監査を効果的かつ効率的に実施するために、監査リスクと監査上の重要性を勘案して監査計画を策定しなければならない。

2　監査人は、監査計画の策定に当たり、景気の動向、企業が属する産業の状況、企業の事業内容及び組織、経営者の経営理念、経営方針、内部統制の整備状況、情報技術の利用状況その他企業の経営活動に関わる情報を入手し、企業及び企

業環境に内在する事業上のリスク等がもたらす財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを暫定的に評価しなければならない。

3　監査人は、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクがあると判断した場合には、そのリスクの程度に応じて、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させなければならない。

4　監査人は、財務諸表項目に関連して暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクに対応する、内部統制の運用状況の評価手続及び発見リスクの水準に応じた実証手続に係る監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しなければならない。

5　監査人は、会計上の見積りや収益認識等の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、特異な取引等、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、そのリスクに対応する監査手続に係る監査計画を策定しなければならない。

6　監査人は、企業が利用する情報技術が監査に及ぼす影響を検討し、その利用状況に適合した監査計画を策定しなければならない。

7　監査人は、監査計画の策定に当たって、財務指標の悪化の傾向、財政破綻の可能性その他継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の有無を確かめなければならない。

8　監査人は、監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程で新たな事実を発見した場合には、適宜、監査計画を修正しなければならない。

三　監査の実施

1　監査人は、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、暫定的に評価した重要な虚偽表示のリスクの程度を変更する必要がないと判断した場合には、当初の監査計画において策定した内部統制の運用状況の評価手続及び実証手続を実施しなければならない。また、重要な虚偽表示のリスクの程度が暫定的な評価よりも高いと判断した場合には、発見リスクの水準を低くするために監査計画を修正し、十分かつ適切な監査証拠を入手できるように監査手続を実施しなければならない。

2　監査人は、ある特定の監査要点について、内部統制が存在しないか、あるいは有効に運用されていない可能性が高いと判断した場合には、内部統制に依拠することなく、実証手続により十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

3　監査人は、特別な検討を必要とするリスクがあると判断した場合には、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための

実証手続を実施し、また、必要に応じて、内部統制の整備状況を調査し、その運用状況の評価手続を実施しなければならない。

4　監査人は、監査の実施の過程において、広く財務諸表全体に関係し特定の財務諸表項目のみに関連づけられない重要な虚偽表示のリスクを新たに発見した場合及び当初の監査計画における全般的な対応が不十分であると判断した場合には、当初の監査計画を修正し、全般的な対応を見直して監査を実施しなければならない。

5　監査人は、会計上の見積りの合理性を判断するために、経営者が行った見積りの方法の評価、その見積りと監査人の行った見積りや実績との比較等により、十分かつ適切な監査証拠を入手しなければならない。

6　監査人は、監査の実施において不正又は誤謬を発見した場合には、経営者等に報告して適切な対応を求めるとともに、適宜、監査手続を追加して十分かつ適切な監査証拠を入手し、当該不正等が財務諸表に与える影響を評価しなければならない。

7　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性に関して合理的な期間について経営者が行った評価を検討しなければならない。

8　監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在すると判断した場合には、当該事象又は状況に関して合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討した上で、なお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめなければならない。

9　監査人は、適正な財務諸表を作成する責任は経営者にあること、財務諸表の作成に関する基本的な事項、経営者が採用した会計方針、経営者は監査の実施に必要な資料を全て提示したこと及び監査人が必要と判断した事項について、経営者から書面をもって確認しなければならない。

四　他の監査人等の利用

1　監査人は、他の監査人によって行われた監査の結果を利用する場合には、当該他の監査人によって監査された財務諸表等の重要性、及び他の監査人の品質管理の状況等に基づく信頼性の程度を勘案して、他の監査人の実施した監査の結果を利用する程度及び方法を決定しなければならない。

2　監査人は、専門家の業務を利用する場合には、専門家としての能力及びその業務の客観性を評価し、その業務の結果が監査証拠として十分かつ適切であるかどうかを検討しなければならない。

3　監査人は、企業の内部監査の目的及び手続が監査人の監査の目的に適合するかどうか、内部監査の方法及び結果が信頼できるかどうかを評価した上で、内部監査の結果を利用できると判断した場合には、財務諸表の項目に与える影響等を勘案して、その利用の程度を決定しなければならない。

第四　報告基準

一　基本原則

1　監査人は、適正性に関する意見を表明する場合には、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。なお、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表については、当該財務諸表が当該会計の基準に準拠して、上記と同様にすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、作成された財務諸表が、すべての重要な点において、財務諸表の作成に当たって適用された会計の基準に準拠して作成されているかどうかについての意見を表明しなければならない。

監査人は、準拠性に関する意見を表明する場合には、適正性に関する意見の表明を前提とした以下の報告の基準に準じて行うものとする。

2　監査人は、財務諸表が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されているかどうかの判断に当たっては、経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用されているかどうかのみならず、その選択及び適用方法が会計事象や取引を適切に反映するものであるかどうか並びに財務諸表の表示方法が適切であるかどうかについても評価しなければならない。

3　監査人は、監査意見の表明に当たっては、監査リスクを合理的に低い水準に抑えた上で、自己の意見を形成するに足る基礎を得なければならない。

4　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、自己の意見を形成するに足る基礎を得られないときは、意見を表明してはならない。

5　監査人は、意見の表明に先立ち、自らの意見が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に形成されていることを確かめるため、意見表明に関する審査を受けなければならない。この審査は、品質管理の方針及び手続に従った適切なものでなければならない。品質管理の方針及び手続において、意見が適切に形成されていることを確認できる他の方法が定められている場合には、この限りではない。

二　監査報告書の記載区分

1　監査人は、監査報告書において、監査人の意見、意見の根拠、経営者及び監査役等の責任、監査人の責任を明瞭かつ簡潔にそれぞれを区分した上で、記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には、その旨を監査報告書に記載しなければならない。

2　監査人は、次に掲げる事項を監査報告書に記載するに当たっては、別に区分

を設けて、意見の表明とは明確に区別しなければならない。

（１）継続企業の前提に関する事項

（２）当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項（以下「監査上の主要な検討事項」という。）

（３）財務諸表の記載について強調する必要がある事項及び説明を付す必要がある事項

三　無限定適正意見の記載事項

監査人は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められると判断したときは、その旨の意見（この場合の意見を「無限定適正意見」という。）を表明しなければならない。この場合には、監査報告書に次の記載を行うものとする。

（１）監査人の意見

監査対象とした財務諸表の範囲、及び経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められること

（２）意見の根拠

一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること

（３）経営者及び監査役等の責任

経営者には、財務諸表の作成責任があること、財務諸表に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること、継続企業の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること

監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任があること

（４）監査人の責任

監査人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあること

監査の基準は監査人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること、監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと、監査は経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討していること、監査手続の選択及び適用は監査人の判断

によること、財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないこと、継続企業の前提に関する経営者の評価を検討すること、監査役等と適切な連携を図ること、監査上の主要な検討事項を決定して監査報告書に記載すること

四　意見に関する除外

1　監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が無限定適正意見を表明することができない程度に重要ではあるものの、財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、除外した不適切な事項及び財務諸表に与えている影響を記載しなければならない。

2　監査人は、経営者が採用した会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、その影響が財務諸表全体として虚偽の表示に当たるとするほどに重要であると判断した場合には、財務諸表が不適正である旨の意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表が不適正であるとした理由を記載しなければならない。

五　監査範囲の制約

1　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、無限定適正意見を表明することができない場合において、その影響が財務諸表全体に対する意見表明ができないほどではないと判断したときには、除外事項を付した限定付適正意見を表明しなければならない。この場合には、意見の根拠の区分に、実施できなかった監査手続及び当該事実が影響する事項を記載しなければならない。

2　監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはならない。この場合には、意見の根拠の区分に、財務諸表に対する意見を表明しない旨及びその理由を記載しなければならない。

3　監査人は、他の監査人が実施した監査の重要な事項について、その監査の結果を利用できないと判断したときに、更に当該事項について、重要な監査手続を追加して実施できなかった場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

4　監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。

六　継続企業の前提

1　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていると判断して無限定適正意見を表明するときには、継続企業の前提に関する事項について監査報告書に記載しなければならない。

2　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、継続企業の前提に関する事項が財務諸表に適切に記載されていないと判断したときには、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、財務諸表が不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

3　監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が評価及び対応策を示さないときには、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめる十分かつ適切な監査証拠を入手できないことがあるため、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明の適否を判断しなければならない。

4　監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でない場合には、継続企業を前提とした財務諸表については不適正である旨の意見を表明し、その理由を記載しなければならない。

七　監査上の主要な検討事項

1　監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から特に注意を払った事項を決定した上で、その中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定しなければならない。

2　監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に記載しなければならない。ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。

八　追記情報

監査人は、次に掲げる強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項は、監査報告書にそれらを区分した上で、情報として追記するものとする。

（1）正当な理由による会計方針の変更

（2）重要な偶発事象

（3）重要な後発事象

（４）監査した財務諸表を含む開示書類における当該財務諸表の表示とその他の記載内容との重要な相違

九　特別目的の財務諸表に対する監査の場合の追記情報

監査人は、特別の利用目的に適合した会計の基準により作成される財務諸表に対する監査報告書には、会計の基準、財務諸表の作成の目的及び想定される主な利用者の範囲を記載するとともに、当該財務諸表は特別の利用目的に適合した会計の基準に準拠して作成されており、他の目的には適合しないことがある旨を記載しなければならない。

また、監査報告書が特定の者のみによる利用を想定しており、当該監査報告書に配布又は利用の制限を付すことが適切であると考える場合には、その旨を記載しなければならない。

IFIAR組織構成及び加盟国

○ IFIAR組織図

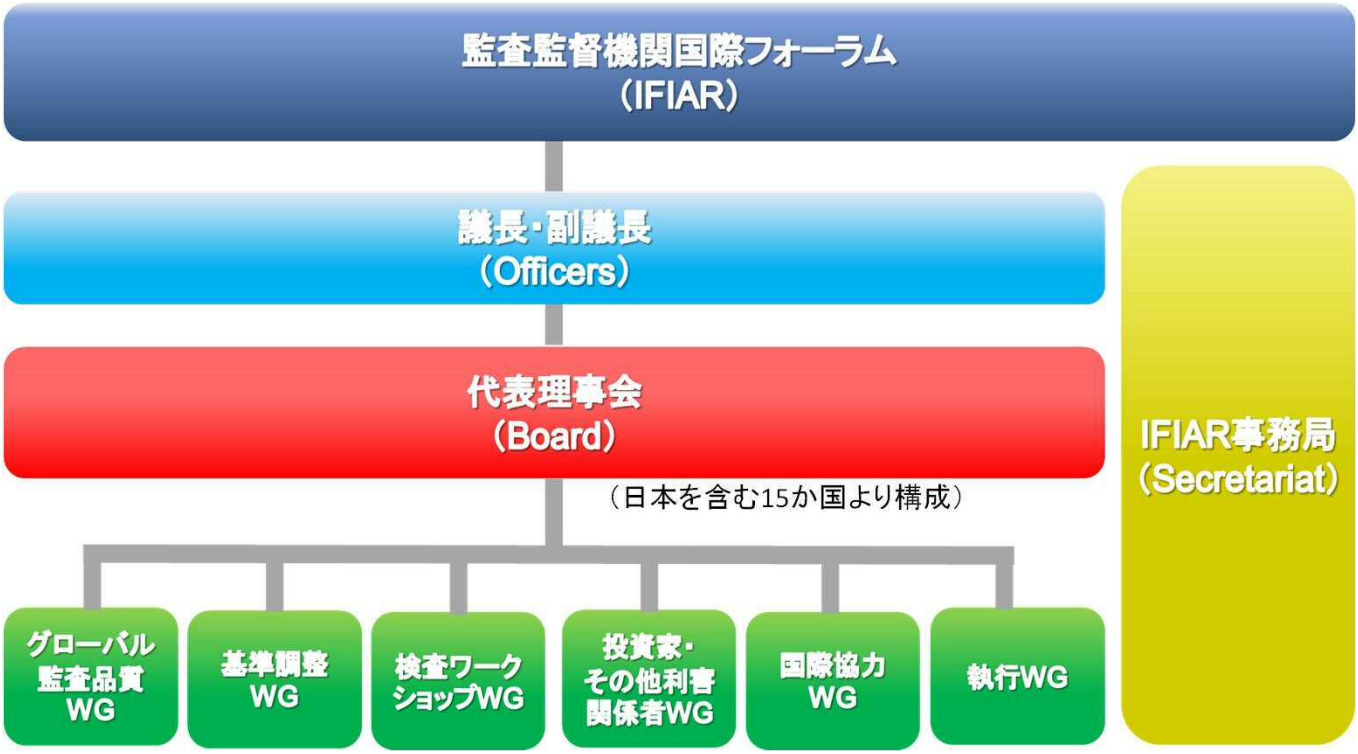

○ IFIAR加盟国(52カ国・地域)

（平成30年6月末現在）

◆欧州(31)
アイルランド、アルバニア
イギリス、イタリア
オーストリア、オランダ
キプロス、ギリシャ、クロアチア
ジブラルタル、ジョージア
スイス、スウェーデン
スロバキア、スロベニア
スペイン、チェコ
デンマーク、ドイツ
ノルウェー、ハンガリー
フィンランド、フランス
ブルガリア、ベルギー
ポーランド、ポルトガル
リトアニア、リヒテンシュタイン
ルクセンブルグ、ロシア

◆アジア(10)
インドネシア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
チャイニーズタイペイ
日本
マレーシア
オーストラリア
ニュージーランド

◆中東(3)
アブダビ
ドバイ
トルコ

◆アフリカ(4)
エジプト
ボツワナ
南アフリカ
モーリシャス

◆北米(3)
アメリカ
カナダ
ケイマン

◆南米(1)
ブラジル

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書（IFIAR MMOU）の署名国。

日本IFIARネットワーク　Japan Network for IFIAR

背景

〇監査監督機関国際フォーラム（IFIAR　イフィアール）は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
〇我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
〇誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。

⇒　世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

〇会員　別紙の各団体
〇活動内容
①IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
②我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
③IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

資料３－３－14

日本 IFIAR ネットワーク　会員

【会計監査税務】

〇日本監査研究学会
〇日本監査役協会
〇日本公認会計士協会
　日本税理士会連合会
〇日本内部監査協会

【経済界】

　経済同友会
〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

　金融先物取引業協会
　国際銀行協会（ＩＢＡ）
　信託協会
　生命保険協会
〇全国銀行協会
　第二種金融商品取引業協会
　投資信託協会
　日本証券アナリスト協会
〇日本証券業協会
　日本損害保険協会
　日本投資顧問業協会
〇日本取引所グループ
〇日本ＩＲ協議会

【その他】

　日本弁護士連合会

【オブザーバー】

　東京都

計 22 団体

（注１）各分類内で 50 音順
（注２）〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計９会員。

資料４－１－１

銀行法等の一部を改正する法律の概要①

平成29年５月26日成立
６月２日公布
平成30年６月１日施行

背景・問題意識等

フィンテック（金融×IT）の動きが世界的規模で加速

⇩

利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業との
オープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備

法施行（平成30年6月1日）前

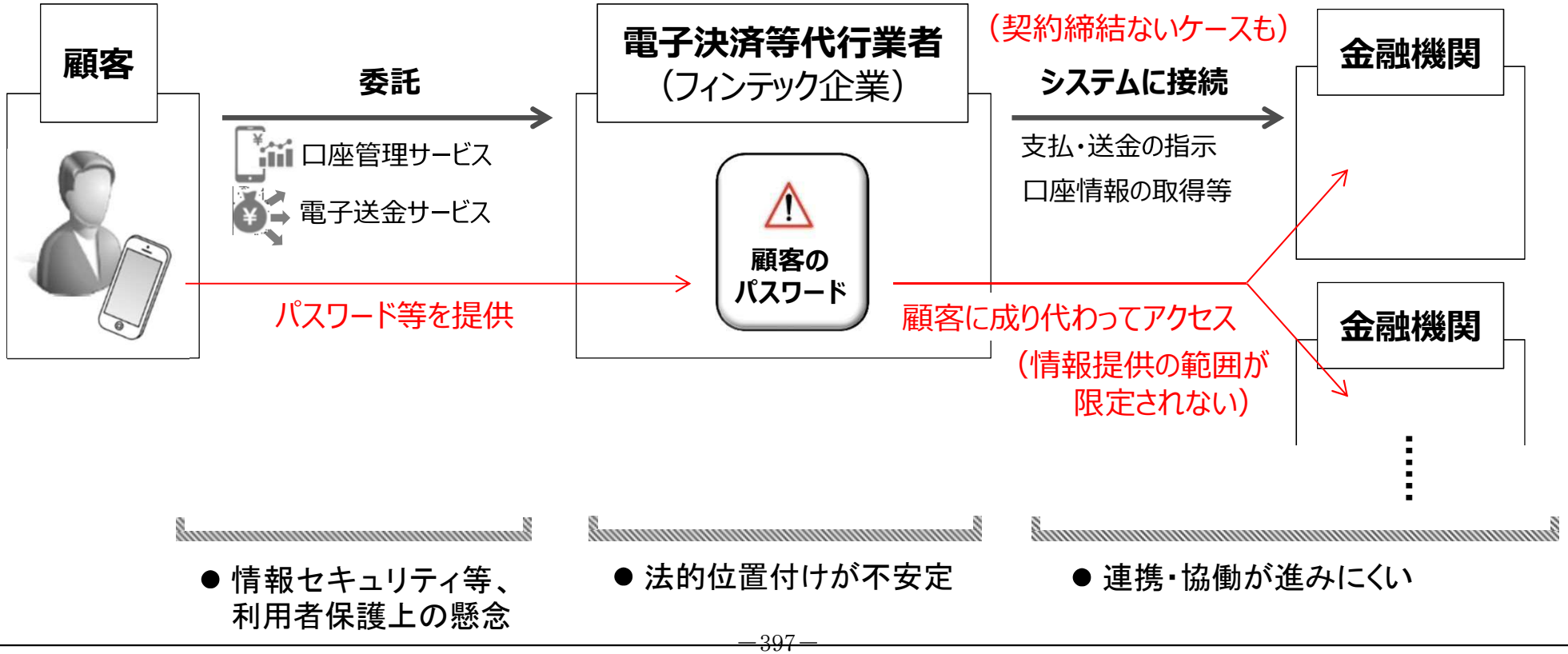

銀行法等の一部を改正する法律の概要②

平成29年５月26日成立
６月２日公布
平成30年６月１日施行

法施行（平成30年6月1日）後

顧客が金融機関にサービスの**利用申請**

顧客

委託

口座管理サービス

電子送金サービス

（パスワード等は提供しない）

電子決済等代行業者
（フィンテック企業）

（顧客のパスワード等は用いず）

契約締結

接続方式の開放（オープンAPI）

安全にシステムに接続

支払・送金の指示

口座情報の取得等

（情報提供の範囲を限定）

金融機関

金融機関

- 登録制の導入
- 情報の適切な管理
- 業務管理体制の整備　等

- オープンAPIの体制整備に努めること
- 電子決済等代行業者との
  - 連携・協働に係る方針の策定・公表
  - 接続に係る基準の策定・公表

- 顧客に損失が生じた場合の両者間の責任分担ルールを策定・公表

API（Application Programming Interface）：他のシステムの機能やデータを安全に利用するための接続方式

資料４－２－１

「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」の概要

－少額短期保険業者の経過措置の延長について－

○　保険業と共済の関係

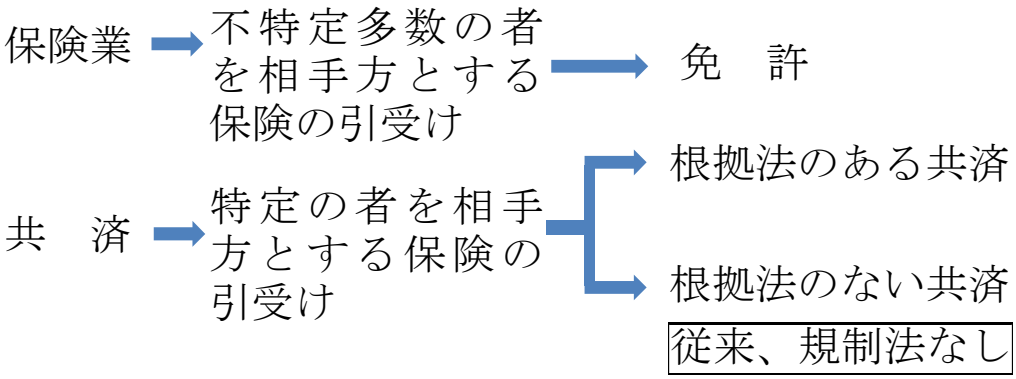

○　監督法令がなく、契約者保護の観点から問題とされていた根拠法のない共済の受け皿として、平成 17 年の保険業法改正により少額短期保険制度※を創設。

※　少額短期保険業者は、登録制の下で、保険金額 1000 万円以下、保険期間 2 年以内の保険商品のみを取り扱うことができる。

○　その際、従前から共済事業を行っていた者について、激変緩和のため、引受けの上限金額に経過措置を規定。その後 24 年に経過措置が縮小の上、延長され、30 年 3 月 31 日に期限が到来。

○　本法律では、保険契約者等への影響を踏まえ、経過措置を更に５年間延長（法律事項）。あわせて、経過措置の内容を縮小（政令事項）。

保険区分	17 年保険業法改正時		24 年保険業法改正時		今回の措置	
	本　則	経過措置 H18.4～25.3	経過措置 H25.4～30.3		経過措置 H30.4～35.3（法律事項）	
			既契約	新規契約	既契約	新規契約
死亡	300 万円	1500 万円	1500 万円	900 万円	更新前の金額	600 万円
傷害死亡	600 万円	3000 万円	3000 万円	1800 万円		1200 万円
医療	80 万円	240 万円	240 万円	160 万円		160 万円
損害保険・低発生率保険	1000 万円	5000 万円	5000 万円	3000 万円		2000 万円

資料４－３－１

FinTechサポートデスクの活動状況（2015年12月開設～2018年６月）

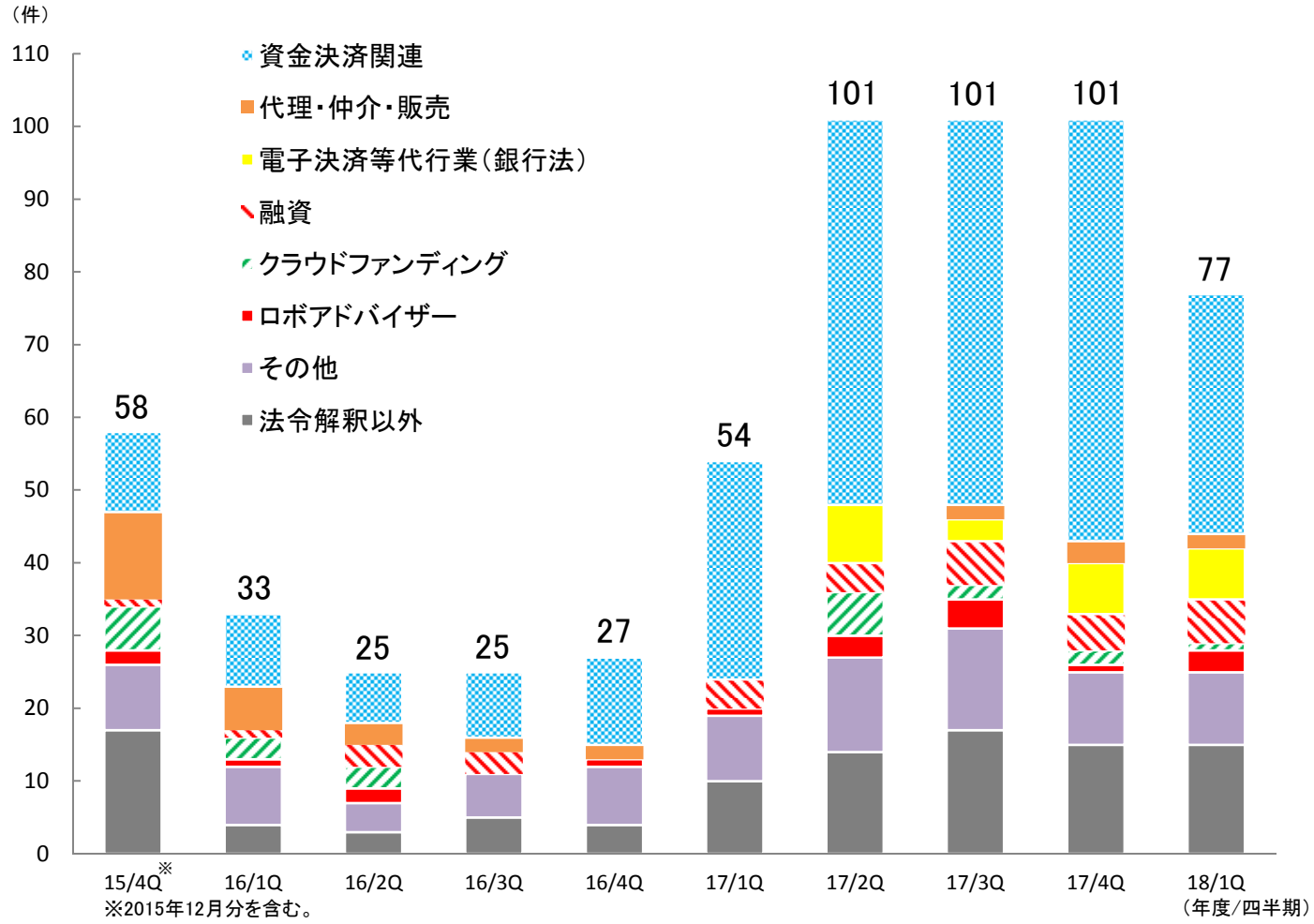

【相談終了済案件の対応期間】

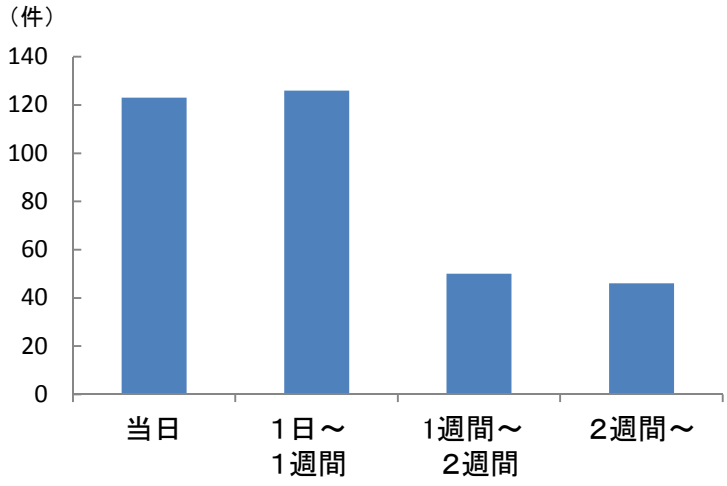

➡ 平均５営業日以内

資料４－３－２

FinTech実証実験ハブの開設

- ✓ 「未来投資戦略2017」（2017年６月閣議決定）を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年９月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

  tel：03-3581-9510
  email：pochub@fsa.go.jp

- ✓ 利用者利便や企業の生産性向上、サービスの革新性等の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
  - ➢ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - ➢ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。

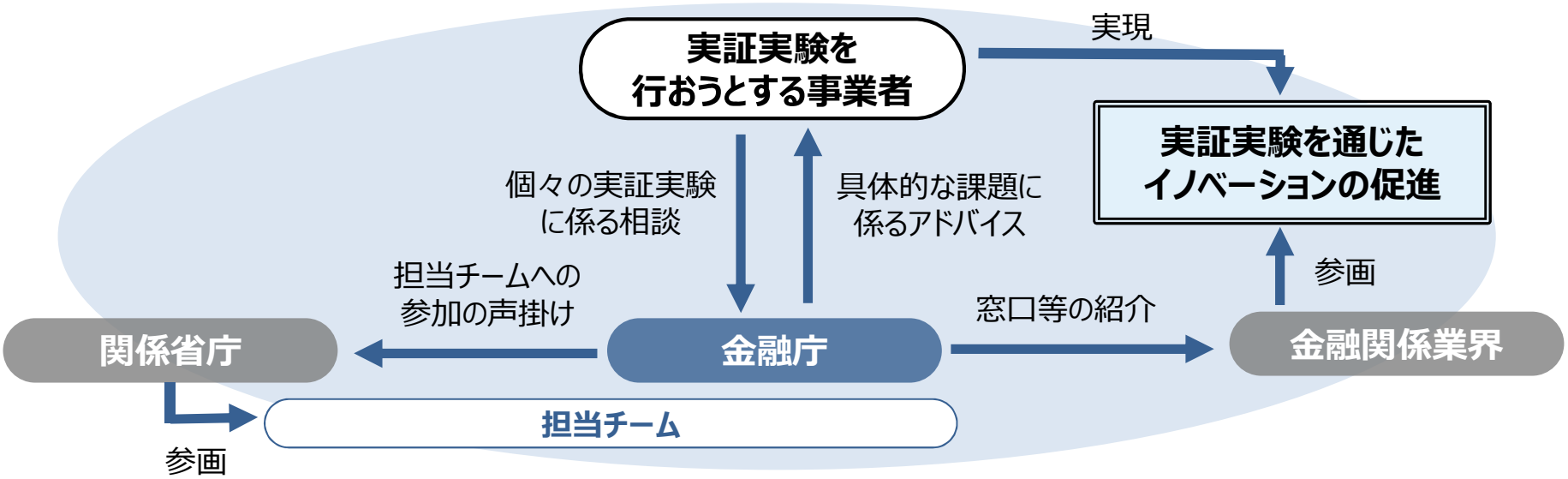

資料４－３－３

決済高度化官民推進会議について

趣　旨

○ 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。

○ 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。

○ 同ワーキング・グループ報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

平成30年6月11日現在

座長

森下　哲朗	上智大学法科大学院教授

メンバー

猪俣　佳史	（株）栃木銀行常務取締役経営企画部長
岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授（金融審議会会長）
内田　貴和	三井物産（株）常務執行役員CFO
内田　満夫	全国信用協同組合連合会システム業務部長
翁　百合	（株）日本総合研究所理事長
加藤　正敏	日本商工会議所中小企業振興部長
河野　康子	（一社）日本消費者協会理事
志村　秀一	金融情報システムセンター企画部長
妹尾　正仁	ヤフー（株）政策企画本部長
高津　典生	（株）千葉銀行取締役常務執行役員
滝島　啓介	ウェルネット（株）執行役員ソリューション営業部長
長楽　高志	（一社）日本資金決済業協会専務理事
戸村　肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
鳥海　厳	（一社）国際銀行協会事務局次長
浜　俊明	富士通（株）財務経理本部財務部営業財務部長
林　和久	イオンアイビス（株）ビジネスサービス本部AS業務部長
前川　秀幸	多摩信用金庫常勤理事
牧野　秀生	花王（株）会計財務部門　管理部長
正木　秀人	三菱UFJニコス株式会社経営企画部経営情報室長
望月　昭人	（一社）全国銀行協会企画委員長 （（株）みずほ銀行常務執行役員）
山上　聰	（株）NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長
與口　真三	（一社）日本クレジット協会理事　事務局長

オブザーバー

佐久田　健司	日本銀行決済機構局決済システム課長
堀田　秀之	財務省大臣官房信用機構課長
福本　拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長

開催状況

第１回会合（平成28年６月８日）

事務局説明、全銀協における取組状況（全銀協・田村委員）

第２回会合（平成29年１月11日）

全銀協における取組状況(全銀協・田村委員)、XML・金融EDIに関する取組(経産省・福本オブザーバー)、情報セキュリティに関する取組(金融情報システムセンター・小林委員)

第３回会合（平成29年６月21日）

事務局説明、全銀協における取組状況（全銀協・林委員）、中小企業のフィンテック対応・活用に関する提言（日本商工会議所・加藤委員）、情報セキュリティに関する取組み（金融情報システムセンター・小林委員）、FinTechビジョン（経産省・福本オブザーバー）、外為報告及び非居住者円送金の見直し（財務省・福島参考人）

第４回会合（平成29年12月20日）

全銀協における取組状況（全銀協・林委員）、共通EDIに関する中小企業庁の取組み（中企庁・師田参考人）、外為報告の合理化の対応状況（財務省・菊地参考人）、情報セキュリティに関する取組（金融情報システムセンター ・亀水参考人）

第５回会合（平成30年６月11日）

全銀協における取組状況（全銀協・望月委員）、商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の取組状況(中企庁・師田参考人)、外為報告の合理化の取組状況(財務省・菊地参考人)、情報セキュリティに関する取組状況(金融情報システムセンター・志村委員)、オンライン で完結する本人確認の実現に向けた検討状況（事務局）

オンラインで完結する本人確認について

背景

○ FinTechに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。金融業・市場に変革をもたらしつつある。

金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、非対面での本人確認の方法として、「顧客から身分証(写し)の送付を受け、**顧客宅に転送不要郵便を送付**する方法」等を規定。

諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないため、Fintechビジネスに支障をきたしているとの指摘もある。

「未来投資戦略2017」（抄）

○ FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

「FinTech時代のオンライン取引研究会」について

○ オンラインで完結する本人確認の方法など、オンライン取引に係る諸課題について議論・検討

（昨年６月～）

【FinTech協会・新経済連盟・金融庁の共催】

【その他メンバー】　全銀協、地銀協、第二地銀協会、FINOVATORS、
内閣官房番号制度推進室、経済産業省

銀行代理業に係る規制緩和等に係る内閣府令改正について

① 銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

改正銀行法では、銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、「内閣府令で定める場合」に届出不要としている。

今般、内閣府令に「増改築等のやむを得ない理由による営業所の位置変更で、元の位置に戻ることが明らかな場合」を届出不要と規定する。

② 銀行代理業に係る参入要件の緩和

地方の過疎化・顧客ニーズの多様化等を踏まえ、銀行代理業の更なる活用を図るため、内閣府令を改正し、参入要件に係る法令等遵守のための統括部署及び実務経験者の配置について規制緩和を実施する。

【統括部署及び実務経験者の配置】

	現行	改正案
法令等遵守のための統括部署の設置について	本店に専担部署を設置	本店に担当部署を設置*（専担である必要なし）*
実務経験者の配置（特別銀行代理行為を行う場合（※））について	営業所等ごとに配置	営業所等*（他の支店の業務をまとめて管理する営業所がある場合は当該管理する営業所）*ごとに配置

（※）当座預金又は資金の貸付け（預金・国債担保貸付等を除く）を取り扱う場合

【実務経験者に係る要件】

	現行	改正案	
貸付（規格化された貸付商品を除く）業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験が３年以上ある者	貸付業務の代理・媒介を行う場合	*貸付業務経験のある者であって当該業務を的確に遂行できると認められる者*
事業用貸付（規格化された貸付商品に限る）業務の代理・媒介を行う場合	貸付業務経験が１年以上ある者		
当座預金業務の代理・媒介を行う場合	当座預金業務又は貸付業務経験が３年以上ある者	当座預金業務の代理・媒介を行う場合	*当座預金業務又は貸付業務経験のある者であって当該業務を的確に遂行できると認められる者*

フィンテック・サミット2017の開催

○　**昨年に引続き、フィンテック国際ネットワークの形成に向けて、「フィンテック・サミット2017」を東京丸の内にて開催**〈2017年9月19日から9月22日を「フィンサム・ウィーク」（日本経済新聞社、フィンテック協会との共催）として様々なイベントを開催〉

９月１９日（火）２０日（水）
- シンポジウム
- アイディア・キャンプ（学生向けコンテスト）
- ピッチ・ラン（企業向けコンテスト）
- ワークショップ
- ラウンドテーブル　など

９月２１日（木）
フィンテック・サミット２０１７

FIN/SUM FINTECH SUMMIT WEEK 2017

９月２２日（金）
- トークイベント
- コンファレンス（Fintech Japan 2017）
- ピッチ・ラン決勝など

フィンサム・ウィークの各イベントへの延べ来場者は１万人超

【9月21日フィンテック・サミット】
（＊：セッションモデレーター）

- **開会挨拶**
  村井英樹（内閣府大臣政務官）
  Fintech実証実験ハブの設置について発表
- **オープン・イノベーション**
  （金融機関とフィンテック企業の協働）
  Michael Harte（英ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ）、Matt Hancock（英ﾃﾞｼﾞﾀﾙ担当国務大臣）、丸山弘毅（ﾌｨﾝﾃｯｸ協会代表理事）、亀澤宏規（MUFG執行役常務CIO）、森下哲朗*（上智大学法学部教授）
- **ブロックチェーン（変革への助走）**
  Carl Wegner（R3）、松尾真一郎（MITﾒﾃﾞｨｱﾗﾎﾞ）、佐藤康博（みずほFGｸﾞﾙｰﾌﾟCEO）、山岡浩巳（日本銀行・決済機構局長）、Martin Arnold*（Financial Times）
- **アブダビ金融当局（FSRA）とのフィンテック推進協力**
  （書簡交換式）
  越智隆雄（内閣府副大臣）、Richard Teng（FSRA・CEO）
- **規制・当局の役割（金融当局によるイノベーションの加速）**
  David Geale（英FCA）、Sopnendu Mohanty（星MAS）、Cathie Armour（豪ASIC理事）、Richard Teng、松尾元信（金融庁参事官）、翁百合*（日本総合研究所副理事長）
- **金融技術の新領域（証券・保険など）**
  Dirk Jaench（BearingPoint）、谷崎勝教（SMFG執行役専務）、浦川伸一（SOMPOﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ常務）、山藤敦史（日本取引所）、滝田洋一*（日本経済新聞編集委員）
- **アジアのフィンテック・フロンティア**
  Sukarela Batunanggar（インドネシア金融庁副理事）、Sundara Iyer Ganesh Kumar（インド準備銀行理事）、河合祐子（日本銀行審議役）、 Buncha Manoonkunchai（タイ中銀）、井上俊剛*（金融庁信用制度参事官）
- **閉会挨拶**
  麻生太郎（副総理・財務大臣・金融担当大臣）

資料４－３－７

国際的な研究機関等と連携したブロックチェーン国際共同研究

ブロックチェーンの活用について、各国の金融当局・研究者らと国際共同研究を立ち上げることとし、平成29年3月10日、準備会合（ラウンドテーブル）を開催。平成30年3月8日、9日の２日間にかけて、第２回ラウンドテーブルを金融庁で開催。

参加者

- 国内から、金融庁、日本銀行、東京大学、慶応大学らが参加
- 海外から、米国MITメディアラボ、カナダ中銀、英FCA、シンガポールMAS、豪州ASIC、アブダビFSRA、フランスACPR、香港HKMAが参加

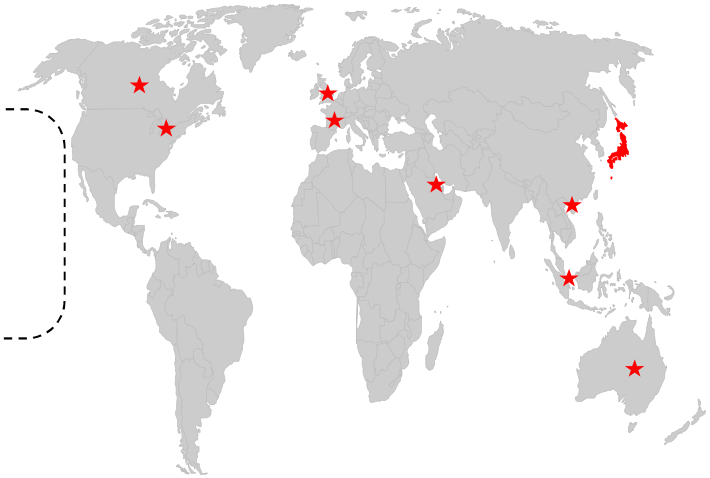

今後の実証実験の概要

実験用ネットワークの構築

- 各国間で、ブロックチェーン技術を用いた実験用のネットワークを構築

実験的な取引の実施

- 構築したネットワークを使って、国際送金など、実際の金融取引を実証実験

検証・検討

- 取引データを収集し、利用者保護上のリスクへの対応など、研究課題について検討

研究課題の例

- 利用者保護上のリスクへの対応
- プライバシー・機密性の確保
- ブロックチェーンを決済システム等に活用した場合の処理能力の確保　等

フィンテックに係る協力枠組みの構築

英FCA･星MAS･豪ASIC･アブダビFSRA･スイスFINMAとの間でフィンテックに係る協力枠組みを構築

FCA：Financial Conduct Authority（金融行為規制機構） 2017年3月書簡交換
MAS：Monetary Authority of Singapore（金融管理局） 同年3月書簡交換
ASIC：Australian Securities & Investments Commission（証券投資委員会） 同年6月書簡交換
FSRA：Financial Services Regulatory Authority（金融サービス規制庁） 同年9月書簡交換
FINMA: The Swiss Financial Market Supervisory Authority（金融市場監督機構） 2018年4月書簡交換

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

○ 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介

⇩

海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

○ フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
○ 許認可申請前のサポート
○ 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介　等

3 当局間の情報共有

フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

0

資料４－３－９

仮想通貨交換業等に関する研究会

趣　　旨

○　仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年４月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

○　その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。

○　こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

メンバー等

座　　長	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
メンバー	井上　聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）
	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加藤　貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	楠　正憲	Japan Digital Design 株式会社最高技術責任者
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	中島　真志	麗澤大学経済学部教授
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会事務局長
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	三宅　恒治	みずほ総合研究所株式会社金融調査部長
	森下　哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー	奥山　泰全	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会会長
	望月　昭人	一般社団法人全国銀行協会企画委員長
	山内　公明	日本証券業協会常務執行役自主規制本部長
	山﨑　哲夫	一般社団法人金融先物取引業協会事務局長
	黒岩　操	警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長
	河内　達哉	消費者庁消費者政策課長
	竹林　俊憲	法務省大臣官房参事官
	堀田　秀之	財務省大臣官房信用機構課長
	福本　拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	副島　豊	日本銀行決済機構局FinTechセンター長

（敬称略・五十音順）
（2018年６月15日時点）

開 催 状 況

第１回　４月10日　仮想通貨交換業等についての現行制度、仮想通貨（暗号資産）の取引やICO（Initial Coin Offering）の状況 等

第２回　４月27日　仮想通貨交換業者に対するこれまでの監督上の対応、仮想通貨（暗号資産）等をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況 等

第３回　５月22日　仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引をめぐるプレイヤーの状況、仮想通貨（暗号資産）やそれに関する技術についての各国当局者等による指摘 等

第４回　６月15日　仮想通貨（暗号資産）やそれに関する取引・技術の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング

資料４－４－１

振り込め詐欺救済法の制度概要　（平成30年3月末時点）

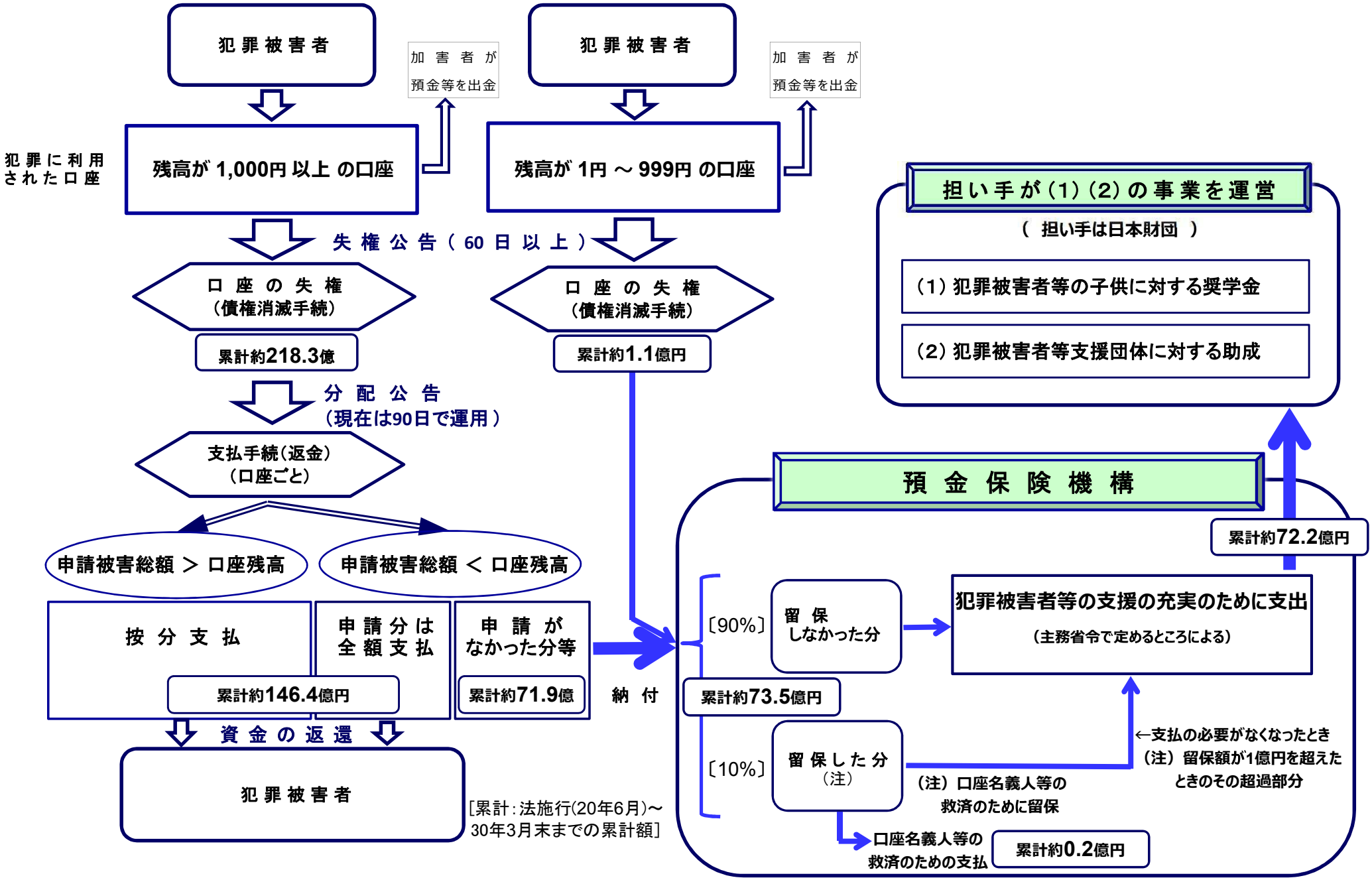

資料4－4－2

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」 報告書の概要（平成28年3月17日）

預保納付金事業の見直し

奨学金事業

現行
- 無利子貸与、返済期間は30年以内
- 貸与対象は高校生から大学院生

状況等
- これまでの借り手の経済状況を見ると、低所得者層が多く、奨学生の数は低調
  ⇒〔要望〕貸与制から給付制へ変更すべき

✓ 貸与制から給付制へ移行

・給付水準
- 大学生について、国立大学の授業料を賄える水準
  （月額 大学生：５万円、大学院生：５万円、高校生：2.5万円（私立）、1.7万円（国公立））
- 入学時に一時金を支給（大学生は30万円）

・受給資格
- 犯罪被害者等の子供（高校生から大学院生）であって、学費の支弁が困難となった者

団体助成事業

現行
- 支援団体の財政基盤を支える仕組みをつくる事業（ファンドレイジング担当者の雇用等）
- 資機材を整備する事業（相談室の資機材の調達等）
- 相談・面談等により、支援の充実を図る事業

状況等
- 相談員等の人件費は助成対象外
  ⇒〔要望〕支援団体における既存の支援体制や24時間365日対応に向けた新たな相談受理体制に関し、次世代の育成に必要な人件費も助成すべき

✓ 相談員の育成に対する助成

・ 既存の支援体制への支援
- 相談員の育成費（雇用経費）を助成対象に追加

・ 新たな相談受理体制への支援
- 新たな相談受理体制の整備に伴って必要となる相談員について、その育成に必要な費用（雇用経費）を助成

犯罪被害者等の支援の一層の充実

（注）上記のほか、金融機関等において、振り込め詐欺等の未然防止に向けた取組みを継続するとともに、被害者に対する返金率の維持・向上に向けた取組みを継続

資料４－５－１

民間公益活動を促進するための
休眠預金等に係る資金の活用に関する法律　概要

１法律の背景

○休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10 年間放置された預金等
⇒毎年 1,200 億円程度発生（その後 500 億円程度が払戻し）（平成 26～28 年度）

○預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

２法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第 16 条・第 17 条】

○休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の３分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用

○民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。

○預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。

○大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。

○複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。

○宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第 2 章第 1 節（第 3 条～第 8 条）並びに第 3 章第 2 節（第 18 条・第 19 条）、第 3 節（第 20 条～第 34 条）及び第 4 節（第 35 条～第 41 条）】

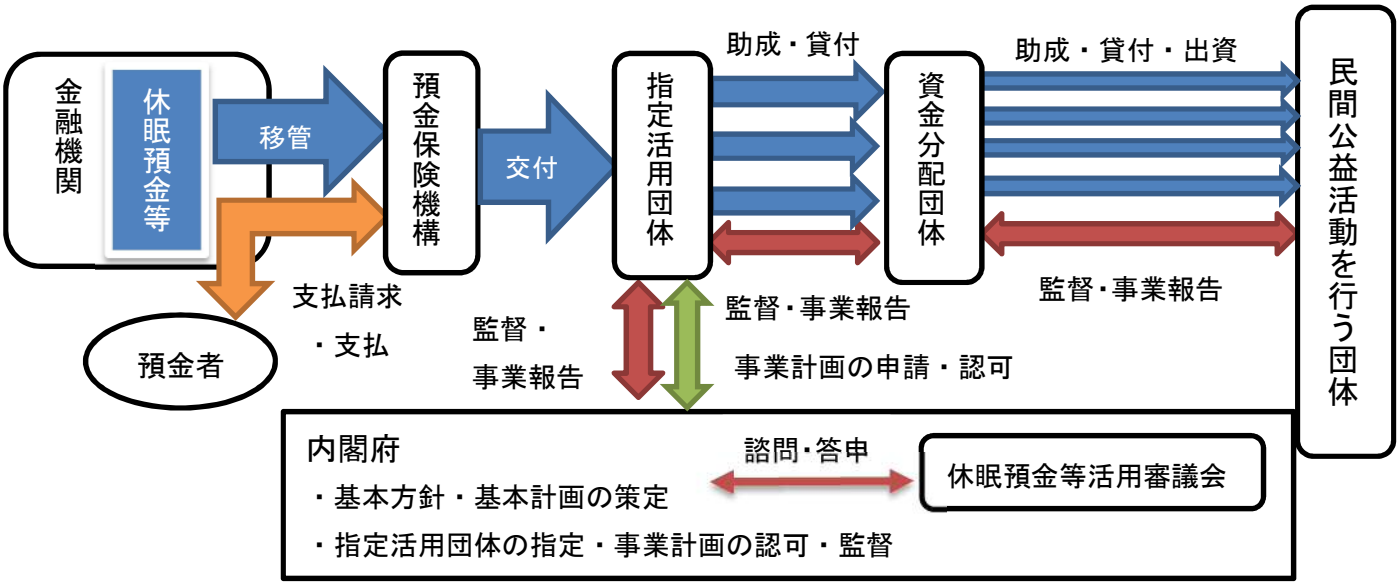

○預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本＋利子相当額）の支払を請求することができる。【第 7 条第 2 項】

資料５－１－１

金融審議会の構成

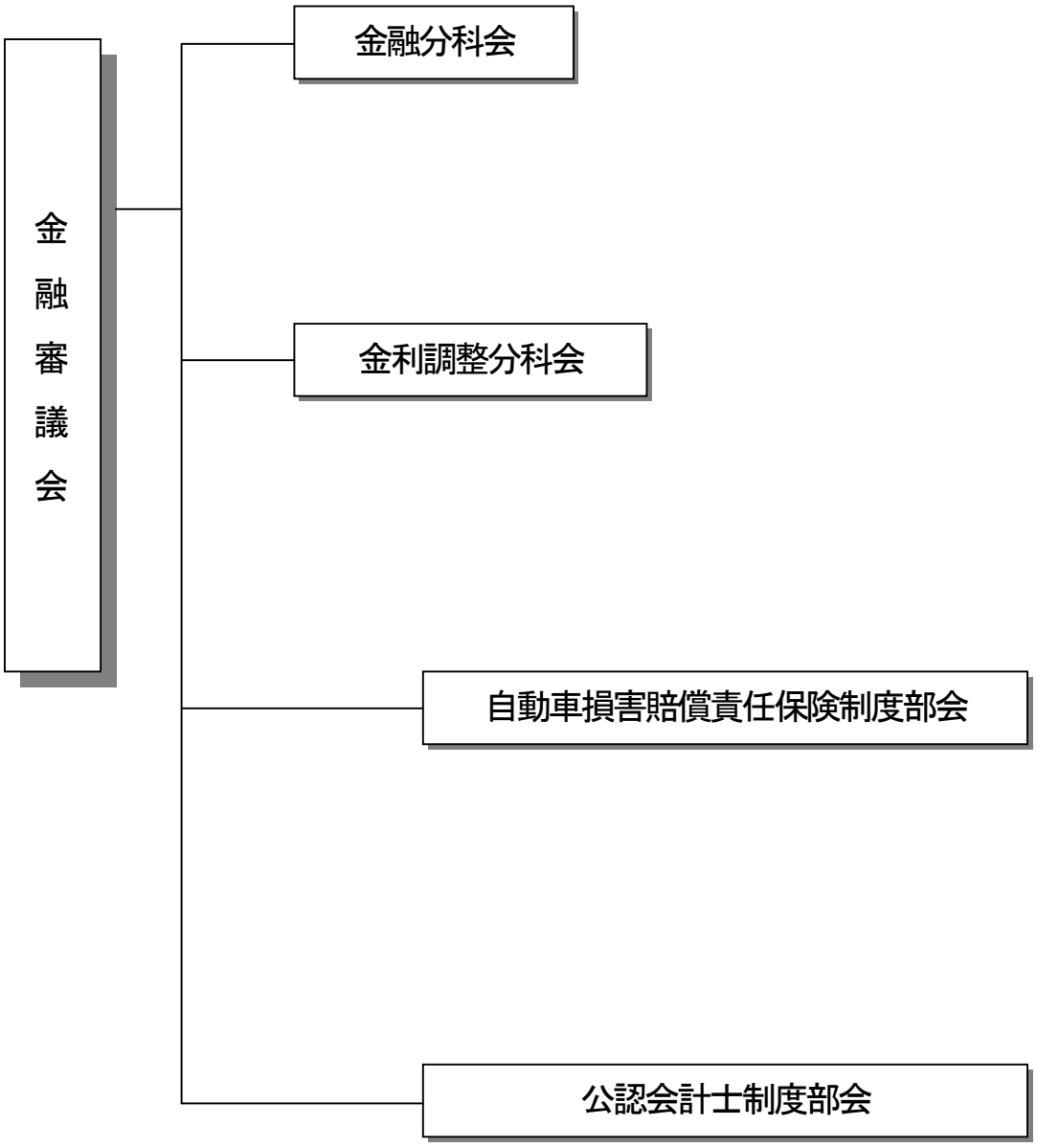

資料５－１－２

金融審議会委員名簿

平成29年３月３日現在

会　　長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
会長代理	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委　　員	秋池　玲子	ボストン コンサルティング グループ シニアパートナー＆マネージングディレクター
	朝田　照男	丸紅株式会社取締役会長
	伊藤　元重	学習院大学国際社会科学部教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所副理事長
	沖野　眞已	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口　恭弘	同志社大学大学院法学研究科教授
	川島　千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	佐々木　百合	明治学院大学経済学部教授
	志賀　俊之	株式会社産業革新機構代表取締役会長（CEO） 日産自動車株式会社取締役副会長
	田島　優子	弁護士（さわやか法律事務所）
	永沢　裕美子	Foster Forum良質な金融商品を育てる会事務局長
	原田　喜美枝	中央大学商学部教授
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本　和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	家森　信善	神戸大学経済経営研究所教授

［計17名］

（敬称略・五十音順）

資料５－１－３

平成 29 年 11 月 16 日

金融審議会

会長　岩原　紳作　殿

金融担当大臣　麻生　太郎

金融庁設置法第７条第１項第１号により下記のとおり諮問する。

記

○　情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

○　企業情報の開示・提供のあり方に関する検討

投資家の投資判断に必要な情報を十分かつ適時に分かりやすく提供することや、建設的な対話に資する情報開示を促進していくため、企業情報の開示及び提供のあり方について検討を行うこと。

資料５－１－４

「金融制度スタディ・グループ」メンバー名簿

平成 30 年６月 19 日現在

座長	岩原　紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	岩下　直行	京都大学公共政策大学院教授
	植田　健一	東京大学経済学部准教授 （公共政策学連携研究部兼経済学研究科）
	大野　英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加毛　明	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	神作　裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田　秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	後藤　元	東京大学大学院法学政治学研究科准教授
	坂　勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）
	田中　正明	PwC インターナショナル シニア　グローバル　アドバイザー
	戸村　肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	永沢　裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会　事務局長
	福田　慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	舩津　浩司	同志社大学法学部教授
	松井　秀征	立教大学法学部法学科教授
	森下　哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー	全国銀行協会	国際銀行協会	日本証券業協会	
	法務省	財務省	経済産業省	日本銀行

（敬称略・五十音順）

資料５－１－５　**金融審議会 金融制度スタディ・グループ 中間整理 ― 機能別・横断的な金融規制体系に向けて ― の概要**

総　論

１．機能別・横断的な金融規制体系の検討の必要性

（１）これまでの経済社会情勢と規制体系の概観

○ 戦後の厳格な業態別の規制体系から、平成４年以降、業態間の相互参入へ

○ 投資性のある金融商品について規制を横断化・柔構造化（平成 18 年に金融商品取引法を整備）

（２）金融を取り巻く近年の環境の変化

○ IT の進展等により、アンバンドリング・リバンドリングの動きが拡大

（３）10 年後の金融の姿

○ 新たな技術の実用化等により、決済分野等における効率化とアンバンドリング・リバンドリングの更なる進展や、金融システムのネットワーク構造の変化等がもたらされる可能性

⇒ 金融システムや金融サービス、金融機関のあり方に抜本的な変革がもたらされる可能性

（４）現行制度の特徴と検討の基本的方向性

○ 現状、基本的に業態ごとに業法が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る

○ IT の進展や利用者ニーズを起点としたアンバンドリング・リバンドリングの動きなどを踏まえると、
各プレイヤーを各業法の業態に当てはめて規制するよりも、
金融規制体系をより**機能別・横断的**なものとし、**同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用**することが重要

✓ イノベーションの促進・利用者利便の向上：
各プレイヤーが自由にビジネスモデルやサービスを選択した上で、そのビジネスモデルやサービスの果たす機能・リスクに応じて、ルールを過不足なく適用

✓ 利用者保護・公正な競争条件の確保：
規制が緩い業態への移動等を通じた規制の回避を防止

（規制の柔構造化）
- 同一の機能には同一のルール
- 業務の内容やリスクの差異に応じてルールの内容を調整

（異なる機能間でのルールの共通化）
- 規制目的が共通の部分についてルールをできるだけ共通化

○ このような機能別・横断的な金融規制体系を検討する際には、一体化しつつある金融サービスと非金融サービスとの関係についても視野に入れていく必要

各　論

２．金融の「機能」の分類

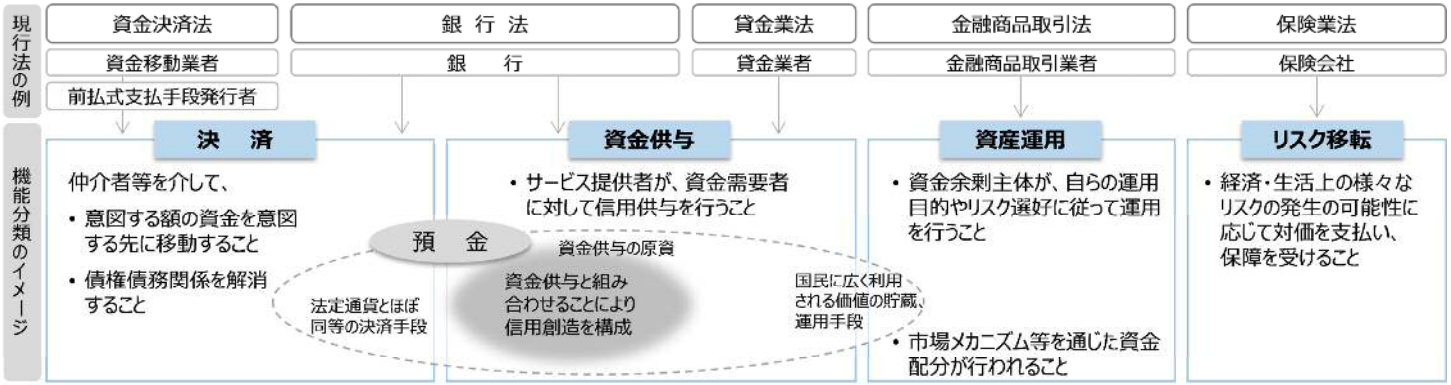

３．金融の各「機能」において達成されるべき利益及び「規制」の態様

○ 各「機能」において達成されるべき利益の項目：
① 「機能」の確実な履行　② 利用者に対する情報提供等
③ 利用者資産の保護　④ 利用者情報の保護
⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止
⑥ システミックリスクの顕在化の防止

（注）証券市場をはじめとした市場の公正性・透明性の確保も重要

○ 各「機能」において達成されるべき利益の項目は同じでも、求められる水準等には濃淡があるため、各「機能」の特徴に応じた対応が必要

４．業務範囲規制やセーフティネット等の主体別規制の考え方と機能別・横断的な規制体系

○ 金融・非金融の境界が曖昧になりつつある中、銀行・銀行グループには重厚な業務範囲規制・財務規制・セーフティネットが存在
- 規制間の役割分担として、業務範囲規制に置かれた力点には再検討の余地
- 銀行持株会社、銀行、事業会社をそれぞれ頂点とするグループについて、銀行の本業へのリスク遮断効果に係る差異等を考慮した上で、業務範囲規制のイコールフッティング
- 銀行・銀行グループに期待されるサービスの外縁に変容が予想される中、現在以上に多様な業務を認める場合には、それを踏まえた財務規制のあり方について幅広く検討する必要
- セーフティネットについても、その目的・対象に変容があり得るかや、目的・対象に応じた実効的な手法を検討していく必要

（注）信用創造を行わない決済専業銀行について、一般的な銀行と同様のセーフティネットでの対応は不要の可能性。銀行やその属するグループ内の会社に、従来認められていなかった業務を認める場合、セーフティネットで保護すべき部分とそれ以外の部分を平時から実効的に分離可能とし、有事に分離させる措置について検討していく必要。

５．商品・サービスの提供プロセス等に着目したルール整備のあり方

○ 利用者ニーズに応じた商品・サービスを業態・機能横断的に提供することの妨げにならないよう、商品・サービス提供の代理・媒介プロセスについて、ルールをできるだけ共通化していくことが重要

○ 金融システムのネットワーク構造が変化していく可能性がある中、プラットフォームを通じた金融取引に関しては、プラットフォームの利用者（個々の契約当事者）よりも、プラットフォーム提供者（契約当事者をマッチング）を規制する方がより実効的と考えられ、プラットフォーム提供者に対する規律のあり方を検討しておくことが重要

６．今後の課題

○ 今後、各「機能」の中で、個々の業務の内容やリスクの差異をどう認識・測定し、ルールに差異を設けていくかを含めた、より具体的な制度設計が必要

（注）これらの具体的な検討等の結果、本中間整理の内容に修正が必要になることも想定される

○ 「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生の増大」という金融行政の目標との整合性に留意

○ 利用者情報の適切な保護に加え、情報の適切な利活用をしやすくなるような環境を整備するという観点に留意

○ 以上の検討の際には、以下の観点も考慮
① 国際的なサービス展開への対応・国際的な整合性
② 法令と自主規制等の組合せ
③ 民事法上の扱い
④ 金融に関する基本的概念・ルールの横断化

○ このほか、参入ルールの横断化・柔構造化も論点となり得る

資料5－2－1

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

（平成30年１月24日現在）

会　　長	藤田　友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委　　員	秋田　　進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘利　公人	上智大学法学部教授
	大知　久一	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	大野　澄子	弁護士
	鈴木　共子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	髙倉　　明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	髙松　伸幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田島　優子	弁護士
	中林　真理子	明治大学商学部教授
	村山　美彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山本　眞弓	弁護士
	唯根　妙子	一般財団法人日本消費者協会専務理事
特別委員	桑山　雄次	全国遷延性意識障害者・家族の会代表
	野尻　俊明	流通経済大学学長
	堀本　修平	損害保険料率算出機構専務理事
	松本　純一	公益社団法人日本医師会常任理事
	矢代　隆義	一般社団法人日本自動車連盟会長

（敬称略・五十音順）

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年１月 24 日
金融庁

第 138 回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

１．平成 30 年１月 24 日午前 10 時 00 分から第 138 回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。

２．第 138 回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された平成 29 年度料率検証結果による損害率（※）は、次のとおりです。

（単位：%）

契約年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前回（平成 29 年４月）改定時予定損害率	105.9	
平成 29 年度検証結果による損害率	104.5	104.0

（※）損害率＝（支払保険金／収入純保険料）×100

３．平成 29 年４月の基準料率改定時の予定損害率との乖離は平成 29 年度で▲1.3%、平成 30 年度で▲1.8%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされました。

（参考）議事要旨及び議事録については、後日公表します。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局保険課(内線 3375、3342)

資料５－３－１

企 業 会 計 審 議 会 の 組 織

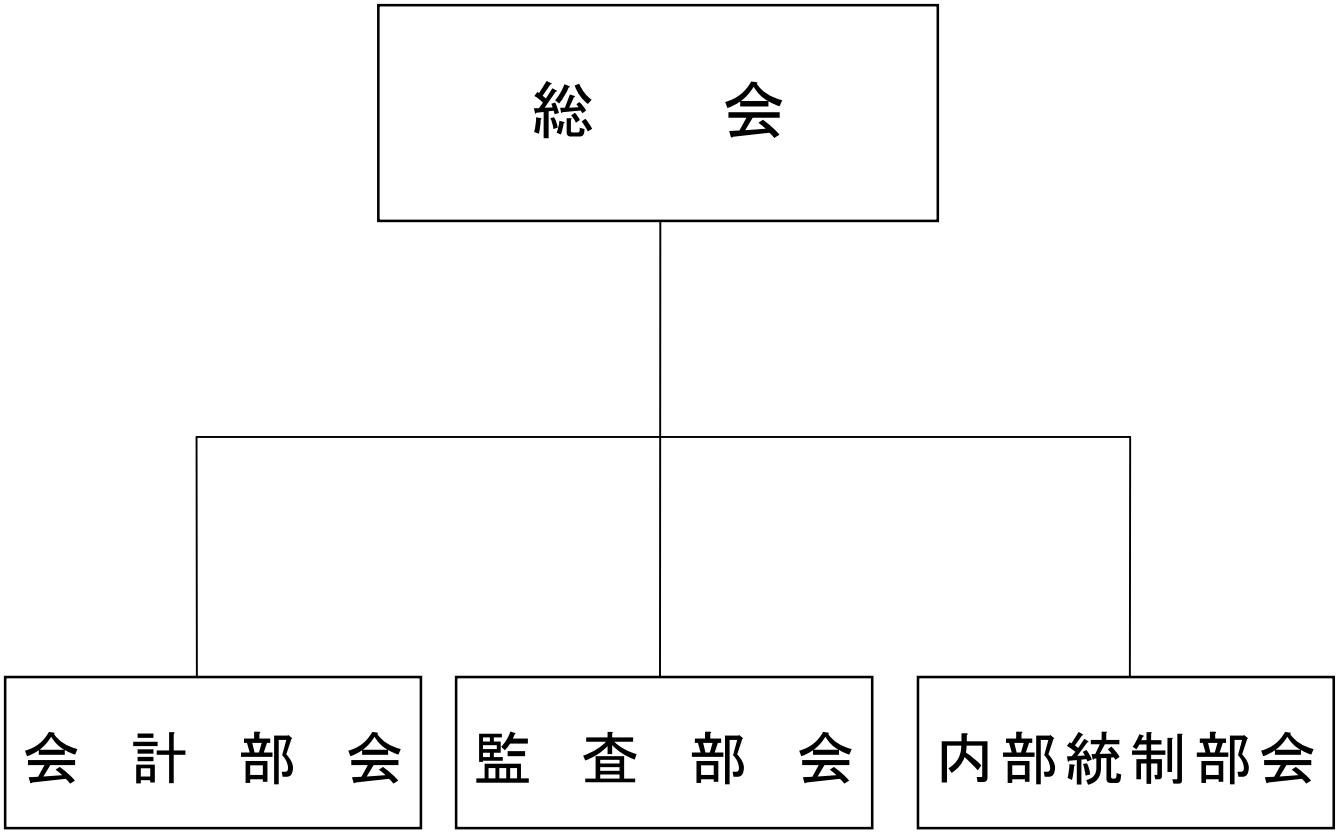

資料５－４－１

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

平成30年6月27日現在

	（消費者行政機関等）	
	消費者庁消費者教育・地方協力課長	尾原　知明
	国民生活センター相談情報部長	保木口　知子
	東京都消費生活総合センター所長	戸澤　互
	日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長	諏訪　要一
	（消費者団体）	
	全国消費者団体連絡会政策スタッフ	大出　友記子
	日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問	唯根　妙子
	全国消費生活相談員協会主任研究員	樋山　昌子
	（指定紛争解決機関）	
	全国銀行協会金融ＡＤＲ部長	西村　寿一
	信託協会事務局長兼信託相談所長	高桑　信之
	生命保険協会生命保険相談所事務局長	高橋　正国
	日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長	村田　嘉宏
	保険オンブズマン専務理事	小野　幸則
	日本少額短期保険協会専務理事	小泉　武彦
	証券・金融商品あっせん相談センター長	三森　肇
	日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長	遠藤　清一
	（業界団体・自主規制機関）	
	全国信用金庫協会業務管理部長	阿部　吉邦
	全国信用組合中央協会しんくみ相談所長	加藤　英夫
	全国労働金庫協会法務部長	菅谷　宏行
	日本商品先物取引協会相談センター長	原田　孝司
	農林中央金庫総合企画部部長（農漁協系統金融機関代表）	関口　浩二
	不動産証券化協会総務部長・苦情相談室長	山口　真紀子
	日本資金決済業協会事務局長	永澤　修
	（弁護士）	
	東京合同法律事務所	坂　勇一郎
	西村あさひ法律事務所	森　倫洋
	（学識経験者）	
【座長代理】	一般社団法人 アジア資本市場協議会 代表理事	犬飼　重仁
	東京大学大学院法学政治学研究科教授	沖野　眞已
	一般社団法人メディエーターズ代表理事	田中　圭子
	上智大学法科大学院教授	森下　哲朗
【座長】	一橋大学大学院法学研究科教授	山本　和彦
	（金融当局）	
	金融庁総務企画局企画課長	佐藤　則夫
	金融庁総務企画局政策課金融サービス利用者相談室長	岡根　恵二
	金融庁監督局総務課長	堀本　善雄
	経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐	髙津戸　拓也
	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐	高橋　靖
	国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室長	佐藤　将年
	総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長	牛山　智弘
	農林水産省経営局金融調整課経営専門官	鈴木　裕

〔計37名〕

	（事務局）	
	金融庁総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室長	西原　浩

〔合計38名〕

（敬称略、順不同）

資料５－４－２

第 54 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 30 年１月 11 日（木）　10:00 ～ 12:00

◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 29 年度上半期）

Ⅳ．高齢者・障害者事案への対応

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「金融ＡＤＲ連絡協議会（第 12・13 回）」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成29年4月1日～平成29年9月30日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	199	524	▲27%	723	551	172	0	378	55	0	49	0	69	551	217	187	113	34	551
信託協会	1	3	皆増	4	2	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	1	1	0	2
生命保険協会	270	530	5%	800	524	276	0	298	193	0	3	0	30	524	157	182	144	41	524
日本損害保険協会	1,522	1,898	▲15%	3,420	1,986	1,434	0	1,712	96	0	150	0	28	1,986	505	763	331	387	1,986
保険オンブズマン	46	153	▲1%	199	148	51	8	67	11	0	60	1	1	148	44	76	25	2	147
日本少額短期保険協会	16	45	15%	61	45	16	0	27	12	0	1	0	5	45	18	17	6	4	45
証券・金融商品あっせん相談センター	29	376	▲28.8%	405	369	36	0	306	63	0	0	0	0	369	291	65	13	0	369
日本貸金業協会	5	20	▲38%	25	21	4	0	18	3	0	0	0	0	21	14	5	2	0	21
合計	2,088	3,549	▲16%	5,637	3,646	1,991	8	2,808	433	0	263	1	133	3,646	1,246	1,296	635	468	3,645

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成29年4月1日～平成29年9月30日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成　立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	88	62	▲30%	150	86	64	48	1	32	0	5	0	0	0	86	0	8	31	47	86
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	198	203	22%	401	162	239	11	34	114	0	3	0	0	0	162	6	24	93	39	162
日本損害保険協会	206	216	▲19%	422	241	181	94	5	126	0	14	0	0	2	241	2	55	123	61	241
保険オンブズマン	11	10	▲29%	10	13	8	10	0	3	0	0	0	0	0	13	0	3	8	2	13
日本少額短期保険協会	2	12	▲8%	14	10	4	0	4	5	1	0	0	0	0	10	1	8	1	0	10
証券・金融商品あっせん相談センター	37	63	▲13%	100	70	30	38	0	30	0	1	0	0	1	70	2	41	27	0	70
日本貸金業協会	3	10	増減なし	13	11	2	6	0	4	0	1	0	0	0	11	0	8	3	0	11
合計	545	576	▲9%	1,110	593	528	207	44	314	1	24	0	0	3	593	11	147	286	149	593

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

資料５－４－３

第 55 回 金融トラブル連絡調整協議会

◇日時：平成 30 年６月 27 日（水）　10:00 ～ 12:00

◇場所：中央合同庁舎第７号館 13 階　共用第１特別会議室

議 事 次 第

Ⅰ．開会

Ⅱ．委員紹介

Ⅲ．各指定紛争解決機関の業務実施状況（平成 29 年度）

Ⅳ．迅速かつ誠実な苦情処理に向けた指定紛争解決機関の役割

Ⅴ．「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

Ⅵ．「金融ＡＤＲ連絡協議会（第 14 回、第 15 回）」の概要報告

Ⅶ．閉会

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

1．苦情処理手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）苦情処理手続件数（当期の状況）						（2）苦情処理手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）								（3）苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	199	1,053	▲23%	1,252	1,070	182	0	749	115	0	83	0	123	1,070	453	326	223	68	1,070
信託協会	1	5	400%	6	5	1	0	5	0	0	0	0	0	5	0	1	4	0	5
生命保険協会	275	1,019	▲2%	1,294	1,046	248	0	593	368	0	6	0	79	1,046	289	358	292	107	1,046
日本損害保険協会	1,522	3,922	▲11%	5,444	4,035	1,409	0	3,476	189	0	312	0	58	4,035	998	1,512	687	838	4,035
保険オンブズマン	46	334	8%	380	312	68	21	152	24	0	113	1	1	312	103	151	53	4	311
日本少額短期保険協会	16	72	▲10%	88	75	13	0	45	21	0	1	0	8	75	25	31	11	8	75
証券・金融商品あっせん相談センター	29	788	▲22%	817	757	60	0	638	119	0	0	0	0	757	601	121	31	4	757
日本貸金業協会	5	41	▲44%	46	41	5	0	35	5	0	1	0	0	41	30	5	6	0	41
合計	2,093	7,234	▲13%	9,327	7,341	1,986	21	5,693	841	0	516	1	269	7,341	2,499	2,505	1,307	1,029	7,340

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
○解　決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
○移　行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
○不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
○不　調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの（移行を除く）。
○移　送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
○その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

2. 紛争解決手続の実施状況

（単位：件）

（指定紛争解決機関名）	（1）紛争解決手続件数（当期の状況）						（2）紛争解決手続の終了事由別の内訳件数（当期の既済事件）									（3）紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間（当期の既済事件）				
							成立		成立以外											
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	88	128	▲34%	216	159	57	80	1	69	0	9	0	0	0	159	0	24	54	81	159
信託協会	0	0	増減なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険協会	198	375	6%	573	358	215	22	89	240	0	7	0	0	0	358	9	43	185	121	358
日本損害保険協会	206	407	▲19%	613	446	167	184	6	222	0	28	0	0	6	446	7	109	215	115	446
保険オンブズマン	11	29	▲9%	40	28	12	13	2	13	0	0	0	0	0	28	0	7	17	4	28
日本少額短期保険協会	2	21	▲13%	23	18	5	0	7	7	4	0	0	0	0	18	3	11	4	0	18
証券・金融商品あっせん相談センター	37	119	▲17%	156	137	19	78	0	56	0	2	0	0	1	137	2	82	53	0	137
日本貸金業協会	3	12	▲29%	15	12	3	7	0	4	0	1	0	0	0	12	0	8	4	0	12
合計	545	1,091	▲14%	1,636	1,158	478	384	105	611	4	47	0	0	7	1,158	21	284	532	321	1,158

（注1）各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

（注2）計数は速報値である。

【凡例】
○和　　解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
○特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案（和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの）により解決したもの。
○見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
○双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
○一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
○不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
○移　　送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
○そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

資料６－２－１「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

◆ FinTechの推進等

✓ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進

- IT技術を活用して、官民が連携して効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行う取組(RegTech)として、ブロックチェーン技術等を用いて金融機関が共同で本人確認手続を行うためのインフラ構築に向けた検討

✓金・商流連携等に向けたインフラの整備

- 金融EDI活用を起点として企業の財務・決済プロセス全体を高度化
  (全銀EDIシステムの稼働・送金電文の全面的XML化、手形・小切手機能の電子化、税・公金収納・支払の効率化等)

✓イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

- 業態ごとの金融・商取引関連法制を機能別・横断的な法制に見直すことに関して、法整備に向けた基本的な考え方につき、本年度中に中間整理の取りまとめを目指す

◆投資促進、コーポレートガバナンス改革等

✓コーポレートガバナンス改革

- コーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定を踏まえ、コーポレートガバナンス改革を巡る課題に係る状況をフォローアップしつつ、インベストメント・チェーンにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討

✓情報開示、会計・監査の質の向上

- 企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、来年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施
- 国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大の促進、監査に関する情報提供の充実に向けた取組の検討　1

「未来投資戦略2018」(30年6月15日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

✓活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

- 「顧客本位の業務運営」の確立と定着
  - ■ 金融機関間で比較可能な共通KPIの公表等を通じた、金融機関の取組みの「見える化」の推進
- 家計の安定的な資産形成の促進
  - ■ 官民における「職場つみたてNISA」の導入の促進
- 高齢社会における金融サービスのあり方の検討
  - ■ 金融機関による、老後の資産の有効活用に適した商品等の提供、高齢者が安心して資産を有効活用できる環境整備

◆中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

✓金融仲介機能の適切な発揮

- 金融機関が、担保・保証に過度に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す

✓人材・ノウハウ支援の強化

- 地域経済活性化機構(REVIC)や日本人材機構による人材・ノウハウ支援を通じた地域金融機関の企業支援能力の強化

✓競争の在り方の検討

- 地域における人口減少等による需要減少等、経済・社会構造が大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、本年度中に結論を得る

資料６－３－１

平成30年度税制改正について

－税制改正大綱における金融庁関係の主要項目－

平成29年12月
金 融 庁

１．家計の安定的な資産形成の実現

◆NISAの口座開設申込時における即日買付けの実現〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ NISA（少額投資非課税制度）については、口座開設数が約1,090万口座、買付金額が約11.2兆円となるなど、制度開始以降、着実に普及（一般NISA：平成29年6月末時点）。

○ 一方、口座開設以降一度も買付けが行われていない口座が相当数にのぼるなど、稼働率の向上には課題。

○ この理由の一つとしては、現在、投資家がNISA口座の開設を申し込んでも、当日には買付けができず（二重口座でないことの確認が必要）、2回目の来店までに買付け意欲を失い、買付けが行われないことが挙げられる。

【大綱の概要】

○ NISA口座を即日で開設し、同日に買付けることを可能とする。

・ 税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組みを創設。

・ 税務署は、事後的に二重口座の確認を行い、結果を金融機関に連絡。仮に、二重口座であった場合には、金融機関は、NISA口座で買付けていた商品を、開設当初に遡及して一般口座へ移管する。

【改正後のフロー】

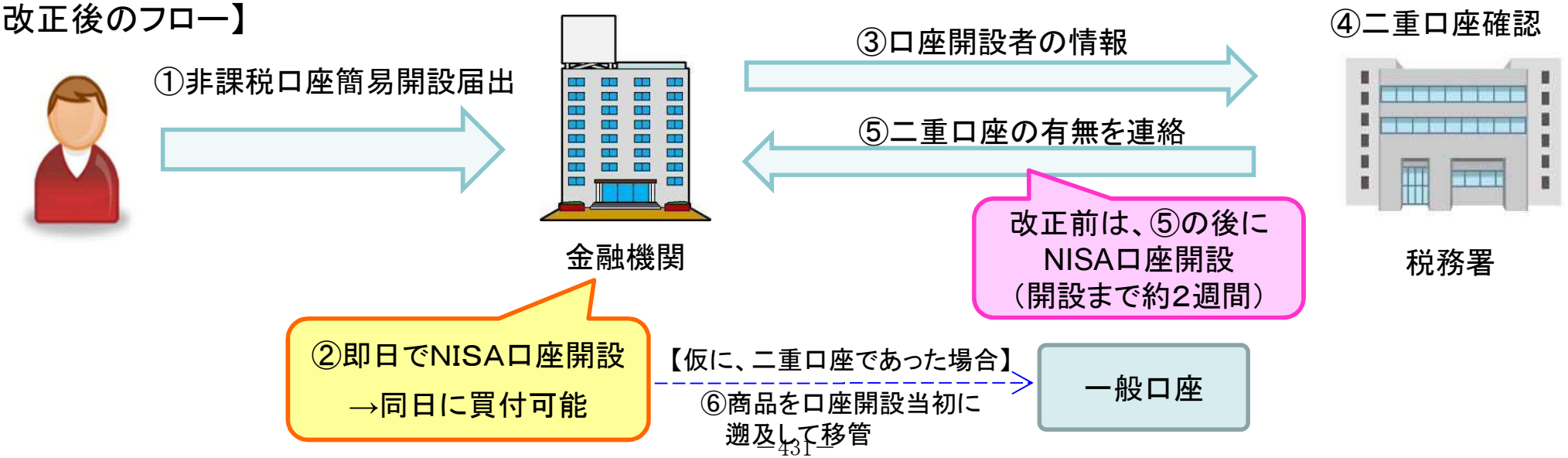

◆NISAにおける非課税期間終了時の対応〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　一般NISAの場合、保有から5年が経ち非課税期間が終了した後、顧客は引き続き非課税枠を使って投資を行うこと（ロールオーバー）ができるが、ロールオーバーを希望しない場合には、保有商品は課税口座へ移管される。課税口座には一般口座と特定口座（※）があるが、現行では特に意思表示をしない限り一般口座に移管されてしまう（つみたてNISA等も同様）。

（※）一般口座 ： 顧客が「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。
　　特定口座 ： 金融機関が「年間取引報告書」を作成、源泉徴収を行う（源泉徴収とせず、顧客が確定申告することも可）。

（※）全口座（残高のあるもの）のうち、特定口座は全体の4分の3程度。また、いったん一般口座に入れた商品は、その後特定口座への移管は出来ない。

【大綱の概要】

○　非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品について、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管されることとする。（別途の届出により、一般口座に移管することも可能。）

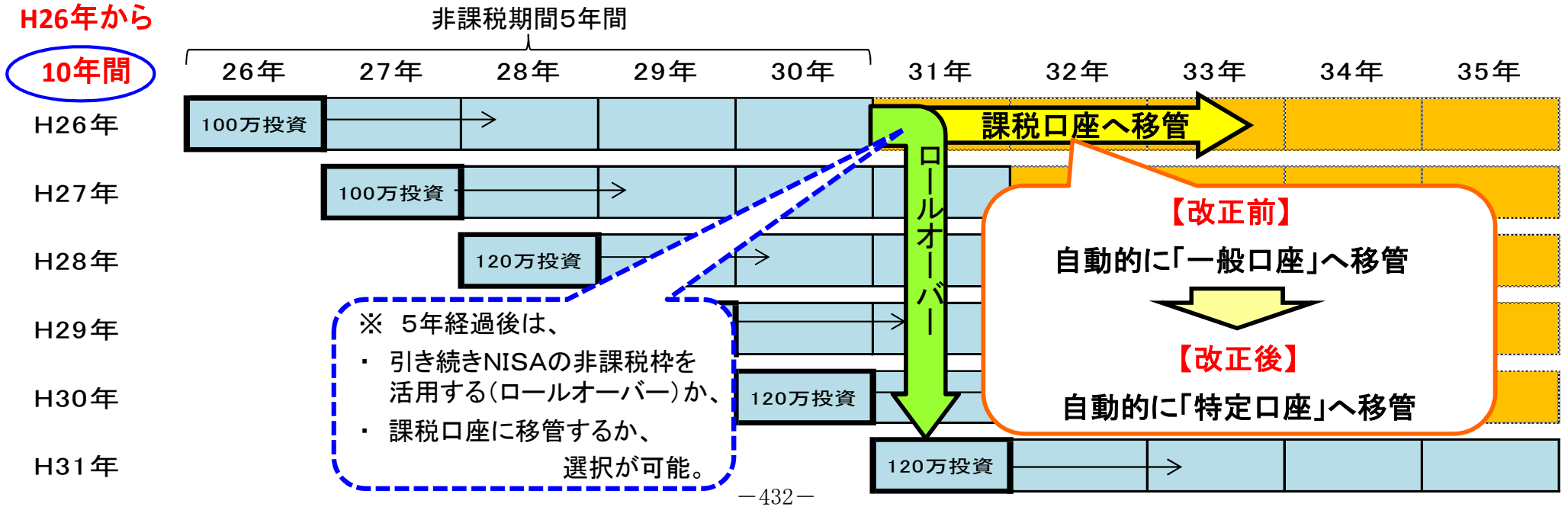

◆公募投資信託等の内外二重課税の調整〔金融庁主担、国交省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○　公募投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税が行われる（外国税）。この公募投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるが、現在、上記の外国税を控除する仕組みがないため、内外二重課税となっている。

○　諸外国においては、公募投資信託等を経由して支払った外国税を、投資家が支払う所得税から控除できるなど、内外二重課税に関する所要の措置が講じられているところ。

【大綱の概要】

○　内外での二重課税が生じないよう、公募投資信託等を経由して支払った外国税は、当該公募投資信託等の分配金に係る源泉所得税の額から控除できることとする調整措置を講ずる。

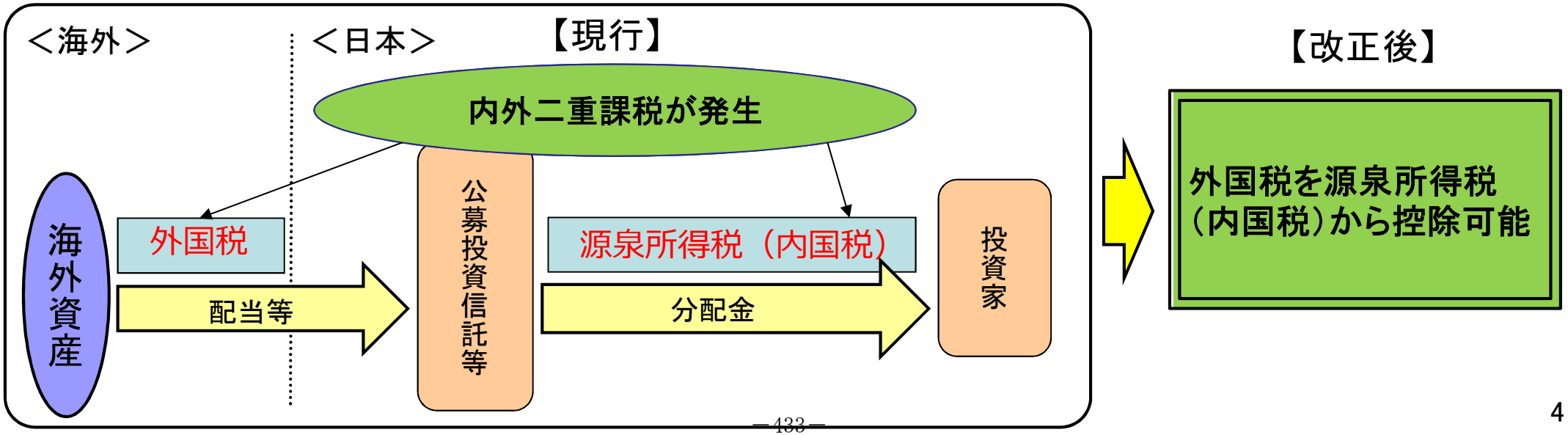

◆金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農水省・経産省が共同要望〕

【現状及び問題点】

○　金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。

○　しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱（検討事項）】

○　デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	**申告分離**	**申告分離**
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→**申告分離**	28年1月～ 非課税→**申告分離**
デリバティブ取引	**申告分離**	
預貯金等	**源泉分離**	―

← 現在、損益通算が認められている範囲

2. 金融のグローバル化への対応

◆外国子会社合算税制（CFC税制）に係る所要の措置〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　外国子会社合算税制（Controlled Foreign Company Taxation、CFC税制）とは、国内の親会社の所得を実質的活動を伴わない外国子会社に移転させることによる租税回避に対処するため、当該外国子会社の所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。

○　平成29年度税制改正において、CFC税制については、日本企業の海外進出を促進しつつ、租税回避に有効に対処できるよう見直しが行われたが、海外の様々なビジネスの実態を踏まえれば、金融機関の一部の業務の取扱いについて、本年度も引き続き検討することが必要。

※　例えば、海外の金融持株会社については、租税回避目的がないにも関わらず、外国政府の出資規制のため合算対象となってしまうケースがあり、このような場合について所要の措置を講じる必要がある。

【大綱の概要】

○　外国金融持株会社が、その会社が所在する国の出資規制により株式を50%超保有できない場合について、CFC税制の合算対象とならないよう所要の措置を講じる。

○　英国ロイズ市場等においては、外国金融子会社等の該当要件について特例的な措置を講じる。等

【CFC税制の概要】

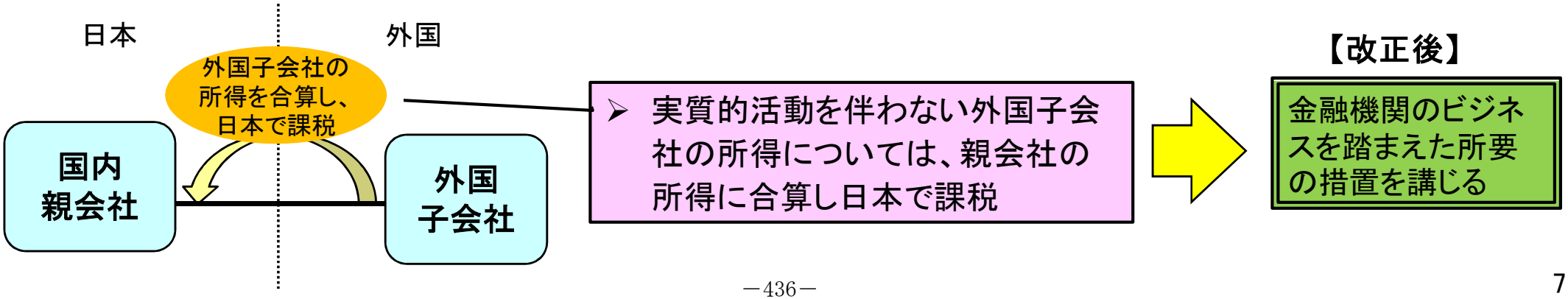

◆店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　金融機関同士が行う店頭デリバティブ取引については、差入れられた証拠金に利子を付すのが通例。

○　諸外国においては、当該利子に係る源泉徴収は不要とされているが、わが国では源泉徴収の対象とされていた。

○　このため、諸外国とのイコールフッティングを図る観点から、平成27年度税制改正において、外国金融機関が国内金融機関に差入れた証拠金に係る利子を非課税とする措置が講じられたものの、平成30年３月31日までの時限措置とされているところ。

【大綱の概要】

○　店頭デリバティブ取引に係る証拠金の利子の非課税措置の適用期限を、３年（平成33年3月31日まで）延長する。

【現行】

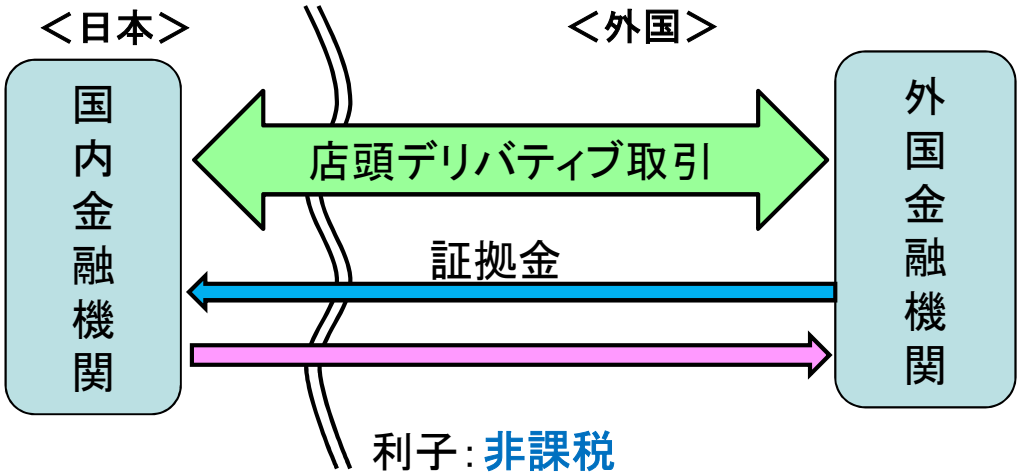

〔平成30年３月31日までの時限措置〕

【改正後】

〔平成33年３月31日まで適用期限を延長〕

3. その他の重要項目

◆生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能

○ 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要

【大綱の概要】

○ 老後の生活など各種のリスクに備える自助努力を支援するための企業年金、個人年金、貯蓄・投資、保険等に関する諸制度のあり方について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から幅広い検討を行う。

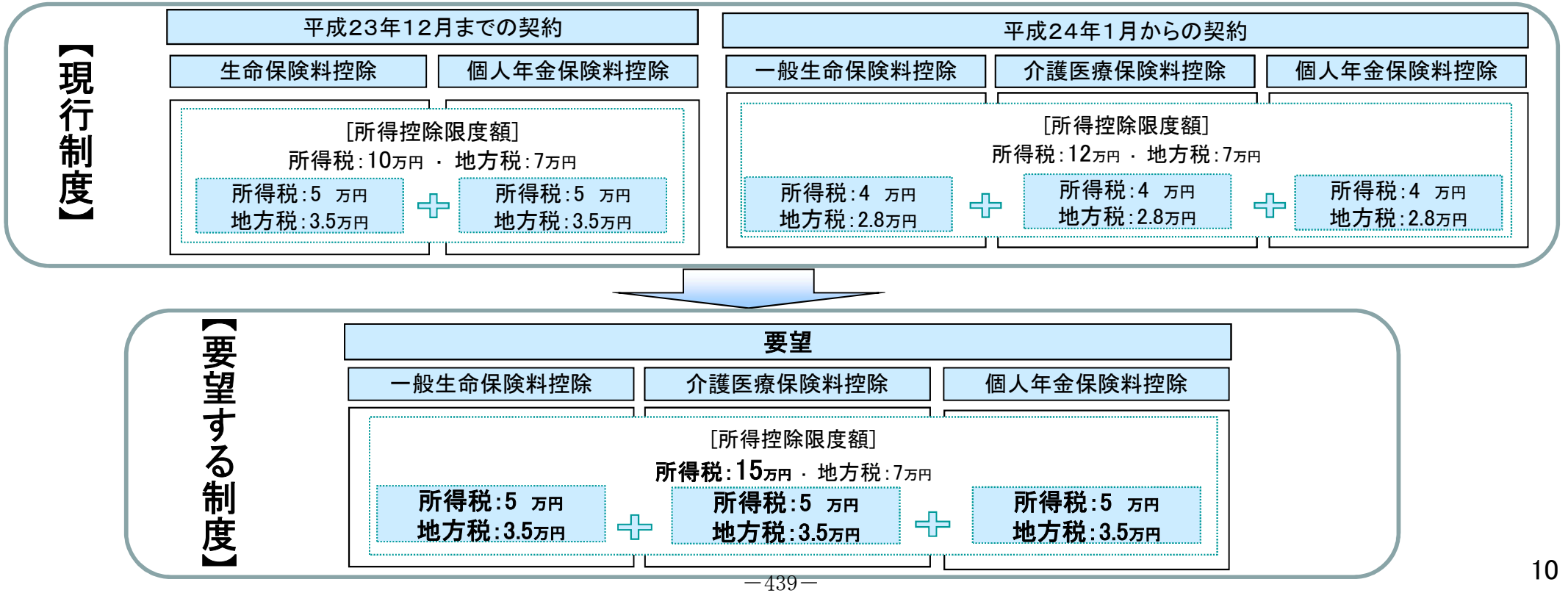

４. その他の要望項目

◆ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の適用開始時期の見直し〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　常時多数のデリバティブ取引等を行う法人（金融機関等）においては、税務上のヘッジ処理の適用要件である「有効性判定」について、所轄税務署長の承認を条件に「特別な有効性判定方法等」の適用が認められているところ。

○　しかしながら、当該適用開始時期については、所轄税務署長の承認を受けた翌事業年度となっており、即時のリスク管理を求める企業活動の実態に即したものとはなっていない。

【大綱の概要】

○　「特別な有効性判定方法等」について、承認申請書の提出期限を「適用を受けようとする最初の事業年度の申告期限の３月前の日」とした上で、当該事業年度から適用できることとする。

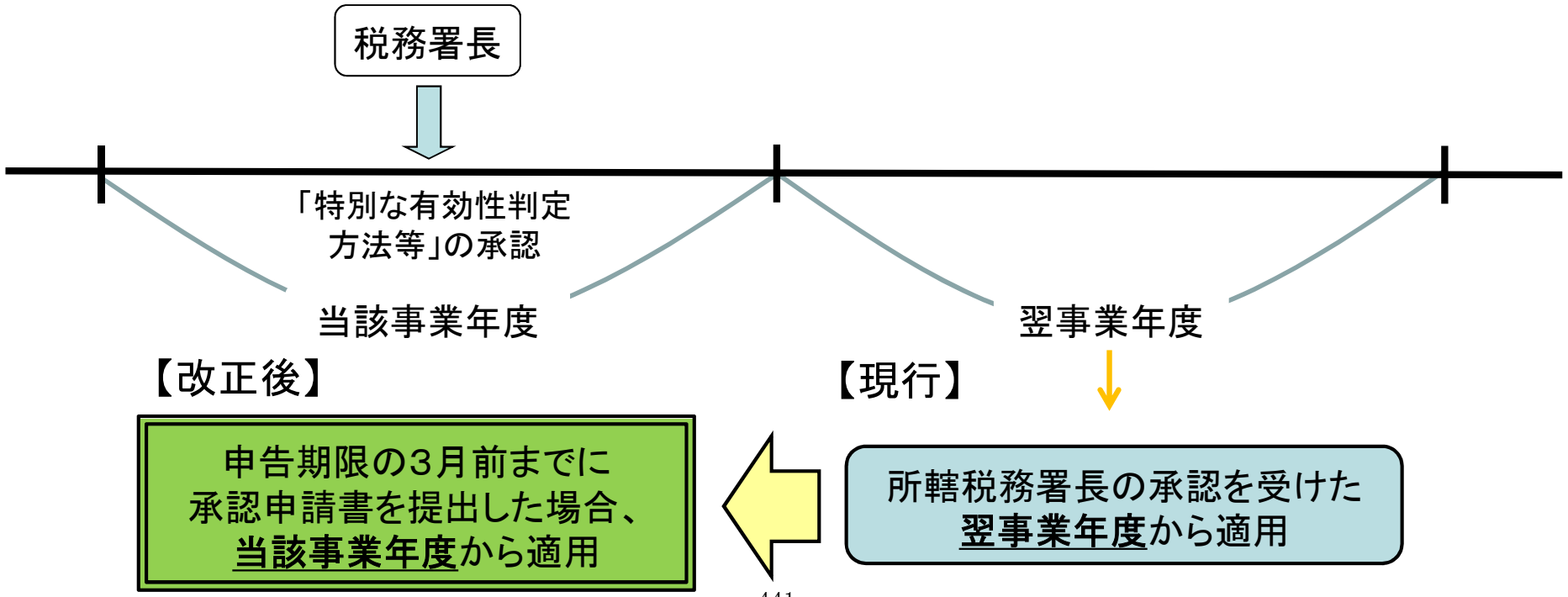

◆外国証券等を譲渡した場合における消費税の取扱いの明確化等〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　消費税法上、資産の譲渡に係る消費税の内外判定については、原則、当該資産の所在地で判定することとなっているが、無券面の外国証券等の譲渡については、その内外判定基準が不明確との指摘がある。

（注）無券面の外国証券等の譲渡が国内取引（非課税売上）となる場合には、仕入税額控除が減少（課税売上割合が低下）し、消費税の納付額が増加する可能性がある。

【大綱の概要】

○　振替機関又はこれに類する外国の機関（以下「振替機関等」という。）が取り扱う券面のない有価証券等については、振替機関等の所在地で判定する。

○　上記以外の券面のない有価証券等については、当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地で判定する。

～消費税の取引区分～

国内取引（課税対象）	国外取引（課税対象外）
課税売上 （手数料等）	
非課税売上 （金利・有価証券の譲渡対価等） 無券面の 外国証券等の譲渡	不課税 無券面の 外国証券等の譲渡

【現行】

無券面の外国証券等の譲渡について、内外判定基準が不明確との指摘

【改正後】

振替機関等が国外にある場合、国外取引（不課税）である旨を明確化

◆生命保険料控除・住宅ローン控除等に係る手続の電子化〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

【現状及び課題】

○　生命保険料控除や住宅ローン控除等の手続（金融機関から契約者への証明書の交付、契約者による勤務先への書類提出等）は書面で行われている。

【大綱の概要】

○　金融機関から契約者に交付する証明書を電子化（引き続き、書面による交付も可能）。

○　契約者から勤務先に提出する申告書・証明書を電子化（引き続き、書面による提出も可能）。

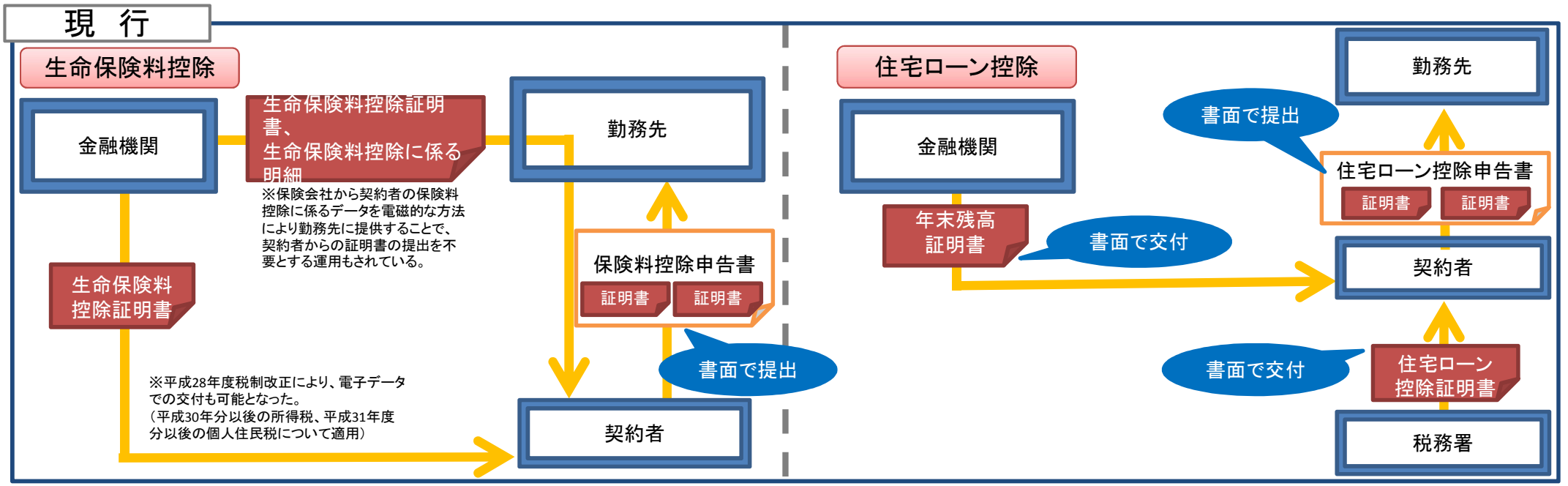

改正後

書面での交付・提出部分（上記 ⬭ 箇所）について、いずれも電子データでの手続も可能とする。

◆マイナンバーの利用に関する手続きの簡素化〔金融庁〕

【現状及び課題】

○　変更告知又は異動届出書の提出には、変更のあった氏名・住所だけでなく、個人番号（変更なし）も必要となる

【大綱の概要】

○　証券口座等に関して、投資家がその氏名又は住所を変更する場合の手続について、「変更前後の氏名又は住所が記載された住所等確認書類」を提示すれば、個人番号の告知等を要しないこととする。

投資家
（番号既告知者）

氏名

住所

個人番号

氏名・住所を変更

変更告知・異動届出書の提出

【改正前】個人番号（変更なし）が必要

【改正後】「変更前後の氏名・住所が記載された書類」の提示により、個人番号（変更なし）は不要

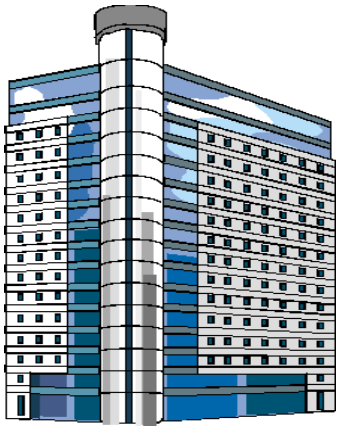

証券会社等

◆相続税に係る国際的な課税のあり方の見直し〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○　平成29年度税制改正において、高度外国人材の受入れ促進の観点から、短期滞在外国人（滞在期間が15年中10年以下である外国人）に係る相続については、相続税の課税対象を全世界財産から国内財産に限定する改正が行われた。

○　これと併せて、住所を国外に移転することによる租税回避を抑制する観点から、長期滞在外国人（滞在期間が15年中10年超である外国人）に係る相続については、日本を離れた後も最長5年間は、全世界財産（改正前は国内財産のみ）に課税されることとなった。

○　このため、日本を離れた後に日本と本国の双方で相続税が課されること（国際的な二重課税）に対する懸念が強まっている。

【大綱の概要】

○　一時的に国外に住所を移した後に贈与を行う場合を除き、日本に長期間住所を有していた外国人が、出国後に行った相続・贈与については原則として国内財産のみを課税対象とする。

【現行】（問題とされている事案の例）

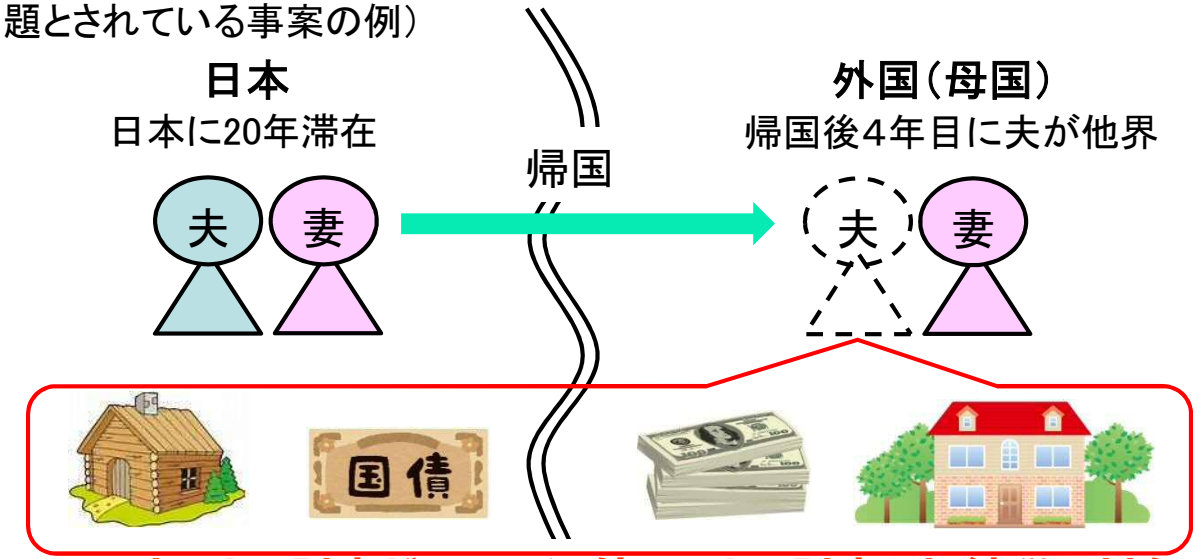

日本にある財産だけでなく、外国にある財産も相続税の対象

【改正後】

原則として、出国後に発生した外国人間の相続・贈与については、国内財産のみに課税

コーポレートガバナンス改革の進捗状況

2名以上の独立社外取締役を選任する上場企業（東証第一部）の比率推移

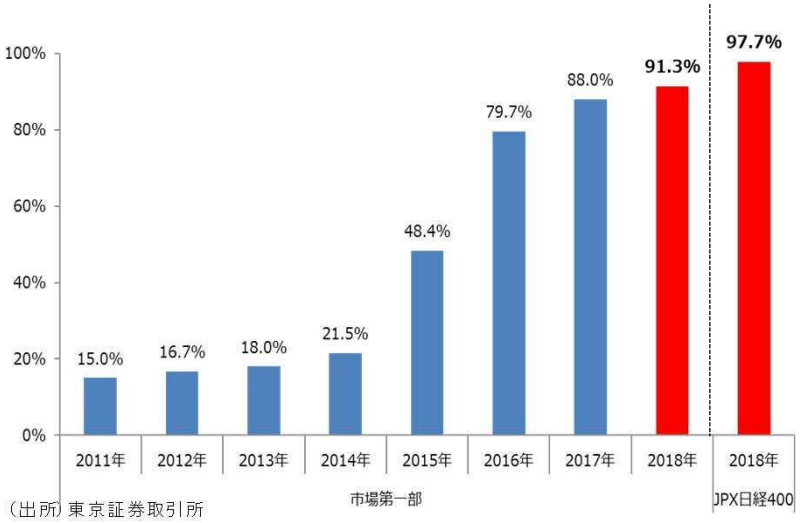

（出所）東京証券取引所

3メガバンクグループ等の政策保有株式の縮減

＜2015年11月13日公表＞

	15/3末残高（取得原価）	当面の削減目標額	期間
三菱UFJ	2.8兆円	8,000億円（約3割）	5年程度
みずほ	2.0兆円	5,500億円（約3割）	3年半程度
三井住友	1.8兆円	5,000億円（約3割）	5年程度

＜2016年5月18日公表＞

	16/3末残高（取得原価）	当面の削減目標額	期間
三井住友トラスト	0.7兆円	2,000億円（約3割）	5年程度

（資料）各社公表資料等に基づき、金融庁作成。

保有主体別に見た株式持ち合い比率の内訳（時価ベースの比率）

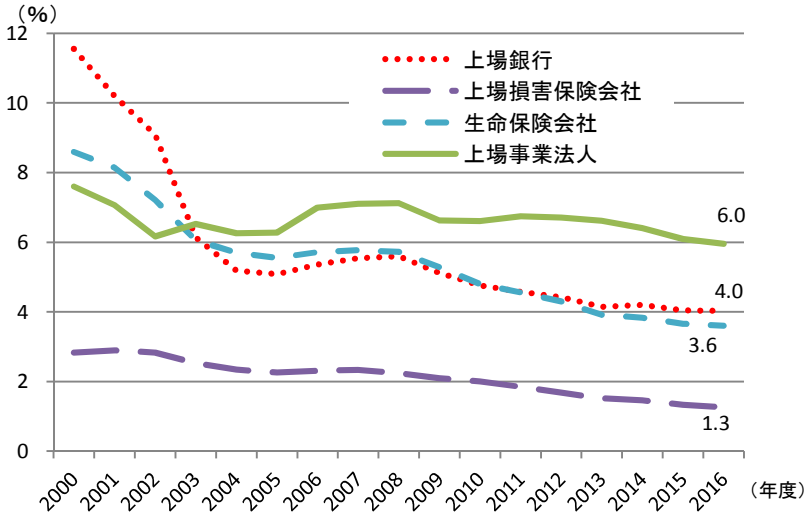

（資料）野村證券　（注）上場会社及び保険会社が保有する他の上場会社株（時価ベース）の、市場全体の時価総額に対する比率（ただし、子会社、関連会社株式を除く）。

機関投資家による議決権行使結果の公表状況

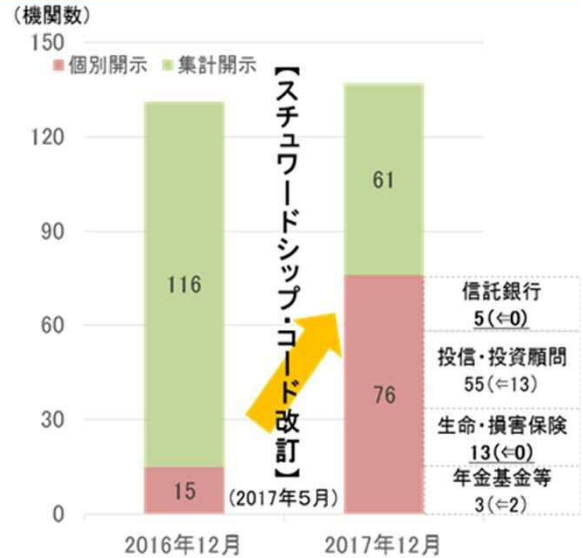

（資料）スチュワードシップ・コード改訂に伴う公表項目の更新を行った旨の連絡があった機関のウェブサイト等より、金融庁作成（2017年12月11日時点）。

スチュワードシップ・コードの受入れ状況

□ スチュワードシップ・コードを受け入れている229の機関投資家のうち、企業年金は12基金（本年、新たに5基金が受入れを表明）。

コードの受入れを表明した機関投資家数

2018年6月末時点

業態	機関投資家数
信託銀行等	6
投信・投資顧問会社等	163
生命保険会社	18
損害保険会社	4
年金	31
公的年金等	14
企業年金連合会	1
企業年金基金	12
海外年金等	4
その他（議決権行使助言会社他）	7
計	229

（参考）主な年金の国内株式運用額

［単位：兆円］

主な公的年金小計	46.9
GPIF	35.2
地方公務員共済組合連合会	5.7
全国市町村共済組合連合会	2.4
公立学校共済組合	0.9
警察共済組合	0.6
東京都職員共済組合	0.1
国家公務員共済組合連合会	1.2
日本私立学校振興・共済事業団	0.8
企業年金連合会	1.7
企業年金小計	8.0
厚生年金基金［総数110］	2.1
確定給付企業年金［基金型705、規約型12,873］	5.9

スチュワードシップ・コード受入れ済

スチュワードシップ・コード受入れは12基金

スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金

あいおいニッセイ同和企業年金基金	三井住友海上企業年金基金
エーザイ企業年金基金	三井住友銀行企業年金基金
NTT企業年金基金	三井住友信託銀行企業年金基金
セコム企業年金基金	三菱UFJ銀行企業年金基金
パナソニック企業年金基金	三菱UFJ信託銀行企業年金基金
みずほ企業年金基金	りそな企業年金基金

（出所）公的年金の運用額：格付投資情報センター「年金情報」（2017年3月末時点）
企業年金連合会及び企業年金の運用額：厚生労働省・企業年金連合会「スチュワードシップ検討会の論点整理」（2016年3月末時点）

新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）（抜粋）

第３章　生産性革命

２．企業の収益性向上・投資促進による生産性革命

（２）コーポレート・ガバナンス改革

－「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018 年６月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組みを促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。

・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果断な経営判断（その際、例えば、事業ポートフォリオの見直しに関する方針や実効的な見直しプロセスの確立及びその説明を促進）

・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用

・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、ＣＥＯの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言

・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解

・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の発揮及び母体企業による支援

資料６－５－４

コーポレートガバナンス・コードの改訂と
投資家と企業の対話ガイドラインの策定について

スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議

平成 30 年３月 26 日

１．はじめに

コーポレートガバナンス改革は、2014年のスチュワードシップ・コード策定（2017年改訂）、2015年のコーポレートガバナンス・コード策定などの各般の施策により、一定の進捗が見られている。一方、現状を見ると、多くの企業において、なお経営陣による果断な経営判断が行われていないのではないかなど様々な課題が指摘されている。また、投資家についても、企業との対話の内容が依然として形式的なものにとどまっており、企業に「気づき」をもたらす例は限られているとの指摘がある。

こうした指摘を踏まえ、フォローアップ会議においては、平成29年10月以降、コーポレートガバナンス改革の進捗状況の検証を行ってきたが、今般、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コーポレートガバナンス・コードの改訂を提言することとした（具体的な改訂案（以下、「コード改訂案」という。）は、別紙１のとおり）。また、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」を促すため、コードの改訂にあわせ、機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項を取りまとめた「投資家と企業の対話ガイドライン」（以下、「対話ガイドライン」という。）の策定を提言する（具体案は、別紙２のとおり）。

２．コードの改訂と対話ガイドラインの策定に当たっての考え方

今回提言するコード改訂案と対話ガイドライン案についての基本的な考え方は、以下のとおりである。

１．経営環境の変化に対応した経営判断

コーポレートガバナンス改革は、経営陣による果断な経営判断を促すことを通じ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すことをねらいとしている。しかしながら、企業価値の向上に向けてガバナンス改革に取り組む企業も見られる一方、なお多くの企業において経営環境の変化に応じた果断な経営判断が行われていないとの指摘がなされていることについては重く受け止める必要がある。例えば、日本企業においては、事業ポートフォリオの見直しが必ずしも十分に行われていないとの指摘があるが、その背景として、経営陣の資本コストに対する意識が未だ不十分であることが指摘されている。

こうした指摘を踏まえ、事業ポートフォリオの見直しなどの果断な経営判断が重要であることや、そうした経営判断を行っていくために、自社の資本コストを的確に把握すべきことを明確化する必要があると考えられる。

２．投資戦略・財務管理の方針

企業が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現していくためには、戦略的・計画的に設備投資・研究開発投資・人材投資等を行っていくことも重要である。また、その際には、投資戦略と整合的で、資本コストを意識した適切な財務管理を行っていくことも重要である。

３．ＣＥＯの選解任・取締役会の機能発揮等

【ＣＥＯの選解任】

経営陣において、特に中心的な役割を果たすのはＣＥＯであり、その選解任は、企業にとって最も重要な戦略的意思決定である*。

他方、多くの企業においては、こうしたＣＥＯの育成・選任に向けた取組みが不十分であることが指摘されており、客観性・適時性・透明性ある手続を確立していくことが必要と考えられる。例えば、ＣＥＯの選解任の基準は未だ整備が進んでおらず、後継者計画についても、取締役会による十分な監督が行われている企業は少数にとどまっている状況にある。更に、近年、指名委員会を設置する企業は増加しつつあるものの、ＣＥＯの選解任プロセスの独立性・客観性を強化する上では、指名委員会の設置・活用を更に進めていくことが重要となる。

【取締役会の機能発揮等】

取締役会は、ＣＥＯをはじめとする経営陣を支える重要な役割・責務を担っており、取締役会全体として適切な知識・経験・能力を備えることが求められる。

また、我が国の上場企業役員に占める女性の割合は現状 3.7%にとどまっているが、取締役会がその機能を十分に発揮していく上では、ジェンダー、更には国際性の面を含む多様性を十分に確保していくことが重要である。

４．政策保有株式

近年、政策保有株式は減少傾向にあるものの、事業法人による保有の減少は緩やかであり、政策保有株式が議決権に占める比率は依然として高い水準にある。

政策保有株式については、企業間で戦略的提携を進めていく上で意義がある

---

* ＣＥＯの選解任については、これまでもフォローアップ会議において議論を行ってきており、「会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方」と題する意見書（平成 28 年２月公表）を取りまとめている。

との指摘もある一方、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかとの指摘や、企業のバランスシートにおいて活用されていないリスク性資産であり、資本管理上非効率ではないかとの指摘もなされている。

こうした状況を踏まえれば、政策保有株式について、投資家と企業の間で、これまで以上に深度ある対話が行われることが重要であり、企業には、個別の政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクを具体的に精査した上で、保有の適否を検証し、分かりやすく開示・説明を行うことが求められる。また、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針をしっかりと開示することも重要である。

政策保有株式をめぐっては、保有させている側に対する規律付けの重要性も指摘されたところであり、所要のコード改訂等を提言している。

５．アセットオーナー

コーポレートガバナンス改革を深化させ、インベストメント・チェーンの機能発揮を促していくためには、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行っているアセットオーナーの役割が極めて重要である。

アセットオーナーのうち、公的年金においては、昨年５月のスチュワードシップ・コード改訂を受け、運用機関に対して実効的なスチュワードシップ活動を求めるなどの動きが見られているが、企業年金については、必ずしも十分に取組みが進んでいない状況にある。企業年金におけるスチュワードシップ活動への関心は総じて低く、実際にこうした活動を行っている企業年金も少ないとの指摘があり、スチュワードシップ・コードを受け入れている企業年金は９基金にとどまっている。また、企業年金においては、スチュワードシップ活動を含めた運用に携わる人材が質的・量的に不足しているのではないかとの指摘もなされている。

こうした課題については、一義的には企業年金自体において対処されるべきものであるが、母体企業においても、企業年金の運用が従業員の資産形成や自らの財政状態に影響を与えることを十分認識し、企業年金がアセットオーナーとして期待される機能を実効的に発揮できるよう、自ら主体的に人事面や運営面における取組みを行うことが求められる。我が国の企業年金は１万を超え、形態や規模も様々であるが、こうした取組みが進められることにより、企業年金における運用の専門性が高まるとともに、スチュワードシップ・コードの受入れが広がり、実効的なスチュワードシップ活動が進められていくことを期待したい。

３．おわりに

フォローアップ会議としては、今回提言した案に沿って、速やかに東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードの改訂が行われ、金融庁において対話ガイドラインが策定されることを期待するものである。

＜以　上＞

資料６－５－５

改訂前からの変更点

コーポレートガバナンス・コード

～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～

2018 年 6 月 1 日

株式会社東京証券取引所

コーポレートガバナンス・コードについて

本コードにおいて、「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みを意味する。

本コードは、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたものであり、これらが適切に実践されることは、それぞれの会社において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のための自律的な対応が図られることを通じて、会社、投資家、ひいては経済全体の発展にも寄与することとなるものと考えられる。

基本原則

【株主の権利・平等性の確保】

１．　上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

　また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

　少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【株主以外のステークホルダーとの適切な協働】

２．　上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

　取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

【適切な情報開示と透明性の確保】

３．　上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

　その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

【取締役会等の責務】

４．　上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

【株主との対話】

５．　上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

第１章　株主の権利・平等性の確保

【基本原則１】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

考え方

上場会社には、株主を含む多様なステークホルダーが存在しており、こうしたステークホルダーとの適切な協働を欠いては、その持続的な成長を実現することは困難である。その際、資本提供者は重要な要であり、株主はコーポレートガバナンスの規律における主要な起点でもある。上場会社には、株主が有する様々な権利が実質的に確保されるよう、その円滑な行使に配慮することにより、株主との適切な協働を確保し、持続的な成長に向けた取組みに邁進することが求められる。

また、上場会社は、自らの株主を、その有する株式の内容及び数に応じて平等に取り扱う会社法上の義務を負っているところ、この点を実質的にも確保していることについて広く株主から信認を得ることは、資本提供者からの支持の基盤を強化することにも資するものである。

【原則１－１．株主の権利の確保】
上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

補充原則

１－１①　取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認めるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応の要否について検討を行うべきである。

１－１②　上場会社は、総会決議事項の一部を取締役会に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

１－１③　上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

【原則１－２．株主総会における権利行使】
上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

補充原則

１－２①　上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

１－２②　上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、TDnet や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

１－２③　上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

１－２④　上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

１－２⑤　信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

【原則１－３．資本政策の基本的な方針】

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

【原則１－４．~~いわゆる~~政策保有株式】

上場会社が~~いわゆる~~政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で~~主要な、個別の~~政策保有株式について~~そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有のねらい・合理性について具体的な説明を行うべきである。~~、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示~~す~~し、その基準に沿った対応を行うべきである。

補充原則

１－４①　上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

１－４②　上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

【原則１－５．いわゆる買収防衛策】

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

補充原則

１－５①　上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

【原則１－６．株主の利益を害する可能性のある資本政策】

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、ＭＢＯ等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性･合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

【原則１－７．関連当事者間の取引】

上場会社がその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

第２章　株主以外のステークホルダーとの適切な協働

【基本原則２】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

考え方

上場会社には、株主以外にも重要なステークホルダーが数多く存在する。これらのステークホルダーには、従業員をはじめとする社内の関係者や、顧客・取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体が含まれる。上場会社は、自らの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するためには、これらのステークホルダーとの適切な協働が不可欠であることを十分に認識すべきである。また、近時のグローバルな社会・環境問題等に対する関心の高まりを踏まえれば、いわゆるＥＳＧ（環境、社会、統治）問題への積極的・能動的な対応をこれらに含めることも考えられる。

上場会社が、こうした認識を踏まえて適切な対応を行うことは、社会・経済全体に利益を及ぼすとともに、その結果として、会社自身にも更に利益がもたらされる、という好循環の実現に資するものである。

【原則２－１．中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定】
上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

【原則２－２．会社の行動準則の策定・実践】
上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

補充原則

２－２①　取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

【原則２－３．社会・環境問題をはじめとするサステナビリティーを巡る課題】
上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティー（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

補充原則

２－３①　取締役会は、サステナビリティー（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

【原則２－４．女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】
上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

【原則２－５．内部通報】

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

補充原則

２－５①　上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

【原則２－６．企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

第３章　適切な情報開示と透明性の確保

【基本原則３】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

考え方

上場会社には、様々な情報を開示することが求められている。これらの情報が法令に基づき適時適切に開示されることは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠の要請であり、取締役会・監査役・監査役会・外部会計監査人は、この点に関し財務情報に係る内部統制体制の適切な整備をはじめとする重要な責務を負っている。

また、上場会社は、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

更に、我が国の上場会社による情報開示は、計表等については、様式・作成要領などが詳細に定められており比較可能性に優れている一方で、会社の財政状態、経営戦略、リスク、ガバナンスや社会・環境問題に関する事項（いわゆるＥＳＧ要素）などについて定性的な説明等~~の~~を行う いわゆる非財務情報を巡っては、ひな型的な記述や具体性を欠く記述となっており付加価値に乏しい場合が少なくない、との指摘もある。取締役会は、こうした情報を含め、開示・提供される情報が可能な限り利用者にとって有益な記載となるよう積極的に関与を行う必要がある。

法令に基づく開示であれそれ以外の場合であれ、適切な情報の開示・提供は、上場会社の外側にいて情報の非対称性の下におかれている株主等のステークホルダーと認識を共有し、その理解を得るための有力な手段となり得るものであり、「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」を踏まえた建設的な対話にも資するものである。

【原則３－１．情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、（本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、）以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

（ⅰ）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

（ⅱ）本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

（ⅲ）取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

（ⅳ）取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

（ⅴ）取締役会が上記（ⅳ）を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

補充原則

３－１①　上記の情報の開示（法令に基づく開示を含む）に当たってもも、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

３－１②　上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

【原則３－２．外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

補充原則

３－２①　監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ）　外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定

（ⅱ）　外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

３－２②　取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

（ⅰ）　高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保

（ⅱ）　外部会計監査人からＣＥＯ・ＣＦＯ等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保

（ⅲ）　外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保

（ⅳ）　外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

第４章　取締役会等の責務

【基本原則４】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

(1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと

(2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと

(3) 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

考え方

上場会社は、通常、会社法（平成 26 年改正後）が規定する機関設計のうち主要な３種類（監査役会設置会社、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社）のいずれかを選択することとされている。前者（監査役会設置会社）は、取締役会と監査役・監査役会に統治機能を担わせる我が国独自の制度である。その制度では、監査役は、取締役・経営陣等の職務執行の監査を行うこととされており、法律に基づく調査権限が付与されている。また、独立性と高度な情報収集能力の双方を確保すべく、監査役（株主総会で選任）の半数以上は社外監査役とし、かつ常勤の監査役を置くこととされている。後者の２つは、取締役会に委員会を設置して一定の役割を担わせることにより監督機能の強化を目指すものであるという点において、諸外国にも類例が見られる制度である。上記の３種類の機関設計のいずれを採用する場合でも、重要なことは、創意工夫を施すことによりそれぞれの機関の機能を実質的かつ十分に発揮させることである。

また、本コードを策定する大きな目的の一つは、上場会社による透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促すことにあるが、上場会社の意思決定のうちには、外部環境の変化その他の事情により、結果として会社に損害を生じさせることとなるものが無いとは言い切れない。その場合、経営陣・取締役が損害賠償責任を負うか否かの判断に際しては、一般的に、その意思決定の時点における意思決定過程の合理性が重要な考慮要素の一つとなるものと考えられるが、本コードには、ここでいう意思決定過程の合理性を担保することに寄与すると考えられる内容が含まれており、本コードは、上場会社の透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を促す効果を持つこととなるものと期待している。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

補充原則

４－１①　取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

４－１②　取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

４－１③　取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（ＣＥＯ）等の後継者~~の~~計画（プランニング）~~についての~~策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

【原則４－２．取締役会の役割・責務(2)】

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

補充原則

４－２①　取締役会は、経営陣の報酬~~は、~~が持続的な成長に向けた健全なインセンティブ~~の一つ~~として機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

【原則４－３．取締役会の役割・責務(3)】

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

補充原則

４－３①　取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い、適切に実行すべきである。

４－３②　取締役会は、ＣＥＯの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたＣＥＯを選任すべきである。

４－３③　取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、ＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

４－３~~②~~④　コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

【原則４－４．監査役及び監査役会の役割・責務】

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切でなく、能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

補充原則

４－４①　監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

【原則４－５．取締役・監査役等の受託者責任】
上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

【原則４－６．経営の監督と執行】
上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

【原則４－７．独立社外取締役の役割・責務】
上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

（ⅰ）経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
（ⅱ）経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
（ⅲ）会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
（ⅳ）経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

【原則４－８．独立社外取締役の有効な活用】

独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも２名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、~~自主的な判断により、~~少なくとも３分の１以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社は、上記にかかわらず、~~そのための取組み方針を開示~~十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。

補充原則

４－８①　独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的に開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

４－８②　独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

【原則４－10．任意の仕組みの活用】

上場会社は、会社法が定める会社の機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

補充原則

４－10①　上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、~~例えば、~~取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置すること~~など~~により、指

名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

【原則４－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する適切十分な知見を有している者が１名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

補充原則

４－11① 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

４－11② 社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

４－11③ 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

【原則４－12. 取締役会における審議の活性化】

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

補充原則

４－12① 取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

（ｉ） 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること

（ⅱ） 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること

（ⅲ） 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと

（ⅳ） 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること

（ⅴ） 審議時間を十分に確保すること

【原則４－13. 情報入手と支援体制】

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

補充原則

４－13① 社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果断な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

４－13② 取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

４－13③ 上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

【原則４－14. 取締役・監査役のトレーニング】

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。

このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認すべきである。

補充原則

４－14①　社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

４－14②　上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

第５章　株主との対話

【基本原則５】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

考え方

「『責任ある機関投資家』の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》」の策定を受け、機関投資家には、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を行うことが求められている。

上場会社にとっても、株主と平素から対話を行い、具体的な経営戦略や経営計画などに対する理解を得るとともに懸念があれば適切に対応を講じることは、経営の正統性の基盤を強化し、持続的な成長に向けた取組みに邁進する上で極めて有益である。また、一般に、上場会社の経営陣・取締役は、従業員・取引先・金融機関とは日常的に接触し、その意見に触れる機会には恵まれているが、これらはいずれも賃金債権、貸付債権等の債権者であり、株主と接する機会は限られている。経営陣幹部・取締役が、株主との対話を通じてその声に耳を傾けることは、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収し、持続的な成長に向けた健全な企業家精神を喚起する機会を得る、ということも意味する。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

補充原則

５－１①　株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

５－１②　株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

（ⅰ）　株主との対話全般について、下記（ⅱ）～（ⅴ）に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

（ⅱ）　対話を補助する社内のＩＲ担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

（ⅲ）　個別面談以外の対話の手段（例えば、投資家説明会やＩＲ活動）の充実に関する取組み

（ⅳ）　対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

（ⅴ）　対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

５－１③　上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業にできる限り協力することが望ましい。

【原則５－２．経営戦略や経営計画の策定・公表】

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。

資料６－５－６

投資家と企業の対話ガイドライン

金融庁

平成 30 年６月１日

投資家と企業の対話ガイドラインについて

本ガイドラインは、コーポレートガバナンスを巡る現在の課題を踏まえ、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードが求める持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた機関投資家と企業の対話において、重点的に議論することが期待される事項を取りまとめたものである。機関投資家と企業との間で、これらの事項について建設的な対話が行われることを通じ、企業が、自社の経営理念に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、ひいては経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される。

本ガイドラインは、両コードの附属文書として位置付けられるものである。このため、本ガイドラインは、その内容自体について、「コンプライ・オア・エクスプレイン」を求めるものではないが、両コードの実効的な「コンプライ・オア・エクスプレイン」[1]を促すことを意図している。企業がコーポレートガバナンス・コードの各原則を実施する場合（各原則が求める開示を行う場合を含む）や、実施しない理由の説明を行う場合には、本ガイドラインの趣旨を踏まえることが期待される。

なお、コーポレートガバナンスを巡る課題やこうした課題に対処する際の優先順位は、企業の置かれた状況により差異があることから、対話に当たっては、形式的な対応を行うことは適切でなく、個々の企業ごとの事情[2]を踏まえた実効的な対話を行うことが重要である。

１．経営環境の変化に対応した経営判断

１－１．　持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための具体的な経営戦略・経営計画等が策定・公表されているか。また、こうした経営戦略・経営計画等が、経営理念と整合的なものとなっているか。

１－２．　経営陣が、自社の事業のリスクなどを適切に反映した資本コストを的確に把握しているか。その上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、収益力・資本効率等に関する目標を設定し、資本コストを意識した経営が行われているか。また、こうした目標を設定した理由が分かりやすく説明されているか。中長期的に資本コストに見合うリターンを上げているか。

１－３．　経営戦略・経営計画等の下、事業を取り巻く経営環境や事業等のリスクを的確に把握し、新規事業への投資や既存事業からの撤退・売却を含む事業ポートフォリオの組替えなど、果断な経営判断が行われているか。その際、事業ポートフォリオの見直しについて、その方針が明確に定められ、見直しのプロセスが実効的なものとして機能しているか。

---

[1] 機関投資家と企業の建設的な対話を充実させていく観点からは、各原則を実施する場合も、併せて自らの具体的な取組みについて積極的に説明を行うことが有益であると考えられる。

[2] 企業においてはグループ経営を行っている場合も多く、本ガイドラインは、そうした企業も想定して策定されている。こうした企業の事情を踏まえるに当たっては、グループとしての視点を織り込むことが想定される。

２．投資戦略・財務管理の方針

２－１．　保有する資源を有効活用し、中長期的に資本コストに見合うリターンを上げる観点から、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた設備投資・研究開発投資・人材投資等が、戦略的・計画的に行われているか。

２－２．　経営戦略や投資戦略を踏まえ、資本コストを意識した資本の構成や手元資金の活用を含めた財務管理の方針が適切に策定・運用されているか。

３．ＣＥＯの選解任・取締役会の機能発揮等

【ＣＥＯの選解任・育成等】

３－１．　持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営環境の変化に対応した果断な経営判断を行うことができるＣＥＯを選任するため、ＣＥＯに求められる資質について、確立された考え方があるか。

３－２．　客観性・適時性・透明性ある手続により、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたＣＥＯが選任されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した指名委員会が活用されているか。

３－３．　ＣＥＯの後継者計画が適切に策定・運用され、後継者候補の育成（必要に応じ、社外の人材を選定することも含む）が、十分な時間と資源をかけて計画的に行われているか。

３－４．　会社の業績等の適切な評価を踏まえ、ＣＥＯがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、ＣＥＯを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続が確立されているか。

【経営陣の報酬決定】

３－５．　経営陣の報酬制度を、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう設計し、適切に具体的な報酬額を決定するための客観性・透明性ある手続が確立されているか。こうした手続を実効的なものとするために、独立した報酬委員会が活用されているか。また、報酬制度や具体的な報酬額の適切性が、分かりやすく説明されているか。

【取締役会の機能発揮】

３－６．　取締役会が、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、適切な知識・経験・能力を全体として備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性を十分に確保した形で構成されているか。その際、取締役として女性が選任されているか。

３－７．　取締役会が求められる役割・責務を果たしているかなど、取締役会の実効性評価が適切に行われ、評価を通じて認識された課題を含め、その結果が分かりやすく開示・説明されているか。

【独立社外取締役の選任・機能発揮】

３－８．　独立社外取締役として、適切な資質を有する者が、十分な人数選任されているか。また、独立社外取締役は、資本効率などの財務に関する知識や関係法令等の理解など、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に実効的に寄与していくために必要な知見を備えているか。

独立社外取締役の再任・退任等について、自社が抱える課題やその変化などを踏まえ、適切な対応がなされているか。

３－９．　独立社外取締役は、自らの役割・責務を認識し、経営陣に対し、経営課題に対応した適切な助言・監督を行っているか。

【監査役[3]の選任・機能発揮】

３－10.　監査役に、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する人材が選任されているか。

３－11.　監査役は、業務監査を適切に行うとともに、適正な会計監査の確保に向けた実効的な対応を行っているか。監査役に対する十分な支援体制が整えられ、監査役と内部監査部門との適切な連携が確保されているか。

[3] 本節の趣旨は、監査委員・監査等委員についても当てはまるものである。

４．政策保有株式

【政策保有株式の適否の検証等】

４－１．　政策保有株式[4]について、それぞれの銘柄の保有目的や、保有銘柄の異動を含む保有状況が、分かりやすく説明されているか。

個別銘柄の保有の適否について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、取締役会において検証を行った上、適切な意思決定が行われているか。そうした検証の内容について分かりやすく開示・説明されているか。

政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な基準が策定され、分かりやすく開示されているか。また、策定した基準に基づいて、適切に議決権行使が行われているか。

４－２．　政策保有に関する方針の開示において、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方を明確化し、そうした方針・考え方に沿って適切な対応がなされているか。

【政策保有株主との関係】

４－３．　自社の株式を政策保有株式として保有している企業（政策保有株主）から当該株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げていないか。

４－４．　政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行っていないか。

５．アセットオーナー

５－１．　自社の企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、母体企業として、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置（外部の専門家の採用も含む）などの人事面や運営面における取組みを行っているか[5]。また、そうした取組みの内容が分かりやすく開示・説明されているか。

[4] 企業が直接保有していないが、企業の実質的な政策保有株式となっている株式を含む。

[5] 対話に当たっては、こうした取組みにより母体企業と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されているかについても、留意が必要である。

資料６－５－７

コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定①

- 中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレートガバナンス改革をより実効的なものとすることが必要。
- このため、コーポレートガバナンス・コードを改訂するとともに、投資家と企業の対話のためのガイドラインを策定（昨年12月８日閣議決定の「新しい経済政策パッケージ」）。

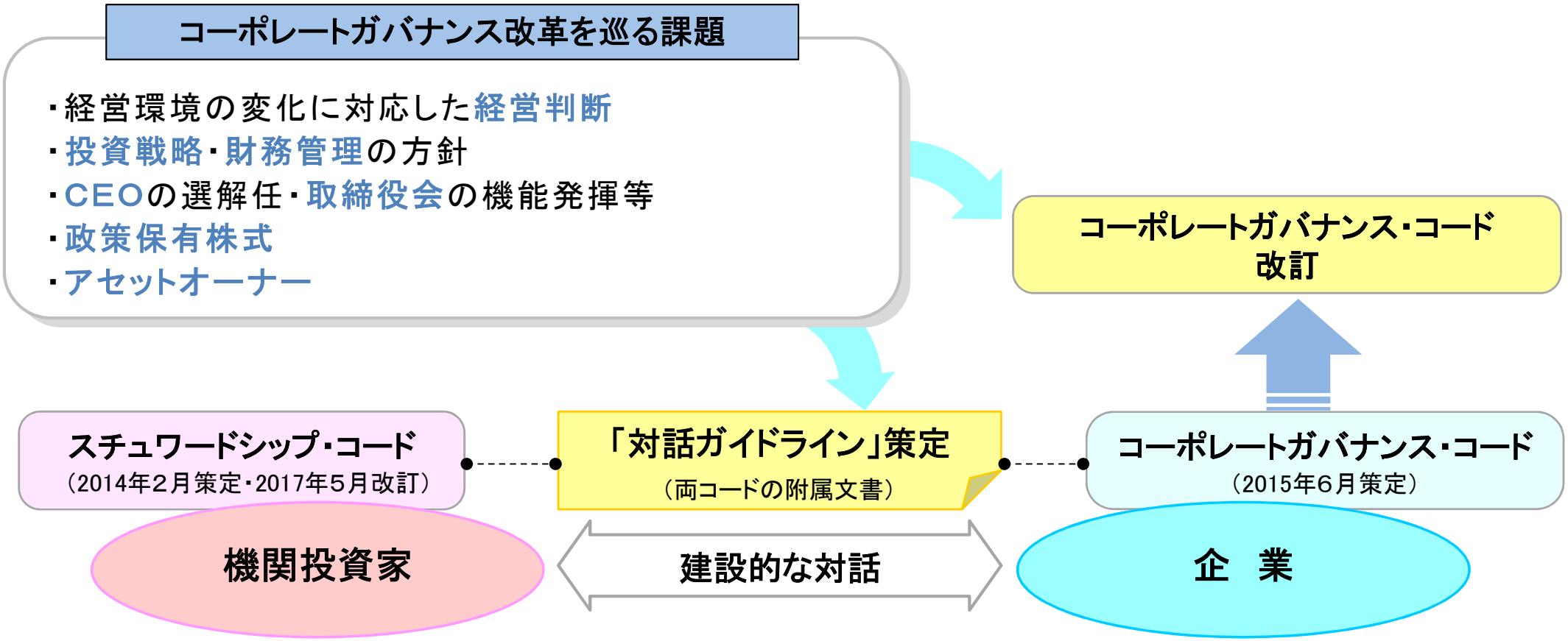

資料６－５－７

コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定②

コーポレートガバナンス改革を巡る課題	コーポレートガバナンス・コード改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」策定のポイント（※）
1．経営環境の変化に対応した経営判断	• 事業ポートフォリオの見直しなどの果断な経営判断とそれに基づく方針の明確化 • 自社の資本コストの的確な把握
2．投資戦略・財務管理の方針	• 戦略的・計画的な設備投資・研究開発投資・人材投資等の実施 • 手元資金の活用を含めた適切な財務管理の方針の策定・運用
3．（1）CEOの選解任	• 客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任プロセスの確立（独立した指名委員会の活用等）
3．（2）取締役会の機能発揮等	• 取締役会がその役割を適切に果たすための十分な知識・経験・能力とジェンダー・国際性などの多様性の確保
4．政策保有株式	• 政策保有株式の保有目的や保有に伴う便益・リスクの検証と政策保有に関する方針の明確化
5．アセットオーナー	• 自社の企業年金に運用に関する資質を備えた人材を計画的に登用・配置するなどの母体企業としての取組み

（※）これらの主なポイントについてコーポレートガバナンス・コードを改訂。
また、これらに関する機関投資家と企業との間の対話の実効性を高めるため「対話ガイドライン」を策定。

資料６－６－１

二重債務問題への対応方針

Ⅰ．中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- 「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
  ⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- 「中小企業再生ファンド」の新設
  ⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- 金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- 中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- 津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- 「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- 「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- 小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- 農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- 医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- 「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- 共同利用施設等の復旧について国が支援
- 中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

Ⅱ．個人住宅ローン向け対応

旧債務

① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
② 災害公営住宅の供給

Ⅲ．金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- 「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- 個人向け私的整理ガイドラインの策定

資料６－６－２

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年7月 15 日策定）の概要

１．ガイドラインの位置づけ

平成 23 年 6 月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」（事務局：全銀協）において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

２．ガイドラインの内容（概要）

（１）対象となる債務者

○ 震災の影響により、既往債務（旧債務）を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者（住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者）。

○ このような債務者が、法的倒産手続による不利益（注1）を回避しつつ、債権者との間の私的な合意（私的整理）により、債務免除等を受けることができるようにする。

（注1） 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。この他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

（２）対象となる債権者

○ 主として金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等）。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

（３）弁済計画案の内容及び債務免除額

○ 弁済計画案の内容（要件）は、債務者の状況（事業者・非事業者の別、将来収入の有無等）に応じて、複数の類型を用意。

○ 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画（原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。）、③資産の換価・処分の方針等。

事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画（例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等）の提出を求める（注2）。

（注2） 経営者に対する経営責任は求めない。

○ 金融機関（債権者）にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等（注3）（注4）。

（注3） 破産手続等より免除額が多く（=債権者にとって不利に）なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

（注4） 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止（自由財産）とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

（4）手続の流れ（別紙1参照）

①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者（対象債権者）に対して、債務整理を申出（※）。必要書類（財産の状況等）を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止（6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで）

②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。

③第三者機関に登録する専門家（弁護士等）が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成（＝第三者機関によるチェック）。

④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。

⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。

⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立（※）。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

（注5）①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

（5）（連帯）保証人に対する配慮

○ 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。

○ 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3．その他

○ 第三者機関については、全銀協が一般社団法人（「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」）を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

資料６－６－３　　（別紙１）

【ガイドライン/手続の流れ（概要）】

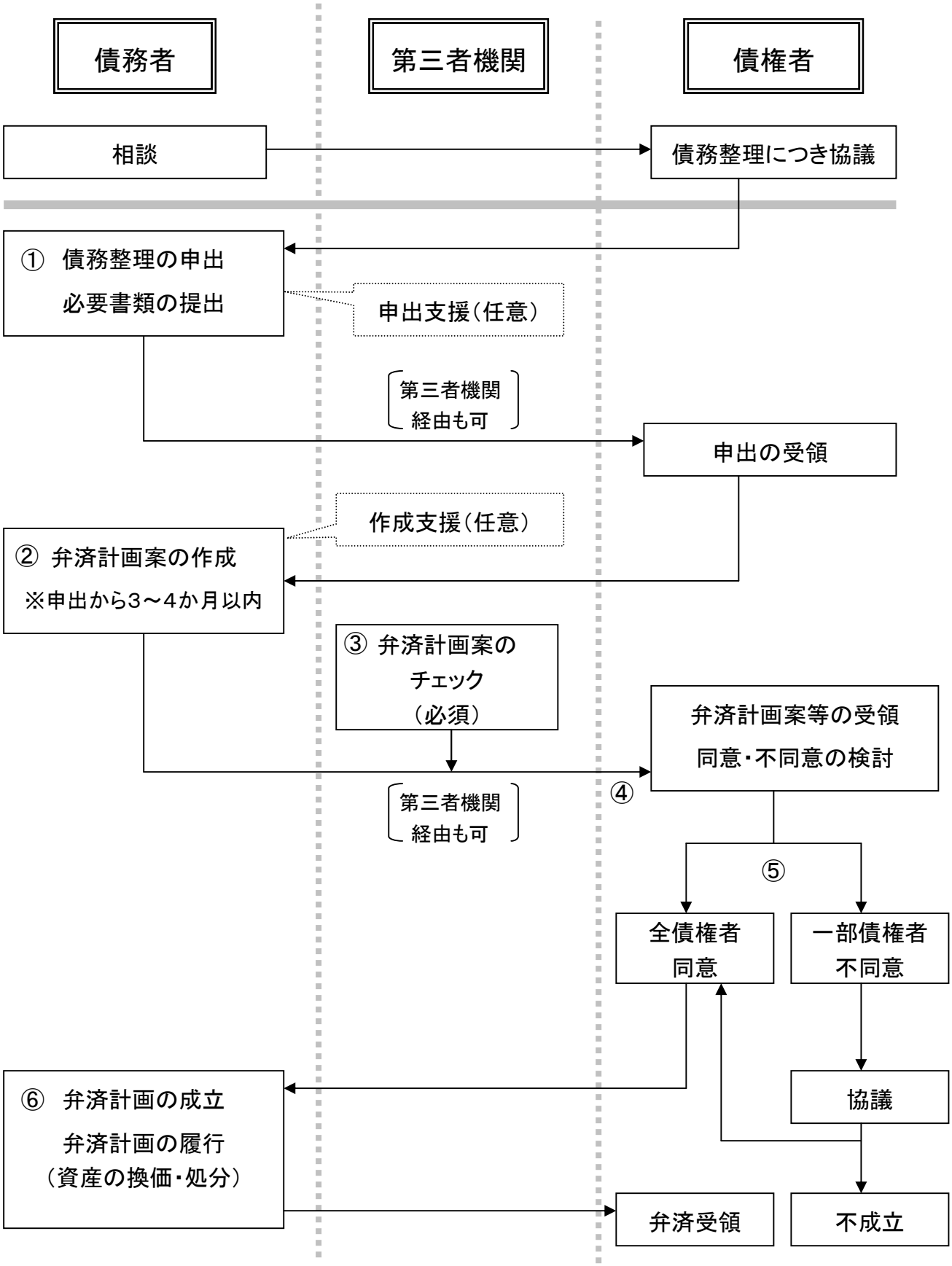

録する（別紙2参照）。

○ 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。

○ ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

資料６－６－４

（別紙２）

個人版私的整理ガイドライン運営委員会について

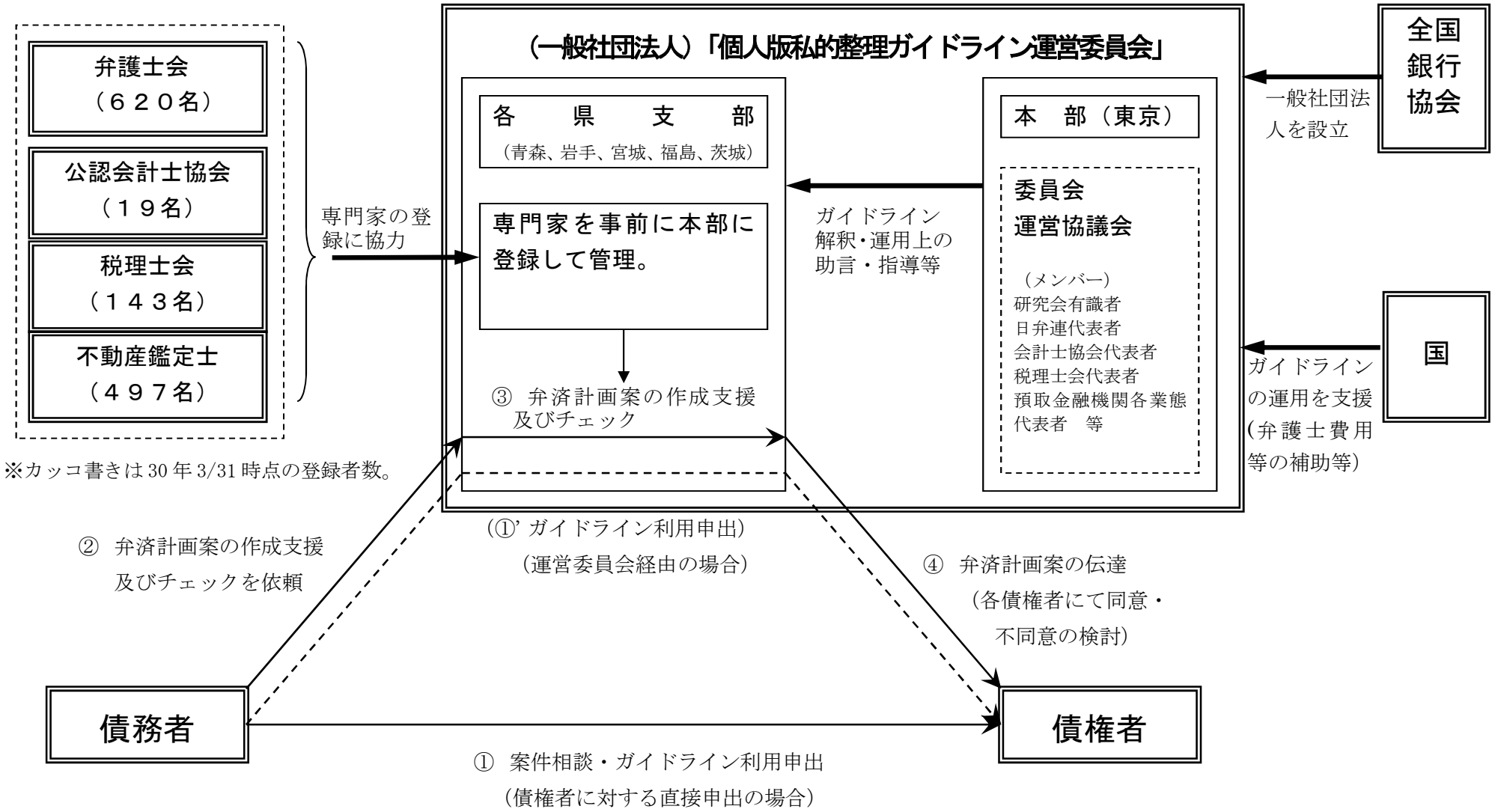

資料６－６－５

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

平成 23 年 7 月

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会

個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会名簿（平成23年7月）

（敬称略、五十音順）

	荒井　貞夫	全国銀行個人信用情報センター 所長
	安藤　栄二	全国労働金庫協会 執行役員経営企画部長
	石高　雅美	日本税理士会連合会 常務理事・業務対策部長
	市村　清	日本公認会計士協会 常務理事
	伊藤　眞	早稲田大学大学院法務研究科客員教授
	浦田　晴之	オリックス 取締役兼代表執行役副社長・グループCFO
	大井　直	信託協会 一般委員長・みずほ信託銀行 常務取締役
	大久保　壽一	千葉銀行 取締役常務執行役員
	岡田　理樹	日本弁護士連合会 事務次長
	小山田　隆	全国銀行協会 企画委員長・三菱東京UFJ銀行 常務取締役
	久貝　卓	商工組合中央金庫 執行役員
	久能　敏光	福島銀行 取締役企画本部長
	河村　正人	住宅金融支援機構 理事長代理
	越野　寿夫	オリエントコーポレーション 執行役法務部長
	小林　信明	小林総合法律事務所 代表弁護士
	斎藤　浩	杜の都信用金庫 常勤理事
座長：	高木 新二郎	弁護士・法学博士
	竹谷　和芳	日本信用情報機構 常務取締役
	丹野　清一	石巻商工信用組合 常務理事
	常峰　仁	日本貸金業協会 自主ルール委員会委員長
	寺田　範雄	全国商工会連合会 専務理事
	永井　徹	日本自動車リース協会連合会 事務局長
	服部　和良	全国信用保証協会連合会 専務理事
	板東　一彦	日本政策金融公庫 専務取締役
	藤原　敬三	中小企業再生支援全国本部 統括プロジェクトマネージャー
	古谷　周三	農林中央金庫 専務理事
	松嶋　英機	西村あさひ法律事務所 代表パートナー
	宮城　勉	日本商工会議所 常務理事
	森田　光俊	シー・アイ・シー 専務取締役
	山田　晃久	全国サービサー協会 副理事長
〈オブザーバー〉		
	貝塚　正彰	財務省 大臣官房政策金融課長
	小林　康彦	法務省 民事局参事官
	定塚　由美子	厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長
	中村　武	日本銀行 金融機構局総務課長
	能登　清和	厚生労働省 労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室長
	長谷川　靖	金融庁 監督局総務課長
	藤木　俊光	経済産業省 中小企業庁事業環境部金融課長
	古市　文孝	最高裁判所 事務総局民事局付
	松本　貴久	国土交通省 住宅局総務課民間事業支援調整室長
	村井　正親	農林水産省 経営局金融調整課長
〈事務局〉		
事務局長：	髙木　伸	全国銀行協会 理事
	石沢　宏純	三菱東京UFJ銀行 リテール融資部上席調査役

個人債務者の私的整理に関するガイドライン

はじめに

東日本大震災（2011 年3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害その他これに関連する災害をいう。以下同じ。）の影響によって、住宅ローンを借りている個人や事業性資金を借りている個人事業主等が、今後、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題（いわゆる二重債務問題）が考えられる。

この二重債務問題は、震災からの着実な復興のために適切な対応がなされなければならない極めて重要な課題であり、本年６月、政府の「二重債務問題への対応方針」が取り纏められた。これを受け、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、私的整理に関する関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行う場合の指針となるガイドラインを取り纏めることを目標として、本年７月「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関団体の関係者等、学識経験者らの議論を踏まえ、個人である債務者の私的整理に関する金融機関関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

このガイドラインは、東日本大震災の影響によって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

⑴ このガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関団体、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊

重され遵守されることが期待されている。

(2) 「対象債権者」(弁済計画が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者をいう。以下同じ。)は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

(3) 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

(4) このガイドラインによる債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

3. 対象となり得る債務者

次のすべての要件を備える個人である債務者は、このガイドラインによる債務整理を申し出ることができる。

(1) 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが東日本大震災の影響を受けたことによって、住宅ローン、事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

(2) 弁済について誠実であり、その財産状況(負債の状況を含む。)を対象債権者に対して適正に開示していること。

(3) 東日本大震災が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

(4) このガイドラインによる債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

(5) 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

(6) 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

(7) 破産法第 252 条第1項(第 10 号を除く。)に規定される免責不許可事由がないこと。

4. 第三者機関

(1) このガイドラインによる債務整理を的確かつ円滑に実施するために、第三者機関を設置する。

(2) 本項(1)の第三者機関の名称は、「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」とする。

(3) 第三者機関の役割及び業務は、次に掲げるとおりとする。

① 弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家の登録の受理及び取消し並びにその適性の審査
② 登録された弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、その他の専門家に対する助言及び指導
③ 第5項(1)に定める申出及び同項(2)に定める必要書類の提出の支援
④ 第7項(1)に定める弁済計画案の作成の支援（債権者の意向確認を含む。）
⑤ 第8項(1)に定める報告書の作成
⑥ 第9項(1)に定める弁済計画案の説明等の支援（債権者間の調整を含む。）
⑦ このガイドラインの解釈又は運用に関するQ&A等の作成及び改訂等
⑧ その他、このガイドラインによる債務整理の的確または円滑な実施のために必要な業務

5. 債務整理の開始

(1) 第3項の要件を備える債務者は、全ての対象債権者に対して、このガイドラインによる債務整理を書面により同日に申し出る。

(2) 債務者は、本項(1)の申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、債務者は、本項(1)の申出及び必要書類の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

(3) 本項(1)の申出があった時点から、本項(4)により対象債権者のいずれかから書面による異議が述べられることを解除条件として、第6項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

(4) 本項(1)の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、このガイドラインによる債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、債務者及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、弁済計画案に同意することを義務付けられるものではない。
① 債務者が第3項の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合
② 債務者が第6項(1)①又は②に違反したことが判明した場合
③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。）

(5) 対象債権者の範囲は、主として金融機関等の債権者（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、信用保証

協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社、貸金業者、リース会社並びにクレジット会社等）とするが、このガイドラインに定める場合その他相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

6．一時停止

⑴　一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項⑴の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 債務者は、通常の生活又は事業過程によるものの他、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日（以下「一時停止の開始日」という。）における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社は、本項の規定を遵守するものとする。

⑵　一時停止の期間は、一時停止の開始日（対象債権者が追加された場合は、最も早い一時停止の開始日）から6か月を経過した日又は弁済計画が成立した日若しくは不成立により本ガイドラインによる債務整理が終了した日のいずれか早い日までとする。ただし、必要があるときは、債務者は、全ての対象債権者の同意により、一時停止の期間を変更することができる。

⑶　一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

7．弁済計画案の内容

⑴　債務者は、第5項⑴の申出から3か月以内（ただし、本項⑵②に定める弁済

計画案とする場合には4か月以内）に、弁済計画案を作成の上、全ての対象債権者に提出する。ただし、債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、弁済計画案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、弁済計画案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。なお、債務者は、弁済計画案の作成にあたり、必要に応じ、対象債権者の支援又は個人版私的整理ガイドライン運営委員会に申出を行い、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、金融実務専門家等の支援を受けることができる。

(2) 弁済計画案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

a 債務の弁済ができなくなった理由（東日本大震災による影響の内容を含む。）

b 財産の状況（財産の評定は、債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

c 債務弁済計画（原則5年以内）

d 資産の換価・処分の方針

e 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する弁済計画に基づく弁済の総額は、債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項(2)①ロに該当しない債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該債務者が第5項(1)による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、

全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額20万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項⑵①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 弁済計画案は、本項⑵①イに定める各事項に加え、債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

ａ 事業見通し（売上・原価・経費）

ｂ 収支計画

ｃ 東日本大震災発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、弁済計画成立日の属する年の翌年から概ね５年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みよりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

⑶ 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを内容とする。

① 弁済計画案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第９項⑶により成立した弁済計画に従った弁済期間中に、第３項に定める要件（ただし、同項⑷及び⑸を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除及び期限の猶予の合意が錯誤により無効となり、債務免除の効果が遡及的に消滅することに予め同意すること。

⑷ 弁済計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

⑸ 債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、震災による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

8. 弁済計画案の確認報告

⑴ 債務者は、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が作成した報告書（以下「報告書」という。）を、弁済計画案の提出と同日に全ての対象債権者に提出する。なお、個人版私的整理ガイドライン運営委員会が報告書を作成するにあたっては、個人版私的整理ガイドライン運営委員会に登録される弁護士、公認会計士、税理士（以下「弁護士等」という。）がその作成作業を行う（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、作成者に弁護士を含めることとする。）。また、債務者は、弁済計画案及び報告書の提出を、個人版私的整理ガイドライン運営委員会を経由して行うことができる。

⑵ 前項⑵①ハに定める弁済計画案とする場合を除き、本項（1）の報告書には、次の①から⑤に掲げる事項を含めることとする。ただし、⑤については、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合に限る。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項⑸に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

⑤ 破産手続との比較

⑶ 前項⑵①ハに定める弁済計画案とする場合には、本項⑴の報告書には、次

の①から④に掲げる事項を含めることとする。

① 債務者について第3項に定める要件の該当性

② 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容がこのガイドラインに適合していることを含む。

③ 弁済計画案の合理性

弁済額の合理性（前項⑸に定める保証債務がある場合には、保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性を含む。）、対象債権者の範囲の相当性、免除割合の合理性を含む。

④ 弁済計画案の実行可能性

9. 弁済計画の成立

⑴ 債務者は、弁済計画案及び報告書の提出後、全ての対象債権者に対して、弁済計画案及び報告書の説明、質疑応答並びに意見交換（以下「弁済計画案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、弁済計画案の説明等は、書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、債務者は、必要に応じて、報告書を作成した弁護士等（ただし、債務の減免を要請する内容を含む弁済計画案である場合には、弁護士を含めることとする。）に弁済計画案の説明等の支援を求めることができる。

⑵ 対象債権者は、本項⑴に基づき弁済計画案の説明等がなされた日から1か月以内に弁済計画案に対する同意・不同意の意見を表明するものとする。ただし、必要があるときは、債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。

⑶ 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を書面により確認した時点で弁済計画は成立し、債務者は弁済計画を実行する義務を負担し、対象債権者の権利は、成立した弁済計画の定めに従って変更され、対象債権者は、猶予・減免など弁済計画の定めに従った処理をする。

⑷ 弁済計画案に対して、本項⑵に定める期限までに対象債権者の全ての同意が得られず、かつ弁済計画案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意が得られないときは、このガイドラインによる債務整理は不成立により終了する。

10. その他

⑴ 債務者が弁済計画を履行できないときは、債務者及び全ての対象債権者は、弁済計画の変更（第7項⑵①ハに定める内容への変更を含む。）等について協

議を行い、適切な措置を講じるものとする。

(2) このガイドラインによる債務整理を行った債務者について、対象債権者は、当該債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

(3) このガイドラインによる債務整理を円滑に実施するため、利用者に対する周知や第三者機関の整備等の所要の態勢整備に早急に取り組むこととし、このガイドラインは、平成 23 年8月 22 日から適用を開始することとする。なお、金融機関等の債権者及び第三者機関は、同日に先立ち、各々の準備が整い次第、債務者からの相談に応じることとする。

（以上）

資料６－６－６　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 23 年 10 月 26 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、本年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

本日、当委員会では運営協議会を開催し、現在住居費負担のない仮設住宅等に入居している個人債務者の復興を支援すべくガイドラインの運用を見直しましたので、ご案内申しあげます。

記

○ 運用の見直し

仮設住宅に入居、あるいは家賃補助を受給しているなど、現段階で住居費負担が発生していない場合であっても、近い将来に住居費負担が発生することを考慮してガイドラインの要件に合致するか否かを判断することといたしました。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

資料６－６－７　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 24 年 1 月 25 日

各　位

一般社団法人 個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用の見直しについて

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年 8 月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 1 月 23 日に運営協議会を開催し、仙台地裁における自由財産拡張の認定例の公表を踏まえ、下記の通りガイドラインの運用を見直しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

○自由財産たる現預金の範囲を、法定の 99 万円を含めて合計 500 万円を目安として拡張します。なお、拡張する自由財産の運用にあたっては、例外的な事情がない限り 500 万円を上限とし、また被災状況、生活状況などの個別事情によっては減額もあり得ます。

○現預金以外の法定の自由財産（および義捐金等特別法による現預金等の自由財産）は、法律の定めに従い、本件とは別の自由財産として取扱います。

○地震保険中に家財（差押禁止財産）部分がある場合には、状況によって柔軟に対応します。

○既に返済したローンの弁済金は、今回の拡張により自由財産になるとしても返還できません。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、藤田、谷川　03-3212-0531

資料６－６－８　　（ガイドライン運営委員会記者レク資料）

平成 24 年 12 月 19 日

各　位

一般社団法人
個人版私的整理ガイドライン運営委員会

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用における決定事項
～震災後に購入した不動産の取扱いについて～

一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会（理事長：高木新二郎）では、昨年８月の「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）の適用開始以降、相談・申出の受付や登録専門家の紹介などを行い、個人債務者の生活や事業の再建を支援してきたところです。

当委員会では 12月18日に運営協議会を開催し、下記の通りガイドラインの運用について決定しましたのでご案内申し上げます。

今後とも東日本大震災により被災された方々の生活再建、ならびに被災地の活性化に貢献できるようガイドラインの運営に努めて参る所存です。

記

申出人（被災者）が、震災後に、ガイドラインの運用上の自由財産の範囲内として取扱われる財産により不動産を買った場合に、取得した不動産を、ガイドライン運用上の自由財産として取扱う。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】
個人版私的整理ガイドライン運営委員会　山本、津崎、谷川　03-3212-0531

資料６－７－１

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
（平成27年12月25日策定、平成28年４月１日適用開始）

■ ガイドラインの概要

○　本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年４月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。

○　本ガイドラインにより債権者（金融機関等）との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益（信用情報への登録など）を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

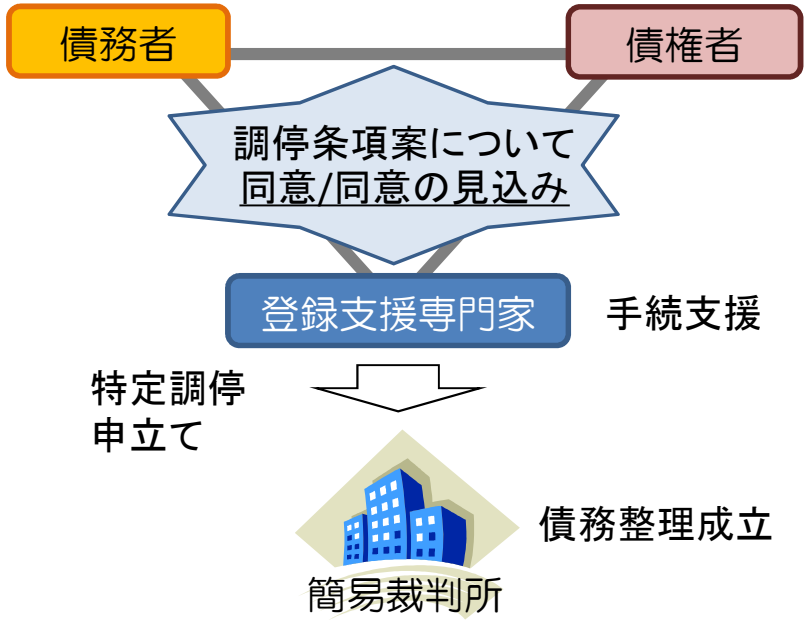

■ ガイドラインによる債務整理のメリット

○　被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部（運用上の目安 500万円）を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。

○　破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。

○　国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

資料６－７－２

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

平成 27 年 12 月

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会名簿（平成27年12月）

＜委員＞　　（敬称略、五十音順）

	石毛　和夫	ほくと総合法律事務所　パートナー　弁護士
	伊藤　眞	日本大学大学院法務研究科　客員教授
	井上　浩一	日本公認会計士協会　常務理事
	今井　英夫	城北信用金庫　審査部長
	上西 左大信	日本税理士会連合会　常務理事・調査研究部長
	大内　力	茨城県信用組合融資管理部　理事部長
	奥芝　努	北洋銀行経営企画部　副部長
	加藤　正敏	日本商工会議所　中小企業振興部長
	金丸　哲也	農林中央金庫　総合企画部長
	小足　一寿	信託協会　業務委員長・三井住友信託銀行　執行役員業務部長
	古賀　秀敏	住宅金融支援機構　債権管理部長
	小林　信明	長島・大野・常松法律事務所　パートナー　弁護士
	園尾　隆司	西村あさひ法律事務所　オブカウンセル　弁護士
	高梨　晴雄	日本政策金融公庫　国民生活事業本部　管理企画部長
	高三　和之	クレディセゾン　クレジット事業部長兼債権管理部長
	竹下　慶之	日本信用情報機構　経営企画部長
	田中　成幸	千葉銀行　業務集中部長
	谷　英樹	日本弁護士連合会　事務次長
	田村　義弘	商工組合中央金庫　審査第三部部長
	鴇澤　省一	日本不動産鑑定士協会連合会　常務理事・調査研究委員長
座　長：	富永　浩明	富永浩明法律事務所　弁護士
	平子　勝介	全国銀行協会　委員会室長・みずほフィナンシャルグループ　全銀協会長行室長
	本多　英一	全国商工会連合会　企業支援部長
	前島　浩	全国農業信用基金協会協議会　常務理事
	前田　晃宏	全国信用保証協会連合会　事務局長
	増田　豊	全国銀行個人信用情報センター　所長
	松尾 幸太郎	みなと協和法律事務所　弁護士
	松信　元	シー・アイ・シー　執行役員経営企画部長
	三上　幸孝	日本自動車リース協会連合会　副事務局長
	村山 由香里	アンダーソン・毛利・友常法律事務所　パートナー　弁護士
	八木　直人	日本貸金業協会　会員業務部長
	山田　周一	リース事業協会法制委員会　委員長
	米田　豊	山田債権回収管理総合事務所　取締役営業副本部長
	渡部　勝	全国労働金庫協会　経営企画部長

＜オブザーバー＞

	石坂　弘秋	厚生労働省労働基準局勤労者生活課　労働金庫業務室長
	伊野　彰洋	金融庁監督局　総務課長
	今井　祐子	最高裁判所事務総局　民事局付
	大津　俊哉	財務省大臣官房　政策金融課長
	菊川　人吾	経済産業省中小企業庁事業環境部　金融課長
	齋藤　克仁	日本銀行金融機構局　総務課長
	千葉　信義	国土交通省住宅局総務課　民間事業支援調整室長
	筒井　健夫	法務省民事局　民事法制管理官
	山口　靖	農林水産省経営局　金融調整課長

＜事務局＞

	小岱　朗	みずほ銀行ローン業務開発部業務管理室　室長
事務局長：	辻　松雄	全国銀行協会　事務局長兼企画部長

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

はじめに

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降も、地震や暴風、豪雨等による様々な自然災害が発生している。将来的にも、このような自然災害の影響によって、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローン等を借りている個人事業主が、これらの既往債務の負担を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題が起きることが考えられる。

かかる債務者への適切な対応は、自然災害からの着実な復興のために極めて重要な課題であり、東日本大震災に関して策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に係る対応を通じて得られた経験等も踏まえ、新たな債務整理の枠組みが望まれている。

このような状況の中、金融機関等が、個人である債務者に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、特定調停手続を活用した債務整理により債務免除を行うことによって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援するため、債務整理を行う場合の指針となるガイドラインを取りまとめることを目標として、本年９月「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。

この「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、本研究会における金融機関等団体の関係者等や、学識経験者らの議論を踏まえ、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、策定・公表するものである。

１．目的

本ガイドラインは、本研究会の設置（本年９月２日）後に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた自然災害（以下、特段の断りがない限り、「災害」という。）の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者であって、破産手続等の法的倒産手続の要件に該当することになった債務者について、このような法的倒産手続によらずに、債権者（主として金融債務に係る債権者）と債務者の合意に基づき、債務の全部又は一部を減免すること等を内容とする債務整理を公正かつ迅速に行うための準則を定めることにより、債務者の債務整理を円滑に進め、もって、債務者の自助努力による生活や事業の再建を支援し、ひいては被災地の復興・再活性化に資することを目的とする。

２．債務整理の準則

⑴ 本ガイドラインは、前項の債務整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、金融機関等団体、日本弁護士連合会、商工団体等の関係者等が中立公平な学識経験者などとともに協議を重ねて策定したものであって、法的拘束力はないものの、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されている。

⑵「対象債権者」（特定調停手続により本ガイドラインに基づく債務整理が成立したとすれば、それにより権利を変更されることが予定されている債権者として第３項⑵に定める者をいう。以下同じ。）は、この準則による債務整理に誠実に協力する。

⑶ 対象債権者と債務者は、債務整理の過程において、共有した情報について相互に守秘義務を負う。

⑷ 本ガイドラインに基づく債務整理は、公正衡平を旨とし、透明性を尊重する。

３．対象となり得る債務者及び債権者

⑴ 次のすべての要件を備える個人である債務者は、本ガイドラインに基づく債務整理を申し出ることができる。

① 住居、勤務先等の生活基盤や事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが災害の影響を受けたことによって、住宅ローン、住宅のリフォームローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

② 弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。

③ 災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りでない。

④ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った場合に、破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。

⑤ 債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。

⑥ 反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。

⑦ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 252 条第１項（第 10 号を除く。）に規定する免責不許可事由がないこと。

⑵ 対象債権者の範囲は、金融機関等（銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農

業協同組合、漁業協同組合、政府系金融機関、貸金業者、リース会社、クレジット会社及び債権回収会社並びに信用保証協会、農業信用基金協会等及びその他の保証会社（以下「保証会社等」という。））とする。ただし、本ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むこととする。

⑶ 対象債権者は、対象債務者に対して保証付き貸付を行っている場合、代位弁済受領前においては、保証会社等に対する適宜の情報提供その他本ガイドラインに基づく債務整理の円滑な実施のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 登録支援専門家の登録

⑴ 本ガイドラインに基づく債務整理を的確かつ円滑に実施するために、次に掲げる各団体は、債務者及び債権者のいずれにも利害関係を有しない中立かつ公正な立場で本ガイドラインに基づく手続を支援する者として、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家（以下「専門家」という。）の登録を行うこととする。

① 日本弁護士連合会及び弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 31 条に規定する弁護士会

② 日本公認会計士協会及び各地域会

③ 日本税理士会連合会及び各税理士会

④ 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会及び各不動産鑑定士協会

⑵ 本項⑴の登録を受けた専門家（以下「登録支援専門家」という。）は、以下の業務を行う。ただし、第８項⑴の調停条項案（調停条項案と関連して作成される資料も含む。以下同じ。）が債務の減免を要請する内容を含む場合における以下の④から⑥までの業務は、弁護士法第８条の登録を有する登録支援専門家である場合に限り行うことができるものとする。

① 第６項⑴の債務整理の申出の支援

② 第６項⑵の債務整理の申出に必要な書類の作成及び提出の支援

③ 第８項⑴の調停条項案の作成の支援

④ 第８項⑴の調停条項案の作成に係る利害関係者間の総合調整の支援

⑤ 第８項⑴の調停条項案の対象債権者への提出及び同項⑺の調停条項案の対象債権者への説明等の支援

⑥ 第９項⑴の申立てに係る必要書類の作成及び特定調停の申立て後当該特定調停手続の終了までの手続実施の支援

⑶ 本項⑴に規定する各団体は、登録支援専門家に係る登録申請を受理した場合、業務の経験年数その他の基準に照らしてこれを審査した上で登録を行うこと

とし、登録を行った者について以下に掲げる事項を記載した支援専門家登録簿を作成し、公衆の縦覧に供するものとする。

① 氏名（法人所属であっても個人名により登録する。）

② 事務所又は営業所の名称及び所在地並びに連絡先

⑷ 本項⑴に規定する各団体は、本項⑶に規定する支援専門家登録簿を作成したときは、それぞれ、日本弁護士連合会、日本公認会計士協会、日本税理士会連合会又は公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会を通じて、一般社団法人自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関（以下「運営機関」という。）に送付する。また、支援専門家登録簿の内容に変更があったときも同様とする。

5. 登録支援専門家の委嘱

⑴ 第6項⑴に基づく債務整理の申出を行おうとする債務者（以下「対象債務者」という。）は、対象債権者のうち、当該対象債務者に対して有する債権（本ガイドラインに基づく債務整理の対象にしようとするものに限る。）の元金総額が最大の者（以下「主たる債権者」という。）に対して、本ガイドラインに基づく手続に着手することを申し出ることとし、当該主たる債権者は、当該手続着手の申出を受け付けてから10営業日以内に、本ガイドラインに基づく手続に着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うこととする。この場合、主たる債権者は、当該対象債務者が第3項⑴に規定する要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならず、不同意を表明する場合にはその理由を当該書面に明記しなければならない。

⑵ 本項⑴の同意書面を受領した対象債務者は、前項⑴に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該書面を添付して、登録支援専門家を委嘱することを依頼する。当該各団体は、登録支援専門家の中から、対象債務者及び対象債権者のいずれにも利害関係を有しない適当な者を運営機関に推薦し、運営機関は、当該推薦を踏まえて速やかに登録支援専門家の委嘱を行う。

⑶ 本項⑵により委嘱を受けた登録支援専門家は、委嘱を受けた日から3営業日以内に、委嘱の事実を証する書面を添付して、委嘱を受けた旨を対象債務者に通知する。

⑷ 対象債務者及び対象債権者は、登録支援専門家による前項⑵に規定する業務の遂行について、正当な理由なく業務が遅滞する場合その他業務遂行に当たり不適切な事由が認められる場合に限り、前項⑴に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家以外の登録支援専門家の再委嘱を求めることができる。この場合の手続は、本項⑵及び⑶に準ずるものとする。

⑸ 対象債務者又は対象債権者は、本項⑵により委嘱された登録支援専門家（本

項⑷により再委嘱された登録支援専門家を含む。以下同じ。）と協議の上、前項⑴に規定する各団体を通じて、運営機関に対し、当該登録支援専門家に加えて、異なる専門家を登録支援専門家として委嘱するよう求めることができる。この場合の手続は、本項⑵及び⑶に準ずるものとする。

６．債務整理の開始等

⑴ 第５項⑴の同意書面を受領した対象債務者は、全ての対象債権者に対して、本ガイドラインに基づく債務整理を書面により同一の日に申し出る。なお、当該書面には、第５項⑶により取得した登録支援専門家の委嘱の事実を証する書面を添付することとする。

⑵ 対象債務者は、本項⑴の本ガイドラインに基づく債務整理の申出と同時に又は申出後直ちに、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表その他申出に必要な書類（以下「必要書類」という。）を提出する。なお、対象債務者は、本項⑴の申出及び必要書類の提出を、登録支援専門家を経由して行うことができ、この場合、登録支援専門家は、第５項⑶の通知後、速やかに当該申出及び必要書類の提出を行うこととする。

⑶ 本項⑴の申出があった時点から、第７項に定める一時停止の期間が開始するものとする。

⑷ 本項⑴の申出を受けた対象債権者は、次のいずれかに該当する場合に限り、事前に登録支援専門家と協議の上、本ガイドラインに基づく債務整理に異議を述べることができる。当該異議は、対象債務者、登録支援専門家及び当該対象債権者以外の全ての対象債権者に対して、異議の理由を明記した書面を同時に発送して行うものとする。なお、対象債権者が異議を述べなかった場合でも、当該対象債権者は、調停条項案に同意することを義務付けられるものではない。

① 対象債務者が第３項⑴の要件を満たさないことが明らかであると認められる場合

② 対象債務者が第７項⑴①又は②に違反したことが判明した場合

③ 必要書類に明らかな不備があるにもかかわらず相当な期間内に補正されない場合（ただし、申出の翌日から起算して 45 日を経過した場合にはこの限りでない。）

⑸ 本ガイドラインに基づく債務整理は、次に掲げる日のいずれか最も早い日に終了するものとする。

① 本項⑴の申出があった日から６か月を経過した日（対象債務者が、全ての対象債権者の同意を得て別途の日を定めた場合には、当該同意により定められた日（この場合、対象債務者は全ての対象債権者及び登録支援専門家に対し

て変更後の債務整理の終了日を書面により通知する。）。また、第９項⑴に規定する特定調停の申立てが行われた後は、当該特定調停手続が終了した日）

② 対象債務者が本ガイドラインに基づく債務整理を取り下げる旨の書面を全ての対象債権者に発送した日

③ 対象債権者による、本項⑷に規定する異議を述べた書面が対象債務者、登録支援専門家及び他の全ての対象債権者に到達した日

④ 対象債務者が第８項⑼に規定する債務整理の不成立についての書面を全ての対象債権者に発送した日

７．一時停止

⑴ 一時停止の期間中においては、全ての対象債権者と対象債務者は、次の行為などを差し控えることとする。なお、前項⑴の申出により一時停止が開始したことをもって、銀行取引約定書等において定める期限の利益喪失事由として扱わないものとする。

① 対象債務者は、通常の生活又は事業過程によるもののほか、全ての対象債権者が同意した場合を除き、その資産を処分してはならず、新債務を負担してはならない。ただし、対象債権者は、合理的な理由なく不同意とすることはできないものとする。

② 対象債務者は、一部の対象債権者に対する弁済（代物弁済を含む。以下同じ。）や相殺など債務消滅に関する行為の他、物的人的担保の供与などを行ってはならない。

③ 対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、他の対象債権者との関係における対象債務者に対する相対的地位を改善してはならず、弁済を受け、相殺権を行使するなどの債務消滅に関する行為をなし、追加の物的人的担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。ただし、保証会社等による保証付貸付けの場合、対象債権者が当該保証会社から代位弁済を受けることは妨げられないが、この場合、当該保証会社等は、本項の規定を遵守するものとする。

⑵ 一時停止の期間は、本ガイドラインに基づく債務整理が終了した日までとする。

⑶ 一時停止の期間中の追加融資は、全ての対象債権者の同意により定めた金額の範囲内で、その定めた方法により、必要に応じて行うものとし、追加融資による債権は対象債権者が有する債権に優先して随時弁済される。

8. 調停条項案の作成及び提出

⑴ 対象債務者は、第6項⑴の申出から3か月以内（ただし、本項（2）②に定める調停条項案とする場合には4か月以内）に、調停条項案を作成の上、登録支援専門家を経由して、全ての対象債権者に提出する。ただし、対象債務者は、必要があるときは、全ての対象債権者に対して、調停条項案の提出期限の延長が必要である理由を明記して通知を行うことにより、調停条項案の提出期限を、3か月を超えない範囲内で延長することができる。

⑵ 調停条項案は、以下の内容を含むものでなければならない。

① 対象債務者が非事業者（住宅ローン等の債務者）又は本項（2）②に該当しない個人事業主である場合

イ 調停条項案については、以下の事項を含む内容を記載することを原則とする。

ａ 債務の弁済ができなくなった理由（災害による影響の内容を含む。）

ｂ 財産の状況（財産の評定は、対象債務者の自己申告による財産について、原則として、財産を処分するものとして行う。）

ｃ 債務弁済計画（原則5年以内）

ｄ 資産の換価・処分の方針

ｅ 対象債権者に対して債務の減免、期限の猶予その他の権利変更を要請する場合はその内容

ロ 将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みがある対象債務者が、対象債権者に対して、分割払いの方法による期限の猶予とともに債務の減免を要請する場合には、対象債権者に対する調停条項に基づく弁済の総額は、対象債務者の収入、資産等を考慮した生活実態等を踏まえた弁済能力により定めるものとし、また、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できる内容としなければならない。

ハ 本項⑵①ロに該当しない対象債務者が対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、当該対象債務者が第6項⑴による申出の時点において保有する全ての資産（破産法第 34 条第3項その他の法令により破産財団に属しないとされる財産（いわゆる「自由財産」）及び同条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、自由財産とされる財産を除く。）を処分・換価して（処分・換価の代わりに、「公正な価額」に相当する額を弁済する場合を含む。）、当該処分・換価により得られた金銭をもって、担保権者その他の優先権を有する債権者に対する優先弁済の後に、全ての対象債権者に対して、それぞれの債権の額の割合に応じて弁済を行

い、その余の債務について免除を受ける内容とするものとする（ただし、債権額 20 万円以上（ただし、この金額は、その変更後に対象債権者となる全ての債権者の合意により変更することができる。）の全ての債権者を対象債権者とする場合に限る。）。なお、本項⑵①ロにかかわらず、将来において継続的に又は反復して収入を得る見込みのある対象債務者が同様の内容とすることは妨げられない。

② 対象債務者が事業から生ずる将来の収益による弁済により事業の再建・継続を図ろうとする個人事業主である場合

イ 調停条項案については、本項⑵①イに定める各事項に加え、対象債務者の自助努力が十分に反映され、かつ以下の内容を記載した事業計画を含めることを原則とする。

ａ 事業見通し（売上・原価・経費）

ｂ 収支計画

ｃ 災害発生以前においても、既に事業利益が赤字であったときは、赤字の原因とその解消の方策を記載するとともに、第９項⑴の申立てによる特定調停成立日の属する年の翌年から概ね５年以内を目途に黒字に転換することを内容とする。ただし、これを超える合理的な期間とすることを妨げない。

ロ 破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとって経済的な合理性が期待できることを内容とする。

⑶ 対象債権者に対して債務の減免を要請する場合には、対象債務者が対象債権者に対して次の①及び②に定める事項を約することを調停条項案の内容とする。

① 調停条項案作成日現在において、財産目録に記載の財産以外に、時価 20 万円以上の資産又は債権者一覧表にない負債を有していないことを誓約すること。

② 第９項⑴の申立てによる特定調停手続の中で確定した調停条項に従った弁済期間中に、第３項に定める要件（ただし、同項⑴④及び⑤を除く。）のいずれかを充足しないことが判明した場合又は本項⑶①の誓約に反する事実が判明した場合は、債務者の責めに帰することができない事由が認められる場合を除き、債務免除や期限の猶予の合意にかかわらず、債務額全額を直ちに支払うことに予め同意すること。

⑷ 調停条項案における権利関係の調整は、債権者間で平等でなければならない。ただし、債権者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。

⑸ 対象債務者の対象債権者に対する債務を主たる債務とする保証債務がある場

合、主たる債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主たる債務を弁済できないことを踏まえて、以下の事情等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証人（ただし、個人に限る。以下同じ。）に対する保証履行は求めないこととする。

① 保証契約を締結するに至った経緯、主たる債務者と保証人の関係、保証による利益・利得を得たか否か等を考慮した保証人の責任の度合い

② 保証人の収入、資産、災害による影響の有無等を考慮した保証人の生活実態

なお、保証人に対して保証履行を求めることが相当と認められる場合には、当該保証人についても、主たる債務者とともに調停条項案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定めるものとする。

⑹ 対象債務者は、登録支援専門家の支援を受けて、本項⑴の調停条項案の提出前に、対象債権者等との事前協議を行い、対象債権者から調停条項案への理解を得るよう努めることとする。

⑺ 対象債務者は本項⑴の調停条項案の提出後、全ての対象債権者に対して、調停条項案の説明、質疑応答及び意見交換（以下「調停条項案の説明等」という。）を同日中に行う。なお、調停条項案の説明等は書面の交付により行うことができ（ただし、対象債権者の同意がある場合に限る。）、債権者説明会を開催して行うことも妨げない。また、対象債務者は、必要に応じて、登録支援専門家に調停条項案の説明等の支援を求めることができる。

⑻ 対象債権者は、本項⑺の調停条項案の説明等がなされた日から1か月以内に（ただし、必要があるときは、対象債務者及び全ての対象債権者の合意により、この期間を変更することができる。）、対象債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案にかかる同意あるいは同意の見込みの旨又は不同意の旨を書面により回答することとし、登録支援専門家はその結果をとりまとめ、速やかに全対象債権者に通知することとする。

⑼ 調停条項案に対して、本項⑻に定める期間内に対象債権者の全ての同意又は同意の見込みが得られず、かつ調停条項案の変更など適宜の措置を協議しても合理的な期間内に同意又は同意の見込みが得られないときは、本ガイドラインに基づく債務整理は不成立となる。この場合、対象債務者は、登録支援専門家を経由して、全ての対象債権者に対して債務整理の不成立について書面で通知する。

9. 特定調停の申立て

⑴ 本ガイドラインに基づく債務整理に当たっては、特定調停手続を利用することと

し、全ての対象債権者から第８項⑻の同意あるいは同意の見込みを得た対象債務者は、簡易裁判所に対し、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）第３条第１項に基づき特定債務等の調整に係る調停の申立てを行うこととする。

⑵ 本項⑴の申立てによる特定調停手続が終了した場合、対象債務者は、裁判所から調停成立調書その他特定調停手続が終了したことを証する書面を入手するとともに、登録支援専門家に対して、当該特定調停手続が終了したことを証する書面の写しを付して速やかにその結果を通知することとする。

10．その他

⑴ 対象債権者、対象債務者及び登録支援専門家は、調停条項案の作成に当たっては、対象債務者による初期延滞のみをもって期限の利益を喪失させるものとはしないなど、本ガイドラインの趣旨を尊重したものとするよう努めることとする。

⑵ 本ガイドラインに基づく債務整理を行った対象債務者について、対象債権者は、当該対象債務者が債務整理を行った事実その他の債務整理に関連する情報（代位弁済に関する情報を含む。）を、信用情報登録機関に報告、登録しないこととする。

⑶ 本ガイドラインに基づく債務整理を円滑に実施するため、金融機関等の債権者及び各関係団体等は、所要の態勢整備や制度の周知に取り組むこととし、本ガイドラインは、平成 28 年４月１日から適用を開始することとする。

⑷ 本ガイドラインの運用に関わる事項であって、本ガイドライン及び別途定めるＱ＆Ａ に定めのない事項については、別途、東日本大震災に関連して策定・公表された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（平成 23 年 7 月）」の運用を参考とする。

⑸ 本ガイドラインの改訂は、本研究会が本年 12 月に設置した「自然災害債務整理ガイドライン運用等検討小委員会」の発案を受けて、本研究会が行う（ただし、本研究会が委任した一定の事項については同小委員会において行うこともできる。）。

（以上）

資料６－７－３

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の債務整理成立までの流れ

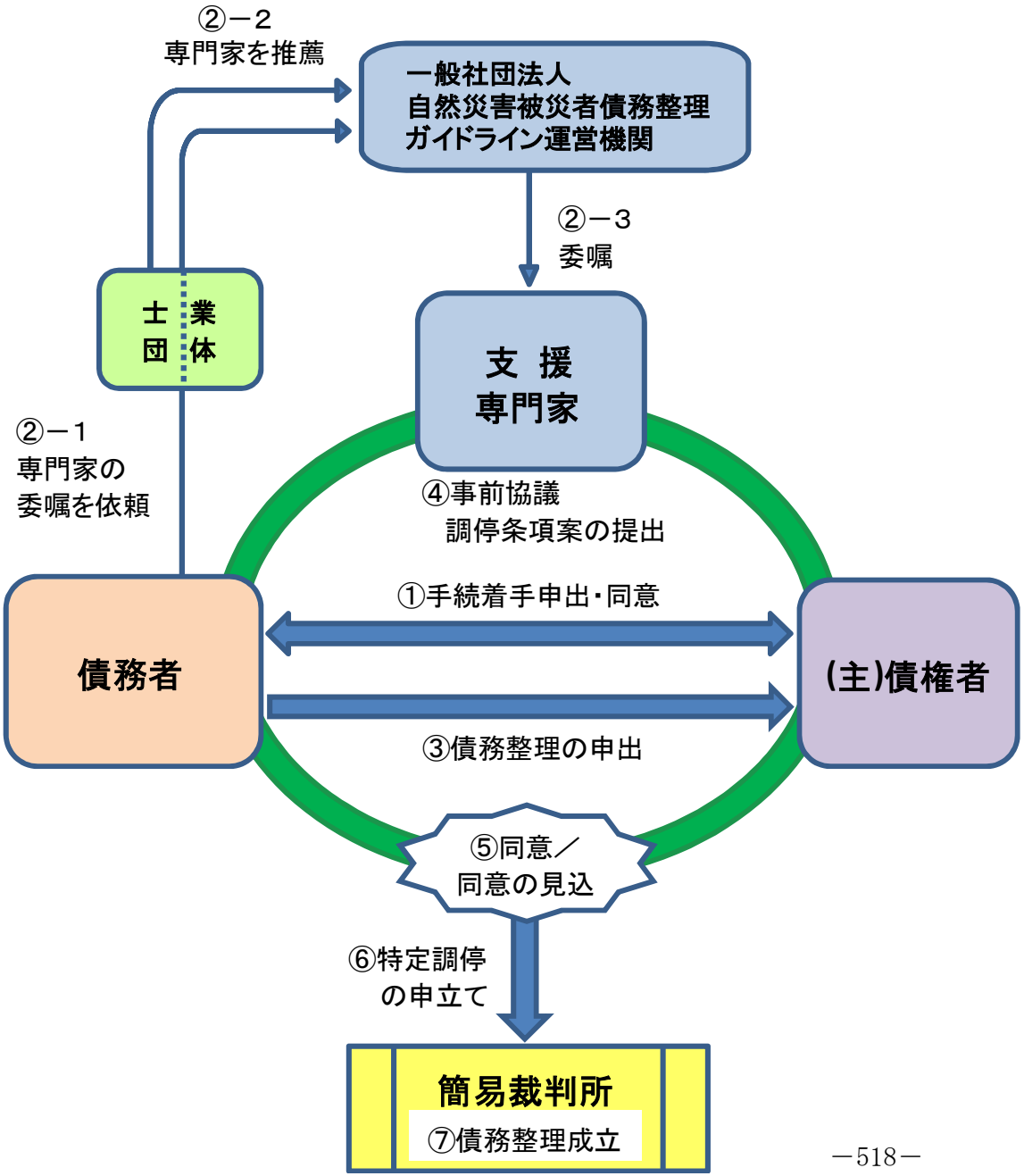

①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体（弁護士会等）を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意（同意の見込み）又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意（同意の見込み）を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

資料６－８－１

消費者基本計画（抄）

３　適正な取引の実現

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	③詐欺的な事案に対する対応	＜無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応＞ ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表 【金融庁】								(イ)無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ)禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ)金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分（件数）
		＜詐欺的商法による新たな消費者被害への対応＞ ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等 【金融庁】								
		（KPIの現状）※平成29年度 （イ）無登録業者等に関して寄せられた情報件数：27,824件（平成28年度：29,160件） （ロ）禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：２件（平成28年度：１件） （ハ）金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：２件（平成28年度：14件）								
	④投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】								投資型クラウドファンディング業者の登録件数
		（KPIの現状）※平成29年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：25社（平成28年度：19社）								

３　適正な取引の実現

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	⑤金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】	法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】							プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）
		（KPIの現状）※平成29年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：87件（平成28年度：513件）								
	⑥不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用		改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省、金融庁】	改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省、金融庁】				改正不動産特定共同事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施【国土交通省、金融庁】		改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況
		（KPIの現状）※平成29年度 「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）を平成29年６月に公布し、政省令等の整備に係る手続を経て同年12月１日に施行した。 実務手引書・モデル約款の作成等必要な措置を講じるとともに、改正不特法の事業者・都道府県担当者向け説明会を全国10箇所で開催するなど制度の活用促進を図っている。								

3　適正な取引の実現

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法（前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備）の適切な運用【金融庁】		サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害発生状況等を踏まえ、必要な対応を実施【金融庁】			法令・事務ガイドラインの運用状況及びサーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等への取組状況
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用、サーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等【金融庁】						

（KPIの現状）
「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、平成28年６月に公布され、平成29年４月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐取被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、平成28年８月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）。
事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施。
・コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要約10先に対して、重点的にモニタリングを実施。
・上記主要約10先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。
・返金状況については、平成29年上半期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約８億円のうち、約1.3億円の返金を実行していることを確認。
・さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、平成29年３月及び９月にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。
・電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。

3　適正な取引の実現

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧仮想通貨と法定通貨の交換業者についての対応	仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備【金融庁】		仮想通貨交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】			仮想通貨市場や仮想通貨交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施【金融庁】			仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備・運用状況
				必要に応じて関係省庁と連携しながら、仮想通貨に関するトラブルについて注意喚起【消費者庁、金融庁】						

（KPIの現状）
仮想通貨と法定通貨の交換業者に対し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年５月成立、同年６月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が平成29年４月に施行された。
制度等の周知にあたっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、仮想通貨を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。
法施行後、金融庁においては、仮想通貨交換業者の登録審査・モニタリングや仮想通貨市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、平成29年12月26日までに仮想通貨交換業者として16社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等をしつつ、無登録業者等に対する照会書や警告書の発出等を行った。

現在、仮想通貨価格の乱高下や仮想通貨の分岐など、仮想通貨市場で様々な動きが見られていることや、仮想通貨に関連する消費者トラブルが増加していることを踏まえ、金融庁において、登録後にあっても、仮想通貨交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等について、モニタリングを行っている。
こうした中、平成30年１月に発生した仮想通貨交換業者における仮想通貨の不正流出事案を踏まえ、同業者に対する立入検査及び行政処分を実施した。また、同業者を除く全てのみなし仮想通貨交換業者及び複数の仮想通貨交換業者に対し、順次立入検査を実施したうえで、問題が認められた業者に対し行政処分を実施した。

利用者保護の観点から、金融庁及び消費者庁において、以下のような取組を実施した。
・金融庁と消費者庁において、警察庁と連携して、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関して注意喚起を実施（平成29年９月29日）。
・金融庁において、仮想通貨を活用した新たな資金調達手段であるＩＣＯ（Initial Coin Offering）の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性等に関する注意喚起を実施（平成29年10月27日）。
・金融庁及び消費者庁においてウェブサイトを新設（平成29年９月29日）。
・全国各紙の新聞広告において、政府広報として仮想通貨に関する注意喚起を実施（平成30年３月17日）。
・国民生活センターにおいて改正資金決済法をカリキュラムに含む研修を実施（平成29年度：５回）。

３　適正な取引の実現

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>２７年度</th><th>２８年度</th><th>２９年度</th><th>３０年度</th><th>３１年度</th><th colspan="3">〔参考〕</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>３２年度</th><th>３３年度</th><th>３４年度</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">①特殊詐欺の取締り、被害防止の推進</td><td colspan="8">架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】
特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】
特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】
金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】</td><td>特殊詐欺の取締り状況</td></tr>
<tr><td colspan="9">（KPIの現状）※平成29年の取締り状況（暫定値）
・架空請求詐欺：検挙件数：1,039件、検挙人員　：589人（平成28年：検挙件数1,149件、検挙人員732件）
・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：186件、検挙人員：75人（平成28年：検挙件数411件、検挙人員166人）</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">④偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応</td><td colspan="8">金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】
金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】
※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。</td><td>「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等</td></tr>
<tr><td colspan="9">（KPIの現状）※平成29年３月末時点
・ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭが全体のＡＴＭに占める割合：96.0%（前年比1.4ポイント増）
・生体認証機能付ＩＣキャッシュカード対応ＡＴＭが全体のＡＴＭに占める割合：50.6%（前年比1.1ポイント増）
・ＩＣキャッシュカード導入済金融機関：88.5%（前年比0.4ポイント増）
・生体認証機能付ＩＣキャッシュカード導入済金融機関：20.9%（前年比0.5ポイント減）
・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.6%（前年比0.4ポイント増）
・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：96.8%（前年比0.5ポイント増）</td></tr>
</table>

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進 【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】								消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
				環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催　【消費者庁、関係省庁等】						
		（KPIの現状） 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査（平成29年２月～３月実施）。 消費者市民社会という言葉を「知っていた」と回答した者：33.2%								

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等）【文部科学省】					新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			（イ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 （ロ）大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 （ハ）担当省庁による支援の状況 （ニ）消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 （ホ）教材の配布・活用状況（目標：平成32年度に全ての都道府県の全高校等で授業を実施）
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】								
		・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供 【消費者庁、文部科学省】		若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ	消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進					
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】								
		成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進　【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】								
		高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成		作成した教材の効果的な活用（アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討） 教材を使用した授業の実施（試行）	試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進	進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施				
		消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】								
		小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成								

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	⑥学校における消費者教育の推進			大学学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターや日本学生支援機構での研修の機会の活用等を推進【消費者庁、文部科学省】						（ヘ）国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況 （ト）消費者教育コーディネーターの配置・学校との連携状況（目標：平成32年度に全ての都道府県で配置）
				・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等 ・学校における消費者教育の充実に資するための教員向け研修の実施の促進 ・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進 【消費者庁、文部科学省、金融庁】						
					地方消費者行政強化交付金の活用により地方公共団体の取組を支援【消費者庁】					
				大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】		大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】				
		(KPIの現状) (イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成28年度実績） 小学校：69人（平成27年度：141人）、中学校：71人（平成27年度：137人）、高等学校：55人（平成27年度：108人） (ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合：59.0%（平成27年度）（平成26年度：56.2%） (ハ) ※平成29年度（平成29年12月１日時点） ・関係団体と連携した大学での授業の実施：10大学（平成28年度：８大学）（金融庁） ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。（平成28年度：1,775件） (ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度：97.9%（平成28年度）（平成27年度：98.7%） (ホ) ※平成29年度 徳島県内の全ての高校等において「社会への扉」を活用した授業を実施（全56校、約6,900人を対象） (ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座２回実施（参加者：106人） (ト) ※平成29年４月１日時点 コーディネーター配置状況：16都道府県82市区町村等（平成28年４月１日時点：14都道府県97市区町村等）									

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（２）消費者教育の推進	⑦地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】			消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】					（イ）消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 （ロ）地域における消費者教育推進の実態把握 （ハ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 （ニ）コーディネーター育成状況（目標：平成32年度に全ての都道府県で配置） （ホ）消費生活サポーター数 （ヘ）教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果39.9%からの増加 （ト）担当省庁による支援の状況 （チ）パンフレットの配布・活用状況
		地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進 【消費者庁、文部科学省、金融庁】								
					地方消費者行政強化交付金の活用により地方公共団体の取組を支援【消費者庁】					
		教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施等）【文部科学省】								
		関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】								
		消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】	消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】							
			消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】		普及啓発の実施【消費者庁】					
				大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】		大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】				

4　消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>２７年度</th><th>２８年度</th><th>２９年度</th><th>３０年度</th><th>３１年度</th><th colspan="3">〔参考〕</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>３２年度</th><th>３３年度</th><th>３４年度</th><th></th></tr>
<tr><td>（２）消費者教育の推進</td><td>⑦地域における消費者教育の推進</td><td colspan="8">（KPIの現状）
（イ）※平成29年度
消費者教育推進計画策定数：47都道府県（平成28年度：44都道府県）
消費者教育推進地域協議会設置数：46都道府県（平成28年度：45都道府県）
（ロ）都道府県、政令市及び中核市における計画・協議会の内容等について調査を実施。集計後、消費者教育推進会議での検討を予定。
（ハ）全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数（平成28年度実績）
小学校：69人（平成27年度：141人）、中学校：71人（平成27年度：137人）、高等学校：55人（平成27年度：108人）
（ニ）※平成29年４月１日時点
コーディネーター配置状況：16都道府県82市区町村等（平成28年４月１日時点：14都道府県97市区町村等）
（ホ）※平成29年４月１日時点
消費生活サポーター配置状況：集計中（平成28年４月１日時点：30都道府県117市区町村等）
（ヘ）平成28年度版：31.6%
（ト）※平成29年度
・地域で開催される講座等への講師派遣：946回（平成28年度：744回）（金融庁）
・消費者セミナー：92回（平成28年度：77回）、独占禁止法教室：214回（平成28年度：196回）、
一日公正取引委員会：８回（平成28年度：８回）（公正取引委員会）
・各地の消費者教育講座への講師（職員）派遣：11回（平成27年度：15回）（消費者庁）
・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。（平成28年度：1,775件）（総務省）
（チ）消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（２）消費者教育の推進</td><td rowspan="2">⑪金融経済教育の推進</td><td colspan="8">・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施
・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用
・金融経済教育用教材の作成・配布
・学校や地域で開催される講座等への講師派遣
・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施
【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】</td><td>（イ）関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況
（ロ）学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況</td></tr>
<tr><td colspan="8">（KPIの現状）※平成29年度
（イ）
・シンポジウムの開催：５回（平成28年度：６回）
・関係団体と連携した大学での授業の実施：10大学（平成28年度：８大学）（金融庁）
（ロ）講座等への講師派遣：1,251回（平成28年度：1,048回）</td></tr>
</table>

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤金融ＡＤＲ制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ＡＤＲ制度の円滑な実施【金融庁】								指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】								
		（KPIの現状）※平成29年度上半期 苦情処理手続の処理件数：3,646件（平成28年度：8,283件） 紛争解決手続の処理件数：593件（平成28年度：1,267件）								
	⑧犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】								被害者への返金の状況
		（KPIの現状）※平成29年度末までの累計 被害者への返金額：146億円（平成28年度末までの累計：134億円）								

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕３２年度	〔参考〕３３年度	〔参考〕３４年度	ＫＰＩ
（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨多重債務問題改善プログラム（平成19年４月20日多重債務者対策本部決定）の実施	＜多重債務問題改善プログラムの実施＞ ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。								（イ）貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人数 （ロ）多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】								
		・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】								
		（KPIの現状）※平成29年12月末時点 （イ）貸金業者から５件以上無担保無保証借入の残高がある人数：8.5万人（平成28年度：９万人） （ロ）多重債務に関する消費生活相談の件数（平成30年3月31日時点）：24,452件（平成28年度：26,055件）								

５　消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

<table>
<tr><th></th><th>施策名</th><th>２７年度</th><th>２８年度</th><th>２９年度</th><th>３０年度</th><th>３１年度</th><th colspan="3">〔参考〕</th><th>ＫＰＩ</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th><th>３２年度</th><th>３３年度</th><th>３４年度</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="2">（１）被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進</td><td rowspan="2">⑬成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催</td><td colspan="5">成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進【法務省、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁】
アクションプログラムに基づき、若年者への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】
若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行う取組を推進【金融庁、経済産業省】
成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育をはじめとした環境整備の施策にいかす。【法務省、関係府省庁】</td><td colspan="3"></td><td>成年年齢引下げの国民への浸透の状況</td></tr>
<tr><td colspan="9">（KPIの現状）
今後、把握していくものであるため、現状では、記述が不可能である。</td></tr>
</table>

６　国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	２７年度	２８年度	２９年度	３０年度	３１年度	〔参考〕 ３２年度	〔参考〕 ３３年度	〔参考〕 ３４年度	ＫＰＩ
（1）国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化	⑧消費者からの情報・相談の受付体制の充実	受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】							各窓口での情報・相談の受付・対応状況
		（KPIの現状） 消費者政策担当課長会議（平成29年11月）において、各府省庁における各窓口での情報・相談の受付体制の維持・強化を促し、受付体制の状況を別表３（224頁）のとおり取りまとめた。								

資料６－10－１

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本 FP 協会　等

平成 26 年度：２大学
（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

平成 27 年度：５大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

平成 28 年度：８大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

平成 29 年度：10 大学
（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、椙山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

平成 30 年度：11 大学

	大　学　名	科　　目　　名
前期	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5（金融リテラシー）
	東京経済大学	生活設計と金融
後期	明星大学	経営基礎 3
	武蔵野大学	金融リテラシー（金融と人生設計）
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める ―生活設計と金融の基礎知識
	専修大学	特殊講義（金融リテラシー特論）
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン

資料６－10－２

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック
「基礎から学べる金融ガイド」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf

未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック
「「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」
ウェブサイトアドレス
http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf

家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック
「つみたてＮＩＳＡ早わかりガイドブック」
ウェブサイトアドレス
https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」
ウェブサイトアドレス
https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html

資料６－１０－３

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018 年２月 20 日
若年者への消費者教育の推進に関する
４省庁関係局長連絡会議決定

１．趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018 年度から 2020 年度の３年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

２．実践的な消費者教育の取組の推進

（１）高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で 2016 年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017 年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020 年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考１）

・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。

・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等）の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

（活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。）（参考２）

④　教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

・ 若年者の消費者教育分科会においては、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行っている（平成 30 年６月取りまとめ予定）。その報告を受けた消費者教育推進会議における審議（平成 30 年夏ごろ開催予定）を踏まえ、消費者教育に関する取組を推進する。

（２）大学等における消費者教育の推進

①　大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】

②　大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】

③　大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

（３）その他

①　全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】（参考３）

②　大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直す。【文部科学省】

３．関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

４．各施策の実施時期とフォローアップ

（１）上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。

（２）また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

（以上）

参考１

「社会への扉」を活用した授業の実施

⇒実践的な能力を身に付ける

目標

すべての都道府県で全高校で実施

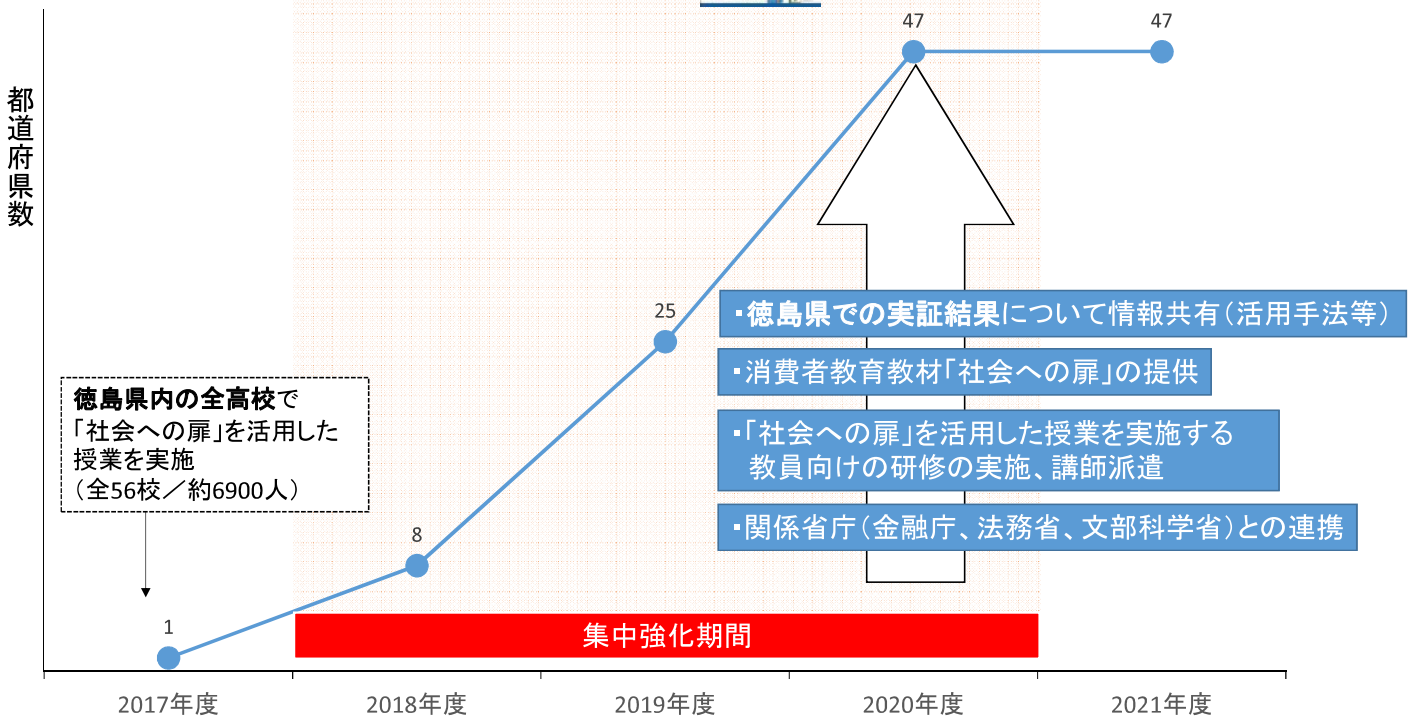

参考２

消費者教育コーディネーターの育成・配置

⇒学校教育現場における外部講師の活用（実務経験者の有する知識や経験を有効活用）

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

すべての都道府県で配置

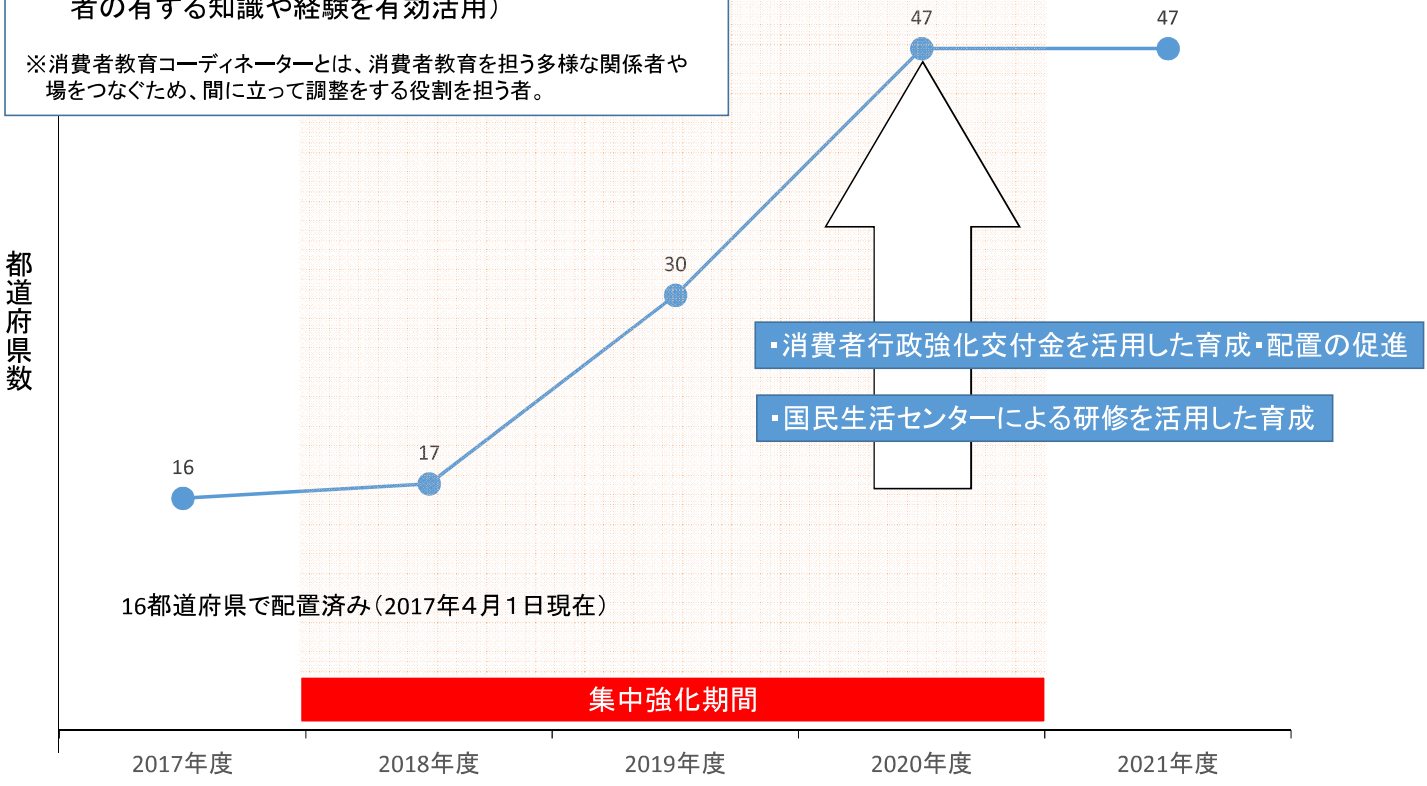

参考3

○消費者教育推進計画の策定状況

【現状】46都道府県で策定済み

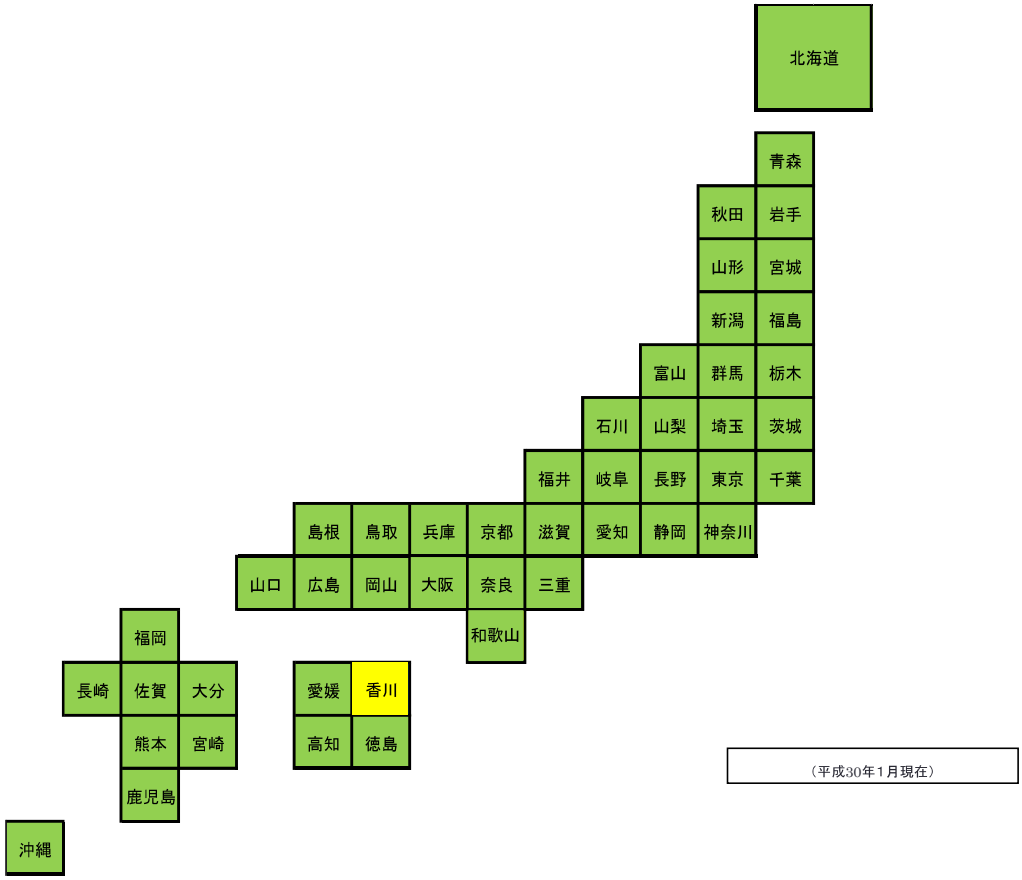

○消費者教育推進地域協議会の設置状況

【現状】45都道府県で設置済み

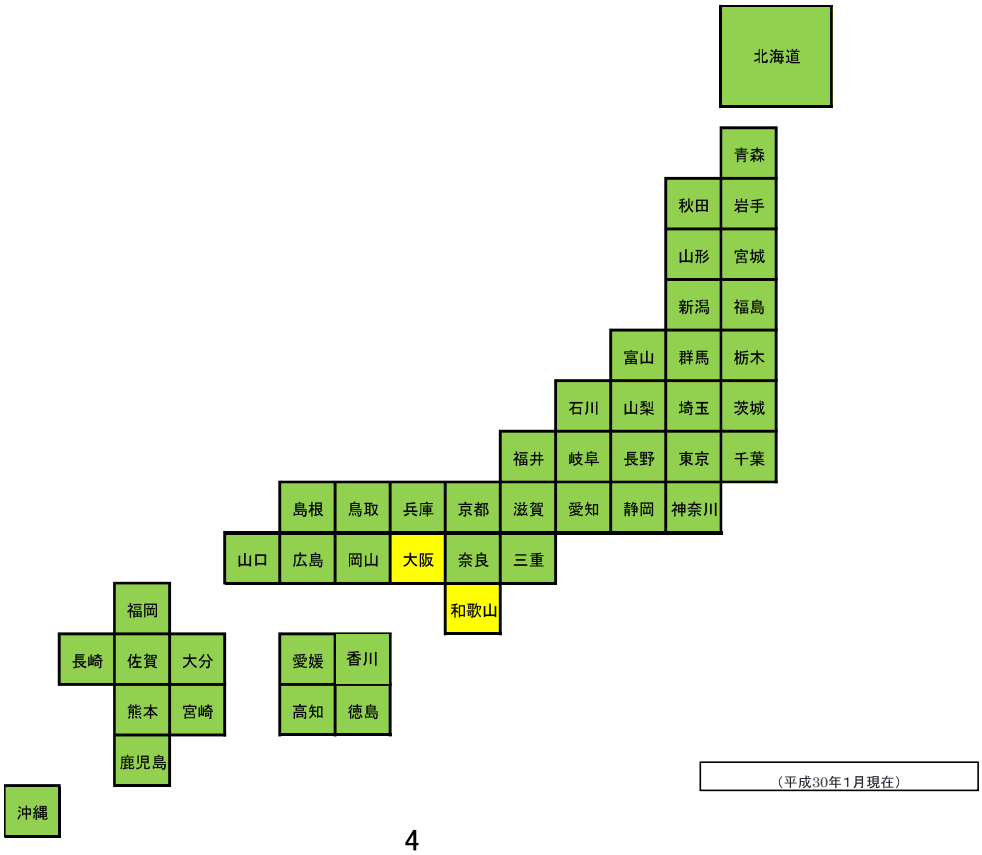

資料６－10－４

2017 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕　　（敬称略）

１．五井（ごい）　優子（ゆうこ）
（秋田県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者のニーズに合った内容となるようテーマや資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

２．中島（なかじま）　典子（のりこ）
（東京都）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、高校生から高齢者までの幅広い年代を対象に、幅広い分野の内容について資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

３．田中（たなか）　美和子（みわこ）
（新潟県）

- 家庭科教員としての知見や経験を活かし、主に消費生活講座において高校生を対象に、寸劇やクイズを取り入れた参加型の講演とするなどの工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

４．小坂（こざか）　信孝（のぶたか）
（石川県）

- 社会保険労務士としての知見や経験を活かし、小学生から一般社会人までの幅広い年代を対象に、実例を用いた説明や対象者に応じた資料作成といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

５．万久（ばんきゅう）　弘子（ひろこ）
（福井県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、独自の教材を作成し、対象者に応じた内容となるよう工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

６．土屋（つちや）　公男（きみお）
（長野県）

- 消費生活センター所長としての知見や経験を活かし、主に青少年生活設計講座において高校生を対象に、具体例やロールプレイングを取り入れ、資料を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

７．大藪（おおやぶ）　千穂（ちほ）
（岐阜県）

- 大学教授としての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、独自に作成した教材を用いるなどの工夫しながら、積極的に講演を行うほか、教員向けの指導も行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

８．葛西（かさい）　裕子（ひろこ）
（岐阜県）

- 消費生活相談員としての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、特に高齢者向けでは多彩な相談事例を交えて説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うほか、後身の育成にも携わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。

９．藤田（ふじた）　すづ枝（え）
（静岡県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者に応じて講演の構成を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

10．岩田（いわた）　敏子（としこ）
（愛知県）

- 県職員として培った知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、最新の情報を用いて分かりやすく説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

11．高原（たかはら）　育代（やすよ）
（京都府）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から一般社会人までの幅広い年代を対象に、事前アンケートによる対象者のニーズの把握や、クイズやゲームの活用といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

12．垣（かき）　由起（ゆき）
（和歌山県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、実生活で必要な金融に関する情報を分かりやすく説明するといった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. 内田（うちだ）　浩二（こうじ）
（島根県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、主に学校（特別支援学校を含む。）において小学生から大学生までの年代を対象に、ゲーム等を取り入れて対象者を飽きさせないなどの工夫をしながら、積極的に講演を行うほか、金銭・金融教育研究校への指導も行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

14. 綾田（あやだ）　亨（とおる）
（香川県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、一般消費者や高校生を対象に、対象者の理解度や関心を事前に確認して資料を工夫しながら、積極的に講演を行うほか、県消費者行政担当職員への講習会も実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

15. 森（もり）　敬嗣（よしつぐ）
（高知県）

- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、ゲームや紙芝居の活用といった工夫をしながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

１．グループあんあん （奈良県）	● 消費者問題に関する啓発活動を行う民間団体として、寸劇や動画等を取り入れた体験・参加型の内容とするなどの工夫をしながら、積極的に講座を開催するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
２．西予市立中川（せいよしりつなかがわ）小学校 （愛媛県）	● 金銭教育研究校としての指定（平成 24・25 年度）を終えた後も、金銭教育に視点をおいた授業や委員会活動、各種行事を行うなど、学校の教育活動全体を通じて取組みを継続し、金融知識の普及・向上に貢献。

資料６－10－５

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
29/7/24	㈳投資信託協会	29 年 9 月 23 日	投信フォーラム 2017（山形）
29/7/26	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	30 年 2 月 18 日	第 12 回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
29/7/26	金融広報中央委員会	29 年 12 月 23 日、 30 年 1 月 28 日	金融教育フェスタ
29/8/3	日本証券業協会	29 年 9 月 30 日～ 11 月 19 日 （9 地区 28 会場）	平成 29 年度「投資の日」記念イベント
29/10/2	㈳投資信託協会	29 年 11 月 25 日	投信フォーラム 2017（下関）
29/12/18	㈳投資信託協会	30 年 1 月 27 日	投信フォーラム 2018（熊本）
29/12/19	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会東京支部	30 年 1 月 27 日	くらしとお金の講演会「長い人生、山あり、谷あり、～人生 100 年時代の資産形成（仮）～」
30/1/11	㈳投資信託協会	30 年 2 月 17 日	投信フォーラム 2018（神戸）
30/2/22	㈳金融財政事情研究会	30 年 4 月～31 年 3 月	金融知識・留学支援制度・奨学金制度・ＦＰ技能士に関する啓発図書の寄贈事業
30/3/7	公益財団法人生命保険文化センター	30 年 5 月 17 日～ 9 月 7 日	第 56 回中学生作文コンクール
30/3/12	㈱日本経済新聞社	30 年 4 月 1 日～ 31 年 3 月末日	第 5 回日経未来投資プログラム
30/3/22	金融広報中央委員会	30 年 8 月 10 日、 17 日	2018 年度「先生のための金融教育セミナー」
30/3/30	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	30 年 4 月～30 年 3 月	2018 年度「くらしとお金の FP 相談室」

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
30/4/18	㈳投資信託協会	30 年 6 月 2 日、6 月 23 日、7 月 21 日、9 月 8 日、31 年 1 月 19 日、2 月 16 日	投信フォーラム 2018
30/4/25	金融広報中央委員会	30 年 5 月 28 日～31 年 3 月 20 日	第 51 回「おかねの作文」コンクール（中学生向け）
30/4/25	金融広報中央委員会	30 年 5 月 28 日～31 年 3 月 20 日	第 16 回「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
30/4/25	金融広報中央委員会	30 年 5 月 28 日～31 年 3 月 20 日	第 15 回金融教育に関する小論文・実践報告コンクール
30/4/25	㈱日本経済新聞社	30 年 5 月～31 年 1 月	第 19 回日経 STOCK リーグ
30/4/25	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	30 年 5 月 1 日～31 年 3 月 31 日	小学生『夢をかなえる』作文コンクール
30/5/25	全国公民科・社会科教育研究会	30 年 7 月 31 日～8 月 2 日	証券・経済セミナー
30/5/28	日本証券業協会	30 年 7 月 30 日～8 月 17 日	教員向け金融経済夏季セミナー
30/5/29	特定非営利活動法人キッズフリマ	30 年 5 月～31 年 3 月	キッズフリーマーケット キッズミミックマーケット

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主　　催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
30/5/21	日本証券業協会	30 年 5 月～31 年 3 月	平成 30 年度「はじめての資産運用講座」

資料６－１１－１

平成 30 年６月 29 日
金　　融　　庁

投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI について

１．背景

金融庁は、平成 29 年３月に「顧客本位の業務運営に関する原則」を策定・公表し、併せて、金融事業者の取組みの「見える化」を促進する観点から、顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための評価指標（KPI）を取組方針等に盛り込むよう働きかけを行ってきた。

これまでに、一定数の金融事業者が KPI を自主的に設定・公表し、その中には、金融事業者それぞれの販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されている好事例も見られる。こうした金融事業者による KPI の自主的な設定・公表を通じて、「見える化」は一定程度進んできているものと考えられる。

他方、各金融事業者が自主的に設定・公表する KPI は、各事業者において区々であり、顧客がこれらの KPI を用いて、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者を選ぶことは、必ずしも容易ではないものと考えられる。

KPI については、第三者が比較できるように、統一的な情報を金融事業者に公表させることが望ましいといった要望も聞かれる。このため、金融事業者が自主的に設定・公表した KPI の好事例や、これまで実施した金融事業者に対するモニタリングを踏まえ、当局において、比較可能な共通 KPI として考えられる指標を示すこととする。

今後、共通 KPI 及び自主的な KPI の双方を見ていくことで、金融事業者の取組状況を総合的に判断することが可能になると考えられる。

２．比較可能な共通 KPI：３指標

顧客が投資信託を購入する目的は、基本的にはリターンを得るためであると考えられることから、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを「見える化」することが、顧客が良質な金融事業者を選ぶ上で、有益であると考えられる。

こうした観点から、現時点において販売会社が保有するデータから算出可能で、ビジネスモデルに依らず金融事業者間で比較が可能且つ端的な指標と考えられる以下の３つの指標を比較可能な共通 KPI とすることが考えられる（定義の詳細は別紙１「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI の定義」）。

「①運用損益別顧客比率」
「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」
「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」

「①運用損益別顧客比率」は、投資信託を保有している顧客について、基準日時点の保有投資信託に係る購入時以降の累積の運用損益（手数料控除後）を算出し、運用損益別に顧客比率を示した指標である。この指標により、個々の顧客が保有している投資信託について、購入時以降どれくらいのリターンが生じているか見ることができる。

（注）同指標に係る現時点の定義は、金融事業者のデータ管理に係るシステム上の制約を踏まえたものであり、将来的にはさらに優れた指標に改善していくことが望ましいものと考えられる。具体的には、

- 基準日時点で保有している投資信託だけでなく、基準日までに全部売却・償還された銘柄を含め特定期間内に保有している(いた)銘柄を対象とすること(※)
- 運用損益の算出においては、基準日時点の末残ではなく特定期間内の平残（日次の残高の平均）を用いること
- 基準日の一時点のみの損益率を算出するのではなく、複数年の損益率をそれぞれ年率化すること

などが考えられる。なお、現時点においても、こうした点を踏まえたより精緻な定義に基づく数値が算出可能な金融事業者においては、精緻な定義に基づく数値を併せて自主的に公表することが望ましい。

（※）基準日までに全部売却・償還された銘柄が含まれないことから、数値化したリターンには顧客による利益確定の売りが反映されず、実際よりも低く出ているのではないかとの指摘がある。

「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」及び、「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」は、設定後５年以上の投資信託の預り残高上位 20 銘柄について、銘柄毎及び預り残高加重平均のコストとリターンの関係、リスクとリターンの関係を示した指標である。これらの指標により、中長期的に、金融事業者がどのようなリターン実績を持つ商品を顧客に多く提供してきたかを見ることができる。

なお、今般、主要な投資信託の販売会社（主要行等９行及び地域銀行 20 行）について、比較可能な共通 KPI を用いた分析を実施したところ、その結果は、別紙２「投資信託の販売会社における比較可能な共通 KPI を用いた分析」のとおりである。

３．比較可能な共通 KPI の見方

リターンに関する指標で金融事業者を評価することに関しては、リターンの良し悪しは金融事業者の業務努力だけではなく、市況や顧客の投資行動などにも大きく左右されるなどの指摘があるが、市況に関する影響は全ての金融事業者が同様に受けるものであり、これらの指標によって金融事業者の状況を相互に比較することは可能であると考えられる。

これらの指標については、例えば「①運用損益別顧客比率」のみではなく「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」及び「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」と併せることで、コストやリスクに見合ったリターンであるかを見るなど、特定の指標のみによって金融事業者の業務運営を測るのではなく、複数の指標を見ていくことが重要である。また、安定的にリターンを提供できているかを測るためには、これらの指標を一時点のみではなく、時系列で見ることも重要である。

また、「②投資信託預り残高上位 20 銘柄のコスト・リターン」・「③投資信託預り残高上位 20 銘柄のリスク・リターン」では、足下の販売状況が反映されないという指摘も考えられるが、各金融事業者において創意工夫の下、それぞれに KPI を設定・公表をしているところ、こうした点については各金融事業者が足下の販売状況について自主的に顧客に示していくことが考えられる。

４．今後の展開

これら３つの指標を比較可能な共通 KPI とすることは、顧客及び金融事業者がリターンへの関心を高める上で有意義と考えられ、投資信託の販売会社において、これら３つの指標に関する自社の数値を公表することを期待する。

なお、共通 KPI については、金融事業者におけるシステム対応や自主的な KPI の設定等の取組状況を踏まえ、今後も必要に応じて改善していくことが考えられる。また、今後、投資信託の販売会社のみならずその他の業態においても、比較可能な KPI の指標に関する検討を進めていく。

投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIの定義

<table>
<tr><th>項目名</th><th>公表内容</th><th>基準日・頻度など</th><th colspan="4">算出方法</th></tr>
<tr><td rowspan="11">●投資信託・ファンドラップの運用損益別顧客比率</td><td rowspan="11">・対象顧客全体を100%とし、それぞれの運用損益に該当する顧客数比率の棒グラフ

・運用損益の区分
① +50%以上
② +30%以上+50%未満
③ +10%以上+30%未満
④ 0%以上+10%未満
⑤ −10%以上0%未満
⑥ −30%以上−10%未満
⑦ −50%以上−30%未満
⑧ −50%未満

（公表イメージ）
 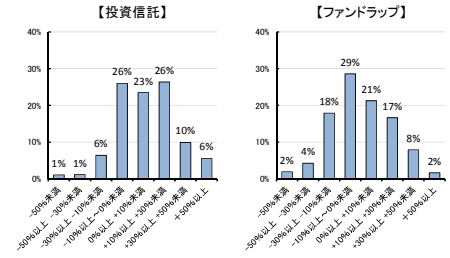
</td><td rowspan="11">・基準日：毎年3月末

・更新頻度：年次

・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</td><td colspan="2">対象顧客</td><td colspan="2">・基準日時点に投資信託及びファンドラップを保有している個人の顧客</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象取引</td><td colspan="2">・自社の投資信託口座による取引
・他社の金融商品仲介口座による取引（以下、仲介取引）</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象商品</td><td colspan="2">・基準日時点で対象顧客が保有している投資信託（公募の国内株式投資信託・外国投資信託）及びファンドラップ
・投資信託には、ETF、上場REIT、公社債投信(MRF、MMF等)、私募投信、確定拠出年金・財形・ミリオンで買い付けた投資信託は含まない。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">運用損益計算</td><td colspan="2">全体</td><td colspan="2">・投資信託及びファンドラップのそれぞれについて運用損益を算出
・外貨建て投資信託の評価金額の算出には、各社の定める手法（換算レートなど）を適用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">投資信託</td><td>分子</td><td colspan="2">・基準日時点の評価金額＋累計受取分配金額（税引後）＋累計売付金額－累計買付金額（含む消費税込の販売手数料）
・基準日時点までに全部売却・償還された銘柄は対象外</td></tr>
<tr><td>分母</td><td colspan="2">・基準日時点の評価金額</td></tr>
<tr><td>遡及期間</td><td colspan="2">・当該銘柄の購入当初まで遡及　　※ 遡及できない場合は、各社が顧客に提供している「トータルリターン通知」の手法を適用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">ファンドラップ</td><td>分子</td><td>・基準日時点の評価金額※＋累計払戻金額−累計払込金額　　※ 投資一任報酬等の期中費用控除後の金額</td><td rowspan="3">※左記方法で算出できない場合、各社がファンドラップの運用損益計算に使用している手法を適用</td></tr>
<tr><td>分母</td><td>・基準日時点の評価金額※　　※ 投資一任報酬等の期中費用控除後の金額</td></tr>
<tr><td>遡及期間</td><td>・取引開始日まで遡及</td></tr>
<tr><td colspan="2">名寄せ</td><td colspan="2">・投資信託口座と金融商品仲介口座の名寄せ不要
（例えば、銀行において、1人の顧客が投資信託口座と金融商品仲介口座の両方で取引を行っている場合は、2人としてカウント）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">●投資信託の預り残高上位20銘柄のコスト・リターン</td><td rowspan="5">・預り残高上位20銘柄のコスト（横軸）とリターン（縦軸）の散布図（※20銘柄のコスト、リターンを残高加重平均した値をプロットし、数値を記載）

・預り残高上位20銘柄の目論見書上の正式名称（当年度分のみ）

（公表イメージ）
 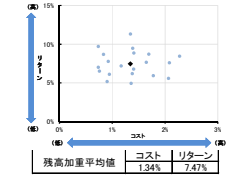

銘柄名
①
②
③
…
…
⑳

※グラフ目盛は0%を起点とし、コストを1%、リターンを5%間隔とする。</td><td rowspan="5">・基準日：毎年3月末

・更新頻度：年次

・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</td><td colspan="2">対象銘柄</td><td colspan="2">・預り残高上位20銘柄（設定後5年以上）
・自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出
・DC専用、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信(MRF、MMF等)、私募投信は除く。単位型は含む。
・外貨建て投資信託は除く</td></tr>
<tr><td rowspan="3">コスト</td><td>全体</td><td colspan="2">・基準日時点の販売手数料率（消費税込み）の1/5と信託報酬率（同左）の合計値</td></tr>
<tr><td>販売手数料率</td><td colspan="2">・目論見書上の上限ではなく、取扱い時の最低販売金額での料率（自社取引、他社への仲介取引・紹介取引のうち、最も高い料率を使用）</td></tr>
<tr><td>信託報酬率</td><td colspan="2">・目論見書上の実質的な信託報酬率の上限（その他の費用・手数料は含まず）</td></tr>
<tr><td colspan="2">リターン</td><td colspan="2">・過去5年間のトータルリターン（年率換算）
※ 例えば、Excelで算出する場合のトータルリターンの算出式 = product(60ヵ月分の（月次騰落率＋1))^(1/5)-1

・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後（税引前）の基準価額を使用</td></tr>
<tr><td rowspan="4">●投資信託の預り残高上位20銘柄のリスク・リターン</td><td rowspan="4">・預り残高上位20銘柄のリスク（横軸）とリターン（縦軸）の散布図（※20銘柄のリスク、リターンを残高加重平均した値をプロットし、数値を記載）

・預り残高上位20銘柄の目論見書上の正式名称（当年度分のみ）

（公表イメージ）
 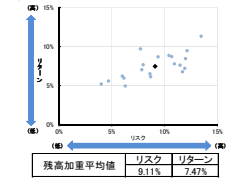

銘柄名
①
②
③
…
…
⑳

※グラフ目盛は0%を起点とし、リスクを5%、リターンを5%間隔とする。</td><td rowspan="4">・基準日：毎年3月末

・更新頻度：年次

・初年度は1年分、次年度は過去2年分、3年度以降は、過去3年分を公表</td><td colspan="2">対象銘柄</td><td colspan="2">・預り残高上位20銘柄（設定後5年以上）
・自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出
・DC専用、ファンドラップ専用投信、ETF、上場REIT、公社債投信(MRF、MMF等)、私募投信は除く。単位型は含む。
・外貨建て投資信託は除く</td></tr>
<tr><td colspan="2">リスク</td><td colspan="2">・過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算）
※ 例えば、Excelで算出する場合の月次リターンの標準偏差の算出式 = stdev(60ヵ月分の月次騰落率) * sqrt(12)

・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後（税引前）の基準価額を使用</td></tr>
<tr><td colspan="2">リターン</td><td colspan="2">・過去5年間のトータルリターン（年率換算）
※ 例えば、Excelで算出する場合のトータルリターンの算出式 = product(60ヵ月分の（月次騰落率＋1))^(1/5)-1

・騰落率算出の際に用いる基準価額は分配金再投資後（税引前）の基準価額を使用</td></tr>
</table>

注1）上記定義に基き、各項目を公表する場合は、「共通KPI」である旨を記載。
注2）持株会社傘下に複数の販売会社がある場合は、個社毎に「共通KPI」を公表。
注3）運用損益別顧客比率の運用損益計算に関し、外貨建て投資信託の評価金額の算出方法（概要）を記載。
注4）運用損益別顧客比率の運用損益計算に関し、投資信託の遡及期間やファンドラップの運用損益計算が上記「算出方法」と異なる場合、その旨、及び算出方法（概要）を記載。
注5）投資信託の預り残高上位銘柄のコスト・リターン、リスク・リターンのグラフ目盛の間隔については、来年度以降、変更が生じる可能性あり。

資料６－１１－３

投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを用いた分析

＜対象：主要行等9行、地域銀行20行＞

2018年6月29日
金　　融　　庁

① 運用損益別顧客比率

- 販売会社がどれくらいのリターンを個々の顧客に提供しているかについて、投資信託を保有している顧客の基準日時点の運用損益（手数料控除後）を算出した**運用損益別顧客比率**を見ると、主要行等9行・地域銀行20行合算ベースで、半数強の顧客の運用損益率がプラスである一方、35%の顧客が−10%以上0%未満であるなど、半数弱の顧客の運用損益率がマイナス。
- 各販売会社について、運用損益率が0以上の顧客の割合をみると、7割台の販売会社がある一方で、3割台に留まる販売会社もある。また、顧客の投資信託の平均保有期間が長くなるにつれ、各販売会社の運用損益率0以上の顧客割合が高くなる傾向。
- さらに、各販売会社について、平均運用損益率を試算（※）すると、10%以上の販売会社がある一方で、0%未満に留まる販売会社もある。

（※）運用損益率の区分ごとに、区分中央値と顧客比率を掛け合わせて、平均運用損益率を試算したものであり、顧客毎の保有残高や保有期間は考慮していない。

運用損益別顧客比率
（主要行等・地域銀行合算ベース）

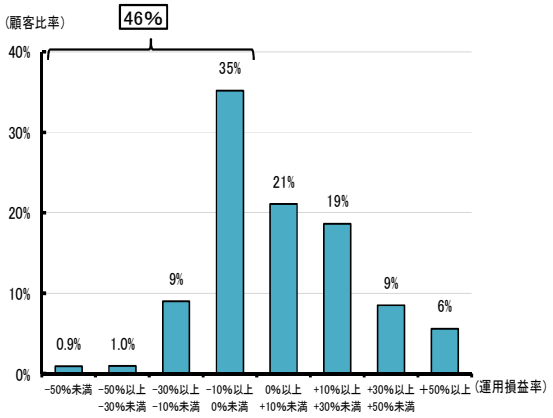

運用損益率0以上の顧客割合別の
販売会社数

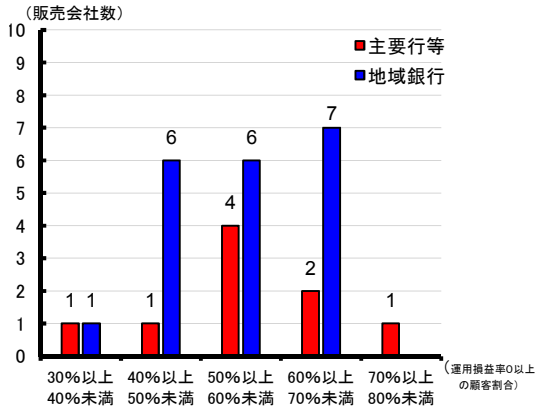

顧客の投資信託の平均保有期間
と各販売会社の
運用損益率0以上の顧客割合

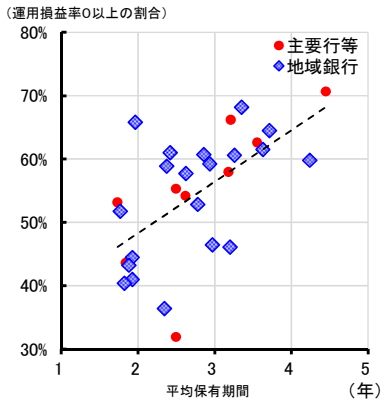

平均運用損益率別の
販売会社数

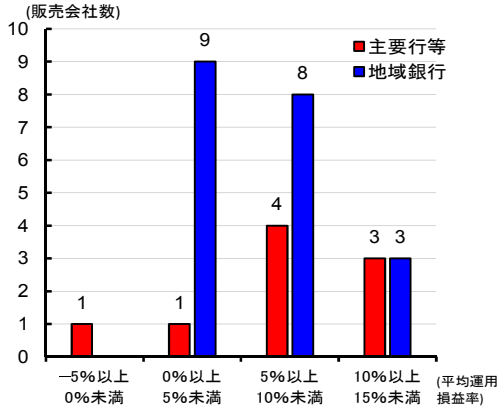

（注1）基準日は18年3月末。（注2）主要行等9行、地域銀行20行を集計。（注3）自社取引、他社への仲介取引の合算ベース。
（注4）「共通KPIの定義」においては、投資信託とファンドラップの運用損益別顧客比率をそれぞれ算出するところ、上記では、投資信託の運用損益別顧客比率のみを算出している。ただし、一部銀行のみ、ファンドラップを含む。
（注5）運用損益は、基準日時点の評価金額＋累計受取分配金（税引き後）＋累計売付金額－累計買付金額（含む税込販売手数料）にて算出。（注6）遡及期間は、各行の対応による（基本的に、商品の購入当初まで遡及）。
（注7）運用損益率は、上記運用損益を基準日時点の評価金額で除して算出。（注８）平均保有期間は、（前年度末残高＋年度末残高）÷２÷（年間の解約額＋償還額）で算出。（注９）図の点線は回帰直線。
（注10）平均運用損益率別の販売会社数は、運用損益率の区分ごとに、区分中央値と顧客比率を掛け合わせて平均運用損益率を算出。なお、最上位・最下位の区分については、50%・−50%を区分中央値とした。
（資料）金融庁

②・③　投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン／リスク・リターン

■　各販売会社の投資信託預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の投資信託について、**コスト・リターン**を検証したところ、両者に明瞭な関係が認められず、コストに見合ったリターンは必ずしも実現していない。

■　**リスク・リターン**は、リスクの上昇に伴いリターンも一定程度上昇する傾向が見られたが、シャープレシオ（リターン/リスク）で見ると、0.8台の販売会社がある一方で、0.3台に留まる販売会社もある。

各販売会社における投資信託のコスト・リターン（預り残高上位20銘柄の加重平均）

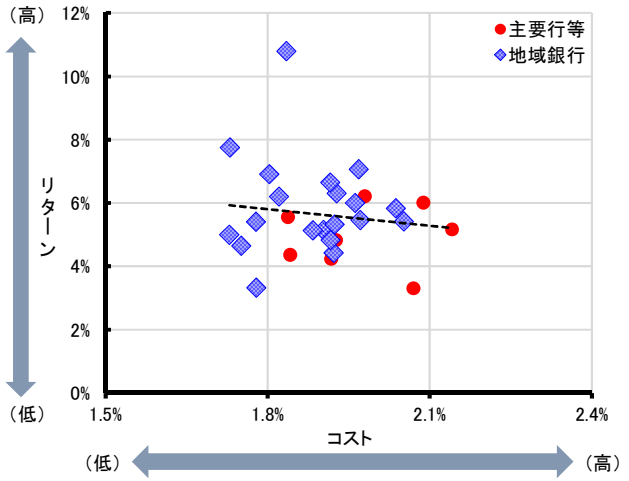

（注1）基準日は18年3月末。
（注2）主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。
（注3）「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、
　上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのコストとリターンを残高加重平均した値を算出。
（注4）コストは、販売手数料率（税込）と信託報酬率（税込）の合計値。リターンは、過去5年間のトータルリターン（年率換算）。
（注5）図の点線は回帰直線。
（資料）金融庁

各販売会社における投資信託のリスク・リターン（預り残高上位20銘柄の加重平均）

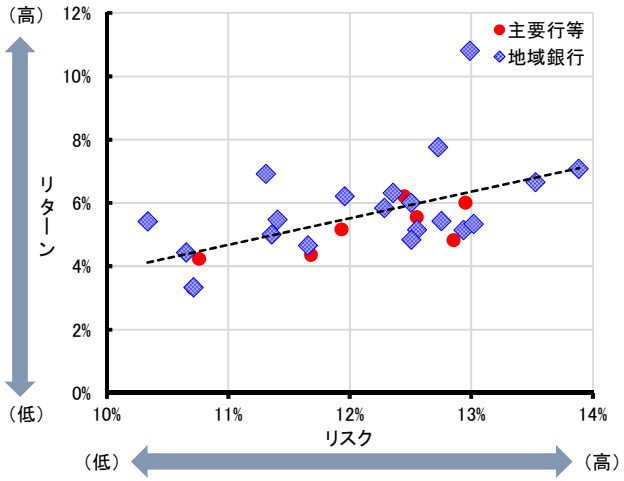

（注1）基準日は18年3月末。
（注2）主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。
（注3）「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、
　上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうち設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのリスクとリターンを残高加重平均した値を算出。
（注4）リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算。一部日次リターンを使用）。リターンは、過去5年間のトータルリターン（年率換算）。
（注5）図の点線は回帰直線。
（資料）金融庁

投資信託（預り残高上位20銘柄の加重平均）のシャープレシオ別の販売会社数

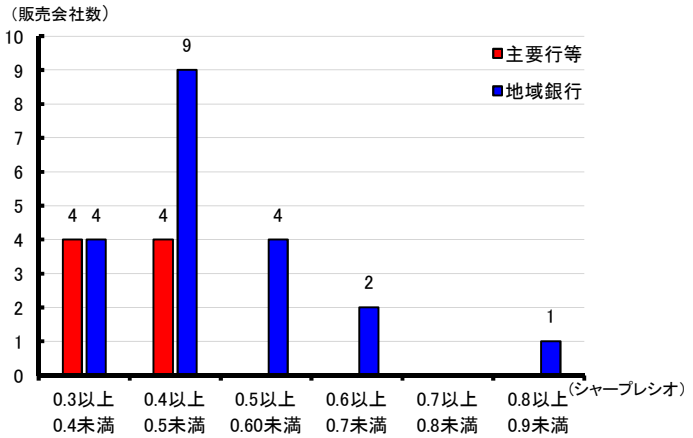

（注1）基準日は18年3月末。
（注2）主要行等9行、地域銀行20行のうち、有効回答28行を集計。
（注3）「共通KPIの定義」においては、設定後5年以上の銘柄について、自社取引、他社への仲介取引・紹介取引による残高を同一銘柄について合算のうえ、上位20銘柄を抽出するところ、
　上記では、各行の自社取引、他社への仲介取引・紹介取引の各預り残高上位20銘柄のうちで設定後5年以上の銘柄を抽出し、それらのリスクとリターンを残高加重平均し、シャープレシオを算出。
（注4）リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差（年率換算。一部日次リターンを使用）。リターンは、過去5年間のトータルリターン（年率換算）。
（注5）シャープレシオは、簡便的にリターン÷リスクで算出。
（資料）金融庁

「職場つみたてNISA」の概要

○　職場を通じて、①つみたてNISA・iDeCoの情報（きっかけ）、②投資を学べる機会を提供

※　職場ポータルサイトによる情報の提供や金融機関によるセミナー開催など

○　口座振替で積立投資が可能　　※口座振替の場合、給与天引きは不要

○　定額積立による投資（つみたてNISA）が、内規等に抵触しない旨をあわせて周知

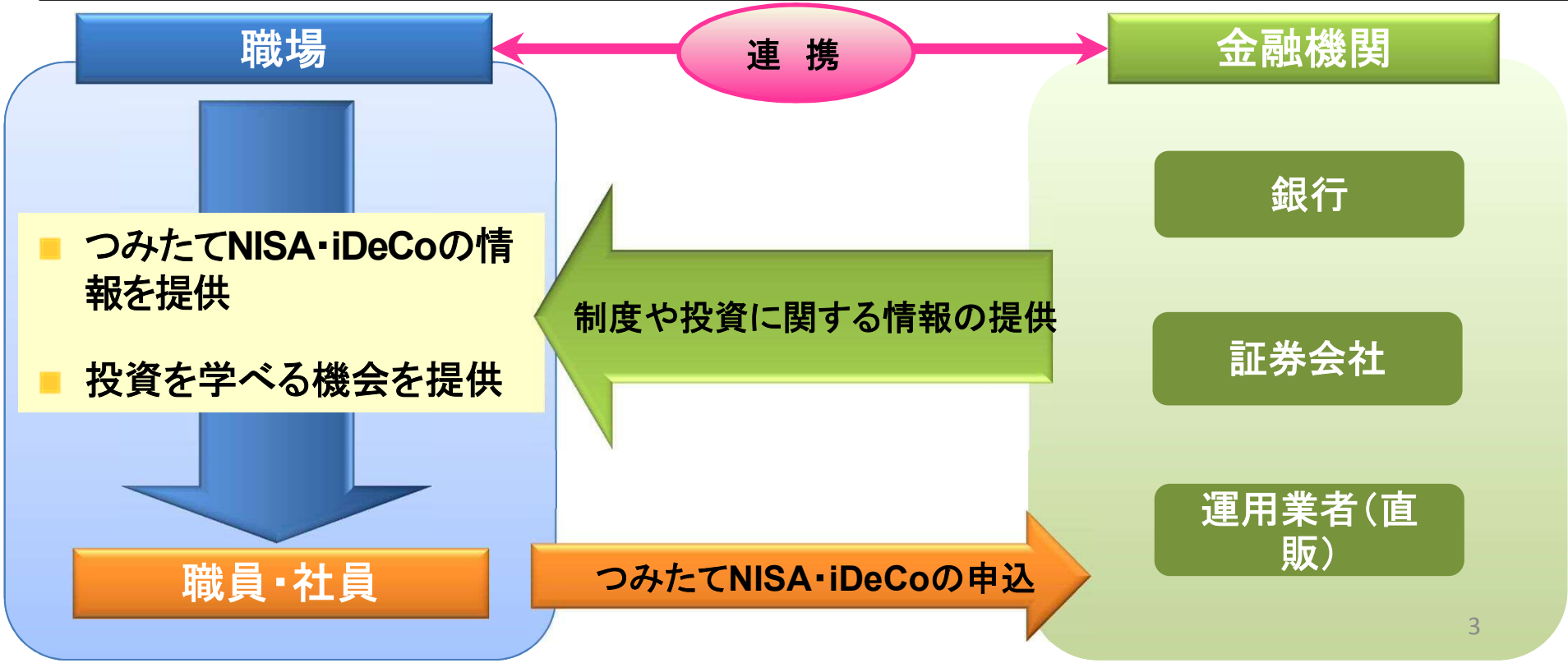

資料６－11－５

「職場つみたてNISA」の展開

内閣人事局からの各府省宛て通知文（平成29年11月27日）

職員の自助努力による資産形成を促すためには、資産運用を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場における環境を整えることが効果的であると考えられます。・・・実際に、一部の省庁において、職場単位でつみたてNISAやiDeCoの普及を図る取組が見られるところであり、各省庁等においても、別添資料の例も参考にしながら、職員に対する一層の厚生施策の推進に努めていただくようお願いします。・・・・

高齢社会対策大綱（平成30年2月閣議決定）

（略）つみたてNISA（少額投資非課税制度）等の普及や利用促進を図るとともに、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進する。特に、地方公共団体や企業における取組を促していく等の観点から、まずは国家公務員がつみたてNISA等を広く活用するよう、職場つみたてNISA等の枠組みを導入し、積極的なサポートを行うなど、政府として率先して取組を進める。

国からの各地方自治体宛て通知文（平成30年6月20日）

（略）既に、一部の地方公共団体は、つみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーを開催するなど、職員の福利厚生の充実に向けた取組を進めていますが、その他全国の地方公共団体においても、同様の厚生施策が推進されることが望ましいと考えています。・・・全国の地方公共団体において、資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られる環境づくりとして、地方公共団体がつみたてNISAやiDeCoに関する職員向けセミナーの開催等を進められるよう、国や一部の地方公共団体における先行事例をご紹介いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

※　金融庁・厚労省から総務省への依頼文（上記）等が、総務省より全国の地方自治体へ通知。

投資教材の作成・提供

ビデオクリップ教材

- 主として、若い世代に対する職場を通じた投資教育のためのビデオクリップ教材

「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

資産形成の重要性
(再生時間 3分5秒)

長期・積立・分散投資
(再生時間 3分56秒)

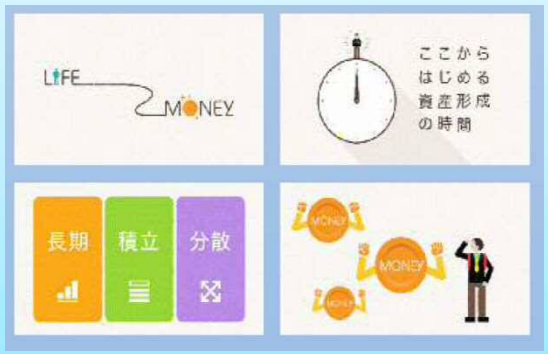

非課税制度の内容・比較
(再生時間 4分12秒)

つみたてNISA 早わかりガイドブック

- 投資初心者のための実践的な投資教材

1.つみたてNISAの特徴
2.時間の分散（積立投資）
3.投資先の分散
4.長期投資の効果
5.手数料
6.分配金の影響

※ ビデオクリップ教材及び「つみたてNISA早わかりガイドブック」については、金融庁NISA特設ウェブサイト（下記URL）にて閲覧・ダウンロード可

https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/index.html

NISA 特設サイト

資料６－11－７

つみたてNISA Meetup（2017.10～2018.6）

開催数：22回
開催地：14ヶ所※

※　東京、大阪、札幌、金沢、静岡、名古屋、鯖江、仙台、宇都宮、上越、広島、福岡、姫路、那覇

資料6－11－８

つみたてNISAキャラクター

つみたてNISAのキャラクター「つみたてワニーサ」

つみたてワニーサ　公式twitter

つみたてワニーサ公式twitterでは、つみたてNISAや資産形成に関する情報をわかりやすく発信中！

つみたてワニーサ公式twitter

@Wa_nisa_FSA

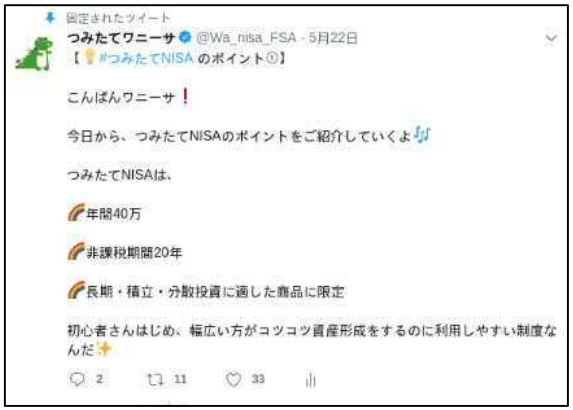

つみたてワニーサ 今後の展開

30年10月

- つみたてワニーサ Webページの作成
- バナー等の作成

  バナー：NISA特設サイト、金融機関HP、パンフレット等に活用。
- グッズの作成

  当庁主催イベント等で配布。
- ぬいぐるみの作成

  金融庁・財務局・金融機関の支店等で活用。

31年１月

資料６－11－９

平成 30 年７月３日
金　　融　　庁

「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）について

金融庁では、平成 29 年 11 月の金融行政方針に「我が国の高齢化率は世界の中でも最も高い水準となっており、退職世代等に関する取組みが重要な課題であることから、退職世代の金融資産の運用・取崩しをどのように行い、幸せな老後につなげていくか、金融業はどのような貢献ができるのかについて、外部有識者の知見を活用しながら、検討を進める。」としております。

上記方針を踏まえ、今事務年度を通じて継続的に、高齢化が進行する現状や退職世代等を取り巻く状況、退職世代等が抱える課題等について、学識経験者、シンクタンク、金融機関、業界団体等へのヒアリング等も行いながら、金融庁において整理・分析を進めてきました。

この度、これまで整理・分析をしてきた内容について中間的にとりまとめましたので公表いたします。

今後、今回公表させていただいた考え方を基に各方面と議論をしながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

高齢社会における金融サービスのあり方
（中間的なとりまとめ）

平成30年７月３日

金融庁

高齢社会における金融サービスのあり方の検討

1．高齢社会の現状とリスク

- 長寿化の進展、金融資産の伸び悩み、資産の高齢化
  - ✓ 資産寿命が生命寿命に届かないリスク
  - ✓ 老後不安による過度な節約
  - ✓ 地方から都市部への資産の流出の加速
  - ✓ 家計の資産構成の硬直化

2．退職世代等の現状

- 多様化の進展とモデルの空洞化
  - ✓ 標準世帯の減少と単身世帯の増加
  - ✓ 持ち家比率の減少
  - ✓ 雇用形態・状況の多様化
  - ✓ 居住地選択の多様化　等

3．高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

「長寿化の進展」、「資産の高齢化」、「モデルの空洞化」といった問題や、「資産寿命の延伸」といった課題を克服するため、以下のような基本的な考え方が重要となってくるのではないか

- ➢ <u>B to C から C to B のビジネスモデルへの転換</u>
  - ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、デジタル化を生かした顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- ➢ <u>金融・非金融の垣根を越えた連携</u>
  - ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）といった知見の活用や金融以外のサービス主体とも連携したサービスの提供
- ➢ <u>「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択</u>
  - ✓ 自らの老後の収入・支出の「見える化」や、金融機関が提供している商品・サービスの「見える化」を通じて、顧客により、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

1．高齢社会の現状とリスク

＜現状＞

長寿化の進展

✓ 現在60歳の人の約4分の1が95歳まで生きるなど、長寿化が進展

金融資産の伸び悩み

✓ 高齢の各世帯が保有する金融純資産は過去20年間横ばい

資産の高齢化

✓ 家計金融資産の約3分の2を60歳以上の世帯が保有するなど、資産の高齢化が進展

＜リスク＞

資産寿命が生命寿命に届かないリスク

✓ 長生きした場合、貯蓄を全て取り崩し、公的年金のみによって生活する世帯が増加

老後不安による過度な節約

✓ 十分な備えがある世帯であっても、老後の収入・支出が見えない不安から、資産の計画的な取り崩しが進まない

地方から都市部への資産の流出の加速

✓ 高齢者が地方で形成した資産が、相続を契機に都市部で生活する相続人へ移転

家計の資産構成の硬直化

✓ 認知能力、判断能力の低下等により、資産構成を状況に応じて効果的に変更できない

60歳の人のうち各年齢まで生存する人の割合

	2015年推計	1995年推計
80歳	78.1%	67.7%
85歳	64.9%	50.0%
90歳	46.4%	30.6%
95歳	25.3%	14.1%
100歳	8.8%	—

（注）割合は、推計時点の60歳の人口と推計による将来人口との比較。1995年推計では、100歳のみの将来人口は公表されていない
（出典）国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（中位推計）より、金融庁作成

金融資産の年齢階級別割合の推移見込み

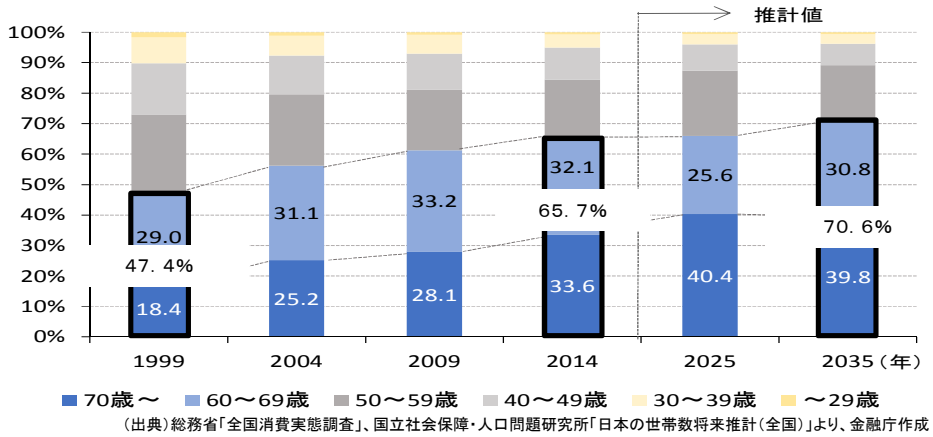

（出典）総務省「全国消費実態調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計（全国）」より、金融庁作成

1．高齢社会の現状とリスク　①日米比較

- 米国は、退職口座（IRA、401k等）、投資信託を中心として、退職後も含め現役時代から資産形成を継続し、退職世代等の金融資産は過去20年で約3倍に増加。
- 日本の家計の金融資産は過去20年間伸びておらず、直近では退職世代等の保有する世帯当たりの金融資産は米国の半分以下

米国における年齢階級別金融資産額の推移（一世帯あたり平均）

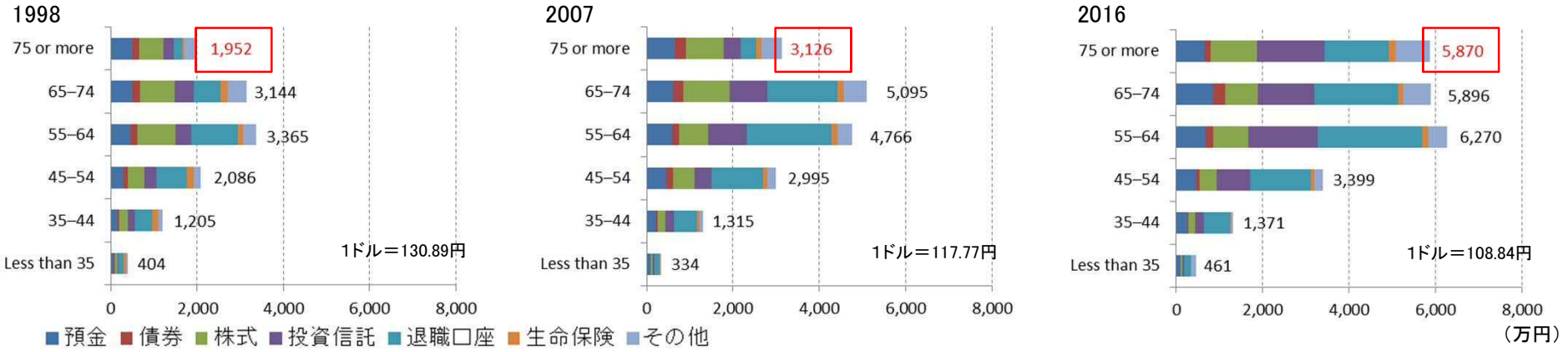

日本における年齢階級別金融資産額の推移（一世帯あたり平均）

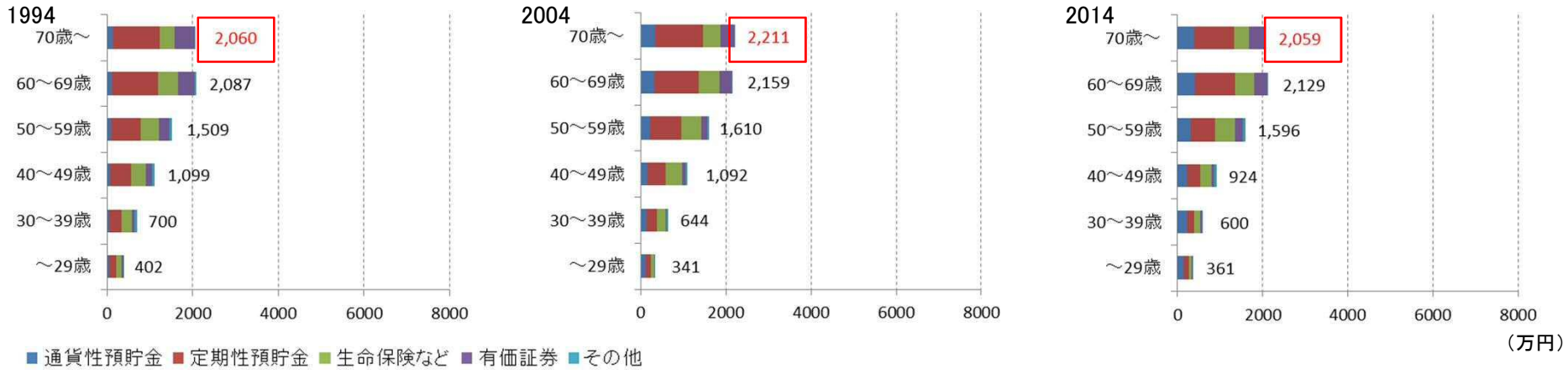

（注）米国の金融資産額は各年の円ドル相場の平均を用いて円換算
（出典）FRB「Survey of Consumer Finances」、日本銀行「外為為替市況」、総務省「全国消費実態調査」より金融庁作成

1．高齢社会の現状とリスク　②認知能力の低下

- 2035年には有価証券保有者のうち70歳以上の割合が50%となり、65歳以上の認知症患者の割合も最大で3人に1人となる可能性
- その場合、有価証券全体のうち、15%を認知症患者が保有することとなる可能性

【 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率】

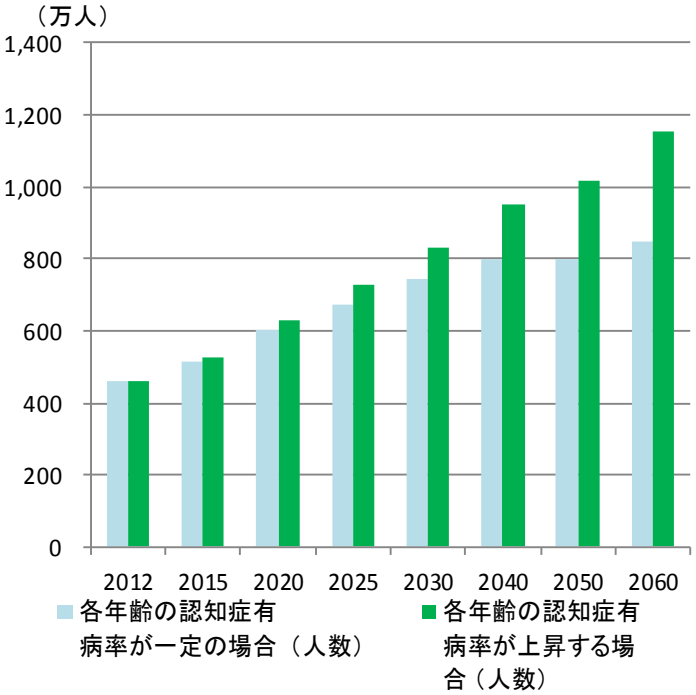

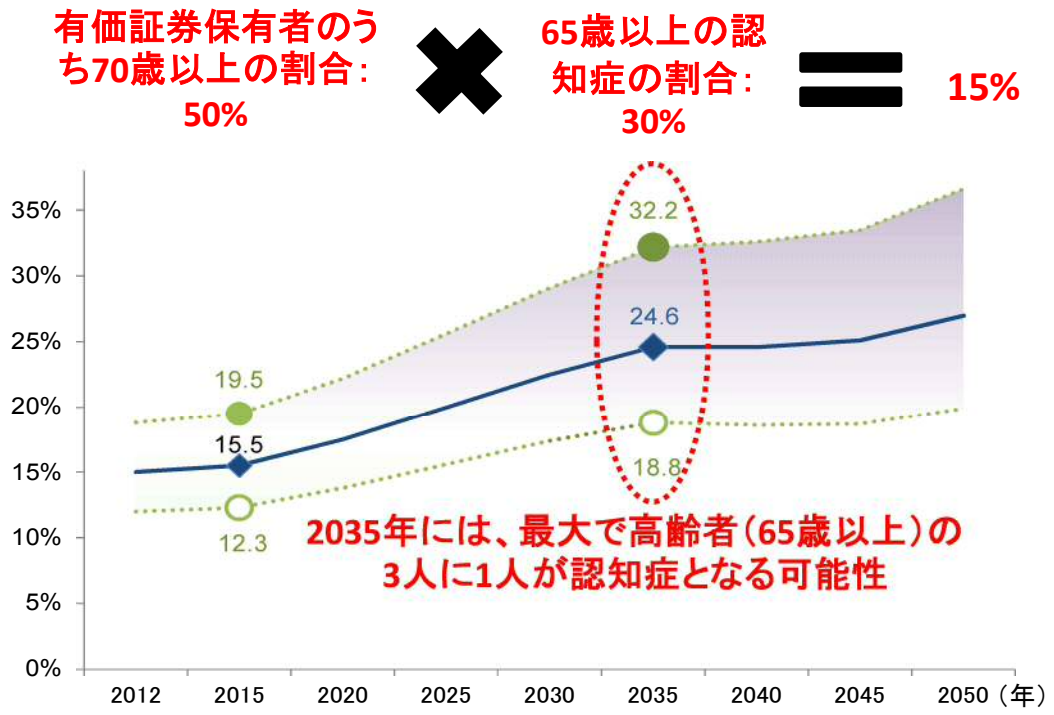

（注）有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。
（資料）「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業　九州大学二宮教授）

（出典）みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋

2. 退職世代等の現状　①多様化の進展と「モデルの空洞化」

- 長寿化が進展する中、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展し、「モデル世帯」が存在しなくなっている（モデルの空洞化）。金融リテラシーの状況も多様
- 金融サービスには、多様化への対応が重要な課題となるのではないか

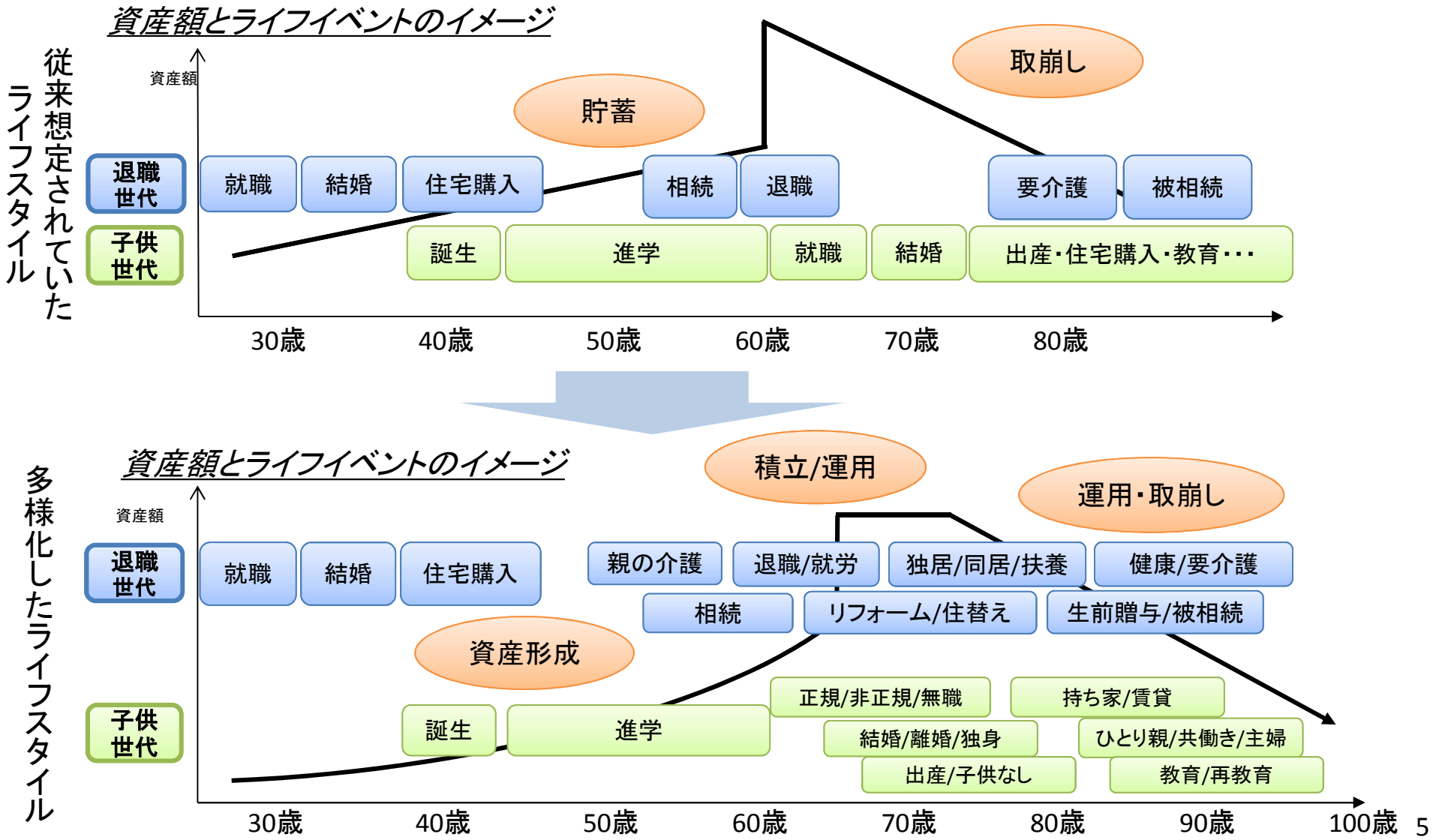

2. 退職世代等の現状　②世帯構成・持ち家の状況の多様化

- 未婚率の上昇、夫婦と子供から成る世帯の比率の低下、持ち家比率の低下
  → 結婚し、夫婦子供二人で暮らし、持ち家を持つという、かつて標準的と考えられてきたモデルの空洞化

年齢階級別未婚率の推移

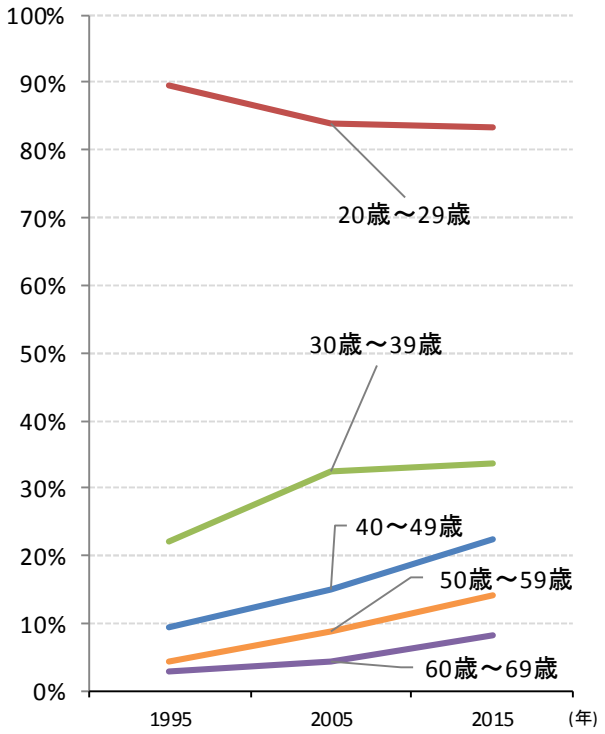

（出典）総務省「国勢調査」より、金融庁作成

夫婦と子供から成る世帯と単独世帯の比率の推移

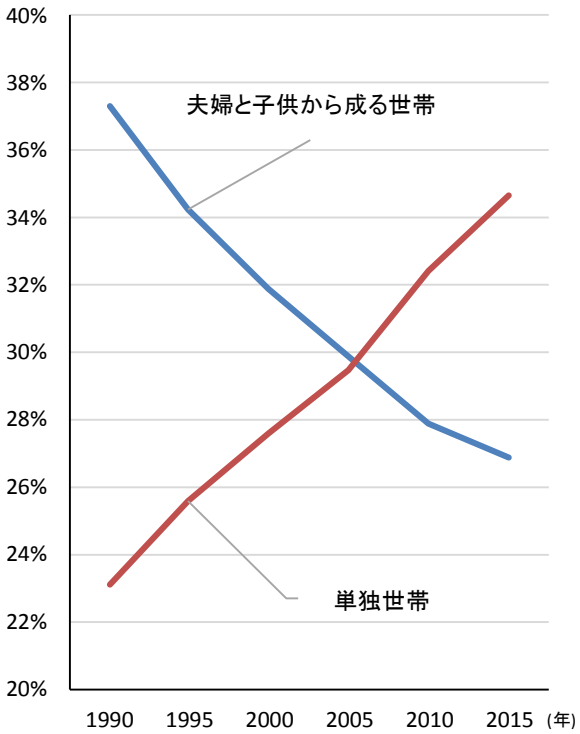

（注）分母は総世帯数
（出典）総務省「国勢調査」より金融庁作成

年齢階級別持ち家比率の推移

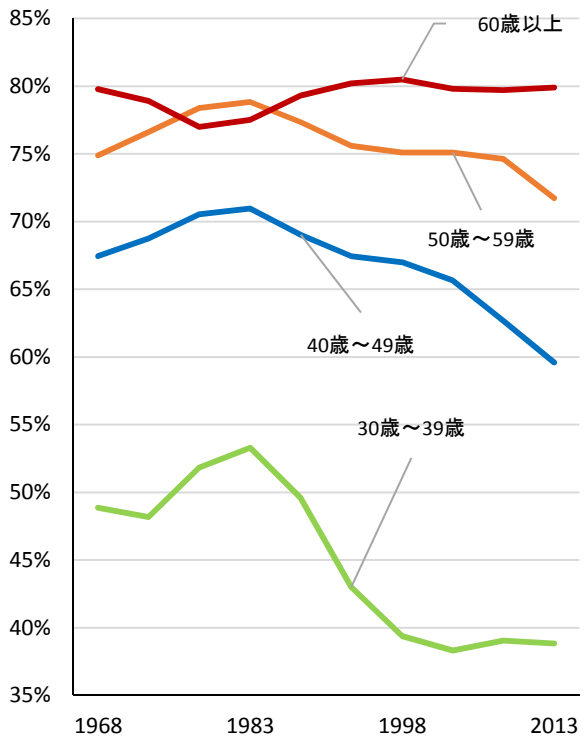

（出典）総務省「住宅・土地統計調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状　③雇用状況・退職給付の状況の多様化

- 非正規雇用比率の上昇、60歳代の就業率の上昇、退職給付額の減少
  → 定年まで正規雇用で働き、その後は退職し、退職金を取り崩しながら生活するというモデルの空洞化

年齢階級別 非正規雇用比率の推移

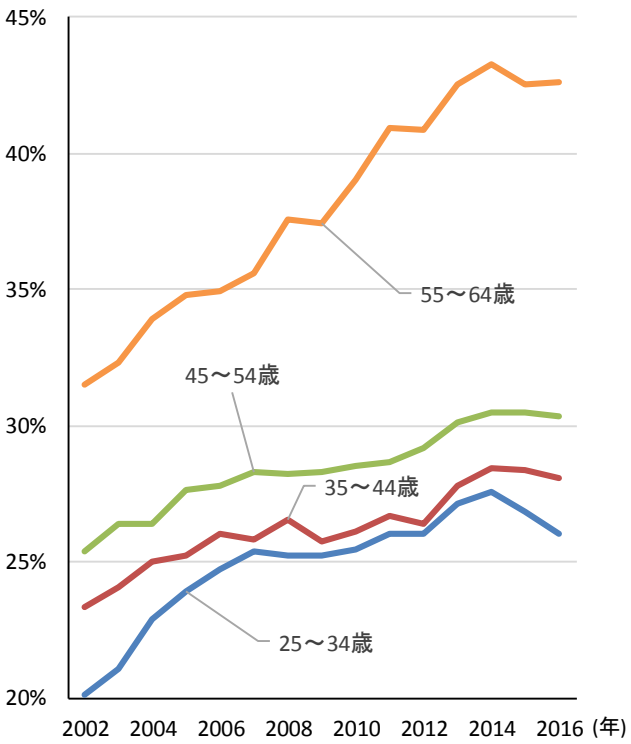

（出典）総務省「労働力調査詳細集計」より、金融庁作成

60歳代の就業率の推移

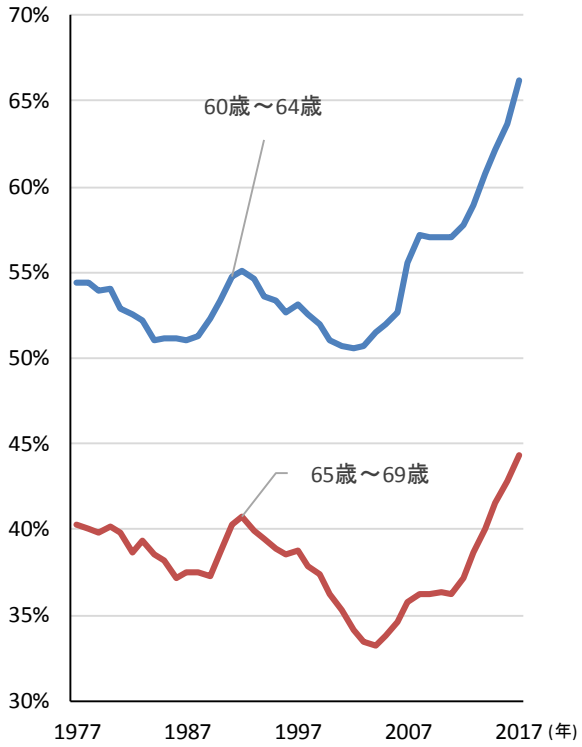

（出典）総務省「労働力調査」より、金融庁作成

退職給付額の推移

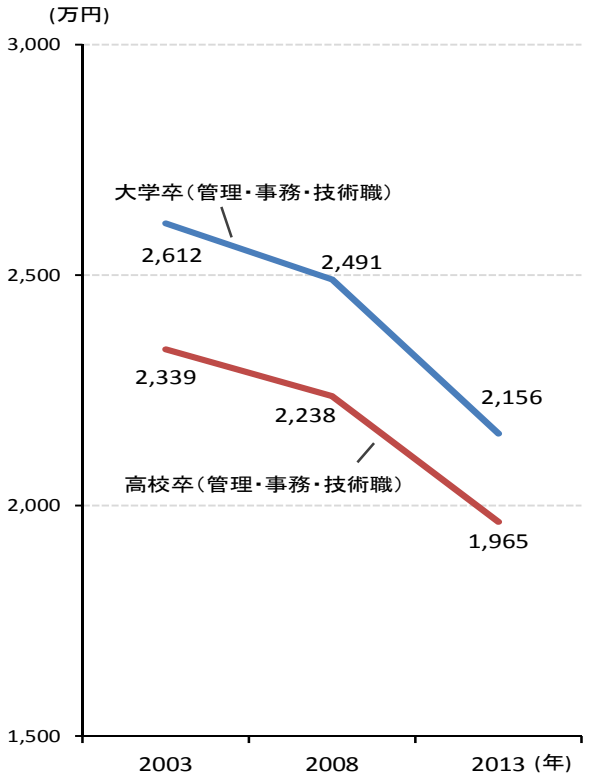

（注）勤続35年以上の退職者
（出典）厚生労働省「就労条件総合調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状　④資産の保有状況

- 退職世代の金融純資産の保有額は現役世代と比べて幅広く分布
- 退職世代の資産全体の6割以上が住宅資産
- 退職世代は現役世代よりも住宅資産を保有している割合が高く、保有している住宅の資産額は現役世代と比べて幅広く分布

現役世代と退職世代の金融純資産の世帯数分布

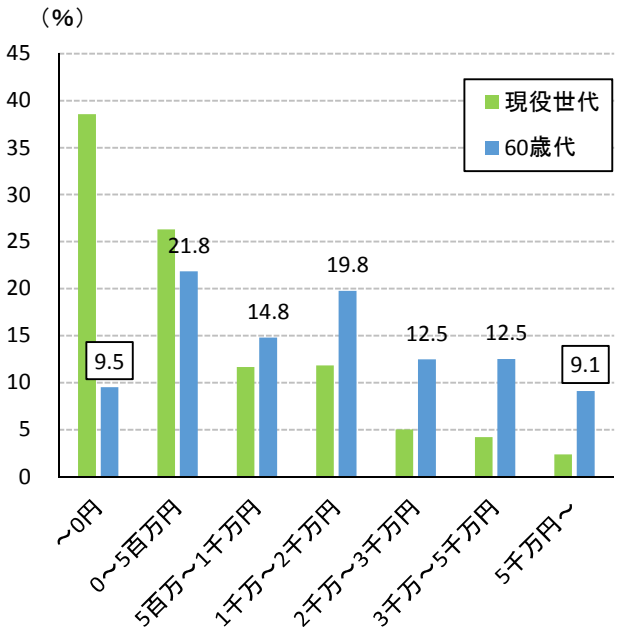

（注）現役世代は世帯主年齢が59歳以下、退職世代は世帯主年齢が60代の世帯
（出典）総務省「平成26年全国消費実態調査」の個票データより、金融庁作成（二人以上世帯を単純集計したもの）

世帯主が60代の世帯の資産構成

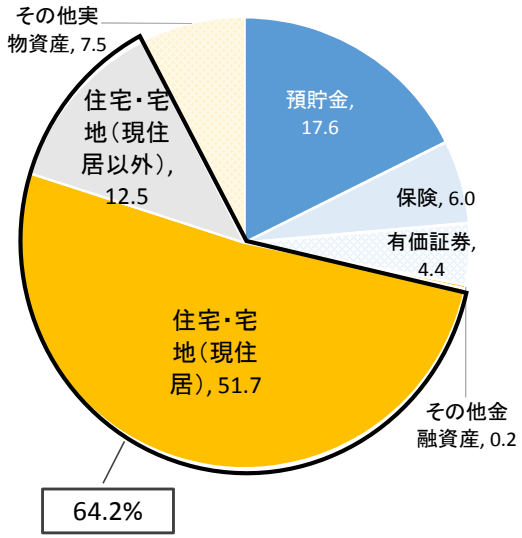

（出典）総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

現役世代と退職世代の住宅資産額別の世帯数分布

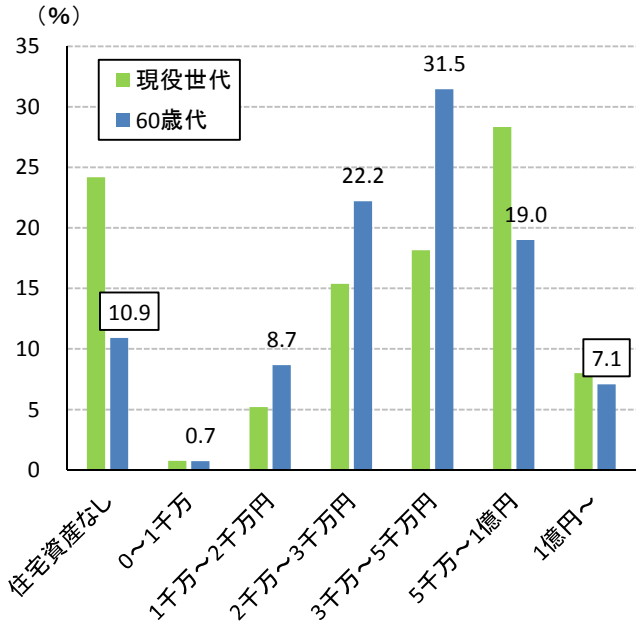

（出典）総務省「平成26年全国消費実態調査」より、金融庁作成

2. 退職世代等の現状 ⑤居住地の選択状況

- 全国的に高齢化が進む中、退職世代等は、自らのライフスタイルやニーズ（故郷、生活コスト、医療・交通環境等）を踏まえ大都市から地方都市や郊外への移住、若しくは利便性の高い都市部への移住等、居住地の選択が多様
- 地域ごとに流出入の理由や居住者の属性も様々であり、その多様性に応じた金融サービスの提供が重要

転入者対人口比別の市町村数（2014-2017）

退職世代【60歳～】

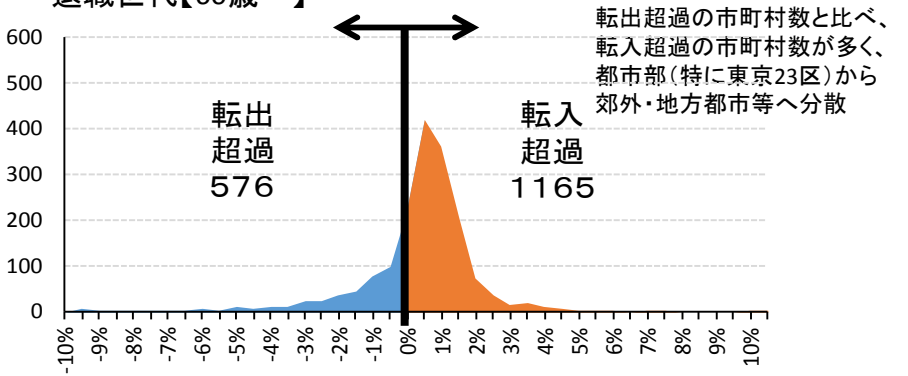

現役世代【20～59歳】

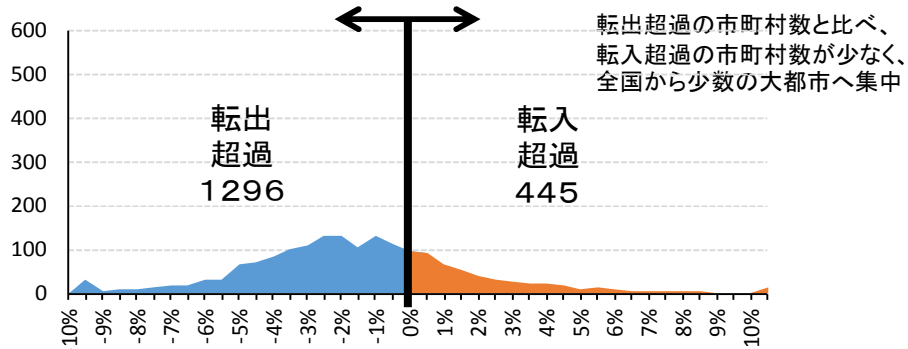

（注）東京23区はそれぞれ1市町村として計上

（出典）総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」より、金融庁作成

退職世代等の純転出入者数（2014-2017）

純転入者数上位20市区町村

市区町村名	人数（人）
札幌市	11185
福岡市	3402
千葉市	2201
八王子市	1664
青梅市	1615
相模原市	1498
さいたま市	1479
柏市	1326
仙台市	1259
旭川市	1031
松山市	1013
つくば市	979
金沢市	973
高崎市	952
鹿児島市	950
伊東市	902
大分市	831
日の出町	806
印西市	793
岡山市	776

（※）中央区は565人の純転入

純転出者数上位20市区町村

市区町村名	人数（人）
世田谷区	3458
大田区	3341
横浜市	3173
杉並区	2850
品川区	2619
練馬区	2399
新宿区	2192
北区	2190
目黒区	2189
中野区	2043
渋谷区	1991
江東区	1981
豊島区	1755
江戸川区	1605
北九州市	1552
文京区	1413
川崎市	1314
墨田区	1262
港区	1241
台東区	1234

3．高齢社会における金融サービスに関する基本的な考え方

高齢社会における金融サービスのあり方の検討に当たっては、以下の基本的な考え方が重要となってくるのではないか

➢ B to C から C to B のビジネスモデルへの転換

- ✓ 業者起点の画一的な商品の提供から、個々の顧客に合わせた顧客起点のきめ細かなサービスの提供
- ✓ デジタル化（AIやビッグデータの活用を含む）による顧客ごとの対応の容易化

➢ 金融・非金融の垣根を越えた連携

- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジー（金融老年学）といった知見の活用
- ✓ 金融ニーズに加えて、非金融ニーズの増加（例・家事代行、見守りサービス等）を踏まえたグループ内外の金融サービス主体や金融以外も含めた地域のサービス主体との連携

➢ 「見える化」を通じたより良い商品・サービスの選択

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出の「見える化」を通じた計画的な資産の活用
- ✓ 金融機関が提供している商品・サービスについて退職世代等のどのようなニーズに応えるものか「見える化」が進み、ニーズに合った商品・サービスが選択されるメカニズムの実現

4. 検討の視点

① 就労・積立・運用の継続による所得形成
（勤労収入に加えた財産収入確保の重要性）
- ✓ 退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成のあり方
- ✓ 老後資金の「見える化」のあり方
- ✓ 退職金・企業年金の活用のあり方　等

② 資産の有効活用・取崩し
- ✓ 資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービスのあり方
- ✓ 住み替えや住宅資産の有効活用のあり方　等

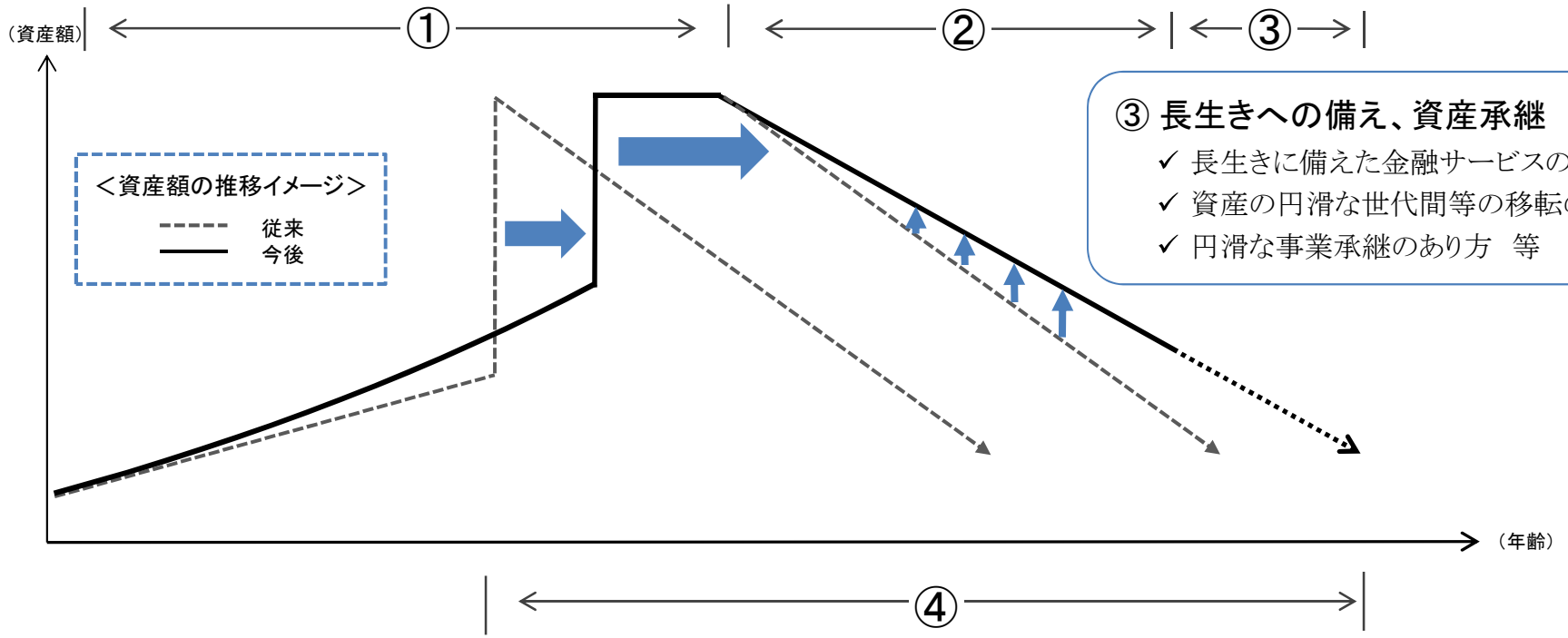

③ 長生きへの備え、資産承継
- ✓ 長生きに備えた金融サービスのあり方
- ✓ 資産の円滑な世代間等の移転のあり方
- ✓ 円滑な事業承継のあり方　等

④ 高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備
- ✓ フィナンシャル・ジェロントロジーの進展を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護のあり方
- ✓ 高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手のあり方
- ✓ 成年後見人による資産管理のあり方　等

5. 検討にあたっての指摘　①就労・積立・運用の継続による所得形成

長寿化が進行する中、就労の継続による勤労収入の確保とともに、それまでに蓄積した資産を有効活用し、財産収入を確保していくことも重要

退職世代の就労継続と現役時代からの継続的な資産形成

- ✓ 退職後も見据え、若いうちからの長期・分散・積立による資産形成を支援する「つみたてNISA」（時限措置）が導入されている。
- ✓ 確定拠出年金（DC）について、企業型では65歳、iDeCoでは60歳以降は拠出できない。

  また、拠出上限額についても企業型DCが最大で年66万円に止まるなど少額なものとなっている。

→

- ✓ つみたてNISAが長期・分散・積立の投資の手段として継続的に機能していくよう、20年間という投資期間が確保されることが重要ではないか。

  また、若年世代から退職後まで一貫した資産形成につながる制度の整備が求められるのではないか。
- ✓ 100年時代を見据えた老後のための資産形成には、DC等の拠出可能年齢や拠出上限額等の引上げが考えられないか。

老後資金の「見える化」

- ✓ 老後の収入や自らの人生設計における支出についての「見える化」が不十分

→

- ✓ 自らの老後の収入や支出についての「見える化」が進むことや、職場などにおける投資教育を通じて金融リテラシーを高めることが重要ではないか。

退職金・企業年金の活用

- ✓ 退職金や企業年金を退職時に一時金として受け取るケースが多い。

  しかし、受け取った退職一時金について、効果的な運用がなされていないことなどから、財産収入は少額にとどまっている。

→

- ✓ 退職金等について、過度にリスクの高い商品や複雑な商品で運用することがないようにしながら、高齢者に相応しい商品・サービスで運用する等の選択肢が考えられないか。

5. 検討にあたっての指摘　②資産の有効活用・取崩し

退職後は年金受給と資産の取崩し等によって生活を賄うこととなるが、単に取崩すのではなく、効果的に運用しながら取崩すことや、住宅資産の活用も含めて考えることが重要

資産を効果的に運用しながら取り崩す金融商品・サービス

- ✓ 退職世代の資産運用を、それぞれの人生設計に応じてどのように行うべきかということについて十分な議論が行われていない。

→

- ✓ 年齢、家族構成、家計、市場動向等に応じたポートフォリオの組換えや取崩しを行う運用商品やサービスなど、様々な商品・サービスが存在する。

  それらについて、それぞれにどういった特性があり、退職世代等のどのような属性の人に望ましい商品・サービスなのかという情報が「見える化」されるような環境整備を図ることが重要ではないか。

住み替えや住宅資産の有効活用

- ✓ 退職世代の中には、生まれ育った地域や、生活コストが安く、医療・介護サービス等が充実している郊外や地方都市などへ住み替える動きもみられる。
- ✓ 退職世代の保有する資産の約3分の2が住宅・宅地資産であり、リバースモーゲージの活用によって、住み替えの促進や、より豊かな老後につながる可能性があるが、金融機関による融資実績は一部を除き少ない状況。

→

- ✓ 既存住宅の流通やリフォームに関する市場の活性化に向けた
  - 公的保証による民間金融機関のバックアップなどによりリバースモーゲージの普及を図り、高齢者の住み替え等の住生活関連資金を確保
  - 良質な既存住宅の資産価値が適正に評価される等の環境整備

  といった取組みを進めることは、住宅資産を有効に利用できる環境整備という観点からも重要ではないか。

5. 検討にあたっての指摘 ③長生きへの備え、資産承継

退職世代について、予想以上に長生きした場合の備え、次世代への資産移転、事業承継に係るサービスの充実が重要

資産の円滑な世代間等の移転

- ✓ 年々、相続財産が増加しているが、高齢化の進展により老老相続となっており、現役世代に資金が回っていない。
- ✓ 相続税評価額の算出時に、不動産の時価に、一般的に時価より低いとされる路線価を用いていることなどにより有価証券より有利と考えられている。
- ✓ 英国では、夫婦間で相続が発生した場合、ISA口座で保有されている有価証券について、被相続人の非課税枠も含めて相続することを認めている

- ✓ 現役世代への資産移転を進めるための生前贈与の仕組みとして、教育資金贈与信託などの制度（時限措置）があるが、改善の余地がないか。
- ✓ 左記によって、不動産が金融資産よりも投資対象として選好されていることがないか等について研究を深め、資産選択に歪みが生じないことを目指すことが考えられるのではないか。
- ✓ 相続によって資産形成が途切れることのないよう、我が国でも同様の制度を検討することが考えられないか。

円滑な事業承継

- ✓ 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題であり、事業承継において金融機関に期待されている役割は大きいと考えられる。

- ✓ 円滑な事業承継のため、地域の金融機関が提供するサービスを充実させることが考えられないか。

5. 検討にあたっての指摘 ④高齢者が安心して資産の有効活用を行うための環境整備

高齢者が資産の有効活用を行うため、きめ細かな投資家保護の枠組み、高齢者の立場に立ちアドバイス等ができる担い手のあり方、成年後見人による資産管理等のあり方の検討が重要

フィナンシャル・ジェロントロジーの進展等を踏まえたきめ細かな高齢投資家保護

- ✓ 現在の投資勧誘等のルールは、一定の年齢（75歳・80歳）を目安に、それ以上の高齢顧客に勧誘留意商品を販売するためには役席者の事前承認を必要とするなどの対応が求められている。

→

- ✓ 認知能力や判断能力に応じた対応など、よりきめ細かな投資家保護のあり方を検討することが考えられないか。
- ✓ リスクが高く、複雑な商品の提供を抑制する一方で、リスクが低く、簡素な商品については説明内容を軽減するなど、商品のリスクや複雑さに応じた対応をより徹底することが考えられないか。

高齢者の側に立ってアドバイス等ができる担い手

- ✓ 高齢者の立場で、高齢者の多様な状況に応じた商品・サービスをアドバイスできる担い手が少ない。

→

- ✓ 高齢者の立場に立ってアドバイスできる担い手の充実を図ることが考えられないか。

成年後見人による資産管理等

- ✓ 成年被後見人の財産の後見人による不正引出しを防止するため、従来から取扱いのあった後見制度支援信託に加え、銀行でも導入できる仕組みについて本年3月に法務省、最高裁、金融庁、銀行等が報告書を取りまとめ。銀行等が新たな仕組みを導入するよう金融庁としても働きかけ。

→

- ✓ 後見制度支援信託では、その資産管理において元本保証が求められているが、被後見人の生活水準の維持・向上のため、一定の要件の下、運用対象を広げることを可能とすることが考えられないか。

（資料６－１２－１）金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall Ⅱ）

◆　金融庁では、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、昨年10月、2回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（通称：Delta Wall（※）Ⅱ）を実施

（※）Delta Wall：サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点（Delta）＋防御（Wall）

参加金融機関数

業態	地銀	第二地銀	外銀	信金	信組	労金	証券	生保	損保	貸金	合計
参加金融機関数	10	17	1	31	19	3	5	5	5	5	101

（※）業態別参加者数：延べ約1,400名が参加。うち約9割の金融機関で経営層が参加

Delta Wall Ⅱの特徴

- 演習実施までの間に自主的なインシデント対応能力の向上を促すために、**シナリオの骨子を事前に開示**（オープンシナリオ方式）
- 多くの関係部署（経営層、システム部門、広報、企画部門等）が参加できるよう、**自職場参加方式**で実施（⇔会場集合方式）
- 民間の**専門家の知見や攻撃の実例分析等を参考**にしつつ、金融機関が陥りやすい弱点が浮き彫りとなり、**参加者に「気づき」を与える**ことができるシナリオ
- 参加金融機関が「つつがなく演習をクリア」したことで良しとしないよう、「とり得た他の選択肢」等を提示するなど**事後評価に力点**
- 本演習の結果は、参加金融機関以外にも**業界全体にフィードバック（日本証券業協会：平成30年5月17日）**

演習シナリオ

①身代金を要求するDDoS攻撃、②脆弱性を突いた不正アクセスによる情報漏洩

演習結果（概要）

- 多くの金融機関では、シナリオで提示された攻撃への対応のみに目がいきがち。**サイバー攻撃に的確に対応する**ためには、**様々な可能性を考慮して行動することが重要**であり、以下のような、より**広い視野での対応が必要**

（例）

・　DDoS攻撃のシナリオにおいて、追加の攻撃を受ける可能性がある中で、インターネットバンキング等、DDoS攻撃を受けたホームページ以外のシステムも攻撃を受けるおそれがあることを考慮した防御策の検討

・　脆弱性攻撃による情報漏洩のシナリオにおいて、顧客情報の漏洩の拡大を防止するためにメールサーバを停止することになるが、停止することによる影響評価や業務を継続するための代替手段の検討

（資料６－１２－２）金融ISACへの加盟状況

◘ 金融ISACへの加盟状況

参加金融機関は374社（正会員：357社、準会員：17社）（平成30年6月13日時点）

✓ 地銀・第二地銀、生・損保は加盟が進んでいるが、信金・信組、証券会社の加盟は進んでいない。

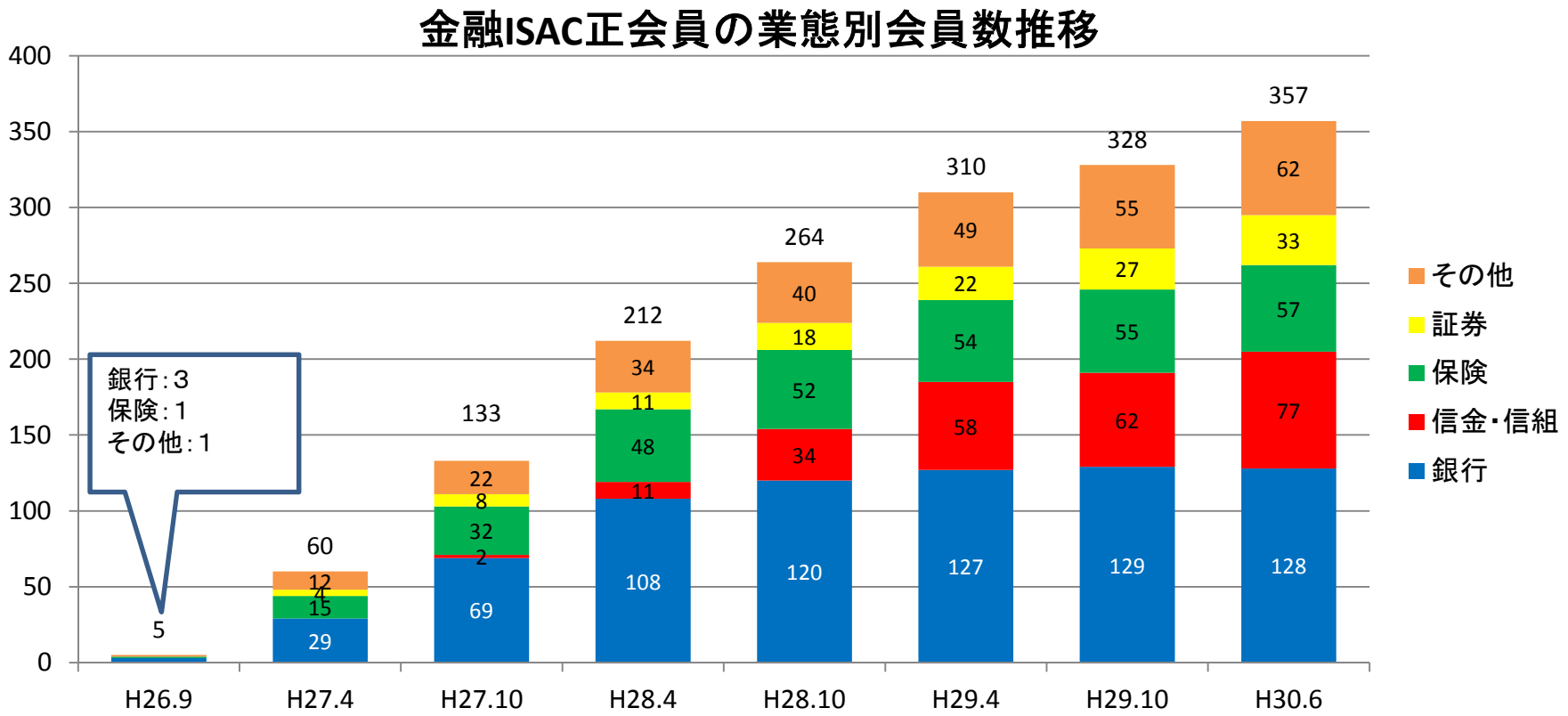

【出典：金融ISACホームページ（2018年6月13日現在）を元に加工】

✓ サイバーセキュリティ2017（2017年8月25日サイバーセキュリティ戦略本部）
金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。

参加無料

「明治150年」関連シンポジウム

～明治時代の金融制度が果たした役割～

平成３０年９月６日（木）　14:00～16:40
（開場　13:15）

◆場所　：　中央合同庁舎７号館東館３階講堂
◆定員　：　400名（申込先着順）

◆プログラム

14:00～　主催者からの開会挨拶
14:10～　講演者からの報告
▶宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
▶米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
▶小林 延人 氏「明治維新期の金融制度設計と商人の対応」
15:40～　休憩
15:50～　コメンテーターによるコメント、講演者からの回答
▶コメンテーター：吉野 直行 氏
16:20～　参加者との質疑応答
16:40　閉会

◆コメンテーター、講演者

（コメンテーター）
吉野 直行 氏
・アジア開発銀行研究所所長
・慶應義塾大学名誉教授
・金融庁金融研究センター顧問

（講演者）
宮本 又郎 氏
・大阪大学名誉教授
・大阪企業家ミュージアム館長

（講演者）
米山 高生 氏
・東京経済大学経営学部教授
・一橋大学名誉教授
・金融庁金融行政モニター委員

（講演者）
小林 延人 氏
・首都大学東京経済経営学部准教授

金融庁
Financial Services Agency

◆会場のご案内

中央合同庁舎7号館東館3階講堂

〒100－8959　東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

銀座線虎ノ門駅新連絡口11番出口直結、千代田線霞ヶ関駅A13番出口徒歩5分

※金融庁（西館）ではなく、文部科学省や会計検査院のある建物（東館）ですのでご注意ください。

※専用の駐車場はありません。公共交通機関によりお越しください。

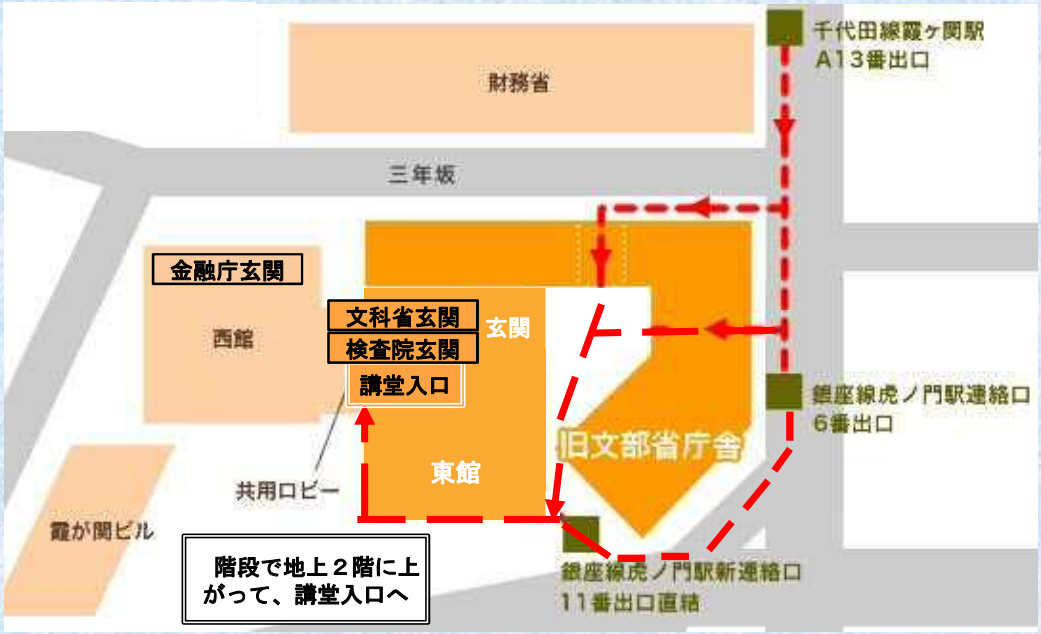

◆お申込方法

・郵送：御名前、会社・団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。

・メール：meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先（Eメールアドレス）を明記の上、ご連絡ください。

※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます（申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけます。）。

※詳細は、金融庁「明治150年」関連シンポジウムページ　（https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180727-2.html）　をご覧ください。

お申込み締切日
平成30年8月30日（木）

参加お申込みに関するお問い合わせ
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1
中央合同庁舎第7号館
金融庁総合政策局総務課調整係
TEL：03-3506-6000（内線3710、3146）

外山脩造

銀行検査で活躍、「銀行簿記精法」の会読作業に貢献

（概要）

外山脩造は、天保 13 年（1842 年）11 月 10 日、越後国古志高波在栃尾郷小貫村（現在の新潟県長岡市小貫）に、父・伝と母・清の長男として生まれた。幼名は寅太、後に脩造と称した。外山家は京都の日野家を祖先とする、代々小貫村の庄屋の家柄であった。明治維新後、慶応義塾や開成学校を経て、明治 5 年（1872 年）に共立学舎を卒業した。

明治 6 年（1873 年）、慶応義塾時代の学友の推薦により、大蔵省紙幣寮（現在の国立印刷局）に任官した。当時は日本で初めての銀行制度確立の礎となる「国立銀行条例」が制定された直後であり、大蔵省では欧米の銀行実務の導入が急務となっていた。こうした中、外山は、大蔵省嘱託であったイギリス人のアレキサンダー・アラン・シャンドが執筆し大蔵省職員が翻訳した「銀行簿記精法」の会読作業に従事し、他の従事者が難解さに苦しむ中で、唯一全書の意味を理解したとされる。外山の学識をもってすれば特に難しいことではなかったが、近代的な複式簿記システムの理解が進んでいない中、外山の能力に対する評価が高まることとなった。

これを受けて、外山は、昇進して銀行課へ異動となった。銀行課においては、主に全国の国立銀行の経営状況に係る検査と立地地域の経済・産業動向の調査や分析を担当した。外山は、第一国立銀行（現在のみずほ銀行（旧第一勧業銀行））の検査も担当し、当時、同行の頭取を務めていた渋沢栄一と面識を持つこととなった。渋沢は、外山の才能を高く評価しており、外山について、「検査に関しては非常に緻密な考えを持っていて熱心であり、かつ自分の信じることは必ず断行する性質の人であった」と評した。

また、外山は、国立銀行の資本配当のための原簿作成においても功績を残した。当時、国立銀行創立の出願が続出したことを受け、大蔵省は、国立銀行の設立を抑制するため、全国の銀行資本金総額等を制限することで設立規制を行うという方針を打ち出した。大蔵省は、外山が作成した全国の銀行資本金総額を人口・税額等で各地に割り振った原簿を基に、地方の事情を勘案した国立銀行の設立指導を行った。

明治 11 年（1878 年）、外山は、大蔵省銀行課を辞職した。明治 12 年（1879 年）、第三十二国立銀行（現在の三井住友銀行（旧三井銀行））総監役に就任した後、明治 15 年（1882 年）には、日本銀行初代大阪支店長に就任した。商業の発達には約束手形の活用が最大の成果を挙げるとの考えから、大阪支店において積極的な手形の割引を開始した。その結果、大阪支店の手形割引量は、明治 17 年（1884 年）には、日本銀行全体の手形取引枚数のおよそ 9 割、金額にしておよそ 6 割を占めるほどとなった。

明治 18 年（1885 年）に日本銀行を辞任した後は、2 年間の静養を経て、明治 20 年（1887 年）から翌年にかけて商工業視察を目的に欧米各地を周遊した。この視察で得た知見を元に、有限会社大阪麦酒会社（現在のアサヒビール株式会社）、阪神電気鉄道株式会社、商業興信所（明治 29 年（1896 年）に渋沢が開業した東京興信所と昭和 19 年（1944 年）に合併し、東亞興信所と改称）を設立するなど、数多くの事業を手掛け、関西経済界に今に続く多大な影響を与えた。

大正 5 年（1916 年）1 月 13 日、外山は大阪で 73 歳の生涯を終えた。

矢野恒太

初代保険課長、保険業法の起草に貢献

（概要）

矢野恒太は、慶応元年（1865 年）12 月 2 日、備前国上道郡角山村竹原（現在の岡山県岡山市東区竹原）に、父・三益と母・伊勢の長男として生まれた。矢野家は江戸時代から続く医者の家柄であった。明治 22 年（1889 年）12 月、第三高等中学校医学部を卒業した。

恩師の紹介で入社した日本生命では、医員として地方に出張し診査（保険契約の申込に対する諾否を判断するための被保険者の健康診査）を行う傍ら、独学で保険制度の研究を進め、入社 3 年目にして記念式典の医員総代に選ばれる程であったが、医員の待遇を巡る問題で副社長と対峙し、同社を退職した。

その後、自らの理想の実現を決心した矢野は、郷里には戻らず生命保険の研究に没頭し、1 年間で 16 編の論文を発表するなど精力的に活動する中で、保険料を低廉におさえることができ、破産の恐れもほとんどない相互主義による保険会社が最も理想的であるとの確信に至った。

また、矢野が起草した保険事業に関する論文に注目した安田善次郎（安田財閥の創設者）に、相互主義に基づく保険事業の実施について提案したことをきっかけに、明治 27 年（1894 年）4 月、安田が経営する共済生命保険合資会社(現在の明治安田生命保険相互会社(旧安田生命保険相互会社))の支配人となった。同社在職中の明治 28 年（1895 年）から 2 年間は渡欧し、ドイツのゴータ相互保険会社で保険事務を学ぶなどした後、明治 31 年（1898 年）6 月に退職した。

明治 31 年（1898 年）6 月、渡欧先のベルリンで知り合った農商務省参事官・岡野敬次郎の紹介で同省に入省した。当時、保険会社の法的な監督・取締りの強化が喫緊の課題である中、矢野は、留学や実務経験で培った豊富な知識を生かし、保険業法、保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の起草に貢献した。特に、監督官庁に提出する報告書の様式等を規定した保険業法施行規則及び勅令（外国保険会社に関する件）の主な起草は、矢野の独力により成し遂げられたものである。

明治 33 年（1900 年）5 月、矢野は、農商務省に新設された保険課の初代課長に就任し、保険会社の検査を実施し、不良会社に対しては新契約停止命令や営業停止命令などの厳格な処分を断行することで、保険業界の健全化に貢献した。

明治 34 年（1901 年)、矢野は、農商務省を辞職し、明治 35 年（1902 年）9 月、日本初の相互主義の保険会社である第一生命保険相互会社を設立した。大正 4 年（1915 年）から昭和 13 年（1938 年）まで 23 年間にわたり社長を、次いで昭和 21 年（1946 年）まで会長を務めた。

そのほか、矢野は、明治 38 年（1905 年）に設立された生命保険会社協会で、評議員、理事及び理事会会長を歴任し、生命保険の普及活動に尽力したほか、複数の電鉄会社の社長を歴任するなど、鉄道事業でも功績を残した。

昭和 26 年（1951 年）9 月 23 日、矢野は東京で 85 歳の生涯を終えた。

アレキサンダー・アラン・シャンド

「銀行簿記精法」の原著者、近代的銀行業務の指導に貢献

（概要）

アレキサンダー・アラン・シャンドは、天保 15 年（1844 年）2 月 11 日、スコットランド・アバディーンシャー・ターリフに、父・ジェームズと母・マーガレットの長男として生まれた。父は外科医で、名家の生まれであったといわれている。

文久 4 年／元治元年（1864 年）、シャンドは、インド・ロンドン・チャイナ・チャータード・マーカンタイル銀行（Chartered Mercantile Bank of India, London &China、1959 年に HSBC が買収）横浜支店の支店長代理として来日していた。明治初頭の日本は、欧米の正式な銀行経営の実務の導入が喫緊の課題であったことから、明治 5 年（1872 年）、大蔵省は、欧米の銀行実務に精通しているシャンドを登用することとした。大蔵省紙幣寮（現在の国立印刷局）に勤務することとなったシャンドは、勤務と並行して銀行簿記に関する原稿を書き上げた。これは大蔵省内で翻訳され、同年 12 月、「銀行簿記精法」として刊行された。

「銀行簿記精法」に著されたシャンドの帳簿組織（簿記の管理記録システム）は、シャンド・システムと呼ばれ、長年にわたり銀行実務の教科書として採用されることとなり、日本の銀行簿記の基礎をつくったものとして高く評価された。また、シャンド・システムは、全国各地の銀行のみならず、多くの会社及び商人たちの間にも普及し、明治、大正、昭和に至るまで、銀行及び商工業の簿記実務に採用されることとなった。

明治 7 年（1874 年）10 月、シャンドは、紙幣寮銀行課内に開設された銀行学局において、経済学や簿記等の講義を行った。この講義コースは、明治 12 年（1879 年）まで存続し、大蔵省や銀行から 340 名以上の受講生を受け入れることとなった。このようにシャンドは、銀行の帳簿・検査その他の近代的銀行業務に係る指導に尽力し、大蔵省官吏のみならず各銀行の社員の人材育成にも貢献した。

明治 8 年（1875 年）、シャンドは、第一国立銀行（現在のみずほ銀行（旧第一勧業銀行））に対する検査に派遣され、国立銀行条例第 17 条に基づく日本初の銀行検査を実施した。シャンドの検査は厳格かつ緻密であり、第一国立銀行の総監役としてシャンドの検査を数回受けた渋沢栄一も、検査によって大いに利益を得たと評している。また、シャンドは、同行以外にも複数の国立銀行の検査で活躍した。

明治 10 年（1877 年）2 月、シャンドは大蔵省を退職し、同年 3 月に帰国した。帰国した翌年の明治 11 年（1878 年）、ロンドンのアライアンス銀行（Alliance Bank、現在のロイヤルバンク・オブ・スコットランド（旧パース銀行））に入行し、明治 35 年（1902 年）には、パース銀行ロンドン支店長に昇進した。明治 37 年（1904 年）、日本国政府から、外債募集の任を受けて渡英した高橋是清（当時、日本銀行副総裁、後の内閣総理大臣）の依頼を受け、外債引受を躊躇するパース銀行の幹部をシャンドが説得したことから、同行が引受団中最高額を引き受けることとなるなど、日本の外債募集にも尽力した功績から、明治 39 年（1906 年）、勲三等旭日中綬章を受章した。

昭和 5 年（1930 年）4 月 12 日、シャンドはイギリスドウセット州パークストンで 86 歳の生涯を終えた。

金融庁
Financial Services Agency

金融庁　明治 150 年関連施策　特設ページ

平成 30 年（2018 年）は、明治元年（1868 年）から起算して満 150 年に当たります。

明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることです。こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされています。

（参考）

・「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議／内閣官房「明治 150 年」

・明治 150 年ポータルサイト

金融庁は、この一環として、以下の施策に取り組みます。

○**「明治 150 年」関連シンポジウムの開催**　（開催案内はこちら）（当日配付資料はこちら（PDF:2,405KB））

平成 30 年９月６日に、明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催します。

【「明治 150 年」関連シンポジウム】

１．日程、場所

平成 30 年９月６日（木）（14:00～16:40 予定）

中央合同庁舎７号館東館３階講堂

２．テーマ

明治時代の金融制度が果たした役割

３．コメンテーター、講演者

（コメンテーター）

■吉野 直行 氏（アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問）

（講演者）

■宮本 又郎 氏（大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長）

■米山 高生 氏（東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、金融庁金融行政モニター委員）

■小林 延人 氏（首都大学東京経済経営学部准教授）

○明治期の金融制度確立等に貢献した人物に関する調査

明治期の金融制度の確立等に貢献した人物３名の活躍を㈱エァクレーレンに依頼し、委託調査しました。

（概要、人物写真）

・外山脩造（PDF:1,173KB）

・矢野恒太（PDF:498KB）

・アレキサンダー・アラン・シャンド（PDF:529KB）

※　調査報告書の全体版はこちら（PDF:2,482KB）

※　調査報告書の内容、意見などは金融庁の公式見解を示すものではありません。

【金融庁関連業界団体の取組み】

・全国銀行協会：「明治 150 年」特設ページ

・生命保険協会：明治時代の生命保険事業について

・損害保険協会：明治 150 年関連特集

・日本証券業協会：証券会社等の明治期頃からの沿革（明治 150 年関連）

・日本取引所グループ：明治 150 年　明治期の証券市場誕生

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表） 総務企画局政策課（内線 3710、3146）

資料８－４－１

早期是正措置の概念図

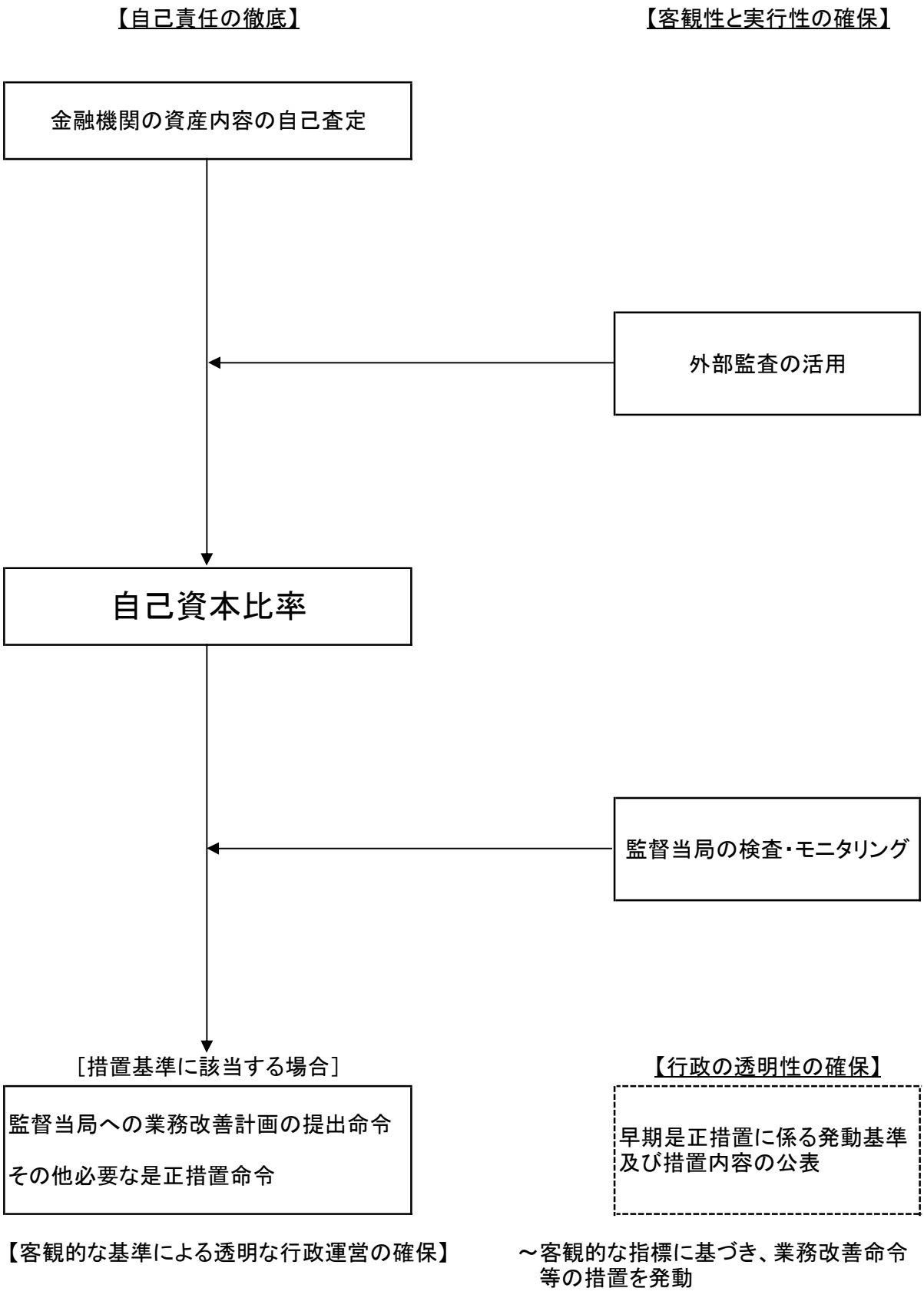

資料８－４－２

「最低所要自己資本比率」と「資本バッファー」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、平成30年10月時点のもの。
　また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
　G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰとD-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰのいずれか高い比率が適用される。

資本ﾊﾞｯﾌｧｰの種類	本邦において必要となる普通株式等Tier1比率
資本保全ﾊﾞｯﾌｧｰ	2.5%
ｶｳﾝﾀｰ・ｼｸﾘｶﾙ・ﾊﾞｯﾌｧｰ	0%（金融庁長官が別に指定した場合は別に指定した比率）
G-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	1%～1.5%（FSBが毎年設定）
D-SIBsﾊﾞｯﾌｧｰ	0.5%～1.5%（金融庁長官が指定）

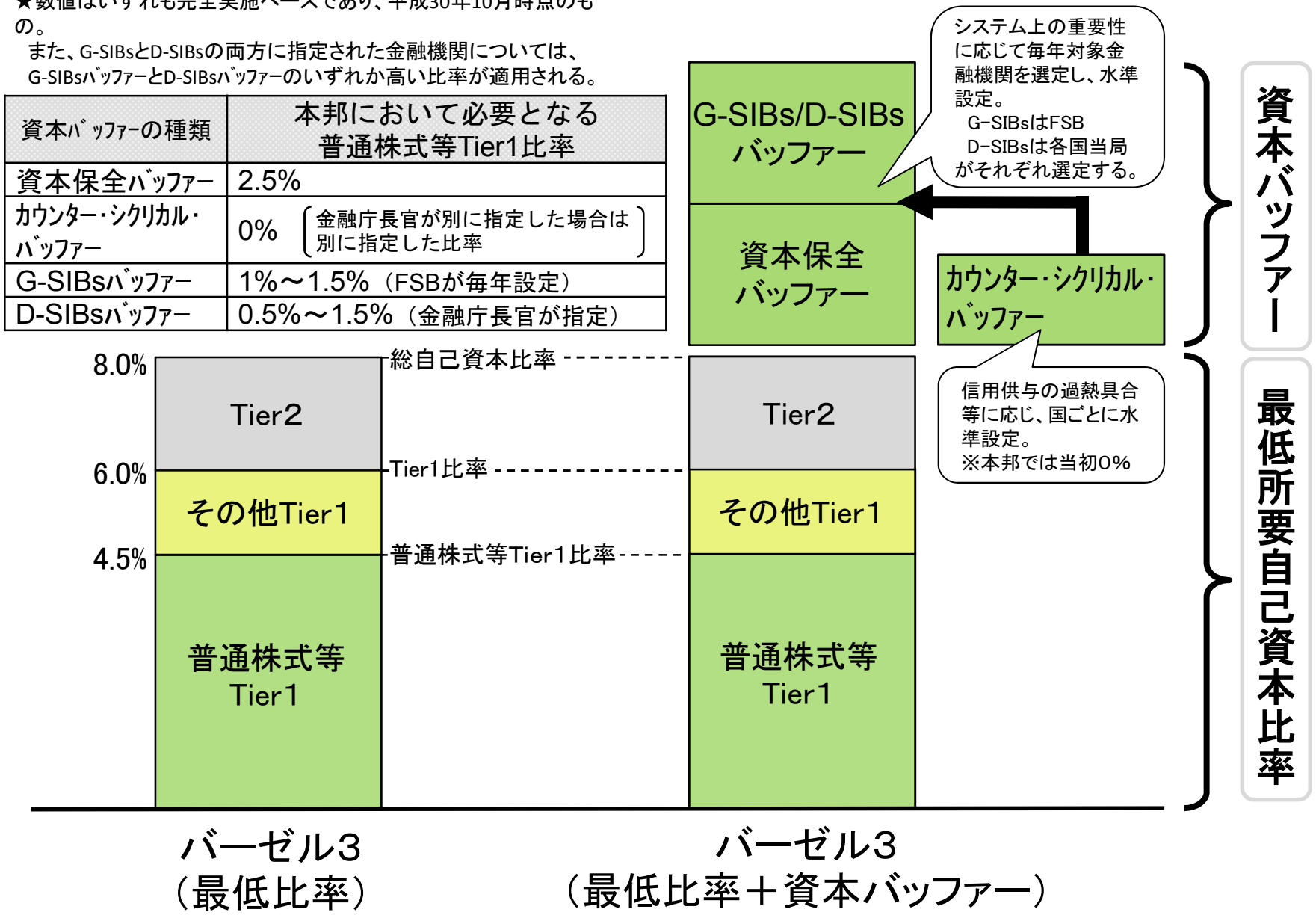

資料８－５－１

金　　融　　庁

金融上の行政処分について

○　行政運営の基本的な考え方

・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底

・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○　基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○　行政処分の公正性・透明性の確保

１．事前にルールや解釈を明示

・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

（例１）銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針　Ⅲ－３―3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

（例2）保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針　Ⅱ―３－５－２（※）「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ―３－３（※）「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

・　いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。

また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

（注1）ノーアクションレター制度の利用実績は、平成 13 年7月の制度導入以降、累計で 63 件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

（注2）「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした

② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした

③ 弁護士等（弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者）以外の者が代理人になることを可能とした

2．デュープロセスの遵守

・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。

・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している（意見交換制度）。

（注）更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3．透明性の確保

・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。

その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。

・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。

・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1．具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

①当該行為の重大性・悪質性

◎公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度
広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性
例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性
当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無
当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無
当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無
問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無
反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性
◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2．上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適当かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適当かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。

・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁（職員）の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

・「金融監督の原則と監督部局職員の心得（行動規範）」を策定。

○ 事後のフォローアップ

・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取組み、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

（以　上）

資料8－5－2

行政処分の件数（平成14年4月～平成29事務年度）

	13事務年度（14年4月1日～6月30日）	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	29事務年度	合　計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	83
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	62
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	―	―	―	―	―	―	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	433
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	99
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	147
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	37	1202
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合　計	**20**	**65**	**107**	**90**	**253**	**129**	**80**	**87**	**104**	**70**	**58**	**53**	**49**	**27**	**47**	**1185**	**83**	**2507**
うち業務停止以上	**9**	**20**	**29**	**30**	**91**	**40**	**33**	**26**	**40**	**30**	**23**	**22**	**20**	**8**	**17**	**582**	**24**	**1044**

（注1）ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。
（注2）複数の行政処分（例：業務停止命令と業務改善命令）を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。
（注3）金融商品仲介業者（19年9月以前は証券仲介業者）の件数は、16年4月より証券仲介業制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。
（注4）少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。
（注5）合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。
（注6）主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。
（注7）前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証票発行者の処分件数。
（注8）資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。
（注9）仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。
（注10）第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。
（注11）第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。
（注12）投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。
（注13）投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

平成 30 年 6 月 1 日
金　　融　　庁

資料９－２－１

主要行等の平成 30 年３月期決算の概要

１．損益の状況（グループ連結ベース）

○　30 年３月期は、低金利環境の継続等により連結業務純益は前年同期に比べ 7.5%減少したものの、株式等関係損益が増加したことや、与信関係費用が大幅に改善したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ 6.6%の増加。

（単位：億円）

	28 年３月期	29 年３月期	30 年３月期	前期比
連結業務粗利益	108,941	105,278	102,995	▲ 2,282
資金利益	53,443	50,158	48,306	▲ 1,852
役務取引等利益	33,919	34,351	35,039	688
その他業務利益	9,675	8,762	8,064	▲ 698
うち債券等関係損益*	4,107	998	▲ 286	▲ 1,284
経費	▲ 65,924	▲ 68,253	▲68,901	▲ 648
連結業務純益	42,715	37,913	35,067	▲ 2,847
与信関係費用**	▲ 4,390	▲ 3,991	53	4,044
株式等関係損益	3,889	4,888	5,629	741
うち株式等償却*	▲ 764	▲ 292	▲186	106
親会社株主に帰属する当期純利益	27,240	26,140	27,853	1,713

*債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）	28 年３月末	29 年３月末	30 年３月末
貸出金（末残）***	295.3 兆円	299.9 兆円	296.9 兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○　不良債権額は 29 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
（いずれも平成 11 年３月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	28 年３月期	29 年３月期	30 年３月期
不良債権額	3.1 兆円	2.9 兆円	2.2 兆円
不良債権比率	0.97%	0.87%	0.66%

３．自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

○　国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1 比率、普通株式等 Tier1 比率は、29 年３月期に比べ上昇。

○　国内基準行の自己資本比率は、29 年３月期に比べ低下。

（国際統一基準行：４グループ）

	29 年３月期	30 年３月期
総自己資本比率	16.29%	17.63%
Ｔier1 比率	13.55%	15.12%
普通株式等Tier1 比率	11.73%	12.94%

（国内基準行：３グループ）

	29 年３月期	30 年３月期
自己資本比率	11.88%	11.26%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。
（注3）銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

資料９－２－２

平成 30 年 6 月 1 日
金　　融　　庁

地域銀行の平成 30 年３月期決算の概要

１．損益の状況（銀行単体ベース）

○ 30 年3月期は、株式等関係損益が増加したものの、貸出金利回りの低下等により資金利益が減少したことや、債権等関係損益が減少したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ、0.4%の減少。

（単位：億円）

	28 年３月期	29 年３月期	30 年３月期	前年同期比
業務粗利益	46,842	43,729	42,707	▲ 1,022
資金利益	39,813	38,419	38,319	▲ 100
役務取引等利益	5,471	5,010	5,297	287
債券等関係損益	856	▲ 372	▲ 1,213	▲ 841
うち、債券等償却	▲ 57	▲ 14	▲ 20	▲ 6
経費	▲ 30,936	▲ 30,894	▲ 30,528	366
実質業務純益	15,905	12,834	12,178	▲ 656
与信関係費用(※)	▲ 872	▲ 861	▲ 1,065	▲ 204
株式等関係損益	1,609	2,136	2,751	615
うち、株式等償却	▲ 95	▲ 55	▲ 36	19
当期純利益	11,729	10,002	9,965	▲ 37

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

（参考）

	28 年３月期	29 年３月期	30 年３月期
貸出金（末残）	242.0 兆円	251.0 兆円	260.6 兆円

２．不良債権の状況（銀行単体ベース）

○ 不良債権額は 29 年３月期に比べ減少、不良債権比率も低下。
（いずれも平成 11 年３月期の金融再生法に基づく開示以降で最低）

	28 年３月期	29 年３月期	30 年３月期
不良債権額	5.2 兆円	4.8 兆円	4.5 兆円
不良債権比率	2.13%	1.90%	1.71%

３．自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

○ 国際統一基準行の総自己資本比率は、29 年３月期に比べ上昇。

○ 国内基準行の自己資本比率は、29 年３月期に比べ低下。

（国際統一基準行：11行）

	29 年３月期	30 年３月期
総自己資本比率	13.94%	14.01%
Tier1 比率	13.34%	13.61%
普通株式等 Tier1 比率	13.34%	13.61%

（国内基準行：95行）

	29 年３月期	30 年３月期
自己資本比率	9.86%	9.70%

（注1）記載金額・比率は、四捨五入して表示。
（注2）30年3月期の集計対象は106行（地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行）
（注3）与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年 11 月 10 日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社りそなホールディングスに対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商　　号　：株式会社関西みらいフィナンシャルグループ
２．本 店 所 在 地　：大阪市中央区備後町２丁目２番１号
３．代　　表　　者　：代表取締役　菅 哲哉
４．資　　本　　金　：設立時：250,000,993 円
５．役職員数(予定)　：　140 名
６．設 立 予 定 日　：　平成 29 年 11 月 14 日

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局　銀行第一課（内線 3395、2783）

資料９－２－４

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年３月 30 日
金　　融　　庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社関西みらいフィナンシャルグループに対して、株式会社みなと銀行及び株式会社関西アーバン銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第６項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先
近畿財務局　Tel　06-6949-6369
金融監督第一課

金融庁　Tel　03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 2234、2868)

資料９－２－５

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年３月 30 日
金　　融　　庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社三重銀行及び株式会社第三銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第１項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社三十三フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

１．商　　号　：　株式会社三十三フィナンシャルグループ
２．本店所在地　：　（本店）三重県松阪市京町 510 番地
　　（本社）三重県四日市市西新地７番８号
３．代　表　者　：　代表取締役会長　　岩間　弘
　　代表取締役社長　　渡辺　三憲
４．資　本　金　：　100 億円
５．役職員数(予定)　：　121 名
６．設立予定日　：　平成 30 年４月２日

お問い合わせ先
東海財務局　Tel：052-951-2493
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線：2234、2729)

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年４月 27 日
金　　融　　庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社八千代銀行、株式会社東京都民銀行及び株式会社新銀行東京に対し、銀行法第 30 条第１項の規定に基づき、３行が合併することについて認可しました。

（参考）合併後の銀行の概要

１．商　　号　：　株式会社きらぼし銀行
２．本店所在地　：　東京都港区南青山三丁目 10 番 43 号
３．代　表　者　：　取締役頭取（代表取締役）　渡邊　壽信
　　取締役副頭取（代表取締役）　北川　嘉一
　　専務取締役（代表取締役）　常久　秀紀
４．資　本　金　：　437 億円
５．職　員　数　：　3,241 名（平成 29 年９月末の３行単体合算ベース）
６．合併予定日　：　平成 30 年５月１日

お問い合わせ先
関東財務局　Tel：048-600-1144
金融監督第一課

金融庁　Tel：03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線：2239、2728)

資料９－２－７

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目　　的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、３か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当ｶﾊﾞｰ部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

資料９－２－８

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	**破産更生債権及びこれらに準ずる債権** 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	**破綻先** **実質破綻先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類　第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの	**危険債権** 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権	**破綻懸念先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類　第Ⅲ分類
３カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として３カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	**要管理債権** ３ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	**要注意先** 第Ⅰ分類　第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
		正常先 第Ⅰ分類

資料９－２－９

自己査定における債権分類基準

高い　←　回収の可能性　→　低い

不良↑財務内容↓健全 ／ 担保などの分類 ／ 債務者区分	優良担保（預金・国債などの担保）優良保証（保証協会などの保証）	一般担保（不動産担保等） 処分可能見込額（評価額の７０％相当分）	一般担保（不動産担保等） 評価額と処分可能見込額の差額（評価額の３０％相当分）	担保なし
破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
実質破綻先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
破綻懸念先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅲ
要管理先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
要注意先	Ⅰ	Ⅱ	Ⅱ	Ⅱ
正常先	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ

Ⅳ（第4分類）:回収不能債権

Ⅲ（第3分類）:回収に重大な懸念のある債権

Ⅱ（第2分類）:回収に注意を要する債権

Ⅰ（第1分類）:正常債権

破綻先　　法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先　　法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先　　現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先　　金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先　　要注意先債務者のうち、「3カ月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先　　業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年８月 10 日
金融庁

平成 29 年３月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

１．金融再生法開示債権の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 7.7 兆円であり、平成 28 年３月期の 8.4 兆円に比べ 0.7 兆円の減少となっています。

（参考）平成 29 年３月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権		▲0.7
うち 要管理債権		＋0.1
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋0.4
	危険債権以下からの上方遷移	＋0.3
	（債務者の業況改善＋0.3　再建計画の策定等＋0.0）	
	（増加要因計	＋0.7）
［減少要因］	正常債権化	▲0.4
	（債務者の業況改善▲0.3　再建計画の策定等▲0.1）	
	危険債権以下への下方遷移	▲0.2
	返済等（*）	▲0.0
	（減少要因計	▲0.6）
うち 危険債権以下		▲0.8
［増加要因］	債務者の業況悪化等に伴う新規発生	＋1.2
	要管理債権からの下方遷移	＋0.2
	（増加要因計	＋1.3）
［減少要因］	オフバランス化等（*）	▲2.1
	（債権流動化等▲1.4、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.8）	
	（減少要因計	▲2.1）

＊「返済等」「オフバランス化等」には、返済のほか統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

２．個別貸倒引当金の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.5 兆円であり、平成 28 年３月期の 1.8 兆円と比べ 0.4 兆円の減少となっています。

３．不良債権処分損の状況

平成 29 年３月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は 0.3 兆円であり、平成 28 年３月期の 0.3 兆円と比べほぼ横ばいとなっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。なお、平成 28 年３月期の（表７）自己査定による債務者区分の推移の一部の計数につき訂正致しました。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局総務課監督調査室
（内線 2688、3312）

（表１）金融再生法開示債権等の推移
（Excel）（PDF：70KB）
（表２）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因
（Excel）（PDF：36KB）
（表３）金融再生法開示債権の保全状況の推移
（Excel）（PDF：54KB）
（表４）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（Excel）（PDF：33KB）
（表５）不良債権処分損等の推移（全国銀行）
（Excel）（PDF：53KB）
（表６）リスク管理債権額等の推移
（Excel）（PDF：83KB）
（表７）自己査定による債務者区分の推移
（Excel）（PDF：39KB）

資料9－2－11

（表1）金融再生法開示債権等の推移

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
都銀・旧長信銀・信託	総与信（億円）	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,631,590	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290
	金融再生法開示債権（億円）	283,850	206,800	138,020	75,600	62,290	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990
	破産更生等債権（億円）	35,290	22,100	14,940	10,580	7,740	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680
	危険債権（億円）	129,790	67,740	53,270	37,470	31,760	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320
	要管理債権（億円）	118,770	116,960	69,810	27,550	22,800	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990
	正常債権（億円）	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,569,300	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290
	不良債権比率（%）	8.7	7.2	5.1	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.8	1.9	0.6	1.0	0.1	0.4	0.0	0.3	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2
(9)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	4.0	3.9	2.0	3.9	1.6	3.5	1.6	3.3	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.2	1.7	3.2	1.8	3.3	1.5	2.9	1.5	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6
都市銀行	総与信（億円）	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,211,090	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690
	金融再生法開示債権（億円）	218,120	176,690	118,490	64,630	53,680	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250
	破産更生等債権（億円）	25,260	18,500	12,710	9,270	6,600	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540
	危険債権（億円）	101,890	58,530	44,600	31,830	27,350	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680
	要管理債権（億円）	90,980	99,660	61,170	23,530	19,730	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040
	正常債権（億円）	2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,157,420	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440
	不良債権比率（%）	8.7	7.3	5.3	3.0	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
	不良債権処分損（兆円）	6.2	4.6	3.3	1.9	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.2	0.4	0.4	0.7	1.6	0.5	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.2	▲ 0.3	0.0	▲ 0.0	0.2	▲ 0.0	0.2
(4)	実質業務純益（兆円）	3.3	3.4	3.2	3.1	1.7	3.1	1.2	2.7	1.3	2.6	1.1	2.3	1.2	2.5	1.6	2.7	1.5	2.7	1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1
旧長期信用銀行	総与信（億円）	346,260	74,770	64,970	62,440	65,560	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890
	金融再生法開示債権（億円）	27,420	4,360	1,860	1,500	1,210	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	5,050	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230
	破産更生等債権（億円）	5,620	490	290	90	80	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30
	危険債権（億円）	11,300	1,920	1,280	1,260	890	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150
	要管理債権（億円）	10,500	1,940	290	150	230	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50
	正常債権（億円）	318,840	70,410	63,110	60,940	64,360	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660
	不良債権比率（%）	7.9	5.8	2.9	2.4	1.8	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3
	不良債権処分損（兆円）	0.7	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.0
(2)	実質業務純益（兆円）	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	▲ 0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
信託銀行	総与信（億円）	419,400	392,090	373,750	353,770	354,940	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710
	金融再生法開示債権（億円）	38,310	25,750	17,670	9,470	7,410	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510
	破産更生等債権（億円）	4,410	3,110	1,940	1,230	1,060	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110
	危険債権（億円）	16,610	7,290	7,390	4,380	3,510	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500
	要管理債権（億円）	17,300	15,350	8,350	3,860	2,840	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900
	正常債権（億円）	381,080	366,340	356,070	344,300	347,530	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200
	不良債権比率（%）	9.1	6.6	4.7	2.7	2.1	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8	1.3	1.2	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3
	不良債権処分損（兆円）	0.8	0.5	0.2	0.2	0.0	0.0	▲ 0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	0.1	0.0	▲ 0.0	0.0	▲ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲ 0.0	▲0.0	▲ 0.0	▲ 0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0
(3)	実質業務純益（兆円）	0.7	0.7	0.7	0.7	0.3	0.7	0.3	0.7	0.3	0.6	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4
主要行	総与信（億円）	3,179,460	2,798,760	2,628,590	2,530,560	2,566,030	2,591,090	2,623,320	2,670,530	2,679,990	2,702,520	2,760,630	2,808,580	2,664,820	2,618,760	2,548,180	2,570,350	2,558,280	2,632,960	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400
	金融再生法開示債権（億円）	267,820	202,440	136,160	74,100	61,090	46,300	39,020	40,830	39,940	37,660	41,910	45,220	48,920	45,270	44,980	44,530	44,330	45,780	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760
	破産更生等債権（億円）	32,010	21,610	14,650	10,500	7,650	5,170	4,340	4,030	4,350	4,410	7,500	10,340	9,210	7,750	6,510	5,900	4,990	4,810	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650
	危険債権（億円）	122,330	65,820	51,990	36,210	30,870	18,630	15,870	19,150	20,870	16,670	20,960	23,630	28,810	26,080	25,660	23,670	24,780	26,250	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170
	要管理債権（億円）	113,480	115,010	69,520	27,390	22,570	22,510	18,810	17,650	14,720	16,580	13,450	11,250	10,910	11,430	12,820	14,950	14,550	14,730	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940
	正常債権（億円）	2,911,640	2,596,310	2,492,430	2,456,470	2,504,940	2,544,780	2,584,300	2,629,690	2,640,050	2,664,860	2,718,730	2,763,360	2,615,900	2,573,490	2,503,200	2,525,810	2,513,960	2,587,180	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640
	不良債権比率（%）	8.4	7.2	5.2	2.9	2.4	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.6	1.8	1.7	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9
	不良債権処分損（兆円）	7.7	5.1	3.5	2.0	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	0.3	0.4	0.4	0.7	1.7	0.6	0.9	0.1	0.3	0.0	0.2	0.0	0.2	▲ 0.2	▲0.3	▲ 0.3	▲ 0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2
(7)	実質業務純益（兆円）	4.2	4.1	3.9	3.8	2.0	3.7	1.5	3.4	1.8	3.2	1.4	2.7	1.4	2.9	1.8	3.1	1.7	3.1	1.7	3.2	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
地域銀行	総与信(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,868,210	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	97,050	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	20,420	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	48,190	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	28,440	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,771,160	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280
	不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	5.2	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9
	不良債権処分損(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.4	0.6	0.3	0.8	0.4	0.7	0.5	1.2	0.4	0.7	0.2	0.6	0.1	0.3	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(106)	実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	1.0	2.0	1.0	2.0	1.0	1.8	0.8	1.1	0.8	1.8	0.9	1.8	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.8	1.3
地方銀行	総与信(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,400,760	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	71,920	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	14,380	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	35,510	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	22,030	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,328,840	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190
	不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	5.1	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8
	不良債権処分損(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.2	0.4	0.2	0.5	0.3	0.5	0.4	0.8	0.3	0.5	0.1	0.5	0.1	0.2	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
(64)	実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	0.8	1.5	0.7	1.5	0.8	1.4	0.6	1.0	0.7	1.4	0.7	1.4	0.7	1.3	0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0
第二地方銀行	総与信(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	411,940	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	24,090	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,950	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	12,200	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,940	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	387,850	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600
	不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.8	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2
	不良債権処分損(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.1	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
(41)	実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.1	0.0	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2
全国銀行	総与信(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,499,800	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	159,340	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	28,160	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	79,950	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	51,240	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,340,460	4,441,010	4,508,780	4,606,820	4,633,710	4,702,300	4,766,990	4,867,780	4,699,050	4,665,600	4,592,670	4,635,080	4,631,670	4,748,010	4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,586,780	5,780,570
	不良債権比率(%)	8.4	7.4	5.8	4.0	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.4	2.5	2.4	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3
	不良債権処分損(兆円)	9.7	6.7	5.4	2.8	0.2	0.4	0.2	1.0	0.3	1.1	1.3	3.1	1.0	1.7	0.3	1.0	0.1	0.5	0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3	0.0	0.3
(115)	実質業務純益(兆円)	6.0	6.0	5.9	5.9	3.0	5.8	2.5	5.5	2.6	5.1	2.1	3.8	2.3	4.7	2.8	5.0	2.6	4.9	2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	17年9月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期
協同組織金融機関	総与信（億円）	955,590	945,270	927,430	908,080		902,330		906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680
	金融再生法開示債権（億円）	92,350	91,680	80,080	69,780		61,900		57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640
	破産更生等債権（億円）	29,920	29,550	26,580	22,350		19,450		18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		11,860		10,620		9,780
	危険債権（億円）	35,970	36,070	33,610	31,040		29,100		28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		29,180		27,070
	要管理債権（億円）	26,460	26,050	19,900	16,390		13,350		11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790
	正常債権（億円）	863,240	853,530	847,320	838,290		840,390		849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020
	不良債権比率（%）	9.7	9.7	8.6	7.7		6.9		6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.1		4.5		3.9
	不良債権処分損（兆円）	0.9	0.8	0.6	0.5		0.4		0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1
(431)	実質業務純益（兆円）	0.8	1.3	1.1	1.2		1.3		1.3		1.2		0.0		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.3		1.1		0.6
信用金庫	総与信（億円）	750,180	746,830	728,090	708,680		699,650		702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030
	金融再生法開示債権（億円）	75,930	74,170	65,210	56,610		49,930		45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		39,640		36,300		33,500
	破産更生等債権（億円）	23,580	23,500	21,000	17,260		14,990		14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,030		8,040		7,360
	危険債権（億円）	30,850	30,210	28,370	26,470		24,500		23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		27,170		25,110		23,310
	要管理債権（億円）	21,510	20,460	15,830	12,880		10,430		8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		3,440		3,160		2,820
	正常債権（億円）	674,250	672,600	662,850	652,070		649,710		656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		653,850		652,890		667,920		683,040		709,980		743,510
(265)	不良債権比率（%）	10.1	9.9	9.0	8.0		7.1		6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		5.5		4.9		4.3
信用組合	総与信（億円）	118,580	104,270	100,190	99,670		100,250		99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270
	金融再生法開示債権（億円）	15,100	15,980	13,350	11,830		10,710		10,340		10,180		8,900		8,110		8,030		8,370		8,360		7,740		7,440		6,880		6,360
	破産更生等債権（億円）	5,980	5,700	5,170	4,490		3,950		3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220
	危険債権（億円）	4,360	4,960	4,330	4,050		3,990		3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,750		3,510		3,220
	要管理債権（億円）	4,760	5,330	3,850	3,290		2,760		2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,050		970		920
	正常債権（億円）	103,480	88,270	86,840	87,840		89,520		89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		96,010		105,590		131,910
(152)	不良債権比率（%）	12.7	15.3	13.3	11.9		10.7		10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6
預金取扱金融機関	総与信（億円）	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350		5,477,050		5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490
	金融再生法開示債権（億円）	524,420	445,070	346,020	249,040		195,620		177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870
	破産更生等債権（億円）	103,960	87,020	70,090	54,660		43,030		38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		24,310		23,370		21,760
	危険債権（億円）	229,120	166,200	145,480	119,400		92,340		88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		86,680		81,430		72,200
	要管理債権（億円）	191,340	191,840	130,440	74,990		60,250		49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,390		22,980		23,910
	正常債権（億円）	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290		5,281,410		5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590
	不良債権比率（%）	8.6	7.8	6.3	4.6		3.6		3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7
	不良債権処分損（兆円）	10.6	7.4	6.0	3.4		0.8		1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4
(546)	実質業務純益（兆円）	6.8	7.3	7.0	7.1		7.1		6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8

（注） 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. （ ）内は29年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの（信農連等は含まない）。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期（網掛け）は半期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正等を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

資料9－2－12

（表2） 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

（単位：兆円）

		15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
金融再生法開示債権		▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7
うち要管理債権		+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4
	危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3
	再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
	正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4
	債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3
	再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
	危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2
	返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0
うち危険債権以下		▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8
〔増減要因〕	債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2
	要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2
	オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1

（注）1．計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。
2．29年3月期時点の対象金融機関数は115行。
3．都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行（埼玉りそな銀行を含む。）を集計。
4．一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
＊ 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。
＊＊ 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

資料９－２－13

（表３）　金融再生法開示債権の保全状況の推移

主要行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3
		(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)
	引当	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
		(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)
危険債権	債権額	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
	保全額	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1
		(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)
	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7
		(44.9)	(47.0)	(46.5)	(40.2)	(54.7)	(42.2)	(52.9)	(48.1)	(50.8)	(55.3)	(54.6)	(54.1)	(54.9)	(57.2)	(50.5)	(55.6)
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)
要管理債権	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
	保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8
		(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)
	担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5
		(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)
	引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4
		(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5
		(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)
	引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8
		(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)

地域銀行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5
		(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
		(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3
		(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8
		(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.5)

全国銀行

（単位：兆円、％）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8
		(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)
	引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4
		(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8
		(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)
	引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1
		(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8
		(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)
	引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5
		(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4
		(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)
	引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9
		(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)

（注） 1. ( )内の計数は保全率。
2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

資料９－２－14

（表４） 担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移
（アンケートによる全数調査）

主要行（７行）　　（単位：億円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651
Ａ－Ｂ	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364
Ａ／Ｂ（％）	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9

地域銀行（１０６行）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055
Ａ－Ｂ	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898
Ａ／Ｂ（％）	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1

全国銀行（１１５行）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
実際の売却額［A］	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972
直前期における評価額（処分可能見込額）［B］	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709
Ａ－Ｂ	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263
Ａ／Ｂ（％）	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9

（注）１．主要行の計数は、都銀と信託の合計。
２．地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
３．全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
４．（　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－15

（表５） 不良債権処分損等の推移(全国銀行）

（単位:億円）

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセールによる売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (−2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (−69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
（うち、個別貸倒引当金残高）	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

（単位:億円）

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742	28,475	3,629	10,460	11,238	30,938	16,821	10,046	5,486	5,754	▲ 753
	(34,607)	(19,621)	(▲2,803)	(2,729)	(4,110)	(19,119)	(9,654)	(3,912)	(2,575)	(2,117)	(▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157	940	▲ 3,722	5,239	2,893	15,318	8,028	5,362	2,212	2,850	▲ 2,332
	(4,202)	(▲4,262)	(▲6,963)	(537)	(▲1,573)	(7,255)	(3,530)	(1,115)	(740)	(492)	(▲3,135)
直接償却等	37,335	27,536	7,020	5,373	8,206	15,328	8,574	4,534	3,147	2,768	1,665
	(30,472)	(23,862)	(3,804)	(2,369)	(5,770)	(11,779)	(6,078)	(2,854)	(1,802)	(1,591)	(761)
貸出金償却	25,166	17,114	4,786	3,893	6,275	13,933	7,003	4,086	2,379	2,340	1,375
	(19,852)	(14,743)	(2,344)	(2,077)	(4,499)	(10,797)	(5,021)	(2,683)	(1,325)	(1,437)	(680)
バルクセールによる売却損等	12,169	10,422	2,235	1,479	1,931	1,395	1,571	448	769	428	290
	(10,621)	(9,119)	(1,461)	(292)	(1,271)	(981)	(1,057)	(171)	(477)	(154)	(81)
その他	250	▲ 1	332	▲ 152	139	291	218	151	127	136	▲ 86
	(▲68)	(21)	(356)	(▲171)	(▲86)	(85)	(47)	(▲57)	(33)	(34)	(▲172)
4年度以降の累計	935,724	964,199	967,828	978,288	989,526	1,020,464	1,037,285	1,047,331	1,052,817	1,058,571	1,057,818
	(752,541)	(772,162)	(769,359)	(772,088)	(776,198)	(795,317)	(804,971)	(808,883)	(811,458)	(813,575)	(811,029)
直接償却等の累計	424,844	452,380	459,400	464,773	472,979	488,307	496,881	501,415	504,562	507,330	508,995
	(380,137)	(403,999)	(407,803)	(410,172)	(415,942)	(427,721)	(433,799)	(436,653)	(438,455)	(440,046)	(440,807)
リスク管理債権残高	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,346
	(135,670)	(72,900)	(45,240)	(40,040)	(36,990)	(45,370)	(48,190)	(46,390)	(47,500)	(49,350)	(38,722)
貸倒引当金残高	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740
	(69,030)	(47,390)	(32,470)	(30,200)	(25,800)	(30,270)	(29,630)	(27,060)	(26,400)	(25,140)	(20,430)
（うち、個別貸倒引当金残高）	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500
	(25,750)	(20,000)	(8,910)	(9,590)	(6,840)	(10,070)	(11,220)	(8,800)	(9,870)	(9,480)	(7,580)

（単位:億円）

	27年3月期	28年3月期	29年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)
貸倒引当金繰入額	▲ 1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)
バルクセールによる売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)
（うち、個別貸倒引当金残高）	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)

（注）1.（　）内の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託を集計。

2. 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。

3. 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行（15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。）を集計。

4. 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。
また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。

5. 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行（現・新生銀行）及び日本債券信用銀行（現・あおぞら銀行）を含まず、12年3月期の計数には
日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行（15年3月再編）を含む。

6. リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。

7. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

8. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

9. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構（RCC）への売却損等を含む。

10. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額）等を表す。

11. リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

資料9－2－16

（表６）リスク管理債権額等の推移

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
都銀・旧長信銀・信託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060
(9)	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330
都市銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,850	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730
(4)	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100
旧長期信用銀行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800
(2)	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110
信託銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540
(3)	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270
(7)	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
地域銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540
(106)	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350
地方銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230
	リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810
	破綻先債権	10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020
	延滞債権	59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130
	3ヶ月以上延滞債権	1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220
	貸出条件緩和債権	34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440
	貸倒引当金残高	34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780
(64)	個別貸倒引当金残高	23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800
第二地方銀行	貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010
	リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500
(41)	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390
全国銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590
	リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630
	破綻先債権	30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650
	延滞債権	222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850
	3ヶ月以上延滞債権	6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960
	貸出条件緩和債権	160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170
	貸倒引当金残高	133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610
(115)	個別貸倒引当金残高	78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670

（単位：億円）

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
協同組織金融機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140
(465)	個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600
信用金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630
	リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010
	破綻先債権	8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230
	延滞債権	42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800
	3ヶ月以上延滞債権	640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60
	貸出条件緩和債権	21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920
	貸倒引当金残高	18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860
(265)	個別貸倒引当金残高	13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030
信用組合	貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930
	リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450
(152)	個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010
預金取扱金融機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410
	リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410
	破綻先債権	45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040
	延滞債権	284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840
	3ヶ月以上延滞債権	7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090
	貸出条件緩和債権	193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450
	貸倒引当金残高	167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750
(580)	個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270

（注）1．計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2．（　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。
3．旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。
4．主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5．地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
6．一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

資料9－2－17

（表7） 自己査定による債務者区分の推移

主要行（7行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0
（要管理債権）	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9

地域銀行（106行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0
（要管理債権）	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8

全国銀行（115行）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2
（要管理債権）	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7

預金取扱金融機関（580機関）　（単位：兆円）

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2
（要管理債権）	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2

（注）1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。
2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀（16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。）・信託及び地域銀行を集計。
5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、（要管理債権）については、信農連等及び商工中金を含まない。
7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権（リスク管理債権又は再生法開示債権）であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。
8. （　）内は29年3月期時点の対象金融機関数。

資料９－２－18

金融再生プログラム

―主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生―

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生　←　不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進　←　雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

《1. 新しい金融システムの枠組み》

（1）安心できる金融システムの構築
- ○ 国民のための金融行政
- ○ 決済機能の安定確保
- ○ モニタリング体制の整備

（2）中小企業貸出に対する十分な配慮
- ○ 中小企業貸出に関する担い手の拡充
- ○ 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
- ○ 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○ 中小企業の実態を反映した検査の確保
- ○ 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
  - ― 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
  - ― 貸し渋り・貸し剥がし検査

（3）平成16年度に向けた不良債権問題の終結
- ○ 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
- ○「特別支援金融機関」における経営改革
- ○ 新しい公的資金制度の創設

《2. 新しい企業再生の枠組み》

（1）「特別支援」を介した企業再生
- ○ 貸出債権のオフバランス化推進
- ○ 時価の参考情報としての自己査定の活用
- ○ DIPファイナンスへの保証制度

（2）RCCの一層の活用と企業再生
- ○ 企業再生機能の強化
- ○ 企業再生ファンド等との連携強化
- ○ 貸出債権取引市場の創設
- ○ 証券化機能の拡充

（3）企業再生のための環境整備
- ○ 企業再生に資する支援環境の整備
- ○ 過剰供給問題等への対応
- ○ 早期事業再生ガイドラインの策定
- ○ 株式の価格変動リスクへの対処
- ○ 一層の金融緩和の期待

（4）企業と産業の再生のための新たな仕組み

《3. 新しい金融行政の枠組み》

（1）資産査定の厳格化
- ○資産査定に関する基準の見直し
  - ― 引当に関するDCF的手法の採用
  - ― 引当金算定における期間の見直し
  - ― 再建計画や担保評価の厳正な検証　等
- ○特別検査の再実施
- ○自己査定と金融庁検査の格差公表
- ○自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
- ○財務諸表の正確性に関する経営者による宣言

（2）自己資本の充実
- ○自己資本を強化するための税制改正
- ○繰延税金資産の合理性の確認
- ○自己資本比率に関する外部監査の導入　等

（3）ガバナンスの強化
- ○優先株の普通株への転換
- ○健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
- ○早期是正措置の厳格化
- ○「早期警戒制度」の活用　等

― 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表）―

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現　⇨
- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

資料９－２－19

不良債権比率の推移（主要行）

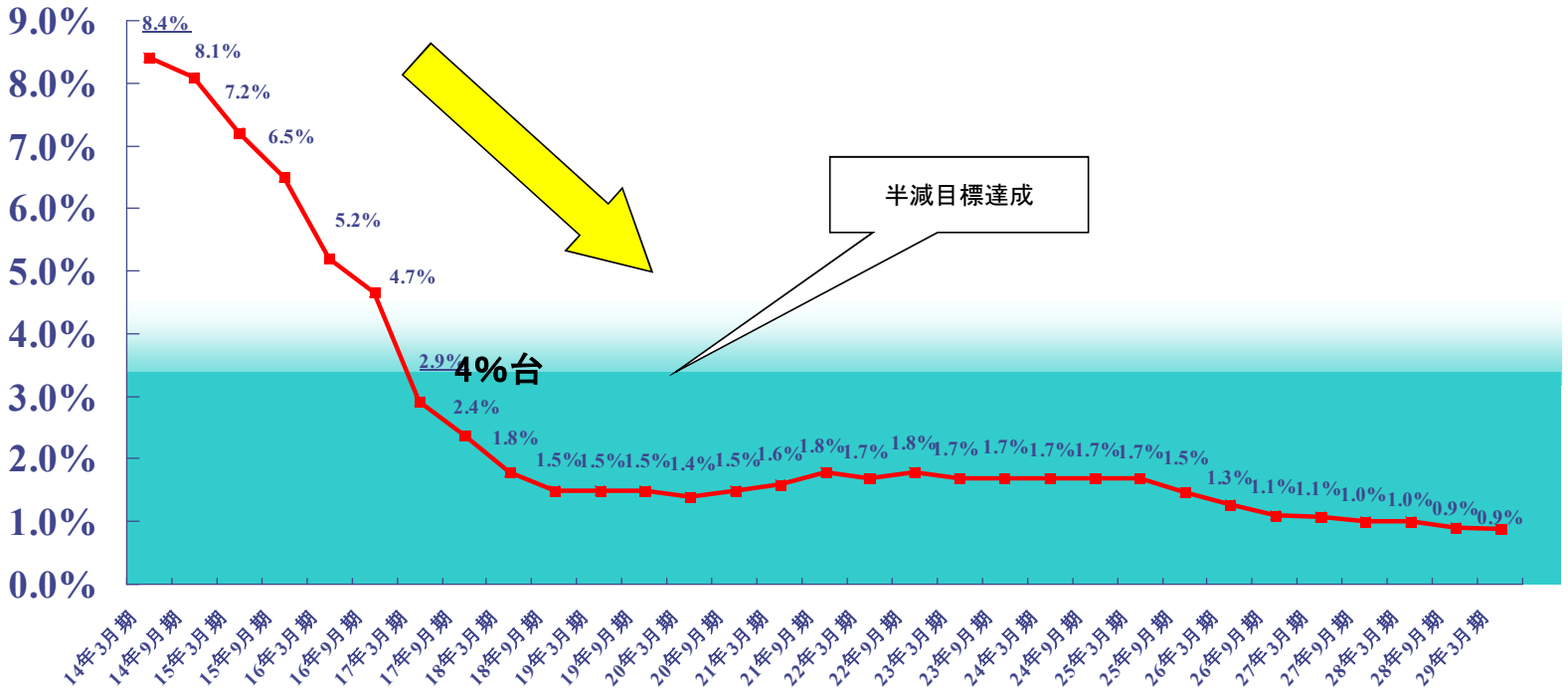

○金融再生プログラム
「平成16年度（17年3月期）には、主要行の不良債権比率を現状（平成14年3月期　8．4%）の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004
「金融分野においては、平成16年度（平成17年3月）末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

資料９－３－１

平成29事務年度における金融モニタリングの実施状況（業態別・地域別）

業態	地域	対象機関数 （30年6月30日現在）	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	22	5
主要行等	全国	30	10
地域銀行	関東	22	5
	近畿	10	2
	北海道	2	1
	東北	15	3
	東海	12	2
	北陸	6	2
	中国	9	1
	四国	8	1
	九州	21	3
	計	105	20
信用金庫	関東	72	20
	近畿	29	9
	北海道	20	5
	東北	27	2
	東海	38	8
	北陸	16	2
	中国	21	5
	四国	10	3
	九州	28	7
	計	261	61
信用組合	関東	52	12
	近畿	21	5
	北海道	7	2
	東北	15	3
	東海	15	4
	北陸	6	0
	中国	10	4
	四国	3	1
	九州	19	4
	計	148	35
外国金融機関等	全国	58	1
生命保険会社	全国	41	1
損害保険会社	全国	52	1
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	1

1．本表には、財務局検査を含む。

2．地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。
　九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。

3．対象機関数は、平成30年６月30日現在。
　主要行等とは都市銀行、信託銀行（外資系信託銀行を除く）、決済・IT専業銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。
　外国金融機関等とは、外国銀行支店（複数支店を有する外国銀行は１店として計上）、外資系信託銀行をいう。
　その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。
　政策金融機関等には、独立行政法人を含む。

4．同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数１件として計上する。

平成29事務年度
地域銀行モニタリング結果とりまとめ

主なポイント

平成30年７月

金融庁

地域銀行モニタリングの概要

モニタリングの背景

- 地域銀行では、低金利環境の継続や人口減少、高齢化の進展等、環境変化や構造的な変化への対応が喫緊の課題
- 地域に対する金融仲介機能を継続的に発揮し、金融システムの安定性に資する持続可能なビジネスモデルを構築することが必要

金融庁の対応

- ビジネスモデルの持続可能性やそれを支えるガバナンス等に課題を抱える地域銀行に対し、検査も活用しながらモニタリングを実施
- モニタリングで明らかとなった課題と合わせて、金融庁の問題意識を公表
- モニタリングを実施した先はもとより、それ以外の地域銀行においても、本とりまとめを参考に経営状況を点検し、同様の課題を抱える場合には、バランスシートに大きな問題が生じていない今、直ちに改善に取り組むことが必要
- その際、指摘した課題をチェックリストとして機械的に点検・改善を図っていくのではなく、ガバナンス、内部管理態勢、リスク管理態勢が全体として実効的に機能しているか、という視点が重要

モニタリングで明らかになった課題 ①

経営戦略・計画とリスクテイク

- 目先の収益確保を優先し、経営理念に基づいた実現可能性のある経営計画・収益計画を策定・実行していない
  - ✓貸出先増加目標の達成率が長期に亘り1割未満、業績目標を達成した営業店が長年に亘り皆無
  - ✓目先の期間収益確保のため地元地公体向け貸出債権を売却、将来の利息収入を喪失
  - ✓中長期的な採算性を度外視した「お願い営業」「キャンペーン営業」の繰り返しでボリューム拡大
- 計画に掲げた当期純利益・配当額・配当性向を維持するために、経営体力やリスクコントロール能力に照らして過大と思われるリスクテイクを行っている

モニタリングで明らかになった課題 ②

経営計画・収益計画の策定と着実に実行できる態勢

- **構造的な収益の悪化にもかかわらず、抜本的な経営効率化に取り組んでいない**
  - ✓ 県内営業店が軒並み赤字にもかかわらず、店舗統廃合等の抜本的な経営効率化策を検討せず
- **収益の柱である商品・サービスの特性やリスクを理解せず、必要な収益管理も行っていない**
  - ✓ 新商品を従来商品の延長と誤認、それが内包するリスクを一切評価しないまま取り扱いを開始
  - ✓ 商品別管理不備から、経営陣は一部営業店での特定商品の販売急拡大を適時に把握できず

ガバナンスの発揮

- **取締役会が形骸化し、経営課題に関する実質的な議論を行っておらず、社外取締役の客観的な視点や知見も活用していない**
  - ✓ 取締役会付議が役員選解任・法定決議事項・規程改訂にとどまり、経営に関する報告・議論なし
  - ✓ 執行側が社外取締役に議案の背景・要点、経営会議での議論内容等、必要な情報を提供せず
- **内部監査が事務不備の検証等にとどまり、経営への規律付けの役割を果たしていない**
  - ✓ 内部監査項目の決定にあたり、経営方針や経営環境の変化を踏まえていない
  - ✓ 他と比較して突出した業績を上げている営業店に対して監査を実施していない

金融庁の問題意識

➢ 地域銀行が将来に亘って健全性を維持し、地域経済に対して金融仲介機能を継続的に発揮していくため、以下の問題意識に基づき、チェックリストの個別項目を形式的に満たしているか否かではなく、ガバナンス、内部管理態勢、リスク管理態勢が全体として実効的に機能しているか否かを評価

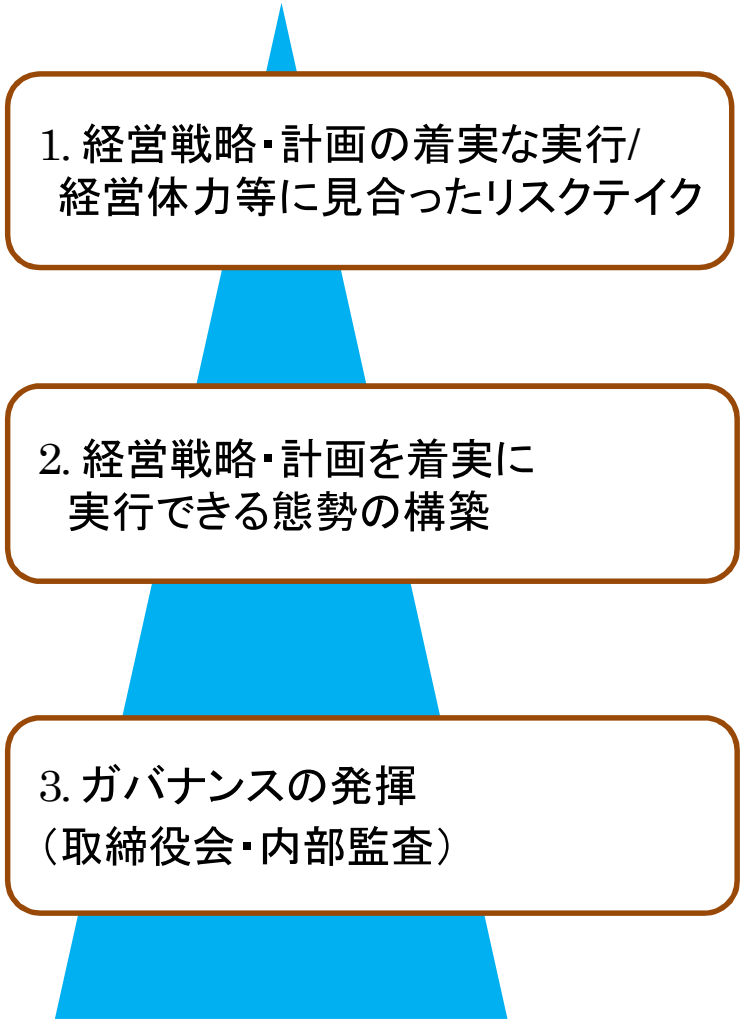

地域経済等の実態に適合した実現可能性ある経営戦略・計画
計画未達時の原因分析・改善策・着実な実行
取締役会等で定めたリスクテイク領域・上限内でのリスクテイク
将来収益・リスクを勘案した配当水準の検討・決定、説明責任

収益性の総合的評価・分析、組織・店舗・人員配置等の業務効率化
商品・サービスの特性・リスク把握、適切な収益管理態勢の構築
急激な信用リスク顕在化に対応できる態勢の構築

経営陣の継続的育成・登用
相談役・顧問等による不適切な影響力排除
取締役会における経営計画・収益計画達成状況への責任明確化
社外取締役の役割明確化、確保・評価、評価を踏まえた選解任
経営を牽制・規律付ける内部監査の実施、内部監査態勢の構築

地域銀行有価証券運用モニタリング
中間とりまとめ

主なポイント

平成30年７月

金融庁

有価証券運用モニタリングの概要

- 地域銀行では、有価証券運用への収益依存度が高まっている
- 有価証券運用でのリスクテイクが、経営体力やリスクコントロール能力と比較して過大と考えられる地域銀行が少なからず存在
- 28事務年度以降、有価証券運用でのリスクテイクが経営体力・リスクコントロール能力対比で高いとみられる地域銀行31先（銀行27行、持株会社4社）に対し、検査を含む重点的なモニタリングを実施
  - ✓ 金融システムに与えるマクロ的な影響の評価　（マクロプルーデンス）
  - ✓ 個別金融機関の有価証券運用に係る課題の検証　（ミクロプルーデンス）

地域銀行の有価証券運用への収益依存度

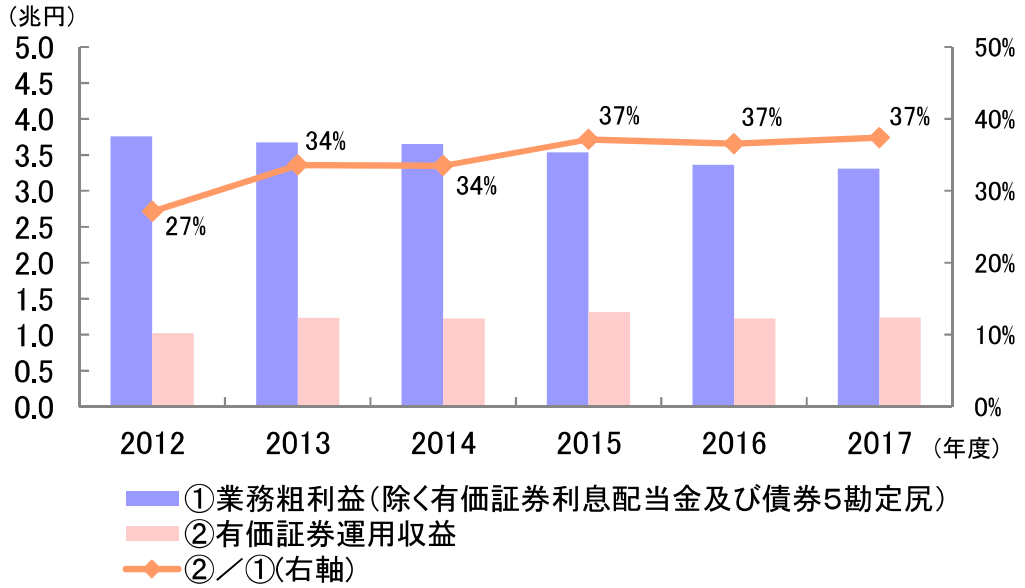

（注）有価証券運用収益＝有価証券利息配当金＋債券5勘定尻＋株式3勘定尻
（資料）金融庁

モニタリングの主な着眼点

1. 経営体力・リスクコントロール能力対比での有価証券運用のリスクテイク・含み損の妥当性
2. リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築状況
3. 経営陣によるリスクガバナンスの発揮状況

金融システムに与えるマクロ的な影響

自己資本対比の金利リスク量

- 地域銀行の円金利リスク量は、自己資本対比で主要行等の3倍近い状況が継続
- 18年2月末時点の自己資本対比金利リスク量をみると、地域銀行平均と比較して円金利リスク量で2.5倍以上、外貨金利リスク量で3倍以上となる先が存在

期間収益対比の含み損

- 円・外貨金利ともに18年3月末時点から+50bp上昇すると、地域銀行の1/4超の先で期間収益を上回る含み損が発生するとの試算結果

地域銀行の金利リスクテイク※分布

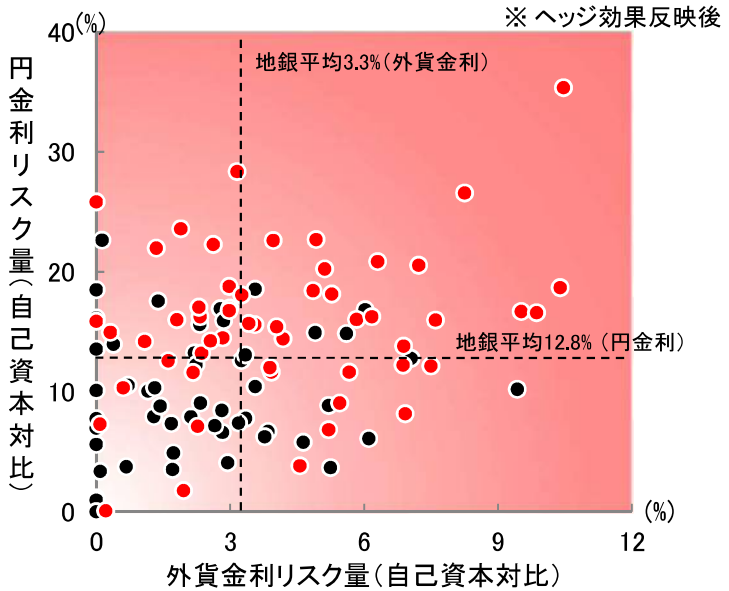

黒点：本業利益（貸出残高×預貸金利回り差＋役務取引等利益－営業経費）が黒字の銀行
赤点：本業利益が赤字の銀行

（資料）金融庁

金利上昇時の有価証券含み損と期間収益

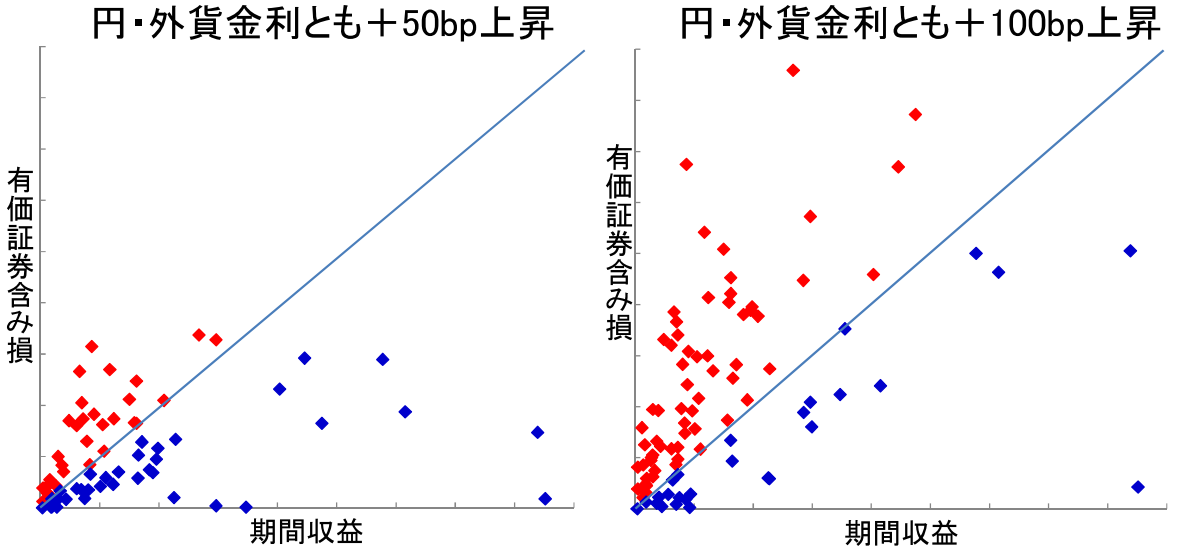

赤点：有価証券含み損（満期保有目的・政策投資株式除く）が期間収益を上回っている銀行
青点：有価証券含み損（満期保有目的・政策投資株式除く）が期間収益を下回っている銀行
（注）図表では、地域銀行106行のうち有価証券含み損が生じている先を中心に試算値を表示

（資料）金融庁

有価証券運用に係る課題

経営体力・リスクコントロール能力対比でのリスクテイクの妥当性

- 経営体力やリスクコントロール能力対比でのリスクテイクや含み損の処理に課題（31先中23先）
- 目先の収益を確保するため、有価証券含み損の処理を先送り（上記23先中8先）

リスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築状況

- 経営陣に運用状況を適切に報告していないなど、経営陣への報告態勢に課題（31先中13先）
- 数名の担当者で複雑な投信等に多数・多額の投資をするなど、複雑な商品の運用・リスク管理態勢に課題（同6先）
- 市場急変時を想定した対応策に関し、経営体力対比で許容できる損失限度額設定や、限度額に抵触した際の具体的なアクションプランの策定、経営陣の関与・判断に課題（同20先）

金融庁の問題意識

- 一定の改善がみられているものの、依然として改善の余地が大きい部分も少なくない
- 今後、以下の地域銀行の有価証券運用に関する問題意識に基づき、地域銀行の有価証券運用について対話を深めていく

過大なリスクテイクは個別金融機関に対する信認低下のみならず、連鎖的に金融システム全体に対する信認低下をもたらす懸念

1. 経営体力・リスクコントロール能力に見合ったリスクテイク

有価証券運用に過度に依存しないビジネスモデルの構築
取締役会等において定めたリスクテイク領域やリスクテイク上限、許容できる含み損の範囲内でリスクテイク

2. リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢の構築

適性のある人材の確保・育成
予期せぬ市場変動発生時でも損失を一定に抑制できる損失限度枠管理の構築等
安定的な外貨調達を含めた外貨流動性リスク管理の高度化

3. リスクガバナンスの発揮（リスクアペタイトフレームワークの活用）

適切なリスクテイク領域・リスクテイク上限の設定
有価証券含み損の許容範囲の設定（自己資本額や一定の期間収益を参照）
リスクテイクが上記範囲内にあるか、リスクテイクに見合った実効的な運用態勢・リスク管理態勢が構築されているか常に検証

資料９－４－１

バーゼル3の全体像

資本水準の引き上げ
普通株等Tier1比率、Tier1比率の最低水準を引き上げ

資本の質の向上
①普通株等Tier1に調整項目を適用
②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}}$$

定量的な流動性規制（最低基準）を導入

①流動性カバレッジ比率（ストレス時の預金流出等への対応力を強化）

②安定調達比率（長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保）

リスク捕捉の強化
カウンターパーティー・リスクの資本賦課計測方法の見直し

補完

プロシクリカリティの緩和
資本流出抑制策（資本バッファー＜最低比率を上回る部分＞の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制）など

エクスポージャー積み上がりの抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}}$$

システム上重要な銀行への追加措置
システム上重要な金融機関によってもたらされる外部性を減少させるような追加資本を賦課

バーゼル3における自己資本の量の強化

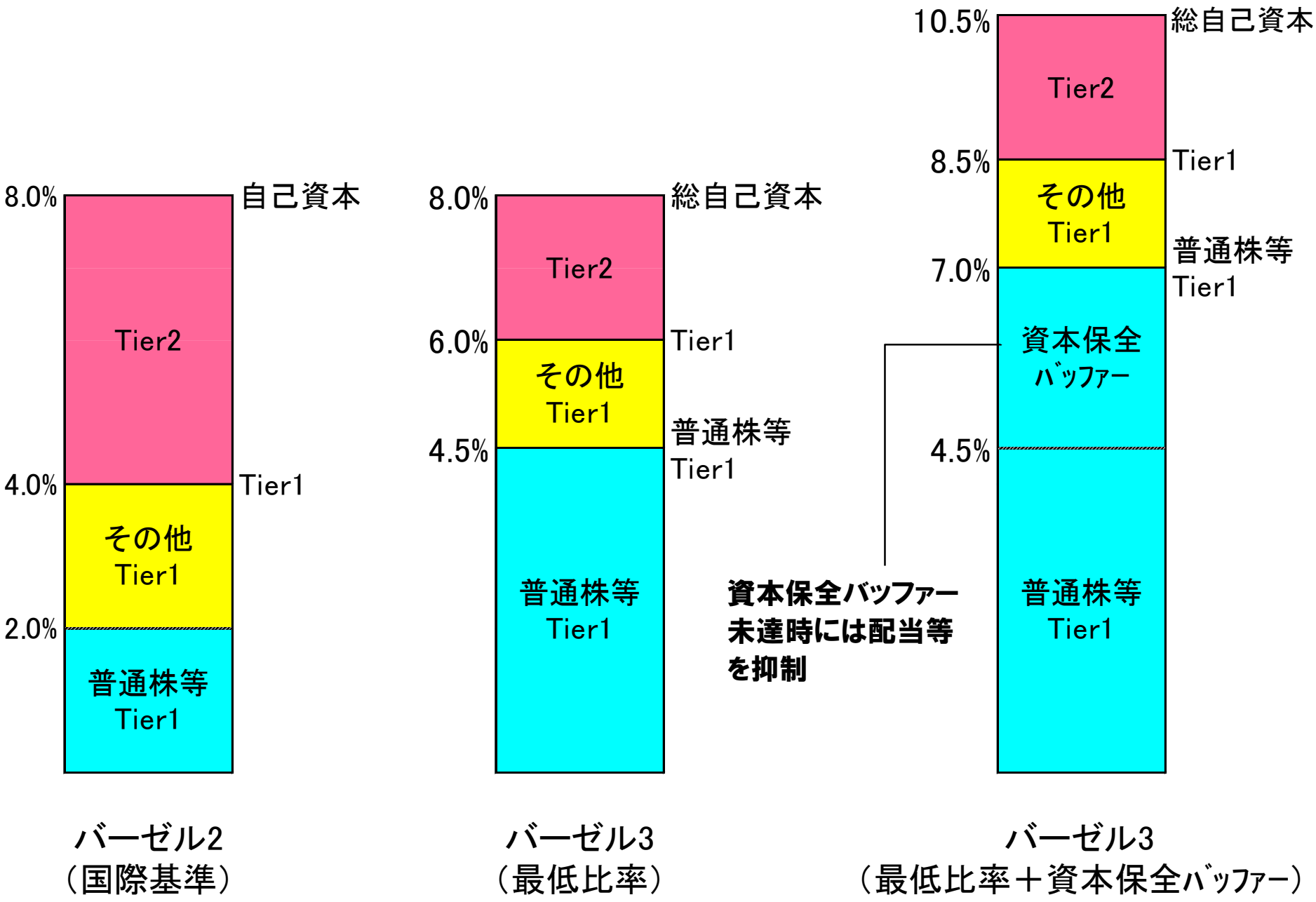

バーゼル3の段階適用

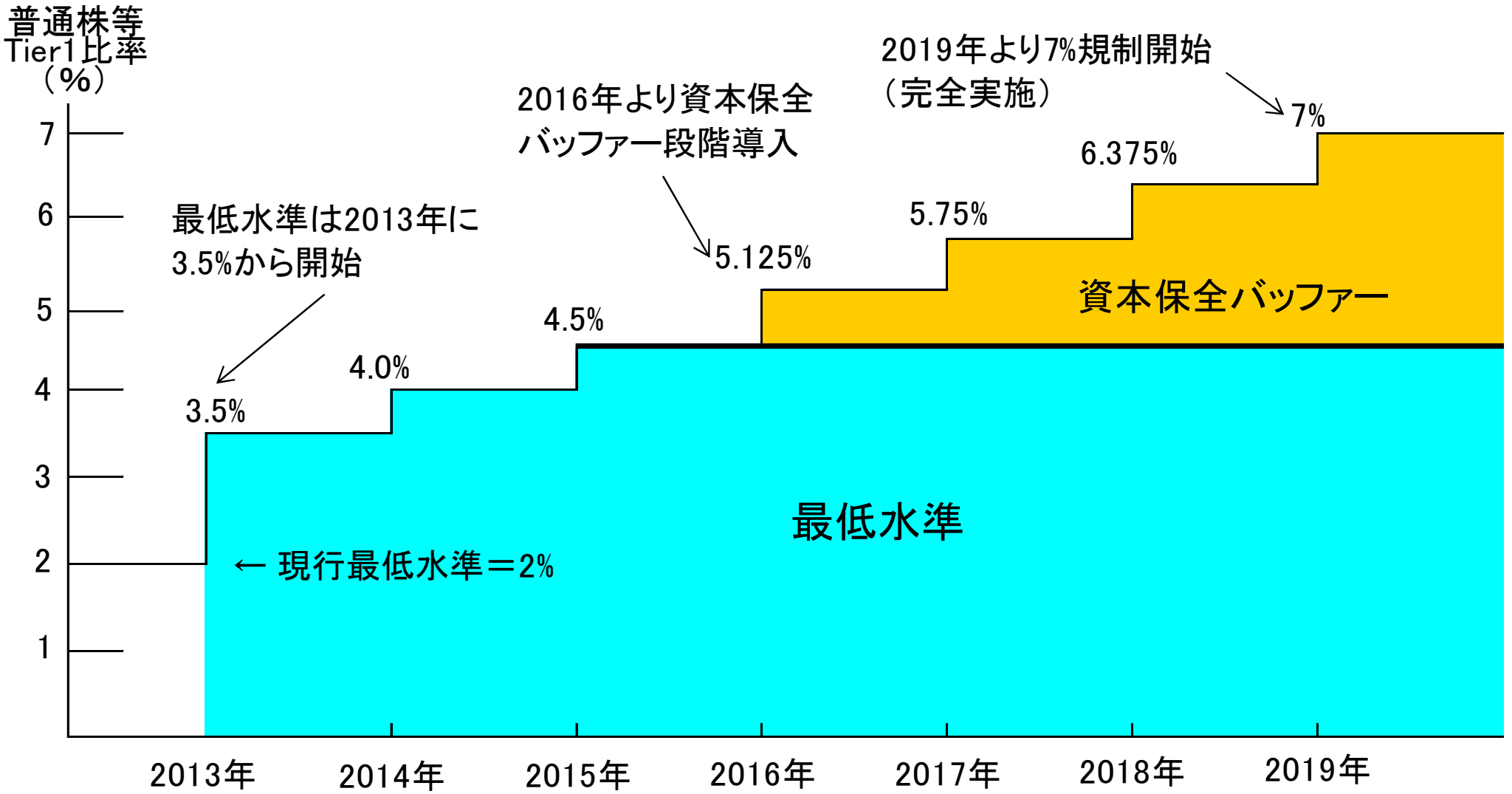
普通株等
Tier1比率
（%）
7
6
5
4
3
2
1
最低水準は2013年に
3.5%から開始
2016年より資本保全
バッファー段階導入
2019年より7%規制開始
（完全実施）
7%
6.375%
5.75%
5.125%
4.5%
4.0%
3.5%
資本保全バッファー
最低水準
← 現行最低水準＝2%
2013年
2014年
2015年
2016年
2017年
2018年
2019年

バーゼル3における調整（控除）項目の強化

		バーゼル2	バーゼル3
主な対象	のれん以外の無形資産	（控除対象外）	全額控除
	前払年金費用	（控除対象外）	全額控除
	連結外金融機関向け出資	下記を控除 ・国内預金取扱金融機関への意図的保有 ・関連会社向け出資	銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、 ①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除 ②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除 ③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超相当分を控除	・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

（注）普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年 12 月 11 日
金融庁

自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（案）等に対するパブリックコメントの結果等について

１．　パブリックコメントの結果

金融庁では、「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示等の一部改正（案）」等につきまして、平成 29 年 6 月 23 日（金）から 7 月 24 日（月）にかけて公表し、「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第３の柱に関する告示及び監督指針の一部改正（案）」につきまして、平成 29 年 6 月 30 日（金）から 7 月 31 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、前者については２の団体から６件、後者については５の団体から 12 件のご意見をいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方はこちらを（PDF:107K）を御覧ください。なお、本件と直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

また、具体的な内容については、別紙１～18 を御参照ください。

○　本件で公表する自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示

	具体的な内容
１　「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正案 ［別紙１］　新旧対照表 ［別紙２］　銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準） ［別紙３］　信用金庫別紙様式（国際統一基準） ［別紙４］　附則	［別紙１（PDF:2009K）］ ［別紙２（PDF: 1301K）］ ［別紙３（PDF:1290K）］ ［別紙４（PDF:140K）］
２　「労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項」の一部改正案 ［別紙５］　新旧対照表	［別紙５（PDF:52K）］
３　「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」等の一部改正案	［別紙６（PDF:872K）］

［別紙６］　新旧対照表 ［別紙７］　農林中央金庫別紙様式 ［別紙８］　附則	［別紙７（PDF：1291K）］ ［別紙８（PDF：85K）］
４　「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案 ［別紙９］　新旧対照表 ［別紙 10］　商工組合中央金庫別紙様式 ［別紙 11］　附則	［別紙９（PDF：901K）］ ［別紙 10（PDF：1299K）］ ［別紙 11（PDF：92K）］
５　「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正案 ［別紙 12］　新旧対照表 ［別紙 13］　最終指定親会社別紙様式 ※附則は上記［別紙４］参照	［別紙 12（PDF：505K）］ ［別紙 13（PDF：1309K）］

○　本件で公表する監督指針案

	具体的な内容
１　主要行等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 14］　新旧対照表	［別紙 14（PDF：313K）］
２　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 15］　新旧対照表	［別紙 15（PDF：313K）］
３　系統金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 16］　新旧対照表	［別紙 16（PDF：343K）］
４　漁業系統信用事業における総合的な監督指針（案） ［別紙 17］　新旧対照表	［別紙 17（PDF：116K）］
５　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ［別紙 18］　新旧対照表	［別紙 18（PDF：65K）］

２．その他の改正

金融庁では、「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」について、所要の規定の整理を行いました。なお、本告示は、行政手続法第３９条第４項第８号で定める軽微な変更に該当するため、同法に

定める意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

○　本件で公表する適格格付機関等を定める告示

	具体的な内容
1　「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分」の一部改正 ［別紙 19］　新旧対照表	［別紙 19（PDF：125K）］

３．公布・施行日

別紙１～別紙 18 は、本日付で公布し、平成 30 年３月 31 日から適用いたします。

ただし、モニタリングに関する監督指針の国内基準への適用については、上記指針の文中においてこれと異なる適用期日が定められている場合には、その定めによります。

また、その他の改正については、本日付で公布・適用いたします。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）

別紙１～11、14（開示：Ⅲ-3）、15～18（開示：Ⅲ）、19 について
金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726、3725）
別紙 12、13、18 について　金融庁監督局証券課（内線 3819）
別紙 14（モニタリング：Ⅲ-2）について　金融庁監督局銀行第一課（内線 3753）
別紙 15（モニタリング：Ⅱ）について　金融庁監督局銀行第二課（内線 3681）
別紙 15～17（モニタリング：Ⅱ）について　金融庁監督局総務課協同組織金融室（内線 2265）

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年3月7日
金融庁

流動性カバレッジ比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「流動性カバレッジ比率規制（第１の柱）に関する告示の一部改正（案）」につきまして、平成 29 年 11 月 24 日（金）から 12 月 24 日（日）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段の意見はございませんでした。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。
なお、本件とは直接関係しないコメントをお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

具体的な内容については、別紙１～８を御参照ください。

○　本件で公表する流動性規制（第１の柱）に関する告示

１「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」等の一部改正 ［別紙1］　新旧対照表 ［別紙2］　附則	［別紙1(PDF: 516K)］ ［別紙2(PDF: 60K)］
２「農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」の一部改正 ［別紙3］　新旧対照表 ［別紙4］　附則	［別紙3(PDF: 213K)］ ［別紙4(PDF: 33K)］
３「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準」の一部改正 ［別紙5］　新旧対照表 ［別紙6］　附則	［別紙5(PDF: 213K)］ ［別紙6(PDF: 34K)］
４「金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びそ	［別紙7(PDF: 210K)］ ［別紙8(PDF: 38K)］

の子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準」の一部改正 ［別紙7］ 新旧対照表 ［別紙8］ 附則	

２．流動性規制に関するＱ＆Ａ

Ｑ＆Ａを別紙９のとおり取りまとめましたので、公表します。

流動性規制に関するＱ＆Ａ	［別紙９（PDF：82K）］

３．公布・適用日

別紙1～別紙9は、本日付で公布し、平成 30 年3月 31 日から適用いたします。
ただし、適用にあたっては、1年間の経過措置を設けるものとし、統一的な適用は平成 31 年3月 31 日となります。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）

別紙１～６、９について　　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3745、3599）
別紙７、８について　　金融庁監督局証券課（内線 3260、3819）

※　別紙については、金融庁ウェブサイトをご覧下さい。

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年３月 14 日
金融庁

自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示等の一部改正（案）」につきまして、平成 29 年 12 月 15 日（金）から平成 30 年１月 15 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、特段の意見はございませんでした。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

２．自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）に関する事項

○ 本件で公表する告示

	具体的な内容
１ 「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等 の一部改正案 ［別紙１］ 新旧対照表 ［別紙２］ 銀行・持株会社別紙様式（国際統一基準） ［別紙３］ 信用金庫別紙様式（国際統一基準）	［別紙１(PDF:219K)］ ［別紙２(PDF:54K)］ ［別紙３(PDF:46K)］
２ 「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」の一部改正案 ［別紙４］ 新旧対照表 ［別紙５］ 農林中央金庫別紙様式	［別紙４(PDF:135K)］ ［別紙５(PDF:46K)］
３ 「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正案 ［別紙６］ 新旧対照表 ［別紙７］ 商工組合中央金庫別紙様式	［別紙６(PDF:118K)］ ［別紙７(PDF:47K)］
４ 「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正案 ［別紙８］ 新旧対照表 ［別紙９］ 最終指定親会社別紙様式	［別紙８(PDF:114K)］ ［別紙９(PDF:43K)］

○　本件で公表する監督指針案

	具体的な内容
1　主要行等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 10］　新旧対照表	［別紙 10（PDF：48K）］
2　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 11］　新旧対照表	［別紙 11（PDF：48K）］
3　系統金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 12］　新旧対照表	［別紙 12（PDF：45K）］

3．報酬に関する事項

○　本件で公表する告示の一部改正案

	具体的な内容
1　「銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」等の一部改正案 ［別紙 13］　新旧対照表 ［別紙 14］　銀行・持株会社別紙様式 ［別紙 15］　信用金庫別紙様式 ［別紙 16］　附則 ［別紙 17］　銀行・持株会社附則別紙様式 ［別紙 18］　信用金庫附則別紙様式	［別紙 13（PDF：379 K）］ ［別紙 14（PDF： 57K）］ ［別紙 15（PDF： 57K）］ ［別紙 16（PDF： 64K）］ ［別紙 17（PDF： 53K）］ ［別紙 18（PDF： 53K）］
2　「農林中央金庫法施行規則第百十二条第六号等の規定に基づき、同令第百十二条第六号及び第百十三条第四号の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件」の一部改正案 ［別紙 19］　新旧対照表 ［別紙 20］　農林中央金庫別紙様式 ［別紙 21］　附則 ［別紙 22］　農林中央金庫附則別紙様式	［別紙 19（PDF： 146K）］ ［別紙 20（PDF： 56K）］ ［別紙 21（PDF： 31K）］ ［別紙 22（PDF： 51K）］
3　「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、株式会社商工組合中央金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定めるものを定める件」の一部改正案 ［別紙 23］　新旧対照表 ［別紙 24］　商工組合中央金庫別紙様式 ［別紙 25］　附則 ［別紙 26］　商工組合中央金庫附則別紙様式	［別紙 23（PDF： 151K）］ ［別紙 24（PDF： 60K）］ ［別紙 25（PDF： 48K）］ ［別紙 26（PDF： 56K）］

４　「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の二十六第五号に規定する報酬等に関する事項であって、最終指定親会社及びその子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」の一部改正案 ［別紙 27］　新旧対照表 ［別紙 28］　最終指定親会社別紙様式 ［別紙 29］　最終指定親会社附則別紙様式 ※附則は上記［別紙 16］参照	［別紙 27（PDF：150K）］ ［別紙 28（PDF：59K）］ ［別紙 29（PDF：55K）］

○　本件で公表する監督指針案

	具体的な内容
１　主要行等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 30］　新旧対照表	［別紙 30（PDF：111K）］
２　中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 31］　新旧対照表	［別紙 31（PDF：58K）］
３　系統金融機関向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 32］　新旧対照表	［別紙 32（PDF：114K）］
４　漁業系統信用事業における総合的な監督指針（案） ［別紙 33］　新旧対照表	［別紙 33（PDF：50K）］
５　金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（案） ［別紙 34］　新旧対照表	［別紙 34（PDF：111K）］

４．公布・適用日

本件の告示及び監督指針は、本日付で公布され、平成30年3月31日より適用されます。

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
別紙１～７、10～12について　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3726）
別紙13～26、30～33について　金融庁監督局銀行第一課（内線 2671）
別紙８、９、27～29、34について　金融庁監督局証券課（内線 3819）

金融庁
Financial Services Agency

平成 30 年３月 23 日
金融庁

自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）のパブリックコメントの結果等について

１．パブリックコメントの結果

金融庁では、「自己資本比率規制（第１の柱・第３の柱）に関する告示の一部改正（案）等」につきまして、平成 29 年 12 月 22 日（金）から平成 30 年１月 22 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。その結果、２の団体から５件のご意見をいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、御協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方はこちら(PDF:62KB)を御覧ください。なお、本件と直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

また、金融庁では、今般、自己資本比率規制及び開示告示に関するＱ＆Ａを取りまとめましたので、公表いたします。

具体的な内容については、別紙１～23 を御参照ください。

○　本件で公表する自己資本比率規制（第１の柱）に関する告示

１　「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」等の一部改正 ［別紙１］　新旧対照表 ［別紙２］　附則	［別紙１(PDF:5700KB)］ ［別紙２(PDF:343KB)］
２　「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」の一部改正 ［別紙３］　新旧対照表 ［別紙４］　附則	［別紙３(PDF:1542KB)］ ［別紙４(PDF:103KB)］
３　「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」等の一部改正 ［別紙５］　新旧対照表 ［別紙６］　附則	［別紙５(PDF:4250KB)］ ［別紙６(PDF:213KB)］

４　「株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準」の一部改正 ［別紙７］　新旧対照表 ［別紙８］　附則	［別紙７(PDF:1463KB)］ ［別紙８(PDF:119KB)］
５　「最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件」の一部改正 ［別紙９］　新旧対照表 ※附則は上記［別紙２］参照	［別紙９(PDF:1455KB)］

○　本件で公表する自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示

１　「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」等の一部改正 ［別紙 10］　新旧対照表	［別紙 10(PDF:274KB)］
２　「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項」の一部改正 ［別紙 11］　新旧対照表	［別紙 11(PDF:247KB)］
３　「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項」の一部改正 ［別紙 12］　新旧対照表	［別紙 12(PDF:263KB)］
４　「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」の一部改正 ［別紙 13］　新旧対照表	［別紙 13(PDF:250KB)］

○　その他所要の改正

１　「銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第五号及び第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率及び単体レバレッジ比率」等の一部改正 ［別紙 14］　新旧対照表	［別紙 14(PDF:139KB)］

２　「農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項第三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」の一部改正 ［別紙 15］　新旧対照表	［別紙 15（PDF：99KB）］
３　「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項第四条第一項の規定に基づき、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」の一部改正 ［別紙 16］　新旧対照表	［別紙 16（PDF：104KB）］
４　「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率」の一部改正 ［別紙 17］　新旧対照表	［別紙 17（PDF：103KB）］
５　「銀行法施行令第四条第十三項第四号並びに銀行法施行規則第十三条の十一第二項、第十四条第二項及び第四項、第十四条の二第一項並びに第十四条の四第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める件」等の一部改正 ［別紙 18］　新旧対照表	［別紙 18（PDF：87KB）］
６　「労働金庫法施行令第五条第十二項第四号並びに労働金庫法施行規則第九十五条の五第二項、第九十六条第二項及び第四項、第九十七条第一項並びに第九十九条第一号及び第二号の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める者等を定める件」の一部改正 ［別紙 19］　新旧対照表	［別紙 19（PDF：52KB）］
７　「農業協同組合法施行令第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を定める件」等の一部改正	［別紙 20（PDF：89KB）］

［別紙 20］　新旧対照表	

２．その他の改正

○　本件で公表する告示

銀行法施行規則第一条の三の二第二項の規定に基づき金融庁長官が指定する銀行持株会社及びその子会社を定める件	［別紙 21（PDF：42K）］

３．公布・施行日

本件の告示は、本日付で公布され、平成 30 年 3 月 31 日より適用されます。

４．自己資本比率規制及び開示告示に関するＱ＆Ａ

○　本件で公表する自己資本比率規制及び開示告示に関するＱ＆Ａ

「自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ」の追加	［別紙 22（PDF：283K）］
開示告示に関するＱ＆Ａ	［別紙 23（PDF：103K）］

お問い合わせ先

金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）

別紙１～８、10～12、14～16、21～23 について　金融庁監督局総務課健全性基準室（内線 3725）
別紙９、13、17 について　金融庁監督局証券課（内線 3255）
別紙 18～20 について　金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室（内線 3576）

資料９－４－６

平成 28（2016）年４月 15 日公表（第１版）
平成 30（2018）年４月 13 日改訂（第２版）
金融庁

金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について

先般発生した世界的な金融危機への反省を踏まえ、グローバルなシステム上重要な金融機関を迅速かつ秩序立って処理するための枠組みを整備する取り組みが、国際的に行われてきた。

かかる枠組みは、世界規模で活動している巨大金融機関が無秩序に破綻すれば、各国の金融・経済システムに極めて深刻な悪影響（システミック・リスク）が生じることが予想されるために、これらを破綻させることができず、公的資金の注入によってかかる金融機関を救済せざるを得ないという、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）を解決することを目的としている。

まず、2011 年 11 月、G20 カンヌ・サミットにおいて、金融安定理事会（以下、「FSB」という。）から報告された『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』が、破綻処理制度の新たな国際基準として了承された。これは、破綻した場合にシステム上重要な影響を及ぼす可能性がある金融機関に対して、一定の要件を満たす破綻処理制度の適用を求めるものである。

さらに、2015 年 11 月、G20 アンタルヤ・サミットにおいて、FSB から報告された、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対して「総損失吸収力」（TLAC）の確保を求める最終合意文書が了承された。

これを踏まえ、主要各国においては、金融機関の秩序ある処理に対応するための法制度の整備が行われるとともに、G-SIBs 等を対象にした損失吸収力規制が検討・公表されているところである。

金融庁としては、既に預金保険法の改正（2013 年６月改正、2014 年３月施行）により「金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理の枠組み」を整備しているところであるが、その後の国際的な議論の深化も踏まえ、本邦における TLAC に係る枠組み整備の方針について、別紙のとおりその方向性を取りまとめたので、ここに公表するものである。

別紙の内容を踏まえて、今後更に検討を進めたうえで、所要の法令等の改正を行う予定である。

ただし、今後の国際的な議論の動向等によって、かかる枠組み整備の方針を変更する可能性がある点には十分留意されたい。

（別紙）

金融システムの安定に資する総損失吸収力（TLAC）に係る枠組み整備の方針について

Ⅰ．総損失吸収力（TLAC）とは

FSBによる最終合意文書『グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則』（2015年11月）[1]（以下、「TLAC合意文書」という。）は、G-SIBsに対して予め十分な総損失吸収力（Total Loss-absorbing Capacity）の確保を求めている。これは、万一G-SIBが危機に陥った場合に、当該G-SIBの株主・債権者に損失を負担させ、かつ資本の再構築を行うことにより、当該G-SIBの重要な機能を維持したまま、納税者負担によらずにシステミック・リスクを回避する秩序ある処理を行うことを目的としている。

具体的には、当該G-SIBグループにおいて、当局が破綻処理権限を行使する対象となる会社（以下、「破綻処理対象会社」という。）が外部から調達した損失吸収力・資本再構築能力（以下、「損失吸収力等」という。）を予めグループ内部の主要な子会社に配賦しておき、当該子会社が破綻の危機に瀕していると関連当局が判断した際は、生じた損失を破綻処理対象会社に集約して処理する一方、当該子会社は通常どおり営業を継続することが想定されている。この場合、クロスボーダーでの処理が行われるときには、損失が生じた子会社が所在する国の当局（現地当局）と、損失の集約先である破綻処理対象会社が所在する国の当局（母国当局）との連携が重要である。

なお、TLAC合意文書による規制は、バーゼル銀行監督委員会が過去に公表している金融機関に対する自己資本比率規制（『バーゼルⅢ：より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み』（2010年12月公表、2011年６月改訂）、『規制資本の質を向上させるための改革の最終要素』（2011年１月公表）を含む。以下、総称して「バーゼル合意」という。）と一体をなすものとされている。

Ⅱ．母国当局としての金融庁の対応

１．枠組み整備の手法

[1] http://www.fsb.org/wp-content/uploads/TLAC-Principles-and-Term-Sheet-for-publication-final.pdf

こうした規制枠組みを国内に導入するにあたっては、TLAC 合意文書がバーゼル合意と一体性を有することを踏まえ、主として、バーゼル合意に基づく金融機関の自己資本比率を定める告示（以下、「１柱告示」という。）の改正により実施する予定である。また、必要に応じ、所要の法令改正等も併せて行う方針である。

２．本邦 TLAC 規制の対象となる金融機関

まず、TLAC 合意文書で求められているとおり、本邦 G-SIBs（FSB による選定を踏まえて金融庁が G-SIBs として指定した金融機関[2]をいう。以下同じ。）は本邦 TLAC 規制の対象とする。さらに、国際的に活動する金融機関グループに関しては、海外の子会社について破綻処理が開始された場合、当該子会社に生じた損失が母国である本邦の親会社に集約され、グループ全体の破綻につながるケースが考えられる。その際、本邦金融システムに特に重要な影響を与えることが想定される金融機関については、いわゆる「大きすぎて潰せない問題」（too big to fail）への対応の必要性が高いため、G-SIBs であるか否かに関わらず、破綻時の十分な損失吸収力の確保を求めるべきである。

したがって、我が国においては、本邦 G-SIBs に加え、本邦 D-SIBs（我が国の金融システムにおける重要性を踏まえて金融庁が D-SIBs として指定した金融機関をいう。以下同じ。）のうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関（以下、本邦 G-SIBs と総称して「本邦 TLAC 対象 SIBs」という。）を TLAC 規制の適用対象とする方針である。

具体的には、以下の各 TLAC 規制適用開始日において、以下の各金融機関グループを本邦 TLAC 対象 SIBs として選定し（当該時点において本邦 G-SIBs 又は本邦 D-SIBs であることを前提とする。）、それらの国内における破綻処理対象会社（以下、「国内処理対象会社」という。）を１柱告示に基づき以下のとおり指定の上、TLAC 規制の適用を開始する方針である（以下、これら現時点において本邦 TLAC 対象 SIBs として選定予定の４金融機関グループを総称して「4SIBs」という。）。

TLAC 規制適用開始日	本邦 TLAC 対象 SIBs	国内処理対象会社
2019 年３月 31 日	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ及びその子会社等	株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

[2] 本文書第２版公表時点における本邦 G-SIBs 及び本邦 D-SIBs は以下のウェブサイトに記載のとおり。http://www.fsa.go.jp/news/27/20151204-4.html

	株式会社三井住友フィナンシャルグループ及びその子会社等	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
	株式会社みずほフィナンシャルグループ及びその子会社等	株式会社みずほフィナンシャルグループ
2021年３月31日	野村ホールディングス株式会社及びその子会社等	野村ホールディングス株式会社

以下では、まず、4SIBsについての望ましい秩序ある処理戦略について述べたうえ、かかる処理戦略を実現するためのTLACを勘案した資金構造及び処理の具体例を示す。

３．4SIBsについての望ましい秩序ある処理戦略：SPEアプローチ

システム上重要な金融機関の処理戦略としては、（ｉ）単一の当局が、金融グループの最上位に位置する持株会社等に対して破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを一体として処理する方法（いわゆるSPE（Single Point of Entry）アプローチ）と、（ii）複数の当局が、金融グループの各法人に対してそれぞれ破綻処理権限を行使することで、当該金融グループを構成する法人を個別に処理する方法（いわゆるMPE（Multiple Point of Entry）アプローチ）が国際的に検討されている（FSB『再建・破綻処理計画の策定に関するガイダンス』（2013年７月）等）。

金融庁としては、4SIBsの処理戦略は、金融グループの組織構造（グループ内の相互連関性や相互依存性を含む。）を踏まえた処理可能性を考慮し、いずれも、原則としてSPEアプローチを選択することが望ましいと考えている。（注）

本邦TLAC対象SIBsをSPEアプローチに基づき処理する場合、例えば以下のような流れが考えられる（詳細は４．（２）、イメージは参考図を参照）。

① 国内の子会社のうちシステム上の重要性を有するとして金融庁が別途指定した子会社又は海外の子会社のうち当該子会社が設立された法域の当局が当該法域における損失吸収力規制の対象として指定した子会社（子会社グループに属する会社を含む。以下、「主要子会社」と総称する。）で発生した損失を、国内処理対象会社（グループ最上位の持株会社であることが想定される。）が吸収する

② 内閣総理大臣が、主要子会社の損失を吸収した国内処理対象会社について、預金保険法に定める特定第二号措置に係る特定認定（同法第126条の２第１項第２号）及び特定管理を命ずる処分（同法第126条の５）を

行う（以下、かかる特定管理を命ずる処分を受けた国内処理対象会社を「破綻持株会社」という。）

③ 破綻持株会社が、システム上重要な取引に係る事業等（破綻持株会社が保有する主要子会社の株式を含む。以下同じ。）を、預金保険法に基づき特定承継金融機関等（同法第 126 条の 34 第３項）に譲渡する

④ 事業等を譲渡した後の破綻持株会社が法的倒産手続の下で処理される

（注）市場参加者に対する透明性を高め、破綻処理制度の信頼性を向上させるとともに、適時の破綻処理を可能とするためには、当局の望ましい破綻処理戦略を予め公表しておくことが有用である一方、実際にどのような処理を行うかについては、個別の事案毎に関係する当局が当該本邦 TLAC 対象 SIB の実態を考慮のうえで決定すべき問題である。したがって、SPE アプローチに基づき国内処理対象会社について特定第二号措置を講じる以外の処理として、内閣総理大臣が、預金保険法に基づき、国内処理対象会社について特定第一号措置に係る特定認定（預金保険法第 126 条の２第１項第１号）を行うことや、国内の主要子会社について特定第一号措置に係る特定認定又は第一号措置に係る認定（同法第 102 条第１項第１号）等を行うことがあり得る。

４．SPE アプローチを実現するための TLAC を勘案した資金構造及び処理の具体例

（１）SPE アプローチを実現するための資金構造

SPE アプローチを実効的に実現するためには、破綻処理対象会社及びそのグループ会社は、子会社に生じた損失を破綻処理対象会社が吸収した後、最終的に破綻処理対象会社の株主・債権者によって当該損失が吸収されることを可能とする資金調達・分配構造を、予め構築しておくことが必要である。以下では、本邦 TLAC 対象 SIBs に関し、SPE アプローチを実現するための（ⅰ）「外部 TLAC」の調達と（ⅱ）「内部 TLAC」の分配について整理する。

（ⅰ）「外部 TLAC」の調達

TLAC 合意文書では、G-SIBs における破綻処理対象会社につき、損失吸収力等を有する「TLAC 適格商品」を一定水準以上確保することが求められている。

これを踏まえ、金融庁としても、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社に対し、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債の最低所要水準を満たすよう求める方針である（以下、かかる資本・負債を「外部 TLAC」という。）。

なお、TLAC 合意文書では、「TLAC 適格商品」の要件として、破綻処理時にお

ける元本削減又は資本転換に関し、「契約上の損失吸収事由」又は「当局に対してかかる権限を付与する法的な仕組み」のいずれかが求められているところ、金融庁としては、本邦にはかかる「法的な仕組み」が存在するため、国内処理対象会社が発行する社債等の債務[3]（以下、「社債等」という。）に係る契約に損失吸収事由が設けられていなくとも、その他の外部 TLAC 適格要件を満たす限り、当該社債等について外部 TLAC 適格性が認められると考えている。

また、金融庁は、4SIBs の国内処理対象会社に係る外部 TLAC の最低所要水準につき、下記のとおりとする方針である。

・株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
・株式会社三井住友フィナンシャルグループ
・株式会社みずほフィナンシャルグループ

いずれも、2019 年３月 31 日[4]以降においてはリスク・アセット[5]の 16%及びレバレッジエクスポージャー[6]の６%、2022 年３月 31 日以降においてはリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%。

・野村ホールディングス株式会社

2021 年３月 31 日以降においてはリスク・アセットの 16%及びレバレッジエクスポージャーの６%、2024 年３月 31 日以降においてはリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%。

なお、TLAC 合意文書では、一定の要件[7]を満たす、業界による事前積立が存在する場合、一定額を外部 TLAC として算入することが可能とされているところ、我が国の預金保険制度はこの要件を満たすものであるため、金融庁としては、TLAC 合意文書を踏まえ、4SIBs の国内処理対象会社に対して、外部 TLAC の最低所要水準がリスク・アセットの 16%及びレバレッジエクスポージャーの６%である場合においてはリスク・アセットの 2.5%相当分、外部 TLAC 所要の最低所

[3] 国内処理対象会社による借入れも含まれる。
[4] TLAC 合意文書では１月１日時点で基準を満たすことが求められているが、我が国の金融機関で現在一般的に採用されている事業年度は４月１日から翌年３月 31 日までを指すことに鑑み、金融庁としては、従前のバーゼル合意の国内実施と同様に、当該年の３月 31 日時点で基準を満たすことを求めることとする。以下同様。
[5] １柱告示における、信用リスク・アセットの額の合計額、マーケット・リスク相当額の合計額を８%で除して得た額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計額を８%で除して得た額を合計した額に相当する額をいう。以下同じ。
[6] バーゼル合意に基づく金融機関のレバレッジ比率を定める告示における総エクスポージャーの額に相当する額をいう。以下同じ。
[7] TLAC 合意文書中のタームシート（以下、「TLAC タームシート」という。）セクション７を参照。

要水準がリスク・アセットの 18%及びレバレッジエクスポージャーの 6.75%である場合においてはリスク・アセットの 3.5%相当分を外部 TLAC として算入することを認める方針である[8]。

（ⅱ）「内部 TLAC」の分配

さらに、TLAC 合意文書[9]では、破綻処理対象会社につき、（ⅰ）で確保した損失吸収力等を、当該 G-SIB において一定の要件[10]を満たす主要な子会社（子会社グループを含む。）に対し、その規模等に応じて分配することが求められている。

分配対象となる子会社については、TLAC 合意文書では、原則として破綻処理対象会社の属する法域外において設立された子会社から選定されることとされているが、これに加えて、破綻処理対象会社を管轄する各国当局が国内の子会社に対しても同様の損失吸収力等の分配を求めることが認められている。このため、金融庁としては、4SIBs につき、TLAC 合意文書に定める選定基準も踏まえつつ、国内に所在する子会社を主要子会社として選定し、国内の主要子会社が調達する、損失吸収力等を有すると認められる資本・負債を一定の水準以上引き受けるよう、国内処理対象会社に対して求める[11]方針である（以下、かかる資本・負債を「内部 TLAC」という。）。

（２）TLAC を利用した秩序ある処理の具体例

３．に示した例に従った場合、4SIBs の処理の詳細は以下のとおりとなることが想定される。

---

[8] したがって、4SIBs の国内処理対象会社に係る外部 TLAC への算入可能額は下表のとおりとなる。

	リスク・アセットの 2.5%分	リスク・アセットの 3.5%分
株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 株式会社みずほフィナンシャルグループ	2019 年３月 31 日から 2022 年３月 30 日まで	2022 年３月 31 日以降
野村ホールディングス株式会社	2021 年３月 31 日から 2024 年３月 30 日まで	2024 年３月 31 日以降

[9] 内部 TLAC については、FSB が『グローバルなシステム上重要な銀行の内部総損失吸収力に係る指導原則』（2017 年７月）を公表している。http://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060717-1.pdf

[10] TLAC タームシートセクション 17 を参照。

[11] 海外の主要子会社については、当該子会社が設立された法域の当局が別途適格要件や所要水準等を定めることが想定される。

① 国内処理対象会社による主要子会社の損失吸収

4SIBs の秩序ある処理を実行する場合、損失が発生した主要子会社に分配されている内部 TLAC について、当局の関与の下、国内処理対象会社が当該主要子会社の損失を吸収することを目的とする措置が講ぜられる。

② 内閣総理大臣による特定認定[12]

①の場合において、主要子会社から損失を吸収した国内処理対象会社が預金保険法に規定する特定第二号措置の適用要件を満たす場合には、当該国内処理対象会社に対して、金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣により特定第二号措置に係る特定認定及び特定管理を命ずる処分が行われる。

この場合、破綻持株会社が発行済みのその他 Tier1 資本調達手段[13]・Tier2 資本調達手段（いずれもバーゼルⅢ適格であるものに限る。）について、当該資本調達手段の条件（社債要項等）に従い、破綻持株会社の他の負債（外部 TLAC 適格性を有する社債等を含む。）に先立ち、元本の削減等（元本の削減又は普通株式への転換をいう。以下同じ。）が行われる[14]。

また、破綻持株会社の業務に係る動産又は債権のうち、下記③において特定承継金融機関等に対して譲渡されるもの（内閣総理大臣が指定するものに限る。）は差押えが禁止される（預金保険法第 126 条の 16）。

③ 事業等の譲渡

特定認定を受けた破綻持株会社は、内閣総理大臣による特定事業譲受け等を

---

[12] 当該処理については、市場の混乱を避けるため、休業日である週末にかけて迅速に実施することを想定している。

[13] 本邦 TLAC 対象 SIBs が 2013 年３月 31 日以降に国内処理対象会社から発行した負債性のその他 Tier1 資本調達手段については、１柱告示に従って算出される国内処理対象会社の連結普通株式等 Tier1 比率が 5.125%を下回った場合にも、元本の全部又は一部について元本の削減等が実施される。

[14] バーゼル合意では、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段について、元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）に元本の削減等がなされることが求められている。本邦では、国内処理対象会社については、実質破綻認定時は特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指す（１柱告示、自己資本比率規制に関するＱ＆Ａ第６条-Ｑ９）。

行うべき旨の決定（預金保険法第 126 条の 34 第１項第２号）の下、株主総会の特別決議に代わる許可を裁判所から得たうえで（預金保険法第 126 条の 13 第１項第３号）、預金保険機構が設立した特定承継金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行う[15][16]。

このとき、外部 TLAC 適格性を有する社債等に係る債務は、特定承継金融機関等が引き受けることなく、破綻持株会社が引き続き負担することが想定される。

④　破綻持株会社の法的倒産手続

事業等の譲渡を行った破綻持株会社について、預金保険機構が法的倒産手続開始の申立てを行う。破綻持株会社は、再生型の法的倒産手続ではなく、清算型の法的倒産手続（具体的には破産手続）によって処理されることが想定される。

この場合、破綻持株会社の債権者（外部 TLAC 適格性を有する社債等の債権者を含む。）は、破産法等に従い破産財団の範囲で配当を受けるため、当該破産手続において損失を吸収することとなる。

Ⅲ．現地当局としての金融庁の対応

Ⅱ．４．（１）（ⅱ）でも述べたとおり、TLAC 合意文書では、クロスボーダーでの破綻処理に対応するため、G-SIB グループのうち破綻処理対象会社の属する法域外において設立された主要な子会社に損失が生じた場合に、当該子会社の損失等を破綻処理対象会社に引き渡すための法的な確実性のある損失吸収力等を予め準備しておくことが求められている。

金融庁としても、今後、海外 G-SIBs の我が国の法令に準拠して設立された子会社のうち、国際合意を踏まえ、かかる損失吸収力等を備えておくことが必要と認められる先を別途指定し、規制を課していく方針である。

Ⅳ．TLAC 保有規制

TLAC 合意文書においては、G-SIBs の破綻時の危機伝播リスクを低減させるため、銀行等が TLAC 適格商品等を保有した場合の規制につき、バーゼル銀行監督

[15] 主要子会社は、通常どおり営業を継続することを想定している。
[16] 特定承継金融機関等は、国内処理対象会社に対する特定第二号措置に係る特定認定から原則として２年以内に、受皿となる金融機関等に対し、その事業等の譲渡を行うことが想定されている（預金保険法第 126 条の 37、第 96 条第１項、第 126 条の３）。

委員会が検討を行う旨規定されている。これを受けてバーゼル銀行監督委員会は自己資本比率規制における取扱いの検討を進め、2016 年 10 月、『TLAC 保有』と題する最終合意文書[17]を公表した。

これは、バーゼル合意におけるいわゆるダブルギアリング規制（金融機関が他の金融機関の資本調達手段を保有することに対する規制）の拡張であり、例えば G-SIBs ではない銀行等が、バーゼル合意上の規制自己資本に該当しない他行の TLAC 適格商品を一定額以上保有する場合には、自行の Tier2 資本から所定の額を控除すべき旨等を規定することにより、銀行等による TLAC 適格商品の保有のインセンティブを減じることを目的としている。

金融庁としては、これを踏まえ、以下の方針に従って１柱告示を改正する方針である。

１．国際統一基準行向け TLAC 保有規制

国際統一基準行が、本邦 TLAC 対象 SIBs の国内処理対象会社及び海外 G-SIBs の破綻処理対象会社の規制自己資本に該当しない外部 TLAC 適格性を有する商品（以下、「その他 TLAC 適格商品」という。）及び当該商品と債権の優先順位が同順位となる国内処理対象会社その他の破綻処理対象会社の発行する商品（以下、「同順位商品」といい、その他 TLAC 適格商品と併せて「保有規制対象商品」という。）を保有する場合には、2019 年３月 31 日以降、原則として国際合意と同等の規制（一定額以上の保有分に係る Tier2 資本控除等）を適用する。

ただし、本邦 TLAC 対象 SIBs については、規制に対応するための資金調達構造の調整に一定の時間を要すると考えられることから、当該本邦 TLAC 対象 SIB の TLAC 規制適用開始日以降５年間は、TLAC 規制適用開始日において国際統一基準行が保有する同順位商品については、その保有を継続している場合に限り、保有規制対象商品から除外する取扱いとする[18][19]。

２．国内基準行向け TLAC 保有規制

---

[17] https://www.bis.org/bcbs/publ/d387.pdf

[18] 本取扱いは、同順位商品のみを対象とするものであるため、その他 TLAC 適格商品は原則どおり保有規制の対象となる。なお、同順位商品には、外部 TLAC 同様、社債のみならず借入れも含まれる。

[19] したがって、TLAC 規制適用開始日が 2019 年３月 31 日となる金融機関が発行した同順位商品については 2024 年３月 30 日まで、TLAC 規制適用開始日が 2021 年３月 31 日となる金融機関が発行した同順位商品については 2026 年３月 30 日まで、それぞれの TLAC 規制適用開始日において国際統一基準行が保有する同順位商品が保有規制対象商品から除外されることとなる。

国内基準行に係る自己資本比率規制においては、国際統一基準行における Tier2 資本に相当する資本区分がないため、国際統一基準行とは別途の考慮が必要である。

現行のダブルギアリング規制との平仄も踏まえ、信用リスクの標準的手法の取扱いにおいて、2019 年３月 31 日以降、大要、①自行コア資本対比５％以下相当分の保有規制対象商品の保有については、現行規制どおり金融機関向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを適用する一方、②自行コア資本対比５％相当分を超える保有規制対象商品の保有については、当該超過分につき一律 150%のリスク・ウェイトを適用することとする[20]。

ただし、既に国内基準行が外部 TLAC 適格性を有する商品（本邦 TLAC 規制の下で外部 TLAC 適格となることが想定される商品を含む。）を一定量保有していることを踏まえ、市場に与える影響を抑制するため、既発行のその他 TLAC 適格商品（2019 年３月 31 日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）については保有量にかかわらず、2019 年３月 31 日以降 10 年間は現行規制どおり金融機関向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトの適用を認めることとする。

また、本邦 TLAC 対象 SIBs について、当該本邦 TLAC 対象 SIB の TLAC 規制適用開始日以降５年間は当該本邦 TLAC 対象 SIB の同順位商品を保有規制対象商品から除外する取扱いについては、国際統一基準行の場合と同様である。

なお、上記方針は、バーゼル銀行監督委員会が 2017 年 12 月に公表したバーゼルⅢ最終規則文書における信用リスクの標準的手法の見直しが国内実施されるまでの取扱いに係るものであることに留意されたい[21]。

（注）その他、外部 TLAC 適格性を有する商品（その他 Tier1 資本調達手段・Tier2 資本調達手段を含む。）については、そのリスクや複雑性に鑑み、特に個人投資家（リテール）における適切な保有のあり方につき、国際的な議論の動向[22]も踏まえ今後検討を進めていく方針である。

（以　　上）

---

[20] ①②はいずれも保有先金融機関に対する議決権保有比率が 10%以下であることを前提としている。

[21] 信用リスクの標準的手法の見直しの国内実施以降も、国内基準行における既発行のその他 TLAC 適格商品（2019 年３月 31 日において保有し、その保有を継続しているものに限る。）に係る 10 年間の経過措置については継続する方針である。

[22] 一部の海外当局は、外部損失吸収力を有する商品につき、一般個人投資家の保有のインセンティブを抑制するため、最低額面金額の設定等を提案している。

資料９－４－７

自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
（平成 29 事務年度）

１．信用リスク

（１）基礎的内部格付手法【１持株会社及び１行】

・関西みらいフィナンシャルグループ

・百五銀行

２．オペレーショナル・リスク

（１）粗利益配分手法【１持株会社及び２行】

・関西みらいフィナンシャルグループ

・関西アーバン銀行

・みなと銀行

資料９－５－１

経営健全化計画履行状況報告

平成29年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	※335	※140	※377	329	181	386	434	229	380

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	13.06	13.05	13.22

(参考)

（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	8,124	8,231	8,793	62,200	63,030	66,478

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	10	10	10	2,207	2,238	2,370	26,925	13,933	29,400	31,467	16,173	32,900

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
71,783	37,273	78,300

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	167	84	200	167	84	200	32	32	40	－	－	－	482	473	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	10	10	10	2,207	2,238	2,370	26,925	13,933	29,400	31,467	16,173	32,900

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
71,783	37,273	78,300

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画	29/3 実績	29/9 実績	30/3 健全化計画
新生	167	84	200	167	84	200	32	32	40	－	－	－	482	473	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

資料９－５－２

経営健全化計画履行状況報告

平成30年６月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

（億円）

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	※335	※250	※318	329	319	366	434	360	405

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

（%）

	自己資本比率		
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	13.06	12.88	12.83

(参考)　（億円）

	自己資本計			リスクアセット		
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	8,124	8,277	8,141	62,200	64,219	63,427

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	10	10	10	2,207	2,230	2,188	26,925	28,500	27,427	31,467	32,300	31,602

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
71,783	76,500	73,426

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	167	200	167	167	200	167	32	40	32	－	－	－	482	495	479

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○リストラの状況①（役員数、従業員数等）

（人、百万円）

	役員数			従業員数			人件費			物件費（機械化費用を除く）		
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	10	10	10	2,207	2,230	2,188	26,925	28,500	27,427	31,467	32,300	31,602

（百万円）

人件費＋物件費（参考）		
29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
71,783	76,500	73,426

○リストラの状況②（役員報酬・賞与等）

	役員報酬・賞与（百万円）（注）						平均役員（常勤）報酬・賞与（百万円）			平均役員退職慰労金（百万円）			平均給与月額（千円）		
				うち役員報酬											
	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績	29/3 実績	30/3 健全化計画	30/3 実績
新生	167	200	167	167	200	167	32	40	32	－	－	－	482	495	479

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

資料９－５－３

金融機能強化法に基づく全国信用協同組合連合会に対する資本参加の概要

（平成29年11月22日（水）決定）

	全国信用協同組合連合会（東京都中央区）
預 金 残 高 (29/3末)	６兆３，２１１億円
貸 出 金 残 高 (29/3末)	３兆１，５６０億円
自己資本比率 (29/3末)	２０．２０％
資本参加額	１００億円※
優先出資の配当率	Tibor（12ヶ月）+０．３５％

※　資本参加は傘下信組への出資に活用するため申し込まれたものであり、全信組連の資本増強・収益性向上を目的とするものではない。本件資本参加により全信組連の自己資本比率は変動しない。

【参考】資本参加スキーム

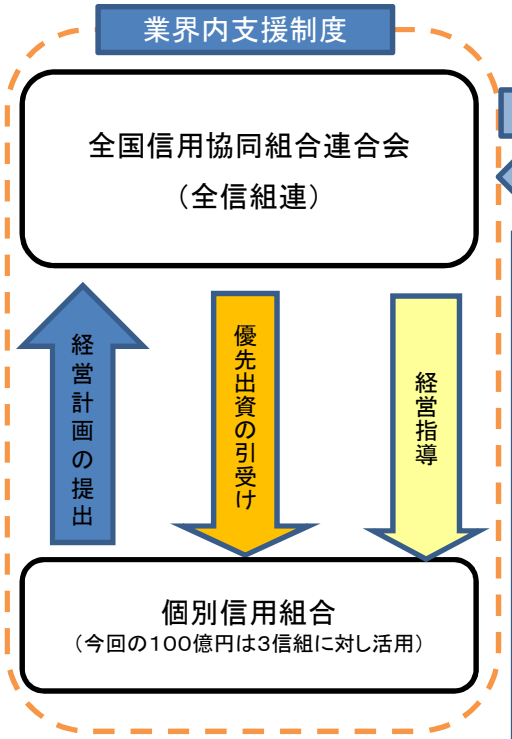

「協同組織金融機能強化方針」の提出

優先出資の引受け（100億円）

国

＜全信組連における具体的な取組み＞

➢ **個別信組への出資条件**
- 中小規模事業者への信用供与の円滑化など地域経済活性化策等を盛り込んだ経営計画の策定　等

➢ **経営指導の実施**
- 26年7月に「信組経営サポート企画本部」を設置、更に、28年10月には人員を強化し、態勢整備を図るなど、傘下信組の有価証券運用や収益力強化に関するサポートを推進
- 支援先信組における経営計画の履行状況を検証するとともに、定期的に経営トップや担当部署からヒアリング等を実施し、問題点があれば改善を指導　等

➢ **地域経済活性化のための具体的支援策**
- 地域経済活性化支援機構と連携した事業性評価に関する信組職員向け勉強会の開催や、トレーニー受入制度、特定専門家派遣制度の活用など、関係団体との連携強化
- 「中小事業者等支援ファンド向け資金供給制度」等によるリスクマネーの供給
- 取引先企業における販路拡大のため、個別信組における取組事例等の提供、ビジネスマッチングイベントの開催及び大手商社等の参加招致
- 事業再生ファンド「しんくみリカバリ」の活用　等

資料９－５－４

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 29 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜幸銀信用組合		１９０億円
釧路信用組合	２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	２７年１２月２２日	１０６億円
全国信用協同組合連合会	２８年１２月２７日	６２．４億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

資料9－5－5

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成29年3月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1)コア業務純益

（単位:億円）

	計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	15	17	**5**	▲ 10	▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	42	46	**36**	▲ 5	▲ 10	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	71	76	**54**	▲ 17	▲ 22	資金利益が貸出金利息や有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第　三	62	63	**52**	▲ 10	▲ 10	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民（信用組合）	16	18	**9**	▲ 6	▲ 8	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	109	95	**94**	▲ 15	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
高　知	31	32	**18**	▲ 12	▲ 13	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	37	40	**23**	▲ 13	▲ 16	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	23	**27**	＋ 0	＋ 4	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	5	6	**1**	▲ 3	▲ 5	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊　和	28	20	**16**	▲ 11	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生（信用組合）	1.45	1.30	**1.81**	＋ 0.36	＋ 0.51	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀（信用組合）	13	10	**11**	▲ 1	＋ 1	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路（信用組合）	1.73	2.03	**1.96**	＋ 0.23	▲ 0.07	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県（信用組合）	1.93	2.08	**1.79**	▲ 0.14	▲ 0.29	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	64.08	62.30	**77.21**	＋ 13.13	＋ 14.91	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	56.61	56.60	**57.67**	＋ 1.06	＋ 1.07	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	64.33	63.20	**73.01**	＋ 8.68	＋ 9.81	経費(機械化関連経費を除く)が税金費用の増加により計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	60.55	60.70	**63.90**	＋ 3.35	＋ 3.20	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	56.46	58.98	**56.21**	▲ 0.25	▲ 2.77	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東　和	59.78	61.32	**59.27**	▲ 0.51	▲ 2.05	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が国債等債券売却益の計上等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	67.96	68.18	**72.45**	＋ 4.49	＋ 4.27	経費（機械化関連費用を除く）が計画を上回ったことや、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北　都	63.58	67.59	**69.34**	＋ 5.76	＋ 1.75	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	62.06	65.02	**62.26**	＋ 0.20	▲ 2.76	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
ぐんまみらい（信用組合）	79.59	80.02	**92.95**	＋ 13.36	＋ 12.93	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊　和	53.02	61.43	**63.80**	＋ 10.78	＋ 2.37	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	73.43	75.09	**70.21**	▲ 3.22	▲ 4.88	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀（信用組合）	66.76	63.17	**58.23**	▲ 8.53	▲ 4.94	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路（信用組合）	72.57	70.79	**74.01**	＋ 1.44	＋ 3.22	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	76.20	74.80	**77.85**	＋ 1.65	＋ 3.05	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高･比率

（単位：億円、%）

		計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
			計 画	実 績			
福　邦	残高	1,588	1,634	**1,491**	▲ 97	▲ 143	企業の成長ステージをフルサポートする商品ラインナップの充実等に取り組んだものの、課題解決型提案営業が十分でなかったこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.33	35.57	**33.20**	▲ 2.13	▲ 2.37	
南日本	残高	3,016	3,166	**3,260**	＋ 244	＋ 94	貸出残高は顧客ニーズの発掘や創業・新事業に対する融資、ABL、医療機関・介護施設への設備資金融資等に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	41.40	42.60	**41.84**	＋ 0.44	▲ 0.76	
みちのく	残高	4,311	4,408	**4,950**	＋ 639	＋ 542	「全員営業態勢」の実践により、資金需要の創出を図ったことや、地元取引先企業の成長に向けきめ細やかな資金供給に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.67	**23.19**	＋ 2.85	＋ 2.52	
第　三	残高	5,991	6,061	**6,352**	＋ 360	＋ 290	コベナンツ活用型融資、ABLなど担保・保証に必要以上に依存しない融資や農林水産業分野、医療・介護分野、環境・エネルギー事業分野への貸出の増強を積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.79	**31.61**	＋ 0.91	＋ 0.82	
山梨県民（信用組合）	残高	1,821	1,873	**1,824**	＋ 3	▲ 49	本部・営業店が一体となった営業活動を展開し、資金ニーズの把握に努めたほか、新規顧客を開拓するため、新たな商品開発・販売に取り組んだものの、貸出金償却及び債権売却の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.05	**42.23**	▲ 1.37	▲ 1.82	
東　和	残高	6,432	6,692	**6,958**	＋ 526	＋ 266	貸出残高は「ＴＯＷＡお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.68	**30.93**	▲ 0.32	▲ 0.75	
高　知	残高	3,586	3,606	**3,857**	＋ 271	＋ 251	「こうぎん・ビビッド・ファンド」の活用や、成長分野への積極的な貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.54	**35.64**	＋ 1.20	＋ 1.10	
北　都	残高	2,715	2,781	**2,884**	＋ 169	＋ 103	事業先の全先訪問活動による課題の掘り起こし等を通じた事業性貸出の推進等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.24	**21.43**	＋ 1.26	＋ 1.19	
宮崎太陽	残高	2,243	2,440	**2,453**	＋ 210	＋ 13	貸出残高は経営者様起点の営業や地方創生に関する取組みを進めながらコンサルティング営業を実施してきたことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	37.02	**36.45**	＋ 1.51	▲ 0.57	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,004	1,025	**1,018**	＋ 13	▲ 6	既存貸出先・預金先の各上位200先へ訪問活動の範囲を広げ、資金需要の掘り起こしに取り組んだものの、融資に繋がる的確な情報収集や提案セールスが不十分であったことから、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	29.00	**28.94**	＋ 0.29	▲ 0.06	
豊　和	残高	2,294	2,376	**2,328**	＋ 34	▲ 48	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	42.36	**40.95**	▲ 0.04	▲ 1.41	
東京厚生（信用組合）	残高	223	228	**239**	＋ 15	＋ 10	営業推進体制・営業店サポート体制の強化や各店の特性に合った業務運営等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	38.50	**39.81**	＋ 2.36	＋ 1.31	
横浜幸銀（信用組合）	残高	1,932	2,054	**2,259**	＋ 327	＋ 205	営業本部を二部に分け、専務理事が統括するなど体制の見直しを図ったほか、取引先への訪問頻度を高めるなど積極的な営業推進活動を行ったことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	57.77	**58.39**	＋ 1.66	＋ 0.62	
釧路（信用組合）	残高	286	309	**324**	＋ 37	＋ 15	データベースを活用した融資推進ターゲット先への訪問営業活動の強化等により、本部・営業店が一体となった営業推進体制の再構築・強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.26	34.06	**35.32**	＋ 2.06	＋ 1.26	
滋賀県（信用組合）	残高	345	366	**411**	＋ 65	＋ 44	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	27.59	28.83	**30.86**	＋ 3.27	＋ 2.03	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	**実 績**			
福　邦	5.61	5.88	**9.11**	＋ 3.50	＋ 3.23	産学官との連携等による創業・新事業支援や外部支援機関との業務提携による経営相談会の実施等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	2.94	3.08	**3.76**	＋ 0.82	＋ 0.68	ビジネスマッチング、各種商談会等を通じた経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	11.34	**11.66**	＋ 1.31	＋ 0.32	担保・保証に過度に依存しない各種ビジネスローン等や、外部専門家との業務提携による事業承継相談支援への取組みを積極的に行ったことから、計画を上回った。
第　三	2.11	2.15	**4.71**	＋ 2.60	＋ 2.56	コベナンツ活用型融資など、担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みや、本部企業支援部が主体となって経営相談に係る取組みを強化するなど積極的な取組みを行ったことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	5.51	6.07	**6.60**	＋ 1.09	＋ 0.53	外部機関・外部専門家との連携や、中小規模事業者への訪問等を通じた業況モニタリングの実施によって、経営改善計画の策定支援等に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	11.72	11.83	**33.29**	＋ 21.57	＋ 21.46	外部専門家と連携した経営相談、事業再生支援、事業承継支援の実施、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	3.02	3.09	**4.11**	＋ 1.09	＋ 1.02	外部機関等との連携による経営相談や、ＡＢＬ手法等を活用した担保・保証に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	9.62	9.86	**11.56**	＋ 1.94	＋ 1.70	ビジネスマッチング支援等の経営相談や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	13.18	**13.49**	＋ 3.36	＋ 0.31	「たいようビジネスマッチングサービス」を活用した販路拡大支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援や廃業・再チャレンジに向けた事業支援に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	14.55	18.18	**20.21**	＋ 5.66	＋ 2.03	当組合の貸出残高に占めるウェイトの高い業種に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携しながら、業種特性を踏まえた支援策を立案するなど、取引先企業の再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	7.23	7.41	**9.07**	＋ 1.84	＋ 1.66	本部・営業店が一体となって販路開拓コンサルティング等の経営相談支援に取り組んだことや、外部専門家等と連携した事業承継支援を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	13.26	13.52	**16.80**	＋ 3.54	＋ 3.28	従来からの業域取引先に対する無担保ローンに加え、新たに歯科医師会会員向け無担保ローンの開発・販売により、計画を上回った。
横浜幸銀（信用組合）	7.82	10.43	**11.43**	＋ 3.61	＋ 1.00	経営改善計画の策定支援やモニタリング指導、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携した経営改善の取組みを継続したことから、計画を上回った。
釧路（信用組合）	2.46	2.68	**3.19**	＋ 0.73	＋ 0.51	地域経済活性化支援機構や中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、取引先の経営課題の分析や経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	29.02	29.32	**36.06**	＋ 7.04	＋ 6.74	担保・保証に依存しない融資や中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

資料9－5－6

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
平成29年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1）資金利益

（単位:億円）

	計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	171	155	**174**	＋ 2	＋ 18	レポ収益の計上やREITの積み上げによる投資信託分配金の上振れ等により、資金利益は計画を上回った。

2）一営業店当たり資金量

（単位:億円）

	計画始期の水準	29年3月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
全国信用協同組合連合会	6,476	7,300	**7,023**	＋ 546	▲ 276	当初の想定より個別信用組合からの預け金の預入が下回ったことから、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位:億円、%）

		計画始期の水準	29年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
			実 績		
全国信用協同組合連合会	残高	2,724	**2,973**	＋ 249	本部と営業店が一丸となり、特定信用組合（資本支援を行った７つの信用組合）に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	29.20	**31.35**	＋ 2.15	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った7つの信用組合の合算値

2）経営改善支援先割合

（単位:%）

	計画始期の水準	29年3月期	始期比	コメント（実績と計画の比較）
		実 績		
全国信用協同組合連合会	5.17	**8.11**	＋ 2.94	特定信用組合において、日本政策金融公庫との業務提携により質の高い経営改善支援の実施に向けた態勢整備を進めたほか、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、DDS等の事業再生支援に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った7つの信用組合の合算値

資料９－５－７

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 29 年 3 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

資料９－５－８

金融機能強化法（震災特例）を活用した４地域銀行の経営強化計画
平成 29 年 3 月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23 年 9 月）	300億円（24 年 12 月）	350億円（23 年 9 月）	100億円（24 年 9 月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・本店のほか5ヵ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、既存の仙台、山形、庄内の各法人グループに加え、「大宮法人グループ」を29年5月に新設	・本部関係部署が連携し、営業店が抱える課題の早期解決を図り、営業活動に注力できるよう、29年4月から「営業店経営サポート協議会」を新設 ・地元企業の資金ニーズへ迅速に対応するために、29年6月にTV会議システムを活用した「事業性融資案件化協議会」の運用を開始	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」にて、各営業店に対する本部サポートを実施 ・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み		・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（28年度下期成約件数：45件）（仙台、きらやか） ・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援（28年度下期協調・紹介融資実績：10件）（仙台、きらやか） ・27年10月に地域経済活性化と地方創生を目的とした「じもと創生本業支援ファンド」を日本政策投資銀行と協働し組成（29年3月　ファンド第3号案件）（仙台、きらやか） ・店舗が再開していない津波被災地（石巻市）での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業（仙台） ・本業支援の定着と行員のスキルアップを図るため、本業支援部中心による営業店への訪問指導の実施（きらやか）		・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献 ・企業のライフステージに応じた本業支援を行っていくため、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価の取組みを強化 ・「ソリューション相談シート（与信対応相談用）」を新設（29年4月）し、営業店と本部が課題を共有することで、案件のスピードアップとより踏み込んだ融資を実現 ・地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援（28年9月　第2号案件）	・「復興」から「成長」へ向けた支援を図るため、被災地域事業者へのアンケートを実施（29年1月）し、個々の事業者が抱えている課題や被災地域の状況を把握 ・「事業性評価シート」を作成し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 ・28年度上期より営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットワークを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施 ・各種研修等を通じて、中小企業診断士や農林水産業に係る専門資格者の養成等、コンサルティング機能を発揮できる人材育成を強化
	被災者向け新規融資 事業性	5，615先／1，837億円	1，386件／　392億円	30，532件／3，962億円	3，527件／　863億円
	被災者向け新規融資 消費性	3，365先／　212億円	150件／　19億円	10，588件／1，025億円	544件／　89億円
	被災者向け条件変更 事業性	248先／　152億円	643件／　200億円	3，627件／　915億円	1，087件／　191億円
	被災者向け条件変更 消費性	311先／　37億円	104件／　18億円	177件／　17億円	75件／　9億円
	【参考】29/3 期の貸出金残高	6，725億円	1兆271億円	1兆6，690億円	5，242億円
	産業復興機構の活用	決定27先	—	決定12先	決定57先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定65先／検討中　2先	決定　7先	決定25先／検討中1先	決定55先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立42件／検討中　2件	成立　4件	—	成立18件

※　計数は平成29年5月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成29年6月末時点）

資料9－5－9

金融機能強化法（震災特例）を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成29年3月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額（資本参加時期）	100億円（24年2月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24年2月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24年2月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24年2月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備		・29年2月、仮設事務所において実施していた相談対応業務を、宮古市田老総合事務所に移転して、継続実施	・29年3月、本店を新築し、通常営業を再開。引き続き、各自治体の復興整備計画等に配慮し店舗の再整備を推進	・融資窓口の専用ブースで開催している「しんきん復興支援相談会」について、29年9月まで開催期間を延長	・富岡町における避難指示解除（帰還困難区域を除く）を踏まえ、29年3月、富岡支店の営業を再開
② 具体的な取組み		・28年11月より、取引先の後継者の育成支援として、中小企業診断士を招聘し、若手経営者向け財務勉強会を継続して開催 ・28年11月、地域の復旧・復興に向けた資金需要に対応するため、プロパー商品「釜石商工会議所メンバーズローン」の取扱いを開始 ・29年2月、人材育成として、岩手県事業引継ぎ支援センターによる役職員向け事業承継セミナーを開催	・28年11月「ビジネスマッチ東北2016」、29年2月「スーパーマーケット・トレードショー2017」への出展サポート等による販路開拓支援を実施 ・29年2月、東京東信金との提携事業として、同金庫の取引先事業者を招き、水産物の消費地事業者との意見交換など販路拡大支援を実施 ・29年3月、事業者向けに担保や保証人を原則不要とするプロパー商品「ビジネスアシスト500」の取扱いを開始	・災害復興に係る事業性ローンである「しんきん復興支援資金」について、29年9月まで取扱期間を延長 ・地方創生に向けた取組みを積極的に推進するため、29年1月～2月、地方創生に関する包括連携協定を地公体と締結（石巻市、東松島市、女川町） ・29年2月「第4回三陸＝町田フレンズフェスタ」、29年3月「東北復興支援販売」への出展サポート等による販路開拓支援を実施	・避難している顧客の相談や問い合わせに対応するため、定期的な移動相談会を開催（常設相談所と合わせ28年度において1,558件の相談を受付） ・28年12月、地域経済の復興・再生をテーマとした企業向けセミナーを主催し、取引先企業へ専門家等との同行訪問等を実施し、取引先の課題解決を支援 ・新規に起業する事業者への助成事業として、「メットライフ復興事業みらい基金」を創設し、29年3月までに17先へ助成
	被災者向け新規融資 事業性	1，073先／161億円	2，002先／452億円	963先／408億円	1，330先／542億円
	被災者向け新規融資 消費性	550先／ 46億円	490先／ 42億円	960先／123億円	390先／ 56億円
	被災者向け条件変更 事業性	161先／ 83億円	122先／ 61億円	219先／103億円	431先／257億円
	被災者向け条件変更 消費性	75先／ 6億円	295先／ 11億円	108先／ 13億円	454先／ 36億円
	【参考】29/3期の貸出金残高	302億円	458億円	622億円	819億円
	産業復興機構の活用	決定24先	決定27先	決定34先／検討中 1先	決定 5先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46先	決定27先	決定56先／検討中16先	決定 5先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立11件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 2件	成立 2件

※ 計数は平成29年5月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成29年6月末時点）

資料9－5－10

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成29年3月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24年1月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24年1月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24年3月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		相双五城	いわき	那須
① 実施体制の整備		・顧客からの要望を受け、数店舗で実施していた休日融資相談会に代えて、28年10月より全店舗で週1回、夜間融資相談会を実施（23年4月以降の相談受付：6,081件）	・相談機能の強化として、顧客層が高齢化する支店において「やさしさ」をコンセプトとした店舗作りを目指し、29年3月、女性目線を活用するため女性営業担当者を増員し、相談業務に対応	・中小零細企業への円滑な信用供与による震災復興を更に推し進めるため、既存の体制を拡充し、融資部、営業推進部、営業店の経営改善支援担当者で構成する「事業再生・地域活性化支援チームなすしん」を設置するなど、復興支援体制を強化（28年4月）
②具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施（28年度：29先） ・これまで4自治体と包括的連携協定を締結しているところ、28年12月、岩沼市と同協定を締結し、地方創生事業に積極的に参画 ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を30年3月末まで延長	・顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家による相談会を毎月実施し、取引先の創業・事業改善等を支援（28年度：62先） ・広域的な販路拡大に向け、首都圏等で開催される商談会への出展支援を引き続き実施（28年10月） ・農業者に対する成長資金ニーズに応えるため、農業法人向けファンド「信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合」を全国8信組とともに設立（29年1月）	・信用組合業界において開発した信用リスク管理システムを活用し、保証会社を付けない独自の融資商品の取扱いを開始（28年4月） ・組合員が行う事業の相互利用促進・販路の拡大等を目的として、他信用組合と連携協力に関する協定を締結（28年11月） ・ものづくり分野における「大手企業の技術ニーズ」と「優れた技術を持った取引先企業」とのマッチングサービスを手掛ける民間企業と業務提携に関する覚書を締結（29年3月）
	被災者向け新規融資 事業性	585先／197億円	177先／279億円	3，143件（453先）／308億円
	被災者向け新規融資 消費性	284先／ 45億円	67先／ 10億円	126件（84先）／ 3億円
	被災者向け条件変更 事業性	440先／128億円	211先／230億円	2，774件／319億円
	被災者向け条件変更 消費性	194先／ 16億円	68先／ 8億円	139件／ 18億円
	【参考】29/3期の貸出金残高	366億円	1，047億円	394億円
	産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定3先	決定8先	決定3先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成29年5月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成29年6月末時点）

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 29 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	２１年　３月３１日	６０億円
南日本銀行		１５０億円
みちのく銀行	２１年　９月３０日	２００億円
第三銀行		３００億円
山梨県民信用組合		４５０億円
東和銀行	２１年１２月２８日	３５０億円
高知銀行		１５０億円
北都銀行	２２年　３月３１日	１００億円
宮崎太陽銀行		１３０億円
ぐんまみらい信用組合	２４年１２月２８日	２５０億円
豊和銀行	２６年　３月３１日	１６０億円
東京厚生信用組合		５０億円
横浜幸銀信用組合		１９０億円
釧路信用組合	２６年１２月１２日	８０億円
滋賀県信用組合		９０億円
全国信用協同組合連合会	２７年１２月２２日	１０６億円
全国信用協同組合連合会	２８年１２月２７日	６２．４億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

資料９－５－12

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画
平成29年9月期の履行状況の概要

1．経営改善の目標

1)コア業務純益

（単位：億円）

	計画始期の水準	29年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	5	1	**1**	▲ 1	▲ 0	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	13	**14**	▲ 7	＋ 1	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったものの、経費の削減が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	39	**32**	▲ 7	▲ 7	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第　三	62	33	**26**	▲ 10	▲ 7	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東　和	109	54	**65**	＋ 20	＋ 11	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、その他業務利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高　知	31	16	**12**	▲ 7	▲ 4	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北　都	37	23	**10**	▲ 16	▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	14	**10**	▲ 6	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊　和	28	11	**7**	▲ 13	▲ 3	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、29年9月期（半期）の実績を2倍にし、「計画始期の水準」（通期）と比較

2）業務粗利益経費率（OHR）

（単位：%）

	計画始期の水準	29年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	77.21	74.95	**75.30**	▲ 1.91	＋ 0.35	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	65.28	**64.79**	＋ 7.12	▲ 0.49	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	64.33	62.44	**69.53**	＋ 5.20	＋ 7.09	経費（機械化関連費用を除く）は計画とほぼ同水準であったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第　三	60.55	60.50	**65.02**	＋ 4.47	＋ 4.52	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東　和	59.78	59.18	**53.56**	▲ 6.22	▲ 5.62	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高　知	67.96	68.04	**74.00**	＋ 6.04	＋ 5.96	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北　都	63.58	66.05	**73.91**	＋ 10.33	＋ 7.86	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	62.06	61.52	**64.84**	＋ 2.78	＋ 3.32	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊　和	53.02	61.00	**64.53**	＋ 11.51	＋ 3.53	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1）中小企業向け貸出残高・比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	29年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
			計画	実績			
福　邦	残高	1,491	1,500	**1,526**	＋　35	＋　26	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.22	**33.28**	＋　0.08	＋　0.06	
南日本	残高	3,260	3,274	**3,256**	▲　4	▲　18	事業性評価を要する地元事業者向け貸出に注力する方針としたため、不動産賃貸・太陽光設備向け貸出の伸びが鈍化したこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	41.84	41.64	**40.66**	▲　1.18	▲　0.98	
みちのく	残高	4,311	4,468	**4,994**	＋　683	＋　526	エリア営業体制やKeyManを活用した、新規開拓や既存先の取引深耕に向けた推進活動に努め、資金需要の創出に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.63	**23.16**	＋　2.82	＋　2.53	
第　三	残高	5,991	6,076	**6,359**	＋　368	＋　283	コベナンツ活用型やABLなど担保・保証に必要以上に依存しない融資やリレーションシートを活用した事業性評価に基づく融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.77	**31.42**	＋　0.72	＋　0.65	
山梨県民（信用組合）	残高	1,821	1,882	**1,803**	▲　17	▲　78	訪問活動の活性化や常勤役員の営業店担当制導入による営業店のサポート等に取り組んだものの、県内の資金需要が伸び悩む中、金融機関同士の競争が激化していることや、貸出金償却等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.07	**41.15**	▲　2.45	▲　2.92	
東　和	残高	6,432	6,757	**7,031**	＋　599	＋　274	貸出残高は「ＴＯＷＡお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.55	**30.54**	▲　0.71	▲　1.01	
高　知	残高	3,586	3,611	**3,822**	＋　236	＋　211	「ブロック・エリア制」による地域に密着した活動の強化や成長分野への貸出等に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.57	**35.22**	＋　0.78	＋　0.65	
北　都	残高	2,715	2,797	**2,921**	＋　205	＋　123	事業性評価活動により顧客ニーズの掘り起こしを通じた貸出の推進等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.25	**21.02**	＋　0.85	＋　0.77	
宮崎太陽	残高	2,243	2,460	**2,490**	＋　247	＋　30	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による取引先とのリレーション強化を目的とした営業活動に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	36.94	**36.67**	＋　1.73	▲　0.27	
ぐんまみらい（信用組合）	残高	1,004	1,030	**1,009**	＋　5	▲　20	支援を強化する中小企業事業者の対象先に対し、支店長等と営業担当者による同行訪問の精力的な実施等を行ったものの、店舗により実績状況にバラツキがあり、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	28.65	29.01	**28.42**	▲　0.23	▲　0.59	
豊　和	残高	2,294	2,428	**2,353**	＋　59	▲　75	取引先の資金ニーズの掘り起しや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	42.82	**40.44**	▲　0.55	▲　2.38	
東京厚生（信用組合）	残高	223	231	**246**	＋　23	＋　15	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の施策により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	38.77	**40.01**	＋　2.56	＋　1.24	
横浜幸銀（信用組合）	残高	1,932	2,330	**2,607**	＋　675	＋　277	専担部署となる第一営業部、第二営業部、福岡営業本部を中心に営業推進に取組んだことにより、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	59.04	**61.73**	＋　5.00	＋　2.69	
釧路（信用組合）	残高	324	326	**345**	＋　21	＋　19	データベースを活用した融資推進対象先への訪問営業活動の強化、理事長・役員によるトップセールスの強化、全店一斉のフィールドセールスの実践等に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.32	35.71	**37.06**	＋　1.74	＋　1.35	
滋賀県（信用組合）	残高	411	414	**436**	＋　24	＋　21	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	30.90	**32.05**	＋　1.19	＋　1.15	

2）経営改善支援先割合

（単位：%）

	計画始期の水準	29年9月期		始期比	計画比	コメント（実績と計画の比較）
		計 画	実 績			
福　邦	9.11	9.14	**11.94**	＋ 2.83	＋ 2.80	ビジネスマッチング・外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.58	**1.70**	＋ 0.17	＋ 0.12	ビジネスマッチング・各種商談会等を通じた経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	11.60	**12.95**	＋ 2.60	＋ 1.35	お客様のニーズに応じたビジネスマッチングや、担保・保証に依存しない各種ビジネスローン等の推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第　三	2.11	2.16	**3.90**	＋ 1.79	＋ 1.74	コベナンツ活用型融資などの担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みや、本部と営業店が連携し、事業先の経営課題の把握・分析、改善計画の策定支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民（信用組合）	5.51	6.09	**6.69**	＋ 1.18	＋ 0.60	企業支援部及び経営改善サポート室が中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細やかな経営改善支援及び早期事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東　和	11.72	11.95	**29.01**	＋ 17.29	＋ 17.06	外部専門機関等と連携した経営相談等の実施や、コベナンツ活用型融資などの担保・保証に必要以上に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高　知	3.02	3.05	**3.97**	＋ 0.95	＋ 0.92	ビジネスマッチング・商談会等を通じた経営相談支援や、外部専門機関と連携した事業承継支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北　都	9.62	9.90	**14.17**	＋ 4.55	＋ 4.27	事業先約一万先に経営課題等を聞き取る訪問活動を展開し、ビジネスマッチング等の経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	15.32	**15.81**	＋ 5.68	＋ 0.49	ビジネスマッチング等の経営相談支援や、外部機関との連携による事業承継支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい（信用組合）	14.55	13.85	**15.75**	＋ 1.20	＋ 1.90	企業支援対象先等について個別に対応方針を検討する対応方針検討協議会や融資部企業支援グループなどが、経営相談・事業再生及び無担保融資の推進に取り組んだことから、計画を上回った。
豊　和	7.23	7.58	**8.05**	＋ 0.82	＋ 0.47	外部専門家と連携した経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生（信用組合）	13.26	13.40	**14.91**	＋ 1.65	＋ 1.51	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みにかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀（信用組合）	7.82	11.84	**13.16**	＋ 5.34	＋ 1.32	経営相談先へのモニタリングの継続や、早期事業再生支援先を認定し経営改善計画の策定やモニタリング指導等を通じて経営改善に取組んだことにより、計画を上回った。
釧路（信用組合）	3.19	3.41	**4.25**	＋ 1.06	＋ 0.84	経営改善支援先を指定し、中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生に取り組んだほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用など担保・保証に過度に依存しない融資推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県（信用組合）	36.06	36.09	**36.28**	＋ 0.22	＋ 0.19	担保・保証に依存しない融資や中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生など、本部・営業店が一体となり経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。

資料９－５－13

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針
平成29年9月期の実施状況の概要

１．中小企業金融の円滑化の目標

１）中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

（単位：億円、％）

		計画始期の水準	29年9月期 実 績	始期比	コメント （実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	残高	2,724	**3,021**	＋ 297	本部と営業店が一丸となり、資本支援を行った７つの信用組合に対し既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓等を促し、各組合において積極的な営業推進を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	29.20	**31.07**	＋ 1.87	

※全国信用協同組合連合会の数値は、金融機能強化法第34条の2に基づき資本支援を行った7つの信用組合の合算値

２）経営改善支援先割合

（単位：％）

	計画始期の水準	29年9月期 実 績	始期比	コメント （実績と計画の比較）
全国信用協同組合連合会	5.17	**9.88**	＋ 4.71	資本支援を行った７つの信用組合において、創業に伴う運転資金・設備資金の金融支援、資金繰り相談を行い、また、必要に応じて外部機関や外部専門家の指導を仰ぎつつ、問題解決に資するサポート、経営改善支援、再生支援を行ったこと等から、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、金融機能強化法第34条の2に基づき資本支援を行った7つの信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における「経営強化計画の履行状況（平成 29 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時　期	金　額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	２３年　９月３０日	３００億円
筑波銀行		３５０億円
相双五城信用組合	２４年　１月１８日	１６０億円
いわき信用組合		２００億円
宮古信用金庫	２４年　２月２０日	１００億円
気仙沼信用金庫		１５０億円
石巻信用金庫		１８０億円
あぶくま信用金庫		２００億円
那須信用組合	２４年　３月３０日	７０億円
東北銀行	２４年　９月２８日	１００億円
きらやか銀行	２４年１２月２８日	３００億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

資料９－５－15

金融機能強化法（震災特例）を活用した４地域銀行の経営強化計画
平成 29 年 9 月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行（茨城県土浦市）	東北銀行（岩手県盛岡市）
	仙台銀行（宮城県仙台市）	きらやか銀行（山形県山形市）		
資本参加額（資本参加時期）	300億円（23 年 9 月）	300億円（24 年 12 月）	350億円（23 年 9 月）	100億円（24 年 9 月）

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

① 実施体制の整備	・本店のほか5ヵ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応	・仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、既存の仙台、山形、庄内の各法人グループに加え、「大宮法人グループ」を29年5月に新設	・本部関係部署が連携し、営業店が抱える課題の早期解決を図り、営業活動に注力できるよう、29年4月から「営業店経営サポート協議会」を新設 ・営業店が経営改善支援により、積極的かつ主体的に、顧客目線で取り組んでいくための体制を整備するため、「マネジメント　サポート　マインド（経営課題解決に向けた支援の心構え）」を制定（29年12月）	・「地域応援部」、「地域応援部地方創生推進室」、「融資部企業経営支援室」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本部サポートを実施 ・地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施
② 具体的な取組み	・グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施（29年度上期成約件数：58件）（仙台、きらやか） ・両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援（29年度上期協調・紹介融資実績：17件）（仙台、きらやか） ・復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続（29年10月開催）（仙台、きらやか） ・被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援（仙台） ・店舗が再開していない津波被災地（石巻市）での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業（仙台）		・地元自治体や企業と連携し、観光誌の発刊や配布、各種イベントの企画・開催等を通じて、「観光」と「食」をメインとした復興支援を実施し、地域経済の活性化に継続して貢献 ・企業のライフステージに応じた本業支援を行っていくため、事業内容や成長可能性を適切に評価する事業性評価の取組みを強化 ・「ソリューション相談シート（与信対応相談用）」を新設（29年4月）し、営業店と本部が課題を共有することで、案件のスピードアップとより踏み込んだ融資を実現（29年度上期：392件） ・地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援（29年5月　第4号案件）	・震災復興ミーティングを行い（29年8月）、被災事業者の債務正常化支援の実施状況、課題等を本部・被災地域の営業店で共有し取組みを強化 ・「事業性評価シート」を作成（29年9月末：958先）し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 ・営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施（29年度上期登録：79件） ・本業支援の事例を各営業店で共有することを目的として、本業支援事例集を発刊（29年度上期紹介件数：62件）
被災者向け新規融資	事業性	5，983先／1，988億円	1，394件／　395億円	35，012件／4，625億円	3，602件／　882億円
	消費性	3，491先／　221億円	150件／　19億円	11，292件／1，190億円	581件／　95億円
被災者向け条件変更	事業性	248先／　152億円	643件／　200億円	3，629件／　915億円	1，092件／　192億円
	消費性	319先／　38億円	104件／　18億円	177件／　17億円	75件／　9億円
【参考】29/9 期の貸出金残高		6，771億円	1兆233億円	1兆6，240億円	5，361億円
産業復興機構の活用		決定27先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定66先／検討中　1先	決定　7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立42件／検討中　2件	成立　4件	—	成立18件

※　計数は平成29年11月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成29年12月末時点）

資料９－５－16

金融機能強化法（震災特例）を活用した４信用金庫の経営強化計画 平成 29 年９月期の履行状況の概要

	宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
資本参加額（資本参加時期）	100億円（24 年２月） 【国85億円、信金中金15億円】	150億円（24 年２月） 【国130億円、信金中金20億円】	180億円（24 年２月） 【国157億円、信金中金23億円】	200億円（24 年２月） 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫（信金中金）から、４信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		宮古（岩手県宮古市）	気仙沼（宮城県気仙沼市）	石巻（宮城県石巻市）	あぶくま（福島県南相馬市）
① 実施体制の整備		・29 年４月、仮店舗で営業していた山田支店を新築・移転し、営業再開。同支店に「みやしん山田相談プラザ」を併設し、営業時間外の相談に対応	・取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店１階に設置（29 年 10 月５日より相談開始）	・29 年９月、仮設店舗で営業していた女川支店を新築・移転し、営業再開 ・「しんきん復興支援相談会」について、30 年３月まで開催期間を延長	・避難する顧客の相談等に対応するため、29 年度も定期的な移動相談会を開催（常設相談所と合わせ 29 年 11 月末現在：374 件）
② 具体的な取組み		・29 年９月、地方創生に向けた支援として、子育て世帯を応援する新商品（子供の人数に応じて段階的に金利を優遇する教育及び住宅ローン）を取扱開始 ・29 年６月、事業承継等の支援のため、顧客企業の若手経営者を会員とする「みやしん Next」において、企業経営に係る勉強会を開催	・顧客の販路開拓・拡大支援として、29 年５・６月のクイーンズ伊勢丹店舗でのテスト販売や８月の「2017“よい仕事おこし”フェア」などの商談会への出展支援を実施 ・29 年２月に READYFOR㈱と基本協定書を締結したクラウドファンディングによる資金調達支援について、29 年７月、１件の活用	・災害復興支援のプロパー融資「しんきん復興支援資金（事業性資金）」について、30 年３月末まで取扱期間を延長 ・地方創生の実現化に向け、29 年７月、学校寄附型 CSR 私募債「輝く未来」の取扱いを開始 ・29 年９月より、石巻専修大学と連携し、企業と後継者等との情報交換を定期的に実施	・中小企業基盤整備機構等と連携し、取引先に対する中小企業診断士等の派遣など経営改善支援等を引き続き実施 ・29 年８月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「2017“よい仕事おこし”フェア」において、取引先２先の出展支援を実施 ・いわき支店、相馬支店及び亘理支店において日曜日も営業するサンデーバンキングを引き続き実施
	被災者向け新規融資 事業性	１，129先／170億円	２，167先／481億円	968先／427億円	１，421先／578億円
	被災者向け新規融資 消費性	582先／ 49億円	553先／ 48億円	１，000先／134億円	419先／ 61億円
	被災者向け条件変更 事業性	166先／ 84億円	123先／ 61億円	222先／104億円	441先／262億円
	被災者向け条件変更 消費性	75先／ 6億円	295先／ 11億円	108先／ 13億円	465先／ 37億円
	【参考】29/9 期の貸出金残高	294億円	440億円	633億円	854億円
	産業復興機構の活用	決定24先	決定28先	決定34先／検討中 １先	決定 ５先
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46先	決定27先	決定57先／検討中15先	決定 ５先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立11件	成立26件／検討中15件	成立39件／検討中 ２件	成立 ２件

※ 計数は平成 29 年 11 月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成 29 年 12 月末時点）

資料9－5－17

金融機能強化法（震災特例）を活用した3信用組合の経営強化計画
平成29年9月期の履行状況の概要

	相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
資本参加額 （資本参加時期）	160億円（24年1月） 【国139億円、全信組連21億円】	200億円（24年1月） 【国175億円、全信組連25億円】	70億円（24年3月） 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会（全信組連）から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況（主なもの）

		相双五城（福島県相馬市）	いわき（福島県いわき市）	那須（栃木県那須塩原市）
① 実施体制の整備		・29年4月、既存の2営業店において、ローンセンターとしての営業も開始し、融資相談体制を強化。全店舗で毎週実施する夜間融資相談会に加え、ローンセンターにおいて月1回の休日融資相談会を実施（23年4月以降の相談受付：7,910件）	・29年度も継続して、顧問契約を締結した中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談会を毎月実施（29年11月末現在：80件）	・29年6月、「事業再生・地域活性化支援チームなすしん（以下、「チームなすしん」）」の機能拡充を図るため、構成メンバーを営業推進部から新設した地域支援部に一部変更。地元商工会の創業塾への協力や取引先の販路拡大等の経営改善支援の取組みを強化
② 具体的な取組み		・顧問契約を締結した中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施（29年11月現在：12先（26回）） ・これまで5自治体と包括的連携協定を締結しているところ、29年9月、大河原町と同協定を締結し、地方創生事業に積極的に参画 ・被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品の取扱期間を30年3月末まで延長	・オールふくしま中小企業・小規模事業者経営支援連絡協議会等の外部機関との連携による専門家派遣を実施（29年11月末現在：7先（28回）） ・取引先の経営者交流会「うるしの実クラブ」の活動の一つとして、29年6月、会員同士の情報交換を目的とした交流会を開催（144社・150名参加） ・27年10月に全信組連等とともに設立した「磐城国地域振興ファンド」より、29年9月、地域の1次産業者と加工・販売業者を繋ぐ地域商社事業の創業支援として2,000万円の投資を実行	・29年5月、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」の取り扱いを開始 ・従来から全営業店に設置している各種相談窓口に加え、29年10月、「個人ローン相談受付窓口」を設置し、勤労者及び被災者支援に向けた取り組みを強化 ・29年10月より、「融資専門担当者（チームHOT）」を拡充。「チームなすしん」との連携等により、地域の中小零細事業者への円滑な信用供与や再生支援等を実施
	被災者向け新規融資 事業性	606先／204億円	177先／284億円	3，315件（453先）／333億円
	被災者向け新規融資 消費性	284先／ 45億円	67先／ 10億円	129件（84先）／ 3億円
	被災者向け条件変更 事業性	465先／133億円	211先／230億円	2，925件／335億円
	被災者向け条件変更 消費性	194先／ 16億円	68先／ 8億円	147件／ 19億円
	【参考】29/9期の貸出金残高	374億円	1，042億円	391億円
	産業復興機構の活用	決定5先	決定4先	—
	東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定3先	決定8先	決定3先
	個人版私的整理ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成29年11月末時点（ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成29年12月末時点）

資料９－５－18

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【福邦銀行・南日本銀行】

（単位：億円、%）

銀行名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （29/3期）	計画終期 （32/3期）	始期比	新計画における主な取組み
福邦銀行 （21年3月） ［60億円］	コア業務純益	5	5	0	**○営業基盤の強化** － コア顧客の明確化を図り「徹底した本業支援」「資金需要を創造する提案営業」「営業体制の強化」を着実に実行 － 取引先と「じっくり相談する」ための体制構築やより専門性の高い行員の育成・強化 **○効率的な業務運営** － 店舗体制の再編による人員の効率化や顧客ニーズに応じた営業時間の見直し － オープン出納機や預かり資産販売システムの導入による事務の合理化 **○活力ある職場** － 役職員間のコミュニケーションの強化 － 多様な勤務形態の促進 － 女性の活躍推進 － 業績評価制度の見直しや中期的な視点での表彰制度の実施
	業務粗利益経費率	77.21	67.83	▲ 9.38	
	中小企業向け貸出残高	1,491	1,530	39	
	同　　貸出比率	33.20	33.26	0.06	
	経営改善支援先割合	9.11	9.26	0.15	
南日本銀行 （21年3月） ［150億円］	コア業務純益	36	36	0	**○適正な収益確保に向けた取組み** － 事業性評価を要する事業者向け貸出への注力 － WIN-WINネット業務にかかる稼働時間の確保と短期的な収益への過度な偏重の是正 **○適切な経営資源配分に向けた取組み** － 「WIN-WINネット業務部」新設による顧客本位の業務運営に向けた人材の適正配置 － WIN-WINネット業務を中心とした店舗役割の明確化 **○積極的な信用リスクテイクと資産の健全化の両立に向けた取組み** － 公的資金の有効活用を図るため、地元に対する積極的な信用リスクテイク － 事業再生型WIN-WINネット業務等を活用した事業再生・経営改善支援の取組み強化
	業務粗利益経費率	57.67	57.57	▲ 0.10	
	中小企業向け貸出残高	3,260	3,350	89	
	同　　貸出比率	41.84	41.90	0.06	
	経営改善支援先割合	1.53	2.44	0.91	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【釧路信用組合・滋賀県信用組合】

（単位：億円、%）

信用組合名 （時期） ［資本参加額］	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 （29/3期）	計画終期 （32/3期）	始期比	新計画における主な取組み
釧路 信用組合 （26年12月） ［80億円］	コア業務純益	1	2	0	**○経営ビジョンの確立** － 『経営基盤の強化』～重点推進先を中心とした訪問頻度の拡大等による営業推進体制の強化、信用リスク管理の強化、人材の育成 － 『組織力の強化』～職制の見直しによる組織体制の強化、「個人」から「チーム」への運営強化、「提案制度」の定着・活用など － 『経営の効率化』～取引先毎の地区見直し、店舗機能に応じた適正な人員配置など **○ビジネスモデルの確立** － 取引先の販売先・仕入先調査を実施し、「販売先・仕入先データベース」を精緻化 － 顧客管理カード等を活用し、渉外活動管理の基本（顧客管理・行動管理・情報管理）を徹底 － 事業性貸出先への反復訪問の実践、「ネットワーク」を意識したアプローチの活用など **○ソリューション営業の実践** － 事業性評価シート、個社別取引方針チェックシート等を活用した事業性評価の実践 － 担保・保証に依存しない売掛債権を弁済原資としたローン、釧路をベースとした道東の「ネットワーク機能」の活用、「経営相談支援室（仮称）」の設置等による経営支援の実践 － 顧客の多様なニーズに応じた商品の一層の充実による顧客取引の拡大
	業務粗利益経費率	74.01	71.34	▲ 2.67	
	中小企業向け貸出残高	324	340	15	
	同　貸出比率	35.32	36.74	1.42	
	経営改善支援先割合	3.19	3.55	0.36	
滋賀県 信用組合 （26年12月） ［90億円］	コア業務純益	1	1	0	**○貸出金増強等による収益力の強化** － 担保・保証に過度に依存することのない、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価した貸出の増強 － 渉外者の融資関連推進訪問1ヶ月100先以上の徹底による、小口・中口融資先数の増加 － 創業支援、新規開業支援、経営相談等の支援内容充実による、適正金利の確保 **○人材育成の強化** － 組合の発展や後輩育成のため、必要な人材を定年後も能力に応じた役職位に委嘱 － 組織的なバックアップ・サポート体制強化による、女性総合職の増加・定着化 **○信用リスク管理の一層の強化** － 信用リスク計量化システムの本格的稼動の推進 － 経営改善支援、再生支援による事業者のランクアップ推進 **○経営の効率化** － 顧客本位（待ち時間短縮等サービスの向上）や事務効率化の観点での規程や手順書の見直し等による、コスト削減
	業務粗利益経費率	77.85	77.75	▲ 0.10	
	中小企業向け貸出残高	411	432	20	
	同　貸出比率	30.86	33.31	2.45	
	経営改善支援先割合	36.06	37.62	1.56	

企業アンケート調査結果①

■ 顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、約3万社に対しアンケート調査を依頼し、8,546社から回答を得た（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数114社）。

■ 地域金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や、顧客と向き合う意識・取組姿勢に一定の改善の兆しが窺われる。

（課題把握・事業内容等の理解）

✓ 昨年と比べて、顧客企業の「経営上の課題や悩み」を「良く聞いてくれるようになった」とする企業の割合が全体で4割、 経営上の課題の分析結果を「良く伝えてくれるようになった」とする企業の割合が全体で3割弱を占めている。

✓ 昨年と比べて、融資を受ける際に「担保・保証を求められることがなくなった又は少なくなった」とする企業の割合が全体で約3割を占めている。

Q．昨年と比べて、貴社の取引金融機関は、貴社の経営上の課題や悩みを良く聞いてくれるようになりましたか。

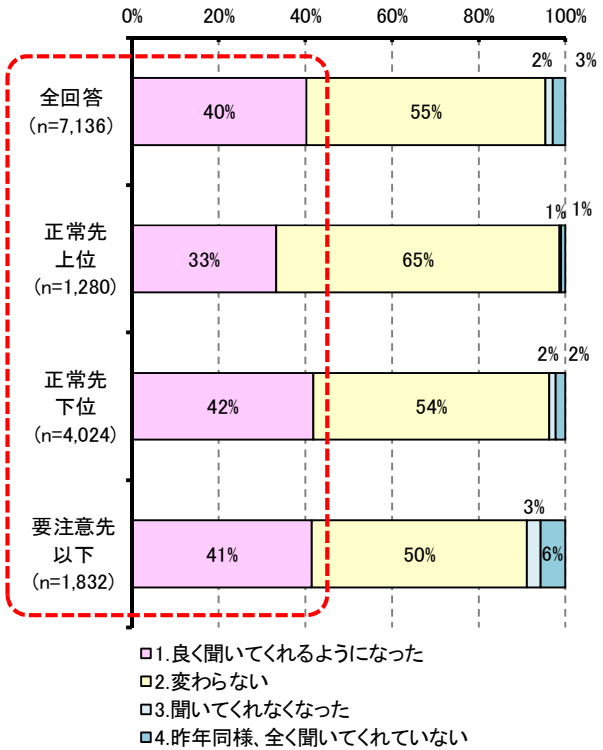

（資料）金融庁

※メインバンクについて集計

Q．昨年と比べて、貴社の取引金融機関は、貴社の経営上の課題を分析し、その結果を貴社に伝えてくれるようになりま

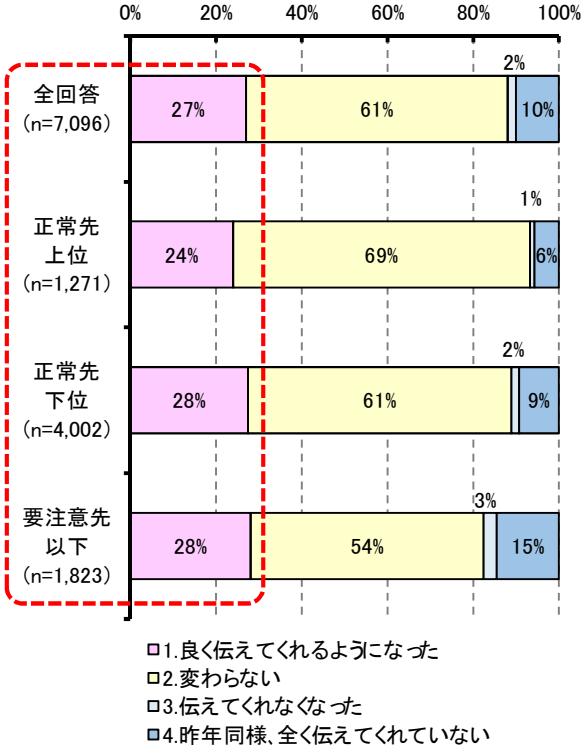

（資料）金融庁

※メインバンクについて集計

Q．昨年と比べて、貴社の取引金融機関は、担保や保証への依存状況に変化は見られますか。

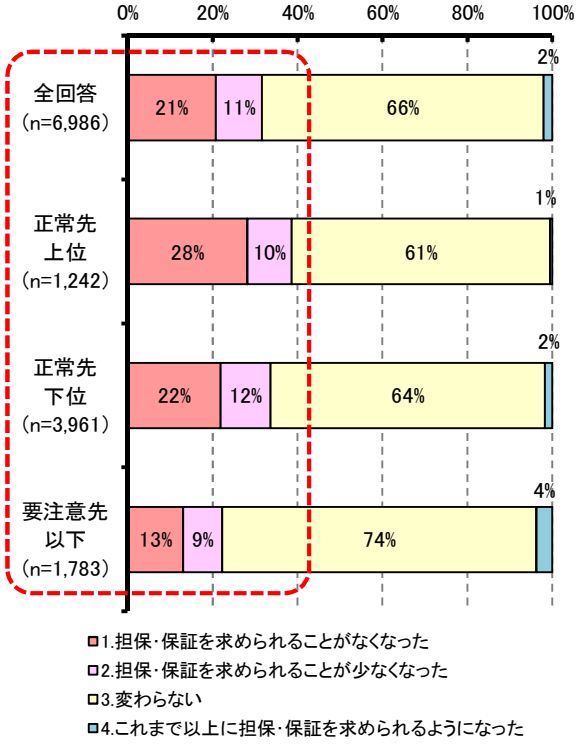

（資料）金融庁

※メインバンクについて集計

企業アンケート調査結果②

（サービス提供の効果と取引の拡大）

- ✓ 金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去1年以内に、「売上又は利益等が改善した」とする企業は約6割。特に債務者区分が下位になるほど高い効果が見られる。
- ✓ こうした金融機関の貢献に対し「新規融資を申し込んだ」とする企業が全体で約4割、「事業や経営に関する悩みや課題を相談するようになった」とする企業が要注意先以下で3割強。

Q．貴社の取引金融機関から受けた経営支援サービスにより、過去１年以内に、貴社の売上や収益、利益はどの程度改善しましたか。

金融機関からのサービスの効果

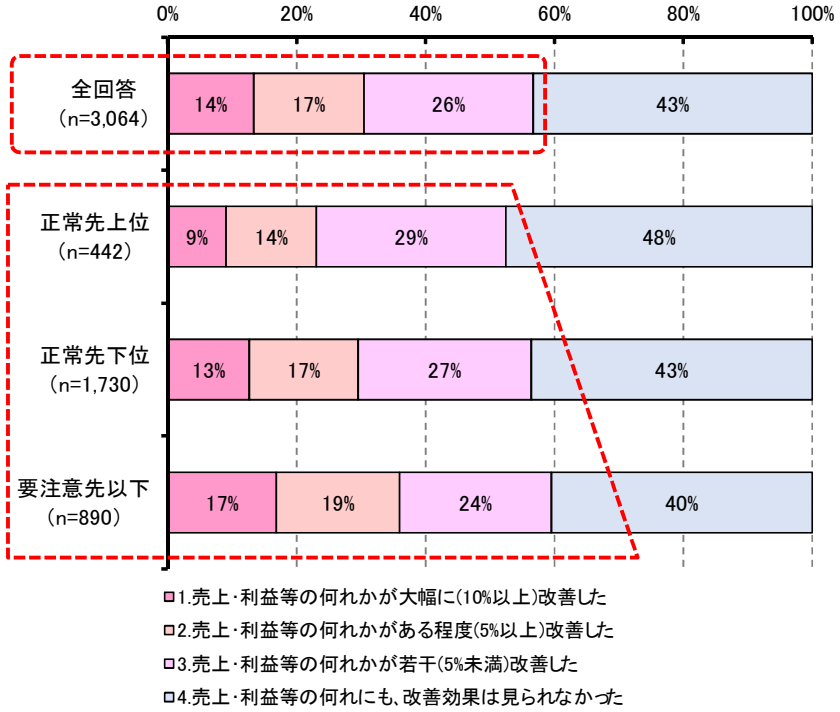

（資料）金融庁

※メインバンクについて集計

Q．貴社の取引金融機関が、貴社の売上や収益、利益の改善に貢献してくれた結果、当該金融機関との取引関係等に変化はありましたか。（複数回答可）

取引拡大の状況

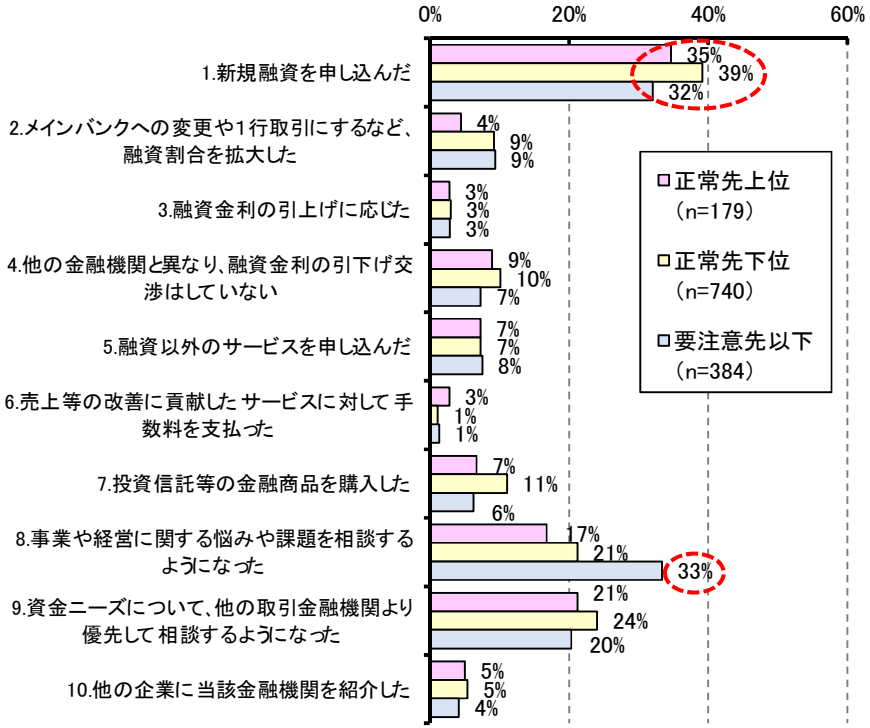

（資料）金融庁

※メインバンクについて集計（n=1,303）

企業アンケート調査結果③

（金融機関の情報開示）

- ✓ 金融機関との取引変更に当たって顧客企業が知りたいと考える情報については「担保・保証のない融資の推進姿勢」「中小企業向けの融資への積極的取組み」「事業に対する理解の推進」がいずれも約5割。
- ✓ このうち特に「担保・保証のない融資の推進姿勢」に関する情報については「見えない」又は「入手できない」とする企業が約4割と最も多くなっている。

Q．貴社が、今後、金融機関との取引内容を変える（取引開始、拡大、又は縮小）に当たって、当該金融機関のどのような情報を知りたいですか。（複数回答可）

金融機関との取引内容変更に際し顧客企業が知りたい情報（n=11,482）

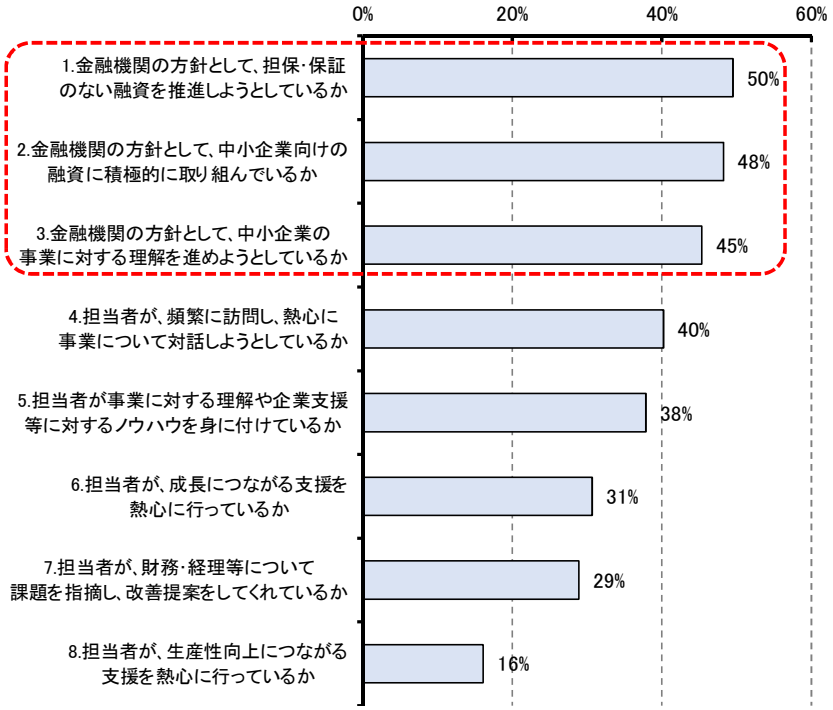

（資料）金融庁

Q．左記の知りたい情報について、貴社から「見えない」・「入手できない」ものは何ですか。（複数回答可）

「見えない」・「入手できない」金融機関の情報（n=3,171）

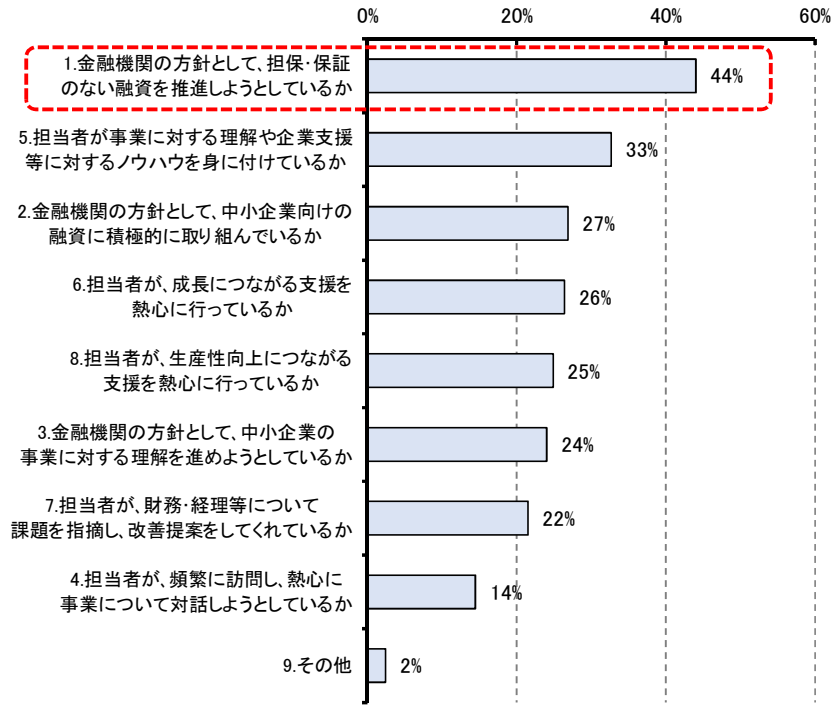

（資料）金融庁

金融仲介機能のベンチマーク

■ 金融仲介機能のベンチマークは、以下の**共通ベンチマーク**（共通1～5）と**選択ベンチマーク**（選択1～50）から構成され、主として**地域金融機関による金融仲介機能の発揮状況について、自己評価への活用等を促すもの**として、当庁から提示（平成28年9月公表）。

✓ 共通ベンチマーク：全ての金融機関が金融仲介の取組みの進捗状況や課題等を客観的に評価するために活用可能
✓ 選択ベンチマーク：各金融機関が自身のビジネスモデル等を踏まえて選択

共通ベンチマーク ＜共通1～5＞

項　目	具体例
取引先企業の経営改善や成長力の強化	● 経営指標の改善や就業者数の増加が見られた取引先数・融資額の推移
取引先企業の抜本的事業再生等による生産性向上	● 貸付条件変更先の経営改善計画の進捗状況 ● 金融機関が関与した創業、第二創業の件数 ● ライフステージ別の与信先数・融資額
担保・保証依存の融資姿勢からの転換	● 事業性評価に基づく融資を行っている与信先数・融資額

選択ベンチマーク ＜選択1～50＞

項　目	具体例
地域企業とのリレーション	● 取引先数（うちメイン取引先数・地元の取引先数）の推移、担当者1人当たりの取引先数
担保・保証に過度に依存しない融資	● 事業性評価の結果やローカルベンチマークを提示して対話を行っている取引先数 ● 地元の中小企業向け融資のうち無担保融資先数 ● 経営者保証に関するガイドラインの活用先数
本業支援・企業のライフステージに応じたソリューションの提供	● 事業再生支援で債権放棄等を行った先数及び実施金額 ● 創業支援、販路開拓支援、事業承継支援等の先数
経営人材支援	● 中小企業に対する経営人材等の紹介数
業務推進体制	● 中小企業向け融資や本業支援を担当する従業員数
支店・個人の業績評価	● 本業支援に関連する評価の支店・個人の業績評価に占める割合
外部専門家の活用	● 外部専門家を活用して本業支援を行った取引先数
収益管理態勢	● 事業性評価に基づく融資・本業支援に関する収益の実績・中期的見込み
ガバナンスの発揮	● 取引先の本業支援に関連する施策の達成状況や取組みの改善に関する取締役会における検討頻度、社外役員への説明頻度

金融仲介機能のベンチマーク
－共通ベンチマークの構成と推移・地域銀行における進捗状況－

■ **共通ベンチマーク**は、金融機関が顧客企業の**事業内容をよく理解**しているか（共通５）、**ライフステージに応じた支援**を行っているか（共通２～４）、その結果、**顧客企業の経営改善等に寄与**しているか（共通１）という、**顧客企業の生産性向上に向けた取組みに関する一連のプロセスを端的に示す構成**。

■ 地域銀行から提出された各共通ベンチマークの進捗状況については、**おおむねその取組みに進展**が見られる。

共通ベンチマークの構成と推移（平均）

事業理解　　**ライフステージに応じた支援**　　**顧客企業の生産性向上**

全与信先に占める事業性評価に基づく融資を行っている与信先の割合（共通５）

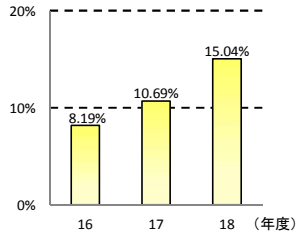

地域銀行91行の平均

ライフステージ別の与信先数（創業期）（共通４）

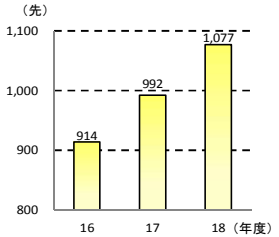

地域銀行92行の平均

金融機関が関与した創業件数（共通３）

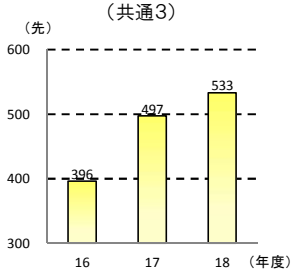

地域銀行95行の平均

ライフステージ別の与信先数（再生期）（共通４）

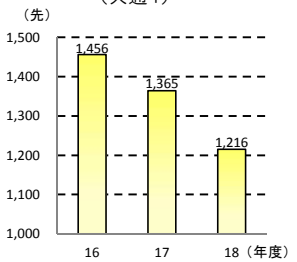

地域銀行92行の平均

貸付条件変更先の中小企業の経営改善計画の進捗状況（好調先＋順調先）（共通２）

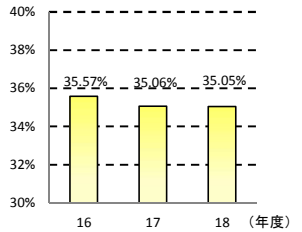

地域銀行92行の平均

メイン先における経営指標等が改善した先数（共通１）

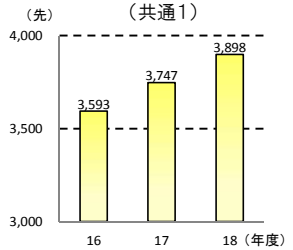

地域銀行90行の平均

（注）2016年３月期～2018年３月期の３期分全てにおいて計数の提出があった地域銀行を対象に算出。但し、各ベンチマークの定義が銀行毎に異なる点に留意。

（資料）金融庁

各々の共通ベンチマークについて、各地域銀行の取組みの進捗状況を確認

各地域銀行の取組みの進捗状況

	共通５	共通４（創業期）	共通３	共通４（再生期）	共通２	共通１
増加	84行	70行	63行	9行	28行	40行
横ばい	－	6行	8行	5行	6行	17行
減少	7行	16行	24行	78行	58行	33行

（注）銀行数は、指標毎に、2016年３月期～2018年３月期の３期分全てにおいて計数の提出があった地域銀行について集計。
進捗状況は、2018年３月期における2016年３月期比の増加率が５%以上を「増加」、０%以上５%未満を「横ばい」、０%未満を「減少」とした。

（資料）金融庁

資料9－6－3

民間金融機関（※1）における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成28年度		平成29年度	
	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月
① 新規に無保証で融資した件数 （ABLを活用し、無保証で融資したものは除く）	262,389	247,696	286,615	277,629
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	232	300	353	376
③ 保証契約を解除した件数(※3)	22,346	25,601	29,974	30,014
④ 合計【 ④ ＝ ①+②+③ 】	284,967	273,597	316,942	308,019

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	9,209	8,565	9,176	10,060

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月
⑥ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	115	120	132	162

	平成28年度		平成29年度	
	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月
⑦ 新規融資件数	1,801,635	1,765,553	1,743,674	1,722,841
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【 ⑧ ＝ (①+②)／⑦ 】	14.6%	14.0%	16.5%	16.1%
	14.3%		16.3%	

【代表者の交代時における対応】

	平成28年4月～9月	平成28年10月～29年3月	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	－	1,907	2,609	2,438
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	－	6,680	8,867	8,509
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	－	4,421	5,315	5,436
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	－	11,112	10,892	9,349

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行106行、信用金庫262金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合149組合（全国信用組合連合会を含む）の合計548機関。
※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
（注）【代表者の交代時における対応】（⑨～⑫）の平成28年4月から9月の半期の実績については、当該項目を平成28年10月より追加し、全金融機関のデータが未集計であることから、「－」としている。
なお、平成29年4月以降に一部の項目の定義を明確化したことから、一部の金融機関の実績はその影響で変動している。

資料９－６－4

「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集について

➢ 平成26年２月より適用が開始された「経営者保証に関するガイドライン」の活用に関して、金融機関等により広く実践されることが望ましい取組みを事例集として取りまとめ、同年６月に公表。同年12月、27年７月、12月、29年４月及び12月に取組事例を追加した改訂版を公表。

＜掲載事例（59事例（29年12月改訂後＞

Ⅰ.経営者保証に依存しない融資の一層の促進（23事例）

○ ガイドラインの要件充足状況を勘案し、経営者保証を求めなかった事例

○ 運転資金への短期融資について、経営者保証を求めなかった事例

○ 経営者保証の機能を代替する融資手法を活用した事例　等

Ⅱ．適切な保証金額の設定に関する事例（4事例）

Ⅲ．既存の保証契約の適切な見直しに関する事例（11事例）

○　事業承継に伴い保証契約を見直した事例　等

Ⅳ．保証債務の整理に関する事例（21事例）

○　中小企業再生支援協議会を活用した事例

○　特定調停を活用した事例

○　REVICを活用した事例　等

資料９－６－５

「経営者保証に関するガイドライン」等の実態調査結果

主なポイント

平成30年6月
金融庁

調査の趣旨と調査方法

○　金融庁としては、これまでも担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んでいるところであり、これを促進するための手段の一つとして、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が融資慣行として浸透・定着するよう、金融機関に対してガイドラインの活用を促してきた。

現状、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（以下、「無保証融資割合」という。）は約16%であり、代表者交代時における二重徴求（旧経営者と新経営者の両方から保証を徴求している状態）の割合も4割弱となっている。

個別の金融機関の取組みを見ると、ガイドラインの活用や二重徴求解消に関して、金融機関により組織的な取組みに違いがみられる。

こうした状況を踏まえ、取組みが進んでいる金融機関と進んでいない金融機関の違いの実態を把握することが重要である。

○　今回の実態調査では、ガイドラインを活用する上で考えられる「ガイドラインの要件判断の状況」、「事業承継時におけるガイドラインの活用状況（二重徴求）」、「信用保証と経営者保証の関係」などについて、地域銀行12行の協力を得て、無保証割合等が比較的に高い又は低い金融機関の状況について、個別の取引データ等(注)を受領した上で、対話を行い、その結果を明らかにすることとした。

（注）個別の取引データ（事業者の属性、債務者区分、担保・保証の状況 等）や関連マニュアルやチェックシート等

ガイドラインの要件判断の状況について

- ガイドラインにおいて、以下の3要件を満たす場合、経営者保証を求めない可能性を検討（ただし、Q&Aにおいて、必ずしもすべての要件の充足を求めているわけではない旨規定。）。
  ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示

- 無保証融資割合が高い金融機関と低い金融機関における、ガイドラインの要件の判断状況を見ると、①法人と経営者との関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化の判断について、大きな差が見られた。

- こうした相違の背景には、以下のような取組みの違いが見られた。
  - ✓ 無保証融資割合が低い金融機関は、ガイドラインの要件を形式的・厳格に判断して運用
  - ✓ 無保証融資割合が高い金融機関は、
    ①経営トップが、むやみに保証を徴求しないよう指導を徹底する方針を定め、
    ②現場担当者が保証徴求の要否を簡易に判断できるよう、本部で具体的・簡素な運用基準を設定

- ただし、無保証融資割合の低い金融機関の一部では、規定の見直し等により、同割合が足元で上昇。

	無保証融資割合	金融機関の判断基準に基づき、ガイドラインに関する要件を**満たしていないと判断している**先の割合（注）		
		①法人と経営者との関係の明確な区分・分離	②財務基盤の強化	③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等
C銀行	5%未満	**56%**	**99%**	9%
D銀行	50%以上	**6%**	**44%**	0%
調査対象行合計（6行）		**52%**	**61%**	15%

（注）割合とは、受領データの全先数のうち、要件を満たしていないと判断している先の割合

【C銀行の状況】
・チェックシートがガイドライン本文をそのまま落とし込んだ抽象的な判断基準となっている。
⇒調査を踏まえて、チェックシートの改定を行い、抽象的であった各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば各要件を満たすことが出来るよう緩和。（無保証融資割合が足元で上昇）

【D銀行の状況】
・チェックシートでは、債務超過や赤字体質ではない等の分かりやすい判断項目となっている。さらに、経営者とのリレーションによる情報や事業性評価の内容を取り入れ、要件が未充足でも、これらの内容を勘案し、総合的な保証徴求の判断を行っている。

事業承継時におけるガイドラインの活用状況（二重徴求）について

- 二重徴求について見ると、新経営者に対する保証徴求割合は、各行によりバラつきはあるものの概ね高い傾向を示しており、旧経営者に対する保証徴求割合（特に、旧経営者の経営関与が弱い先（※）における保証徴求割合）が低いほど、二重徴求の割合が低い傾向が見られた。

  （※）経営関与が弱い先とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。

- 二重徴求の割合が高い先と低い先の組織的な取組みについて、以下のように違いが見られた。
  - ✓ 二重徴求の割合が高い金融機関は、行内規定が不十分であるなど、二重徴求解消に向けた具体的な取組みが行われていない。
  - ✓ 二重徴求の割合が低い金融機関は経営トップ主導のもと、

    ①二重徴求解消に向けて、二重徴求の原則禁止や事業承継時の具体的な徴求基準の明確化
    ②新・旧経営者双方に対する説明や保証解除に向けたアドバイスを実施しているほか、
    ③さらに、一部の金融機関は二重徴求後も定期的にフォローしている。

【二重徴求の割合と旧経営者の経営関与等について】

	全体に占める二重徴求の割合（注１）	全体に占める新経営者保証徴求の割合	全体に占める旧経営者保証徴求の割合	旧経営者保証徴求数 / 旧経営者の経営関与が弱い先の債権数（注２）
5行合計	38%	77%	57%	44%
H銀行	28%	89%	29%	2%
J銀行	59%	76%	80%	75%

（注１）受領データにおける二重徴求の割合を掲載。

（注２）旧経営者の経営関与の弱い貸出債権とは、①旧経営者の代表権がなく、かつ、②株式保有割合が1/2以下の先をいう。

【J銀行の状況】
・事業承継時における行内規定もガイドライン本文をそのまま記載するのみで、具体的な二重徴求解消に向けた取組みが行われていない。

【H銀行の状況】
・旧経営者の保証解除について、代表権の有無・株式保有割合等をもとに判断基準を明確化し、営業現場が判断しやすい体制を整えている。
・二重徴求後も決算書受領時に経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を実施。

根保証の利用状況と経営者保証の関係について

- 根保証の利用目的や必要性等を考慮し、利用件数を減らそうと取り組んでいる金融機関は根保証の利用割合が低くなるほか、無保証融資割合も高くなる傾向にある。
- 根保証利用に関しては、以下のような違いが見られた。
  - ✓ 根保証の利用割合が高い金融機関は、申し出のあった時や更新のタイミングなど機会のある時以外は見直しを行っておらず、利用についてもあまり限定されていない。
  - ✓ 根保証の利用割合が低い金融機関は、根保証の見直しを１年毎に行っていたり、当座貸越等の短期の運転資金に限定して利用している。
  - ✓ さらに、原則として根保証を禁止している金融機関がある。
- 根保証を利用することにより、顧客の利便性を一定程度確保できるとの意見がある一方で、根保証を利用しないことにより、事業者と接する機会が増加し、直近の業況の把握やリレーションの構築等が図られるとの意見も聞かれた。

＜無保証融資割合が低い金融機関＞

	経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	（参考）無保証融資割合（29.3時点）
A 銀行	24%	10～15%
B 銀行	20%	10%未満
C 銀行	**53%**	10%未満
合計	34%	

＜無保証融資割合が高い金融機関＞

	経営者保証徴求先のうち根保証を利用している先の割合	（参考）無保証融資割合（29.3時点）
D 銀行	**3%**	50%以上
E 銀行	**5%**	20%以上
F 銀行	**0%**	30%以上
合計	3%	

（注）根保証を利用している割合は、受領データから先数ベースで算出（件数ベースの無保証融資割合の算出方法とは異なる。）。

信用保証と経営者保証の関係について

- 信用保証付き融資が経営者保証に与える影響を見ると、以下の状況が見られた。
  - ✓ 信用保証付き融資について、運用上、信用保証協会から経営者保証の徴求を求められており、当該融資のほとんどに経営者保証が付されていた。また、一部の金融機関を除き多くの金融機関が、信用保証付き融資の利用先に対するプロパーの協調融資（信用保証の付かない協調融資）についても、経営者保証を徴求している。
  - ✓ 事業承継時における二重徴求の件数は、プロパー融資が約2割である一方、信用保証付き融資が約6割であり、信用保証制度の影響がみられる。

（注）平成30年4月からの信用保証制度の見直しにより、以下の対応となる。

① プロパーの協調融資に関して担保や経営者保証を徴求していない場合、信用保証付き融資について、経営者保証の徴求を要しない運用となる。

② 信用保証付き融資に関して、事業承継時における二重徴求は基本的に行わない運用となる。（以前は二重徴求となるケースも多かった。）

（信用保証付き融資を利用している先におけるプロパーの協調融資に対する経営者保証の徴求状況）

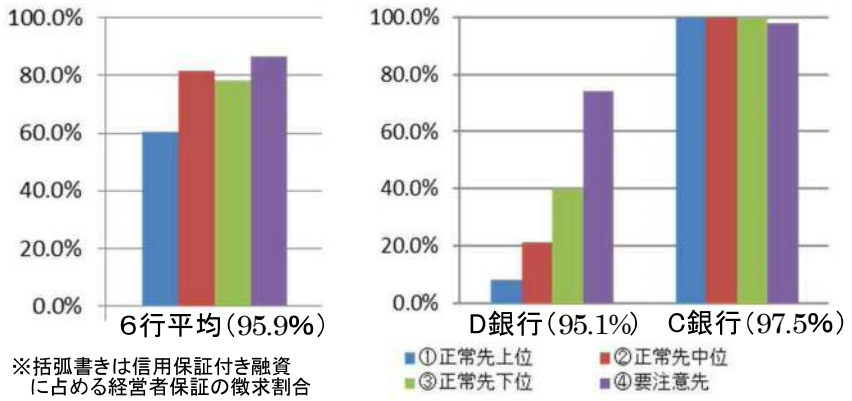

※括弧書きは信用保証付き融資に占める経営者保証の徴求割合

（事業承継時における、プロパー融資と信用保証協会付き融資別４類型の割合）

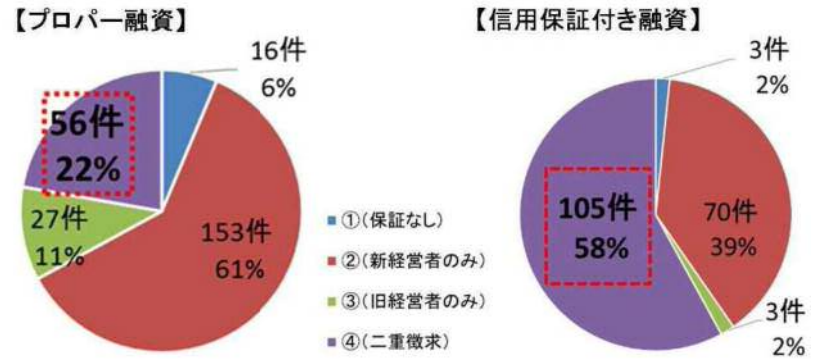

信用保証の状況について

- 事業者の規模や債務者区分（信用リスク度合い）に応じて信用保証が利用されており、リスクが低くなるほど、信用保証の利用割合は減少する傾向。
- 全融資先に占める信用保証の利用割合に比べて、全融資先に占める信用保証付き融資のみ先の割合は低くなっており、一定のプロパーの協調融資が行われている。特に、事業規模が大きく、リスクの低い先については、その割合がかなり低くなっている。
- ただし、リスクの低い事業者等であっても、事業者の規模が小さい場合には、信用保証付き融資のみ先の割合が高い金融機関が一部では存在。

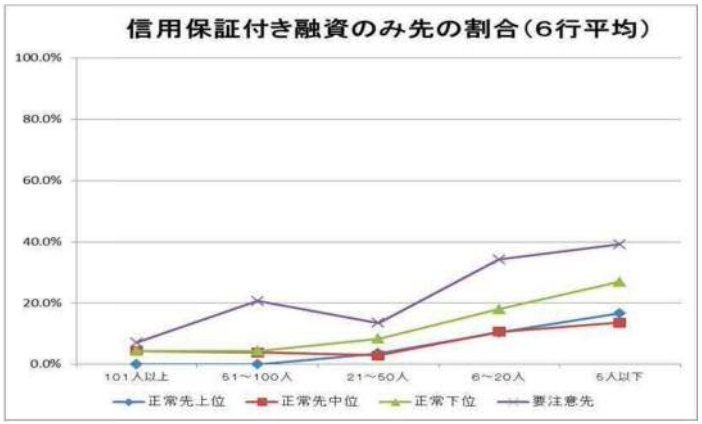

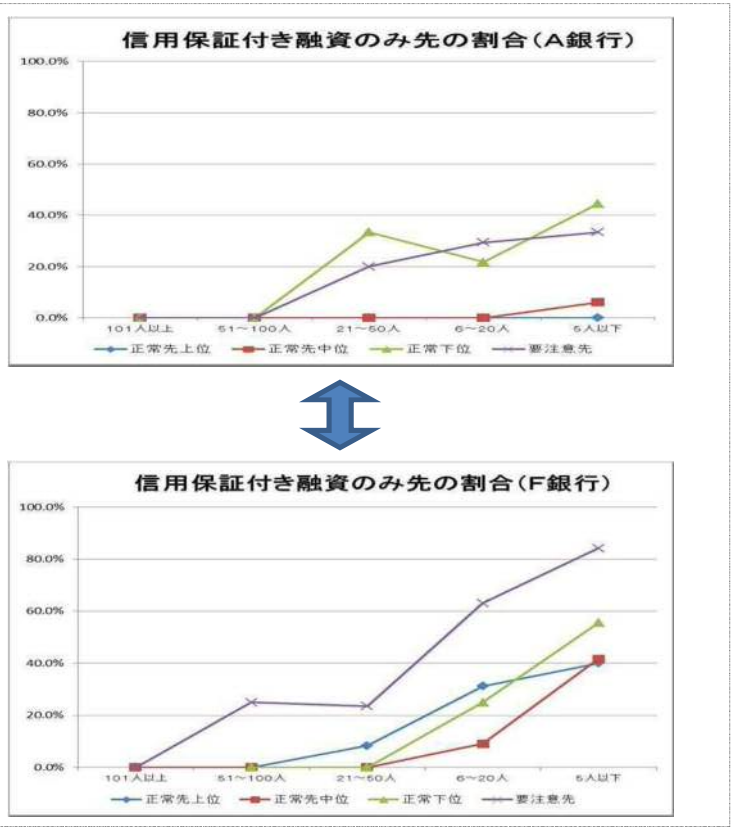

引き続き議論していくべき内容等

○　事業承継時における二重徴求を含めたガイドラインの更なる活用を推進するためには、官民が連携をして、優良な組織的取組事例等の横展開やガイドラインＱ＆Ａの改正等による環境整備を進めるとともに、自主的な開示などの金融機関による取組みの見える化や金融機関との対話を行っていくことが重要である。

○　経営者保証を徴求する意義や担保・保証に依存しない融資の促進に向けた対応等について、物的担保の状況や金利と経営者保証の関係、金融機関の経営の観点も含め、今後とも、金融機関等と更なる対話を行っていきたい。

（参考） 調査対象行のガイドラインの運用に関する取組事例

【B銀行】 無保証融資割合　10%未満（H29.3） ⇒ 20%以上（H29.9）
行内規定の変更を実施。変更前は、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件を見ることなく形式的に保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。
【C銀行】 無保証融資割合　10%未満（H29.9） ⇒ 15～20%（H30.3）
チェックシートの改定を行い、抽象的であった各要件の判断基準を明確化するため、要件毎に複数の具体的条件に細分化し、これらの条件を一つでも充足すれば各要件を満たすことが出来る明確かつ簡素な要件判断の基準を定めている。
【D銀行】 無保証融資割合　30%以上（H27.9） ⇒ 50%以上（H28.3）
チェックリストでは、債務超過や赤字体質ではないなどの分かりやすい判断項目としている。さらに、経営者と十分なリレーション通じて把握した内容や、事業性評価の内容を取り入れて、要件を十分に満たしていない状況であっても、これらの内容を勘案することで総合的な判断が行える運用を行っている。
【E銀行】 無保証融資割合　10%未満（H28.9） ⇒ 20%以上（H29.3）
チェックシートの改定を行い、各要件の具体的な判断基準を示すとともに、中堅企業又は正社員が50名以上の中小企業については、「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件は満たしているものとするなど、取引先の実情を踏まえた運用を行っている。

（参考） 調査対象行のガイドラインの運用に関する取組事例

【G銀行】 事業承継時の二重徴求割合　5%未満（H29.9）
原則、旧経営者の保証を解除する方針であり、旧経営者の保証を解除しなかった場合でも、本部においてモニタリングを行うことで、組織全体としてその適切性を確認している。
【H銀行】 事業承継時の二重徴求割合　50%超（H29.3）⇒10～20%（H29.9）
旧経営者の保証解除について、代表権の有無や株式保有割合等をもとに判断基準を明確化し、営業現場が判断しやすい体制を整えている。また、二重徴求後も年に1回は経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を行うこととしている。
【Ｉ銀行】 事業承継時の二重徴求割合　10～20%（H30.3）
事業承継時の新・旧経営者に対するガイドラインの説明を必ず行うとともに、二重徴求を原則禁止としている。仮に二重徴求となる場合は、保証の必要性の説明や解除に向けたアドバイスを実施。また、二重徴求後の決算書受領時に旧経営者の経営関与の実態等を確認し、保証要否判断を実施している。
【L銀行】 事業承継時の二重徴求割合　10%未満（H30.3）
より一層のガイドラインの活用推進のために、直近においても柔軟に規定を改定。具体的には、旧経営者からの保証の徴求については、第三者保証に該当する可能性を踏まえ、株式保有割合や経営関与の状況等をもとに保証要件を具体的に定義し、徴求要否を判断する旨を明記している。

資料９－６－６

平成 29 年 11 月 20 日
金　　融　　庁

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

　とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

（２）財務内容等の過去の実績や担保・保証に必要以上に依存することなく、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

（３）必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

（４）「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

（５）平成 28 年熊本地震をはじめ、自然災害による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。

（６）上記（１）から（５）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以　上

金監第４７２号
平成30年２月26日

年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

（１）中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないよう、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

（２）「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」が４月１日から施行され、新たな信用補完制度の運用も始まることとなる。これを踏まえ、信用保証も含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、

企業や産業の成長を支援すること。

（３）必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援すること。

（４）「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うこと。あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。

（５）平成 28 年熊本地震をはじめ、自然災害による被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報を含め、被災者の状況やニーズに応じたきめ細かな対応に努めること。

（６）上記（１）から（５）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以　上

資料９－６－７

日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断

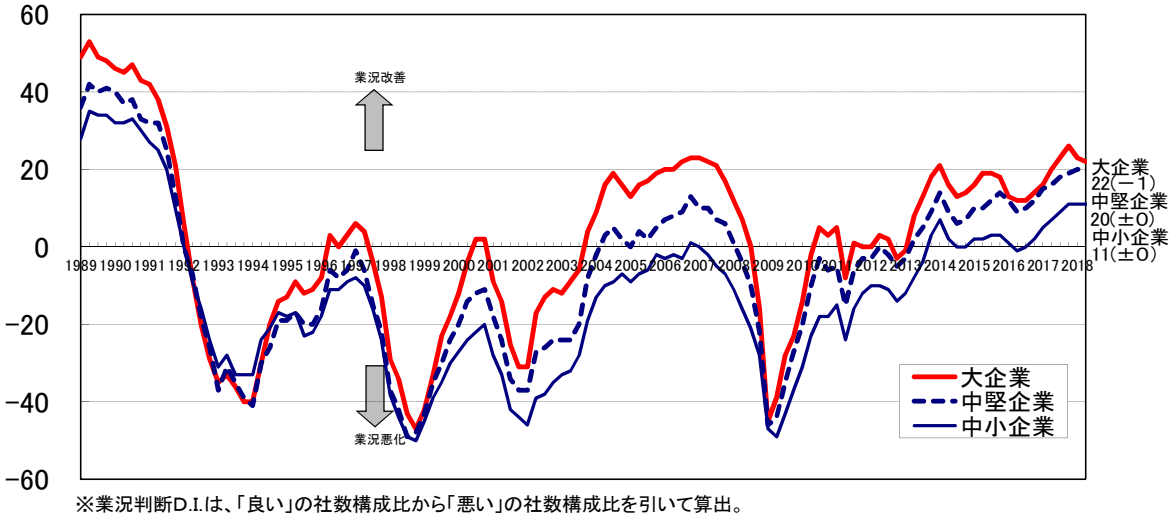

※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○資金繰り判断

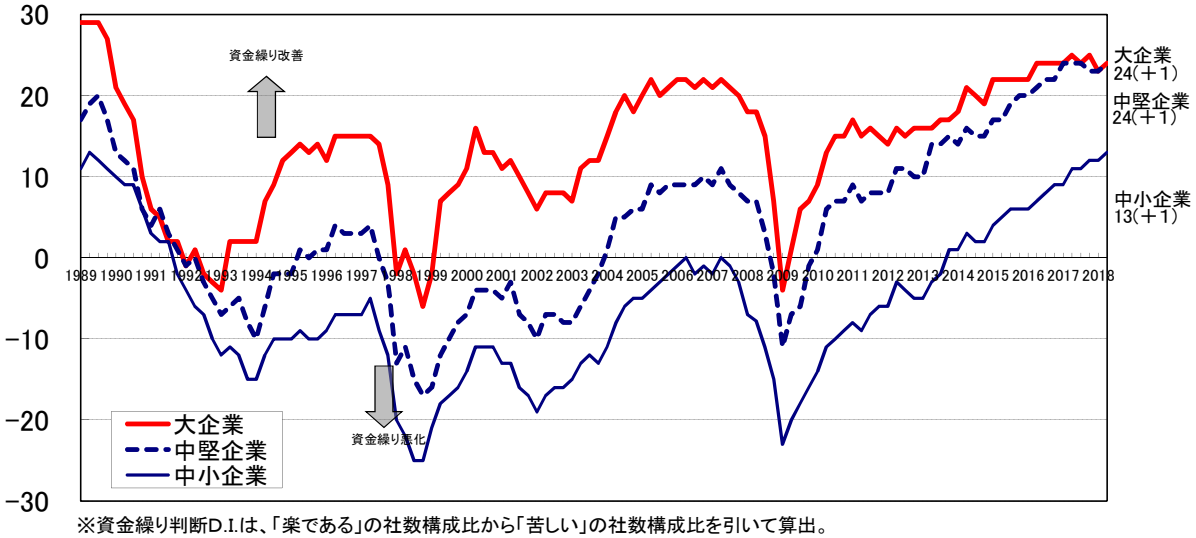

※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○金融機関の貸出態度判断

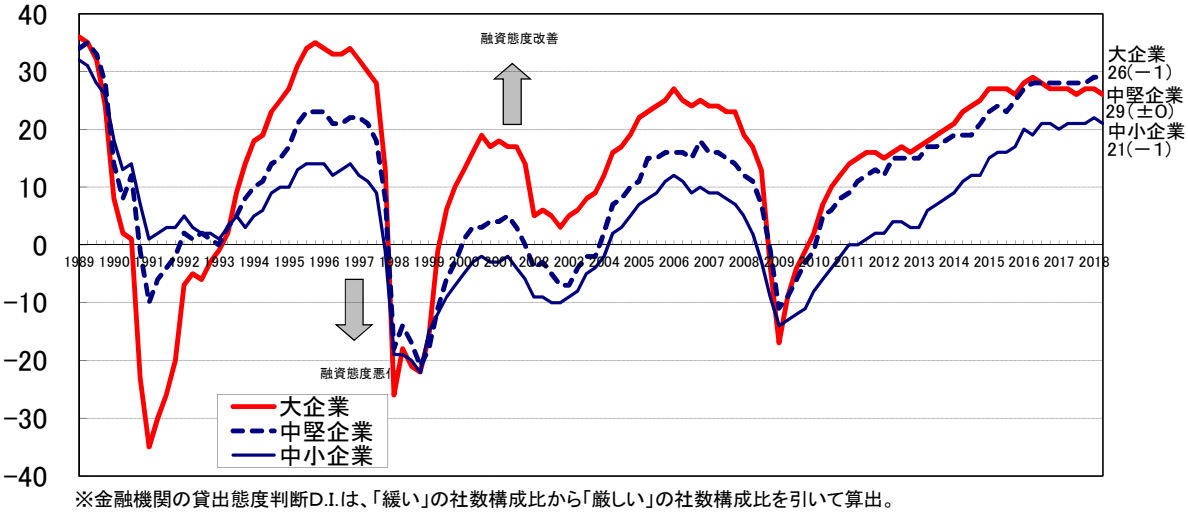

※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

（出所）日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

（注）数字は2018年６月調査時点。（カッコ内の数字は前回調査（2018年３月）との比較）

資料９－６－８　法人向け貸出残高の推移（国内銀行）表

（単位：兆円,%）

月末	法人向け全体貸出残高	前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	前年同月比
2016.01	293.6	3.1	181.9	3.6	111.7	2.4
2016.02	292.2	2.3	180.4	2.7	111.8	1.7
2016.03	296.5	2.6	185.8	3.4	110.7	1.2
2016.04	292.3	3.0	183.4	4.5	108.9	0.6
2016.05	290.9	2.6	181.5	3.4	109.4	1.1
2016.06	291.9	2.0	183.1	3.4	108.8	▲ 0.2
2016.07	292.7	2.3	184.5	4.3	108.2	▲ 1.1
2016.08	292.3	2.1	183.8	4.0	108.5	▲ 0.9
2016.09	296.8	2.1	186.4	3.2	110.3	0.3
2016.10	294.9	2.3	184.7	2.9	110.2	1.3
2016.11	297.7	2.6	185.5	3.4	112.2	1.4
2016.12	303.1	2.8	189.8	3.4	113.4	1.8
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3
2017.07	304.0	3.9	192.7	4.4	111.3	2.9
2017.08	303.3	3.7	192.5	4.7	110.8	2.1
2017.09	307.3	3.5	196.1	5.2	111.1	0.7
2017.10	305.4	3.6	194.0	5.0	111.5	1.2
2017.11	307.0	3.1	194.8	5.0	112.2	0.1
2017.12	311.7	2.8	198.5	4.6	113.1	▲ 0.2
2018.01	309.7	2.7	196.7	4.7	113.0	▲ 0.7
2018.02	309.1	2.3	196.8	4.8	112.3	▲ 1.8
2018.03	312.4	2.0	201.2	3.9	111.2	▲ 1.2
2018.04	311.9	2.9	198.7	3.6	113.2	1.7
2018.05	310.1	2.6	197.1	3.3	113.0	1.4
2018.06	313.6	3.2	200.0	3.9	113.6	2.0

（出典）日本銀行「預金・現金・貸出金」

〇法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数（個人企業を含む）。
〇「中小企業」：資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は 5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

資料９－６－９

不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達

１．主要行の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	27年度末	28年度末	29年度末
ABL	5,354	5,890	5,383
財務制限条項を活用した融資	705,967	745,183	765,338

（注） 主要行： 三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、みずほ信託銀行、りそな銀行、新生銀行及びあおぞら銀行の9行。

２．地域金融機関の取組み

（年度末貸出残高）（単位：億円）

	27年度末	28年度末	29年度末
ABL	17,737	21,890	25,565
財務制限条項を活用した融資	156,329	183,688	194,854

（注） 地域金融機関： 地方銀行106行、信用金庫265金庫、信用組合151組合の計522金融機関。

資料９－６－10

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆　貸付条件の変更等の状況（平成29年４月～30年３月末）

（単位：件）

	申込み	実行 （Ａ）	謝絶 （Ｂ）	実行率 [Ａ／(Ａ＋Ｂ)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計（1353）	800,461	778,123	10,652	98.6%
【住宅ローン】 金融機関合計（1353）	29,416	26,093	1,671	94.0%

（注）上記金融機関（1353）は、銀行（139）、信用金庫（262）、信用組合（149）、労働金庫（14）、系統金融機関（789）の合計。

資料９－７－１

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙１）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	50	29	73	68	925	705	76	919	877	42	6
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	265	116	32	21	1	0	6	4	304	142	46	300	289	11	4
27年度	337	134	24	24	13	9	9	6	383	175	45	364	359	5	19
28年度	266	99	29	7	5	3	3	2	303	112	37	302	297	5	1
4月～6月	68	15	7	0	-	-	-	-	75	16	22	75	72	3	-
7月～9月	81	27	5	2	1	0	1	1	88	31	36	88	87	1	-
10月～12月	62	23	8	2	3	2	2	0	75	29	38	75	74	1	-
1月～3月	55	32	9	1	1	0	-	-	65	34	53	64	64	-	1
29年度	281	69	43	24	1	0	15	19	340	114	33	300	295	5	40
4月～6月	79	17	7	2	-	-	1	0	87	20	23	86	84	2	1
7月～9月	80	18	12	1	-	-	2	2	94	21	23	91	89	2	3
10月～12月	86	29	22	20	1	0	12	16	121	67	55	102	102	-	19
1月～3月	36	3	2	0	-	-	-	-	38	3	10	21	20	1	17
計	4,744	3,721	1,334	1,337	423	364	406	399	6,907	5,822	84	6,748	6,492	256	159
構成比	68.7%	63.9%	19.3%	23.0%	6.1%	6.3%	5.9%	6.9%	100.0%	100.0%		100.0%	96.2%	3.8%	

（注１）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注２）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注３）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.3%（4,513件/4,685件）、地方銀行96.6%（1,224件/1,267件）、第二地方銀行96.3%（395件/410件）、信金等93.3%（360件/386件）。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（別紙2）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）				
												処理方針決定済				
													補償			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	全額	75%又は一部	補償しない	調査・検討中等
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	710	347	6,922	3,236	46	6,894	3,337	969	2,588	28
19年度	3,468	1,363	1,154	620	209	89	486	216	5,317	2,290	43	5,317	2,127	852	2,338	-
20年度	3,512	1,581	994	520	178	120	436	207	5,120	2,430	47	5,118	1,812	908	2,398	2
21年度	4,235	1,876	1,069	624	213	153	533	301	6,050	2,956	48	6,048	1,774	1,518	2,756	2
22年度	4,461	2,425	1,160	871	304	207	695	480	6,620	3,985	60	6,617	1,660	2,087	2,870	3
23年度	3,715	1,815	918	641	216	144	527	336	5,376	2,937	54	5,373	1,227	1,453	2,693	3
24年度	2,888	1,228	615	397	119	78	303	183	3,925	1,887	48	3,922	812	845	2,265	3
25年度	2,789	1,195	463	288	73	35	203	127	3,528	1,647	46	3,523	599	701	2,223	5
26年度	2,386	1,053	413	220	78	56	203	157	3,080	1,488	48	3,071	577	604	1,890	9
27年度	2,122	1,108	472	359	100	39	225	220	2,919	1,727	59	2,902	592	738	1,572	17
28年度	2,798	1,854	579	445	98	74	412	341	3,887	2,715	69	3,857	553	1,260	2,044	30
4月～6月	625	397	130	90	23	17	68	55	846	561	66	843	148	225	470	3
7月～9月	646	387	157	127	20	9	63	62	886	586	66	884	128	285	471	2
10月～12月	691	481	129	110	23	17	105	90	948	700	73	943	124	278	541	5
1月～3月	836	587	163	116	32	30	176	132	1,207	866	71	1,187	153	472	562	20
29年度	6,463	4,236	1,534	1,233	391	319	1,580	1,079	9,968	6,868	68	8,089	879	3,742	3,468	1,879
4月～6月	1,254	782	312	305	63	62	285	201	1,914	1,352	70	1,878	235	880	763	36
7月～9月	1,516	938	345	268	91	58	365	278	2,317	1,543	66	2,243	298	1,050	895	74
10月～12月	1,913	1,334	456	338	121	111	455	297	2,945	2,081	70	2,594	227	1,314	1,053	351
1月～3月	1,780	1,180	421	321	116	86	475	302	2,792	1,891	67	1,374	119	498	757	1,418
計	46,059	23,946	13,186	8,720	2,779	1,767	7,314	4,617	69,338	39,051	56	67,338	19,506	16,545	31,287	2,000
構成比	66.4%	61.3%	19.0%	22.3%	4.0%	4.5%	10.5%	11.8%	100.0%	100.0%		100.0%	29.0%	24.6%	46.5%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等43.8%（19,671件/44,915件）、地方銀行74.3%（9,447件/12,713件）、第二地方銀行69.7%（1,875件/2,689件）、信金等72.0%（5,058件/7,021件）。

（別紙3）

盗難通帳による預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	61	42	10	7	12	14	187	214	114	184	110	74	3
24年度	81	63	50	73	8	1	12	12	151	151	100	149	94	55	2
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	-
26年度	63	34	23	13	3	0	12	24	101	71	71	97	61	36	4
27年度	48	40	18	7	11	10	11	6	88	65	74	86	31	55	2
28年度	35	16	16	5	-	-	6	2	57	25	44	54	36	18	3
4月～6月	5	2	5	1	-	-	2	0	12	5	41	11	6	5	1
7月～9月	5	1	2	0	-	-	2	1	9	3	36	9	6	3	-
10月～12月	16	6	8	3	-	-	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	-	-	-	-	10	6	62	9	3	6	1
29年度	28	18	14	9	1	0	9	2	52	31	59	40	22	18	12
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	18	9	9	4
7月～9月	7	2	6	2	-	-	-	-	13	5	42	12	8	4	1
10月～12月	7	6	2	0	-	-	4	0	13	7	59	7	4	3	6
1月～3月	2	1	1	0	-	-	1	0	4	2	62	3	1	2	1
計	1,590	3,488	1,208	1,486	163	237	384	464	3,345	5,677	169	3,169	1,294	1,875	176
構成比	47.5%	61.4%	36.1%	26.2%	4.9%	4.2%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	40.8%	59.2%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.8%（699件/1,526件）、地方銀行33.4%（779件/2,135件）、第二地方銀行42.7%（64件/150件）、信金等42.5%（152件/358件）。

（別紙４－１）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況・補償状況）

（単位：件、百万円）

業態／時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況（件）			
												処理方針決定済			調査・検討中等
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）	計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-
25年度	1,871	1,942	66	189	14	76	4	4	1,955	2,212	113	1,949	1,776	173	6
26年度	1,122	1,239	141	408	23	150	124	415	1,410	2,214	157	1,403	1,178	225	7
27年度	1,180	1,442	191	343	27	129	165	545	1,563	2,460	157	1,547	1,309	238	16
28年度	571	617	115	307	15	79	62	139	763	1,142	149	746	630	116	17
4月～6月	256	226	18	24	-	-	11	8	285	259	91	281	234	47	4
7月～9月	84	115	26	102	2	7	10	14	122	239	196	120	95	25	2
10月～12月	166	209	39	111	9	53	28	100	242	474	196	235	212	23	7
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	15	114	168	147	110	89	21	4
29年度	210	449	92	364	13	59	44	175	359	1,049	292	283	223	60	76
4月～6月	61	135	19	100	6	20	14	70	100	327	327	90	67	23	10
7月～9月	56	145	29	44	2	23	8	9	95	222	234	94	85	9	1
10月～12月	37	49	27	153	2	8	14	21	80	232	291	66	51	15	14
1月～3月	56	118	17	65	3	7	8	74	84	266	316	33	20	13	51
計	5,776	6,549	692	1,902	114	561	439	1,386	7,021	10,399	148	6,876	5,790	1,086	145
構成比	82.3%	63.0%	9.9%	18.3%	1.6%	5.4%	6.3%	13.3%	100.0%	100.0%		100.0%	84.2%	15.8%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行（平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む）、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（注3）各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.5%（4,823件/5,708件）、地方銀行85.2%（547件/642件）、第二地方銀行66.0%（68件/103件）、信金等83.2%（352件/423件）。

（別紙4-2）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（個人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	48	90	4	9	3	1	1,864	1,970	105
	26年度	1,091	1,113	105	181	7	11	47	94	1,250	1,400	112
	27年度	1,125	1,039	173	277	16	33	90	127	1,404	1,478	105
	28年度	541	586	91	124	12	41	33	41	677	793	117
	4月～6月	235	201	17	20	-	-	10	6	262	228	87
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	160	206	27	34	8	32	10	20	205	293	143
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	5	97	105	108
	29年度	197	381	78	169	6	13	22	22	303	586	193
	4月～6月	56	130	15	37	3	6	4	3	78	177	227
	7月～9月	49	84	27	31	-	-	5	5	81	120	149
	10月～12月	36	47	20	37	-	-	8	10	64	95	148
	1月～3月	56	118	16	63	3	7	5	3	80	192	240
計		4,990	5,278	529	895	46	111	206	296	5,771	6,582	114
構成比		86.5%	80.2%	9.2%	13.6%	0.8%	1.7%	3.6%	4.5%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

（別紙4-3）

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し（被害発生状況）（法人）

（単位：件、百万円）

業態／時期		主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額（万円）
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
	27年度	55	403	18	65	11	95	75	417	159	981	617
	28年度	30	30	24	182	3	38	29	98	86	349	406
	4月～6月	21	25	1	3	-	-	1	2	23	31	135
	7月～9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	195	7	45	22	153	56	462	826
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	3	3	14	101	726
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	6	11	16	137	860
	1月～3月	-	-	1	2	-	-	3	71	4	73	1,838
計		196	727	121	824	56	436	217	1,056	590	3,044	515
構成比		33.2%	23.9%	20.5%	27.1%	9.5%	14.3%	36.8%	34.7%	100.0%	100.0%	

（注1）「主要行等」とは地方銀行（埼玉りそな銀行を含む）及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

（注2）「時期」とは被害の発生した年度（又は四半期）を示す。

資料9－7－2

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況（平成29年3月末）

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成29年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

［表に関する説明］
・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
・パーセントは小数第二位を四捨五入。
・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

［調査結果］

1．基本情報

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	ATM設置台数④	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	25,122	107,026
地銀	65	65	65	38,056	111,921
第二地銀	41	41	41	11,234	28,960
その他の銀行	16	21	31	56,892	195,864
信用金庫	264	261	261	19,841	51,656
信用組合	133	68	60	2,275	5,154
労働金庫	13	13	13	1,812	8,729
計	541	477	479	155,232	509,310
農漁協等	795	794	688	12,618	22,305
総計	1,336	1,271	1,167	167,850	531,615

2．キャッシュカードに関すること

（ICキャッシュカードの導入状況等）

（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑥	⑥/①	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑦	⑦/④	ICｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑧	⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	24,889	99.1%	38,413	35.9%
地銀	65	65	100.0%	37,237	97.8%	30,346	27.1%
第二地銀	41	39	95.1%	9,516	84.7%	6,908	23.9%
その他の銀行	16	7	43.8%	56,886	100.0%	70,320	35.9%
信用金庫	264	211	79.9%	17,311	87.2%	10,135	19.6%
信用組合	133	47	35.3%	1,013	44.5%	572	11.1%
労働金庫	13	13	100.0%	1,807	99.7%	18	0.2%
計	541	388	71.7%	148,659	95.8%	156,712	30.8%
農漁協等	795	794	99.9%	12,394	98.2%	10,426	46.7%
総計	1,336	1,182	88.5%	161,053	96.0%	167,138	31.4%

（生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等）　（単位：台、千枚）

業態	ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行金融機関数①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ導入済み金融機関数⑨	⑨/①	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ対応ATM台数⑩	⑩/④	生体認証ｷｬｯｼｭｶｰﾄﾞ発行枚数⑪	⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	22,047	87.8%	29,376	27.4%
地銀	65	50	76.9%	23,929	62.9%	14,197	12.7%
第二地銀	41	9	22.0%	2,593	23.1%	1,081	3.7%
その他の銀行	16	2	12.5%	27,612	48.5%	56,356	28.8%
信用金庫	264	79	29.9%	6,476	32.6%	2,234	4.3%
信用組合	133	11	8.3%	357	15.7%	207	4.0%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	541	156	28.8%	83,014	53.5%	103,451	20.3%
農漁協等	795	123	15.5%	1,906	15.1%	54	0.2%
総計	1,336	279	20.9%	84,920	50.6%	103,505	19.5%

3．インターネットバンキングに関すること

（取引時における本人認証の状況（個人向け））

業態	個人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	19	90.5%
信用金庫	261	261	100.0%
信用組合	68	65	95.6%
労働金庫	13	13	100.0%
計	477	472	99.0%
農漁協等	794	794	100.0%
総計	1,271	1,266	99.6%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑬	⑬/②	パスワード生成機⑭	⑭/②	電子メール⑮	⑮/②
主要行等	6	75.0%	6	75.0%	1	12.5%
地銀	36	55.4%	47	72.3%	30	46.2%
第二地銀	20	48.8%	24	58.5%	19	46.3%
その他の銀行	12	57.1%	12	57.1%	4	19.0%
信用金庫	185	70.9%	227	87.0%	2	0.8%
信用組合	6	8.8%	64	94.1%	35	51.5%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	278	58.3%	393	82.4%	91	19.1%
農漁協等	0	0.0%	794	100.0%	794	100.0%
総計	278	21.9%	1,187	93.4%	885	69.6%

（取引時における本人認証の状況（法人向け））

業態	法人向けｲﾝﾀｰﾈｯﾄﾊﾞﾝｷﾝｸﾞ実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		（可変パスワード導入未済の金融機関のうち）電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	7	87.5%	1	12.5%
地銀	65	64	98.5%	1	1.5%
第二地銀	41	36	87.8%	5	12.2%
その他の銀行	31	23	74.2%	5	16.1%
信用金庫	261	248	95.0%	12	4.6%
信用組合	60	51	85.0%	5	8.3%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	479	442	92.3%	29	6.1%
農漁協等	688	688	100.0%	0	0.0%
総計	1,167	1,130	96.8%	29	2.5%

業態	導入している可変パスワードの種類（複数回答可）					
	乱数表⑱		パスワード生成機⑲		電子メール⑳	
		⑱/③		⑲/③		⑳/③
主要行等	1	12.5%	7	87.5%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	52	80.0%	11	16.9%
第二地銀	8	19.5%	25	61.0%	4	9.8%
その他の銀行	4	12.9%	9	29.0%	1	3.2%
信用金庫	161	61.7%	120	46.0%	2	0.8%
信用組合	4	6.7%	49	81.7%	11	18.3%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	194	40.5%	275	57.4%	30	6.3%
農漁協等	0	0.0%	688	100.0%	1	0.1%
総計	194	16.6%	963	82.5%	31	2.7%

資料９－９－１

銀行カードローン検査　中間とりまとめ

主なポイント

平成30年１月

金融庁

銀行カードローン検査の概要

- 銀行カードローンについては、低金利環境を背景に近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているとの批判
- 各銀行において、全国銀行協会の「申し合わせ」（2017年３月）を踏まえ、業務運営の適正化を行っているが、金融庁は、**2017年９月より、業務運営の詳細な実態把握を行うために検査を実施**
- 検査対象行（2017年12月末現在）：12銀行（残高の多い先を中心に選定。残高全体の約6割をカバー）

国内銀行によるカードローン等残高と
貸金業者による消費者向け貸付け残高の推移

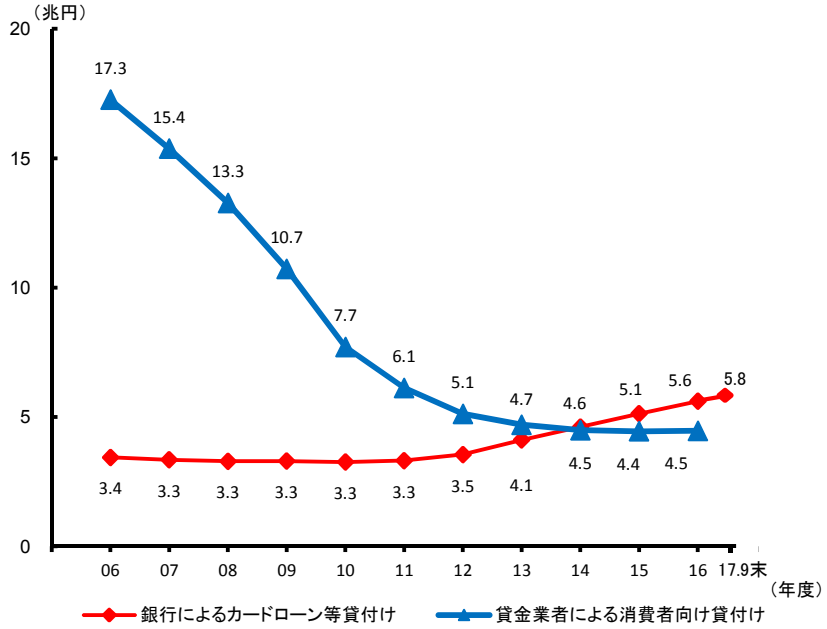

（注）「カードローン等」は、カードローン（当座貸越方式）、応急ローンおよびカードキャッシングの合計。
（資料）貸金業関係資料集（金融庁）及び日本銀行資料より、金融庁作成

主な着眼点

①保証会社の審査に過度に依存していないか

②過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定など）が構築されているか

③融資実行後も、定期的に顧客の状況変化を把握しているか

④配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか

⑤支店や行員に対する業績評価体系

主な検証結果 （1）

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	検査実施後 （改善を促した銀行の対応）
保証会社審査への依存	返済能力審査を保証会社に依存（12行中9行）	銀行自ら審査モデルを整備するなどの動き（9行中6行）	独自の分析を通じた審査基準の改善等を検討中（3行）
年収証明書の取得基準	融資額が200～500万円超（12行）	貸金業法と同水準の50万円超に引下げ（12行中11行）	50万円超への引下げを検討中（1行）
融資上限枠	各銀行で区々（例：年収と同額まで、他行融資を勘案しないなど）	他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで（12行中7行） 生活維持費を考慮するなど精緻な審査の事例も	他行融資を勘案した融資上限枠の設定等を検討中（5行）

銀行カードローン・貸金業者貸付別の貸倒損失率の推移（大手保証会社平均）

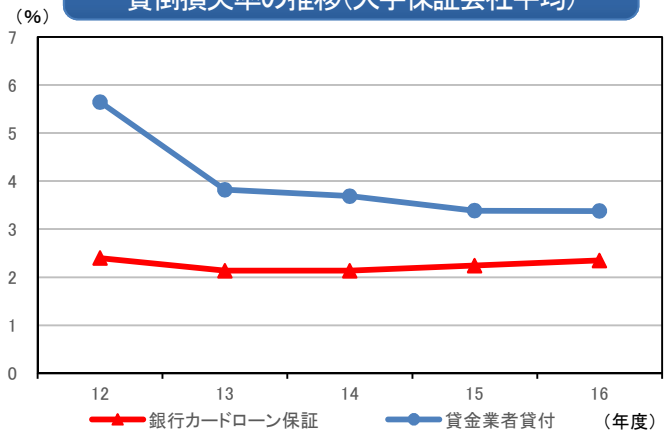

（注）貸倒損失率
- 銀行カードローン保証： 貸倒損失額/（信用保証残高+求償債権残高+破産更生債権残高）
- 貸金業者貸付： 貸倒損失額/（営業貸付金残高+破産更生債権残高）

債務比率別の年収と代弁率の状況

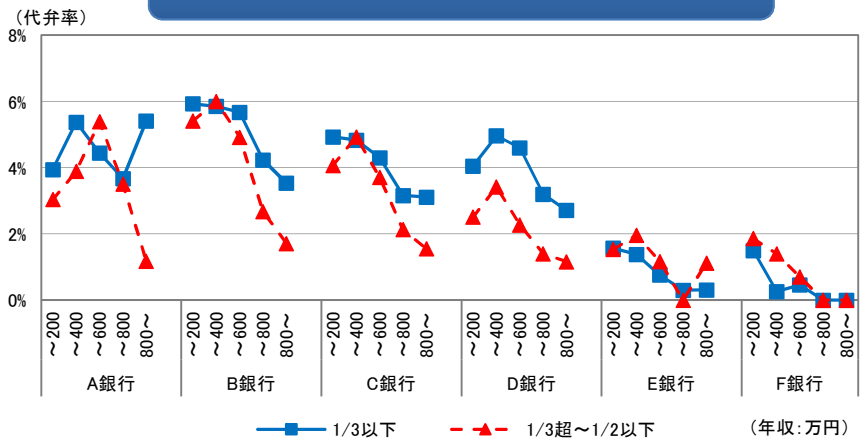

（注）他行等からの借入額を含め年収の2分の1までとする7行のうち、比較可能なデータを有する6行を掲載

主な検証結果 （2）

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	検査実施後 （改善を促した銀行の対応）
途上管理	銀行自らは途上管理を実施せず （12行中8行）	銀行自らが能動的に収入・勤務先の変動を確認する等の動き （8行中3行）	12行すべてに改善を促し、融資実行後の年収証明書の取得等を検討中
	顧客からの相談窓口で返済期間の猶予等に対応（12行中5行）		12行すべてに改善を促し、顧客相談対応の拡充を検討中
広告・宣伝	「年収証明書不要」等の不適切な文言あり （12行）	広告・宣伝の不適切な文言を削除（12行）	
	テレビCMは制限なし （12行中5行）	テレビCMは貸金業の自主規制ガイドライン（注）と同水準（12行） （注） 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない等	
営業店・行員に対する業績評価体系	カードローンの不適切な契約を招きかねない問題事例等は見られず（12行）		
	カードローンと他の消費者ローンの同時販売を奨励 （12行中1行）		改善に向けた対応を検討中（1行）

残された課題、今後の対応

残された課題

- **途上管理**
  - ✓ **顧客の状況変化を把握**し、多重債務の発生抑制や利用者保護等の対応に繋げていく必要
  - ✓ カードローンの返済等に係る**顧客からの相談を受け付ける窓口や救済措置の拡充が重要**
- **カードローン以外の消費者向け貸付けへの対応**
  - ✓ フリーローンをはじめとする他の消費者向け無担保貸付についても、カードローンと同様の改善が必要
- **顧客の借入状況の把握に向けた課題**
  - ✓ 銀行カードローンの貸付額や保証額について、信用情報機関に登録される情報の精度にばらつき

今後の対応

- 検査実施先については、これまでの検査を通じて、**多重債務の発生抑制や利用者保護等の観点を踏まえた態勢の整備に一定の改善が見られる**
- 金融庁においては、検査実施先の改善状況をフォローアップし、取組みの実効性を注視するとともに、**顧客相談窓口の拡充**、**信用情報機関に登録される情報の精緻化**を含め、残された課題についても改善を促していく
- 加えて、今後、**銀行カードローンを取り扱っている全先に対し、検査を含めたモニタリングを継続していく**

金融庁
Financial Services Agency

平成 29 年9月1日
金融庁

カードローンホットラインの開設について

金融庁では、平成 29 年 9 月 1 日、カードローンに関する情報を幅広く把握するため、利用者等の方々からの声を電話によりお聞きする受付窓口として、下記のとおり、「カードローンホットライン」を開設することといたしました。本ホットラインに寄せられた情報は、今後の検査・監督に活用させていただきます。

記

名　　称：　「カードローンホットライン」
開 設 日：　平成２９年９月１日（金）１４時
受付時間：　平日１０時００分～１７時００分
電話番号：　０５７０－００－６８２５
　　（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８２５）
受付内容：　預金取扱等金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）のカードローンに関する情報等
　　（例）不適切な広告・宣伝、勧誘、取立て
　　銀行等がカードローンにより多額の貸付けを行った結果、返済が困難になっている事例　等

※ご留意事項
○ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承ください。
○ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いします。

お問い合わせ先
金融庁　Tel　03-3506-6000（代表）
監督局銀行第一課
（内線 3444・3328）
総務企画局政策課金融サービス利用者相談室

資料10－２－１

信託会社等の新規参入状況

平成30年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	24	19	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	16	11	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	32	27	3	0	0	2	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認ＴＬＯ）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	300	105	36	11	24	38	22	21	15	14	12	2
うち　みなし信託契約代理業者	130	44	15	2	11	17	8	7	9	9	6	2
計	358	153	43	11	24	41	22	21	15	14	12	2

（注1）　外国信託会社は金融庁直轄

（注2）　グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【13】社）

資料11－２－１

生命保険会社の平成30年3月期決算の概要

（単位：億円、%、ポイント）

	28年3月期	29年3月期	30年3月期	前期比
基礎収益	513,556	467,162	460,856	▲ 6,305
保険料等収入	389,620	351,829	337,796	▲ 14,032
資産運用収益	73,066	78,101	81,711	3,609
基礎費用	480,240	433,265	425,023	▲ 8,242
保険金等支払金	322,600	290,004	289,200	▲ 804
資産運用費用	8,549	3,515	3,519	3
事業費	47,046	47,266	47,514	247
基礎利益	33,316	33,896	35,833	1,937
キャピタル損益	333	▲ 2,330	▲ 798	1,531
臨時損益	▲ 5,920	▲ 4,967	▲ 5,839	▲ 872
危険準備金繰入額	2,299	2,197	2,496	298
経常利益	27,729	26,598	29,195	2,596
特別損益	▲ 5,081	▲ 5,536	▲ 5,939	▲ 402
価格変動準備金繰入額	4,926	5,366	6,802	1,436
当期純利益（純剰余）	13,457	13,947	15,843	1,896
総資産	3,671,723	3,755,105	3,812,751	57,645
有価証券含み損益	508,848	432,306	444,828	12,521
公表逆ざや額	▲ 1,160	▲ 1,073	▲ 994	78
ソルベンシー・マージン比率	989.0	964.8	967.5	2.7

【 参 考 】［個人保険+個人年金ﾍﾞｰｽ］

	28年3月期	29年3月期	30年3月期	前期比
新契約高＋転換純増(兆円)	77	79	62	▲ 17
解約失効高(兆円)	48	45	45	0
保有契約高(兆円)	962	970	958	▲ 12
年換算保険料（億円）				
新契約ベース	33,188	33,048	26,501	▲ 6,546
うち第三分野	6,162	6,736	6,959	222
保有契約ベース	261,953	274,832	278,752	3,919
うち第三分野	59,373	62,286	65,317	3,030

（注１）逆ざや額＝（基礎利益上の運用収支等の利回り－平均予定利率）×一般勘定責任準備金
（注２）ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。
（注３）有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。
（注４）算出会社は41社。かんぽ生命含む。

資料11－２－２

損害保険会社の平成30年３月期決算の概要

（単位：億円、%、ポイント）

	28年３月期	29年３月期	30年３月期	前期比
正味収入保険料	86,366	85,145	84,115	▲ 1,029
正味支払保険金	46,861	48,884	46,943	▲ 1,940
経常利益	8,209	8,919	8,457	▲ 461
特別損益	▲ 678	▲ 528	▲ 35	493
当期利益	5,777	6,538	6,919	381
総資産	314,822	322,207	328,099	5,891
有価証券含み損益	51,973	54,297	59,325	5,027
ソルベンシー・マージン比率	695.7	742.3	760.0	17.7

（注１）28年３月期は52社ベース。29年３月期は51社ベース。30年３月期は52社ベース。
（注２）ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

資料11－２－３ 生命保険会社一覧表 （平成30年6月30日現在41社）

	会社名
生命保険会社(40社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル　ジブラルタ　ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マスミューチュアル生命保険株式会社
	マニュライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
外国生命保険会社(1社)	ﾁｭｰﾘｯﾋ･ﾗｲﾌ･ｲﾝｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ

資料11－２－４

損 害 保 険 会 社 一 覧 表

（平成30年6月30日現在52社）

損害保険会社　30社

	会　　社　　名
（20社）	東京海上日動火災保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	朝日火災海上保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	SBI損害保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	au損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
外資系 （外資50%以上） （７社）	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	Chubb損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	AIG損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
生保系子会社 （生保50%以上）	明治安田損害保険株式会社
再保険専業社 （２社）	トーア再保険株式会社
	日本地震再保険株式会社

外国損害保険会社等　21社

アメリカ （3社）	トランスアトランティック リインシュアランス カンパニー
	アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
イギリス （4社）	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
フランス （2社）	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
	スコール・グローバル・ライフ・エスイー
スイス （2社）	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
ルクセンブルク	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
イタリア	アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
ノルウェー	アシュアランスフォアニンゲン・ガード・イェンシディグ
インド	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
韓国	現代海上火災保険株式会社
ドイツ （3社）	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
ベルギー	ユーラーヘルメス・エスエー
スペイン	アトラディウス・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス

免許特定法人（特定損害保険業免許）　1社

イギリス	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

資料11－2－5

保険持株会社一覧表

（平成30年6月30日現在13社）

	保険持株会社名
（13社）	アニコム　ホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS＆ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T＆Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

資料11－２－６

生命保険会社の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年6月末現在
生命保険会社	40社	39社	38社	38社	40社	40社
＋　免　　許 ▲　廃　　止		※合併 ＋東京海上日動あんしん （26年10月） ▲東京海上日動あんしん ▲東京海上日動フィナンシャル ＋アクサジャパンホールディング （26年10月）（注1） ※合併 ＋アクサ （26年10月） ▲アクサジャパンホールディング ▲アクサ	※合併 ＋オリックス （27年7月） ▲オリックス ▲ハートフォード	※再編（注2） ＋第一生命 （28年10月） ▲第一生命 （28年10月）	※現地法人化 ＋日本法人化準備生命 （29年12月）（注3） ＋カーディフ生命準備 （29年12月）（注4）	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	3社	1社
＋　免　　許 ▲　廃　　止						▲アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ
合　　計	43社	42社	41社	41社	43社	41社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

（注1）26年10月のアクサの合併等については、同日付（26年10月１日）で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、
②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。
（注2）第一生命の再編については、①平成28年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。
②平成28年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに
③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。
(注3)平成29年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。平成30年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。
(注4)平成29年12月1日付でカーディフ生命準備株式会社に生命保険業免許を付与。同日付でカーディフ生命保険株式会社に商号変更。

資料11－２－７

損害保険会社の推移

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年6月末日現在
損害保険会社	31社	30社	30社	30社	30社	30社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	+アメリカンホーム医療・損害保険（25年11月）	※合併（26年９月） +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			+カーディフ損害保険株式会社（29年12月） ※合併（30年１月） +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社	
外国損害保険会社等免許特定法人	23社	22社	22社	21社	23社	22社
＋ 免 許 ▲ 廃 止	▲エイアイユー インシュアランス カンパニー（25年４月） +ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（ヨーロッパ）リミテッド（26年２月） ▲ジ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・シティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション（バミューダ）リミテッド（26年３月）	▲アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニー（26年４月） +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エスエー（26年６月） →ユーラーヘルメス・エスエーヘ社名変更（26年11月） ▲ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト（26年７月）		▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー（28年９月） +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシヨン・エセ・アー（28年９月） ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ（28年12月）	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー（29年４月） +スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド（29年12月）	▲カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール（30年４月）
合 計	54社	52社	52社	51社	53社	52社

（注）合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

資料11－6－1

少額短期保険業者登録一覧

（平成30年6月30日現在：98業者）

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 （少額短期保険）第2号	平成28年4月26日	ライフエイド少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第6号	平成26年1月7日	ユーミーＬＡ少額短期保険株式会社
	東北財務局長 （少額短期保険）第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 （少額短期保険）第1号	平成18年10月27日	ＳＢＩリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第2号	平成18年11月29日	ペット＆ファミリー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第8号	平成19年11月22日	ＳＢＩいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 （少額短期保険）第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第16号	平成20年3月17日	株式会社全管協共済会
	関東財務局長 （少額短期保険）第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 （少額短期保険）第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第22号	平成20年3月21日	Ａライフ株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第23号	平成20年3月25日	Ｃｈｕｂｂ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第28号	平成20年5月20日	ＡＢＣ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 （少額短期保険）第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	医師が考えた少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	共生ネット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	ＪＭＭ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	ｅ－Ｎｅｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社ＦＩＳ
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	ふくろう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	ＡＷＰチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	セント・プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペットプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	ライフサポートジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペッツファースト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 （少額短期保険）第79号	平成29年7月21日	プリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第81号	平成29年8月30日	パーソナル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第82号	平成29年8月30日	ＪＩＤ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第84号	平成29年11月27日	Ｎｅｘｔ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第85号	平成29年12月1日	ＵＳＥＮ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 （少額短期保険）第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 （少額短期保険）第87号	平成30年6月25日	株式会社ｊｕｓｔＩｎＣａｓｅ
東海財務局	東海財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
近畿財務局	近畿財務局長 （少額短期保険）第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第3号	平成20年2月25日	日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第5号	平成20年11月13日	株式会社ＳＡＮＫＯ少額短期保険
	近畿財務局長 （少額短期保険）第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 （少額短期保険）第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 （少額短期保険）第2号	平成20年7月14日	株式会社ＦＰＣ
四国財務局	四国財務局長 （少額短期保険）第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 （少額短期保険）第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 （少額短期保険）第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局長 （少額短期保険）第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

資料11-7-1

認可特定保険業者一覧
（財務局等所管分）

（平成30年６月30日現在：7法人）

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年１月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人　あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人　ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人　JMC厚生会
東海財務局	平成24年５月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年６月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

資料12－３－１

金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）数の推移

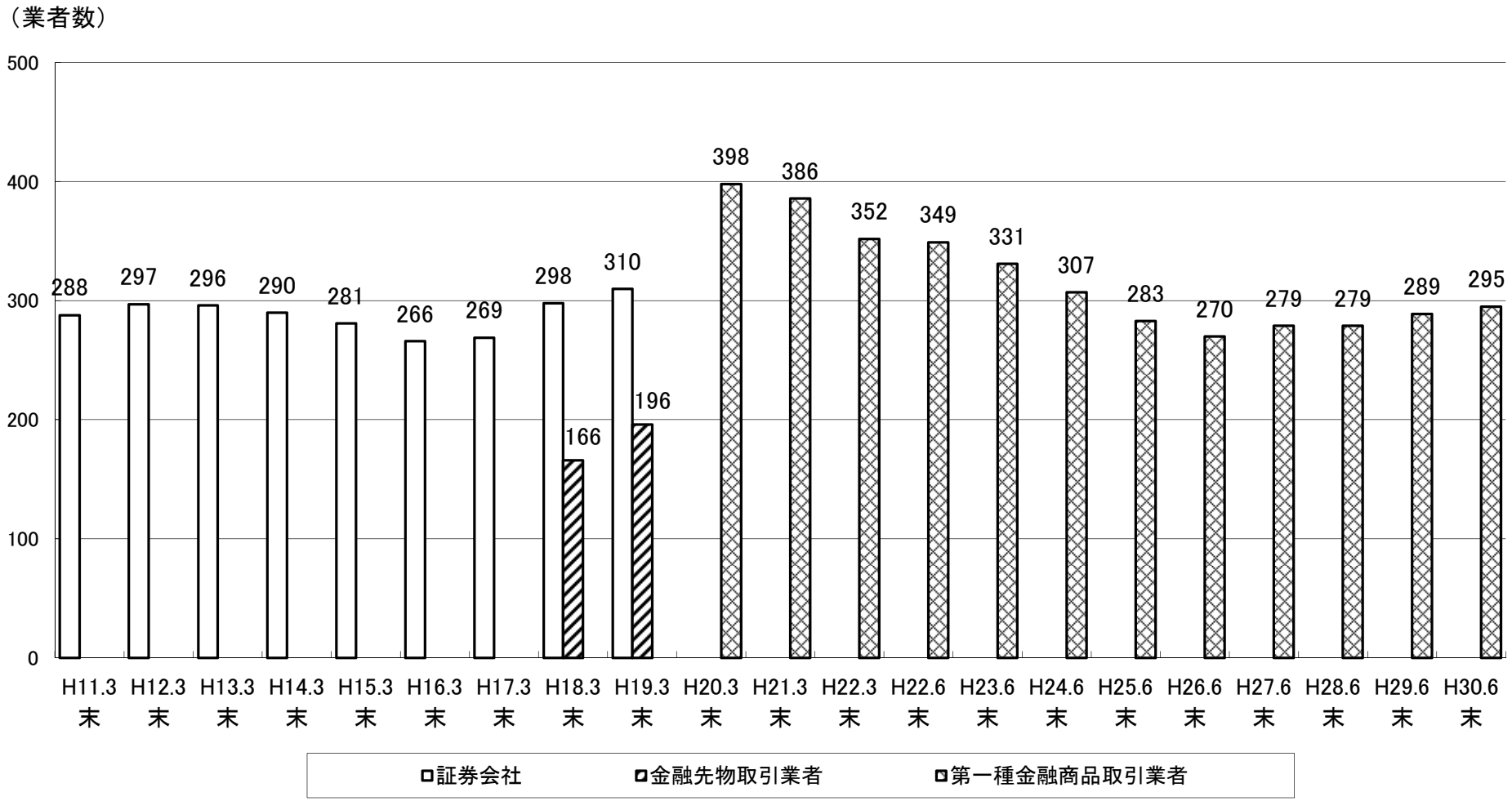

注：平成19年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

資料12－3－2

国内証券会社の平成29年度決算概況

（単位：百万円）

	平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	(A)/(B)
会社数	249社	244社	―
営業収益	40,767	39,187	104%
受入手数料	22,365	21,122	106%
委託手数料	6,433	5,576	115%
引受け・売出し手数料	1,385	1,663	83%
募集・売出しの取扱手数料	3,322	2,985	111%
トレーディング損益	10,053	11,101	91%
金融収益	7,756	6,388	121%
販売費・一般管理費	28,848	28,028	103%
取引関係費	7,545	7,274	104%
人件費	10,689	10,479	102%
経常損益	7,527	7,355	102%
当期損益	5,241	6,161	85%

（注）日本証券業協会調べ。

資料12－３－３

株式市況と証券会社の損益の推移

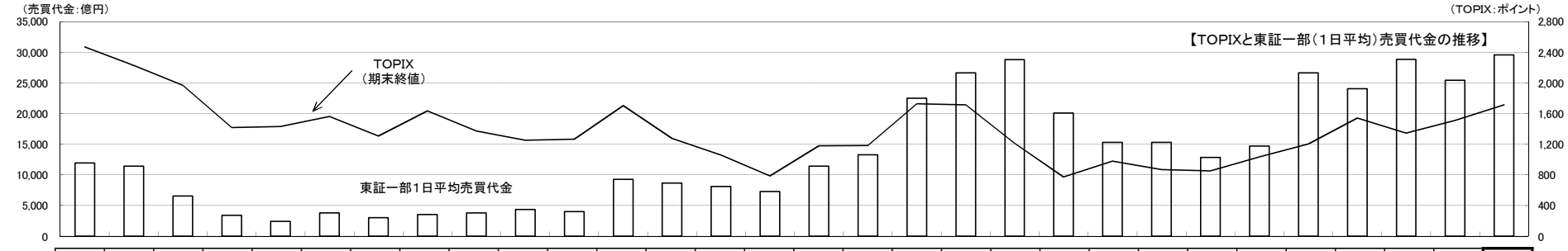

	元.3期	２.3期	３.3期	４.3期	５.3期	６.3期	７.3期	８.3期	９.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期	28.3期	29.3期	30.3期
売買代金	11,954	11,438	6,585	3,410	2,440	3,806	3,019	3,538	3,823	4,359	4,021	9,280	8,658	8,124	7,290	11,452	13,287	22,521	26,631	28,790	20,079	15,299	15,324	12,854	14,720	26,632	24,072	28,834	25,425	29,571
TOPIX	2,469	2,227	1,971	1,419	1,432	1,563	1,308	1,637	1,373	1,252	1,267	1,706	1,277	1,060	788	1,179	1,182	1,728	1,714	1,213	774	979	869	854	1,035	1,203	1,543	1,347	1,513	1,716

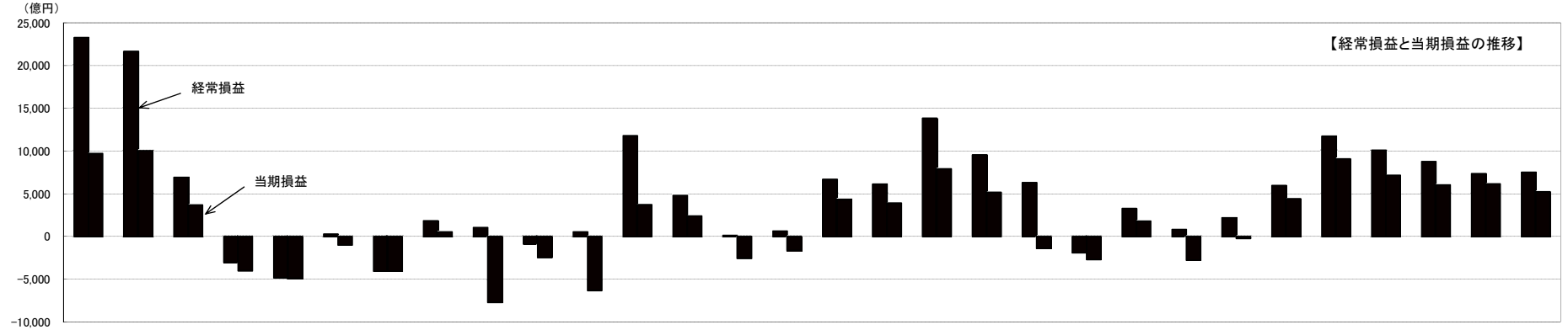

	元.3期	２.3期	３.3期	４.3期	５.3期	６.3期	７.3期	８.3期	９.3期	10.3期	11.3期	12.3期	13.3期	14.3期	15.3期	16.3期	17.3期	18.3期	19.3期	20.3期	21.3期	22.3期	23.3期	24.3期	25.3期	26.3期	27.3期	28.3期	29.3期	30.3期
経常損益	23,276	21,674	6,928	-3,006	-4,827	279	-4,045	1,849	1,061	−861	561	11,792	4,816	151	642	6,689	6,127	13,844	9,553	6,322	−1,907	3,279	831	2,200	5,970	11,719	10,101	8,773	7,355	7,527
当期損益	9,712	10,039	3,708	-3,995	-4,888	−994	-4,040	552	-7,686	-2,466	-6,312	3,723	2,414	-2,557	-1,622	4,329	3,918	7,921	5,165	-1,374	-2,697	1,801	-2,764	−220	4,447	9,031	7,172	6,036	6,161	5,241

（注）１．日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。
　　２．元年３月期は、決算期の変更に伴う半期決算のため、グラフでは実績を２倍した。

資料12－３－４

投 資 者 保 護 基 金 の 概 要

名称	日 本 投 資 者 保 護 基 金
会員数	会 員 証 券 会 社 数（平成 30 年６月 30 日現在） 国 内 証 券 会 社　２５３ 社 外 国 証 券 会 社　１０ 社 計　２６３ 社
役員	理 事 長　増 井 喜 一 郎
基金規模	平成 30 年３月 31 日現在　約 578 億円
補償実績	・ 南証券の破産に伴うもの（H12.3）－　補償額　約 59 億円（うち破産管財人からの返還額　約 24 億円） ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの （H19. 6）－　補償額　約２億円 （H19.10）－　補償額　約 0.6 億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの （H24.3）－　補償額　約 1.7 億円
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成 14 年７月１日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。

資料12－4－1

金融商品取引業者（第二種金融商品取引業）数の推移

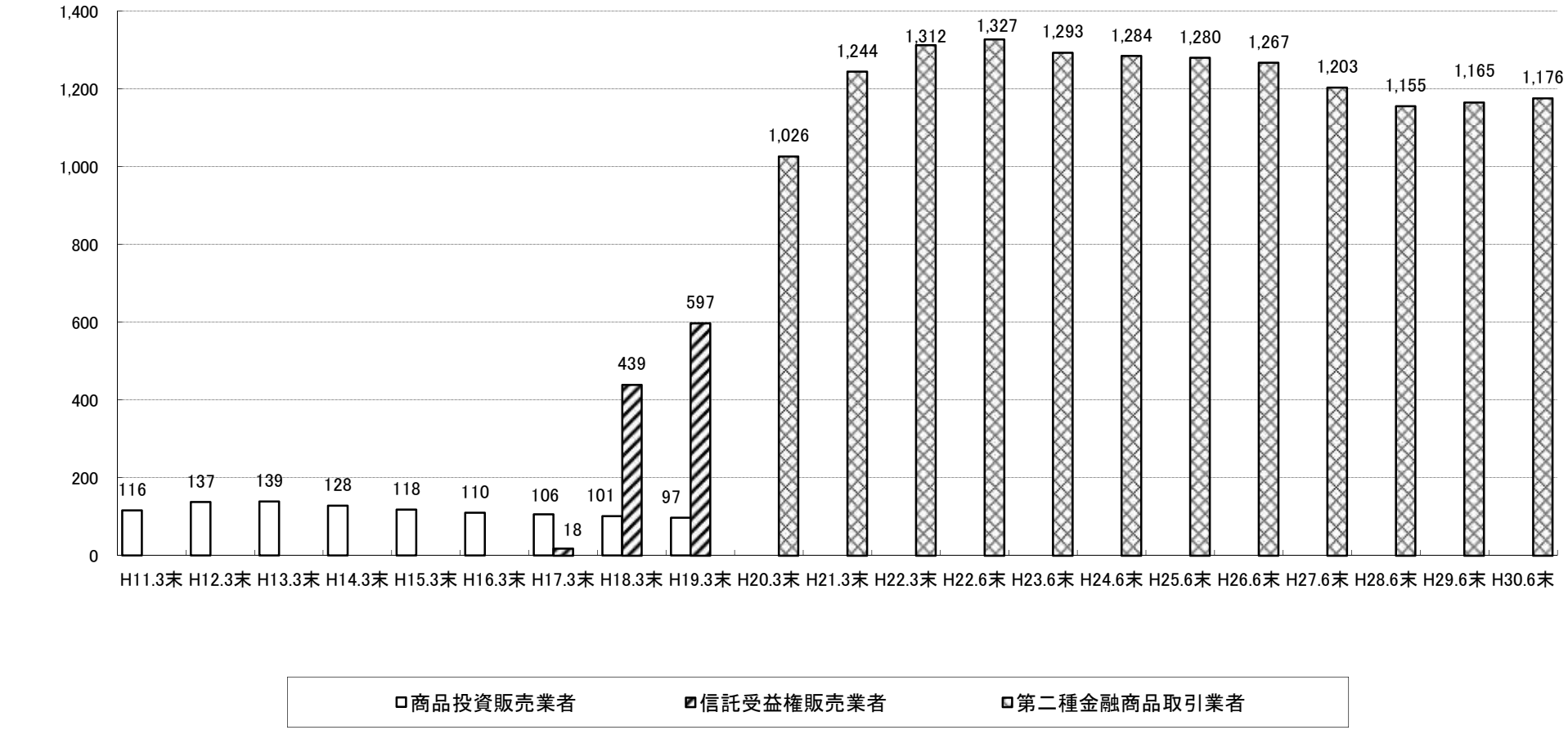

注：平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

資料12－5－1

金融商品取引業者（投資助言・代理業）数の推移

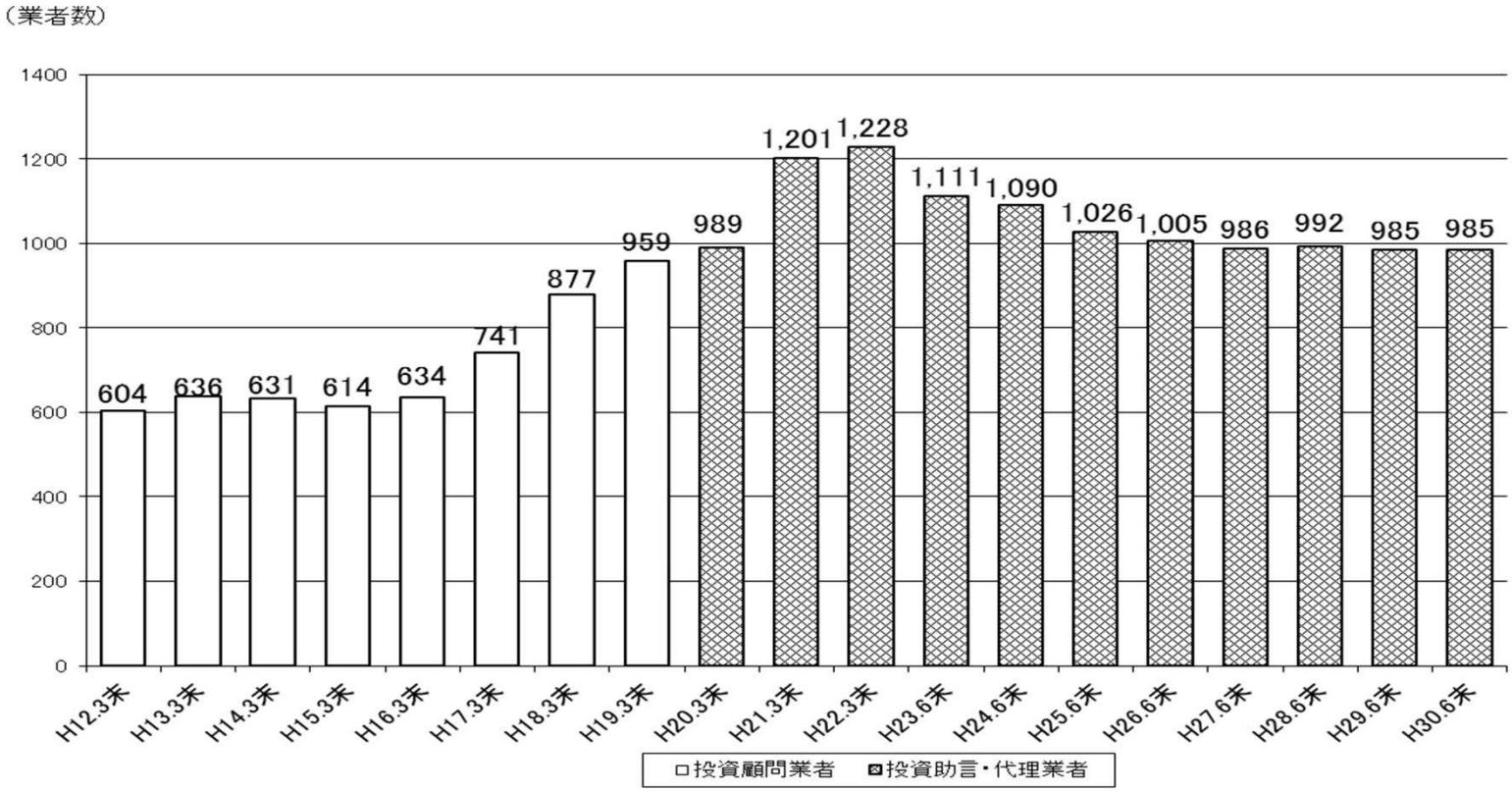

注：平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

資料12－６－１

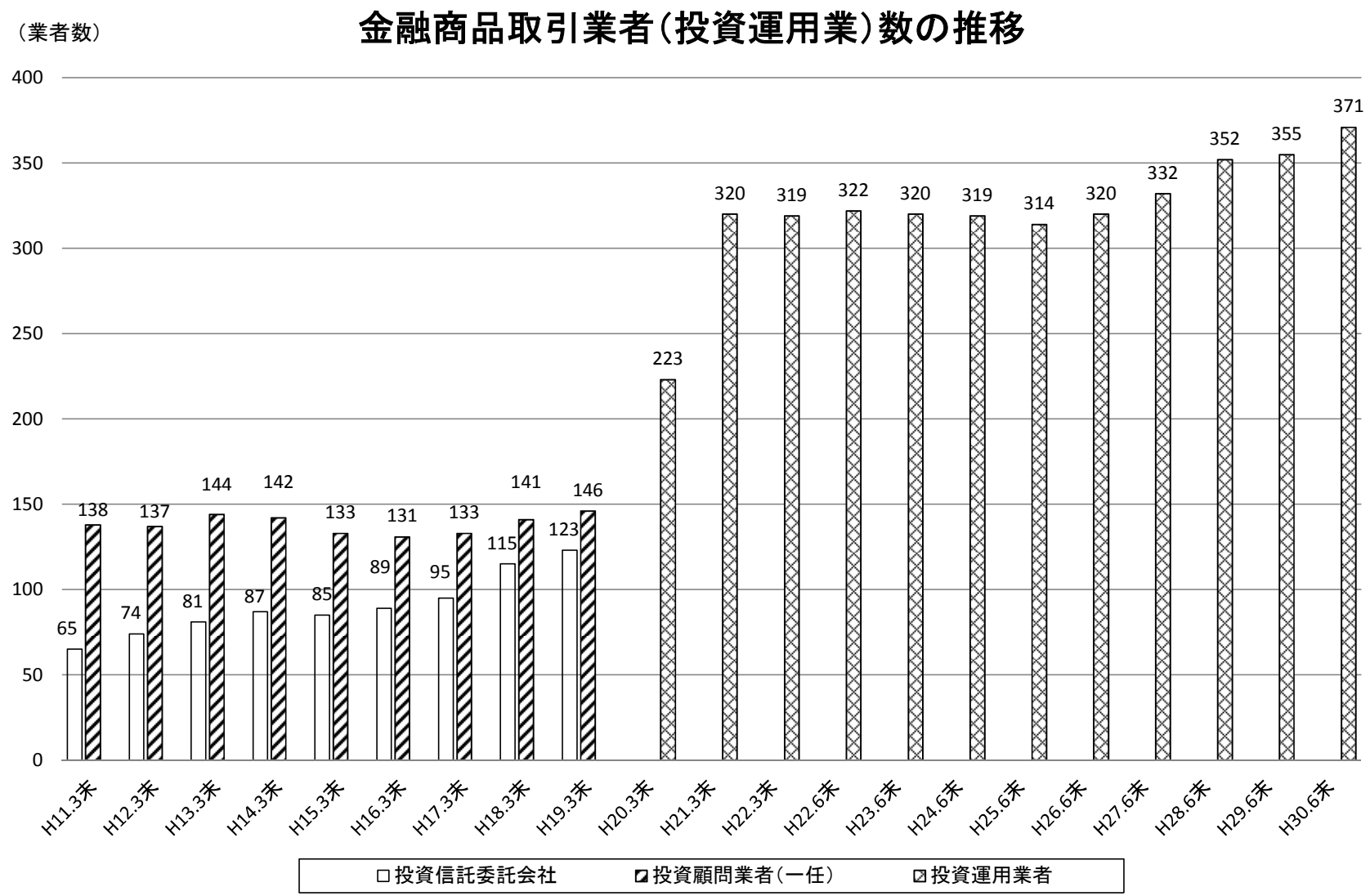
金融商品取引業者（投資運用業）数の推移
（業者数）
400
350
300
250
200
150
100
50
0
65
138
74
137
81
144
87
142
85
133
89
131
95
133
115
141
123
146
223
320
319
322
320
319
314
320
332
352
355
371
H11.3末
H12.3末
H13.3末
H14.3末
H15.3末
H16.3末
H17.3末
H18.3末
H19.3末
H20.3末
H21.3末
H22.3末
H22.6末
H23.6末
H24.6末
H25.6末
H26.6末
H27.6末
H28.6末
H29.6末
H30.6末
□投資信託委託会社
投資顧問業者（一任）
投資運用業者

資料12－６－２

投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	三菱地所物流リート投資法人	H29.9.14	三菱地所投資顧問株式会社
2	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人	H29.10.30	カナディアン・ソーラー・アセットマネジメント株式会社
3	CREロジスティクスファンド投資法人	H30.2.7	CREリートアドバイザーズ株式会社
4	ザイマックス・リート投資法人	H30.2.15	株式会社ザイマックス不動産投資顧問

資料12－６－３

投資信託の純資産総額の推移

（単位：億円）

年（月）末	株式投信		公社債投信			合　計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和　40年	9,082	－	2,275	－	－	11,357	－
45年	6,551	－	6,033	－	－	12,584	－
50年	19,345	－	14,280	－	－	33,625	－
55年	40,293	－	20,226	－	－	60,519	－
56年	40,063	－	32,231	－	－	72,294	－
57年	47,818	－	45,458	－	－	93,276	－
58年	61,513	－	79,372	－	－	140,885	－
59年	80,127	－	102,851	－	－	182,978	－
60年	103,787	－	95,936	－	－	199,722	－
61年	191,183	－	129,570	－	－	320,753	－
62年	306,143	－	123,001	－	－	429,144	－
63年	392,525	－	136,448	－	－	528,973	－
平成　元年	455,494	－	130,999	－	－	586,493	－
2年	350,722	－	109,218	－	－	459,940	－
3年	285,624	－	135,001	－	－	414,738	－
4年	211,031	－	221,975	－	54,137	433,006	－
5年	195,475	－	311,900	－	110,781	507,375	－
6年	174,515	－	259,568	－	91,731	434,083	－
7年	146,817	－	332,755	－	120,018	479,572	－
8年	127,798	－	358,883	－	142,191	486,681	－
9年	99,866	－	306,630	－	115,631	406,495	－
10年	114,961	－	312,432	－	142,799	427,393	－
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年1月	1,814,832	826,360	178,189	40,951	0	1,993,021	867,311
2月	1,801,311	834,302	167,581	38,783	0	1,968,892	873,085
3月	1,813,574	844,116	160,097	37,463	0	1,973,671	881,579
4月	1,825,013	832,903	159,575	37,053	0	1,984,588	869,956
5月	1,796,862	814,095	161,839	37,068	0	1,958,701	851,163
6月	1,814,380	822,910	162,750	36,957	0	1,977,130	859,867

出典：（社）投資信託協会公表資料

資料12－7－1

登録金融機関数の推移

（業者数）

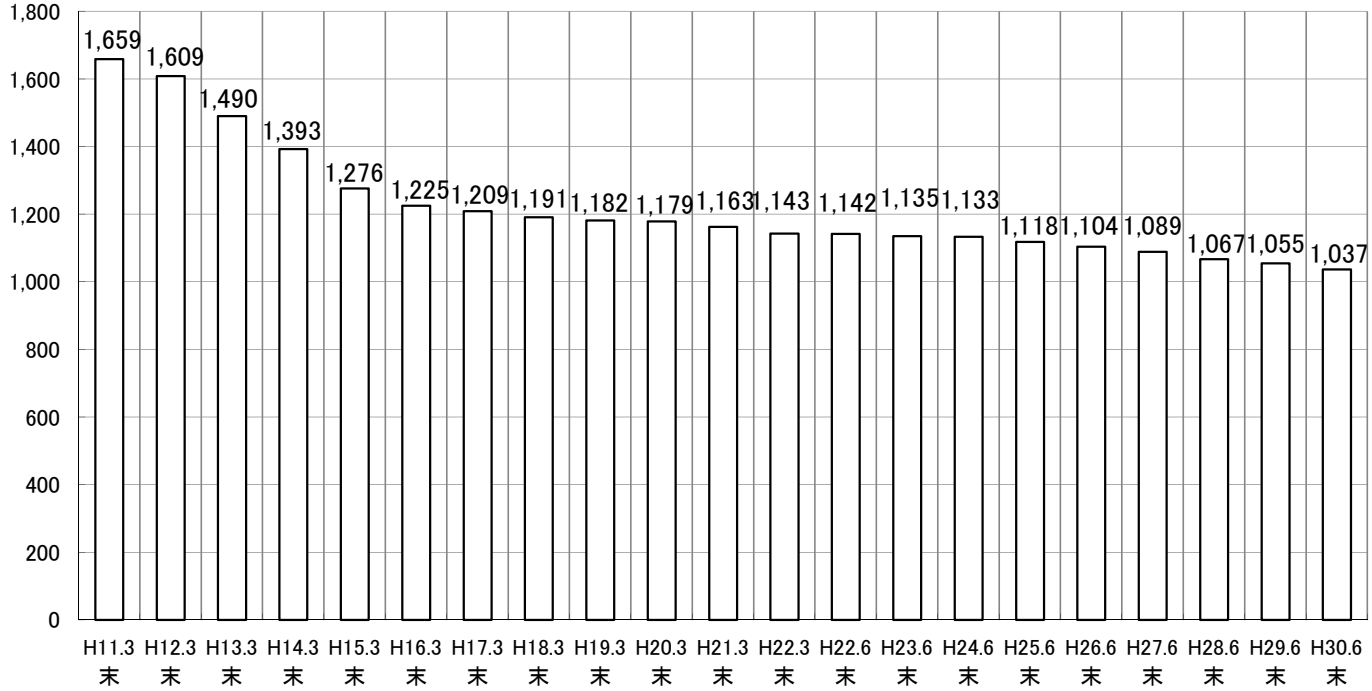

金融商品仲介業者数の推移

（業者数）

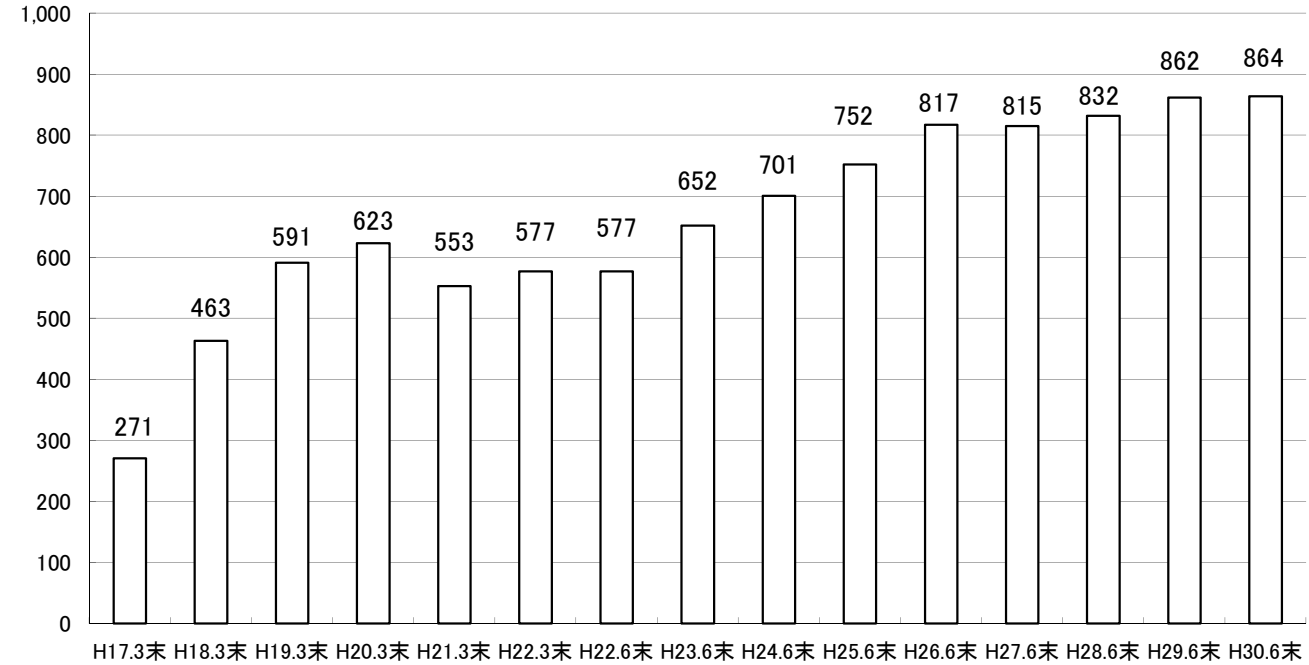

注：平成19年3月末までは証券仲介業者の数。

資料12－8－1

信用格付業者登録一覧

（平成30年6月末現在　7社）

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官（格付）第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官（格付）第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官（格付）第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官（格付）第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官（格付）第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官（格付）第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

資料12－９－１

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移

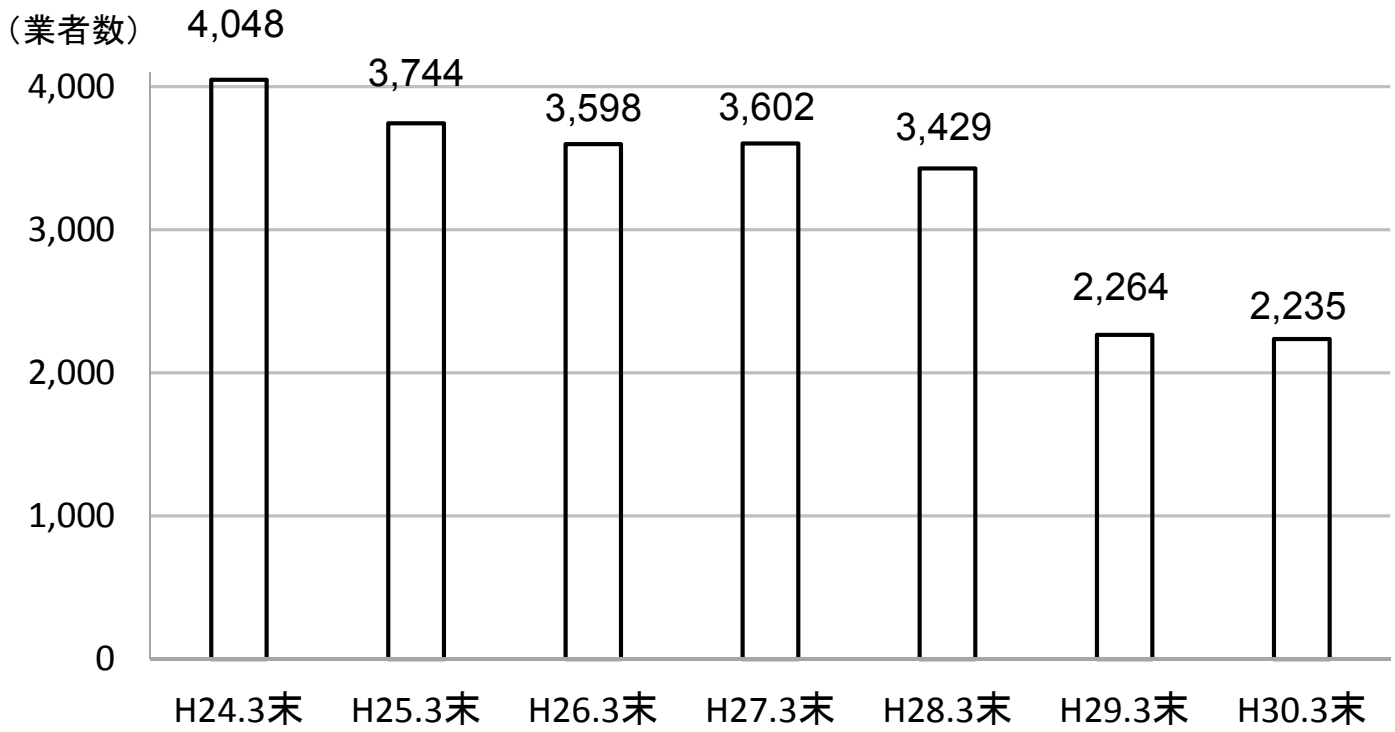

（注）H29.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

資料12－10－1

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	うちプロ向けファンド
販売本数	6,255本	708本
販売額合計	２兆7,773億円	１兆7,905億円
運用本数	7,482本	2,841本
運用財産額合計	24兆8,554億円	13兆5,813億円

○ 販売額別ファンド本数

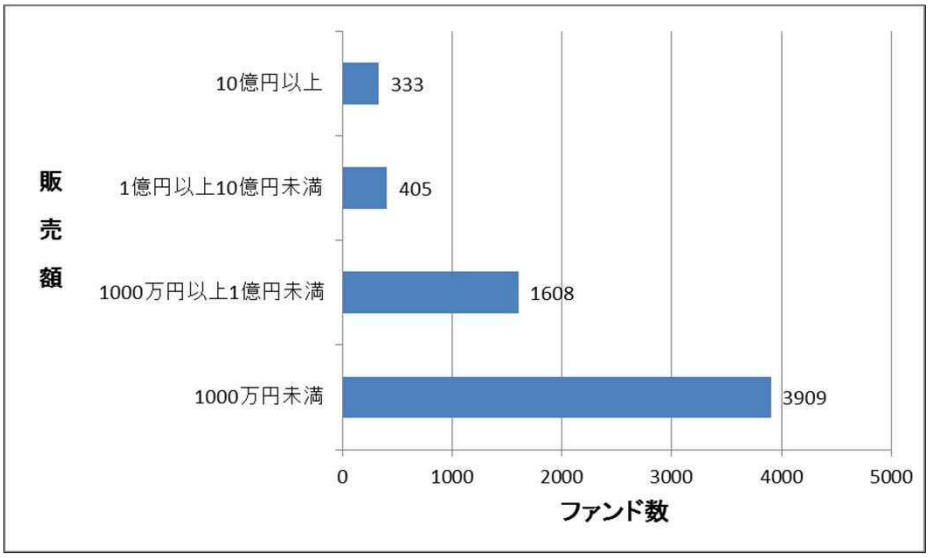

○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等

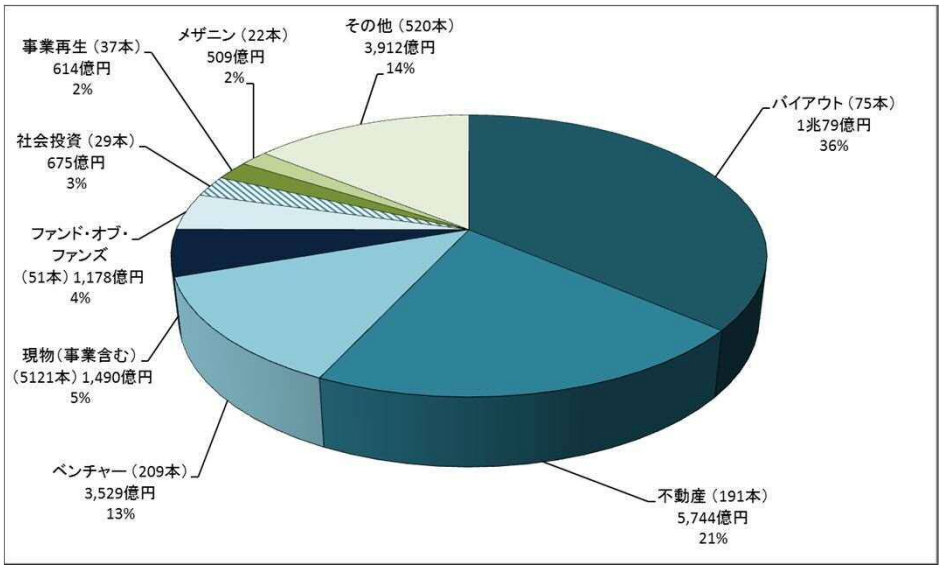

○ 運用財産額別ファンド本数

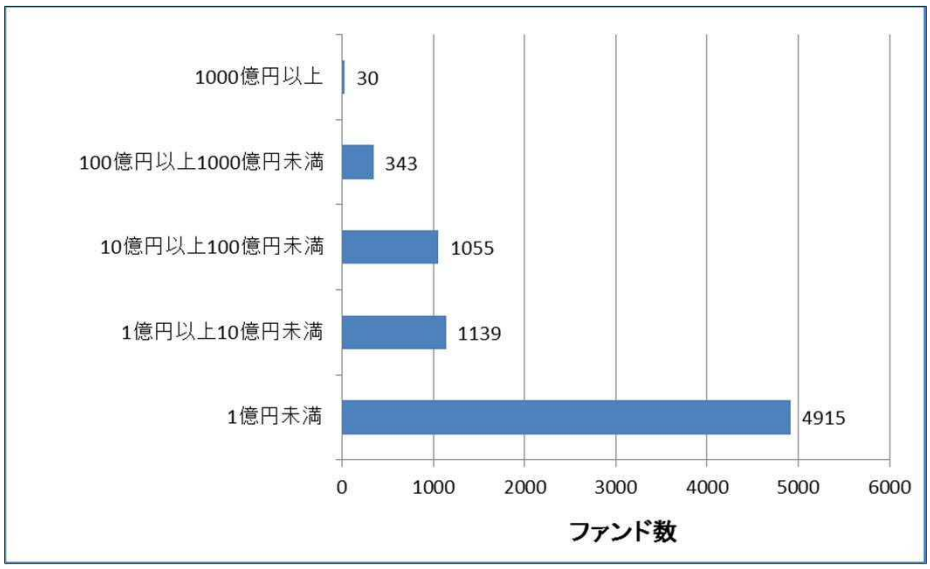

○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等

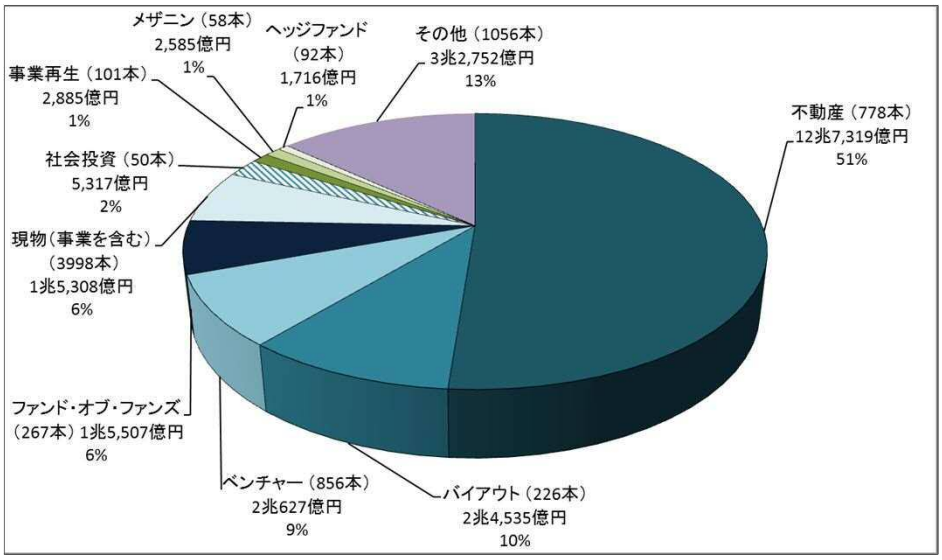

○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等

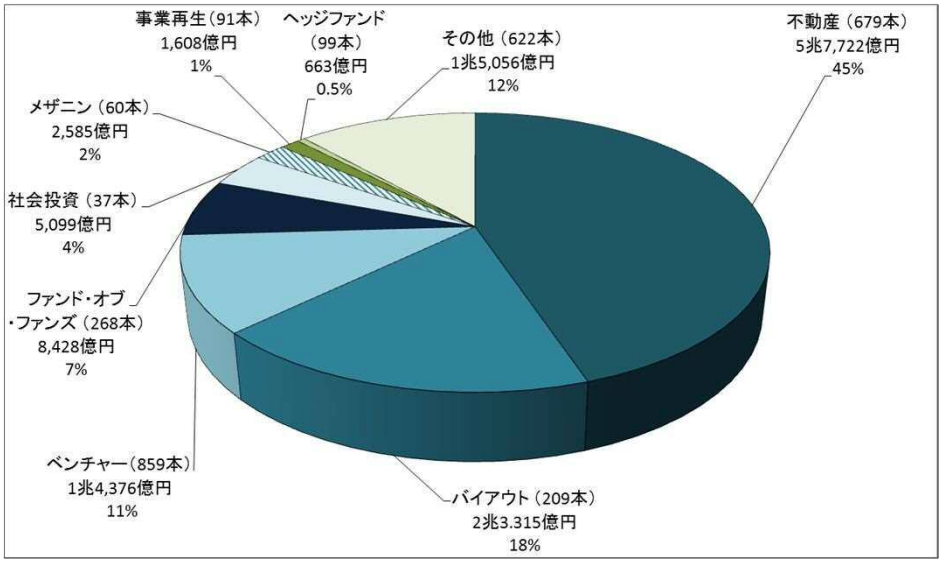

資料13－２－１

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

（単位：人、％）

	第1回試験（平成21年8月30日実施）	第2回試験（平成21年11月22日実施）	第3回試験（平成21年12月20日実施）	第4回試験（平成22年2月28日実施）	第5回試験（平成22年11月21日実施）	第6回試験（平成23年11月20日実施）	第7回試験（平成24年11月18日実施）	第8回試験（平成25年11月17日実施）	第9回試験（平成26年11月16日実施）	第10回試験（平成27年11月15日実施）	第11回試験（平成28年11月20日実施）	第12回試験（平成29年11月19日実施）	合　計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	185,089
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	165,687
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	79,293
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	47.9
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	－	49,093
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	－	61.9

資料13－６－１

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数	うち銀行	うち協同組織金融機関(※)	うち保険会社	うち証券会社	その他
2008年6月末	258	75	147	12	5	19
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

疑わしい取引の届出制度の概念図

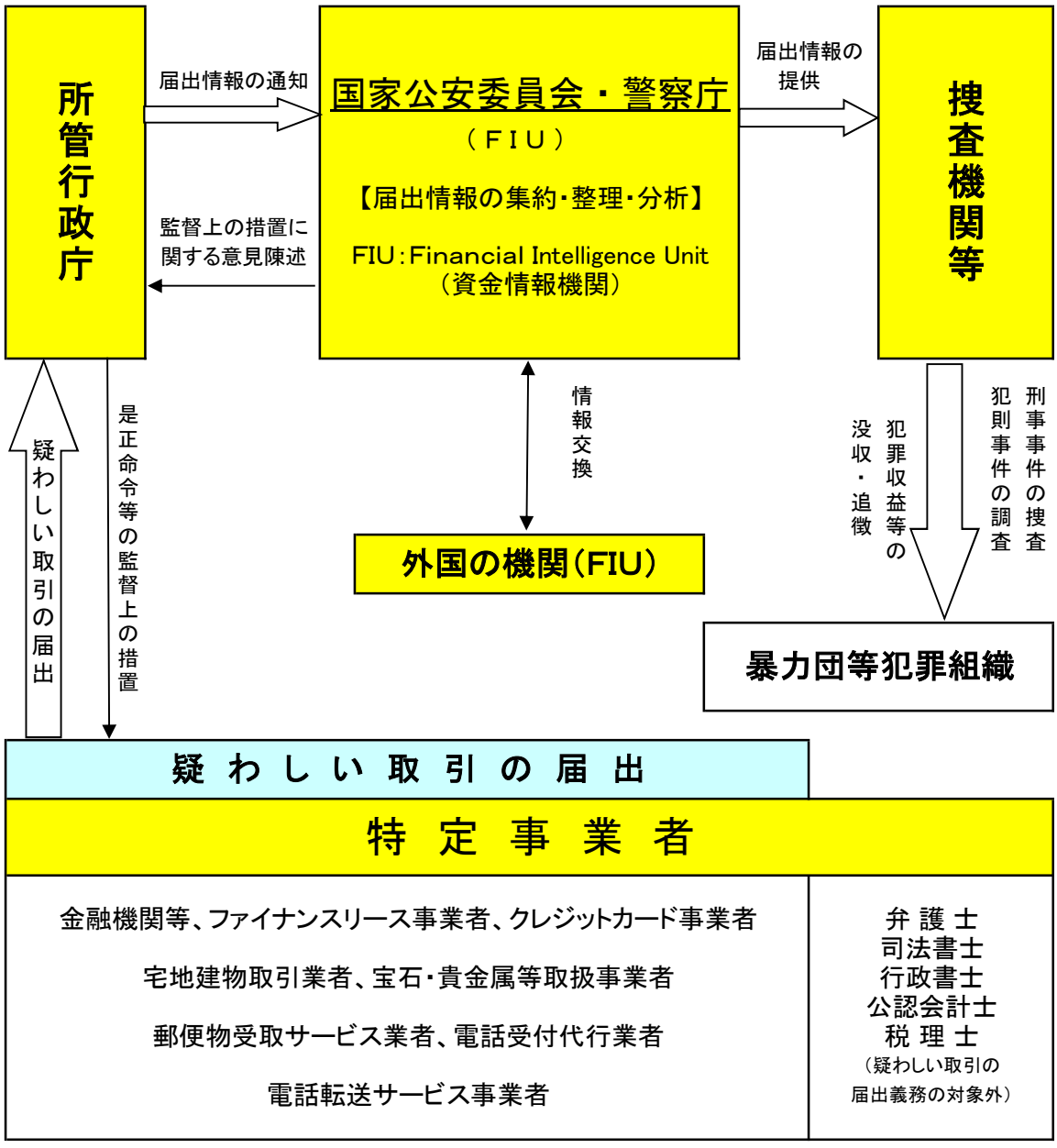

資料 17－１

調査から課徴金納付命令までの流れ

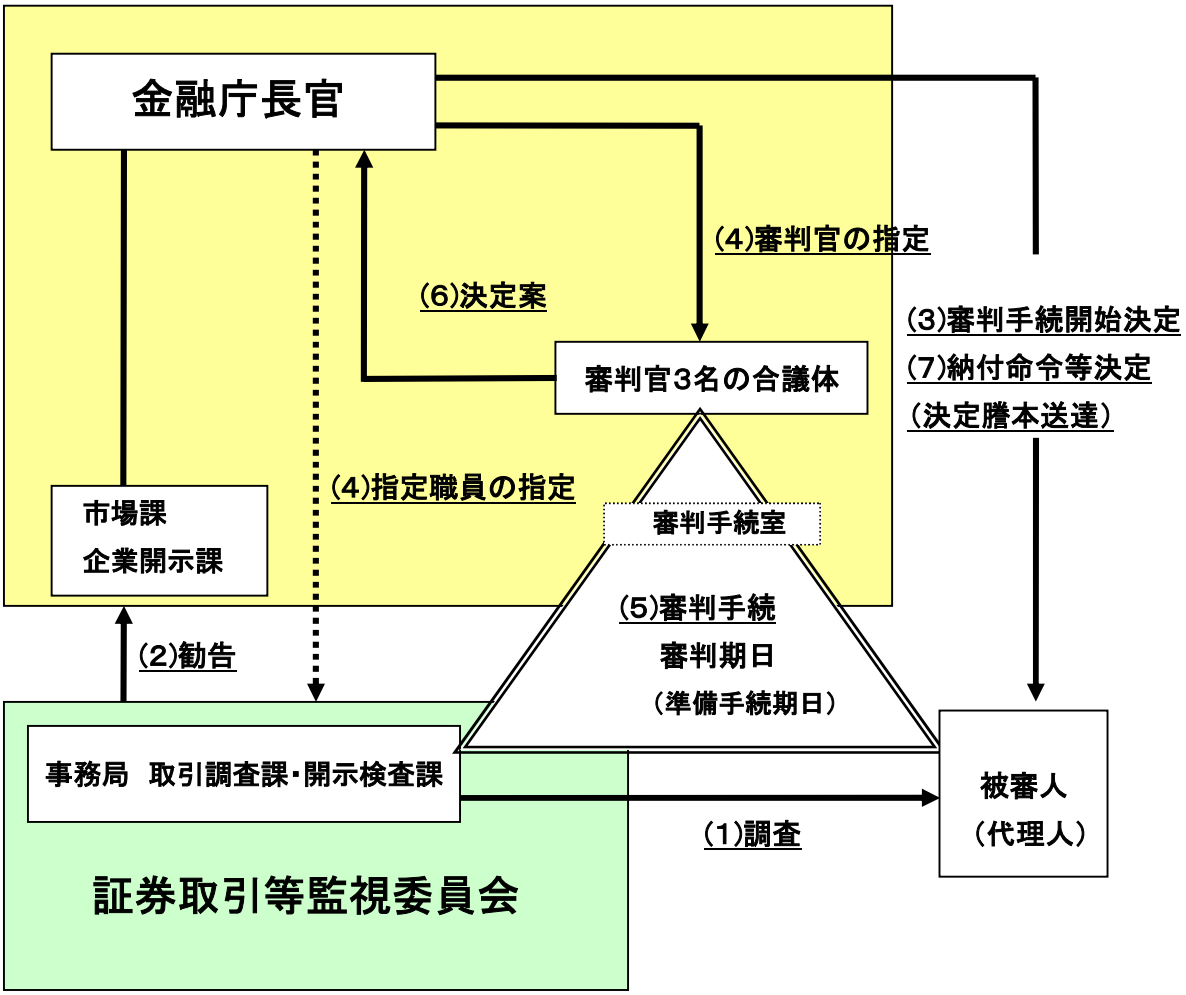

（注）指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※　公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※　番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ

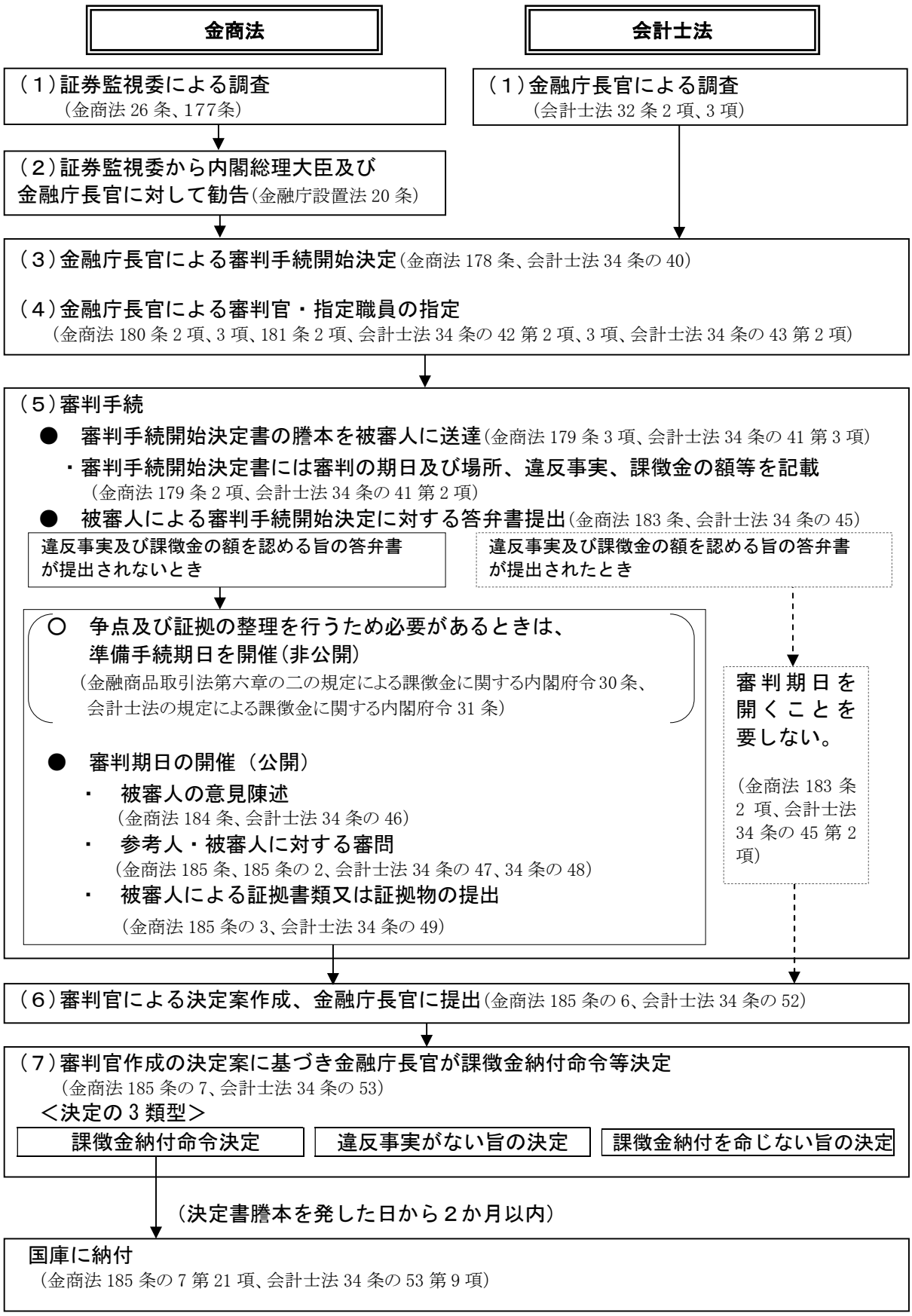

○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から３０日以内に裁判所に提起しなければならない（金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63）

※(1) (3) (4) (6) (7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている（金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4）
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

資料17－2

課徴金納付命令の実績

（平成29事務年度）

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	㈱デジタルデザイン株式に係る相場操縦（平成28年度第48号）	㈱デジタルデザイン株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成29年3月24日（勧告） 平成29年3月27日（開始決定）	平成29年8月9日	1228万円
2	サン電子㈱との契約締結者による内部者取引（平成29年度第10号）	重要事実（㈱サン電子の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、契約の履行に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成29年6月30日（勧告） 平成29年7月31日（開始決定）	平成29年9月14日	1857万円
3	㈱アサカ理研株式に係る相場操縦（平成29年度第11号）	㈱アサカ理研株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成29年9月1日（勧告） 平成29年9月4日（開始決定）	平成29年9月28日	208万円
4	シーシーエス㈱社員からの情報受領者による内部者取引（平成29年度第12号）	公開買付け等事実（オプテックス㈱の業務執行を決定する機関が、シーシーエス㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、同社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年9月8日（勧告） 平成29年9月11日（開始決定）	平成29年9月28日	133万円
5	シーシーエス㈱社員による公開買付けの実施に関する事実に係る伝達（平成29年度第13号）	公開買付け等事実（オプテックス㈱の業務執行を決定する機関が、シーシーエス㈱の株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年9月8日（勧告） 平成29年9月11日（開始決定）	平成29年10月12日	66万円
6	㈱文教堂グループホールディングス社員による内部者取引（平成29年度第14号）	重要事実（㈱文教堂グループホールディングスの属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成29年11月10日（勧告） 平成29年11月16日（開始決定）	平成29年12月14日	270万円
7	セントラル硝子㈱株式外４銘柄に係る相場操縦（平成29年度第15号）	セントラル硝子㈱株式ほか４銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成29年11月21日（勧告） 平成29年11月22日（開始決定）	平成29年12月14日	150万円
8	江崎グリコ㈱株式外３銘柄に係る相場操縦（平成28年度第46号）	江崎グリコ㈱株式ほか３銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	カスピアン・トレーディング・リミテッド	平成29年3月17日（勧告） 平成29年3月21日（開始決定）	平成30年1月25日	1332万円
9	公開買付者の社員による㈱エヌジェーケー株式に係る内部者取引及び公開買付けの実施に関する事実の伝達（平成29年度第17号）	公開買付け等事実（㈱エヌ・ティ・ティ・データの業務執行を決定する機関が、㈱エヌジェーケーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。また、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成29年12月15日（勧告） 平成29年12月18日（開始決定）	平成30年1月25日	19万円
10	公開買付者の社員からの情報受領者による㈱エヌジェーケー株式に係る内部者取引（平成29年度第18号）	公開買付け等事実（㈱エヌ・ティ・ティ・データの業務執行を決定する機関が、㈱エヌジェーケーの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、㈱エヌ・ティ・ティ・データ社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱エヌジェーケー株式を買い付けた。	個人	平成29年12月15日（勧告） 平成29年12月18日（開始決定）	平成30年1月25日	24万円
11	㈱ジャパンインベストメントアドバイザー社員による内部者取引（平成29年度第19号）	重要事実（㈱ジャパンインベストメントアドバイザーの業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたことほか）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己及び親族の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年12月15日（勧告） 平成29年12月18日（開始決定）	平成30年1月25日	434万円

No.	事　件　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
12	ピクセルカンパニーズ㈱に係る四半期報告書の虚偽記載 （平成29年度第20号）	連結子会社における設備の販売取引において、設備を引き渡していないにもかかわらず、売上を計上したことによって連結売上高を過大に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	ピクセルカンパニーズ㈱	平成29年12月19日	平成30年3月19日	600万円
13	㈱エボラブルアジア株式に係る相場操縦 （平成29年度第21号）	㈱エボラブルアジア株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	アセットデザイン㈱	平成30年1月16日 （勧告） 平成30年1月17日 （開始決定）	平成30年3月19日	1億341万円
14	あんしん保証㈱との契約締結交渉者の役員による内部者取引 （平成29年度第22号）	重要事実（あんしん保証㈱の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス㈱等との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、契約締結交渉に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、あんしん保証㈱株式を買い付けた。	個人	平成30年1月26日 （勧告） 平成30年1月29日 （開始決定）	平成30年3月19日	554万円
15	あんしん保証㈱の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第23号）	重要事実（あんしん保証㈱の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス㈱等との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、あんしん保証㈱役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年1月26日 （勧告） 平成30年1月29日 （開始決定）	平成30年3月19日	1007万円
16	あんしん保証㈱の役員による重要事実に係る伝達 （平成29年度第24号）	重要事実（あんしん保証㈱の業務執行を決定する機関が、イオンクレジットサービス㈱等との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前にあんしん保証㈱株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成30年1月26日 （勧告） 平成30年1月29日 （開始決定）	平成30年3月19日	503万円
17	公開買付者の社員からの情報受領者による㈱ニッコウトラベル株式に係る内部者取引 （平成29年度第25号）	公開買付け等事実（㈱三越伊勢丹ホールディングスの業務執行を決定する機関が、㈱ニッコウトラベルの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、㈱三越伊勢丹ホールディングス社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱ニッコウトラベル株式を買い付けた。	個人	平成30年2月16日 （勧告） 平成30年2月19日 （開始決定）	平成30年3月19日	135万円
18	㈱ソフィアホールディングスに係る有価証券報告書の虚偽記載 （平成29年度第26号）	連結子会社において、未達であるテレビ受信機器の販売計画を達成したと偽ったことによって、棚卸資産評価損の計上を適正に行わず、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	㈱ソフィアホールディングス	平成30年2月23日 （勧告） 平成30年2月26日 （開始決定）	平成30年3月19日	600万円
19	㈱T&Cメディカルサイエンスによる新株予約権証券の無届募集 （平成28年度第47号）	内閣総理大臣への届出を行わずに、新株予約券証券の募集（役職員ではない者を含む４名に対するものほか）を行い、取得させた。	㈱T&Cメディカルサイエンス	平成29年3月24日	平成30年4月23日	2241万円
20	日本サード・パーティ㈱役員による内部者取引 （平成29年度第27号）	重要事実（日本サード・パーティ㈱の業務執行を決定する機関が、㈱夢真ホールディングスほか２社との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年2月27日 （勧告） 平成30年2月28日 （開始決定）	平成30年4月23日	120万円
21	㈱プロルート丸光との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第28号）	重要事実（㈱プロルート丸光の業務執行を決定する機関が、同社の本店土地等を入札方式により売却することについての決定をしたこと）について、契約締結者の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年2月27日 （勧告） 平成30年2月28日 （開始決定）	平成30年4月23日	134万円
22	㈱プロルート丸光との契約締結者からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第29号）	重要事実（㈱プロルート丸光の業務執行を決定する機関が、同社の本店土地等を入札方式により売却することについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年2月27日 （勧告） 平成30年2月28日 （開始決定）	平成30年4月23日	61万円
23	㈱エスクロー・エージェント・ジャパン役員からの情報受領者による内部者取引 （平成29年度第30号）	重要事実（㈱エスクロー・エージェント・ジャパンの業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をしたことほか）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年3月16日 （勧告） 平成30年3月19日 （開始決定）	平成30年4月23日	119万円
24	㈱エスクロー・エージェント・ジャパン役員による重要事実に係る伝達 （平成29年度第31号）	公開買付け等事実（㈱エスクロー・エージェント・ジャパンの業務執行を決定する機関が、株式の分割を行うことについての決定をしたことほか）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、伝達した。	個人	平成30年3月16日 （勧告） 平成30年3月19日 （開始決定）	平成30年4月23日	59万円

No.	事　　件　　名	違反行為の態様	被　審　人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
25	ミサワホーム㈱役員からの情報受領者が所属する同社子会社の役員によるミサワホーム株式に係る内部者取引 （平成29年度第32号）	公開買付け等事実（トヨタホーム㈱の業務執行を決定する機関が、ミサワホーム㈱株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年3月16日 （勧告） 平成30年3月19日 （開始決定）	平成30年4月23日	20万円
26	㈱ユアテック株式外１銘柄に係る相場操縦 （平成29年度第33号）	㈱ユアテック株式ほか１銘柄につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成30年3月23日 （勧告） 平成30年3月26日 （開始決定）	平成30年4月23日	47万円
27	プレシジョン・システム・サイエンス㈱顧問による内部者取引 （平成30年度第1号）	重要事実（プレシジョン・システム・サイエンス㈱の業務執行を決定する機関が、㈱日立ハイテクノロジーズとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、プレシジョン・システム・サイエンス㈱株式を買い付けた。	個人	平成30年3月30日 （勧告） 平成30年4月2日 （開始決定）	平成30年4月23日	37万円
28	プレシジョン・システム・サイエンス㈱顧問による内部者取引 （平成30年度第2号）	重要事実（プレシジョン・システム・サイエンス㈱の業務執行を決定する機関が、㈱日立ハイテクノロジーズとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと）について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、プレシジョン・システム・サイエンス㈱株式を買い付けた。	個人	平成30年3月30日 （勧告） 平成30年4月2日 （開始決定）	平成30年4月23日	30万円
29	日東電工㈱株式に係る相場操縦 （平成26年度第33号）	日東電工㈱の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	アレイオン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド	平成26年12月5日 （勧告） 平成27年1月16日 （開始決定）	平成30年6月11日	6億8424万円
30	イーレックス㈱の役員からの情報受領者による内部者取引 （平成30年度第3号）	重要事実（イーレックス㈱の属する企業集団の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたことほか）について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年4月24日 （勧告） 平成30年4月25日 （開始決定）	平成30年6月11日	1167万円
31	㈱桧家ホールディングス株式に係る相場操縦 （平成30年度第4号）	㈱桧家ホールディングスの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成30年5月11日 （勧告） 平成30年5月14日 （開始決定）	平成30年6月11日	21万円

資料18－２－１

意見申出実績（検査実施日ベース）

○　申出機関数　　（平成30年６月末現在）

	銀　行	協同組織金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～26 事務年度	22	11	2	5	2	42
27　事務年度	0	0	0	0	0	0
28　事務年度	0	0	0	0	0	0
29　事務年度	1	0	0	0	0	1
計	23	11	2	5	2	43

資料 18－３－１

金融庁
Financial Services Agency

金融モニタリング情報収集窓口

～金融機関の利用者の皆様へ～
金融機関に関する情報の提供をお願いします！

○金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集しています。

（注） 金融庁及び財務局等では、現在、検査・監督一体での切れ目ない総合的な金融モニタリングを行っています。こうした方針の下では、有益な情報は、立入検査の有無に関わらず全ての金融機関について常時収集することが望ましいことから、平成 28 年 11 月より、従来行っていた「情報を募集している金融機関」の掲載は廃止することといたしました。

○金融庁及び財務局等が監督している金融機関（銀行等、保険会社等、信用金庫、信用組合、労働金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会など）に関する情報をお持ちの方は、下記の注意事項をご確認のうえ、当該ウェブサイト（ホームページ）上の入力フォーム、ファックス又は郵送によりご提供ください。金融庁及び財務局等が監督している金融機関については、こちらをクリック。

○なお、財務局長登録の貸金業者（注）に関しても、常時、財務局の金融モニタリング情報収集窓口において、情報を受け付けています。「登録貸金業者情報検索入力ページ」で登録財務局をご確認のうえ、当該財務局等の金融モニタリング情報収集窓口に情報をご提供ください。財務局等の金融モニタリング情報収集窓口は、こちらをクリック。

（注） 二つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置して事業を営む場合には、財務局長登録の貸金業者となります。

巻末資料１

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
29 年 195 国会 （常会）	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律	平成 30 年３月 31 日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置について、保険契約者等への影響に鑑み、当該特例措置の期限を平成 35 年３月 31 日まで延長したもの。	30．３．31	30．４．１

巻末資料２

この１年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（平成 29 事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年９月 28 日 （29 年９月 28 日適用）	銀行の所有不動産の有効活用等に係る改正
29 年 11 月 10 日 （29 年 11 月 10 日適用）	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正
29 年 12 月 11 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30 年３月 14 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30 年３月 30 日 （30 年３月 30 日適用）	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
30 年５月 30 日 （30 年６月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年９月 28 日 （29 年９月 28 日適用）	銀行の所有不動産の有効活用等に係る改正
29 年 11 月 10 日 （29 年 11 月 10 日適用）	「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」等の施行に係る改正
29 年 12 月 11 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30 年３月 14 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30 年３月 30 日 （30 年３月 30 日適用）	取引先企業に対する人材紹介業務に係る改正
30 年５月 30 日 （30 年６月１日適用）	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正

信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年９月 28 日 （29 年９月 28 日適用）	「保険子会社のオペレーティング・リース業務」に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

少額短期保険業者向けの監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年９月 29 日 （29 年 10 月１日適用）	積立投資に特化した少額投資非課税制度（つみたてＮＩＳＡ）導入に伴う改正
29 年 12 月 11 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
29 年 12 月 27 日 （30 年４月１日適用）	「金融商品取引法の一部を改正する法律」等の施行に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30 年３月 14 日 （30 年 3 月 31 日適用）	「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正

高速取引行為者向けの監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年 12 月 27 日 （30 年４月１日適用）	金融商品取引法等の一部改正（平成 30 年４月１日）に伴い、高速取引行為者の業務の適切性に係る検証の留意事項や業務方法書における取引戦略の記載上の留意事項を記載した監督指針を策定

貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う改正

事務ガイドライン　第三分冊:金融会社関係

公表日	改　正　・　策　定　内　容
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に伴う改正

系統金融機関等向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年 12 月 11 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正

30 年３月 14 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年 12 月 11 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制（第３の柱）に関する告示」の一部改正及び金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正に係る改正
30 年２月６日 （30 年２月６日適用）	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定に係る改正
30 年３月 14 日 （30 年３月 31 日適用）	「自己資本比率規制及び流動性規制（第３の柱）並びに報酬に関する告示」の一部改正に係る改正
30 年３月 28 日 （30 年４月１日適用）	事務委託店に対する指導体制等に係る改正

信用保証協会向けの総合的な監督指針

公表日	改　正　・　策　定　内　容
29 年 10 月 25 日 （30 年４月１日適用）	「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」（30 年４月１日施行）に伴う改正

金融庁の所在地等

平成 30 年６月 30 日現在

金融庁

〒100－8967　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

証券取引等監視委員会

〒100－8922　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

公認会計士・監査審査会

〒100－8905　東京都千代田区霞が関３－２－１中央合同庁舎第７号館

電話番号　　03－3506－6000（代表）

（地下鉄）

- 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩５分
- 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩５分
- 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩５分